昭和五十三年三月九日

四日市市議会定例会会議録（第一号）

四日市市議会

○議　事　日　程　第一号

昭和五十三年三月九日（木）午前十時開会

第　一　会議録署名議員の指名について

第　二　議席の一部変更について

第　三　会期の決定について

第　四　報告第　一号　専決処分について

第　五　報告第　二号　専決処分について

第　六　報告第　三号　専決処分の報告について

第　七　報告第　四号　専決処分の報告について

第　八　議案第　三号　昭和五十三年度四日市市一般会計予算……議案説明

第　九　議案第　四号　昭和五十三年度四日市市競輪事業特別会計予算……〃

第一〇　議案第　五号　昭和五十三年度四日市市国民健康保険特別会計予算……〃

第一一　議案第　六号　昭和五十三年度四日市市と畜場食肉市場特別会計予算……〃

第一二　議案第　七号　昭和五十三年度四日市市営魚市場特別会計予算……〃

第一三　議案第　八号　昭和五十三年度四日市市公共下水道特別会計予算……〃

第一四　議案第　九号　昭和五十三年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算……〃

第一五　議案第一〇号　昭和五十三年度四日市市交通災害共済事業特別会計予算……〃

第一六　議案第一一号　昭和五十三年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算……〃

第一七　議案第一二号　昭和五十三年度四日市市営駐車場特別会計予算……議案説明
第一八　議案第一三号　昭和五十三年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計予算……〃
第一九　議案第一四号　昭和五十三年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算……〃
第二〇　議案第一五号　昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業会計予算……〃
第二一　議案第一六号　昭和五十三年度四日市市水道事業会計予算……〃
第二二　議案第一七号　昭和五十三年度四日市市農業共済事業会計予算……〃
第二三　議案第一八号　昭和五十三年度四日市市桜財産区予算……〃
第二四　議案第一九号　四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……〃
第二五　議案第二〇号　四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……〃
第二六　議案第二一号　四日市市職員定数条例の一部改正について……〃
第二七　議案第二二号　四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……〃
第二八　議案第二三号　四日市市職員給与条例の一部改正について……〃
第二九　議案第二四号　育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正について……〃
第三〇　議案第二五号　四日市市税条例の一部改正について……〃
第三一　議案第二六号　四日市市立保育所条例の一部改正について……〃
第三二　議案第二七号　四日市市立養護施設条例の一部改正について……〃

第三三　議案第二八号　四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正について……議案説明
第三四　議案第二九号　四日市市営宮妻峡ヒュッテの設置及び管理に関する条例の制定について……〃
第三五　議案第三〇号　四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について……〃
第三六　議案第三一号　四日市市霊園条例の一部改正について……〃
第三七　議案第三二号　四日市市斎場条例の一部改正について……〃
第三八　議案第三三号　四日市市農業共済条例の一部改正について……〃
第三九　議案第三四号　四日市市公共下水道条例の一部改正について……〃
第四〇　議案第三五号　四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について……〃
第四一　議案第三六号　四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正について……〃
第四二　議案第三七号　四日市市立幼稚園条例の一部改正について……〃
第四三　議案第三八号　四日市市立公民館条例の一部改正について……〃
第四四　議案第三九号　四日市市消防賞じゅつ金条例の一部改正について……〃
第四五　議案第四〇号　四日市市簡易水道条例の一部改正について……〃
第四六　議案第四一号　農業共済事業事務費の賦課について……〃
第四七　議案第四二号　市道路線の認定について……〃
第四八　議案第四三号　市道路線の一部廃止について……〃
第四九　議案第四四号　住居表示に関する法律第三条第一項の規定により当市における市街地

の区域及び当該区域における住居表示の方法について……議案説明
第五〇　議案第四五号　町の区域の変更について……〃
第五一　議案第四六号　字の区域の変更について……〃
第五二　議案第四七号　小学校施設の譲り受けについて……〃
第五三　議案第四八号　小学校施設の譲り受けについて……〃
第五四　議案第四九号　小学校施設の譲り受けについて……〃
第五五　議案第五〇号　小学校施設の譲り受けについて……〃
第五六　議案第五一号　中学校施設の譲り受けについて……〃
第五七　議案第五二号　中学校施設の譲り受けについて……〃

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員（四十二名）

青山峯男	天春文雄	小井道夫	伊藤信一

岩田久雄	宇治田良市	小川四郎	大谷喜正	大森多喜三	加藤定男	金森正	川口洋二	喜多野等	訓覇也男	粉川茂	小林博次
後藤寛次	後藤長六	坂口正次	高井三夫	高木勲	田中基介						

○欠席議員（二名）

山中一忠	小林喜夫
山本勝	高橋力三

○出席議事説明者

市長	加藤寛嗣
助役	三輪喜代司
収入役	平井清三
市長公室長	阿南輝彦
総務部長	斎藤久美
財政部長	伊藤治郎
市民部長	矢田三郎
福祉部長	杉本芳治
産業部長	谷沢文男
環境部長	川合一郎

坪井妙子	出井博夫
中村信平	生川蔵
野崎貞平	野呂和芳
橋本増蔵	長谷川鐸元
平野行信	福田香史
古市元一	堀兵衛
前川辰男	増山英一
松島良一	森安吉生
山口信生	山路剛

都市計画部長	杉本義広
建設部長	石井三夫
下水道部長	奥村仁人
副収入役	荒木三郎
教育委員長	栗原弘
教育長	山鹿静夫
次長	六田猶裕
病院事務長	藪田裕
水道事業管理者	村山了
技術部長	黒川薫
消防長	松村佳美
次長	岡本林衛
代表監査委員	吉田耕吉

○出席事務局職員

事務局長	佐々木晃精
議事課長	小坂靖
議事係長	板崎大之丞
主事	山口克彦
主事	金森伸夫

午前十時一分開会

○議長（大谷喜正君）　ただいまから、昭和五十三年三月、四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、三十二名であります。

出席要求をいたしました議事説明者の氏名は、お手元に配布の議事説明者要求書写しのとおりであります。

なお、坂倉助役は、不発弾処理のため欠席いたしますのでご了承願います。

会議に先立ちまして、新しく就任された吉田代表監査委員から発言を求められておりますので、この際これを許します。

〔代表監査委員（吉田耕吉君）議場中央に進む。〕

○代表監査委員（吉田耕吉君）　私、新しく任命されました監査委員の吉田耕吉でございます。

昨年末、はからずも監査委員に選任されまして、十二月二十五日付をもって任命され、以後実務に携っておるので

ございますけれども、何分にも私全くの素人でございますので、これから一生懸命に勉強しまして、やっていきたいと思っております。何はともあれ、地方自治法の示します趣旨を体しまして、この与えられた役割を果たして、まことに非力でございますけれども市勢の発展に役立ちたいと、こういう心でございますので、何とぞどうぞよろしくお願いいたします。きょうは、貴重な時間を私のためにつくっていただきまして、どうもありがとうございました。簡単でございますが、ごあいさつにかえさしていただきます。（拍手）

○議長（大谷喜正君）　引き続き、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　本日の会議に先立ちまして、去る三月七日、塩浜都市下水路工事現場で発見されました不発弾の処理について、その経過、方法等の概要をご報告申し上げます。

同日午前九時ごろ、塩浜第一排水路しゅんせつ工事請負者三菱建設から、二百五十キロ不発弾発見の報を受け、直ちに四日市南署へ通報し、同署から県警本部を通じて、陸上自衛隊第十師団不発弾処理班に対し、その処理を要請し、処理班の到着を待って、関係機関で協議の結果、安全確保のため、とりあえず仮措置をすることとし、安全対策を十分講じていることを、付近住民の方々に周知いたしました。一方、現地に坂倉助役を長とし、四日市海上保安部、陸上自衛隊第十師団、四日市港管理組合、四日市南警察署及び市職員、その他の関係機関等により、対策本部を設置し、協議を重ねた結果、最も安全と考えられる海上での処理を行うこととし、本日午後一時ごろ、四日市港七号岸壁より搬出し、午後二時ごろに七号浮標南千百五十メーター地点の海上で、無力化作業を行うこととといたしております。処理に当たりましては、陸上、海上ともに関係機関等の協力を得て、地域住民への周知、施設警戒、船舶の航行制限等、

安全の確保には細心の注意を払って実施いたしたいと存じます。

○議長（大谷喜正君）　これより、本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第一号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一　会議録署名議員の指名について

○議長（大谷喜正君）　日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において加藤定男君及び増山英一君を指名いたします。

日程第二　議席の一部変更について

○議長（大谷喜正君）　次に、日程第二、議席の一部変更についてを議題といたします。

おはかりいたします。坂口正次君及び福田香史君の議席を、ただいまご着席のとおり変更いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　ご異議なしと認めます。よって、坂口正次君及び福田香史君の議席は、ただいまご着席のとおり変更することに決しました。

日程第三　会期の決定について

○議長（大谷喜正君）　次に、日程第三、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から三月二十八日までの二十日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から三月二十八日までの二十日間と決定いたしました。

日程第四　報告第一号　専決処分について、及び

日程第五　報告第二号　専決処分について

○議長（大谷喜正君）　次に、日程第四、報告第一号専決処分について及び日程第五、報告第二号専決処分についてを一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　ただいまご上程の報告第一号及び報告第二号は、いずれも国の第二次補正予算により増額決定があり、緊急に施行を要するものとして、昭和五十二年度一般会計補正予算（第四号）においては、交通安全施設等整備事業費の歳入歳出予算の追加補正と、関連する地方債の変更を計上し、昭和五十二年度公共下水道特別会計補正予算（第三号）においては、常磐、中央及び高砂ポンプ場築造費について、歳入歳出予算の追加補正をしますとともに、これに関連する債務負担行為の追加及び変更並びに地方債の変更に係る予算の補正を専決により行ったものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君）　提出理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより、本件を直ちに採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　ご異議なしと認めます。よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第六　報告第三号　専決処分の報告について、及び

日程第七　報告第四号　専決処分の報告について

○議長（大谷喜正君）　次に、日程第六、報告第三号専決処分の報告について及び日程第七、報告第四号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣加）　ただいまご上程の各報告について、ご説明申し上げます。

報告第三号は、市有自動車による交通事故、図書館におけるガラス破損による負傷事故及び馳出町地内における道路事故による損害賠償の額の決定について、それぞれ地方自治第百八十条の規定に基づき専決処分したものであります。

報告第四号は、昨年六月及び九月定例議会でご決議いただきました塩浜第一排水路築造工事ほか二件の工事請負契約に係る変更契約について、地方自治法第百八十条の規定に基づき専決処分したものであります。

○議長（大谷喜正君）　提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君　報告第三号の中の図書館におけるガラス破片による負傷事故について、お尋ねをいたします。

私は、ご承知のように、教育民生委員会の中から、図書館運営協議会委員として選出されておりますので、この問題につきましては、この場で一応いつどんな原因で、そしてその経過がどうであったか、あるいは後始末がどうであったか、そういった問題について、詳細にご説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（大谷喜正君）　教育次長。

〔教育次長（六田猶裕君）登壇〕

○教育次長（六田猶裕君）　ただいま、専決処分の三号のうち、図書館内小中学校の閲覧室に起こりました事故につきましてのご質疑がございましたが、これの日にちは、五十二年十月二日の午後四時三十分という時刻でございます。ちょうど当日は日曜日でございまして、閲覧者が非常に多いという状況でございまして、そうして、この被害を受けました永野顕という港中学校の二年生でございますが、児童閲覧室において閲覧中でございました。それで、いまの日曜日の混雑中でございましたので、この排煙窓を開けていたわけでございますが、それを閉めるということをやりましたところ、これのガラスが落ちて、下におりました永野顕がガラスによる負傷をしたと、こういうことでございました。そういうことで、常備薬で応急に処置いたしまして、直ちに山中胃腸科病院に輸送し、治療を受けたということでございます。その後におきましては、本人の希望も入れまして、山中病院から近くの川村病院に転院したと、事後措置もございましたので、その経過を見ながら示談をしたという結果でございますが、山中病院並びに川村病院における治療代合わせて六千五百六十円の金額になるわけでございます。これにつきましては、本人とも示談が調いまして、損害賠償が十二月十四日に成立いたしました。これによって、本人負担分を当方が負担するということになったわけでございます。なお、このガラス窓の処理でございますが、やはり手落ちはなかったのと思われたのでございますが、平常時に、やはり手で動かせるような手動式に切りかえる必要があるというところで、現在その改装に着手しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君　いまのご説明を聞いておりますと、どんなけがをしたかというようなご説明をいただいておりませんけれども、被害者と損害賠償について示談をしたという言葉がございますので、恐らくかすり傷程度でなかったかと思います。この点についても、もう一度ご説明をいただきたいと思いますし、なおまた、最近学校の施設の中に、古い窓サッシのためにサッシが落ちてくるとか、いろいろな問題もございますので、十分ひとつ今後、学校施設あるいはそういった公共施設につきまして、そういった問題がないように十分ご配慮をいただきたいと思いますし、なおまた、十月二日にこういった問題がありながら、その後図書館運営協議会が開かれたにかかわらず、その場でなぜその説明ができなかったかということについて、私は非常に問題にしていきたいと思っております。それは、その事故が大した事故でないというふうに考えておる理事者側の考え方に対して、私はもう一度その点について、ご反省をいただきたいと思うんです。ただ単に子供がけがして、父兄との示談が成り立ったというだけでは済まされない問題であります。教育長におきましても、先ほど申しましたように、学校施設について十分点検したらどうか、その点も合わせて、ここでご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大谷喜正君）　教育次長。

〔教育次長（六田猶裕君）登壇〕

○教育次長（六田猶裕君）　どうも重ねての質疑でございまして、本人が受けました傷でございますが、ちょうど左の耳下の部分に、二センチ程度の切り傷を負ったと、こういう裂傷でございます。

それから、いまの示談によりまして事解決したという気持ちは決してございませんので、公的な機関の中におきますそういう負傷事故を生じたということにつきましては、これは十分本人にもおわびをし、また今後ともそういうことがないように対処するというのが、教育委員会の姿勢でございます。図書館運営協議会の席におきまして、そういう報告がなかったということはいかがかと思いますので、今後ともそういう点につきましては、事前にそういうことのないよう十分注意さしていただきたいと、改めておわび申し上げる次第でございます。

それから、各学校における交通安全等も含めまして、そういう児童の安全対策につきましては、教育委員会としては、まともに取り組むべき大きな問題であると、教育のまず第一といたしましては、安全であるということが第一かと思いますので、十分ご指摘の点は留意して、対処してまいりたいと思いますので、ご了解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君　第四号の工事請負契約の変更のうち、雨池ポンプ場築造工事に関しまして、三千九百四十万一千円の契約変更になっておりますが、請負金額の五％以内ということでありますけれども、これの金額が大変大きいわけでございます。どういうことに原因しているものなのかということ、それから、入札時における下から二番目のあるいは三番目の入札者、その金額等を教えていただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君）　雨池ポンプ場築造工事の関係でございますが、変更内容といたしましては、横に名四国道の高架基礎が接近しておりまして、五メーターの位置でございますが、鋼管矢板を無振動、無騒音ということで計画しておったわけでございますが、精査の結果、当初予定しておりました鋼管矢板の変位量が予想より増大すると

想定されますので、名四国道高架基礎、それから八百ミリの工業用水道管もその間に通っておりまして、この名四国道の高架基礎、工業用水道管に危険を及ぼすおそれが出てまいりましたので、変位量の少ない地中壁工法に変更をさしていただいたために、増額となったものでございます。

それから、二番札ということでございますが、竹中土木で、十億五千八百万円でございます。

○議長（大谷喜正君）　小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君　その変位量というのが、私も技術的なことはわかりませんので、どういう意味かわからないんですけれども、名四国道が通っています条件というのは、最初からはっきりしているわけでございますし、今日いろいろ工事をするに当たりましては、十分な事前調査というものも、そしてそれに応じた技術対応というものがあると思うんですが、この点がどうもいまのご説明では明らかでありませんし、いわばその点では、作業上の問題ではないかと、工事請負価格の中で、請負業者の方でその辺が処理をされていかれるべき性質のものではないのかどうか、いまお答えのように、二番札は十億五千八百万でございますから、三千九百万最低落札者の、この大成建設三千九百万を加えますと、二番札より上がってまいります。こうした点も考えますとですね、この変更については、私も断定的には申しかねますけれども、若干の疑問が残るわけでございます。この点いま少し、私が指摘しました点を含めて、明快なお答えをいただきたいと思うわけでございます。

○議長（大谷喜正君）　下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君）　工法の変更でございますので、これは変更につきましては、議会の同意を得なければならないと思います。

それから、無振動、無騒音工法でございますので、鋼管矢板ということで、当初十分な耐力が得られるという想定で、実際工事に着手しておるわけでございますが、その後の技術的な精査検討の結果、名四国道に危険を及ぼす悪影響が出るおそれがございますので、同じ無振動、無騒音工法ではございますが、地中壁工法に変更し、増額をさしていただいたと、こういうわけでございます。

○議長（大谷喜正君）　小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君　大変むずかしい問題でございまして、しかも専決処分で、ここで報告承認という即決の形になりますし、私も先ほど申し上げましたように、断定的には申し上げられませんし、また、設計変更と言われますと、何とも言いようのないわけなんですけれども、なかなか疑問が残ります。適当な機会に建設委員会等でまたこの点を改めてご協議いただければと思いまして、この点で終わりたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　他にご質疑もありませんので、本件についてはこれをもって報告を終了いたします。

日程第八　議案第三号　昭和五十三年度四日市市一般会計予算、ないし
日程第五七　議案第五二号　中学校施設の譲り受けについて

○議長（大谷喜正君）　次に、日程第八、議案第三号昭和五十三年度四日市市一般会計予算ないし日程第五十七、議案第五十二号中学校施設の譲り受けについての五十件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　本年最初の市議会定例会の開会に当たり、昭和五十三年度予算案を初め、諸議案をご審議いただくに先立ち、市政に対する所信の一端と施策の概要を申し述べたいと存じます。

今日の国民経済は、変動する世界経済の中にあって、石油危機以来の経済混乱と、景気低迷から脱し得ず、さらに二百カイリ問題、国際通貨不安等が加わり、大きな転換期に直面しているものと考えます。

このことは、地方行財政にも大きな影響を及ぼし、本市におきましても、ますます深刻化しつつある厳しい財政状況のもとで、多様化する行政需要に対処しなければならない実情であります。このような時こそ、市民福祉の充実を基本理念として、対話と調和のある地域社会づくりを進めながら、「緑と太陽のある豊かなまちづくり」を実現することが、市民生活の向上と市勢の発展に資するものであると確信いたしております。

いまここに迎えようとしております昭和五十三年度は、本市の基本構想に基づく五ヵ年計画の最終年に当たります。したがって、計画の推進に鋭意努力いたしますとともに、新たな決意をもって、二十一世紀を指向する構想を探究すべき重要な年でもありますので、当面する基本的な課題について考え方を申し述べます。

第一に、「地域社会づくり」でございます。わが国の社会経済は、高度成長によって物質的繁栄がもたらされましたが、一方では社会連帯の意識が薄れ、断絶、エゴの目立つ社会像が問題とされて来ております。私は「物よりも心の豊かさ」、「ぬくもりのある社会の復活」こそが今日強く求められるべきものと考えるのであります。

したがいまして、「新しい地域社会づくり」という、このむずかしい明日への課題に対応するため、かねてより検討を進めてまいりました現在の出張所と公民館を、施設的にも機能的にも一体化する「地区市民センター」構想につ

いて、おおむねその成案を得ましたので、地域住民の連帯の場及び地域行政の拠点として、新年度から一部において試行実施に入るとともに、出張所のない中央地区についても別途のセンター構想を進めてまいる所存でございます。

なお、近く答申を受ける本市地域問題調査会の意向等を十分踏まえながら、逐次全市的に拡げてまいりたいと存じます。

第二に、「新総合計画の策定」でありますが、昨年十一月、国は「第三次全国総合開発計画」を公表し、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた人間居住の総合的環境の形成を図り、魅力ある地方都市づくりを目指す「定住構想」を提唱しております。このような国の計画と、本市のおかれている現状等を踏まえ、現構想の基本理念を尊重しながら、去る一月に発足させました「四日市市政懇話会」等を通じて、市民各層の方々の意見を広く聞き、市民参加による「あすへの大四日市建設」を目指した構想にいたしたいと考えております。

第三には、「財政運営の健全化施策」の推進であります。

地方自治法が発足してから満三十年を経過したのでありますが、特に、高度経済成長期とともに行政範囲は拡大し、財政規模も膨張の一途をたどってまいりました。昭和四十八年以来の経済混迷によって、地方行財政は大きな変革を余儀なくされ、本市におきましても、調査会を設置するなどして行財政のあり方について鋭意検討をしてまいりました。

昨年七月に実施いたしました機構改革、権限委譲等もその重要な一環でありますが、行政体質の合理化、効率化、行政経費の節減には不断の努力を一層押し進めねばならず、市各部局に徹底いたしまして、その成果を挙げるべく最善の努力をいたす所存でございます。

一方、本市総合計画の諸事業については、公共事業を主体とした国の景気浮揚策もあり、積極的に推進を図ってま

いりましたが、反面、そのために年々市債発行額は累増し、景気停滞による法人関係税の減退もあって、財政硬直化の傾向は著しく深まりつつあります。

このような財政状況を改善するため、財源の拡充強化を図ってまいらねばなりません。すなわち、国、県に対しては、租税特別措置法の整理縮小、電気税の非課税品目の整理、事業所税の拡大、固定資産税の特例廃止、石油税の大幅移譲並びに超過負担の解消、補助金制度等現行制度の改正を強力に要請してまいりたいと存じます。

また、市における制度的財源対策としては、超過課税、法定外普通税等について引き続き検討するとともに、公共施設の使用料をはじめ受益者負担についても、その適正化を図ってまいる所存でございます。

以上の三点を基本的課題としながら、新年度の予算編成に当たったのでございます。

政府は、昨年九月財政、金融面からの景気テコ入れ策を中心とした総合経済対策を実施したのでありますが、後半からの円高現象により、産業界は大きな打撃を受けて、不況感は一層深刻化している状況にかんがみ、五十三年度へかけての持続的な景気回復を図るため、きわめて厳しい財政事情にもかかわらず、「十五カ月予算」の構想のもとに、公共事業等の規模を拡大した積極的な財政運営を行おうとしております。

政府の「昭和五十三年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」によりますと、新年度の基本的課題は、内需中心の景気拡大によって雇用の安定と確保を図り、国民生活の基盤を守ることであるとされ、第一には内需の振興、第二には雇用機会の増大、第三に対外均衡の回復、第四には消費者物価の安定、第五に中長期の問題としての資源エネルギーの確保の「五つの施策」を強力に進めることにより、わが国経済は、国民総生産の規模において二百十兆六千億円、その成長率は前年度に比べ名目で一二%、実質で七%前後の成長を達成、これによって雇用の改善を図りたいとしております。

また、国家予算案は、財政主導によって景気浮揚を図ることとし、一般公共事業費を三四・五%増と大幅に積み上げた超大型予算が編成されており、一般会計の規模は、前年度に比べ二〇・三%増となっております。

一方、地方財政計画におきましても、国と歩調を合わせた公共投資重点の「積極計画」を基本として編成されておりますが、その計画規模は、前年度に比べ一九・一%と国の一般会計予算にほぼ匹敵する伸び率を示しており、特に景気浮揚のため、学校建設、公共土木などの投資的経費は、前年度計画の二六・一%増が示すように、公共事業推進型となっております。一方、歳入面では、不況の長期化により地方税収が伸び悩むため、地方債を三二・九%増と最大限に見込むなど、借金依存を強めた歳入構造があらわれております。

本市の財政事情につきましては、近年人件費、扶助費、公債費等義務的経費の増嵩により、財政硬直化が著しく進行しつつありますが、現代における共通の課題である生活関連社会資本の整備、福祉の充実のほか、社会情勢の急激な変貌に伴う各般の諸施策を進めてまいらねばなりません。しかし、これらの財政需要を賄うべき財源は、その大宗を占める税収が不況の長期化により鈍化しており、大幅な地方債の発行による財政運営を図らねばならないという一段と厳しい状況に立ち至っております。

このため、物件費等の節減合理化、人員増の抑制、自主財源の確保等に努めながら、地域社会づくりを中心に福祉、教育・文化、生活基盤の整備、不況対策等への財源の効率的配分と、職員の能力開発等による行政水準の向上を期してまいりたいと存じます。

以上により編成いたしました予算案は、一般会計三百七十二億八千二百七十万円、対前年度比一七・八%の増、各特別会計百七十三億七千四百九十九万七千円、対前年度比一八・九%の増、各企業会計百十一億七千七百六十万七千円、対前年度比二八・二%の増、桜財産区会計二百四十七万七千円、対前年度比六・九%の増、総計六百五十八億三

千七百七十八万一千円、対前年度比一九・七％の増と相なったのであります。

一般会計につきまして、国家予算、地方財政計画から見ますと、その伸び率は、不況の影響により税の自然増収が期待できないため、若干下回ったのでありますが、不況脱出を目指す国の方針を受けて、公共事業等には積極的な投資を図ったところであります。

歳入の面では、市税収入におきましては、固定資産税のうち償却資産分が減収となるものの、市民税、土地家屋分に係る固定資産税、電気税等については増収を見込み、五十三年度における税収の最終見込額に近い百七十二億円を計上いたしました。

使用料、手数料におきましては、これら負担の適正化を図るため、市営住宅使用料等を改定することといたしました。

なお、病院事業会計への長期貸付金に充てるため、財政調整基金から繰り入れることといたしました。

以下、主なる施策と歳出予算の内容について、基本構想の柱に基づきご説明申し上げます。

「福祉社会の推進、社会的弱者の救済」につきましては、限られた財源を効果的に配分することにより、さらに一層、きめの細かい福祉行政を推進してまいりたいと存じます。

特に本年は、地域社会に密着した福祉に力を注いでいきたいと考え、社会福祉協議会の強化を図るとともに、これを中心として地域福祉活動の推進を図り、全市民的関心を喚起することにより、老人、心身障害者及び生活困窮者等に温かい手を差し伸べ、また、これらの社会的弱者に生きる喜びを与え、市民がお互いに助け合う社会の実現を目指して最大の努力をいたしたいと存じます。

まず、老人福祉につきましては、寝たきり老人に対する入浴サービスの充実を図るため、移動入浴車を購入するほ

か、日常生活上の看護等に関する専門的な援助、指導を行うため、社会福祉事業振興基金の収益により、訪問看護事業を県下で初めて実施するとともに、家庭奉仕員の増員、介護人派遣制度の活用及び老人福祉電話の増設等、在宅養護対策の充実を図りたいと存じます。保健医療対策としては、医療費の公費負担に八億十五万円を計上したほか、健康診査の経費を計上いたしました。また、生きがい対策として、老人クラブ活動の育成を図るとともに、スポーツ活動の振興のため、地区憩の家の運営費の増額を行い、老人が健康づくりに積極的に参加する機運を醸成したいと存じます。そのほか、老人社会奉仕団の育成、敬老対策としての敬老金、バス回数乗車券の支給及び地区敬老行事の助成等、引き続いて実施してまいります。

心身障害者福祉につきましては、医療費の公費負担に七千二百一万円を計上したほか、重症心身障害手当を年額二万四千円に増額し、三千二百八十八万円を計上いたしました。また、身体障害者の生活圏を拡げるためのモデル都市事業として、交通安全施設等の整備を進めるとともに、福祉環境基準を設定し、民間施設についても理解と協力を求めてまいりたいと存じます。さらに自立援助のため、身体障害者事業資金の原資を増額したほか、心身障害児の集団療育訓練への援助、看護相談、訪問診査等を引き続き実施するとともに、身体障害者の実態調査を行い、在宅者対策の充実を図る一方、在宅生活の困難な身体障害者のために、社会福祉法人大智長寿苑が桜地区に設置する療護施設「エビノ園」の建設費の助成を行い、施設面での充実にも配意いたしたいと存じます。

児童福祉としましては、施策のより一層の充実を図るため、各施設間の有機的な関連を配慮して、総合福祉センター内に精神薄弱児通園施設「みはと学園」及び心身障害児療育事業施設「あけぼの療育センター」を改築するための経費合わせて一億一千八十七万円を計上いたしました。また、保育所の施設整備として、（仮称）下野中央保育園の建設及び羽津保育園の増改築費一億九千三百万円を計上いたしました。なお、保育所の定員につきましては、新年度

から開所予定の民間保育所二園と、先に増改築いたしました市立保育所五園を合わせて三百十五人の増員を行います。

また、乳幼児医療費の公費負担に五千九百九十一万円、児童手当に三億四千三百三十四万円を計上いたしました。

母子福祉につきましては、小学校入学児童及び中学校卒業生に対し祝品を贈るほか、本年から実施いたしました母子医療費の公費負担に九百九十万円を計上し、母子家庭の生活安定に意を注ぐ所存であります。

生活困窮者に対する福祉としましては、まず生活保護において、本年一月末現在の受給世帯は一千三百七十五世帯、保護率一〇・八パーミルと著しい変化はみられないものの、現下の厳しい社会経済情勢から増加することも予想されますので、今後の動向に注目してまいりたいと存じます。これに対する法定扶助費十九億九千三百五十八万円、法外扶助費三千五百万円を計上いたしましたほか、低所得者を対象とした融資制度の活用を図り、その生活水準の維持に努めたいと存じます。

次に、同和対策事業につきましては、五十三年度が同和対策事業特別措置法の最終年度に当たりますので、生活環境改善を中心とした総見直しを進めるとともに、事業の一層の推進を図りたいと存じます。また、同和教育につきましては、隣保館及び教育集会所の人的整備を配慮するとともに、学校教育、社会教育の両面から総合的な啓発活動を進めてまいりたいと存じます。

国民健康保険につきましては、本年二月からの医療費の改定等により医療費の増加を一八・八％見込んでおりますが、本市国保運営協議会で十分ご審議いただき、保険料の引き上げを極力抑えるため、一般会計から二億九千万円、国保給付費支払準備基金から三千三百万円を繰り入れて収支の均衡を図ったのであります。

国民年金につきましては、市民の認識も高まり、給付水準の引き上げも図られてまいりましたが、これに伴って、保険料も新年度から約二四％引き上げられ相当の負担となっておりますが、一層制度の普及を図り、加入促進に努力

いたすとともに、未加入者の救済につきましても、国の施策に沿って措置いたす所存であります。

保健衛生対策といたしましては、休日応急診療所の運営を引き続き行うため、一千四百八十二万円を計上いたしました。このほか、婦人の無料健康検診、成人病対策、結核検診及び各種予防接種等を実施し、地域医療の充実に努め、また環境衛生対策としましては、害虫駆除、野犬対策及び公衆浴場の助成等により、生活環境衛生の向上を図りたいと存じます。さらには、斎場の整備を行うほか、墓地供給対策として、拡張された塩浜霊園の適正な供給を行うとともに、北部墓地公園の建設計画を具体化いたしたいと存じます。

次に、市立四日市病院事業につきましては、新病院の完成により、いよいよ本年十一月から地域の中核的公共医療機関としての業務を開始いたしますが、一方において、診療材料、維持管理経費が増大し、本年二月に診療報酬の改定が行われたものの、経営は困難な状況にありますので、極力合理化に努め、医療サービスの向上に努力いたしたいと存じます。新年度におきましては、新病院の円滑な運営に必要な職員を確保するとともに、病院、高等看護学院及び看護婦宿舎等の改築工事費二十二億二百九十八万円、並びに診療内容を充実し、高度の医療を提供するため導入する新鋭医療機器等の購入費十三億五千万円を計上いたしました。

消費者行政につきましては、消費生活に関する各種の情報を提供し、消費者センターにおける買物相談等を通じて、消費者の保護に努めるとともに、計量器の定期検査など計量業務を充実し、消費者利益の擁護に努めたいと存じます。また、流通機構の整備のため、北勢公設地方卸売市場及び食肉市場の建設を推進してまいります。

次に、「教育文化の振興と青少年の健全育成」でございます。学校教育、社会教育及び社会体育施設の整備を推進しながら、教育内容の充実、教職員の資質向上に努め、教育をめぐる諸条件の改善を図るとともに、市民文化活動の促進、スポーツの振興に一層力を注ぎ、健全な青少年の育成を図りたいと考えております。なお、かねてより懸案と

なっておりました教育委員会の機構につきましては、慎重に検討を進めてまいりましたが、新年度に機構を改革いたす所存でございます。

まず、学校教育関係につきましては、新年度開設の三重北小学校及び八郷西小学校の建設費二億三千三百二十三万円と、生徒数が急増しております八郷、下野地区と羽津地区に、それぞれ中学校を五十四年度から新設を予定し、その建築費として五億四千四百十一万円と合わせ債務負担行為を計上いたしました。

さらに、桜台、泊山、大谷台小学校及び三重平中学校の増築費として五億一千二十万円と、笹川西小学校増築の債務負担行為を計上いたしております。また、四郷、保々小学校及び富洲原中学校の木造老朽校舎の改築費として、六億一千九百八十万円を計上いたしましたほか、三重、県、常磐、三重北及び八郷西小学校の屋内運動場建設費四億三千四百三十万円、下野、神前、川島及び高花平小学校のプール築造費一億一千九百七十九万円、三浜及び四郷小学校の給食室改築費五千五百二十一万円を計上いたしました。学校給食につきましては、新年度から小学校の米飯給食を実施するため必要な経費を計上いたしました。このほか、特殊教育施設として、現在あけぼの療育センターの一部に設置しております小学校分校と、新たに併設する中学校分校の校舎等を総合福祉センター内に建設するため一億九百六十二万円を計上し、特殊教育施設の整備拡充に努めたいと存じます。

幼稚園につきましては、桜、内部幼稚園の改築費一億七千七十九万円を計上したほか、昨年十月に発足いたしました幼児問題研究会に必要な経費を計上いたしました。

学校運営費につきましては、引き続き父母負担の軽減を図るため小学校の教科書副読本の公費負担、特に新増設校に対する教育活動並びに管理に必要な備品等の充実に努め、また、私立学校及び幼稚園に対する助成金の増額についてもあわせて配慮いたしました。そのほか教育を効果的に進めるため、教職員研修の充実をいたしたいと存じます。

社会教育関係につきましては、引き続き国指定天然記念物「御池沼沢植物群落」の環境整備及び市指定史跡「大膳寺跡」の緊急発掘調査等文化財保護のため一千六百三十万円を計上いたしました。また、市制八十周年記念事業としての総合文化会館建設につきましては、市民各層のご意見を聴取しながら基本計画の策定を進めたいと存じます。そのほか、芸術鑑賞、美術展等の諸行事を開催し、新たに市民大学講座を開設して、文化活動の振興に努める所存であります。

図書館につきましては、図書及び資料の一層の充実に努めるとともに、巡回図書館車の増強を図りたいと存じます。また、市民に長く親しまれてきた社会会館は、老朽、狭隘となりましたので、かねてより調査をしてまいりました婦人会館と、中部公民館を含めて改築することとし、三億二千万円を計上いたしました。さらに、地区市民センター構想のもとに、四郷、羽津、橋北公民館の建設費二億一千二百三十六万円を計上いたしました。

市民の体育につきましては、既存施設をはじめ学校跡地の整備を図るとともに、市内の小、中学校の体育施設を積極的に開放して体育の場の提供を図り、スポーツ教室や体育行事等を開催して、地域グループの組織化を進め、「市民の健康づくり」に努める所存であります。

青少年教育につきましては、人格形成に欠くことのできない健全な家庭づくりと、社会環境の整備を図ることが重要な課題であると考えますので、青少年団体の活動を促進しながら市民の理解と協力により、諸施策を推進してまいりたいと存じます。さらに、子ども広場整備補助費一千万円を計上して地域の要望にこたえました。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午前十一時二分休憩

午前十一時二十一分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　次に、「住みよい都市の建設」でございます。

住みよい都市とは、「安全性」、「快適性」、「利便性」という三つの要件を満たした都市基盤が十分に整備確立された都市をいうものと考えます。したがいまして、市民の生命と財産を守るための下水道や、河川等の総合的な治水対策事業をはじめ、公災害の防止や交通安全対策、並びに快適で便利な生活環境を実現するために不可欠な道路、公園、区画整理、住宅、上水道及び清掃事業等の整備充実が積極的に推進されなければなりません。

なかでも、治水対策事業につきましては、近年集中豪雨や台風のたびに浸水被害が発生しており、これまで緊急、抜本的な対策の推進に努めてまいりましたが、下水、河川、農業用水、海岸等幾つかの部局あるいは国、県等他の機関にもまたがる広範な分野であるため、とかく対策の整合性に欠けるところなどがありましたので、鋭意調整を図りながら総合的な施策を積極的に推進してまいりたいと存じます。

特に下水道は、生活環境の改善を図るために最も基本的な都市施設であり、事業の優先的実施を図るべく配慮いたしました。すなわち、都市下水路につきましては、補助対象事業として継続施行している朝明、羽津、雨池、塩浜の各都市下水路のポンプ場並びに幹線水路を整備するため、合わせて四十一億七千三十二万円の事業費と債務負担行為二億一千八百万円を計上いたしました。単独事業といたしましては、引き続き常習浸水地域の解消を図るため、市内一円の既設水路の改良工事に三億円を計上するとともに、排水路の清掃、ポンプ場の補修等の維持管理費六千二百万

円を計上し、緊急度に応じた効率的な運営を図りたいと存じます。

公共下水道につきましては、引き続き常磐、橋北排水区の幹線、支線の管渠布設と、南部及び北部排水区の雨水管渠を築造するため、十五億八千六百万円と、債務負担行為二億五千万円を計上するとともに、常磐、中央及び高砂ポンプ場の築造工事等に一億九千四百万円を計上いたしました。さらに、日永終末処理場につきましては、中級処理施設の改良並びに汚泥焼却設備を築造するとともに、処理能力増強のため第三期拡張工事に着手いたしたく、合わせて六億六千二百万円を計上いたしました。

このほか、三重県が事業主体となって施行する北勢沿岸流域下水道北部処理区事業に係る分担金及び富田、富洲原地区の雨水を排除するため、四日市港管理組合と共同施行する新富洲原合同ポンプ場の築造費等に合わせて、七億一千九百九十一万円を計上し、環境整備に努める所存であります。

次に、河川関係につきましては、五十一年度から準用河川改修事業として施行中の米洗川等四河川に八千百万円、単独事業に八千万円を計上し、従来の普通河川の改修事業に加えて、新たに集落等の小排水路につきましても配慮をしてまいりたいと考えております。

また、河川維持補修費として三千万円を計上し、適切な管理を行っていきたいと存じます。

なお、災害復旧事業といたしましては、林業施設災害復旧に七百五十六万円、公共土木施設災害復旧に四千九百六十万円を計上し、林業施設災害復旧並びに昭和五十一年災害の復旧事業を完了させるとともに、五十二年災害の八〇％以上の復旧を図る所存であります。

消防防災対策といたしましては、消防本部並びに消防団における体制の充実を図ることとし、まず消防職員を増員するとともに、防災指導強化のため立入検査車の新規購入と化学消防自動車の整備、消火栓の増設など合わせて二千

百九十万円を計上いたしました。また、消防団につきましては、災害発生時における出動費の増額、健康診断の実施など団員の処遇改善を図るとともに、普通消防自動車の更新、分団車庫の改築など三千四百七万円を計上いたしました。さらに地震対策といたしましては、耐震性防火水槽一基を設置するための工事費一千万円を計上し、また、地質や耐火建築物の分布等の調査を実施して防災地図を作成するほか、行政無線を整備拡充し、災害時における通信確保に努めたいと存じます。

次に、市民による「自主防災組織づくり」でございます。大震災の発生等により、通常の消防防災活動が困難となった場合に備え、各地区において消防団、水防組合等の組織と密接な連係を保ちながら、地域防災体制の確立を図るための組織づくりを強力に推進し、平素から防災意識の高揚に努めたいと考えております。

次に、公害防止対策につきましては、四日市地域の代表的な汚染物質である硫黄酸化物による大気汚染が、総量規制を含む発生源対策の積極的推進によって著しく改善され、昭和五十一年度市内全測定局において、環境基準及び閾値濃度〇・〇一七ＰＰＭを全国に先駆け達成することができましたことは、まことに喜ばしいことであります。

しかし、その他の汚染物質による公害等の解消については、なお多くの問題を残しておりますので、これに対する今後の基本方策について、先に本市の公害対策審議会に諮問いたしたところでございます。新年度には、市民の健康調査及び慢性閉塞性肺疾患有症率調査などの疫学的調査を実施するため四百十万円、並びに公害健康被害者療養費、公害保健福祉事業費等に十億三千四百四十五万円を計上いたしました。

また、大気汚染常時監視測定局の整備事業につきましては、機器の新設整備費として一千五百四十五万円を計上いたしました。

交通安全対策につきましては、まず安全施設整備事業として、建設省において新年度から二カ年の予定で施行されます国道一号線と市道四日市中央線の交差点横断地下道の建設にあわせ、市道関連事業として四千万円と、同額の債務負担行為を計上いたしましたほか、自転車歩行者道の設置並びに市内一円の道路について事故防止施設の整備を行い、また、生徒、児童のためのスクールゾーンの定着化を図るため七千五百八十九万円を計上いたしました。次に、教育面におきましては、交通安全読本の配布、指導担当教員の研修、公民館活動を通じ、老人、婦人に対する交通安全社会教育講座及び街頭指導を強化するなど、交通安全に対する住民意識の高揚に努めたいと存じます。

なお、防犯対策の一環として、外灯新設費補助について増額いたしました。

道路事業につきましては、国庫補助を受けて整備してまいりました日永八郷線ほか一路線に四千万円を計上し、このうち日永八郷線を新年度で完了させたいと存じます。また、単独事業として道路改良、局部改良事業に七千五百四十一万円を計上したほか、市民生活に直結する生活道路の整備を図るため、舗装事業に三億円、維持補修に二億二千九百六十万円を計上いたしました。なお、橋梁事業につきましては、継続施行中の新六名橋、末広橋等の整備並びに維持補修費に合わせて七千七十万円を計上し、このうち新六名橋を新年度において完成させたいと存じます。

また、都市計画道路につきましては、国庫補助を受けて施行中の千歳町小生線及び堀木橋を引き続き整備するとともに、新規に堀木日永線に着手するため、合わせて二億四百三十六万円を計上いたしました。

公営駐車場につきましては、中央及び本町駐車場等の維持管理を行うほか、近鉄高架下駐車場について開発公社管理のもとで一部供用を開始しておりますが、今後も逐次整備してまいりたいと存じます。

公園緑地の整備につきましては、国庫補助を受けて南部丘陵公園等を引き続き整備するとともに、松原公園拡張用地の購入、海蔵川緑地や鵜の森公園等の施設整備、また、国の指示に基づき、都市における緑とオープンスペースの総合的整備と保全を図るための緑のマスタープラン作成等を進めるため、合わせて一億二千二百七十万円を計上いた

しました。なお、かねてより建設を進めてまいりました伊坂・山村ダムのサイクリング・パークは、近く開場される予定であり、財団法人への補助金を計上して、適切な運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、区画整理事業でありますが、浜田第二土地区画整理事業につきましては、引き続き建物の移転と緑地の造成、街路整備事業等を推進するため、四億三千五百六十九万円を計上いたしました。また、西浦土地区画整理事業は、建物移転戸数四百六十戸のうち、すでに四百四十七戸を完了しておりますが、引き続き建物移転、街路舗装等に努め、本事業の早期完了を図りたいと存じます。さらに、五十二年度に県から受任した復興土地区画整理事業の清算事務のほか、安島土地区画整理事業等の推進を図る所存であります。

公営住宅の建設につきましては、居住水準の向上を基本として、引き続き三重団地内に第一種及び第二種中層耐火構造五階建て六十戸と、老人世帯向、身体障害者向の特定目的住宅十戸の合わせて七十戸を建設するほか、同和対策事業の一環として寺方町に簡易耐火構造平家建て住宅十戸を建設するなど、合わせて五億九千七百十四万円を計上いたしました。また、既設住宅の維持管理につきましては、必要に応じて改良、修繕工事を行いますが、耐用年数の経過した老朽木造住宅については、その状況に応じて取り壊し、跡地を緑化するなど環境の整備改善に努めるとともに、既設市営住宅活用計画を策定し、総合的な運営管理を図ってまいりたいと考えております。

なお、かねてより懸案となっておりました家賃の不均衡是正を行い、公営住宅管理の適正化に努める所存であります。

次に、上水道事業につきましては、昭和五十五年度を目標とする第三期拡張計画に基づいて事業を推進してまいりましたが、最近の水需要の変移、員弁水源の開発に伴い、後年度におくらせておりました浄水場建設及び給水区域の拡大等拡張計画の見直しを行う必要がありますので、これに要する委託費一千万円を計上いたしました。

また、その他の事業といたしましては、事業内容の緊急度を勘案して、山の手配水池の整備、高花平配水池設備の増設と、各配水網の整備拡充を実施するため、事業費六億七千五百二十九万円を計上いたしました。

受託工事につきましては、住宅用地の造成に伴う給水工事を行うため二億四百四十二万円を計上し、維持管理におきましては、内部水源地次亜塩素酸ソーダ滅菌室築造工事に二千百八十四万円、市内一円の配水管布設替え及び老朽管の改良工事等に一億六千六百六十三万円を計上し、市民サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。

水道料金の収入につきましては、依然として需要が伸び悩み、当面給水収益の増加が望めないので、なお一層の経費の節減と、効率的な運用に努めたいと存じます。

次に、清掃事業につきましては、ごみ処理部門において、年々増加するごみ排出量に対応しながら定期収集体制を維持改善するため、収集車両の増強及び老朽車両の更新を行うこととし、四千八百四万円を計上したほか、南部埋立処分場への円滑な移行を図るため、市単工事費等一億六千九百四十一万円と、北部埋立処分場関連工事費等五千五百二十四万円を計上いたしましたが、これら事業の推進に当たっては、汚水処理、排水及び周辺の環境整備等に万全を期する所存でございます。

屎尿処理部門では、月一回収集の定期化を徹底するため、さらに作業計画の改善に努め、老朽車両更新に必要な二千六百五十五万円を計上し、また、屎尿浄化槽の管理が適正に行われるよう引き続き七百十万円の助成費を計上いたしました。

次に、「産業の振興」でございます。

現在の深刻な経済不況のもとで、活力ある豊かなまちづくりを推進するために、農林、漁業の育成、商工業の振興は、基本的な要件であります。特に、近年の地場産業を含む中小企業から大企業に至るまで、緊急かつ適切な対処と

ともに長期的な展望と対応を求めるべき時期にあると考えております。また、農林漁業につきましても、社会環境の変化に対する新たな姿勢を必要としており、これらのすべての産業が地域社会の伝統と特性を受け、かつ、自然と調和しつつ豊かな地域社会を形づくる活力となるよう図らねばならないと考えるのであります。

まず、農業振興につきましては、国の施策に対応して、農産物の需要の動向に即した総合的、長期的視野に立った稲作転換による麦、大豆等の生産拡大を図るとともに、農地利用の中核農家への集積と高度化を促進し、高い生産性を有する農業経営の展開が必要と考えられます。そのためには、農業振興地域整備計画に基づき、国及び県の補助事業として、第二次構造改善事業を導入実施するとともに、市単独の振興策として野菜価格安定事業、茶園整備事業等をはじめ、農業後継者対策として農業青少年クラブ活動と技術研修事業の推進のほか、農業金融対策等を継続して実施してまいりたいと存じます。また、民有林を対象とした松くい虫の防除対策も引き続き推進を図りたいと存じます。

新年度から実施する農業共済事業につきましては、農業経営の安定と生産力の発展を図るため、市農政と一体となった共済事業の運営を期してまいりたいと存じます。

また、農業研究指導所につきましては、引き続いて温室の改築、場内の整備により、施設の充実を図って農家の生産指導を推進してまいりたいと存じます。

農業生産基盤の整備につきましては、農道、圃場、かんがい排水施設の整備を重点的に進めてまいりますが、このうち農道整備については、農免道路の舗装を継続実施いたしますほか、市単独事業として一般農道の整備も図りたいと存じます。圃場整備事業につきましては、県地区を継続実施し、かんがい排水事業は、三重用水事業の負担金を計上いたしました。このほか、農地の防災事業といたしまして、茂福地内のポンプ場の整備並びに市内の老朽溜池の補修を実施いたしたいと存じます。

なお、農村の生活環境を整備するため、引き続き集落排水施設整備事業として、八千八十万円を計上いたしております。

畜産の振興といたしましては、畜産経営の安定を図るため、自給飼料の確保、優良乳牛の育成、家畜防疫等の対策を推進するほか、畜産環境の整備を図るため、家畜ふん尿処理施設の設置等を実施いたしたいと存じます。

水産の振興につきましては、漁業者の経営安定を図るため、共同利用施設の近代化と栽培漁業の推進を実施してまいりたいと存じます。磯津漁港につきましては、南防波堤の改修並びに海岸保全事業を五千万円で施行するほか、単独事業を計上いたしました。

と畜場、食肉市場につきましては、現在の施設の老朽が著しく、能力も限界に達しているため、施設の近代化、環境整備を重点に事業費四億百二十五万円と債務負担行為一億五千万円を計上し、増大する食肉の需要に対処しようとするものであります。

次に、商工業の振興につきましては、経済不況の長期化により、商工業界を取り巻く経済情勢は、一段と深刻な局面を迎え、さらに、近時の根強い円高圧力は、この傾向を一層強めております。特に本市の産業構造におきましては、構造不況業種に指定されるものはもちろんのこと、本市に立地する石油化学工業等も構造不況業種と密接な関連性をもっておりますので、生産額、雇用関係を縮小する切実な現象が表面化しており、地域経済を維持するためにも、私どもは重大な関心をもって対処せねばならないと考えるのであります。

中小企業対策としては、時代に即応し得る経営体質の強化を図るため、経営の診断業務の推進と合理化講座等の充実に努めたいと存じます。また、不況下における資金需要に対処するため、貸付原資の増額を行い、三億五千九百万円を計上して融資枠の拡大に努めるほか、本市融資制度のうち小規模事業資金並びに中小企業振興資金の保証料の補

給を一年間延長して実施するため、九百十万円を計上するとともに、輸出関連中小企業の経営安定のため国、県の為替変動対策緊急融資に対する利子補給を引き続き実施いたしたいと存じます。

また、地場産業の振興策としては、近く伝統工芸品の指定が予定されている「四日市ばんこ焼」の宣伝をはじめ、各種見本市、物産展に参加し、地場産業の宣伝紹介を行い、販路の拡張に役立てたいと存じます。

小売業の振興につきましては、消費者ニーズの多様化、個性化が進むなかで業界を取り巻く経営環境は厳しく、特に、大型小売店の進出に伴う地元周辺小売業との円滑な調整を図るため、去る二月「四日市市小売商業活動調整懇話会」を設置するとともに、小売業界の実態の調査研究と適切な調整指導の指針をつくり、経営の近代化と振興に努めたいと存じます。

当市に立地されている各企業に対しては、一日も早く経営活力を回復することによって、雇用機会の維持増大を図るよう強く要請してまいりたいと存じますが、このほか、国の雇用安定資金、離職者法などの新しい諸制度の積極的な活用を促し、雇用促進に努めるとともに、勤労青少年ホームの整備を図り、定着化と健全な育成に努めたいと存じます。

昭和五十四年四月、業務開始を目途に建設中の北勢公設地方卸売市場につきましては、一部事務組合の負担金一億六千二百五十七万円を計上するとともに、この市場に並行して、食品関係を中心とした付属食品団地の建設促進を進めてまいりたいと考えております。

また、自然環境に恵まれた宮妻峡の整備の一環として、改築してまいりました市営宮妻峡ヒュッテは、今春完成いたしますので、自然に親しむ健全な憩いの場としてご利用いただき、市民の健康増進に寄与いたしたいと存じます。

このほか、次の諸点についてご説明申し上げます。

四日市港における貿易の状況は、昭和五十二年の実績によると、輸出入総額は、八千八百五十六億円余で、世界的な経済活動の停滞の影響を受け、前年に比し一・六%の減少となっております。しかし、工業都市の中枢として、また、市民に親しまれる港として、機能をさらに充実するため、新年度では、四日市港管理組合に対する負担金八億八千五百十九万円を計上いたしております。

競輪事業につきましては、売上高は依然として横ばいの状況にあり、新年度は、前年度の実績と今後の積極的な売上増進対策を考慮して、車券売上高五十八億八千万円を見込み、一般会計への繰り出しについては、前年度繰越金を含め七億円を計上いたしました。

続いて、条例等の各議案についてご説明申し上げます。

議案第十九号、農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正案は、選挙人の数の変動の著しい選挙区における委員定数を是正するとともに、本年五月一日から大井の川町一丁目、二丁目及び三丁目並びに大浜町が日永出張所から塩浜出張所の所管区域に移されるのに伴い、係る選挙区の区域を変更しようとするものであります。

議案第二十号、市役所出張所設置条例の一部改正案は、本年五月一日から大井の川町一丁目、二丁目及び三丁目並びに大浜町を日永出張所から塩浜出張所の所管区域に移すとともに、近く竣工予定の保々出張所の位置を変更しようとするものであります。

議案第二十一号、職員定数条例の一部改正案は、建築基準法に基づく特定行政庁の設置、農業共済事業の実施、市立病院の改築及び保育園、小中学校の増改築等市勢の進展に伴う事務量の増大、施設の増強等真にやむを得ないものについて、市長の事務部局において百十人、教育委員会の事務部局二十人、消防職員三人計百三十三人の増員を定数

化しようとするものであります。

議案第二十二号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案は、来る四月一日から実施する農業共済事業の運営協議会委員及び損害評価会委員の報酬の額を定めようとするものであります。

議案第二十三号、職員給与条例の一部改正案は、職員の扶養家族認定に係る所得限度額の引き上げ及び下水道終末処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当、市立四日市病院勤務手当の一部について増額するとともに、勤務一時間当たりの給与額の算出方法について、労働基準法の規定に基づき所要の改正をしようとするものであります。

議案第二十四号、育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正案は、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に基づき、育児休業の期間中の職員に対し、当分の間、地方公務員等共済組合法に定める掛金に相当する額の育児休業給を支給するよう所要の改正をしようとするものであります。

議案第二十五号、市税条例の一部改正案は、市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金の交付率を引き下げるよう所要の改正をしようとするものであります。

議案第二十六号、市立保育所条例の一部改正案は、内部保育園ほか四園の収容定員の増員について所要の改正をしようとするものであります。

議案第二十七号、市立養護施設条例の一部改正案は、昨今における希望の家への入所児童の減少と施設の規模等を考慮し、収容定員を減員しようとするものであります。

議案第二十八号、住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正案は、国の制度が昭和五十二年度から改正され、その貸付適用範囲が拡大されたのに伴い、本市の制度もこれに準じて改正しようとするものであります。

議案第二十九号、市営宮妻峡ヒュッテの設置及び管理に関する条例の制定案は、従来のヒュッテが老朽化したため改築工事を進めてまいりましたが、その竣工が間近となりましたので、公の施設として設置及び管理に関し必要な事項を規定しようとするものであります。

議案第三十号、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正案は、廃棄物の埋立処理施設の維持費等その処理に要する費用の増嵩にかんがみ、多量の一般廃棄物及び産業廃棄物について、その処理手数料及び使用料を改定しようとするものであります。

議案第三十一号、霊園条例の一部改正案は、塩浜霊園の拡張に伴う位置の表示変更と係る使用料を新たに規定する等、所要の改正をしようとするものであります。

議案第三十二号、斎場条例の一部改正案は、塩浜斎場の廃止及び市外の者に係る使用料の規定について、条文の整備をしようとするものであります。

議案第三十三号、農業共済条例の一部改正案は、果樹栽培農家の経営安定を図るため、共済対象範囲の拡大と農林省告示に基づき、蚕繭共済の共済金額を引き上げるよう所要の改正をしようとするものであります。

議案第三十四号、公共下水道条例の一部改正案は、処理区域の拡大と動力費、物件費等の高騰により、終末処理場及びポンプ場の維持管理費の増大に対し、利用者の適正な負担を求め、かつ、事業の円滑なる運営を図るため、下水道使用料を改定しようとするものであります。

議案第三十五号、市立小学校及び中学校設置条例の一部改正案は、新年度に開校予定の三重北及び八郷西小学校の位置及び名称の規定並びに心身障害児療育事業施設である「あけぼの療育センター」に、学校教育法に定める特殊学級として港中学校あけぼの分校を設置する等、所要の改正をしようとするものであります。

議案第三十六号、幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正案は、幼稚園保育料について、地方財政計画に

定める額を参考とし、あわせて他都市の状況並びに保育園及び私立幼稚園の保育料等を勘案のうえ、実情に即した額に改正しようとするものであります。

議案第三十七号、市立幼稚園条例の一部改正案は、新年度に移転開園予定の常磐中央幼稚園の位置の変更について、所要の改正をしようとするものであります。

議案第三十八号、市立公民館条例の一部改正案は、保々公民館の移転改築に伴い、その位置を変更しようとするものであります。

議案第三十九号、消防賞じゅつ金条例の一部改正案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、条文整備をしようとするものであります。

議案第四十号、簡易水道条例の一部改正案は、水沢簡易水道について、このたび野田簡易水道の統合を契機として、配水池築造等増補改良事業も行いましたこと等に伴い、現行料金では健全な事業経営が困難となりますので、料金改定をお願いしようとするものであります。

議案第四十一号、農業共済事業事務費の賦課につきましては、農業共済条例第五条の規定に基づき、昭和五十三年度の農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について定めようとするものであります。

議案第四十二号、市道路線の認定案は、尾平町地内の通称「第一美里ヶ丘団地」内の道路、天白川改修により築造された河川堤防道路及び西坂部町地内の新設道路を、それぞれ市道として認定しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第四十三号、市道路線の一部廃止案は、北納屋町地内において、大協石油株式会社が所有している土地に介在する市道の一部を、代替拡幅道路との交換により廃止しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第四十四号、住居表示に関する法律第三条第一項の規定により、当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法については、新年度において大字松本、大字大井手及び尾平町の一部約〇・一六平方キロメートルの市街地について、街区方式により住居表示整備事業を実施しようとするもので、事業の区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第四十五号、町の区域の変更につきましては、本年五月一日実施を予定し、大字六呂見の一部を大井の川町一丁目、二丁目及び三丁目に編入し町界を整備しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第四十六号、字の区域の変更につきましては、昨年九月議会において議決をいただきました三重郡菰野町と本市との境界の一部変更について、去る三月一日から実施する旨の自治大臣の告示に基づき、係る区域の一部を県営菰野地区圃場整備事業の施行にあわせ県地区北野町に編入し、字の区域を変更しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第四十七号から議案第五十二号までは、いずれも小、中学校施設の譲り受け案でありまして、三重西小学校の校舎、三重西及び桜台小学校並びに三重平中学校の屋内運動場、桜台小学校及び三重平中学校のプールについて、このたび譲り受け価額が確定いたしましたので、財団法人四日市市開発公社及び三重県住宅供給公社との間に、譲り受け契約を締結しようとするものであります。

以上をもちまして、予算並びにその他の議案の説明を終わりますが、よろしくご審議を賜り、ご決議いただきますようお願い申し上げます。

なお、主要議案につきまして、担当部長から補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午後十二時八分休憩

午後一時三十一分再開

○副議長（長谷川鐸元君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長。

〔市民部長（矢田三郎君）登壇〕

○市民部長（矢田三郎君）　先ほど市長から、市政に対する所信の一端と、主なる施策と予算の概要について申し述べられましたが、さらに市民部に関係する施策と予算の内容について補足説明をいたします。

まず、当面する基本的課題について、市長が第一に挙げられております地域社会づくりでありますが、新しい地域社会づくりにかかわる行政施策が、今日強く要請されていることについて、その基本的な考え方について申し述べたいと存じます。

地域社会にかかわる行政施策が、今日的に見て必要とされるに至った前提にあるものは、高度成長がもたらしました都市化の進行という事態であります。すなわち都市化の進行によって、地域社会での協同的な秩序が失われ、また日常生活圏の拡大により、近隣住民の心の触れ合いが少なくなり、地域住民の連帯感が希薄化したということであります。こうした地域社会の変動は、新たな地域問題を惹起させ、そこに生活する住民にとっては、生活環境の悪化という形でマイナスに作用することが明らかになり、その社会的影響が非常に大きいことを改めて認識されるようになってきたからであります。また激変する社会環境の中での青少年の健全育成対策、あるいは高齢化社会を迎えての老

人福祉対策等々の種々の観点からの近隣の人々の思いやり、相互援助による地域社会が必要とされてきたのであります。これらの諸問題に対処するため、地域連帯感に支えられた人間らしい生活を営む場としての地域社会が必要とされ、行政にとっても新しい地域社会づくりが大きな課題となってきているのであります。

一方、地域社会づくりは、地方自治への住民参加を実質化させていくためにも、そうして特に低成長化の住民福祉を確保しつつ、より効率的な地方行財政を展開させていくためにも、地域社会づくりはその重要性を今後ますます増していくものと思われます。地域社会づくりにつきましては、差し迫っては地域問題の解決のために、より豊かな精神的生活を営むためにも、住民の近隣地域における公共施設の整備が必要とされております。地域社会づくりは、こうした物的環境の整備という側面と、人間集団の形成ないしコミュニティー活動の推進という二つの側面がございます。特に物的環境の整備につきましては、行政のあり方を決める基本的構想や、基本計画に地域施策を位置づけ、総合的な施策として実施されることが要請されているのであります。また後者のコミュニティー活動の推進については、交通安全、防犯、その他自主防災等の生活安全確保など、近隣地域における最も基礎的な要請の充実を目指す活動のほか、文化、体育、レクリエーション、その他の活動、あらゆる種類のクラブ、サークル等の活動が考えられますが、こうしたコミュニティー活動については、住民の自発性、任意性を尊重しながら、技術的援助その他の指導によりその推進を図るべきであると考えております。

以上、市長が地域社会づくりの前段に述べられましたことと関連して、その基本的な考え方について申し述べましたが、今後新しい地域社会づくりの施策の具体的方策につきましては、近く地域問題調査会から出される答申を得て、地域社会に関する対策要綱といったものを策定したいと考えております。

昭和五十三年度におきましては、地域社会づくりのための計画策定に必要な実態調査等を行うため、対象地区を指

定するつもりであります。情報提供のための資料策定等に取りかかりたいと考えております。特に、地区指定については、おおむね四地区程度を予定いたしておりますが、これらの地区については地域住民の参加を求めながら、主として生活環境の整備状況と、住民の需要の実態に即した施設の利用関係、地域活動推進のための必要事項等について調査を行いたい考えであります。また地区の選定に当たって、農業地域、既成市街地域、大規模団地等のある新市街地域等々の地域の特性を考慮しながら指定することが肝要と考えておるのであります。この地区指定と並行して対象となる地区の出張所については、これを地区市民センターとし、公民館と出張所を一体化した地域行政の拠点としての試行をする方針であります。地区市民センターの設置並びに運営については、地区市民センター要綱を定め、管理運営に当たることといたしております。要綱の内容については、地区市民センターの機能、所管事務の内容、職員とその職責、その他施設等の使用に関する事項等を定めるとともに、特に機能については、住民と行政との接点、住民相互の接点を柱とし、地域的課題に即した地域行政の拠点として役割を明らかにする必要があると考えております。また所管事務の内容につきましては、行政一般窓口事務のほか、地域振興業務として、地域的課題の把握とその解決への方向づけ、地域社会づくりのための指導、情報の提供、その他地域の公共的団体の連絡、調整等々行うことにいたしております。公民館業務につきましては、教育部局を中心に、地域に即した教育、文化に関する各種事業を行い、特に新しい地域社会の形成を志向した社会教育の場としての効率的運営を図りたい考えであります。

次に、地域社会づくりのための公共施設整備事業の一環として、市の総合計画に基づく地区市民センターとしての出張所の改築計画について、新年度予定いたしておりますのは、四郷出張所、羽津出張所並びに橋北出張所の三出張所でありまして、これはいずれも現在の出張所と公民館の機能を備えた複合施設としての整備をいたす所存であります。したがって、これが事業に要する予算といたしましては、出張所分については総務費に、公民館分につきましては教育費に分けて計上し、合わせて総額二億八千六百四十三万一千円を計上いたしております。また事業費への財源内訳は、公民館整備事業として国庫補助金定額一千万円を見込み、一般財源二億一千二百二十三万一千円、起債六千三百万円を予定いたしております。なお、本庁所管中央地区につきましては、別途コミュニティーセンターを整備することにいたしておりますが、昨年十二月議会で、関係地元代表者からの陳情が採択されております。このことを踏まえまして、旧近鉄婦人文化センターの利用について、現在所有者である近鉄側と折衝を重ねている段階であります。また富田、富洲原地区については、地区市民センター計画と関連して、北部公民館の活用と当該地域の地域社会づくりのための公共施設整備について検討を進め、早期にその構想を固めたいと存じております。

次に、広報、広聴についてでありますが、広報四日市を中心とした広報活動の一層の充実を図るために、各部局と連携を強め、行政全般にわたって政策広報としての役割を果たしたい考えであります。特に、低成長下に苦しい財源事情の中で、多様化する行政事情を受け、どう選択し、住民が望む福祉向上、地域社会の発展に寄与し得る政策を実現するためには、市民の参加を求める広聴活動の役割がこれまで以上に重要となってきております。このために新年度においては、市政懇談会を出張所地域を単位とした各地区で実施することとし、市民と行政との調和を図りたいと存じております。

交通安全対策事業につきましては、前年度に引き続き道路交通関係整備事業など、交通安全教育の振興、及び特別会計交通災害共済事業の三つを重点として事業を行うことにいたしております。交通安全対策費は、総額一億四千三百九十九万一千円となっており、このうち主な事業の内容につきましては、交通安全施設と整備事業費一億一千五百七十一万円、このうち国庫補助対象事業は、中央通り線の横断地下道建設工事等六千八百万円を計上いたしております。その他特別交付金関係事業として、四千七百七十一万円を計上し、これが事業のうち鹿化追分線ほか三線の歩道

設置工事、市内一円にわたる道路照明灯設置工事、防護さく、道路反射鏡、道路標識などの設置工事を予定いたしております。

また、交通安全教育の振興につきましては、交通安全読本の配布約二万三千冊、三百七十二万一千円のほか、交通安全に関する民間団体育成のための補助金六百六十四万九千円等が主なものとなっております。

特別会計交通災害共済事業につきましては、昭和四十三年に交通事故被害者救済制度として発足して以来、本年一月末現在の加入者数は十六万七千六百七十二人、六六・九%となっております。予算の概要は、会費収入が五千七百四十二万五千円、五十二年度より繰越金五千六百四十六万七千円、その他繰入金諸収入等合わせて歳入は一億一千五百二十四万一千円であります。支出といたしましては、職員給与及び運営経費として六百六十九万五千円と交通災害見舞金五千六百万円であります。事業発足当時よりの繰越金を含めて、五千二百五十六万四千円を予備費として計上し、共済事業の円滑なる運用を図りたい所存でございます。

以上簡単ですが、市民部に関する施策と予算の概要を申し述べ、補足説明といたします。

○副議長（長谷川鐸元君）　市長公室長。

〔市長公室長（阿南輝彦君）登壇〕

○市長公室長（阿南輝彦君）　先ほどの市長の方針説明の中で、明年度の基本的な課題として説明をされました新総合計画の策定の問題を中心といたしまして、市長公室所管の事項につきまして二、三補足をさせていただきます。

まず、新総合計画の策定でございますが、ご承知のように、総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画より成り立っております。このたび新計画案の策定に着手いたしますのは、現行の基本構想が昭和四十年代の高度経済成長時代を背景として策定されたものでございまして、今日あるいは今後の安定成長時代を迎えて、構想の全体にわたり見直しを必要としているものと考えております。またこの構想を実現するために策定されました基本計画及び実施計画につきましても、明五十三年度は計画期間の最終年次を迎えることになりますが、この間本市産業経済界の受けた影響は著しく、また財政見通し等におきましてもギャップを生じておりまして、今回諸般の情勢を踏まえた新たな計画の策定がなされなければならない時期にあると考えております。計画策定の体制につきましては、庁外からはいわゆる市民参加という形で、学識経験者を含め、各種団体の代表者等約四十名の委員からなる四日市市政懇話会を発足させました。市民各階各層のできるだけ広い範囲の意見が得られることを期待をいたしますとともに、市民論文の募集、アンケート調査、また先ほど市民部の説明にありました広報、広聴活動等を通じまして、種々の角度からの意見をも得たい所存でございます。

一方、庁内の体制といたしましては、各部局に課長補佐あるいは係長級の企画主任を専任いたしまして、現行の日常行政の見直しを行いながら、今日的課題の摘出とその対策を検討いたしまして、庁議の中に設置をいたしました総合計画策定調整会議によりまして、前述の方法等による意見を吸収いたしまして、構想案並びに具体的な計画の立案業務に着手する所存でございます。なお、計画策定に要する経費といたしましては、五百七十万円を計上いたしております。また作業日程といたしましては、本年の八月中には意見の集約を図りまして、具体的な計画の調整を行いまして、本年の十二月の定例議会に成案として提出させていただきたいというふうに考えております。

次に、五十四年度を初年度といたします事業計画の策定に関連をいたしまして、二点ほど補足をさしていただきます。

まず、五十二年度市制八十周年記念事業として予定をいたしました総合文化会館の建設の問題でございますが、昨年来、今年度におきまして、本市現有施設等の利用実態、あるいは先進都市の状況、建設あるいは運営に当たっての

財源見通し等の基礎的研究を進めるとともに、文化、福祉、産業、労働団体等からの意見等も聞きまして、考えられる会館の規模等につきまして、関係部局で検討を重ねました。現在骨格的な試案の作成委託をいたしております。その骨格としましては、二千人収容程度のホールと五百人収容程度のホール二つ、さらに美術展等の行える展示ホール、あるいは会議室等を含めるものでございまして、この試案がまとまりましたら、五十三年度におきましてさらに議会並びに市民各層のご意見を拝聴いたしまして、本格的な機能、構造、建設位置等の基本計画を固めまして、実現に向かって前進させたいと考えております。

このほか予算計上いたしました中に、四日市北部地域の公共施設のあり方につきまして、総合計画策定立案の一環といたしまして、専門的な総検討を行うために、北部公共施設調査事業費を計上いたしております。

なお、本年十月が四日市とロングビーチ市とが都市提携いたしまして十五周年に当たるのでございますが、明年度はロングビーチ市側の交換学生の受け入れをはじめといたしまして、経費の余りかからない形で交流の意義を深めたいと考えております。以上でございます。

○副議長（長谷川鐸元君）　財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君）　私は、一般会計の歳入につきましての重要な部分についてご説明申し上げますとともに、市長の議案説明のうち、基本的課題でございます財政運営の健全化施策につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入についてでございますが、款を追ってご説明を申し上げますと、第一款市税につきましては、市長説明にもございましたように、五十三年度におきます最終見込額に近い百七十二億を計上いたしたのでございまして、これは前年度当初に比べましては二十一億二千万、一四・一％の増になるわけでございます。このうち償却資産分につきましては、不況による企業の設備投資の停滞もございまして減収となるのでございますが、その他の税目につきましては、増収を見込んで計上いたしました。償却資産分が前年に比べまして減少をすることにつきまして、若干説明をさしていただきますが、現行の地方税制度上といたしまして、市町村の税構造は景気の変動に対しましては比較的安定した税目が与えられているのでございますが、償却資産分と市民税、法人税割につきましては、その性格を若干異にいたしまして、特に本市の場合、景気の変動による影響はこれらの税目に敏感にあらわれるわけでございます。本市の償却資産にかかります固定資産税の税収につきましては、過去数年間着実に伸びてきたのでございますが、五十二年に至りまして、長期化する不況の影響を受けまして、企業の設備投資が極端に減退をいたしました。したがって、多額に上ります減価償却によります減収を補いきれなかったわけでございまして、その結果前年度比最終的には約二億五千万程度の減収となることとなってまいったわけでございます。

次に、第二款地方譲与税、第三款娯楽施設利用税交付金、第四款自動車取得税交付金、第五款交通安全対策特別交付金、第六款分担金及び負担金等につきましては、それぞれ収入見込額を計上したものでございます。

第七款の使用料及び手数料につきましては、八億二千九百五十四万五千円を計上いたしまして、これは前年度当初比一億八千四百四十六万一千円、二八・六％の増となったわけでございますが、これはかねてから調査会を設置するなどして、本市行財政のあり方を検討いたしてまいりました結果に基づきまして、使用料、手数料及び受益者負担等の負担の適正化を図ろうとして予算を増額計上いたしたものでございまして、それぞれ関係条例の改正案を今議会に上程し、ご審議をお願いするものでございますが、そのうち衛生使用料のうち、廃棄物処理施設使用料につきましては、四月一日から改定をいたすこととしまして、五千六百万円を、土木使用料のうち、市営住宅使用料につきまして

も、四月一日からの改定として六千二百万円、幼稚園保育料につきましても四月一日からの改定といたしまして一千九百万円を見込んだものが主なものでございます。

次に、第八款国庫支出金及び第九款県支出金につきましては、それぞれ歳出に計上いたしました各事業等にかかわります法令等に基づく国、県の負担金、補助金、委託金を計上したものでございます。なお首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律、こういう法律がございますが、これに基づく補助金、いわゆる中部圏かさ上げ分でございますが、このかさ上げ額は一億五千百八万八千円を見込みまして計上をいたしました。

第十款財産収入につきましては、普通財産及び基金等の売却、貸与、運用等による収入見込額を計上いたしましたものでございます。

第十一款寄附金につきましては、寄附収入見込みを計上したものでございまして、第十二款繰入金につきましては、病院事業会計におきます新病院の医療機器購入財源といたしまして、一般会計より貸し付ける長期貸付金二億六千五百万円相当額の基金取り崩しを予定いたしまして計上したものでございます。

第十三款繰越金につきましては、一般繰越し、災害救助基金繰越しをあわせて計上をいたしました。

第十四款諸収入につきましては、それぞれ歳出に計上した事務事業にかかわるものを計上したものでございますが、このうち競輪事業収入につきましては、車券の売り上げは横ばいの見込みでございまして、大幅な増収は期待できない現状ではございますが、過年度からの繰り越しされてまいりました繰越利益金を含めまして、前年に比べて一億円増の七億円を計上したものでございます。

最後に、第十五款市債につきまして五十二億三千八百六十万円を計上したのでございますが、前年度に比べまして

十六億六千八百九十万円、四六・八％の増となりまして、市債依存度も前年の一一・三％から一四・一％に上昇したものでございます。このうち大きなものを申し上げますと、土木債と教育債でございまして、特に都市下水路事業資金、義務教育施設整備事業資金が増加したのでございます。

以上によりまして、歳入総額三百七十二億八千二百七十万円を計上したものでございます。

次に、市長説明にございました基本的課題のうち、財政運営の健全化施策につきましてご説明申し上げますが、財政運営の要諦は、その健全性を確保することにあることは言うまでもないことであろうと考えるわけでございます。本市の財政力は、近年著しく硬直化の傾向を深めてまいったわけでございまして、本市は、総合計画の諸事業につきまして、積極的に進めてまいったのでございますが、国の景気浮揚策もありまして、市債の発行額が累増をしてまいり、その償還に要する公債費の増加と、あわせて高度経済成長時代のような市税の大幅な自然増が期待できなくなってきたことなどが、財政硬直化の大きな原因となっていると考えるのでございます。市債と公債費について、若干ご説明申し上げますと、五十三年度末、五十四年の三月三十一日でございますが、この時点での一般会計におきます市債の未償還残高は二百三十九億九千三百万円と計上しておるのでございますが、年度内、五十三年度内には、現時点での見込みといたしまして、さらに二億五千万程度は増加する見込みでございます。したがいまして、最終的には約二百四十二億四千三百万円程度となるものと考えておるわけでございます。過去数年間における市債の発行額を申し上げますと、五十年度が三十五億六千万円、五十一年度が三十八億三千万円、五十二年度が五十一億五千万円となっておるわけでございまして、さらに五十四年度以降におきましてもこの市債の発行は避けられないと考えるわけでございますが、仮に五十四年度以降毎年三十五億程度の発行をするものと仮定いたしまして、公債費を試算いたしたわけでございますが、これによりますと五十四年度で約二十八億円、五十五年度で約三十四億六千万円、五十六年度が

約三十九億七千万円、五十七年度が約四十三億円、こういう状況になるわけでございまして、五十五年度ですでに借入額と返済額がほぼ同額になるわけでございます。したがいまして、それ以降の年は、借り入れ予定額を償還額が大きくオーバーをしてまいることになるわけでございます。

このような財政状況を改善する対策の一つといたしまして、行政経費の節減には特に意を用いなければならないと考えるものでございます。五十三年度の予算編成に当たりましては、人件費につきましては極力人員増の抑制に努めまして、前年度当初に比べて、一一・二%の増にとどめたわけでございますが、構成比率といたしましては、前年比一・四%の減となったわけでございます。維持補修費につきましても、前年比一四・九%の増にはなりましたが、構成比率といたしましては、前年と同率にとどまったわけでございます。扶助費につきましても七%の増になりましたが、構成比率は〇・四%の減となったわけでございます。

このように行政経費を極力抑制に努めたのではございますが、さらに重要かつ効果的な対策といたしましては、財源の拡充強化に積極的努力を払うことであると考えておるわけでございます。すなわち国、県に対しましては、租税制度及び補助金制度等の改正を強く要望してまいりたいと考えておるものでございます。

第一番といたしましては、現行の租税特別措置法でございますが、これには法人税所得税に対する数多くの特別措置が配慮されておりまして、この法律の適用によって、自動的に市民税が減収となるわけでございますので、この規定の整理縮小が必要であるわけでございます。

次に、現行の地方税法によりますと、市町村が課する電気税に対しまして、なお九十一品目の非課税品目があるわけでございます。特に本市におきましては、このための減収は昭和五十二年度におきまして約七億一千万円となっておりまして、非課税品目の整理縮小の必要は大であるわけでございます。事業所税につきましても、現行法では原則

として人口三十万人以上の都市にその課税権が与えられておるわけでございますので、本市は課税できません。したがってこれが課税できるように改正されれば大きな財源が確保できるわけでございます。これらの制度の改正の要望につきましては、従来からあらゆる機会をとらえて、関係各機関に働きかけてきたわけでございまして、それなりに成果を上げてまいりましたが、今後もさらに強力にこれらを要請してまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

また公立文教施設、保育所施設の整備事業、及び公営住宅建設事業等に対する国の補助基準等が、現行は不合理でございますために、地方自治体の負担がかさむいわゆる超過負担問題につきましても、国と地方の財政秩序を乱し、地方公共団体の行財政運営に重大な影響を与えておりますので、その解消につきましては、その他補助金制度の改正とともに強く要望をしてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

なおまた現行の地方税制度のもとにおきまして、市において独自に実施できる財源対策の一つとして、市税の超過課税の適用がございます。現在市民税、固定資産税、軽自動車税、木材引取税におきましては、その税率の定め方といたしまして、通常よるべき税率として法定されている標準税率と、これを超えてはならないものとして法定されております制限税率があることはご承知のとおりでありますが、市町村長は、財政事情によってこの範囲内で議会の議決を経て税率を定められることとされておるわけでございますが、本市におきましても、市民税、法人税割の税率につきまして、昭和四十九年度から超過税率を適用しておるのでございますが、今後これの取り扱いも含めまして、この問題について慎重に検討してまいりたいと、かように考えておるわけでございます。このほか法定外普通税の創設につきましても適当な財源につきまして、引き続いて研究をいたしてまいりたい、かように考えます。

なお、公共施設等の使用料をはじめ、受益者負担につきましても、長期にわたって改定のなされていないもの、あ

るいは原価補てん率の低いものにつきまして、住民間の公平維持の見地から、適正化を図る必要のあるものにつきまして検討をいたしてまいりたいと、かように考えております。

以上で市長説明の中の基本的課題でございます財政の健全化についてご説明を申し上げたわけでございますが、私の担当いたしております条例関係、若干ご説明申し上げます。

議案第二十五号四日市市税条例の一部改正についてでございますが、これは市税の納期前納付に対する報奨金の交付率、現行百分の〇・五を百分の〇・四に改定をしようとするものでございまして、最近の金利引き下げに関連をいたしまして、金利的な性格の強いこの報奨金につきまして改正をし、公平を図ろうとしたものでございます。以上でございます。

○副議長（長谷川鐸元君）　総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君）　総務関係の主な点につきまして、補足説明をいたしたいと思います。

まず、人件費の問題でございますが、近年人件費等の義務的経費の増加が見られておるわけでございますが、従来から人員の抑制を強く図りながらまいってきましたが、多岐にわたります行政需要に対応できるよう、特に職員の資質の向上に努めておるところでございます。施設等の増強、さらに新規の事業というようなものもございますので、やむを得ず人員を増加しなければならないような事態もございます。本年も条例の方で定数増をお願いをいたしておるわけでございます。人件費総額につきましては、八十八億七千四百万程度でございますが、先ほど財政部長からもご説明がございましたが、対前年度比一一・二％の増ということでございます。総予算に占める割合は、構成比で二三・六％、対前年比では一・四％の減となっております。それら総額をそれぞれ各会計、各費目に分けて計上をさしていただいておるわけでございます。

それから、職員定数条例の一部改正案でございますが、昭和五十二年度の定数は三千十八人でございますが、そのうちには水道が二百一人を含んでおります。それに対しまして五十三年度定数を三千百五十一人にしようということで、水道は二百一人をそのまま含んでおります。百三十三人の増員となっておりますが、それらの内訳につきまして申し上げたいと思います。市長部局におきましては、病院事業の病院の新築に伴います医療部門の強化等によりまして五十二人、それから農業共済事業の市移管に伴いまして十四人、それから特定行政庁の設置に伴います増員が九名、それから大矢知、県、水沢、内部及び三重保育園の増改築に伴います措置児童の定員増、並びに要措置児童の低年齢化に伴います増員といたしまして二十三人、その他清掃、地区市民センター関係、さらに下水道事業等に十二人、合わせて市長部局で百十人。それから教育委員会事務局におきましては、小学校等の新設に伴いまして指導主事、さらには給食婦、用務員等の問題もございますので二十人、消防部局において三人でございます。

それから職員の研修について申し上げてみたいと思います。市政の民主的なさらに能率的運営を期しまして、職員の資質の向上を図り、公務能率の増進に努めているところでございますが、新年度は多様化する行政需要に対応し得る意欲に満ちた職員能力の開発のために、職員の海外研修派遣、それから通信教育受講援助制度を新しく取り入れて実施をいたしたいということで予算をお願いいたしております。

それから災害の関係でございますが、災害時の通信確保を図り、防災体制の強化に資するために、行政無線を現有いたします携帯用、車載用を合わせて三十台に加えまして、新年度には携帯用無線五台を購入いたしまして、できるだけ多くの出張所へ配置をいたし、本庁、出張所間等の通信体制を整備いたしたいと存じまして百四十万円を計上いたしております。

それから市民ホールの整備につきましては、屋上防水補修をはじめ、観客の安全を守るための火災報知設備、非難誘導灯設備の改善などを合わせて千百二十万円を計上いたしております。

さらに、物件費全体にわたります節減合理化につきましては、特に電灯と光熱水費、さらに複写、印刷の合理化等節減には鋭意努力をいたしたいというふうに存じております。

なお、議案第十九号の農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正案は、各選挙区におきます選挙人の数の変動がございます。それに伴いまして第二選挙区は、八郷、大矢知地区でございますが、ここにおいては委員定数四人を三人に、それから第八選挙区、小山田、水沢地区でございますが、これにつきましては六人を七人に、それぞれ選挙すべき委員の定数を改正をしようというものでございます。それからまた大井の川一丁目、二丁目、三丁目及び大浜町について、五月一日から実施を予定して、所管出張所を日永から塩浜に変更するに伴います農業委員会の委員の選挙区について、第七選挙区の、日永、内部、河原田地区でございますが、ここから第一選挙区海蔵、橋北、塩浜、本庁、富田、富洲原、羽津地区に変更をしようとするものでございます。

それから議案第二十号でございますが、市役所出張所設置条例の一部改正案並びに議案第四十五号町の区域の変更案ということが出しておりますが、日永出張所の所管区域にありました先ほど申し上げました大井の川町について、地元より塩浜出張所の所管区域とするよう陳情されておりましたので、雨池ポンプ場に隣接する大字六呂見地籍の一部百十九筆と、これらの区域に隣接介在をいたします国有地について、大井の川町一丁目、二丁目、三丁目に編入をして、町界を整備いたしました後、これら三町と大浜町を塩浜出張所の所管区域に移そうとするものでございます。

また、市役所出張所設置条例の一部改正案の中には、保々出張所の位置の変更がお願いをしてございますが、四月十日に新築移転予定のものでございます。

それから住居表示事業につきましては、かねて懸案となってまいりました、さきに議決をいただきました浜田、常磐地区の一部〇・二六五平方キロメートルと、それから今回条例を出しております街区方式により実施しようとするものでございますが、常磐、神前地区の一部〇・一六平方キロの二カ所について、街区方式によって実施をしようとするものでございます。

それから総務費の中で、特に主な点について二、三申し上げてみたいと思います。私有財産の管理につきましては平素から公正適切であるよう意を用いてまいっておりますが、特に普通財産におきましては、復興土地区画整理事業換地登記の完了に伴いまして、整理区域内及びその他の仮称宅地につきまして、貸し付けの経緯等から、昭和五十三年度中完了をめどにいたしまして処分を進めてまいりたい。それから財産管理のさらに効率運用に重点を置いてまいりたいというふうに考えております。

それから土地の登記の促進につきましては、新しく嘱託員制度を導入いたしまして、未登記の解消を図る方針でございます。

なおまた庁舎等の修繕等につきましては、実情に即して計画的な運営をいたす所存でございます。市有林等につきましては、長期的な事業計画に基づきまして、適切かつ効率的な実施を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから桜財産区関係の予算におきましては、財産区の管理運営について、従来から立木の売却によりましてその経費を賄ってまいったわけでございますが、すでに売却可能な立木は、五十三年度に予定できるのみの状態となってまいりましたので将来の運営につきましては、さらに十分な調査研究を行い、管理会の方々ともご相談を申し上げながらその基本線を確立してまいりたい方針でございます。以上でございます。

○副議長（長谷川鐸元君）　暫時休憩いたします。

午後二時二十三分休憩

午後二時四十二分再開

○議長（大谷喜正君）　再開に先立ちまして、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　けさほどご報告を申し上げました爆弾の処理でございますが、十四時二十五分無事海上におきましてすべての作業を完了いたしました。残ったものはすべて守山師団の方へ運ばれましたのでご報告をいたします。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉部長。

〔福祉部長（杉本治芳君）登壇〕

○福祉部長（杉本治芳君）　それでは社会福祉の推進を図るための主要施策についてご説明をいたします。

近年社会福祉サービスは、施設設備を中心としたいわゆる施設福祉から、在宅福祉、地域福祉へと移行してまいりました。これは従来の施設設備重点の行政指導型福祉だけでなく、住民の参加を主体とした地域に密着した地域ぐるみの福祉が推進されなければ、その実を上げることはできないという観点からであります。地域福祉は、地域内の公私の機関が協同し、社会資源を活用して、地域の多様な福祉事業を充足するとともに、住民参加によって地域福祉活動を組織化していく具体的な努力によってなされるものであります。地域の人々がお互いに助け合い、人間的愛情に結ばれ、心の通い合う社会の実現こそ、これからの福祉の目指す方向であろうと存じます。このような観点から、地域福祉活動の拠点である社会福祉協議会の充実強化を図るため、事業費、運営費等補助額を千二百六十五万円に増額し、市民のニードに即応した福祉活動の推進を図りたいと存じます。

まず、老人福祉のうち寝たきり老人入浴サービス事業の充実につきましては、四十名を対象にし、月一回対象家庭へ移動入浴車を派遣して実施いたします。また、寝たきり老人家庭訪問看護事業は、保健婦、看護婦の有資格者により、寝たきり老人の基本的な看護や疾病による特有な看護及び介護者に対する指導援助を行うもので、対象者は六十名を見込んでおり、特殊寝台、浴槽、湯沸かし器、寝具等の貸与事業と関連づけて進めたいと存じます。

ひとり暮らし老人対策といたしましては、家庭奉仕員を二十四名に増員し、心身障害者に対するサービスとあわせて、さらに充実を図るとともに、一時的な疾病等により、日常生活に支障を来した老人の世話を行う介護、介護人も延べ二百日派遣いたしたいと存じます。さらに老人福祉電話の貸与につきましては、二十台増設して七十六台とし、婦人民生委員による電話訪問事業とあわせて実施いたします。生きがい対策といたしましては、老人の自主的な活動を通じて、健全で豊かな老後の生活を築いてもらうため、老人クラブ活動費として百四十五クラブに対し八百三十五万円を助成いたします。また地区老人「憩の家」運営費につきましても、一地区六万円に増額し百六十八万円といたしました。これは昨秋から、老人の健康づくりのため、ゲートボール競技の普及を図っておりますが、各種運動も取り入れ、地域ごとに老人みずからが健康づくりを進める一助にしたいと考えております。また社会参加により、地域福祉の向上に寄与する老人社会奉仕団の育成も図っていきたいと存じます。

施設福祉対策といたしましては、養護老人ホームに寿楽園ほか七施設百五十五人、特別養護老人ホームに小山田特別養護老人ホームほか五施設百五十人の入所措置を見込んでおり、これに要する経費は三億七千二百六十三万円であります。老人福祉センターにつきましては、老人の健康、生活相談、機能回復訓練、レクリエーション、クラブ活動の推進と地域福祉サービスの拠点としての機能をさらに高めていきたいと存じます。

次に、心身障害者福祉のうち、医療費の公費負担は、身体障害者一級から三級まで、及び精神薄弱者ＩＱ七〇以下の者千二百十人を対象とし、重度の心身障害者を対象に市単独事業として実施しております重症心身障害手当の対象者は千三百七十人であります。

四十九年度から実施してまいりました身体障害者福祉モデル都市事業につきましては、盲人用信号機の設置及び歩道の段差切り下げ、点字ブロックの敷設などの道路改良等必要個所を五百万円で順次整備していくほか、身体障害者、老人、病弱者等とすべての市民が利用できる施設づくりを目標とした福祉環境基準を設定し、公共施設をはじめ、不特定多数の利用を対象とした民間建築物及び道路等の整備を進めてまいりたいと存じます。

施設福祉対策につきましては、社会福祉法人大智長寿苑が桜地区に設置する身体障害者療護施設「エビノ園」建設費として七千百九十五万円を二十年で助成することとし、その初年度分は四百四十三万円であります。当施設は、常時介護を必要とする身体障害者を収容し、治療及び養護を行う施設であり、収容定員は五十名、本年五月に開園が予定されており、本市からは当初十五名が入園の見込みでございます。このほか精神薄弱者授産施設共栄作業所の管理運営を社会福祉法人四日市社会福祉協議会に委託するに要する経費は二千五百三十九万円であり、また三重県から委託を受けて行う三重勤労身体障害者体育センターの管理運営費は百二十八万円であります。施設組織につきましては、身体障害者関係施設四施設二十四人、精神薄弱者関係施設七施設四十人の入所を見込んでおり、これに要する経費は

一億二千四百六十四万円でございます。

次に、児童福祉としましては、五十四年度から実施されます心身障害児の特殊教育の義務化に伴い、主として就学前児童の養護と教育を促進し、その早期発見、治療と訓練による効果を期待するものとして、国補事業による精神薄弱児通園施設みはと学園及び市単事業による心身薄弱児療護事業施設あけぼの療育センターを総合福祉センター内に改築するものであります。今後の障害児保育につきましては、市の家庭児童相談室及び県の児童相談所との相互連携により相談、判定、観察、指導等により両施設と各公立保育園における障害児保育との関連の体系化を図り、一層の充実を図ってまいりたいと存じます。

次に、保育所の施設整備でございますが、下野地区に保育園増設のほか、三重地区において民間保育所が建設される予定であります。また新年度の定員につきましては、四月から開園予定の民間保育所大谷台保育園と川島保育園が各々定員九十名の計百八十名と市立保育園五園の増改築による百三十五名、合計三百十五名が増員され、市立保育所二十八園の定員三千五百五十五人が三千六百九十人に、民間保育所の定員十一園、千二百十人が十三園千三百九十人と合わせて五千八十人となり、それに要する児童措置費は十一億四千七百八十三万円となっております。さらに民間保育所の振興助成につきましては、児童の処遇費として給食費のほか、職員の研修費及び新入園児の健康診断費並びに園児損害賠償保険料等、公私立保育園の格差是正を図り、千四百十四万円をみております。このほか児童措置費には、母子寮の入所措置費三十世帯八十人に対し千六百四十九万円と市内六カ所の助産所で出産する低所得者の助産費十一人六十三万円を見込んでおります。乳幼児医療費の公費負担につきましては、ゼロ歳と一歳児八千二百三十八人を対象といたしております。

また第三子以上義務教育終了前まで月額五千円を支給する児童手当は四千九百六十一世帯五千六百九十四人を見込

みました。なお、外国人世帯に対しましては、市独自で百三十六世帯百七十三人に対し年額一万円を支給しております。児童手当は五十三年度改正により所得税非課税世帯のみ十月から月額六千円に増額されることになっており、支給額の改定による増額分につきましては、後日補正予算でお願いいたしたいと存じます。

養護施設希望の家の定員変更は、過去昭和四十八年より五カ年間にわたり、五十人以下の入所児童数で運用しており、今後要保護児童の増加も見込まれず、実態に即した定員に変更しようとするものであります。母子福祉のうち、本年から実施いたしました準母子を含む母子家庭の医療費公費負担につきましては、対象者二千五百人を見込み、母子家庭の生活安定向上のための一助とし、国、県、市の母子家庭に対する諸施策と相まって、母子相談員、民生児童員、母子協力員等による自立に必要な指導、助言を行うなど母子家庭の福祉の増進に努めます。

生活困窮者に対する福祉のうち、生活保護の基準額は、前年度に比し一一%引き上げられ、当市における標準四人世帯男三十五歳、女三十歳、長男九歳小学校四年生、長女四歳この四人が標準世帯と申します。標準世帯の最低生活費は、生活費九万五千百七十円、教育費三千六百八十円、計九万八千八百五十円となっており、予算額は一般生活費等二千三百人分七億千二百二十五万円、医療扶助費一万九千八百件分、十二億八千三十三万円という内容であります。

法外扶助としては、夏期、歳末の見舞金、小中学校入学時の祝金、入院付き添い費、同個室費等の援助を考えております。

次に、同和対策事業につきましては、今日まで実施してまいりました生活環境整備を含め、総見直しを行い、未着工の道路改良事業、遊園地整備事業で二億六千三百二十四万円であります。また地域のコミュニティーセンターとしての隣保館及び教育集会所、さらにこれを補完いたします公会所並びに児童集会所の機能の充実と人的整備を配慮し、一層効果的な事業の推進に努めます。

次に、住宅新築資金等の貸付事業につきましては、国の制度改正及び限度額の引き上げ措置が講じられたことにより、今年度は貸付枠を五千万円とし、その主な財源は国庫補助金千二百六十五万円、県補助金二百五十万円、市債三千万円であります。また地域住民の経済的自立と、福祉の増進を図るための福祉資金貸付事業につきましては、今年度貸付枠を千五百万円とし、その主な財源は、県補助金五百七十一万円、事業収入七百九十二万円、一般会計からの繰り入れ金百九十七万円であります。

同和教育につきましては、一般市民への同和問題の正しい理解と認識を一層深めるために、同和教育啓蒙資料を全家庭に配布し、啓発活動を積極的に進めてまいりたいと存じます。

次に、国民健康保険につきましては、昭和五十三年度における国保加入世帯を二万六千七百世帯、被保険者数七万七千五百人と推定して予算を計上いたしました。

まず、歳出予算の九六%を占める保険給付費では、医療費について本年二月に実施された診療報酬点数の引き上げ九・六%と、自然増九・二%を含め一八・八%の増加で、一人当たり医療費の保険者負担額は五万四千四百九十七円として四十二億二千三百五十九万円を見込みました。また、高額医療費は約四四%の前年度比上昇で三億三千二百四十九万円を見込み、助産費、葬祭費八千八百四十九万円を加えて、保険給付費は総額四十六億六千二百三十三万円となり、前年度比一九%の増となっております。この財源の主なものは保険料、国庫支出金及び繰入金で、この財源内訳は、保険料が三四・六%、国庫支出金が五八%、繰入金が六・七%でありまして、保険料は前年に比し二一・六%引き上げ、一人平均二万一千八百八十三円となります。

次に、国民年金につきましては、昭和五十三年度に改正される主な点について申し上げますと、まず保険料が四月から現行の一カ月二千二百円に定額引き上げ分及び消費者物価指数の上昇率九・四%を加えて二千七百三十円に引き

上げられます。なお付加年金の四百円はそのままであります。

一方、年金給付額でありますが、いわゆる二十五年納付のモデル年金は、現行の四十二万六千七百円が四十五万九千百円に、十年年金は二十六万九千百円が二十八万九千六百円に、五年年金については十九万六千九百円が二十一万一千九百円に本年七月からそれぞれ増額され、あわせて福祉年金についても八月から増額される予定であります。

以上で福祉部関係を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君）　病院事務長。

〔病院事務長（藪田　裕君）登壇〕

○病院事務長（藪田　裕君）　市立四日市病院事業につきまして補足させていただきます。

昭和五十年度より推進してまいりました病院移転改築事業も、本年八月末完成を目標に努力いたしておりますが、引き続き環境整備、備品搬入、設備医療機器の試運転等を行い、十一月に新病院で診療開始を予定いたしております。新病院におきましては、病棟部門で未熟児室、公害病室、リハビリ病室及び特定集中治療室を含め、一般病床二百床を増床し、一方医師をはじめとする医療技術者の増員と、コバルト60がん治療装置、コンピューター断層装置と新鋭医療機械の導入により、診療内容を充実強化し、一層高度医療の提供、患者サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。

したがいまして、本年度予算におきましては、十月までは現病院、十一月以降につきましては新病院における運営諸経費を計上いたしました。

収益的収入につきましては、新病院開設により、入院及び外来患者数も逐次増加するものと予想され、また本年二月に平均九・六％アップの医療費改定もあって、入院収益において対前年度比四億七千四百七十六万円、外来収益に

おいて対前年度比二億四千八百三十一万円、それぞれ増収を織り込み、総計三十五億七千九百五万八千円を計上いたしました。

これに対しまして収益的支出では、収益増に対応する材料費一億八千六百三十二万円並びに光熱水費、設備維持管理委託料等の増高による経費一億三千八百七十四万円、及び新病院への移転諸経費及び初度調弁費等を含めて五億三千五百十九万円の費用増加が見込まれます。これに新病院の円滑な運営に必要な人員を確保するため、医師、看護婦、医療技術員等五十二名の増員を含めた人件費を加えまして、総計三十八億二千四百八十八万五千円を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、病院移転改築事業四ヵ年計画の総事業費七十一億六千二百八十一万円のうち、最終年度として本体工事十八億九千九百十七万円、看護婦宿舎、高等看護学院、託児所等二期工事分として三億三百八十万円、医療機器等の固定資産購入費十三億五千八十五万円など総計三十六億四千四百六十三万四千円を計上いたしました。この財源といたしまして、企業債三十億三千三百三十万円、国、県補助金一億九千九百三万円、一般会計からの出資金、長期借入金、負担金三億七千三百十九万円など、総計三十六億一千五百十万円を計上いたしました。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君）　市長からご提案ご説明申し上げました主な施策の内容についての第二点、教育、文化の振興と青少年の健全育成に関しまして、若干の補足を申し上げたいと思います。

まず、来年度教育諸施策の推進に当たりましての基本的な考え方を申し上げたいと思うんですが、次のとおりでご

ざいます。

第一、教職員の資質の向上を図り、教育意欲を振興し、教育内容の充実、質的向上を図る。第二、学校教育及び社会教育の施設設備の整備に努める。第三、地区市民センター構想に従い、地域住民に密着した社会教育、生涯教育の拡充を図る。第四、体育施設の整備に努めるとともに、学校、体育施設の開放を推進し、地域社会づくりのための市民スポーツの振興を図る。第五、参加する文化活動の促進のための条件整備を図る。第六、家庭教育の振興を図るとともに、青小年の健全育成に努める。以上の基本方針に基づきまして施策を推進してまいる所存でございますが、以下内容の二、三について補足説明を申し上げたいと思います。

まず、教育委員会の機構改革でございますが、これにつきましては、昨年七月、市長部局における機構改革の際、本市の行財政調査会からの指摘に従いまして、また本議会においていただきましたご意見も加えまして、慎重に検討してまいったわけでございます。その結果、今回の機構改革のねらいといたしましては、第一、人口の移動、増加等に伴う学校整備、その他長期的な展望による配置計画を樹立するための資料の収集を行い、企画性の充実を図ること。第二、増大いたします教育諸施設の建設並びに補修に対応するとともに、工事担当課と契約担当課とを区分し、事務権限の明確化を図ること。第三、学校教育運営の一貫化を図るため、給食保健事務を学校教育に包含させること。第四、学校教育指導については、特殊教育、幼児教育等の充実を含めて、その独立強化を図ること。第五、地域における社会教育推進のため、地区市民センター構想に従い、住民の要望に即応する体制に発展的志向すること。第六、余暇時間の増大、スポーツ人口の増加に対応して社会体育の独立強化を図ることでございます。以上を骨子といたしまして、機構の改革をいたしたいと考えております。したがって、現在の管理課を総務課と施設課とに二分いたしますとともに、学校教育課にあります指導係を指導室に昇格し、またスポーツ課を独立させて現在の五課一室を六課二室

として強化するように検討をいたしております。

次に、学校運営における父母負担の軽減に関して、新年度におきましては、小学校四年生における社会科の副読本、三重の姿でございますが、三重の姿の添付資料としての三重県地図を新しく予算化しまして百五十万円を計上いたしますとともに、新たに開校いたします三重北小学校及び八郷西小学校の備品購入費として三百六十万円を計上いたしました。また、校舎のガラス窓の清掃に関しましては、従来二階ないし三階の外部清掃につきましては、生徒の危険上ＰＴＡの奉仕作業を煩わしておりました向きもありましたので、小学校二百八十万円、中学校百二十万円、計四百万円の予算計上を行い専門業者に委託する考えでございます。

米飯給食に関しましては、昨年十二月から実験試行を行ってまいりましたが、成案を得ましたので、新年度から月二回の実施をいたす考えで、食器ないし浸漬槽など所要経費といたしまして五百六十九万一千円を計上いたしております。

また、特殊教育施設としての肢体不自由児を対象といたします納屋小学校あけぼの分校についてでございますが、現在の在籍数十五名のうち、四名が中学校進学年齢児でございますので、議案第三十五号にてお願いしておりますのは、現在の療育センター内に新しく港中学校あけぼの分校として設置をいたしたい考えでありまして、また予算案でお願いしておりますのは、現在のあけぼの療育センターは狭隘、老朽化しておりますので、西日野町の福祉センター内に新しく建設いたすべく所要経費一億九百六十二万円を計上するものでございます。なお、この施設につきましては、福祉部における現在のみはと学園の学齢児未満の精神薄弱児を対象とする施設、機能も含めまして、有効活用を図りたい所存でございます。

次に、私立学校及び私立幼稚園に対応する助成金についてでございますが、他都市の状況等もしんしゃく勘案いた

しまして、慎重に検討してまいりましたが、公私の格差是正という意味から、私立の小、中、高等学校に対する運営助成費につきましては、児童生徒一人当たり現行三千百円を三千三百円に、私立幼稚園については一律一園当たり二十七万五千円を三十万円に、また私立幼稚園児の父母に対する保育料補助につきましては、これは五歳児でございますが、一人当たり三千百円を三千三百円に増額配慮をいたしております。

教職員研修の充実につきましては、本年度に引き続きまして研修のための講座を予定しておるわけでございますが、特に新しい教育課程の実施に伴います学校裁量時間の活用をどうするか、ないし生活指導を今後どう進めていくか、あるいは心身障害児の保育をどのように進めたらよいかなどの講座を加えまして、その強化を図り、教職員の自主的研修の意欲をさらに盛り上げるため、六百五十五万五千円を計上いたしております。

また同和地区を校区に持ちます小、中学校におきます同和教育をより充実推進いたしますために、各学校に委託して行います教職員研修費三百十万円を計上いたしております。

次に、社会教育関係で、国指定天然記念物御池沼沢植物群落の環境整備事業につきましては、道路建設等周辺の開発と近隣での圃場整備事業が進められました結果、湧水量の減少と水位の低下がきわめて顕著にあらわれてきまして、沼沢植物群に重大な影響をもたらしてきましたので、新年度におきましては陸地化の進行が著しい東部指定地を対象といたしまして、給排水施設設置並びにそれにかかわる一部基盤整備工事を進めたいと考えております。

さらに市民大学講座につきましては、市民になじみやすい教養講座を開設いたしたいと思い、所要経費百六十万円を計上いたしております。

次に、体育施設の整備につきましては、現在審議されております地域問題調査会でも、コミュニティーのあり方に関連しまして、小中学校施設の地域への開放が論議されておるわけでございますが、新年度におきましては、学校教育に支障のない限り、地域の住民に開放して、社会体育の振興に資してまいりたい所存でございます。したがいまして、本年度は小学校三十五校、中学校六校、計四十一校を開放しておりましたのを、新年度におきましては、新しく開校されます小学校二校を除きまして、小中合わせて五十三校を開放いたしまして、これに伴います学校体育施設開放管理人報償金九百八十五万八千円、開放表示板設置工事費百六万円を計上し、また施設の充実につきましては、今後逐次充実を図ってまいりたいと考えております。また旧学校敷地の旧水沢中学校及び旧三鈴中学校については、整備を実施し利用に供したいと考えております。

議案第三十六号におきましては、市立幼稚園の保育料の改正の件でございますが、市立幼稚園の経常経費は、本年度見込みでは約三億四千万円となりますので、園児一人当たりにいたしますと、一カ月約一万二千三百円となりますが、現在の保育料は月額二千円でございますので、一万円を超える経費を市費で賄っているということになるわけでございます。これは市立保育所の市負担額が約八千円でございますので、それと対比いたしますと高くございますし、地方財政計画に定める額を参考といたしまして、またあわせて他都市の状況も勘案いたしまして、今回月額二千円を二千七百円に改正しようとするものでございます。

以上で教育委員会関係の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君）　下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君）　住みよい都市を建設するための下水道事業につきましてご説明をいたします。

都市下水路事業でございますが、補助対象事業としまして、継続で施行しております朝明、羽津、雨池、塩浜の各都市下水路を引き続いて整備いたしますが、その事業の内容でございます。まず、朝明都市下水路につきましては二

億五千七百万円で、前年度から債務負担行為で着工しております発電機を八月末までに完成するとともに、関西線までの水路四百八十六メーターを築造いたします。これらの実施によりまして全事業量であります幹線水路三千二百九メーターと口径千四百ミリと千二百ミリの雨水ポンプ各々二台が完成いたしました。排水面積三百三十一ヘクタールの排水が可能となるわけでございます。

次に、羽津都市下水路につきましては、事業費三億三千四百万円で、前年度に着手いたしました口径千八百ミリ雨水ポンプ一台と、除じん機二機並びに電気設備を本年五月末までに完成させまして、さらに昭和五十四年雨期までに千八百ミリの雨水ポンプを増強するため、債務負担行為二億一千八百万円をあわせてお願いしているのでございます。水路工事につきましては、通称羽津山線沿いの二号幹線水路を前年度から債務負担行為で施行しております工事とあわせて、百四十七メーターを築造いたしますとともに、名四国道沿いの一号幹線水路につきましても、ポンプ場への流入が円滑になるよう遊水池の取りつけを行う予定でありまして、本年度末におきます羽津都市下水路の進捗率は五一%となる予定でございます。

次に、関係企業から資金を導入いたしまして鋭意施行いたしております公害防止事業のうちの雨池都市下水路につきましては、事業費二十一億五千二百三十二万七千円でもって、前年度から着手いたしておりますポンプ場の築造工事と、口径千六百五十ミリ雨水ポンプ二台及び電気設備を完成いたしまして、さらに除じん機、樋門を設置して、本年度末には新ポンプ場を稼働させる予定であります。水路工事でありますが、海軍道路沿いに、名四国道から関西線までの間九百九メーターを築造する予定でございます。以上によりまして本年度末におきます全体事業費に対する進捗率は七一%となる予定でございます。

次に、塩浜都市下水路におきましては、事業費十四億二千七百万円でもって前年度より債務負担行為で着手しております口径千八百ミリ雨水ポンプ二台と、除じん機及び電気設備を本年八月末までに設置いたしますとともに、新規に除じん機一台を同時に完成させる予定でおります。水路工事につきましては、第一排水路を第二排水路の交点まで約千七十六メーターを施行する予定でございます。これによりまして全体事業費に対する進捗率は七九%と相なる予定でございます。

また、単独事業といたしましては、常習浸水地域の解消を図るために、市街化区域の支派線水路を完成いたしまして、主要幹線水路と一体的に機能が発揮できますよう三億円を計上させていただいております。本年度は総合計画の最終年度でもありますので、治水排水に対します三部調整によります予算の効果的な運用を図りたいと存じております。

維持管理費でございますが、排水路の清掃等に三千八百万円と、ポンプ場の補修に二千二百万円、地元への材料支給費に二百万円、合計六千二百万円を計上いたしまして、緊急時におきます円滑な運営管理に努める所存でございます。

次に、公共下水道事業でございますが、国が策定いたしております第四次下水道整備五カ年計画に基づきまして、事業認可区域に対します公共下水道事業を鋭意進めさしていただいておりますが、この五カ年計画事業費に対するわが四日市市の進捗率は五十三年度末におきまして約六〇%となりまして、国の進捗率四六%をかなり上回った執行状況となっておるのでございます。また整備の状況につきましては、五十三年度末の行政人口に対します予想整備普及率といたしましては約二七%を予定しておりまして、五カ年計画では昭和五十五年度をめどとしまして約三六%の整備普及率を目標としておるのでございます。

本年度の建設事業の内容でございますが、まず環境工事につきましては、事業費十五億八千六百万円を計上させて

いただきまして、そのうち北部排水区の雨水対策費といたしまして、前年度から債務負担行為で施行しております東洋紡績富田工場から西へ近鉄線に至る松武川の改良と塩役運河内、それから国鉄線から鳥出神社を経まして中央通りに至ります間の工事と、さらに中央通りを西へ近鉄線横断までの富田幹線工事を債務負担行為二億五千万円もあわせ施行いたす予定でございます。また南部排水区でありますが、御薗幹線につきましては、前年度から債務負担行為で近畿日本鉄道ＫＫに委託をしております軌道下横断工事と、御薗神社前を経て塩浜都市下水路に至る間の管渠工事でありまして、また大里幹線につきましては、前年度から債務負担行為で施行しております管渠工事と、浜旭町地内で塩浜都市下水路へ接続する工事を施行いたす予定でございます。さらに橋北、常磐、阿瀬知各排水区につきましては、雨水対策及び水洗化の普及促進を図るべく、継続して管渠工事を実施いたしたいと思います。主なる施行個所といたしましては、橋北排水区では、滝川町、陶栄町地内、常磐排水区につきましては新正、南浜田方面、阿瀬知排水区につきましては堀木、鵜の森地内それぞれ施行を予定いたしておるわけでございます。

次に、ポンプ場工事についてでございますが、事業費一億九千四百万円を計上いたしております。その内容といたしましては、常磐ポンプ場で前年度から債務負担行為によりまして施行しております口径千四百ミリ雨水ポンプ一台を本年雨期までに設置する工事と、常磐排水区のうち分流式区域であります百十三ヘクタールの汚水を日永終末処理場へ圧送する中央ポンプ場でございまして、ポンプ設備、電気設備、沈砂池機械設備及び上屋工事を予定いたしております。また高砂町、尾上町の雨水排除と汚水の圧送を行います高砂ポンプ場におきましては、前年度から債務負担行為で施行しております下部土木工事を計上しておるのでございます。

次に、処理場工事といたしましては、事業費六億六千二百万円を計上いたしております。この内容でございますが、日永終末処理場におきまして前年度から債務負担行為により施行しております汚泥焼却炉とその設備工事がございます。これと既設の中級処理施設の高級化への改良工事と、さらに整備区域の拡大に対処すべく第三期工事といたしまして、土木工事の一部を着手いたす予定でございます。

これら本市が施行いたします公共下水道事業のほかに、三重県が事業主体となって実施いたします北勢沿岸流域下水道北部処理区の事業に対する用地費、及び処理場工事の負担金と四日市港管理組合と共同施行いたします富田、富洲原地区の雨水排除の要となります新富洲原合同ポンプ場の建設工事並びに常磐、川島、桜地域の公共下水道の整備を行うための測量調査基本計画策定のための委託料など合わせまして七億一千九百九十一万九千円を計上いたしております。以上これらの事業を促進することによりまして、浸水解消にまた水洗化の普及向上に最大の努力をいたす所存でございます。

さらに維持管理部門といたしましては、国で問題化されております閉鎖性水域の富栄養化の弊害除去のための放流水質の向上に努めたいと考えておりますが、その研究を充実させるための水質検査設備の整備を行いまして、水処理プロセスの指導を適切にいたしましてより正常な処理水が放流できるよう努力をいたしてまいりたいと考えております。

また従来から推進いたしております処理場、ポンプ場の省力化をさらに研究をいたしまして、能率的な運営を図っていくとともに、環境整備として施設の緑化等を取り入れイメージの改善にも努める所存でございます。

なお、下水道使用料の改定につきましてお願いをいたしておるわけでございますが、本市の下水道使用料につきましては、昭和三十七年から賦課徴収をさせていただいております。昭和四十六年とさらに昭和五十一年六月に改定をさせていただきました。しかし、処理区域が拡大いたします、処理施設の増設もございます。これらあわせましてまたさらに諸物価の高騰等によりまして、維持管理費用が急増いたしてまいりました。市費を充当する割合が大幅に増

額してまいりましたので、四日市市行財政調査会におきまして種々検討もしていただきまして、他都市の実例も参考にいたしましたということで、一般家庭に影響が少ないよう配慮をした改定案で提案をさせていただきました次第でございます。下水道部関係以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　本日は、この程度にとどめたいと思います。明日は午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時三十二分散会

昭和五十三年三月十日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四　日　市　市　議　会

○議事日程第二号

昭和五十三年三月十日（金）　午前十時開議

第一	議案第三号	昭和五十三年度四日市市一般会計予算	議案説明
第二	議案第四号	昭和五十三年度四日市市競輪事業特別会計予算	〃
第三	議案第五号	昭和五十三年度四日市市国民健康保険特別会計予算	〃
第四	議案第六号	昭和五十三年度四日市市と畜場食肉市場特別会計予算	〃
第五	議案第七号	昭和五十三年度四日市市営魚市場特別会計予算	〃
第六	議案第八号	昭和五十三年度四日市市公共下水道特別会計予算	〃
第七	議案第九号	昭和五十三年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算	〃
第八	議案第一〇号	昭和五十三年度四日市市交通災害共済事業特別会計予算	〃
第九	議案第一一号	昭和五十三年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算	〃
第一〇	議案第一二号	昭和五十三年度四日市市営駐車場特別会計予算	〃
第一一	議案第一三号	昭和五十三年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計予算	〃
第一二	議案第一四号	昭和五十三年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	〃
第一三	議案第一五号	昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業会計予算	〃
第一四	議案第一六号	昭和五十三年度四日市市水道事業会計予算	〃
第一五	議案第一七号	昭和五十三年度四日市市農業共済事業会計予算	〃
第一六	議案第一八号	昭和五十三年度四日市市桜財産区予算	〃

第一七　議案第一九号　四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……議案説明
第一八　議案第二〇号　四日市市役所出張所設置条例の一部改正について　……〃
第一九　議案第二一号　四日市市職員定数条例の一部改正について　……〃
第二〇　議案第二二号　四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……〃
第二一　議案第二三号　四日市市職員給与条例の一部改正について……〃
第二二　議案第二四号　育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正について……〃
第二三　議案第二五号　四日市市税条例の一部改正について……〃
第二四　第案第二六号　四日市市立保育所条例の一部改正について……〃
第二五　議案第二七号　四日市市立養護施設条例の一部改正について……〃
第二六　議案第二八号　四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正について……〃
第二七　議案第二九号　四日市市営宮妻峡ヒュッテの設置及び管理に関する条例の制定について……〃
第二八　議案第三〇号　四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について……〃
第二九　議案第三一号　四日市市霊園条例の一部改正について……〃
第三〇　議案第三二号　四日市市斎場条例の一部改正について……〃
第三一　議案第三三号　四日市市農業共済条例の一部改正について……〃

第三二　議案第三四号　四日市市公共下水道条例の一部改正について……議案説明
第三三　議案第三五号　四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について……〃
第三四　議案第三六号　四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正について……〃
第三五　議案第三七号　四日市市立幼稚園条例の一部改正について……〃
第三六　議案第三八号　四日市市立公民館条例の一部改正について……〃
第三七　議案第三九号　四日市市消防賞じゅつ金条例の一部改正について……〃
第三八　議案第四〇号　四日市市簡易水道条例の一部改正について……〃
第三九　議案第四一号　農業共済事業事務費の賦課について……〃
第四〇　議案第四二号　市道路線の認定について……〃
第四一　議案第四三号　市道路線の一部廃止について……〃
第四二　議案第四四号　住居表示に関する法律第三条第一項の規定により当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について……〃
第四三　議案第四五号　町の区域の変更について……〃
第四四　議案第四六号　字の区域の変更について……〃
第四五　議案第四七号　小学校施設の譲り受けについて……〃
第四六　議案第四八号　小学校施設の譲り受けについて……〃
第四七　議案第四九号　小学校施設の譲り受けについて……〃
第四八　議案第五〇号　小学校施設の譲り受けについて……〃

第四九　議案第五一号　中学校施設の譲り受けについて……議案説明
第五〇　議案第五二号　中学校施設の譲り受けについて……〃

○本日の会議に付した事件
　議事日程のとおり

○出席議員（三十七名）

青山峯男	天春文雄	小井道夫	伊藤信一
岩田久雄	宇治田良市	小川四郎	大谷喜正
大森多喜三	加藤定男	金森正	川口洋二
喜多野等	訓覇也男	粉川茂次	後藤寛次
坂口正次	高井三夫	高木勲	田中基介
坪井妙子	出井博	中村信夫	生川平蔵
野崎貞平	野呂和芳	橋本増蔵	長谷川錠元
平野行信			

○欠席議員（七名）

福田香史一	古市元辰男	前川良一	松島安吉	森路剛一	山中忠勝	山本信生
山口増山英新兵衛	堀高橋力三	後藤長六	小林喜夫	小林博次		

○出席議事説明者

| | | | | | |

次　　長　六田猶裕
病院事務長　藪田裕
水道事業管理者　村山了
技術部長　黒川薫
消防長　松村佳美
次長　岡本林衛
代表監査委員　吉田耕吉

○出席事務局職員

事務局長　佐々木晃精
議事課長　小坂靖
議事係長　板崎大之丞
主事　山口克彦
主事　金森伸夫

午前十時二分開議

○議長（大谷喜正君）　これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十一名であります。

本日の議事については、お手元に配布しました議事日程第二号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

なお、教育委員長にかわって、職務代理者の服部教育委員が出席いたしますのでご了承願います。

日程第一　議案第三号　昭和五十三年度四日市市一般会計予算、ないし
日程第五〇　議案第五二号　中学校施設の譲り受けについて

○議長（大谷喜正君）　日程第一、議案第三号昭和五十三年度四日市市一般会計予算ないし、日程第五十、議案第五十二号中学校施設の譲り受けについての五十件を一括議題といたします。

昨日に引き続き、提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長（松村佳美君）登壇〕

○消防長（松村佳美君）　それでは、消防防災対策につきましての補足説明をいたします。

昭和五十三年度の消防行政の重点施策といたしまして、一、石油コンビナート等の総合防災体制の強化。二、危険物行政の充実。三、大地震火災対策の推進。四、防火管理体制の強化。五、消防職団員の処遇の改善と施設の整備。六、救急業務体制の強化。七、自主防災体制の整備と防災意識の高揚。以上の七項目を重点施策といたしまして、事

業を計画的に推進していく所存でございます。

複雑多様化しております現下の消防事象に対応するために、消防職団員の資質の向上、より高度な幅広い執行体制が要求されている今日の情勢にかんがみまして、消防力の充実強化を図るため、消防職員三名を増員するとともに、消防大学校等による委託研修により、教育・訓練の充実強化を図ることにいたしております。

また、消防職団員の処遇改善を図るため、消防職員に対し防火被服の個人貸与、仮眠室等の改造による環境整備を行うほか、消防団員出動旅費千八百円を二千四百円に増額するとともに、団員の健康診断を実施して処遇改善策を講じるものであります。

さらに、生活環境の複雑化等に起因する各種災害発生を未然に防止し、市民の生命、身体、財産を保護するための予防行政につきましては、指導の徹底が急務となっており、各種立入検査実施の機動性を図り、よりきめ細かな防災指導体制を確立するために、立入検査車二台を増強いたします。

大地震火災対策の推進に当たり消防の担う分野は、地震等における出火防止、初期消火、延焼拡大防止及び住民の安全対策が中心であります。発災時に即応する防災活動体制を整備し、効率的な運用を確立するために消防施設整備につきましては化学消防自動車一台を整備、消防団の普通消防自動車二台を更新するものであります。

地震災害に備える消防水利として、特に火災の危険性の大きい地域の避難地、避難路及びその周辺を中心に耐震性貯水槽百立米一基を新設し、あわせて可搬式小型動力ポンプ一台を設置するとともに、消火栓を増設して水利体制の増強を図るものでございます。

また、救急業務につきましては、昭和五十二年度事業といたしまして設置しました防災指令装置の通信機能を十分に活用し、急増している救急事業を円滑に処理する所存でございます。

次に、市民による自主防災組織づくりでありますが、大地震の発生時においては、道路、橋梁の破壊をはじめ、電柱、広告物等の道路工作物の倒壊により、消防車の交通路の確保が困難となり、さらに、同時に多発火災により消防力が劣勢となって相当数の出火に対応する消防能力が、その限界を超えるものと推定されます。

このような想定に対応して、現在、市内各地域において自警団的な組織がつくられており、火災防災に献身的な活動が行われており、本年の消防出初め式におきましても、三重地区からの自警団の積極的な参加出動により、自主防災の意識が一段と高揚してまいりましたが、大地震の発生が予想されます今日、通常の消防防災活動が困難となった場合に備え、自治会、婦人会等による地区自主消防体制を育成し、消防団を中核とした地域防災体制の確立を図るための組織づくりを強力に推進してまいりたいと考えております。

また、業種別の自主防災組織づくりにつきましては、近年、百貨店、ホテル、病院など、不特定多数の者を収容する施設、あるいは共同住宅等においてとうとい人命を失い、膨大な損害を生じる火災その他の災害が相次いで発生しており、また大地震の発生も予測されるなど、市民の防災に対する期待はますます高まってきております。この期待にこたえるため、同業種ごとの一元的な防災組織づくりを行うことによって、これら施設の防災体制をさらに強化充実することが必要であり、消防本部では自主防災組織づくりのプロジェクトチームを組み、消防法で定める十八業種について、同種施設関係者が互いに連携し、情報の交換、施設管理技術の研修、従業員の保安教育訓練等、必要事項を適切かつ効果的に実施することができるように、自主的な防災組織づくりを進めております。現在までに、仏教界、石油販売業者、浴場組合の防災組織が設立されておりますが、残る業種につきましても積極的に推進し、平素からの防火防災体制の強化と防災意識の高揚に一段と努力したいと考えております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君）　市長の説明中、環境部に所管いたします事項について補足説明を申し上げます。

保健衛生対策といたしましては、医師会の協力を得まして昭和五十年に開設いたしました休日応急診療所を引き続き運営いたします。そして、地域医療の体制を確保したいと思っております。この診療所は、近鉄四日市駅前の農協会館の東の道路を南へ約四百メートル行ったところに大進ビルがございますが、その一階で開設しております。内科、外科を中心に、医師二名、看護婦三名、薬剤師一名、事務等三名、計九名で運営しております。救急の場合は、ぜひご利用していただきたいと思います。

健康診断につきましては、婦人に対しましては貧血、血圧、検尿を実施しております。

精神病対策といたしましては、がん検診車によりまして地区を巡回して検診いたしております。結核対策につきましては、健康診断、予防接種を行い、早期発見と予防に努めております。予防接種につきましては日本脳炎、インフルエンザ、二種混合、ジフテリア、風しん等の予防接種を行い、疾病の発生、蔓延を予防しております。

環境衛生対策といたしましては、伝染病発生の予防対策として、鼠族、昆虫の駆除のための消毒に努めます。また、野犬対策といたしまして、保健所に協力して、畜犬登録、狂犬病の予防注射を行いますとともに、捕獲機四台を用意いたしまして適宜貸し出しております。公衆浴場は、共同浴場を含めまして現在市内に五十四軒営業されております。その使用水道料の二分の一相当額を助成してまいりたいと思っております。

斎場につきましては、五十一年度に北大谷で千六百九十四体、富田火葬場で七十体、富洲原火葬場で八十七体、計千八百五十一体火葬しております。うち市外が二百七十三体ございます。そういたしまして、大谷斎場の施設の修理、富洲原斎場の排水工事を行ってまいりたいと思っております。墓地供給対策といたしましては、市営霊園条例の一部

改正をお願いしておりますが、拡張されました塩浜霊園の適正な供給を行ってまいりたいと思います。北部墓地公園の建設につきましては、去る十二月の議会でも申し上げましたとおり、数カ所の候補地におきまして、景観、交通、排水、造成工事の特徴等の調査をコンサルタントに委託いたしました。その報告を十分検討いたしまして、今後さらに墓地造成による環境への影響の調査、墓地運営の財政計画等、成案を得た上で現地での説明会また地元の協力を得るよう、具体化してまいりたいと思います。

次に公害対策でございますが、五十三年度では大気汚染の常時監視測定局の整備事業といたしまして、三浜小学校に炭化水素測定器を新設いたします。また、低い濃度まで測れます高感度型の硫黄酸化物測定器を磯津、四日市商業、南中学校、三浜小学校へ設置します。また、四日市商業高校の窒素酸化物の測定器、北高校の光化学オキシダント測定器の買いかえを予定しております。次に大気汚染の健康への影響を把握するため、疫学的調査を全市民を対象とするアンケート調査、三浜小学校を中心に半径一・三キロメートル内の住民を対象とする問診の調査、四日市市と津市との慢性閉塞性肺疾患患者の有症率の比較調査を、三重大学医学部公衆衛生学教室及び四日市保健所の協力を得ながら実施しようとする予定でございます。公害患者の保健福祉事業といたしましては転地療養、療養指導、保健婦による家庭訪問、リハビリテーションを計画しております。次に、公害健康被害者のうち磯津の患者でございますが、原告及び自主交渉の患者に対しましての特別救済措置につきましては、環境庁の指導に基づく事務的な細部の調整も終わりましたので、新年度から給付を開始すべく、対象患者の方々に医学的検査、主治医からの診断報告書の徴収を行ってきております。近く特別審査会の開催をお願いしまして、患者個々の傷害の程度を決定した上、該当者から順次給付を始めることにしております。

次に清掃事業につきましては、まずごみ部門におきまして、一般家庭のごみを週二回取り体制を確立します。また、

粗大ごみ、不燃物の月一回の定期収集体制を固めたいと考えております。ごみの排出量は年々増加しまして、現在の収集サービスを維持するために、常に作業内容の点検と改善を図り、業務の水準を高めていくことが必要であると考えております。そのために、施設整備の面でも常に整備されている必要がありますので、収集車両の更新十二台、増車一台の経費をお願いしております。南部埋立処分場の整備につきましては、五十二年度の国庫補助事業として着手しました建設工事の完成を目指すとともに、管理施設及び周辺の環境整備工事等を計上しております。五十四年度供用開始を目途に有効な施設や運営システムの管理を確立したいと思っております。また、北部埋立処分場の拡張関連工事といたしまして、流末水路整備工事費を計上しております。本年度は特に分別収集に対する市民の理解と協力を求める積極的な働きを、婦人会とタイアップして行ってまいりたいと存じます。

次に、屎尿部門におきましては、現在、月一回収集がおおむね定着化しておりますが、月別の作業の日数の違い、便槽の大小、家族数の違いによりまして業務対象の変動がありますので、収集日を一定化することがなかなか困難でございます。しかし、今後とも作業内容を改善いたしまして、業務対象の的確な把握を行い、収集日の定期化を進めてまいりたいと思います。老朽いたしましたバキューム車八台の更新をお願いしております。また、一昨年より実施いたしました屎尿浄化槽の適正な維持管理のために、環境保全対策費につきましても増額を図っております。法的に権限を持っております県、保健所との連携を密接にして、適正な指導助成を行ってまいりたいと存じます。

以上、環境部の所管につきましてご説明申し上げました。

○議長（大谷喜正君）　建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君）　住みよい都市の建設につきまして、建設部所管に係る部分について補足説明を申し上げます。

まず、治水対策事業のうち排水対策についてでございますが、かねてより建設部、産業部、下水道部、三部で調整を進めてまいりました内容の基本的な点についてご説明申し上げます。本市が取り組んでおります排水対策事業につきましては、河川、下水、農業用排水路を対象として、広範な分野にまたがり、特に農業用排水路は急速な開発等によりまして多目的な利用が行われつつあり、必ずしも明確な所管に基づいた管理がなされていないのが現実であろうと思われます。そこでこれに対処するため、昭和五十三年度より効率的な事業の執行を図るため、まず全市的に所管を区分し、さらに施行運用を明らかにしてまいりたいと考えております。まず、土地利用計画に基づきまして、原則として、市街化区域は下水道部、農業地を除いた調整区域は建設部、また農用地は産業部の所管といたしたいと存じます。次に、従来ややもすると明確でなかった側溝や取水施設につきましては、その取り扱いを各々の利用目的に従って管理してまいりたいと存じます。なお、これらの事業の円滑な運用を図るため、関係部局による排水対策協議会を常設して調整検討に当たり、排水対策の万全を期してまいりたいと考えております。

次に河川事業についてでございますが、昭和五十一年度を初年度として事業に着手いたしました準用河川事業につきましては、米洗川、十四川が下流部から断面拡幅を主として工事を施行してまいっております。また堀川、河原田谷川につきましてはそれぞれ海蔵川、内部川の改修とあわせて、自然流下の可能な本川上流部分のショートカット放流を目指して、一、二級河川改修計画との整合を勘案し、事業の進捗を図っております。五十三年度事業といたしましては、国におきまして治水対策の重要性にかんがみ、予算も大幅な増加を示しておるわけでございまして、本市におきましてもこれら四河川に対し八千百万円の事業費が見込まれますので、鋭意事業の進捗に努めてまいりたいと考えております。また、単独事業の八千万円につきましては、普通河川の改良を目的として計上しておりますが、災害復旧個

所との関連から、災害の防止、手戻り防止等を考え、下流部ネック個所の整備を重点とした改良を行い、また下水道事業との整合を必要とする改良等を施行するものであります。なお、新たに調整区域における集落の浸水被害解消のため、排水路の改修に配慮してまいりたいと考えております。河川維持補修費としては三千万円を計上し、材料支給も含めて適切な維持管理を行ってまいりたい所存でございます。

次に災害復旧事業についてでございますが、林業施設災害復旧につきましては、昭和五十一年度台風十七号による災害により、市内で七ヵ所が崩壊しましたが、昭和五十一年度に一ヵ所、昭和五十二年度三ヵ所の復旧を完了いたしましたので、五十三年度におきましては残り北山町ほか二ヵ所について施行するために、事業費七百五十六万円を計上し事業の完了を図りたいと考えております。また、土木施設災害復旧事業につきましては、昭和五十年発生災害復旧事業が昭和五十二年度において完了いたしましたので、五十三年度におきましては、昭和五十一年発生分に六百十七万九千円、昭和五十二年発生分に四千三百四十二万四千円を計上し、事業の促進に努める所存であります。これによりまして、昭和五十一年発生分の完了を図り、昭和五十二年発生分の八〇％以上の復旧を図りたいと考えております。

次に、交通安全対策につきましてでありますが、昨日市民部長から説明申し上げました国道一号線と市道四日市中央線の横断地下道のほか、国庫補助事業といたしましては自転車歩行者道として八郷地内里橋側道橋下部工ほか二路線の築造と、市内一円の道路案内標識を設置する計画であります。また、市単独事業といたしましては鹿化追分線、鹿化橋側道橋上部工のほか三路線と市内一円にわたる交通安全施設として、区画線道路照明等防護柵、道路反射鏡等を設置する計画であります。

次に、道路事業についてでございます。道路事業につきましては、国庫補助事業といたしまして生活に密着した幹線市道の改良を図るため、継続事業として日永八郷線、高角町四号線の整備改良に取り組んでおります。このうち、日永八郷線は萱生地内で三岐鉄道の跨線橋を築造し、二千七百六十万円をもって完成し供用の運びと相なる予定でございます。高角四号線はバス路線延長のため、拡幅を主体に千二百四十万円で施行する計画でございます。また、単独事業である道路改良事業につきましては、主要な生活道路の確保を主眼といたしまして継続的に施行しておりますが、これに要する経費として四千五百四十一万六千円を計上いたしております。また局部改良事業につきましては、ネック個所の解消を主目的として三千万円を計上いたしました。さらに、市民生活に直結する生活道路の整備を図るため、総合計画に基づき計画的な推進に努めております道路舗装事業でありますが、五十二年度末における市道延長約千六百十キロ、面積約五百七十五万平方メートルでございまして、そのうち舗装済面積は四百七万七千平方メートルで、舗装率は七〇・九％でございます。五十三年度事業といたしましては新設舗装に八万五千平方メートル、再舗装に五万平方メートルを計画いたしておりますので、五十三年度末の舗装率は約七二・四％の予定でございます。これに要する事業費といたしまして三億円の事業費を計上いたしております。

次に、橋梁事業についてでございますが、国庫補助事業といたしまして新六名橋、末広橋の整備を継続事業として鋭意事業の進捗に努力しておりますが、新六名橋につきましては千六百八十万円で完成する運びとなり、末広橋につきましては下部構造物を完成し、引き続き上部工工事を推進すべく三千三百万円を計上いたしました。次に、道路維持補修につきましては、維持修繕費として六千八百万円を計上いたしました。この内容といたしましては、市内一円の道路修繕、舗装、補修と幹線道路の路面清掃でございます。また、道路維持補修に要する工事用材料費といたしましては、道路補修用材料、舗装用材料と砂、砂利道補修用砂利の購入費として六千百万円を計上いたしました。そのほか道路路面復旧受託費としまして一億円を計上いたしておりますが、これは水道局、合同瓦斯、電々などの地下埋

設工事に伴う路面復旧工事の委託工事でございます。

次に橋梁事業についてでございますが、橋梁維持費といたしましては二千五十万円を計上いたしましたが、この内容といたしましては磯津橋鋼橋等の塗装等のほか、交通量の激増に伴い通行に危険を生じている老朽化のはなはだしい市内一円にわたる橋梁の修繕費と、修繕に要する材料の購入費であります。

次に、住宅対策についてでございます。公営住宅の建設につきましては、国の第三期住宅建設五カ年計画並びに市総合計画に基づき、住宅に困窮する低所得者層の市民に対し、生活の安定と社会福祉に寄与するため、前年に引き続いて居住水準の向上を基本として公営住宅七十戸を三重団地に建設しようとするもので、この内訳といたしまして、第一種中層耐火構造五階建て一棟三十戸、同じく第二種一棟三十戸及び第二種簡易耐火構造平家建て一棟五戸の老人向け住宅と、同じく五戸の身体障害者向けの計七十戸であります。これをもちまして、三重団地四丁目地内の公営住宅の建設はすべて完了いたし、戸数は六百二十七戸となる予定であります。

また、同和対策事業の一環といたしまして、寺方町に同和向け公営住宅建設のための用地取得、造成並びに簡易耐火構造平家建て十戸の建設と、三重団地四丁目地内に公営住宅団地における住環境の整備を図るため、耐火構造平家建て集会所一戸を建設するもので、五億九千七百十四万円を計上いたしました。既設公営住宅の維持管理につきましては、必要に応じ改良、修繕工事を施し、その維持管理に努めてまいりたいと存じますが、このうち、耐用年数の経過いたしました老朽度の高い木造住宅の十団地につきましては、空き家になり次第用途廃止をいたし取り壊しを行っておりますが、これら団地の跡地活用を含めた既設公営団地の見直しを行い、既設市営住宅活用計画を策定いたし、今後の市営住宅の総合的な運営管理を図る指針といたしたいと考えております。なお、かねてより懸案となっておりました家賃の不均衡是正を、本年四月一日から実施いたすとともに、今後とも、公営住宅管理の適正化に一層の努力

をいたす所存であります。

次に水産の振興のうち、漁港事業についてでありますが、事業といたしましては磯津漁港の整備でありまして、五十三年度におきましては、海岸保全整備事業として消波工を千五百万円、漁港の改修事業として、南防波堤築造工事を三千五百万円でそれぞれ前年度に引き続き国庫補助事業で施行すべく予算を計上しております。また県単独事業として物揚げ場の改良工事を二百二十万円で施行するとともに、市単独維持補修事業として港内のしゅんせつ等を二百四十万円で施行し、漁港管理の万全を期してまいる所存であります。

最後に、四日市港管理組合に対する負担金についてでありますが、四日市港は開設以来国際的な貿易港として、また中部圏の外交貿易港として本市の経済の発展に、地域の振興に大きな役割を果たしてまいったわけでございますが、近時、港湾をめぐる諸情勢は多様化をきわめており、四日市港も世界の海運界の動向、革新に対応した港湾施設の整備を図るとともに、公害防止、港内浄化、緑化事業の推進等環境整備についても十分配慮し、広く市民に親しまれる港づくりを目指し、鋭意努力されております。すなわち、港湾整備といたしましては、昭和五十一年度を初年度とする第五次五カ年計画の三年度として、港湾改修、環境整備、公害防止対策、埠頭用地造成、高潮防潮堤の築造さらに、市民生活に直結した事業として常時浸水地域の解消を図るための富洲原、富田地区の排水対策事業を下水道部と共同で施行する等、各種の事業を推進すべく計画されております。また、市民に親しまれる港とするため、緑化事業を積極的に推進されておりますが、すでに霞地区におきましては三万八千八百平方メートルを整備し、ベンチ等を配し、市民の憩いの場として整備されておりますが、五十三年度におきましても約二千平方メートルの整備計画がなされております。他方、四日市港を広く市民に知らせる広報活動にも十分配慮されており、昨年度における学童一般市民の港湾視察は二万人を数えておりますが、これらをさらに拡大するため、五十三年度より市民を対象として年八回の計

画で港めぐりを実施するよう計画されております。これら各種の事業を通じて、なお一層市民に直結した港、市民に親しまれる港にするために努力されております。なお、昨年度に比し、負担金の増加を見ましたのは、主として土地売払収入の減によるものであります。申し上げるまでもなく、四日市港管理組合の運営、各種事業の推進に当たりましては従来より、経費の節減について最大限の努力をされておりますが、今後におきましても、従来にもまして経費の効率的な運用について十分配慮されるよう、管理組合に対し要望してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　都市計画部長。

〔都市計画部長（杉本義広君）登壇〕

○都市計画部長（杉本義広君）　関係分につきまして、補足説明を行わせていただきます。

都市計画街路事業の主なものは、継続事業の千歳町小生線松本地内の用地補償費一億五千万円と、赤堀山城線の西浦地内の用地補償費四千二百万円の事業費を計上いたしました。また、五十三年度新規事業として堀木日永線について、調査費と用地買収費に一千二百万円を予定し、合計二億四百万円を計上いたしました。

駐車場問題につきましては、市中心部の駐車難を解消するため、現在公共駐車場として中央、本町の二カ所に二百八十六台収容の駐車場を設置しております。この管理運営費を計上いたしました。さらに、今後、公営駐車場の設置につきましては、近鉄湯の山線高架下等に逐次整備を行う予定であります。

公園費につきましては、国庫補助対象事業として従来から継続整備を進めてきました南部丘陵公園の南部地区十六ヘクタール、海浜緑地富洲原地内一ヘクタール、鈴鹿川緑地十六ヘクタールの整備を行う予定であります。新規事業といたしまして、松原公園一・五ヘクタールの拡張整備を五カ年で進めるほか、鵜の森公園〇・七ヘクタールと海蔵緑地二ヘクタールの整備を行う予定であります。また、国の施策に基づき、長期展望に立った緑のオープンスペースの総合的な整備と保全を図るため、緑のマスタープランの策定の委託料として三百万円を計上いたしました。このほかに、伊坂山村ダム周辺サイクリング施設につきまして、目下、財団法人四日市サイクリング・パークで整備を進め、近く開場を予定しております。これに係る管理運営体制の充実と借入金の利子等五百五十万円の補助金を計上しているところであります。

次に、区画整理事業につきましてご説明いたします。浜田第二土地区画整理事業といたしまして、建物移転を重点に三十戸の移転と道路整備として国道一号線の拡幅部分の舗装と区画街路の整備、緑地の造成を予定しております。これに要する費用は四億三千五百万円を計上いたしました。次に、西浦土地区画整理事業につきましては、建物移転の残り十八戸のうち、赤堀地内を重点に八戸の移転と幹線道路四日市中央線、六地蔵中川原線の舗装、その他区画街路の整備を行うため一億六千五百万円を計上いたしました。さらに、県から受任いたしました復興土地区画整理事業の精算金の徴収を行うほか、安島土地区画整理事業の推進を図る予定でございます。本年二月に発足しました建築指導行政は、二月末現在で確認申請件数も三百余件になっております。これが処理に当たっては、県派遣職員二名の応援を求め適切な処理に当たっております。今後、当行政のサービス向上のため最善の努力をいたす所存でございます。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午前十時四十三分休憩

午前十一時一分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山　了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山　了君）　昭和五十三年度の水道事業の業務の予定量でございますが、給水戸数は八万六百戸、一日平均配水量十万七千トンでございまして、水道の普及率は九九・四五％となるわけでございます。ちなみに全国平均を申し上げますと八七％、東京都が九九・六％でございます。主な建設改良事業といたしまして、従来から進めてまいっておりました第三期拡張工事が、いよいよ昭和五十五年度で完了いたすわけでございますけれども、最近の水需要の減少、あるいはまた、員弁水源の開発などによりまして、水の需要供給関係が著しい変化を生じましたので、これが見直しと、また一部給水区域の拡大を行いたいと思いますが、これには国の認可変更の手続をとる必要が生じてまいりましたので、これに必要な調査その他の経費といたしまして一千万円を計上さしていただいた次第でございます。このほか、今年度の拡張工事は山の手配水池の整備に二千五百万円、高花平配水池整備と及び増設に三千二百万円、配水管の整備拡充に五億二千万円等、総事業費六億七千五百二十九万円を計上しております。受託工事といたしましては、労住県団地、三交川島団地あるいは霞ヶ浦埠頭等の給水工事移設工事等に二億四百四十二万円を計上しております。維持管理面につきましては、昭和三十八年度に設置いたしました内部水源池の塩素滅菌設備が老朽いたしまして、塩素漏洩の危険がございますので、次亜塩素酸ソーダ滅菌装置に切りかえるということで二千百八十万円を、また市内一円の老朽管の改良布設代といたしまして、延長一万五千七百四十メートルの整備に一億六千六百六十三万円を計上さしていただいております。また、五十三年度は、昭和三年七月に四日市給水株式会社から水道施設を買収いたしまして、市行水道に切りかわったわけでございますが、ちょうど五十三年度は満五十周年を迎えますので、この機会に水道五十年史を発刊いたしたいと思いまして三百五十万円を計上さしていただいております。

以上の結果、収益勘定では収益二十四億三千九百七十四万円、費用で二十三億八千八百七万円となり、当年度の純益といたしましては五千百六十六万円が見込まれております。しかし一方、資本勘定におきまして、収入六億六千九百七十二万円に対しまして支出は十一億五百五十三万円で、差し引き四億三千五百八十万円の不足となります。この収益勘定、資本勘定を合算いたしますと不足額三億八千四百十三万円でございますが、これは過年度の留保資金で補てんいたしたいと存じております。このように、五十三年度の水道事業会計は非常に苦しい、厳しい時代を迎えるわけでございますが、当事業管理者といたしましては、常に経費の節減はもちろんでございまして、合理的な経営になお一層の努力を払って運営してまいりたいと存じております。

○議長（大谷喜正君）　産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君）　産業振興につきまして、市長の提案説明に補足してご説明を申し上げます。

農業の振興につきましては、まず米の生産過剰に伴う稲作転換でありますが、四日市市に配分されました転作目標は三百三十八ヘクタールでございまして、昨年転作実績の三・四倍で、市内の水田面積の約一割であります。この目標達成につきまして農業委員会、農業協同組合役員により構成いたしております農業生産協議会によりまして、現在、末端農家に配分の作業を行っておる状況でございます。転作作物につきましては、国の定める重点作物で奨励金の高い麦、大豆、飼料作物を重点に推進してまいりたいと存じます。なお、この対策につきましては、推進協議会の協力を得まして推進を図りたいと存じますので、推進対策費として百万円を計上しております。地域農業の能率的な展開を図るため、昭和四十八年度に作成いたしました農業振興地域整備計画に基づきまして、国及び県の補助事業導入を図るとともに、四十九年度より実施している農業構造改善事業につきまして、引き続き県地区で水田作協業施設によ

る機械導入事業実施を計画し、その事業費一千四百八十六万四千円を計上いたしております。

次に、松くい虫の防除でございますが、五十三年度も引き続いて五百立米の伐倒駆除を計画しております。なお、地上薬剤散布につきましても、県の事業として約二十ヘクタールの実施計画をいたしております。

農業共済事業でございますが、この事業につきましては、地方公営企業法の一部適用により、企業特別会計を設置して実施するものであります。また、農業共済事業会計は、農作物、蚕繭、家畜、果樹の四種類の事業勘定と管理運営に要します経費として業務勘定に分けて、総額二億一千四百四十八万三千円の収支予算であります。事業勘定は、加入者の掛金と国の負担金により運営され、異常災害発生の場合におきましても国の制度として全額被害補償がなされます。業務勘定は六千八十万一千円の予算でありますが、これは国庫補助金、県連合会補助金と加入者の賦課金等により運営するものでありまして、特に人件費につきましては、その九五%程度が国の補助金であります。

また、農業共済事業の実施運営につきましては、産業部農林水産課に係を新設し、市農政と一体となった共済事業の運営を図ってまいりたいと存じます。

次に、畜産振興につきましては、水沢乳牛育成場におきまして常時六十六頭、年間七百九十二頭の優良乳牛育成事業の推進を図るとともに、市内の畜産農家の環境整備を図るため、五十二年度より実施しております家畜ふん尿の堆肥化促進事業を引き続いて実施してまいりたいと存じます。

次に水産振興につきましては、沿岸漁業の不振等によりまして栽培漁港への推進を図るため、五十二年度の富洲原漁協に引き続きまして五十三年度は新しく磯津漁協で蛤の種苗の放流事業を実施し、その事業費補助を計上しております。

次にと畜場食肉市場の整備についてご説明を申し上げます。と畜場食肉市場は昭和三十三年開設以来二十年を経過

しておりまして、その施設が狭少、老朽化し、最近の需要増に対応できない状況であります。また食肉衛生及び環境上も問題が生じ、施設能力も限界に達しておりますので、五十三年度より二カ年の計画で整備を行いたいと存じます。整備の基本方針といたしましては、需要増に対応する規模として、現在一日能力、豚換算三百五十頭を五百頭能力と整備の基本方針といたしましては、需要増に対応する規模として、現在一日能力、豚換算三百五十頭を五百頭能力と し、また地域に対応した環境整備を重点に地元の理解を得て現在地におきましてコンパクトに整備をする方針であります。整備後の運営につきましては、県、市、食肉業界、生産団体等により構成する公社あるいは株式会社を設立し、合理的な管理運営が図られるよう計画してまいりたいと存じ、現在、協議を進めてまいっております。なお、土地、建物は公社もしくは株式会社に賃貸する計画で進めてまいりたいと存じます。利用状況につきましては、現在市内消費が年間約三千五百トンでありまして、これに対する当市場取扱量は約二千七百トンでありますので、市内消費の七七%を充足しておりますが、整備後の昭和六十年を想定しますと、消費量四千二百トンが予想され、これに対しまして市場取扱いは約五千トンが見込まれますので、市内消費に対して十分対応できるものと考えております。整備事業費につきましては、建設総額約六億九千四百万、土地購入費約一億二千二百万で、合計八億一千六百万でありまして、五十三年度事業としては浄化槽と市場関係施設、本年度約六〇%の事業費でありまして、建設費三億二千九百六十九万七千円、土地購入費二千六百三十七平米、金額七千百五十五万八千円、合計四億百二十五万五千円を計上しております。本年度の財源につきましては、国庫補助金としてと畜場関係の厚生省補助金が三分の二、流通関係の農林省補助金が三分の一で、合計一億三千三百六十万六千円、地方債二億六千七百四十万をもって充てることといたしております。なお、市場関係施設事業費の残り四〇%につきましては、一億五千万円の債務負担行為をお願い申し上げております。

次に、農業生産基盤の整備につきましては、農道、圃場、かんがい排水施設の整備を重点に進めてまいりたいと存じま

す。土地改良事業として、農道用排水路の改良工事費三千万円、用排水対策工事費一千万円、工事用材料費四百万円を計上しております。下野農免舗装道路につきましては、第一期分は昭和五十二年度に完成し、五十三年度は第二期分延長八百二十メートルの実施をもって本事業の全線完成の予定でございます。この事業費の負担金として千百七十六万一千円を計上いたしました。三重用水事業につきましては、十五カ所の渓流取水を一貯水池五調整池で貯水し、各間を幹線水路で連絡するとともに、用水路をもって受益地への水を補給するもので、昭和五十二年には中里ダムが完成し、現在宮川、菰野、加佐登各調整池の工事及び幹線水路の工事が進められており、本年度は昨年度に引き続いて調整池と幹線水路工事にあわせて南部導水路、御幣川流域、内部川の流域からの取水事業が進められることになっており、昭和五十四年には県地区への給水が開始される計画であります。この事業が円滑に推進できるよう努力してまいりたいと存じます。

茂福の湛水防除事業につきましては、口径千二百ミリポンプを設置し、運転を開始しておりますが、新年度には口径千五百ミリポンプの設置と排水路の改修工事が行われ、その事業費負担として千五百五十八万二千円を計上いたしております。

農業集落排水施設整備事業は、昨年度に引き続き管渠布設と処理施設の工事を施行するため八千八十万円を計上いたしました。

次に商工業の振興について、ご説明を申し上げます。不況の長期化と急激な円高など、激動する経済環境の中で、本市におきましても商工業界を取り巻く環境はきわめて厳しいものがあります。ちなみに昨年一月から十二月までの倒産件数は、県下で百七十九件、一千万円以上の企業でこのうち本市では四十四件、負債額二百三十九億一千六百万円であり、本年に入ってからもすでに倒産件数は五件に達し、負債額三億五千万円を数えるに至っている状況でございます。政府におきましても、去る二月二十一日の閣議におきまして、構造不況業種の過剰設備廃棄を早急に進めることをねらいとした特定不況産業安定臨時措置法案を正式決定し、今国会に提出し、構造不況業種の過剰設備廃棄を金融面からも促進するため、特定不況産業信用基金を創設するなど、積極的な構造不況業種対策をいたしている現況でございます。本市におきましても、かかる構造不況業種として指定が予想される造船、繊維、化学肥料、塩化ビニール、工作機械など多くの企業が介在するほか、これら構造不況業種に関連する石油化学企業なども立地することから、同法案の一日も早い成立を強く望むと同時に、景気の変動や産業構造の変化等によって発生する失業を防止し、職業転換を円滑に推進するため、雇用安定資金や指定業種の離職者を雇用した事業主に、一定の助成金を支給する離職者法など、国の新しい諸制度の積極的な活用を促すとともに、離職者に対する再就職の機会確保のために、関係機関に対して強く働きかけてまいりたいと考えております。

中小企業対策といたしましては、引き続き積極的な診断業務の推進と中小企業経営者、従業員を対象とした経営合理化講座を開催するほか、各業界のゼミナール、技術講習会等への開催委託並びに助成を図り、低成長時代に即応した効率的な経営体質の確立に努めたいと存じます。金融面では、貸付原資も五十二年度三億一千八百万円を上回る三億五千九百万円を計上し、貸付枠を十二億七千五百万円としたほか、昨年に引き続いて小規模事業資金並びに中小企業振興資金の保証料の〇・七%を全額補給すべく九百十万円の利子補給金を計上いたしました。円高による輸出関連中小企業の経営安定のために、国が行う中小企業為替変動対策緊急融資、さらには県の取り扱っております三重県輸出関連中小企業緊急対策資金融資に対しまして、いずれも五百万円を対象限度額として一%の利子補給を実施すべく七百五十万円を計上いたしました。

地場産業の振興につきましては、業界が実施する育成発展を図るため、業界が実施する育成振興事業に対する助成

をはじめ、販路拡張のための各種物産展、見本市、展示即売会等を通じ宣伝、紹介に努めると同時に、特に四日市ばんこ焼につきましては、四十九年五月に制定されました伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品としての指定を受くべく、中小企業振興事業団、あるいは県の指導を得てその準備を進めており、近く通産省に対して正式な申請が行われる運びとなっており、指定も明るいと考えております。

小売業の振興につきましては、大型店の進出に伴う周辺小売業者との円滑な調整を図るべく、去る二月二十三日に各界の代表者二十名以内からなる四日市市小売商業活動調整懇話会を発足させ、目下、調整指導のための指導要綱を検討中であり、近く施行の運びとなっておりますが、今後とも、こうした問題について関係機関との連携を十分に保ちながら調整に努めてまいりたいと存じます。

勤労青少年ホームにつきましては、勤労青少年からの要望のありました運動施設の整備として、グラウンドの夜間照明工事費一千万円を計上しております。

次に、昭和五十一年度から三カ年事業で工事が進められております北勢公設地方卸売市場につきましては、五十四年四月開業を目標に工事が行われ、五十二年度上半期には基盤整備をして団地造成及び排水対策事業、さらには基本設計、実施設計が完了し、昨年十一月二日の起工式以後、本格的な工事が急ピッチで進捗しておる状況でございます。また五十三年度におきましては、建設工事関係の主なものとして五十二年度着工分の継続工事をはじめ、市場への進入道路工事、市場の外周道路工事、排水ポンプ場の設置工事及び建築工事等を推進する計画であり、本市の組合負担金として一億六千二百五十七万五千円及び促進協議会の負担金四十万円を計上いたしました。また、北勢公設地方卸売市場の南側に、約一万坪の用地を確保しまして、食品卸団地、二十三業者の方々でできる食品卸団地、並びに十六業者からでできる卸売共同施設店舗による、食品を中心とした団地の建設計画が進められております。

競輪事業特別会計歳入歳出予算につきましては、例年どおり、本市分七回、鈴鹿、桑名市分五回の計十二回を開催することを基本といたしまして、歳入歳出予算を計上いたしております。競輪事業の歳入の基本となります車券売上高は、昨年に引き続き全国的に伸び悩みの傾向にあり、本市の場合も本年一月現在において昨年実績と比較いたしますと、売上高は、三・五%の増となり、入場者数につきましては一・五%の増と、やや前年を上回ってはおりますが、依然として横ばいの状況であるため、新年度は前年度の実績と経済事情等、また今後の積極的な売り上げ増進対策等を考慮いたしまして、車券売上高を普通競輪一開催七億八千万円の六回分と、記念競輪十二億円を見込み、総額五十八億八千万円、前年より一億二千万円増でございますが、を計上いたしました。一般会計の繰り出しにつきましては、前年度繰越金を含めまして七億円を計上いたしております。

次に、関連議案についてご説明を申し上げます。

議案第二十九号につきましては、宮妻峡のヒュッテの改築工事が五十二年度においてお認めをいただいて、目下その工事も急ピッチで進められ、近く完成の予定でございます。つきましては、公の施設としての設置及び管理に関する条例を制定し、使用料につきましても改定をしようとするものでございます。使用料の改定につきましては、他都市との例も十分参考にして検討を加え、さらに小中学生の利用者が多いところから、一般とその料金に格差を設けるなど、適正な料金の設定に配慮した次第でございます。

次に、議案第三十三号農業共済条例の一部改正案につきましては、条例の九十七条及び九十八条に定める果樹共済の加入者資格の最低面積が二十アールでありますが、これを十アールに改正しようとするものであります。これは本市における温州ミカンの栽培農家の栽培面積規模が二十アール以下の農家が多いが、これらも共済加入の対象とすることにより果樹栽培農家の経営安定を図るためのものであります。また、条例五十四条に定める別表の蚕繭共済の単

位当たり共済金額の改正につきましては、昭和五十三年前の蚕繭共済に適用する単位当たり共済金額の範囲が、五十二年十二月、農林省告示により告示されましたので、本市の条例に定める共済金額を変更しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君）　提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

この際、報告いたします。本日までに監査委員から報告が十件ありました。すでに、お手元に送付いたしておりますのでご了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、三月十四日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時三十二分散会

昭和五十三年三月十四日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程第三号

昭和五十三年三月十四日（火）　午前十時開議

第一　代表質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（四十二名）

青山峯男	天春文雄	小井道夫	伊藤信一	岩田久雄	宇治田良市	小川四郎	大谷喜正	大森多喜三	加藤定男		

金森正
川口洋二
喜多野等
訓覇男
粉川茂
小林次
後藤博
後藤寛次
後藤六
坂口長
高井正次
高木三夫
田中勲
出井介
坪井妙子
中村博
生川芳蔵
野崎貞平
野呂平

○欠席議員（二名）

高橋力三　小林喜夫
山本勝一　山中忠剛　山路信生　山口安吉　森良一　松島英一　増山辰男　前川新兵衛　堀元一　古市香史　福田行信　平野元　長谷川鐸　増本蔵

○出席議事説明者

市長	加藤	寛嗣
助役	三輪	喜代司
収入役	平井	清三
助役	坂倉	哲男
市長公室長	阿南	輝彦
総務部長	斎藤	久美
財政部長	伊藤	治郎
市民部長	矢田	三郎
福祉部長	杉本	芳治
産業部長	谷沢	文男
環境部長	川合	一郎
都市計画部長	杉本	義広
建設部長	石井	三夫
下水道部長	奥村	仁人
副収入役	荒木	三郎
教育委員長	栗原	弘

○出席事務局職員

教育委員長職務代理者	服部	昌弘
教育長	山鹿	静夫
次長	田猶	裕
病院事務長	藪田	裕
水道事業管理者	村山	了
技術部長	黒川	薫
消防長	松村	佳美
次長	岡本	林衛
代表監査委員	吉田	耕吉
事務局長	佐々木	晃精
議事課長	小坂	靖
議事係長	板崎	大之丞

主　事　山　口　克　彦
主　事　金　森　伸　夫

午前十時二分開議

○議長（大谷喜正君）　これより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は、三十九名であります。
本日の議事は、お手元に配布いたしました議事日程第三号のとおり、代表質問であります。

日程第一　代表質問

○議長（大谷喜正君）　日程第一、これより代表質問を行います。
お手元に配布しました代表質問通告一覧表のとおり、質問の通告がまいっております。それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。
前川辰男君。
〔前川辰男君登壇〕
○前川辰男君　日本社会党四日市市議会議員団を代表いたしまして、質問いたします。
お断りするまでもないことですけれども、年度当初における代表質問である以上、細部にわたることはできるだけ避けて、われわれの基本的な考え方を明らかにすることに重点を置きますから、市長も、ただ単年度にとらわれることなく、四日市の将来を踏まえた、柱になるような答弁を期待いたします。

質問の第一点は、第三次総合開発計画と四日市の問題ですが、この場合、どうしても昭和二十五年に制定された国土総合開発法に基づいて進められてきました全国総合開発計画、さらに手直しされた新全総という、一連の過去の軌跡を無視することはできないと思うわけです。戦後の日本経済が荒廃の中から今日の繁栄の時代まで伸びてきたのは、決して自力のみで順調に発展してきたわけではなく、昭和二十五年の朝鮮戦争による特需景気をきっかけとして、急速に戦前の水準を回復し、その後続いて世界的な技術革新、エネルギー革命、消費革命等々、次々に他を顧ることなく生産拡大の一途をたどってきたからなのです。この間に、これのつじつまを合わせるために既成工業地域を中心に、地域開発計画が打ち出され、工業基盤整備が行われてきたのです。この計画はあくまでも生産性を高めることのみであったために、地域社会のバランスは崩れて、昭和三十年代の中期には、早くも公害という大きな矛盾を露呈するに至ったわけです。大企業を軸とした生産活動の拡大に対して、第一次産業や居住環境などとのギャップが非常に大きくなるとともに一方では大工業地帯とその他の地域との地域格差も非常に大きく広がってきたわけです。そのために、新産都市構想というものが打ち出されたんですけれども、これはほとんど日の目を見ることなく昭和三十七年には全国総合開発計画が打ち出されました。ところがこの計画は、過密、整備、開発の三地域に区分しながら、それぞれの地方への十分な具体的な手当てがとられなかったために非現実的なものとなり、ますます環境破壊に拍車をかける結果となってきたのです。その後、昭和四十四年には改めて新全国総合開発計画、つまり新全総が策定され、さらに高度経済成長の大波に乗り、エスカレートをして日本列島改造論まで飛び出す騒ぎになってしまったのです。このような情勢の中で、これに対する批判や反対運動が起こってきたのは、決して意図的なものでも何でもないわけです。必然的なものであったわけです。地域住民が生き延びるために自己防衛本能として立ち上がったことは、当然のこととということができます。四日市の公害反対闘争もその例外ではありません。しかし、これはあくまでも政治闘争の手段

であったり、あるいは産業そのものを否定するものではなかったわけです。人間、生きるための基本的な生活防衛として必然的なものであり、別の言い方をすれば、地域社会のアンバランスを是正し、工業都市としての生きる道を求めた本能的な動きだったということも言えるわけです。

このように、昭和四十年代の後半まで大きな矛盾を是正するどころか、さらに助長してきたのは、新全総までの国の姿勢に根本的な問題があったからです。簡単に言いますと、産業優先であり、生活軽視であり、現状追認という形で、常に国民の不満を無視しながら進められてきました開発の結果であります。そのために、国民の心の中には深く政界、財界に対する不信感を植えつけてしまう結果となり、それが払拭されないまま、不幸にして今日まで至っております。

いままでの累積矛盾の処理に手をこまねいていたとき、幸か不幸か、オイルショックが起こりました。とめどもなく進行するかに見られた高度経済成長に、ついに終止符が打たれる結果となったのです。これは、国民生活にとって大変な、大きな問題ですけれども、ただいままで述べてきたような日本列島の乱開発にとっては、まさに天の啓示とも言うべきこととなったのです。この機会をとらえて、一挙に矛盾を解消しようとして打ち出されたのが第三次総合開発計画、三全総なのですが、市長の議案説明を聞いておりました範囲では、これをどう理解しているのか、四日市にどう結びつけていくのか、遺憾ながら読み取ることができなかったのです。

三全総では、市長の説明にもあるように、確かに人間居住の総合的環境としては、自然環境、生活環境、生産環境が調和のとれたものでなければならないと言っております。しかし、一方では、すでに工業集積が進み、都市環境の改善が急務となっている都市については、環境問題への対応、都市整備の観点から、環境保全及び立地業種等の特性に十分配慮しつつ、工場の計画的な周辺地域への移転等の適切な対策を促進することとし、また、これらの工場の移

転跡地の有効利用等を通じて都市機能の強化、都市環境の整備の推進等を図り、良好な地域環境を有する工業都市の再成を図ると言っておりますし、さらに、また別の項目では東京圏、大阪圏、名古屋圏等のうち、工業の集中が過度に進んだ既成工業地帯においては、環境整備の観点から立地抑制、移転促進、公害対策の推進を図り、さらに移転跡地を公園緑地、公共施設、その他再開発用地として積極的に活用する、また基幹資源型工業については、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海地域における集中状況等にかんがみ、極力同地域外の適当な地域での立地を行うよう誘導し、同地域における新規立地を抑制するとも言っております。これは、言いかえますと、既成工業地域は、これ以上手を加えてみてもどうしようもなく、金や手数がかかるばかりでメリットがないから、不要品として償却をして、もっとメリットのある新しい地域で、いままでと同じように、産業優先的なことを繰り返そうと言っているんですよ、まさに四日市をはじめ既成工業地域は使い捨てられてしまうようになるのです。私は、このような四日市の危機について、昨年の六月議会でも警告をしております。このことは、日本全体にとってみればバランスシートはとれているかもしれません。しかし、スクラップにされました四日市のような都市や、依然として生活軽視の安上がりの開発をされる地域では、人間だけでなく、すべての生物や大切な自然環境は、またたく間に破壊されてたまったものではございません。

ところが、アメリカのピッツバーグを見た場合には、そういう難関を見事に解決して、再生都市としての繁栄を続けておると、こういう例もあるわけです。しかも三全総は、すでに実行の段階に入っております。これは五十三年度から新しく創設されました石油税を見れば一目瞭然になっております。五十三年度の石油税総額千六百二十億円のうち、交付金は百五十二億一千八百万円となります。さらにその交付金のうちで、既設対象都市分、つまり四日市のようなところですが、こういうところは全国的にひっくるめましても二十九億円しかないわけです。他のほとんどは、これから造成されようとしている基幹資源型工業地域に振り向けられることが決定していることは知っておられるは

ずです。このように、見捨てられつつある四日市市としては、いままでの国への依存型、あるいは国の優等生型から一日も早く脱却していかないと、やがてこの町は失業者があふれ、廃虚となることでしょう。

もうすでに、常用雇用労働者数は最盛期に比べますと二〇%、数千人も減少しております。関連中小企業者も生き延びるために必死の努力を払っておるわけです。十一日のある新聞の経済欄にも、四日市の化学工業の問題が出ておりましたが、その中のある工場では、鹿島に新設したプラントの要員として、四日市から二年間にわたって八十名を転勤させるという内容も出ております。スクラップ化というものは、もう始まっているわけですよ。さらにこれに対して、経済情勢が拍車をかけているように思われます。その中でも、石油化学工業界というのは、依然として暗雲に閉ざされたままの状態です。

たとえば、膨大な赤字を抱えて中部ケミカルが新大協和に吸収合併されるという新聞記事は、昨年すでに出されております。各企業とも軒並みに赤字を抱え、生産制限をしている状態です。よほど腹を据えて対処をしていかなければならないと思いますし、中央の権力の強いわが国の体制の中で、地方自治体が主体性を強めていくということは容易ならざることですが、いままでのようににらまれたくないという弱腰ではもはや許されないんです。同じ条件下にある関連諸団体との連携を密にして、共同防衛を行うべきで、いままで以上の努力を要請いたします。

限られた時間の関係もありますので、具体的な指摘は十分に述べることは困難なのですが、一例を挙げてみますというと、議案説明で述べられております租税特別措置の撤廃や、電気税の一部非課税の廃止などに対する努力はこれは当然のことですが、もっと根本的な税制度の改正、つまり、国税と地方税のアンバランスを是正することを追求していかなければならない時期に来ておると思います。工場の新増設による大規模の固定資産税を当てにしなければ健全財政が保たれなかった今日までの形、さらに、不足分は常時、国の交付金に依拠しなければならないという大きな

矛盾は、経済の専門家でなくてもわかっているわけなんです。ただ中央権力に対して迎合してきた姿勢に問題があったわけです。税制改正に向かって踏み出すべき時期ではないかと考えます。

また、四日市自体の問題といたしましては、いままで十数年間にわたって何ら行政指導がなされることなく、郊外へ郊外へと遠心的な発展が進み、その結果として、市街地の中心部がスプロール化し、貴重な市民の税金でつくった学校や下水道や、その他の公共施設が十分活用されてない現状ですが、その反対に郊外の新市街地には、まだまだ依然として教育やあるいは福祉その他の施設を多くつくっていかなければならないのが今日の状態です。このようなむだをなくし、限られた予算をより有効に活用するために、積極的な行政指導によって求心的方向へと大きく考え方を転換させていかなければならないと思います。いままでに莫大な投資をした公共施設の効率的有効利用と、限られた財源の散逸を防ぐことを考える必要があるのです。

それから第二番目には、四日市は工業都市であるという厳然たる事実の上に立って、現実を直視しなければならないということです。公災害があるから、これから逃げ出したり、あるいはこれを回避することではなくして、産業があるから産業公害が発生するのであって、これらはいずれも根本的な問題ではないはずです。ちょうど自動車が現代生活に不可欠なものであることは言うまでもないことですが、その自動車が動いているから事故が発生する。しかし、事故が発生するから自動車をなくせという理論は成り立ちません。いかに事故をなくすかという方向に対して努力をするのであって、公災害があるから工場をなくせということも、これも同じことだと言えるわけです。発生してくる公災害を、いかにしてなくすということに努力すべきであって、このことにつきましては、四日市は昭和四十年代の前半のころには除去することが不可能だと言われていました硫黄酸化物、これによる大気汚染を見事に整理することができたりっぱな実績を持っているわけです。このことは、環境整備という立場では世界でも高く評価されているこ

とです。

ここに四日市の公害対策に対する努力の跡を振り返ってみますというと、昭和五十一年度の発表でSO2の平均値は一六ＰＰＢ、これは全国で二百二十五番目の都市となっているわけです。すでに閾値濃度と言われるものも以下になっております。また、隣接の楠町では一二ＰＰＢ、川越町では一三ＰＰＢというのが年平均の記録として出ております。まだまだ努力しなければならない課題はたくさんありますけれども、二十年間にわたって公害防止のために努力をしてきたものの一人といたしましては、これを高く評価したいと思います。

総力を挙げて取り組めば、不可能と言われていたことも達成できてきたわけですから、これからの公災害対策については、ただいたずらに責任を回避したり、臭い物にふたをしたり、あるいは追及されないようにやたらに規制措置をするというようなこそく的なことではなくして、四日市の多くの労働者や家族、あるいは直接、間接を問わずともに安定し繁栄するための方途を見い出すべく、一度過去の総点検と、さらに今後への対策を探り出す必要があろうと考えます。

さきにも述べましたように、今日の社会環境は余りにも多くの問題があり、長い間生活軽視型が続いてきたために、住民の不安や不信感は容易に払拭することはできませんが、とにかくにも、是は是、否は否と見分け、冷静に判断できる人間社会をつくらなければ、みずから世の中を暗くするばかりとなり、人生は砂漠と化し、社会の矛盾は増大するばかりです。行政は、いままでのように逃げたり臭い物にふたをするのではなく、先頭に立って勇敢に進んでいただきたいと思います。四日市の産業と住民とは、運命共同体として今後の困難な時期をいかに克服し、いかに共存体制を確立するかということを見つけなければならないのです。

このように考えてまいりますと、四日市の基本計画を練り直す重要な時期に当たって、一月に発足された四日市市

政懇話会の重要性は、ますます大きなものとなると思います。ところが、部長説明にあったように、各階各層の代表を網羅した数十名の代表の顔ぶれに至っては、いささか問題があるのではなかろうかと思います。私はここでこの人たちの年齢が高過ぎると、こういうことを取り上げようとはいたしませんが、何かあるとこの人たちの名前が出てくるのはいかがなものですか。恐らく世の識者は、何だまたあの顔ぶれか、こう言うでしょう。何も人をかえたらいいと言っているのではありません。明日への大四日市建設を打ち出している市長に対して、これでは大きな期待を持って見つめる人がいないのではないかということを心配するわけです。もっと、前向きの姿勢で出られないのか、はなはだ遺憾に思います。少し辛らつに言うと、もしも、後で指摘されることがあっても、かくかくかように民意を取り入れましたと、言いわけのできるような配慮をした小役人型の浅知恵のような気がするんです。もちろん論文を募集するということも言っておりましたが、まあ、いずれにしましても、余りにもこれは形式的過ぎるのではなかろうかと思います。

これ以上、この内容の解説をやりますと個人攻撃になりますから、少し視点を変えてみたいと思います。仮に各階の代表を選ぶにしても、本当にやるんなら、やっぱりやり方が幾らもあるはずです。たとえば、あなたの団体からは二十代の人、あるいは四十代の人を選んでいただけませんかと、こういうこともあると思いますし、さらにあなたの団体は、こういうテーマを出しますからこれをひとつ会員の皆さんに広く聞いて、そしてそれを集約してきてくださいませんかとか、あるいは、各高等学校に問題を提起させて、それを集約させるとか、いろいろあると思うんです。市長のスタッフの中には、そう頭の悪い人はいないはずです。問題は要領よくそつなくこなすというよりも、少々粗雑であってもやる気を起こさせるようにバックアップしてやる必要があると思います。

それからもう一つは、相手の選び方ですが、なぜ青少年の若い世代の代表を入れないのですか。二十一世紀を志向

し、明日への大四日市建設を目指している以上、若い力を十二分に取り入れるべきだと思います。いまさら歴史をひもとく必要もないと思いますが、明日を切り開いてきたのは、いちいち例を挙げるまでもなく、いずれの場合も若い力がその原動力になっているのではないですか。世の中が平和でぜいたくになって、とかく理屈が多くなっておりますので、政党につきましても同じことが言われるわけですが、政党無用論とか、あるいは多党化の時代とか言われておりますが、しかし、現実に日本の政治を動かしているのはいまある与党であり野党、政党であるわけです。したがって、市長も勇気を出してこの大四日市建設のために政党を入れるということも一つの方法です。多分、右から左まで多くあって、勝手なことばっかり言やがるからとてもまとまらないのではないかと除外をするということは、やはり無難に済まそうという退嬰的な考え方というより仕方がないように思われます。

いままで述べてまいりました四日市の置かれている危機を突破し、二十一世紀の繁栄を志向するならば、一度この辺をじっくりと考え直して、私が申し述べてまいりました三全総のとらえ方、それから行政に対する心構え、工業都市としての将来、居住環境の問題、さらに基本計画練り直しに当たっての考え方をお伺いしたいと存じます。

次に、通告をしております当面の諸問題についてお伺いいたしますが、第一点の公共料金の問題については、今回提出議案に関連いたしておりますので、細部にわたっては議案質疑あるいは委員会で行う予定となっておりますから、私たちの考え方の骨子を申し上げておきます。

市営住宅使用料の値上げについてですが、提案にはそれはそれなりの理由が付せられていることは当然のことですが、ともすれば、これらの理由というのは近視眼的となりがちであって、社会の流れの中で必ずしも妥当なものであるということは言えません。公営住宅建設の趣旨というのは、当該法規にもあるように、福祉政策の一環であることは間違いないことです。したがって、一挙に大幅な値上げをするということはこの趣旨に反することになります。し

かも不況になると一番大きな犠牲を強いられるのは低所得者層です。また、これら一連の公共料金の値上げは、不況の時代であればあるほど生活必需物資をはじめ、諸物価値上げの大きな要因となる恐れがあります。市営住宅使用料を引き上げることは、民間家賃と比較した場合、その部分のみをとらえてみれば一応の理由は成り立つでしょうが、民間の立場に立ってみますれば、これは商売ですから待ってましたとばかりに、これをきっかけにしてまた値上げをするというものが出てくるでしょう。結局、値上げ競争の口火を公共料金で切るということは、まことに遺憾なことです。私たち社会党は、このような低所得層を対象とした住宅使用料の値上げは、決して好ましいものではなく、もっと慎重に扱うべきであると主張いたします。

また、値上げ理由の中に住宅補修費に充当するということが言われておりますけれども、これにも問題があると思います。今日までに、十分とはいかなくても居住者の要求にこたえてかなりの努力が認められているのなら、その実績に立った提案に対しては、あるいは納得せざるを得ないかもしれません。が、しかし、補修費の年間実績を見てもわかるように、ようやくことしになってから、しかもこの予算議会で最終追加をすることによって八千万円台まできたわけじゃないですか、こういう状態ですから、考え方に無理があると判断されてもやむを得ないでしょう。なかなか修理をしてもらえないという声は、これは今回の場合に各団地に入って説明をしに行った部長や課長が一番よく知っているはずですが、このことは市長に正確に伝わっておるのですか。それから、さらに値上げしようという時期にも大きな問題があります。四月という時期はどこの家庭でも思わぬ出費や何かと準備をするために金が多く要る時期です。市営住宅入居者のほとんどは、ちょうど未成年者の養育をしなければならない年齢層が多いと思われますが、したがって、入園、入学あるいは進学などの準備で四苦八苦というのが実態です。さらに輪をかけたように市の使用料だけでも下水道使用料、あるいは幼稚園の保育料が予定されております。大変、深刻な問題となってくるわけです。

公団住宅ですら、国会論議の中で、四月と予定しておったのを九月に譲歩しているではありませんか。このような点を考慮して、居住者との意志の疎通を欠くことなく、納得された結論を出されるよう強く要請し、さらに委員会で時間をかけた討議を行いたいと思います。

次に、第二点の公共施設の活用の件ですが、議案説明にもあるように、小中学校の施設の開放は、これは大変前向きの姿勢として評価をいたしたいと思います。しかし、いままでの実績ではまだかなり難点があるように見受けられます。できる限り細かい制限を避けて、自由度を大きくし、そのかわり利用者の責任も明確にすべきだと思います。さらに、学校施設を全部開放しても市民スポーツ熱の高揚している今日では、すべて十分に対応できたとは言えません。そこで、次の二つの施設を可能な限り開放してみてはいかがでしょう。

一つは、とかく問題となりながらこれという利用方法も見つからないオーストラリア館の問題ですが、どうせ採算のとれるようなしろものでないということは最初からわかっているわけです。ですから、これを子供専用の全天候型の運動施設として開放してみてはいかがでしょうか。

もう一つは競輪場ですが、競輪の是否をここで論議するつもりではございませんので、それは避けまして、競輪に実際に使用するのは、せいぜい月のうちの一週間ぐらいですから、その他の空いた期間に、中央の緑地部分を婦人専用のレクリエーション広場として提供してみるということはいかがでしょうか。

それからもう一つは開放の方法ですけれども、業者委託を避けるべきだと思います。五十二年度には三滝テニスコートを業者に委託しましたが、やはりかなりの問題が出ております。業者委託にしてからまだ幾らもたっておりませんが、数度にわたってトラブルが起こっておるんです。私はここで業者を非難するつもりはありませんけれども、彼らはやっぱり限られた契約の範囲内で利潤を上げなければならないわけです。したがって無理が生じてくるということ

と、商売となると、心の通い合う場所ではなくなってしまうんです。業者委託の範囲は専門家でしかできないような施設整備に限定すべきであって、運営面まで責任をとらせるのは、本来責任をとらなければならないはずの管理当局の怠慢とも言えるのです。公共施設というものは経済活動の場ではありません。心の通った運営が大切なのです。特にスポーツは体を鍛えるのではなくして、体を鍛えること、体を運かすことの中から実践を学びとったり心を鍛えることにもなるのです。特にこの点は、現代社会にかけた心の問題、これを取り戻す大切な機関ではなかろうかと考えます。コート整備は、利用者みずからの手でローラーを引いたりしながらやっていたんですけれども、業者管理になってからは、それはやらなくてもよくなって、なるほど便利にはなっております。しかし、自分たちの大切な施設だという愛着心というのが薄れていくことになっているのです。

それからもう一つ、使用料の扱いですけれども、これは公金ですから当然市の職員が責任を持って、管理をしなければならないはずですが、これも業者に扱わせているのは一体どういうことですか。これは違法の疑いもあります。今後の運営については十分改めるよう、強く要望しておきます。

それから次に、第三点の高校全入問題に移ります。この問題は議会でもたびたび問題となっておりますので、簡単にいたしますけれども、昨年は関係者の努力によりまして無事朝明高校の発足をみることになり、その努力を多とするものですが、特に県立高校に対する扱いとして、土地の所有権を無償提供しなかった点については評価をしたいと思いますし、さらに今後は、この主体性をもっとはっきりさせていく努力をしていただきたいと思います。昨年の論議の中で明らかになったことは、高校増設問題はこれで終わったのではなくして、後一校が続いて必要になるという話だったんですが、もはや今日では高等学校というのは義務教育的な要素を持っておることですから、この論議は別にいたしまして、この現実の問題に対して今後どういうふうに考えていくのかお尋ねをします。なお、この際、もし誘致をしなければならないとすれば、再び土地問題が台頭してくるだろうと思いますが、先ほども申し上げましたよ

うに、この際、思い切って地方自治法の精神にのっとって、県、市の責任区分を明確にするような措置をとるべきだと思いますが、当局はその覚悟はできておりますか。これもお尋ねいたします。

次に最後の第四点の質問に移ります。これは公害問題ですが、いささか範囲が広過ぎますので、今回はいま新聞などにもたびたび出てきておって、非常に重要な時期を迎えておる公害対策協力財団の問題に関してしぼって質問をしたいと思います。

この財団は、単に直接の当事者のみの問題ではなくして、現行の公害健康被害補償法をはじめ、全国的にも大きな影響を与えており、対患者のみの問題ではなくして、社会的にも多くの役割を果たしてきたことは評価すべきだと思います。ところがこの財団の寄附行為によりますというと、昭和五十三年三月末で終結することがうたわれているために、関係者の間では大変関心が高まりたびたび新聞紙面をにぎわせているのですが、最近の報道を見ますというと、存廃論から一転して一時金交渉となり、また昨日の紙面ではその交渉が決裂し白紙に戻ったと書かれております。そこでまず確認をしておきたいですが、一時金問題は患者の側から出されたのでしょうか。その点をお伺いしたいのです。

それから、その前提に立って解釈をしますと、一時金は解散というものを前提にしたものであると理解してもよろしいのですか、これも確認をしたいんです。それから、患者の側から持ち出されたものであるならば、この際十分に尊重すべきであると思われますし、十二月議会でも市長は、患者対策にマイナスにならぬようにと発言をしておりますので、この点を忘れないようにしていただきたいと思います。

それから、この一時金交渉が決裂したと書かれておりますが、この内容に対して市は財団なりあるいは患者なりからどのように連絡を受けているのか、またその後の問題に対してどう対処していくのか、これをお伺いいたします。

以上で私の質問は全部終わりますが、再質問をやらないというたてまえになっておりますので、そのつもりでご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　前川議員のご質問にお答えを申し上げます。

お答えをする前にお断りをちょっとしておきたいと思うんですが、大変ご質問の内容が非常に高度、しかも範囲が広うございますので、時間の関係上はしょるところがあろうかと思うのでございますが、あらかじめこの点についてはご了承をお願いいたしておきたいと思います。

さて、昨年十一月に策定されました三全総は、今後おおむね十カ年間の国土総合開発の基本方向と施設整備の目標を示したものでございます。自治体の長期計画と連携をしまして、人間と自然の調和のとれた人間居住の総合的環境を形成することにより、地方に人口を定着させるという定住構想を基本としていることはご承知のとおりでございますが、この計画に基づいてさらに策定をされます中部圏や近畿圏の個別計画の内容が、現時点では明らかにされておりませんので、まだ不明な点も多いわけでございます。しかしながら、私がこれを一読いたしまして感じておりますことを率直に申し上げますと、三全総全体を通じて流れている考え方は、先ほどもご指摘がございましたが、東京圏であるとか大阪圏のごとき、きわめて過度に人口なり企業なりが集積した地区における集積のデメリット、さらには、北海道、東北、九州、日本海沿岸の過疎化した地域における民度の低さというデメリットを修正しようとしているように見受けられるのでございまして、全国各地に所在いたしております多くの地方都市について、それぞれの都市における市民意識を十分参考にしてつくられたということはうかがえないような気がいたすのでございます。もちろん、

この計画の中で述べられておりますことについては、第一次の全国総合開発計画あるいは新全総なりと比較をいたしまして、部分的には評価すべき点もあるのでございますが、ご指摘のありましたような点については、私も同じような気持ちを持って読ましていただきました。

そこで本市といたしましては、全国市長会を通じまして、次のような意見を国の方に提出をし、配慮方を要望いたしました。その第一点は、伊勢湾地域が、東京湾や大阪湾などとともに、今後基幹資源型工業の新増設等を抑制する地域に指定されていることに対しまする意見でございます。私は、四日市市が過去八十年間歩んできた道が先人たちが孜々営々として築き上げてきたものでございまして、今日四日市市が港湾都市として、あるいは産業都市として、県下で最も発展しつつあるというこの厳然たる事実というものについては、市民の皆さん方も私は誇りにされておるのではないだろうかということを確信いたしておるのでございます。私は、このような歴史的な事実を踏まえます場合に、今後も地場産業をはじめとする豊かな産業都市として、その活路を見出していかねばならないことを考えあわしますときに、このことはきわめて重要な意味を持つものだというふうに思っておる次第でございます。伊勢湾は、計画でも述べられておりますけれども、まだまだ東京湾や大阪湾と比較をいたしますとき、それほど集積が進んでおるわけでもございません。当市におきましては、四十六年以来、公害克服のために他都市では見られないような並み並みならぬ努力を続けてまいりました。ここにきましてようやく将来に向かって曙光を見出そうとしているのでございます。したがって、東京や大阪のそれとは本質的に異なるものでございますので、今後も長期的に見て、公害問題に対しまして慎重な配慮を行ってまいりますならば、まだまだ工業再開発の可能性を秘めているというふうに思っておりますし、私どもは、東京、大阪などと同じように、当市について画一的に考えるわけにはまいらないかというふうに考えておる次第でございます。

そしてまた、計画では市民が安心をして働くことのできる職場を、今後具体的にどのように確保していくかという方法については、何ら明示がなされておりません。雇用のチャンスがあるかないかというような問題につきましては、本市のような地方都市では、就業の機会というものが、あるいは財政への影響がより大都市などとは違って、直接的に市民なりあるいは地方自治体なりにかかってくるものでございます。したがいまして、それぞれの地域における将来の発展性あるいは都市の活力というものを維持させるための具体的な指針が明示されていないのは、まことに物足りないというふうに感じた次第でございますし、神戸市などもこの辺の点を深く考えまして、私どもと同じような提案を国に対していたしておるのでございます。

また第二番目には、地方行財政の充実なくしては、定住構想の実現は望めないという意見を提出いたしました。人々を定住させるためには、いまさら申し上げるまでもないわけでございますが、各自治体が自主的に町づくりを推進するだけの行財政力を備えなければできないことでございます。したがいまして、現行の税財源の配分のあり方や補助金制度、あるいは起債承認制度等に関しましても、さらに国、地方を通じての行政の機能分担や責任の所在等、今後地方自治法を改正してもらわなければならない多くの必要点があろうかと思います。こういう点に関しまして、この三全総は余り深く触れておりません。したがいまして、私は、どうもこういった点について、一体魅力ある地方都市づくりをどう進めていくのかということに関して疑問を持たざるを得ないと思う次第でございます。

第三点は、定住圏の設定に伴います地方自治体相互間の施策の調整を、どのように図ってまいるかということが明確にされておりません。この三全総では、居住区あるいは定住区さらには定住圏というようなコミュニケーションの規模の取り扱いをいたしておりまして、定住圏に至っては全国二百から三百ぐらいということでございますから、三重県に引き直しますと三つかそのぐらいになろうかと思うのでございますが、こういうような定住区あるいは定住圏

そのものが、どう今日の地方自治体と関連をしていくかということについて、明確な表示がなされておらない、こういうような点について私は疑問に思っておるのでございます。

以上のような意見を国の方に提出をいたしましたが、ひっきょう地方自治は民主主義の原点であると言われておりますけれども、私はそれぞれの都市のあるべき姿、それは結局、その都市で生活する住民自身、私たち自身が自分たちの町づくりをどう進めていくべきかということを決めるべきであり、そのために住民相互間のコミュニケーションを十分保てるような、とれるような方策を講じる必要があろうかというふうに思う次第でございますが、一方、国・県に対しましても、言うべきことは率直に言っていくという態度が肝要であることは申すまでもないのでございます。特に同じような立場にある他の地方都市との連携を密にいたしまして、私どもの主張を国の方に取り上げさせるよう努力してまいらねばならないと考えておりますし、私はあらゆる機会を通じて、そういった運動を推し進めていくつもりでございます。

こういった意味で、石油新税について昨年の暮れに打ち出されたのでございますけれども、この石油新税は、当初は新規の石油備蓄基地を設立する場合に、そこへ交付金として出そうという国の意志があったのでございます。そういうことでは、既設の石油基地というものが今日まで苦労をしてきて国の要請にもこたえてきているということであるならば、そういうような国の考え方に対してはとうてい納得ができないということで、同じような立場にある七十基地が結集をいたしまして、強く国に働きかけた次第でございます。幸い、そのことが取り上げられまして、初年度におきましては、金額的には先ほどお話のありましたように、二十九億という額でございますから、そう大きな額ではないわけでございますけれども、これはこれだけで終わってしまうものではございませんので、既設の石油基地への配分額をさらに拡大をさせていくというような努力を今後とも続けてまいる決意でございます。

さらに将来の四日市の町づくりのための基本構想を策定いたします上について、市政懇話会を設けたわけでございますが、その構成について忌憚のないご指摘を賜ったわけでございます。私は総合計画の素案をまとめるための参考とするために、この市政懇話会というものを設けました。各種団体の代表の方々に自由な発想でご議論をいただこうというのがその趣旨でございます。したがいまして、立場を異にされる方々がその中に入っておられますので、意見の一致を求めるということは私は大変困難ではなかろうかと思っております。私はやはり、そこで出されました自由なご討議を十分拝聴させていただき、それらのご討議の中で出ました問題について、われわれが考えて、取り上げるべきものを取り上げてまいろうという姿勢を考えておるのでございますが、さらにただ懇話会だけでなしに、あるいはアンケートを取りますとか、あるいは各地域における代表の方々との懇談会もきめ細かく行ってまいりますとか、各種の方策をとりまして、十分市民の皆さん方の声を吸収できるような策を、今後において考えてまいりたいというふうに思いますので、どうかご理解とご鞭撻とさらにご指導を賜りたいことをお願い申し上げておく次第でございます。

以上、四日市の三全総と関連をいたしまして、私の考えておることを申し上げた次第でございます。

第二番目に、公共料金の問題でございますが、特にこの中で取り上げられました市営住宅の使用料の値上げの問題でございます。確かにおっしゃるように、福祉政策の一環でございます。したがいまして、私は直ちに民間家賃との直接的な比較をいたそうというふうには考えておりません。しかし、元来、公共料金というものは全体、公共施設やサービスというものを受ける方々が限定をされておられると一般的でないという場合に取るべきものでございまして、そういった意味では、できるだけこのサービスの公共性の度合いというものを考えまして、その料金を設定すべきであるというふうに思っておるのでございます。今度お願いをいたしております値上げの理由というのは、また別の機

会に十分ご討議をいただくつもりでございますけれども、最終的には、何と申しましてもやはり、今日の経済情勢を踏まえまして、財政の需用等もございますので、私は今日ご提案を申し上げておる金額でご納得をいただきたいというふうに考えておるのでございますが、議会内部のご討論等も十分参考にさせていただきまして、原則的にこの提案を大きく変更をするというわけにはまいらないかと思いますけれども、十分考えてみたいというふうに思っておる次第でございます。

さらに、公共施設の活用について、大変貴重なご提案をいただきました。ご指摘のありましたオーストラリア館あるいは競輪場のみならず、垂坂の分校でありますとか、あるいは川島の小学校跡、三鈴中学校、水沢中学校跡等が、まだまだ整備をされておりません。こういったようなことを考えますと、公共施設の活用ということについては今日の社会経済情勢を踏まえまして、できるだけ市民の方々にご活用できるような配慮をしてまいりたいというふうに考える次第でございます。

それから、高校全入問題でございますが、四日市地域におきまする高等学校の誘致に関しましては、昨年来、種々ご審議を煩わしまして、ようやくここに朝明高校というものの新設をみたのでございますけれども、これは昭和五十一年六月に三重県立高校整備計画委員会の中間答申、今後の高校の整備に関する基本構想で出されましたように、五十五年までに四校、五十八年までにさらに三校、このうち北勢地域はそれぞれ三校、一校というふうになっておるのでございます。しかし、この基本構想というのは、五十年三月におきまする生徒数の状況から策定をされましたものであるだけに、その後、県といたしましては、高校新設については、私立高校、既設校整備、進学率などを考慮いたしまして、五十五年度への対応を五十三年度に決めたいというふうにいたしております。そこで三泗地区における中学校卒業予定者の推移をながめますと、五十二年度と対比をいたしまして、五十二年度におきましては四百九十四名、

五十七年度には千五十三名というふうに増加をいたしてまいるのでございます。これらの卒業生を私立と公立で、二対八の割で収容をしていくというのが県の構想でございますが、最近の進学率は四日市におきましては九四・二%ということで、三重県全体の進学率よりも若干高くなっておるというようなことを考えますと、やはり、高校の増設はさらに必要ではないかと思っております。これらに対応いたしますのに、県市の行政配分なり、あるいは負担区分なりというものを十分踏まえた上で対処をしてまいる必要があろうかと思っておりますので、私は朝明高校ができたということで高校問題は終わったというふうには考えておりませんので、今後とも県との間に十分なる話し合いを持って、その責任の区分というものをはっきりさせてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともご理解をお願いいたしたいと思います。

最後に、公害財団の問題でございますが、患者の方々に不利益にならないようにということで公害財団、現在の公害財団が三月三十一日で期限が来た場合にどうするかということについて、県市と十分話し合って、患者と話し合いをいたしたわけでございますが、一時金問題は患者さん方から出された問題でございます。それからやはり、三月三十一日解散ということを前提にして私どもは考えざるを得ないんだというふうに理解をいたしておりますし、患者さんのマイナスにならないようにということで対処をしてまいるつもりでございます。決裂したということを、私は報告を聞いておりますけれども、財団の方からも聞いておりますし、患者の方からも聞いておりますけれども、今後ともなお、よく患者の方々、あるいは財団の方に対しましてマイナスにならないような処置についての要請をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午前十一時二分休憩

午前十一時十三分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　公害財団の問題につきまして、市長に補足してご答弁申し上げます。

昨年十二月、市長から、患者に不利益とならないということを前提といたしまして県と協議を重ねてまいりました。その結果、県市の案として、去る三月二日、患者の代表に弔慰金及び児童手当の間差額については、公益信託制度等の第三者機関における給付が実施されるまでの間、現在の財団を改組して給付を行う。二といたしまして、健康回復事業については、補償法に基づく保険福祉事業の一環として、法の実施主体である県または市でこれを行っていく。三といたしまして、市単患者につきましては、市と財団で協議をいたしまして、適切な措置を実施する。この三項目の基本方針を提示いたしましたところ、患者代表より、県市の提案は将来の給付に不安が大きい、健康回復事業の早期実現が見込めない等々の理由によりまして、ここで新しく患者側より弔慰金等の給付にかえて一時金による措置を財団に要請していきたい。健康回復事業については、積極的な推進を図られたい。この二項目の要求が新たに出されたのでございます。これらの新たな要求につきまして県市で協議、検討を行いました結果、一時金につきましては、これが給付の継続にかわる適切な患者救済の方法となり、かつ一時金の給付によって各々の患者間におきまして混乱を招くことのない諸条件が整うことを前提として、患者の会の要請にこたえました。また、財団に対しましても、これらを前提として善処方の行政指導をしてまいったのでございます。財団はこれを受け入れまして、患者代表との交渉に入りましたが、その経緯は財団からの報告によりますと、三月八日西浦地区にまず健康回復事業といたしまして保養所を建設することを提案いたしました。さらに翌九日に、一時金として配分基準を定め、個人口座に振り込むことを前提に五千万円を支払うことを提示いたしましたが、患者側から、額の上積みについて要求があり、翌十日に三千万円を財団で上積みいたしまして八千万円を支払う旨回答をいたしましたところ、患者代表より、この回答案を患者全般に徹底したいので、三月十二日まで回答を留保したい旨申し出がございました。これを受けて財団は十二日に会合を持ちましたところ、ここで一時金の八千万円を、個人個人ではなくして患者の会に一括して支給してほしい、なお額については三億五千万円程度が望ましい。二といたしまして、健康回復事業の充実として保養所を建設してほしい。また、弔慰金の間差額の支給を継続してほしい。すなわち財団を継続してほしい。このような三点について要求が変更されてまいりましたので、財団は、患者の会への一時金支給及び弔慰金の間差支給の継続はできないとしてこれを断り、患者代表はこれを不満といたしまして、ここで交渉が成立しなかったのでございます。

そこで、このまま放置してまいりますと財団は、その寄附行為の規定によりまして、事業の実施時期を来る三月三十一日までといたしております。以後は休眠的な法人となるのでございます。また財団法人は、民法上自主解散もできることとされております。かかる事態となりますと、患者に不利益をもたらすことになりますので、このような情勢を踏まえまして、市といたしましては、県とも十分慎重に協議の上、患者に不利益の生じないよう、対応してまいりたいこのように考えておるのでございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君　五十二年度の予算執行に当たって、政策研究会を代表しまして質問させていただきます。

まずはじめに、財政問題についてお尋ねいたします。

先日九日の日に、市長の議案説明を聞いた中で、財政運営の健全化対策の推進と市長は申されました。まことに結構なことでありますが、この健全化推進も一自治体ではでき得るものではないと私は考えております。今国会で地方財政の大幅赤字を地方債で穴埋めしたことをめぐって、さまざまな論議が交されております。果たして、現況の状態で四日市市の財政は、市長の言われる健全化推進ができるでしょうか。全国地方自治体は、昭和五十年度以来、税収の減少に見舞われ混迷しているのであります。これを地方債の大幅発行によって辛うじて小康を保っております。御多分に漏れず四日市市も、財政部長の補足説明の中で明確になったことは各位もお聞き及びのとおりでございます。五十三年度末の一般会計における市債の償還残高は約二百四十億円、当日説明のなかった特別会計残高分約七十億円企業会計残高分九十四億円、償還に要する公債費五十四年、五十五年度分で約四十三億円、このほか債務負担行為関係で、五十三年度末の見込み額として約四十億円であります。総トータルすると約五百億円を超える額となり、市民二十五万人として、赤ん坊からお年寄りまで一人当たり約二十万円の借金を背負ったことになるわけであります。五十五年ですでに借入金と返済額がほぼ同額となると財政部長は補足説明しておるのであります。このような状態で前途の見通しが立てられるでしょうか。

また五十三年度は、景気浮揚対策というおまけまでついて、借金態勢を強めつつあります。政府の関心は、地方自治体にはめ込んだ公共事業が早期に解消されるかどうかであります。五十三年度は四日市市においてもかなり無理をして政府に協力し、事業費を消化するため最大の予算が組まれております。歳出の構成比率を見ても一目でわかっていただけると思います。この五十三年度の予算編成を見ると、何といっても気にかかることは、この巨額なツケをどうして処理していくか心配するものであります。市長説明の中にも、本市の総合計画の諸事業については、公共事業を主体とした政府の景気浮揚策もあり、積極的に推進してきたが、反面そのために年々市債発行高は累増し、景気停滞による法人関係税の減退もあって、財政硬直化の傾向は著しく広まっていると市長は確認されているのであります。私は、初めに申し上げたとおり、一自治体だけでは解決のできないと言ったのは、市長は現行制度の改正を強力に要請すると言われたことであります。制度の改正要請は、単独の自治体だけでは弱く、この言葉自体はまことに意を得たことでありますが、これは一四日市だけではできないものであります。政府は、事務税源の再配分、交付税率の引き上げ、補助金の整理統合、地方債発行権の拡大など、何ら制度改革のないまま地方債というカンフル注射ですべての制度的ゆがみを覆い隠しているのであります。私は市長の言われる現行制度の改正に対しては賛意を送るとともに、私の提言も参考に聞いていただきたい。地方財政再建の本番はこれからであります。地方債による財源不足の補てんという安易な方法のツケは、まさに五十三年度から始まります。五十年度の二年据え置き八年償還という返済は五十三年度が初年度であります。地方財政はより過酷な正念場を迎えようとしております。四十年代、福祉、環境で政府を先導した政策的な優越性を地方財政再建の場において発揮しなければならないと思います。なぜなら、地方財政の仕組を決め、権限、財源の配分をするのは政府であります。決定権のない自治体が、決定権のある政府を誘導できるのは、卓抜した政策とたくましい実践力しかあり得ないと思っております。財政自体の視野からも、まず全国市長会など地方六団体は、地方財政をめぐる基本的政策に参加するだけの当事者能力を私たち議員も含んだ中で持たなければならないと、私は思います。大蔵、自治両省の代理交渉の成り行きを見て一喜一憂する様子は、余りにも非近代的であります。財政の再建は、財源が与えられ獲得できればよいという単純な財源収支の問題ではないと思います。行政責任の明確とともに、費用負担の公平化という視野から、超過負担の是正、国庫負担の適正化、事業税の外形課税、

固定資産税の強化、市町村道路財源の拡充、開発利益税の創設など、実現の可能な制度改革、案ですが、制度改革案が引き出せるはずであります。将来予想される一般売り上げ税に伴う税制改正における地方税のあるべき方向を全国市長会等でしっかりと打ち出していただきたい。私たちは、財源確保のためには、行政体質の合理化、効率化、行政経費の節減、受益者負担等すぐでる言葉でありますが、この言葉も施策の一つではあっても、余りにも消極的な考えではないでしょうか。税、交付税、補助金、地方債、いずれを見てもあてがいぶちのような財源の与え方をしては効率的な財政運営の期待はできないと思います。たとえば固定資産税でも、せめて地域別の超過課税と認めれば、地価が上がった分を税金で徴収するとか、生活環境施設を受益者負担で整備することができるような一策も考えられます。

加藤市政も、財政硬直化の現在のこのあたりで、思い切った政策を出していただき、調査会の代表の先生方から四日市は田舎の都市だと言われるようなことなく、新しい都市経営の意欲を出してもらうことがベテラン加藤市長の姿ではないだろうかと私は思います。

次に人事問題でお尋ねいたします。人事問題といっても、事業費に応じた適正なる人事配置がされているかどうかでございます。五十一年度から五十三年度にかけての予算編成のうち　下水道部関係事業費より一例を挙げながら質問をさせていただきます。

過去五十一年度は、都市下水路関係で約二十四億三千二百万円の事業を消化しており、職員一人当たりに対する消化事業費は約一億五百万円、五十二年度は約三十五億五千四百万円、職員一人に対して約一億五千四百万円、五十三年度は約四十五億三千二百万円、職員一人に対して約一億八千八百万円となっております。一方、公共下水道関係でも、五十一年度は約十七億八千八百万円、職員一人に対して約八千五百万円、五十二年度約二十八億七千万円、職員一人に対して約一億三千六百万円、五十三年度約三十二億二千九百万円、職員一人に対して約一億三千四百万円の、

いわゆるこの、一人に対する事業費の消化が出ておりわけでございますが、職員一人に対する労働力量の増加と事業費を一つの基準として五十一年度と五十三年度を比較してみると、五十三年度は五十一年度より都市下水路関係で四四%の労働力量の増加であり、公共下水道関係では三七%の労働力量の増加となります。各部各課の人員配置は、このような事業費消化量を基準、または物差しとして考えることはできないものでしょうか。つい先日も、塩浜コンビナート地帯において、都市下水路工事の最中に、五百キロ不発弾が発見されました。幸い、無事事故もなく処理されましたが、これも市職員の行き届いた監督と建設請負業者のまじめな姿勢で工事作業をしていたことが、未然に事故を防止でき得たと私は思います。事業費が増加し、労働力が過剰になると、いかによいまじめな職員でも、毎日のオーバー労働で仕事をしていても、疲労を感じ、現場の監督をするにも行き届かなくなります。また、超過勤務も増加し職業病にかかる原因となり、労働基準法違反にもなりかねないものであります。五十三年度は国の施策に協力する景気浮揚型の十五カ月予算であります。あいまいな人員配置では、この予算執行と安全の高い事故のない事業消化はできないと私は思います。たとえば、松山市においては、技術職員の不足を補うため、市内の工場、企業に、技術員の応援を一年契約で求めたと、ある新聞のニュースで知りました。現状はこの不況下で、工場、企業とも余った技術員を市に提供し、給与は市が七割、企業が三割負担とすということです。これも思い切った施策の一例だと考えます。行政体質の合理化をするにも限度があると思います。よく市民の方々は、官庁職員は親方日の丸だという言葉が出されます。が、私はこの考え方は余りにも表面を見ただけのことでもって言われているのじゃないかと思います。一たん暴風、水害等の天災があった場合、徹夜もいとわず、市民の安全のためがんばってくれるし、毎日の日常職務では市民の環境改善、福祉、教育とありとあらゆる面にまじめに市民サービスに努めている姿を見ます。こういった職員の不足が出れば、やはり新規採用を多くしていくことも、現不況下の失業対策と景気浮揚に役立つ一つの施策である

と考えられます。新規採用を思い切ってする気はありませんか。それがだめなら、各部各課の人員配置の再検討をされてはどうでしょうか。

二月一日に発足した建築指導課についても人手の足らない現況があらわれております。二月末現在の締め切りで三百八件の建築申請が出されております。この事務処理は大変な仕事だと、私は聞いております。職員は現在九名、うち五名は係長以上の役付きであり、そのうち二名は県からの一年契約の出向職員であります。残された四名のうち一名は女子職員です。昼間、事務室内にはほとんど人影がないほど現場の検査等に追われている様子であります。市民が申請書を提出しても、受付すら十分でないように私は感じておるのであります。定数という物差しを考えた場合、一人の労働能力と人員の適正配置が定数の基準となると私は思います。適正配置は、昼間の仕事量の処理能力があるかないかで決められるものです。ある職員は、労働過剰のため一カ月の超過勤務手当が十万円を超えたことも聞きました。昼と夜とでは昼の仕事の方が能率が上がるのはあたりまえのことであります。県出向の職員も一年間のみであります。新たにこの四月以降に増員して、事務処理をスピードアップすることが市民サービスの向上につながります。また、若い職員に職場になれてもらうことが、五十四年度において機構の上でも大切な施策だと思います。事業量に対応した人員配置をすることによって、労働量の過剰、未然の事故防止、市民サービス、業務の向上等各方面によい成果が出ると私は確信する次第であります。ひとつお答え願いたいと思います。

最後に、福祉関係についてお尋ねいたします。

市長は、議案説明の中で、多様化する需要に対処しなければならない。このときこそ、市民福祉の充実を基本理念として、対話と調和のある地域社会づくりを進めると言われております。反面予算書を見ると、一般会計歳出予算比較表の中の構成比率は、五十一年度二二・八％であったのが、五十二年度は二二・一、五十三年度は二一・七と年々

減っております。また一般財源の投入率を見ても同じようなことが言えます。五十一年度は一三％、五十二年度は一二・四、五十三年度は一一・八と、年々比率はこれも減少しております。これが事実であります。市民福祉の充実を理念とされるのかと疑わしくなる私は思いをするわけでございます。市長、この点、はっきりとお答えしてください。

本論に入ります。現在、国民年金は全人口の四分の一を包容する大きな行政事業であります。言うまでもなく拠出制で十六年、無拠出で十八年の歴史の上に今日まで築かれてきたことは周知のとおりでございます。全国調査で、年金受給者の数を五十一年度末現在で調べた結果、拠出制の国民年金は三百八十九万七千人、全体の五〇％です。受給者ですが、厚生年金、船員保険関係は二百八十万六千人、全体の三六％と出ております。その他共済関係ですが、官公庁関係でございます、百九万一千人、全体の一四％であります。年次を追って受給者が増加の一途をたどっております。年金受給世帯数は、全国の世帯数の四分の一は受給世帯数であります。年金受給者は老人でございます。このような統計から見る福祉政策だと考えるとき、これに見合った年金受給者に対する福祉施設の充実を図らなければなりません。私は昨年九月議会において軽費老人ホーム建設はどうかと質問した際お答えになったことは、今後の課題として、やはり軽費老人ホームというようなものを考え、十分研究対応したいと申されました。私は五十三年度当初予算には調査費でもつけてもらって、十分研究されていると期待しておりましたが、予算書には見当たらず残念なことでございます。国民年金広報の調査の中では、五年後の高齢者世帯の生活がよくなると答えた方は、全体の一五％であります。他の世帯の方々、大部分でございます、不服を持たれているのでございます。不服の内容は、施設の充実であります。老人住宅、老人ホームの建設、福祉電話の設置、家庭奉仕員の派遣、給食サービス、入浴サービス等、数を挙げれば切りがございません。この人たちの声は、すべて全額公費でと言っているのではなく、大切な年金を老後楽しく暮らすために使っていきたい、ある程度の受益者負担はしてもよいと言っているのであります。今後、年金

受給者が増加の一途をたどる今日、四日市市においても年金受給者に対んる施設の充実、サービスの向上を図られる思い切った施策を出してもらいたい。

最後に、福祉会館建設についても、順次整備してまいりたいと、昨年九月に申されましたが、この点についても本三月定例会あてに、社会福祉協議会の竹内会長より陳情が出ております。福祉事業、市民福祉の充実を図るとともに、活動できる拠点をつくることが、市としての施策の一つであります。また、市民の願いでもあります。財政硬直化している今日こそ、市長の言われる市民福祉の充実を基本理念としての施策として打ち出していただきたいとお願いする次第でございます。

五十三年度予算執行に当たって、財政、人事、福祉、三点にわたって質問させていただきました。再登壇はご遠慮願いたいとのことでございますので、要を得た的確なご答弁をお願いいたします。

○議長（大谷喜正君）　市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　お答えいたします。

まず第一番目、財政の問題でございます。

本市が発行をいたしております市債の未償還残高についてご説明があったのでございますが、一般会計、特別会計、企業会計を合計いたしました償還額につきましては、一般会計では五十四年度以降も毎年三十五億円、特別企業両会計についてゼロというふうな仮定で試算をいたしますと、五十四年度は合計四十七億七千万円、五十五年度は五十八億二千万円、五十六年度は六十四億八千六百万円、五十七年度六十七億九千五百万円というふうになるのでございまして、さらに債務負担行為の五十三年度末残高が約四十億ございます。これがこの上に加わるということになるので

ございまして、その他の歳出につきましては、いわゆる義務的経費である人件費、扶助費のほか、これに準じます物件費、維持費、特別・企業会計への繰出金、その他負担金の見込額は五十四年度で百六十億七千五百万円、五十五年度で百七十四億五千九百万円、五十六年度で百八十九億七千七百万円、五十七年度で二百六億四千三百万円というふうになるのでございまして、一方、歳入の大宗を占めます市税収入につきましては、現行制度のもとで計算をいたしますと、五十四年度は、百九十億ぐらい、五十五年度は二百八億、五十六年度二百二十八億、五十七年度二百五十億ぐらいというような数字が予想されるのでございます。これによりまして収支の試算をいたしてみますと、投資的経費に充当できる財源というものは、五十四年度約七億円、五十五年度以降は各年度約十億円程度の財源不足を生ずるような計算になってまいるのでございます。したがいまして、このままでまいりますと五十六年度には交付団体への転落というようなことも考えられるのでございます。こういったような財政状況を予測をいたしまして、五十三年度の基本的な課題として、財政運営の健全化施策というものを取り上げて真剣に取り組もうということを申し上げたつもりでございます。

このような状態を改善、打開をいたしますのには、きわめて月並みな表現でございますけれども、入るを図って出ずるを制するという姿勢に徹するということから、極力歳出の削減、特に行政経費の徹底した節減と各種の事務事業というものを見直しまして、事業の選択というものを大胆にやってまいることによって、歳出が異常にふくらんでまいるということを防がなければならないというふうに考えておるのでございます。

次に、もう一つの対策といたしましては、先ほどご指摘のありました自主財源、依存財源を含めまして財源の拡充強化に積極的に努力をすることでございます。これはすでに、補足説明で財政部長が申し上げておったようでございますけれども、国、県に対しまして租税制度、補助金制度あるいは超過負担問題等の改正を要望してまいることにつ

いては、ご発言の趣旨を十分生かして、議会のご協力をいただきながら、全国市長会をはじめといたしまして、各種の協議会等、全国の事情を同じくするような都市で結成をしております幾つかの団体を母体としまして、積極的にこれに参加をし活用して強力に進めてまいる所存でございます。先ほど前川議員のご質問にもお答えを申し上げましたが、私はあらゆる機会をとらえて、中央に対する働きかけをやってまいりたいというふうに考えておりますし、これは全国市長会だけでなしに、議長会の方にも私の方からお願いをいたしまして、そういうような活動を積極的に展開をしていただくようにお願いをしている次第でございます。

また、先ほどご指摘のありましたように、地方税法の規定の範囲内で創出できる超過課税の適用、法定外普通税の創設等についても引き続き検討をしてまいりますけれども、これらの措置を含めた増税に対しましては、安易に対処するわけには私はまいらないというふうに考えておるのでございます。しかし、国税のように、地方税というものは富の再配分あるいは景気調整という機能を果たす税金とはおのずからその性格を市町村税は、異にいたしておりますので、そこに供有する地域社会を供用運営するために必要な経費を、地域内の住民の方々にその能力に応じて、あるいはその所有する資産の価値に相応して負担をしていただくという性格のものでございますので、市民の皆様方の望まれる事業というものを推進するために、必要な経費についてはご負担をいただかなければならないというふうに考えておる次第でございます。また、その時期、方法等については、それぞれの機会に応じまして、議会の方々のご意向を尊重しながら慎重に検討をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

次に、人事問題についてお答えを申し上げたいと思います。

先ほどご指摘がありました下水道の事業量が非常にふえつつあるということはご指摘のとおりでございまして、五十一年度、五十二年度、五十三年度と年々、その総額がふえてまいっておるのでございます。これは申し上げるまで

もなく、生活環境の改善を図るためには、最も基本的な都市施設の整備事業であるという観点から、優先的な事業として実施をいたすべく、予算並びに人員の配置についても配慮をいたしておるのでございますが、技術職員一人当たりの担当事業量というのは、いまも申し上げたように確かに年々増加をいたしております。したがいまして、これが実施に当たりましては、新年度におきまして技術職員四名の配置を予定いたしておりますが、さらに国の方からの要請もあって事業量がふえるということも考えられますので、事業のうち、周辺の立地条件や工事の内容等を十分考えた上で、一部を日本下水道事業団に委託するというようなことについても、他都市の状態などを勘案して進めてまいりたいというふうに考えておりますし、すでにこのことについては、日本下水道事業団の理事長とも私お目にかかりまして、お話し合いをさせていただいておるのでございます。

次に、本年二月一日に設置をいたしました特定行政庁の人員配置についてご説明申し上げますと、発足当初におきましては、年度途中でのことで十分な配置ができなかったわけでございますが、新年度におきましては二カ月間の取り扱い実績や、他都市との実態などを参考にいたしまして、その増員について配慮をしてまいるつもりでございます。したがって、四月からは数名の増員予定にいたしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに考える次第でございます。

その次に、福祉の充実ということについてご指摘を賜ったわけでございますが、私が議案説明の中で申しております市民福祉の充実という、その福祉という言葉は、広義の意味での福祉ということでございます。したがいまして、いまご指摘のありました、いわゆる狭義の意味での福祉ということになりますと、それはそれなりにまた考えてまいらねばならないかと思います。福祉関係予算といたしましては、総額八十一億何がしということで、確かに前年度に比較をいたしまして一五・八%の伸びでございまして、構成比の上からいきましても前年度二二%、ことしは二一・

七％ということで、若干下回っておるのでございますが、福祉関係費の特徴は義務的経費が非常に占めている部分が多いということでございます。八十一億の中に扶助費が五十一億数千万円、人件費が約十五億、扶助費と人件費の合計をいたしますとそれだけで民生費総額の八一・七％を占めるという実態になっております。この扶助費と人件費の伸び率を見てみますと、扶助費におきましては一四・一％、人件費におきましては一二・五％でございます。両費目合わせた伸びを見ますと一三・八％ということになるのでございます。一方、投資的経費につきましては、前年度三億五千万足らずでございましたのに対しまして、六億一千六百十二万円というふうに、七七・三％の伸びを示しております。このことはもちろん、景気浮揚対策としての公共事業拡大の影響もございますけれども、対比をいたしますとこのようになるのでございまして、いわゆる福祉事業というものについて私どもは決して軽視をしておるつもりはございません。十分配慮をいたしておるのでございまして、市民福祉の充実を図ってまいるということは、当然に市の責任でございます。しかし、その方法といたしまして、真に必要なものを選択しながら、しかも今日の経済情勢でございますので、効率的に実施をしてまいらなければならないというふうに考えておる次第でございます。

このような観点から老人、障害者など、いわゆる弱者の方々に対する施策というものを重点的に取り上げてまいっておるのでございまして、訪問看護事業、あるいは福祉電話、あるいは入浴サービスの充実、重度の障害者に対する手当の増額、身体障害者の養護施設の建設援助、あけぼの療育センター、みはと学園の移転、保育園の増設等々の努力をいたしたのでございます。また、社会福祉をよりきめ細かく進めてまいりますためには、すべてを公費で実施をすると、賄っていくということには無理がございまして、民間の方々のご協力を得る必要があろうかというふうに論ずる次第でございます。

軽費老人ホームについてのご指摘があったわけでございます。こういった対策というものは、今日市立の寿楽園のほかに小山田特別養護老人ホーム、あるいは年金受給者が今後急速に増加をしてまいる中で、生活環境あるいは住宅事情などにより、家庭で生活することがむずかしい老人が、低額の料金で利用できるこのホームの必要性が出てきておるということについては、ご指摘のとおりだというふうに考えておるのでございます。こういった社会情勢を踏まえまして、民間の方の中におきましてもこの軽費老人ホームの建設計画を進められておる方もございまして、今日ご相談を受けておるのでございまして、国への手続等あるいはその時期等について、いろいろと相談をさしていただきながら、これらの事業が実現できますように努力をいたしてまいりたいと考える次第でございます。

それからその次に、社会福祉センターの建設ということについてご指摘がございました。今日、総合文化会館の建設を八十周年記念事業としてするということが明らかにされた段階におきまして、あるいは教育関係者の方々は教育会館、それから福祉関係の方々は福祉会館に、その他いろいろな方々のご要請があるわけでございます。したがいまして私は、それらのすべての方々のご要請に今日の状況で十分対応できるというふうには考えておりません。したがいまして、できるだけ総合文化会館を幅広くご利用をいただけるような形で建設をしてみたいというふうに考えておる次第でございますけれども、なお、福祉関係の方々のご意見を賜ってみますと、必ずしもそれだけでは十分でないようでございますので、今後これらをどう進めていくかということについては、十分検討をさせていただきたいというふうに思っておる次第でございますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時一分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、教育委員長にかわって職務代理者の服部教育委員が出席いたしますのでご了承願います。

生川平蔵君。

〔生川平蔵君登壇〕

○生川平蔵君　市民クラブを代表して、代表質問をいたします。

昭和五十三年度の当初予算を編成するに、厳しい長期化の不況に苦しむ産業並びにもろもろの業種は、不況の深刻化に従って激増する種々の悪条件並びに財源確保の困難な財政事情の中に、限りある財政の中で予算編成に当たられた市長のご苦労に敬意を表する次第であります。

四日市は、終戦後戦災復興から立ち上がり、四日市港を背景として陸、海交通等の立地条件に恵まれ、近代的な大規模工場が次々と建設され、世界的な関心を集めている臨海部に石油コンビナートが建設されたのであります。荒廃した海軍燃料廠の跡地に吉田勝太郎市長が鳩山内閣のときに国策として石油コンビナートの問題が大きく浮かび上がって、工場誘致したのであります。全国の各都市が誘致合戦に明け暮れたときがあったのであります。平田市長がその後を受け継いで工場誘致に専念した結果、石油化学工場が当時は近代化学工場として四日市は港を持っている関係で誘致に成功したのであります。石油精製並びに同関連化学工場が進出して完成するに及び、より生産される量はわが国随一と誇り、工業生産高の王座を占めるに至ったのであります。これらの大企業が基盤となって、中小企業の発展も急速に進み、工業都市四日市と呼ばれるようになり、世界的にも有名になったのであります。その当時は、大型工場誘致合戦に明け暮れしたときでございました。青年都市大四日市と市の発展は目覚ましいものがあったことは記憶に新しいのであります。その後、大型工場の誘致工業開発の結果、市の発展は飛躍的に遂げてきたが、産業公害が

発生して、市民の健康被害が出て深刻な事態が引き起こったのであります。昭和二十七年の公害裁判の結果、行政のあり方等について指摘されたのであります。平田市長が急逝されて九鬼市長にかわり、急激な経済成長時代でございました。高度成長から公害裁判の判決以来、緑と太陽のある豊かな町づくり、高福祉社会づくりが始まったのであります。文化都市建設と教育重視の政策がとられてきた、人間尊重の理念が大きく取り上げられてきたことは当然のことであります。公害のない住みよい四日市を建設することがわれわれの責務でもあります。五十三年度の予算総額六百五十八億三千六百万円に上る予算を組まれ、教育文化の向上、きめの細かい福祉事業の推進、生活基盤確立のための下水道整備、地域防災組織の確立、不況対策と物価安定対策などに格別の配慮がなされているとのように伺います。

質問の第一点、総合基本計画についてではございますが、四日市総合計画、四十九年から五十三年度、本年で最終年度を迎え、来年度に備えて総合計画はどのように計画をしておられるのか。市長公室長のこの前の説明を聞きますと、いまだ立案中で十月ごろに作成するとのことでございます。本年度の構想の四本の柱、高福祉の実現、教育文化の向上、住みよい都市の建設、産業の振興、この四本の柱がどのように進められて当初の目的が達成できそうでしょうか。計画の実施に要する総額約七百億円のうち、高福祉の実現には百三十億円が見込まれている。内容は、社会弱者の救済対策から、保育園、市立病院、公設地方卸売市場の建設、救急医療、同和対策事業など、保健衛生や消費者行政の分野に至る幅の広いもの、すでに養護老人ホームの改築完成をはじめ、保育園の新設など計画どおり進んでいる精薄者授産施設等、勤労身障者体育センターが昨年五月、西日野町の丘陵地に完成したのでございます。これは、総合福祉センター構想の第一番目の事業で、現在二十五人の男女が働いており、発足後九ヵ月を経た今日作業も軌道に乗り、入所希望者もふえて作業所が手狭になってきておる、一人五千円から六千円の給金も支払われるようになり、年末にはボーナスも出るなど、入所者は幸福そうに明るい表情でいるとのことであります。勤労身障者体育センター

でも、車いすバスケットボールのクラブができ、卓球、バトミントンなど、スポーツを通じての身障者の交流も盛んで、夜間や休日を中心によく利用をされております。身障者福祉モデル都市事業は、車いすで十分乗り降りできるスペースを一カ所ずつ確保し、黄色と緑の身障者のマークも付して表示されて、近く完成の予定となっております。このほか、富田、富洲原地区に盲人用信号機、保育園は四十九年から五十三年度の五カ年で、ほぼ計画は目的を達成できる見通しとなりそうだと思われるのでありますが、市長は高福祉実現のためにきめの細かい配慮と施策を遂行されて、市長選のときの公約どおり実施せられ、弱者救済事業が進められたことはまことに喜ばしいことで、市民クラブ一同は高く評価するものであります。この四本の柱がどの程度まで現在進められて、まだやらなければならない事業が残っているのか、その点ご説明をいただきたいと思うのであります。

質問の第二点、石油貯蔵施設等立地対策についてでありますが、石油備蓄施設の建設の円滑化に資するために必要と認められる都道府県に対して、当分の間石炭及び石油特別会計から交付金を交付する。総額は全国で昭和五十三年度の分として四十一億五千九百万円、五十四年度以降の各年度分については、引き続き検討するということでございますが、そのうち県が三割、各市町村が七割で石油貯蔵施設の貯蔵量及び取扱量の合計が十万キロリットル以上である市町村ということを聞き及んでおりますが、石油貯蓄施設、すなわちタンクヤードはこの上もない危険物であり、一たんこれに火がつけば大火災、大爆発を引き起こし、大協石油の大火のときのことを思い出すだけでも恐怖と戦慄をせざるを得ないのであります。そこで、この交付金といいましょうか、還付金といいましょうか、われわれは議会ごとに十数年前よりコンビナートが完成してから石油並びにガソリン税の一部還元を強く国に要望を続けておったのでありますが、ようやくにして五十三年度から石油貯蔵施設について交付金を国の方でも認めたことについては、石油基地四日市として要求の一部がかなえられたと、日の目を見たことは喜びにたえません。三重県では四日市と尾鷲

市の二市と聞いておりますが、われわれが国に対して要求していたのは、外国から輸入されている原油関税の一部返還と当市で精製するガソリン税の一部返還を要求していたのでございますが、陸揚げする市町村にある程度の返還するのが当然の処置ではなかろうかと思うのであります。石油は危険物であり、火がつけば町全体が火の海となって人命、財産に多大の損害を受けるので、市といたしましても特別防災区域として化学消防車、化学消防艇等の、防災対策に大きな出費をしておりますので、これを契機として今後一層に原油関税、ガソリン税等の一部返還を国に強く要望するように努力せねばならないと思うのであります。市は公害の問題で悩まされ、出費多く危険物が臨海部に設置されている現状は、国の方もようやく理解されて、五十三年度から新税が交付されることになりましたが、努力を重ねて原油の関税、ガソリン税の一部返還だけは強力に迫って、実現すれば市の財政これにまさるものはないと思うのであります。五十三年度は八千万円から一億にも足りない金額だそうでございますが、これで四日市の将来の見通しが明るくなったように私は思うのであります。四日市へ外国から輸入される原油の一カ月の総量並びに金額、精製されたガソリンの数量、ガソリン税を国に納入される金額等を詳しくお答えをいただきたいのであります。

次は第三問、地盤沈下対策についてでありますが、地下水のくみ上げによる原因が大きなウェートを占めている工業用水くみ上げ規制が県条例によって五十年四月一日にできましたが、ちまたでは、その監視体制が生ぬるいのか、依然として臨海部は特に地盤沈下がはなはだしいので、いまだにとまらないのであります。この前の議会にも後藤議員の質問があったと思うんでございますが、沈下の問題は公害なのか人災なのかということであります。地区全体が沈んで、長年住みなれた土地が幾年の後には海の底に沈んでいくことが火を見るより明らかであります。その防止策をどうすればいいのか、土地が沈んでいけば、埋め立てか、かさ上げをせねばならない。四日市全般について沈下の面積はどの程度の範囲であるのか。沈んだ土砂の数量が計算するとどういう数量になるのか。また、金額にしてどの

程度の金額になるのか。広範囲であるので、土砂を取られると同じことで何十万トン、何百万トン、何千万トンと計算されると、気が遠くなるような数字になりはせんかと思うのであります。莫大な金額になると思うのであります。自然に沈むのだからいたし方はないということは、もうそれは昔のことであります。地盤が下がれば、水は低きに流れる原則で、常時浸水地域となって、台風になれば大きな損害をこうむって、浸水地に毛布かござの見舞いほどの程度で耐え忍んでおるような現状でございますが、私が知っているだけでも海岸地方は二メートル半も沈下して、工場地帯になってからその沈下が激しい、いまもどんどん沈んでおります。港管理組合は五年から六年には、八十センチから一メートルぐらいかさ上げ工事をしております。一般住民の土地も同じように沈下して、民間資金ではどうにもならない。これらを考えあわせるとき、海岸付近、富田一色、富洲原港付近の住民は枕を高くして眠れないのであります。

昭和三十五年の伊勢湾台風のときに、死者五十六名をあの一画で出した惨事があったのであります。その周辺に防潮堤が建設されましたが、その後、地下水のくみ上げの原因が目に見えないまま、公害地盤沈下のために防潮堤がまた一メートル半以上も沈下している。高波、台風のとき等、防潮堤を越えて直接民家に流れ込む状態であります。また、常時の満潮時には、低地帯では、富洲原港付近は住宅すなわち道路より一メートル余りも海水の方が高いのであります。秋のシーズンはもちろん、不安におののき生命、財産ばかりでなく精神的にも毎日不安な生活を続けております。そこで、運輸省と建設省が管理組合を通じて、もちろん市の協力もございますが、高潮の地盤沈下対策で、名四国道全面に樋門が建設を計画されたので、ただいま着工の運びになったことは非常に喜びにたえません。一日も早く樋門の完成を願うのであります。県の地盤沈下防止条例は五十年四月一日にできたのですが、国の方の立法化はどうなったのでしょうか、お示しを願いたいのでございます。このまま放置しておくなれば激沈地になり、海の底に沈

んでしまうことは間違いございません。国としても県としても、工業用水も地下水に頼らず、安価な水を工場に送ってやってもらうように強く要望をいたしますとともに、いまだに沈下がとまらないので、地下水くみ上げ以外に沈下をとめる対策方法も考え方をお教え願いたいのでございます。

第四問は、産業振興についてでございますが、農業、商工業を中心に発展してきた本市においては、農業の産業構成に占める位置はきわめて低かったのでございます。新合併地区がその後急速に工業化し、かついよいよ急激な成長をたどる工業生産に相殺されながら現在まで続けられてきたのであります。漁業関係者の方は、工業発展とともに汚水のたれ流し等で漁獲が激減し、漁業権はある程度薄くなって、衰微の一途をたどり、意欲もなくなっているのが現状であります。農業一つ考えてみましても、稲作についても昨年よりも減反減反で、米をとらせない政策をとっているのでありますが、各県でも最近新聞紙上で見ますと、米の調整に対する批判が相当に出ているように報道されております。農林省なり県なりは、もっと米を食べさせるようにPRしないのでしょうか。学校の給食に米を食べさすようにさせないのでしょうか。外国の小麦をパン食を勧めて、国内でとれる米を食べさせないようにしている、農林省は減反させる、米をとらせないように制限しているが、その反面、開拓事業等を興して、どんどんと耕地面積を広げておるというようなことで、私は理解できないのであります。当市でも一カ月に二回ぐらいの給食で、米は食べさせるようになって、非常に子供たちは喜んで食べているそうでございます。が、週に二回ぐらいは全国の学校が米を食べさせるようにするなれば、農家のつくる米があるいは足りなくなるかもわからないというふうに思うわけであります。これは政策の誤りではないでしょうか。さすれば、農業振興策にもなると思われますので、現在では外国から食糧がどんどん輸入されて、ほとんど外国物ばかり、農産物の穀類にいたしましても、水産物の魚でも外国のものばかり、全国的に国内の工業化が進んで、近代漁業は減少して外国の冷凍品物ばかり食べているのが多くなったのであり

ます。しかし農業と漁業は国の基幹産業であり、一たん問題が起こった場合は、海外から入らない場合にどういう処置をするかということを考えあわすときに、国民の食糧はだれがとるのか、だれが確保するのかといまから十分に考えて、国内で国民の食糧完全確保するように心がけねばならないと思うのであります。農業、漁業には十分意を用いて振興策を考えてもらうように要望をするのでございます。天カ須賀海岸に埋め立てが計画されて、昨年より着工されておりますが、完成後には食品水産基地として七万坪ができるが、水産団地としてどのように計画をされているのかお尋ねをいたします。

中小企業は不況の風が長いので、根強くがんばって励んでこの不況を乗り越えていく努力はしておりますが、中小企業の数は当市といたしましても絶対的に多数を占めて、力は非常に強力であります。これらを発展さす策としては、一つ、商工会議所等は中小企業の世話をいろいろとしておる関係で、事情等もよくわかっておるので、連絡をとって実態把握をして、経営の診断なり指導を実質的にやられれば振興に一層の効果があると思うが、その点どのようにお考えをしていらっしゃるのですか。また次は、市内の大型工場の最近の経営の状況を詳しくお答えをいただきたいと思うのでございます。

第五問、四日市の将来についてどのような構想を持っているのか。都市規模体型、活力源等についてでございますが、四日市の将来構想とは、高度成長時代より安定時代になって、市のいつぞや華々しい姿が最近では見当たらない忘れられたかのように思われるのであります今日、大型企業等をこのままにしておいていいのかどうかということであります。昭和四十七年米本裁判以来、国、県等立法化、条例等の制約がございましたが、公害の問題は別といたしまして、国際的に不況が押し寄せオイルショック等の長期的な不況が続いて、産業構造を変えて何かの活力をつける方途はないかということであります。いろいろな面で工場もある程度の制約等も許すべきことは緩和策を考えるとか、

市長は重化学工業以外に工場等を、公害のない工場を内陸部に誘致する構想をお持ちでございますか。四日市港を持っておる市は、まだまだ規模、あらゆる角度を変えた形で発展を考えるべきではないでしょうか。平田市長当時のようなあの活力をふりしぼって、四日市の地図をいま一度塗りかえるような体制につくり直す時代が来るのではないかと思うのでございます。この辺で市長は、熟慮、慎重に見直す時期ではないでございましょうか。

また、中央新幹線が東京から名古屋、三重県内を通る構想があるやに聞いておりますし、新聞紙上で報道もしておりますが、新幹線がいつごろ着工の運びになるのか、どの地点を通って大阪市の方にでるのか・新幹線が当市を通れば、大きく市の体型も変貌すると想定されます。四日市の地図も塗りかえられて、一層活気も出て発展することは間違いはないと思うのでございます。積極的に議会はもちろんのこと市民を挙げての運動をすべきと思うんであります。その点、わかっておりましたらお答えをいただきとうございます。

第六問、四日市港の振興に関し、貿易額の拡大をどの方面に求めようとしているのかという問題でございますが、四日市港は、明治三十二年八月四日開港の指定を受けており、今日に至るほぼ八十年間に開港間の盛衰はありましたが、その貿易額において大体七位前後というところを維持してきたのであります。かって明治維新の初めに稲葉三右衛門翁を生んだ四日市市民の企業精神は、すでにわが国有数の石油化学工業を臨海地帯に建設したのでございますが、この工業地帯も表玄関として四日市港の貿易の発展は大いに期待されるのであります・なお、四日市港貿易の発展は、四日市工業、生産の発展と常に相携えて進んでいくことはかたく信じるものであります。四日市港を新しく近代的なコンテナ埠頭、また貨物定期船貿易については、四日市港の貿易額の状況は、昭和五十二年度の実績によりますと、輸出輸入総額八千八百五十六億円であり、前年に比べて一・六%の減少にはなっておりますが、以前は輸入額は相当にありましたが、輸出の額はほとんどなかったのであります。最近では、輸出の額が大幅に伸びたことについて、貿

易振興係の努力によって港の性格が変わって、貿易港としての面目は一新したのであります。コンテナ埠頭には西オーストラリア月二回ぐらいコンテナ船で輸入輸出をやっております。東の方のシドニー、メルボルン、ブリューベンですか等は月に九回くらい輸出入、ニュージーランドもやっております。定期船で、バンコク、香港航路、インドネシア、ジャカルタ、サバラン、スラバヤ、台湾航路、韓国、釜山、中国航路、上海、青島、アフリカというようなことで、特に中近東ペルシャ湾より原油は年間二千万トン輸入されております。中国も大慶油田より大協石油が原油を契約して輸入をやっております。特に最近になって本田自動車が専用船で、あのコンテナ船の埠頭にアメリカ向け本田鈴鹿工場の自動車が輸出されて、その量が非常に大きく四日市港の輸出の比重を占めてまいりました。四日市港の将来の発展は目覚ましいものがございます。私の考えますに、まだまだ輸出には余地は残されていると思うのであります。

地場産業である陶磁器万古の数量は相当量輸出されております。万古は四日市港から余り輸出されておりませんが、名古屋港を主として以前から出荷しておりますので、商工課の貿易係等、地場産業の万古を四日市から出荷するように、積極的に努力すべきではなかろうかと考えるものであります。将来、航路を開くには、ヨーロッパ方面とかはどうでしょうか。中国の方も上海、青島の方面だけではなしに、中国も平和条約が締結いたしたならば、いままでの何十倍にも伸びると、努力次第で思われるのでございます。ソ連の方にも呼びかけて、貿易商社も二社、三社誘致するなれば貿易振興に役立ち、積極的にこの問題を推し進めるべきであると思うのでございます。本市は海浜の市場町から大きく変貌して、いまや重化学工業都市、港湾の都市として、中部経済圏はもとよりわが国産業経済上の重要地域となっております。その前途にかけられる期待はますます大きいのであります。

この国際的な不況円高の重圧に耐え抜いて、四日市この市を大いに発展させることを当市民クラブは加藤市政に大

きく期待をかけておるのでございます。その点、協力することは少しも惜しみません。

とりとめのないような質問をいたしましたが、これをもって市民クラブの代表質問を終わります。

○議長（大谷喜正君）　市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　お答え申し上げます。

まず第一点の総合基本計画はどうなったかということでございますが、五十三年度を最終年度といたしまして、五十三年度当初予算案の編成によって現行五カ年計画のおおむね達成状況が明らかになるわけでございます。で、もちろん今後、五十三年度中には国の景気対策等による補正の機会が生ずることも考えられますが、一応現在の段階で明確になりつつあるその状況を申し上げますれば、計画全体の達成率としては、事業費ベースで約九七％、またこの事業量による達成率がは握できるものについて事業費ベースに置きかえてみますと九〇％弱となっております。事業費ベースで九七％というのは、計画時よりも今日の方が金額的に上がっておるということもございまして、非常に達成率が高くなっておるということでございますが、事業量の達成の方からまいりますと、大体九〇％弱ぐらいになっておるというふうにご承知をいただければよろしいんではないかと思います。個々の事業内容については、全く、進捗を見なかったもの、あるいは逆に計画を大幅に超えているもの等がございますけれども、四つの柱に分けてみてみますと、高福祉社会の実現につきましては、おおむね計画どおりの実施状況でございます。地区市民センターの整備については、予定の二館を五館実施したことなどから、事業費ベース、事業量ベースとも計画を上回っておるということでございます。次に教育文化の向上につきましては、総合会館の用地取得、柔剣道場の建設、青少年野外活動センター、屋内運動場建設などが未施行となっております半面、小中学校の校舎、屋内運動場、給食室、プール及び幼稚

園の建設等は計画をかなり上回っておりまして、総体的には事業費ベースでは一一〇％強、事業量ベースでまいりますと八五％の達成率というふうになっております。次に、住みよい都市の建設につきましては、公害患者の転地療養施設あるいは緑の供給基地、屎尿処理施設の整備等が未施行でございました。公営住宅建設、それから公共下水道あるいは区画整理事業が若干計画を下回るというふうになっておりますけれども、河川改修、都市下水路の整備等、治水対策さらに道路、橋梁の整備、ごみ処理の施設整備、これら計画を超えて実施をいたしております。この結果、事業費ベースでとらえますと約九〇％、事業量では八七％程度の達成率となっておるのでございます。で、この柱に該当いたします事業については、今後経済の動向によって、国の景気対策に基づく多少の動きを生じる場合が考えられるのでございますが、最後に産業の振興につきましては、農業生産基盤の整備や計画をかなり下回ってしまいました。これは農業者との協議がととなわなかったためでございまして、全体で事業費で五七％、事業量で七五％弱となっておるのでございます。

以上が五カ年の達成状況でございますが、未施行あるいは計画を下回ったことなどによる残事業については、今後新総合計画の策定の中で、改めて市民の皆さん方のご意向、あるいは議会のご意向をお聞きしながら検討を加えてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

次に石油新税についてでございますが、石油コンビナートが立地をいたしますことによって、四日市港に輸入をされます原油、重油、ナフサ等に対します国庫に収納される関税といたしましては、昭和五十年度におきまして原油分約百十六億、重油、ナフサ分として約四億円でございます。昭和五十一年度は原油分約百二十二億、重油、ナフサ分約四億でございます。従来からこれらの関税の地元還元につきましては、議会のご協力をいただきながら関係機関に強く訴えてきておるのでございますが、今回五十三年度から国税として石油税が創設をすることになりました。この

新税につきましては、輸入される原油及び石油製品に対して課税をされるものでございまして、五十三年収入が約千六百億程度と聞いております。私はこの機会をとらえて、かねてから懸案でございますコンビナート所在市に対します財政措置として、その一部を確保するために昨年十二月上旬から強力に国の方に働きかけをいたしました。十二月上旬の段階では、自治省としてはこれを地方交付税の税目として、全国の交付団体である自治体に措置をする方向で考えておったのでございますが、この線は十二月の中ばごろに至りまして消えました。地方譲与税としてこれを交付するという方向で動いておったのでございます。で、この交付税の税目に入れられるということになりますと、四日市は不交付団体でございますから全く関係がないことになってしまいまして、地方譲与税でございますと、これは私の方にも交付をされるということでございましたので、譲与税としてぜひ考えてもらいたいという運動を、同じような立場にございます倉敷市でございますとか、あるいは市原市でございますとか、そういった市とともに運動を展開をしてまいりました。それが結局、最終的には、けさほど来からご説明を申し上げておるような線で落ち着いておるわけでございますが、今後、このままで推移をしてしまったんではぐあいが悪いということで、私どもはやはり関係七十市で協議会を持ちまして、今後その拡大について強く訴えてまいる所存でございまして、この四月に入りますと第一回の会合が七日に持たれるということになっております。まあ、ただいままでの段階では、五十三年度は四十一億五千九百万円というものが配分をされるわけでございますが、このうち三〇％は都道府県に対して持っていかれまして、七〇％の約二十九億というものが七十市に交付をされるということに相なるのでございまして、具体的な配分額というものは最低一千万から最高一億というふうに言われておりますが、四月以降決められるということになりますので、早速四月に入りましてその運動を展開してまいりたいと考えておる次第でございます。

なお、このガソリン税というお話がございましたが、国、地方税を通じて今日あるのは、国税の揮発油を課税対象

といたしまする揮発油税及び地方道路税と理解をしてお答えをいたしますと、この国税である地方道路税のうちから、五十一年度から四千万円程度譲与をされるということになっておりまして、予算に計上さしていただいておるという次第でございます。その他、原油関税の還元ということについては、機会あるごとに大蔵省に対して働きかけをいたしておるのでございまして、これらについて退く必要は毛頭ないというふうに考えておる次第でございます。

その次に、地盤沈下対策でございますが、これは昭和三十年ごろからだんだんとそのきざしが見えてきまして、北勢地域で一メートルを超える地盤沈下地域が約十三平方キロに及んでおるということでございます。本市では富田一色の遠洋漁業基地での累積沈下が一メートル二十七センチというふうになっております。そこで地盤沈下防止対策といたしまして三十二年七月に工業用水法に基づく地域指定によりまして、南部地域の工業用地下水の揚水の許可制が実施をされ、四十六年十月三重県の公害防止条例による揚水施設の設置の届出制、さらに五十年四月県公害防止条例の上乗せ条例としての北部の地盤沈下地域での揚水施設の許可制をとってまいりました。昭和五十二年度から揚水の二〇%削減を実施をしてその強化を図ってまいりました結果、最近ではようやく鈍化を来しておるということでございます。しかし、ご指摘のありましたように累積がございますので、海岸堤防、高潮堤防の補強、あるいは茂福地区の湛水防除事業、豊栄ポンプ場の増設等について、早期完成を要請をいたしておりますほか、公共下水道の雨水管渠工事の促進、あるいは先ほどご指摘のありました富洲原運河内での高潮対策を兼ねたポンプ場の建設というもの、さらには磯津漁港の堤防工事等の実施を、鋭意推進をしてまいる所存でございます。

さらに四番目の産業振興についてでございますが、文部省なりあるいは農林省の対策というものに対しまして、われわれといたしましても必ずしも納得のできる政策が打ち出されておりませんので、これらについてはご指摘の点を十分配慮をさしていただきまして、国の方に強く訴えてまいりたいというふうに思う次第でございます。なお、天カ

須賀の埋め立てに対しまする水産団地の建設ということについて、その内容についてはまだ固まっていないという状況のように聞いております。管理組合の方で早急に計画を固めるように応援をしてまいりたいと思いますので、ご承知おきを賜りたいと思います。

それから、四日市市の将来構想規模あるいは活力源等でございまするけれども、三全総と関連で、私はけさほど若干申し上げたのでございますけれども、やはり当市の持っております自然的にあるいは社会的に恵まれた条件というものは大いに活用をしてまいるべきではないかというふうに考えておるのでございまして、そういった意味では、公害対策に十分に配慮をしてまいれば、なお工業再開発の余地は十分あるというふうに考えますし、将来の当市の規模というものをやはり頭の中に描いて、それにふさわしい都市施設の整備とこれらの機会等をやっぱり確保していくべきではないだろうかと考えておるのでございます。概略申し上げれば、人口大体三十五万くらいに持っていって、それに必要な都市施設を完備をしていくと、そうすればその場合にどの程度の活力源があればよろしいかということについて、第一次産業、第二次産業、第三次産業等についての配分を三全総との関係でも考えてまいる必要があろうかというふうに思っておる次第でございます。大体第二次産業については一・五倍から二倍程度の生産力を上げていくことによってはじめて活力源が確保されるというふうに私は考えておるのでございます。

時間がございませんのではしょったご説明になりましたが、内陸部に対します公害のない企業を誘致するということについては、私自身も大いに賛成でございますが、今日の経済情勢を考えます場合に、なかなか実際にはむずかしい問題ではなかろうかと思っております。なおそういう実態にちゅうちょせずに努力を今後とも続けてまいりたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げておきたいと思います。

最後に、四日市港の貿易振興でございますが、これも時間がございませんので簡単に申し上げますと、コンテナの

問題については、すでにニュージーランド、オーストラリア航路等がございます。さらにソ連等の貿易も盛んにしてまいりたい。しかしながら、やっぱり私は中国貿易ということに非常に関心を持たざるを得ないのでございまして、と申しますのは、四日市で生産されるもの、たとえば有機化合物、合成ゴム、人造プラスティックなどが中国の方に輸出をされておりますし、さらに中国からは四日市で生産をできます原粗油などの輸入が考えられるわけでございます。今日、中国との間に日本と貿易についての同意がまとまり、日中長期貿易取り決めが調印されておるのでございますので、四日市港をそういう方向に持っていくべきではなかろうかというふうに私は考えておるのでございます。

最後に、中央新幹線につきまして若干触れさせていただきますが、これはすでに三重県の方で中央新幹線の建設をいたしまする促進期成同盟会を県の方でつくろうということになっておりまして、近くその会合が持たれる予定でございます。当然四日市もこれに参加をするということでございますので、ご承知おきを賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午後二時四分休憩

午後二時十五分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君　都市化社会の中での四日市の将来方向についてという表題で質問さしていただきます。

ご承知のように、円高と不況の中で、われわれ庶民の生活は不安といきようのない不満が充満しています。一説によれば、現在の円高と不況は国際的な分業の再編期に日本の産業構造が適応できなかったことに加え、福田内閣の先の見通しのない景気抑制政策によって景気の回復がおくらされ、内需を長期に冷えこませ、極端な輸出増と輸入減の構造をつくり上げてしまったことです。さらには、産業界の望む長期展望に立った経済政策も示されず、見直しの必要な中期経済計画のままで放置をしたわけですが、また国民にとっては将来の福祉社会への期待も持てないため、先行きの不安から家計も消極的になり、また産業界も設備投資を控えるなど悪循環を繰り返しています。国においてはこの不況から脱すべく十五カ月の超大型借金予算を組んで対応しようとしていますが、公共投資を軸とする景気てこ入れ策だけで果たして内需が喚起できるでしょうか、はなはだ疑問だと言わざるを得ません。この事態に有効に対処するためには、市民の潜在的需要の旺盛な住宅の建設を軸とした生活環境の整備、都市再改造と社会資本の思い切った充実に重点を置き、同時に周到な雇用対策を講じつつ、後進国並みの社会保障と社会福祉の水準を一挙に改善することによって個人消費の需要を高めることが、最も当を得た対応であると思います。とりわけ現在の不況と重なった構造不況業種のあり方については、将来の展望を欠いたままいたずらに保護政策に走るという惰性を断ち切り、五年、十年の見通しを立てて、そこで働く人々の生活不安を起こさせることなしに再配置をすべきだと思います。また、構造不況業種に限らず、その他の産業においても新しい国際環境に適合した産業構造の転換が必要であります。いままでのように自分一人の企業、日本だけの富と繁栄のみを追い求めてきた既成の理論は、高度経済成長政策の終えんと同時に崩壊したと思います。このような現状を踏まえて四日市の将来を展望するとき、三重造船に代表される構造不況業種や、市長流の言い方による構造不況業種の関連業種である石油コンビナートなどの産業の配置をどうするのか、当面と将来に分けた方針が必要ではないかと思います。また、大きくは、四日市は将来も引き続き工業都市として生

きるのかどうか、工業都市として生きようとするなら、いまからどんな施策が必要なのか考えていかなければなりません。特に石油については、日本エネルギー経済研究所の報告によれば、可能な限り石油の消費を抑えたとして、また、科学技術の進歩を想定したとしても一九九二年から三年ごろには石油の確認埋蔵量よりも消費する石油の量が上回ると言われ、第二の石油危機に見舞われることになるとしていますが、四日市の場合この点も踏まえた対応が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。特に、従来特定港湾を持つ四日市としては当然のことながら、工業都市として生きていくものだと思いますが、そのためにはどうしても解決をしなければならない問題が横たわっています。それは公害問題でございます。六年前の判決以降、行政指導と企業努力によってSOXについては複合汚染は別にしても、年間平均値は著しく改善されたと言われていますが、しかしいまなおぜんそくに苦しむ市民は多くいます。財団の定款にいいます財団の解散の問題のように、不況の中で四日市のコンビナートの患者に対する二重払いが苦痛であるという裏の理由で、公害患者に対して強圧的なといいますか、逃げて話になりませんといいますかわかりませんが、明確な血の通った答えを出せないようでは、どんないい案が市民に示されたとしてもそっぽを向かれることだと思います。

この項については後でも坂口議員が質問しますので、この程度にとどめたいと思いますが、次に資源エネルギー、食糧危機という大きな問題が未来社会の入口に横たわっていますが、これらの問題の解決と、さきにも申し上げましたように地域経済を含む今後の経済の牽引車には住宅の建設を軸とした生活環境の整備、都市の再改造と社会資本の充実、社会保障と社会福祉の拡充ということであります。このことととの関連で四日市を見たとき、地域経済をどう発展させるのかという明確な方針がいると思いますが、そういう方針が市におありなのかどうかお尋ねをしておきたいと思います。とりわけ都市の再改造については市民の合意と市民みずからの手で住みよい四日市をつくるという自発

性が引き出されないとむずかしいと思います。市民の自発性の引き出し方については、市長の言われる対話から始められるとよいと思いますが、白紙のままで問題を提起したとしても、おいそれとは市民は乗ってこないと思います。したがって、たとえば港については、子供の情操教育を含むということを明らかにしながら、都市公園のようにしたらどうかとか、たとえば駐車場がないので売り上げが落ちている中央部の商店などについては、公団や公社によるげたばき住宅の建設や、ヨーロッパの都市に見られるように市場の開設などによって収益の増加を図るなどといったような、もろもろのたたき台を用意しなければならないと思います。そして市民との対話の中から新しい四日市の未来像が浮かび上がってくると思いますが、いかがでしょうか。

さて、ここで四日市の新年度予算と当面解決をしなければならない問題について触れてみたいと思います。市長の所信表明の中で、少し読ましていただきますが、「深刻化しつつある厳しい財政状況のもとで、多様化する行政需要に対処しなければならない実情であります。このようなときこそ市民福祉の充実を基本理念として、対話と調和のある地域社会づくりを進めながら、緑と太陽のある豊かな町づくりを実現することが市民生活の向上と市政の発展に資するものであると確信いたしております。」として、三つの方向を明らかにされております。

一つは、地域社会づくりでございます。その中で特に注目したいのは、「私は物よりも心の豊かさ、ぬくもりのある社会の復活こそが今日強く求められるべきものであると考えます。」というくだり。それから、第二点目には、新総合計画の策定ということで、三全総の考え方を受け継ぎながら、そのことを踏まえながら四日市としていろんなことを考えていくんだという考え方。それから、第三に、財政運営の健全化、このことで内容的にはいろいろ異論がございますが、三本の柱を出されて対応しようとしておられるんですが、まずこの市長の所信表明の中で市長が明言されておられますように、対話と調和に関連して、さらにはまた基本的な考え方の第三項との関連になると思うんですけ

れども、今般の市営住宅の家賃の改定問題について二、三お尋ねをしておきたいと思うんです。

市長の言われる対話と調和というのは、一方的に押しつけるという意味でここに表現されてるのかどうか、そのことを聞いておきたいと思うんです。かってこの対話というのは、権力者が地域の住民に対して押しつけるようなかっこうのものを対話という表現をしたそうですけれども、現在の対話というのは、お互いが譲るべきものは譲って話し合いをするんだということでなければならぬというふうに思うんですけれども、書いてある意味を、ここに書いてあるのは当て字かどうかわかりませんので、念のためお尋ねさしていただきたいと思います。

さらにまた、私はこの全協のときに来客がありまして説明に出ておりませんので、意思表示する機会が全くありませんでしたのであれなんですが、まず、この市の言う不均衡の是正についてですけれども、周辺の民間の借家なりアパートの関係や、それから市営住宅間の家賃の格差をさしていると思ってるんですけども、そこら辺はどういうふうなことなんですか、ちょっとお尋ねしたいと思います。そのほかにも自分の持ち家がありながら家賃が安いからといって市営住宅を借りたまま放置しているとか、それから所得が入居したときよりもはるかに高くなってるのに入っているとか、そんないろんな話を聞いてるんですけども、市のそういう説明を聞けば聞くほど実は納得がいかなくなってくるんです。それで、これは市の方から出されている理由は、私なりに解釈しますと、行政のいままでの怠慢を市民の前にさらけ出したんではないかという気がしてならぬわけであります。たとえば、今年度建設された新しいものと、三十年前に建てられたものを単純に比較をしながら、格差の是正だということを言われてるような気がしてならぬわけですし、また、たとえばアパートの前の道路は市費で舗装される、そういう民間の借家と自分たちの前の道路は自分たちの出したお金で舗装をしていく市営住宅の家賃なんかを単純に比較されても困ると思うんです。

また、低所得者のために用意された住宅に高額所得者が入っているということで、市が目くじらを立てなきゃならぬほどの人が何人入居しているのか知りませんけれども、もしそんな人が入っておるとするなら、なぜもっと早く適当な措置がとれなかったんですかというふうなことを聞きたいわけです。

また、今回の値上げ案の中には、いま申し上げた点の取り扱いがはっきりしていませんが、今後どういうふうにしていくのか、このことについてもお尋ねしておきたいと思います。

さらにまた、値上げの理由の中では、不況で税収が落ち込んだから値上げをするうんだというふうにも言っておりますし、市民の側にも逆に私は言い分があると思います。たとえば、いつ会社が倒産するかもわからないような零細な企業で働いている人の側から見れば、税金はいまだに一銭もごまかさずにまともに払ってると、いつ倒産するかわかりませんので、先の見通しがつくまで、言いかえれば不況から脱することができるまでこの値上げを待ってもらうわけにはいかぬだろうかという声が多くの人から返ってきておるのが現実だと思います。また、この最初に建てられた住宅の家賃の改定が三十年間そのまま放置をされたわけですから、逆に全部の家賃をこの三十年たつまで現行家賃のまま据え置かれたらどうかということなんかも市民の声として出ておることをお伝えをしておきたいと思います。

で、私はこの家賃の値上げの理由を聞いて、たとえば先ほど来申し上げたように、不均衡の是正というなら、まずインフレによる建設コストの上昇によって、たとえば半年前に建てられた市営住宅の一種住宅よりも、それよりも六カ月くらい後で建てられた二種住宅の家賃の方が高いという、こういう現実があるんですが、本来低所得者のために建てられた二種住宅が、それよりも所得の高い人のために建てられた住宅より半年くらいの差でお金が高いという、こういうアンバランスのことを指して不均衡の是正というべきではないかというふうに思うんです。したがって、市の方が言われた内容については、恐らく市民の立場に立って考えれば納得のいかないことではないかというふうに私

は思います。

さらにはまた、三重団地の話をまたここで持ち出すんですけれども、三重団地の一号棟から九号棟の住宅、これは私は欠陥住宅だというふうに思ってるんですが、業者の責任で修理のされる保証期間中に雨漏りを直してほしいという申し入れをしたにもかかわらず、知らぬ顔をしておったんですが、このいまになって値上げをしてくれというのはちょっと虫がよすぎるんじゃないかと思います。たとえばその雨漏りなんかを直そうとすれば、その費用は、市の説明でいきますと、ことしは一億一千万ですか、そういう金がみんなからこれは集められたお金がこれに充当されるということになりますと、行政の怠慢によって生じた損失をみんながかぶるということになりますから、これではとても勘弁できる話ではないと思います。厳密に言えば、保証期間のあるうちに当然市の方でこういうものはきちんと措置をしておくべきだったんですが、そういうこともせずにほってきておいたことに対してでも反省をしていただけるなら、いまの家賃の値上げについては少しくらい値引きするということではなしに、みんなと話がつくまで現状のままでいったらどうかというふうなことなんです。

ここでもう一回繰り返しますけれども、市長の言われる対話と調和、こういう物差しから見まして、当然この一方的に案が示されて、それに対して住民の方が怒ってるわけですから、この相手の意見も聞くというそういう条件をつくっていただきながら、話し合いの中でこの問題の解決を図っていただくようにお願いをしたいと思います。

次に、不況の中で企業整理なり倒産が起こっています。四日市の職業安定所管内では、本年一月には企業整理が九事業所、四十名が離職をしております。二月には企業整理が七事業所、このうち一件が、一事業所が倒産をしております。それで離職された方が三十七名おみえになります。昭和五十二年について言えば、企業整理が九十一事業所、うち倒産したのが十四事業所、東海精糖の二百十八人を含めて離職者の数は実に千九人に上っています。で、この離

職した人々のうち、高齢者の就職は思うように任せないという、そういう答が出ておるのが実情です。

そこで、これらの人の中ではサラ金に手を出して新聞に名前が載る一歩手前の方もおみえになりますし、また、市の方に来て生活保護を受けようにも、そう簡単に認めていただいていないのが実態だと思います。私もこの二週間ほどこの種の問題で銀行行ったり、市の方へ来たりいろいろと飛び回ったんですけれども、市の方としてもこういう問題について何らかの対応をしていく必要があるんではないかと思います。たとえば、この前にも労働金庫の方でこのサラ金からのお金の借りたことについていろんな対策があるという新聞に載ったんで、労金に行ってみたんですけれども、サラ金からすでにたとえばお金を借りた人については、お金は貸しませんと、こういうふうな返答であるわけです。で、しかしご存じのように、サラ金からお金を借りれば、これは大変な利子で、すぐに元金くらいの額には利子がかさんでいくと思います。で、このままほっておいたんではやっぱり新聞をにぎわすことになると思いますので、たとえば労金とタイアップしていただいて、その貸し付け制度の拡充のために、何かひとつのこの方策を示していただけないだろうかというふうに思います。

さらにはまた、これは働いてる人の問題ですが、今度は零細企業のことについてです。倒産寸前の零細企業者がずいぶんたくさんおみえになると思いますけれども、これに対するこの融資枠、融資の問題です。で、現行制度の中では、たとえばお金を借りたことのないほんとうに零細な人ですと、自分で金策をしてせっぱ詰まってどっかに頼みにくると、こういうふうな実態があると思うんですけれども、その場合、大体支払いはあしたとか、あさってとか、そういうきわめてこの緊迫した条件を持ちながら飛び込んでくるんですが、しかし実際に市の方へ来たりあるいはまたその他の銀行へ行っても、なかなかうまくこう貸してくれていただけないのが実態としてあると思うんですけれども、いま市の方でも少額の融資ですと二十日くらいかかると思うんですが、せめて五日くらい、あるいはもっとそれ以前に借

りられるようなそういうこの条件の緩和といいますか、そういうことなんかも配慮すべきではないかと思います。

さらにまた、この貸し付け枠の拡大といいますか、サラ金を利用したりいろんなさまざまなケースがあると思いますけれども、いろんなケースに対応できるようなそういう内容のものもこの際検討をしていただけたらというふうに思います。

さらに、先ほど来申し上げましたように、この高齢者の問題ですが、職安の資料によりましても、なかなか転職がむずかしいという資料が出ています。で、この資料を見て思うんですが、市の方としてこういう人たちを吸収していくようなそういう方向を打ち出してほしいと思うんです。これは決して何か新しい制度をつくれとか、大幅な予算を組めとかそういうことでなくて対応できるんではないかと思います。新年度予算あるいはまた既決予算の残りの分でも結構だと思うんですけれども、それぞれの分野で予算が執行されていきますが、その中にこういう高齢者たちを吸収していくようなそういう指導をなさっていただければ、何割かでも救われていくんではないかと思います。で、そういうふうなことですから、検討してもらいたいと思うんですが、ほかに市長の方で名案でもあれば出していただきたいと思います。いずれにしても親身になってひとつ考えていただきたいと思います。

次に、青少年の非行化の問題、あるいはまた教育問題、学歴社会のひずみの問題というふうないわゆる一連のこの社会問題があります。で、これらはいままでの議会の中でもそれぞれの議員からいろんな角度から問題提起をされたと思うんですが、しかし、実際に市民的な運動としてはなかなか提起されてないのが実態だと思いますので、この際二十一世紀を展望したかなり奥の深い市長の所信表明を受けた後ですので、せめてこれらの社会問題については、二十一世紀を展望したいろんな施策が出る以前に解決していただきたいと思うんです。そのために、市の方として、この具体的な方策といいますか、そういうものを提示していただきながら、市民運動としてひとつ市長の方で旗を振っていただきたいと思います。

以上、いろいろなこの発想の実現、それからいろんな施策の中で弱者を切り捨てて通るようなことがもしあったとすれば、この四日市はいまよりもさらに住みにくいというふうな、そういう感じの町になってしまうと思います。したがって、新しい四日市をつくるためにも、市長の言うこの対話と調和、物よりも心の豊かさ、ぬくもりのある社会の復活というこの市長の願望、この願望と実際には現実の市の対応はまるで反対のような場合がちょこちょこ見受けられるんですけれども、言われたことと実際に対応されることがまさに言行一致されるように、特に要望したいわけです。それは、先ほど来申し上げました公害の問題にしてもそうですし、また住宅の問題にしてもそうだと思いますし、またそのほかのもろもろの問題にも同じような側面が実はあると思います。これは、市長が言われるように、決して銭金ではないと思います。心の問題を含めて対応のできる問題ではないかと思いますので、ひとつ明るい住みやすい未来社会をつくっていく精神的な基礎といいますか、そういうものの整備の方もお忘れにならぬようにお出しをいただきたいと思います。

以上、簡単ですけれども、質問にかえたいと思います。あと不足する四日市のこの未来社会づくりの問題につきましては、ちょこちょこ与えていただきます機会の中で発言さしていただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君）　ご質問にお答えを申し上げます。

円高と不況、その原因、あるいはそれに対する対策、特に個人消費の需要を高めて内需を換起することはベターであると、そのための個人消費を高めるための対策を講ずるべきではないかというご意見のように承ったのでございま

すが、私は、当然公共投資も内需喚起のためのひとつの方策であろうかというふうに思いますし、個人消費の需要を高める前提といたしまして、いろいろな方策が考えられるわけでございます。たとえば、国会で問題になっておりますが、減税などもその一つの対策ではあろうかというふうに思うのでございますが、要は景気に対する先行きの見通しというものがはっきりいたしませんと、個人消費も喚起をするというわけにはまいらないかというふうに思うのでございます。特に今日の段階では、私は、国は七%の経済成長を何とか果たそうということで、公共投資をそのてこにするという施策を講じたわけですが、私は七%の達成ということは大変むずかしいことではないだろうかというふうに思っております。したがって、円高あるいは不況というものにどう対応していくかというものは、総合的な経済政策あるいは産業政策の問題でございまして、一地方自治体のみでどうこうするということは、非常にむずかしい問題ではないだろうかというふうに理解をいたしております。

ただこういった時代に当たって、それでは四日市市はどういう方向へ向かって行こうとしておるのか、あるいはこの不況克服に対して市としてどういう対策を持っておるのかということでございますけれども、国と違いまして地方自治体というものは、そこに入ってきます税源、収入源というものを、そう自分勝手にふやしたり抑えたりというわけにはまいらないわけでございますので、やはり短期的に見てどうこうするということは、その地方自治体だけで考えるわけにはまいらないと、やはり私はかなり長期的な施策というものについて考えるべきではないだろうかと思っておるのでございます。その意味におきましては、先ほど生川議員のご質問にもお答えをいたしましたが、やはり四日市が今日まで歩いてきた歴史というものは無視するわけにはいかない。この歴史を踏まえて今後の発展というものを考えていくべきではないだろうかと。もちろん、その間に従来の政策の面で誤りがなかったということは言えないのでございまして、それはすでに四十七年の公害裁判で地方行政のあり方について司法当局から批判を受けておるという事実を踏まえて考えれば、私どもは率直にその批判を受け入れて態勢を立て直すべきは立て直してまいらねばならないかというふうに考えておるのでございまして、私は長期的な地域経済の進展、発展というものについては、われわれ市民がみずからの力で解決をしていくべきであるし、そのためには先ほども申し上げましたが、市民の間のコミュニケーションというものを十分とれる方策を講ずるべきではないだろうかと思っておるのでございます。そういった意味で、私は地域社会づくりということをまず第一番目の問題として考えておるのでございますので、その点についてご理解をいただきたいと思います。

対話と調和ということを言ったのは、対話を積み重ねることによって調和が出てくるということを申し上げたんでございます。

家賃の問題で、いろいろご指摘を賜りましたが、この点については、議案の内容にも触れるかというふうに思いますので、私はご意見として承っておきたいと思います。

それから、さらに現在の企業倒産がどうなっておるかということでございますが、このわが国の産業の業種の中には、非常に操業率の低い産業が相当多く見られるわけでございます。特に構造不況業種ということになりますと、需要の急落ということに伴って過剰設備を抱えておる産業、あるいはエネルギー価格が非常に高騰することによってコスト上昇をもたらした産業、さらには円相場の上昇や国際的不況の影響を受けている産業など、構造的な不況の影響により経営は大変厳しい環境を迎えておるのでございまして、当市におきましても繊維、工作機械あるいは化学肥料、塩化ビニール、造船、砂糖などがそれらの業種に当たるのでございます。ちなみに、本市の市内の昨年一年間の一千万円以上の倒産件数は四十四件ございました。総額で二百三十九億千六百万円ということになります。対前年度比で件数にして一〇四・八%、負債額では四一三・六%というような増加を示しておるのでございます。失業者が年

々増加の傾向にあるということも、特に議論をする必要がないくらいはっきりしておりました。雇用の状況を見てみますと、四十八年を一〇〇といたしまして、新規求人は、四十八年の一〇〇に対しまして五十二年度は三一というふうな指数になっております。これに反しまして、新規の求職が、四十八年の一〇〇に対しまして五十二年は一五〇ということになっております。有効求人が四十八年の一〇〇に対して五十二年は二一という形、有効求職は逆に五十二年が二四三ということになり、しかも中高年層においては三三二というふうになっております。失業者数も四十八年の月平均を一〇〇といたしますと、五十二年は三三八ということで、こういう数字が出ておりますので、今日四日市の経済情勢、大変厳しいものがあろうかというふうに思うのでございます。

ご指摘のありましたように、特に中高年層の失業者をどう救済していくかということについては、大変むずかしい問題でございまして、市役所がその事業を市役所の事業としてやるというわけにはまいらないというふうに思うのでございまして、十分関係機関と調整をとりながら雇用対策を進めてまいるようにいたさねばならないかと思いますけれども、要は、やはりそれぞれの企業の操業率をさしあたっては上げてもらうように、種々な面でバックアップをすることが一番大切ではなかろうかというふうに理解をいたしております次第でございます。

なお、サラリーマン金融の問題でございますが、これは非常に大きな社会問題として全国各地でそういう問題が起きておるということは、マスコミ等を通じて私どもも十分承知をいたしておるのでございます。労金のお話が出ましたが、特にこの問題について今日私は労金の方々とお話し合いをしたという実績はございません。したがいまして、この点はよく研究をしまして、どうすればタイアップできるかということについて研究をしてみたいというふうに思う次第でございます。

なお、零細企業に対しまする融資条件の緩和、貸し付け枠の拡大等の問題が具体的にご指摘を賜ったわけでございますけれども、やはり制度上の融資ということになりますと、ある程度の制限がつきますことはやむを得ないことではないだろうかというふうに思う次第でございます。したがって、こういう制度がありますぞということを市民の方々に十分周知徹底をするということは、私どもに与えられた課題ではなかろうかというふうに考えておりまして、その面について今後努力をしてまいりたいと、なおこういう不況、あるいは円高不況によります企業の緊急融資、あるいはそれに対しまする利子補給等については、予算の面で配慮をいたしておりますので、十分ご審議を賜りたいというふうに思う次第でございます。なお、それでも不足がするという緊急事態に対しましては、それなりの対応策を講ずることができるというふうに考えておるのでございます。

以上、具体的な問題につきましては、議案質疑との関係もあってお答えしにくい面もございましたが、概略私の考えを申し上げまして、お答えにかえさしていただきます。

○議長（大谷喜正君）　出井　博君。

〔出井　博君登壇〕

○出井　博君　新年度の予算審議に当たりまして、革新クラブを代表して質問をさしていただきます。

お尋ねする視点は、第一に五十三年度予算案と今日的市民要求との結合性について。第二には、諸施策の先取り、選択性、合理性について。第三に、財政運営の健全化と今後の財政展望について。第四に、新年度諸施策及び諸事業と第二次総合計画との結び付きについて等々であります。

以上の観点から会派としての考え方なり所感を申し上げ、幾つかの問題提起とともに、理事者側の考え方を伺いたいと思います。意のあるところをおくみ取りの上、率直なご見解を賜りたいと思います。

まず、市長の所信を伺って私どもが率直に感じますことは、一向に浮上の気配すら感じさせない深刻な経済不況の中で、山積する諸課題への対応に勇気を持って当たっていただいたという実感であります。基本的には、財政硬直化の進行を懸念しつつ、あえて国の施策である公共事業優先の予算配置を施行されたところに新年度予算編成の苦しみと特色があるように思われるのでございます。同時に、加藤市政が二年目を迎えた今日、その特色づくり、加藤カラーを何とか打ち出そうとなさった努力は一面で認めざるを得ませんし、あわせて厳しさを乗り越えて前向きな編成を模索された基本姿勢は評価しておきたいと思います。しかし、見方によっては、山積する市民要求を無難に集約された内容と受けとめることもできるのでございまして、多くの諸事業が継続性を有しまして、新年度が第二次総合計画草案づくりの年ともなれば、一次総合計画消化の命題があるにせよ、予算的に多少の無理が生じているきらいは否めないと思います。ことに昨今の情勢の厳しさを考え見るとき、財政的余力という点で、今後の展望に一抹の不安を覚えるのであります。数年来の長期不況は言うに及ばず、昨年来の円高不安の進行、かてて加えて日米経済戦争に発展しかねない現下の情勢の中で、実現性が危惧される七%成長の確約など、日本経済の進路はその見通しの厳しさとともにまことに暗い一面が浮き彫りにされるとき、産業基盤の大きい本市の性格付けから見て不安がつのります。政治の混迷はもとより、流動性の激しい世界の趨勢から、しっかりした展望掌握が困難としても、今日自治体行政が直面している最大の課題、つまり財政危機を乗り越えていくための確固たる行政基盤を提示してほしかったと思います。これが側面として、市長は不況克服に至る積極的経営対応をそれぞれに求めていくと述べておられますが、ピーク時の半分にも満たない仕事量の現状にあえぐ中小企業の実態から、短期間の立ち直りはおろか、むしろ一年後の危機感をぬぐい去ることができないのであります。先進国はもとより、後進国からも世界経済に果たすべき日本の役割が問われ、かつまた厳しい日ソ、日中の今後を思うとき、今日のそれは容易ならざる実態と受けとめております。あ

る面で市長自身が心の豊かさに根差す方向の重要性を指摘されていることは、時局柄はもとより、これからの行政の方向づけの一環として要を得た発想として受けとめますが、これが具現のかてとなり得る全体の構成、流れを展望するとき、必ずしも行政対応に選択性、合理性が十分に探求されたとは言えない面が散見されるのでございます。新年度に検討される第二次総合計画草案を、名実ともに市民の合意で作成し、五十四年度より実践していくとなれば、なおさらそれにふさわしい姿勢が明記されなければならないと考えます。

さて、そこでわれわれが一番待ち望んでいるのは、何と申しましても日常生活に直結する景気の回復であります。かてて加えて経済不安による日常生活の混乱を抑し人心を動揺させないための政治づくり、つまり意識の構造と価値観の多様化に対応し得る自治行政の確立を推し進めることであります。それがかなめともいう地方自治体自身の財政運営には、高度成長の時代にならされた安易な財政運営を排し、よりシビアに展開されねばと存じます。

もっとも、地方自治は地域住民の生活や福祉に直接かかわりのある仕事が多いだけに、安定的な自主財源の保証がなくなりますと、行政の安定が失われ、ひいてはじっくり落ちついてふるさとづくりといった長期的、計画的な事業に取り組む意欲が損なわれることも考えられます。なかんずく一九・七八の伸びを見込んだ相当大型の予算だけに、各部門としても準備も大変なことであろうと思います。このままいりますと、すでに指摘されておりますように、技術職員の不足、設計のおくれ、完成時期のおくれと数多くの不安材料が出てくるように思われます。何と言っても不況対策という大義名分があるのですから、予算消化をおくらせるわけにもまいらないと思います。こうした背景を踏まえ、市長のこれまでの行政対応を拝察いたしますと、弱者対策等個々的には評価されるべきところも多いのでありますが、厳しい時代の対応への確たるビジョンづくりにより、一層意を注がれることを重ねて要望し、以下具体的にお尋ねをいたしたいと思います。

まず第一点目は、多くの市民要求にこたえ、住みよい町づくりをしていくことに関連してお尋ねをいたします。

さきにも触れたとおり、新年度予算配置は素人目にはすきのない内容でありますが、総合的な四日市の都市づくりを想像するとき、そのことの方向づけがさらに一層具体的に明記されなければならないと思います。治水行政等に代表される都市づくりの指標は、市民の願望として考慮の跡がうかがいしれるのでありますが、私どもがかって指摘してまいりました工業圏、商業圏、住居圏の整備に根差す都市の再開発と整備に弱さを感じております。とりわけ今後の経済運営を考える場合、昭和五十年代前期計画の見直しは不可欠であり、この際地方自治体は自治体なりに新しい経済計画の策定が必要ではないでしょうか。古い産業構造、企業体質を根源から改造していくための一助として、都市の再開発に代表される社会資本への投資は、新しい発想に基づく都市づくり、町づくりの基本と言えるのであります。そうした観点から、都市の再開発と諸環境整備が一段と追求されねばと存じますし、意識的な面からも、社会教育の充実に根差す豊かな市民意識を育てる配慮がほしいように思います。このことに対する市長の見解をお伺いするわけでございます。

第二点目は、行政施策の創造、先取り、選択性、合理性についてであります。今日的趨勢から、行財政調査会の答申のそしゃく、さらには地域問題調査会の検討経過を踏まえ、その必要性が多面的にとられていることは、私どもも十分理解しているところであります。しかし、五十三年度予算基調に見る限り、これが施策の反映は十分とは言えないようです。地区市民センター構想やスポーツ振興など、目新しい施策もないではありませんが、全体として創造性、選択性、合理性を見出せる側面が少ないのはどうしたものでしょう。行政基盤を選択していくことは確かにむずかしいことでありますが、今後の厳しい局面を思うとき、それが追求に一味ほしかったと思うのは私どもだけでしょうか。この点についての見解をお尋ねいたします。

第三点目は、今後予算案と今後の財政展望についてであります。さきにも触れたように、厳しい中で思い切って編成された基本姿勢を評価していたしておりますが、複雑な市民要求を背に、次年度以降の新たな町づくりを思うとき、財政的にどのような見通しを持ち得るか明らかにしてほしいと思います。先行き不安下の市税の落ち込み、義務的経費の増大、事業費の増大、さらには下水事業等生活関連事業の将来計画の消化、豊かな文化形成のための総合福祉会館構想、市債の償還増大、扶助費の増大など避けて通れない諸課題の今後を思うとき、本市独自の財政対策、国、県への積極的対応は不可欠であります。この点はすでに大筋について触れていただいておりますが、その具現性のむずかしさを踏まえ、この点に対する市長の見解はいかなるものでございましょう。あわせ、新年度の市税は最終的にどの辺までもくろんでいられるのか伺っておきたいと思います。

第四点目は、今時予算配置を踏まえ、次年度からの第二次総合計画との関連を伺っておきたいと思います。

その観点は、見直しに対する基本的考え方はいかなものか。

次に、最終年度分を含む第一次総合計画をどのように総括なされるのか。

その三は、草案づくりに対する民意の反映についてですが、市長は市政懇話会を基盤に考えられているようでありますが、民意の反映の前段に求める起草についてお触れいただきたいと思います。

総合基本計画の進捗については、前段にてお答えがございましたので、そのように理解さしていただきますが、効果と密度のあることを望んでおきます。

第五点目は、地区市民センター構想についてであります。すでに考え方の提示はいただいておりますが、全市的に見たそれが見通しをお尋ねしておきたいと思います。あわせ、地区市民センターの持つ基本的ポリシィーを再度伺いたいのでございます。

第六点目は、懸案事項のひとつとしてＹＫＫのその後についてお尋ねをするものであります。すでに議会論議も幾度か繰り返され、その解決が求められてきた内容ですが、余りにも日時がたち過ぎていると言わざるを得ませんにもかかわらず、いまだにそれが解決のための方向すら定かではないとは遺憾なことでございます。当事者にその意思があればすでに実現を見ていたのではないでしょうか。理屈が先行しているようにも思えますし、反面、市当局にも先方の言う要件を満たしていない背景があるのではないかと思われます。要は、確たる覚書が交わされていないことがその最たる障害であり、これをどうするかが解決のかぎと言えます。かくなる上は、現況に立脚して、正式覚書の締結を急がれるよう強く望むものであります。なお、これが覚書の締結に当たっては、次のことを明記されんことを申し添えたいと思います。

一つ、建設年度を明確にすること。二つ、工場規模は従来どおりを原則とすること。三つ、今日的状況には考慮を払わねばならないが、少なくても三年間程度の間に進めること。四つ、市は企業と協力して造成に当たること。五つ、造成後は市民に開放すること。六つ、三年後に至るも実現を見ないときは原価で買い戻すこと。七つ、その場合の活用については議会で話し合うこと。

以上を覚書として締結していただくように要望いたします。

第七点は、不況下における中小企業救済についてただしておきたいと思います。

この点については、先ほど小林議員からも質問がございましたが、ちょっと方向を変えてご質問をしたいと思います。

この点は、先日の説明で担当部長も触れられておりますが、とりわけ最近の趨勢から経営難に陥っている中小企業、特に大型企業倒産の影響を受けている業者に対し、納税緩和等の救済措置がとれないものかどうか。その範囲としては国会でも論議されているように、政府指定の特定指定業種、特に構造不況業種十二種類、一般不況業種百二種類を対象にしたものとして、それが窓口として、仮称不況中小企業納税相談所の開設を含め、前向きに善処できないものかどうか伺っておきたいと思います。

第八点目は、住宅行政について。住宅に困窮する低所得者層の市民に対し、生活の安定と社会福祉に寄与するため、年々公営住宅の建設が進められております。また、老朽度の高い木造住宅の既設公営住宅団地の見直しのため、既設市営住宅活用計画が策定され、今後の市営住宅の総合的な運営管理が図られようとしております。地方自治体の負担を軽減し、安い公営住宅の建設を促進するために、老朽木造住宅の中層化への建てかえを進めるとともに、入居者のライフサイクルに適応した各種用途に適応する住宅を建設し、既存のものについてもそれに準じて改造してはどうかと、公営住宅の建設、改造に当たっては地域の事情に応じた母子家庭用、老人用、身障者用等の福祉住宅の確保はもとより、過疎化対策として公共施設を活用のために住宅配置を考えることにより、住民Ｕターン化を図ることも一案ではないか。

以上の諸点について市長のお考えを伺いたいと思います。なお、このたびの値上げについてもいろいろの問題を投げかけておりますが、公営住宅行政の甘さを露呈した一面は否定できないと思います。今回の、それについて触れるなら、提案の大筋はその実態からやむを得ないものと考えますが、さらにさらに徹底した話し合いを行い、きめの細かい対応に一考されんことを希望するものであります。

第九点目は、サラリーマン金融についてお尋ねします。

最近の世相はいろいろの悲劇が多い。その一つにサラリーマン金融があります。主婦、サラリーマンなどの間で問題となり政府も規制強化に乗り出そうとしております。いまサラ金からお金を借りますと、日歩二十五銭から三十銭

の高利の利息を取られます。年利に換算しますと、何と九一・二五％から一〇九・五八％で、元金とほぼ同額かそれ以上の利息を取られるのです。消費者金融とは無担保、保証人なしで人を限定せずに消費者に融資することで、言うなれば個人の信用を最大の担保とする融資制度のことで、それが現在では銀行から庶民に直接でなく高利のサラ金を経由して借りることになります。銀行は庶民から安い利子で金を集めて、その資金が高い利息で庶民に還流しているとなると、割り切れない気持ちを持つ人も多いのではないでしょうか。そこで、臨時出費の医療費、婚姻、出産、葬祭及び生活維持に必要な生活つなぎ資金として、市内に居住する給与所得者を対象に、一人十万円程度を限度で、安心して利用してできる低利の生活つなぎ資金融資制度というようなものを設けていただくお考えはないでしょうか、お聞かせ願いたいと思う次第であります。

以上、大変長くなりましたが、ご答弁の方は時間の都合もあると思いますので、要点のみよろしくお願いをいたしまして、革新クラブの代表質問を終わります。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午後三時二十分休憩

午後三時三十一分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　まず第一番目の、総合的な都市づくりについてということに対しまして、若干考えていることを申し上げたいと思います。

昨年の一月議会で市長就任をいたしました当時、所信表明の中で、行政運営の基本的な姿勢として、対話と調和のある地域社会づくりを進めるということを申し上げ、四つの柱を立てまして、それを実現するための基本構想総合計画の推進ということを申し上げたのでございます。これは、もともと人間尊重という基本理念に基づいて、福祉都市四日市を計画的に建設をするという方途を述べたつもりでございまして、わが国の戦後の都市づくりに関しまして、地域政策はあっても都市政策がないということがよく言われるわけでございます。そこで、基本理念に基づいた都市づくりのための合理的な施策体系の構成というものが都市政策ではないかというふうに思っておりまして、これを現実に具体化することについてその優先順位、手段、実施時期等を市民要望に適切にこたえ得るよう実行に移してまいることが重要ではないかというふうに思います。ただ、こういった施策を要望に対応できるようにとは申すものの、結局は計画的に進めていくということが最も必要なことで、その時々に応じて場当たり的な実施をいたしてまいるというわけにはまいらないというふうに思うのでございます。で、新しく計画の策定に当たりましては、現行の計画策定時と非常に異なった経済環境が今日あるわけでございまして、しかもその状態というものがここしばらくは続くであろうという予測がされておりますし、市民意識の変革ということもあります。したがって、今後の四日市市のあるべき姿というものを現実に求めるためには、これまでの基本構想の見直しということは必要だというふうに思いますし、見直しに当たっては、広く市民の方々のご意見を参考にする必要があるというふうに考える次第でございます。もちろんその市民のご意見を参考にさしていただくと申しますよりは、実は市民参加でというふうに持っていくことができるならば本当は一番よろしいんではないかというふうに思っとりますが、まず、市政懇話会という会議をつくりまして、多くの皆さん方の自由な討論をしていただくと、さらにアンケート調査をやるなり、あるいはまた二十八

地域ございますけれども、それぞれの地域との対話を私ども自身が深めていくというような方策も講じながら、この新しい構想づくりを進めていきたいというふうに考えているのでございまして、この点については、けさほど前川議員あるいは生川議員のご質問にお答えをしたとおりでございます。そういったようなことを考えておりますので、どうぞ何分のご教示あるいはご鞭撻を賜りたいことをお願い申しておきます。

それから、都市の再開発について、町づくりの面でご意見がございました。再開発の実際の予算の編成が少ないじゃないかということでございました。この点につきましては、ご指摘をこうむったとおりでございまして、私自身も再開発事業をできるだけ進めてまいるのがよろしいかというふうに思いますけれども、これは現在の法律をもとにして考えますと、どうしても関係の権利者の方々の八〇％以上の賛成がないと実施ができないという制約がございます。したがいまして、再開発ということについては、私どもも十分市民の方々とお話し合いをさしていただかなければなりませんが、今日の社会情勢をいろいろ考えてみますと、行政指導型という形では、私はなかなか困難ではないだろうかというふうに思っておるのでございます。この点についてはさらに一層努力をしてまいりたいと、そう思う次第でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、行財政調査会なりあるいは地域問題調査会なりという調査会をせっかくやっておりながら、そこで出された答申についての具体化が非常に少ないではないかというご指摘をこうむったのでございます。この行財政調査会にいたしましても、地域問題調査会にいたしましても、根本的な四日市の市政そのものについての考え方の見直しをやっておるわけでございますので、答申全部をたった一年くらいで実施に移すということはなかなか困難でございます。私どもは十分この答申の骨子というものを踏まえながら、常にそのことを頭に置いてすべてに対処してまいる必要があろうかと思いますので、今後ともそういうつもりで行政運営をしてまいりたいと考えておりますので、よろし

くご指導をお願いいたしたいと思います。

それから、財源対策、今後の財源対策についてご質問がございました。厳しい財政状況が続くというふうに思っておりますが、その対策といたしましては、宇治田議員にお答えをいたしましたように、制度の改正をはじめといたしまして、あらゆる対策について努力をいたしたいと思っております。特に、全国市長会あるいは全国議長会にもお願いをいたしまして、中央に対する働きかけというものを活発にやっていくことが、この際きわめて必要なことではないだろうかと思っておる次第でございます。

それから、五十三年度の市税収入の最終見込額でございますが、議案の提案理由の説明書の中で、ほとんど最終見込額に近い額を計上したということを申し上げました。現段階では大変厳しい見方になっております。まあ大体、最終見込み百七十五億ぐらいではないだろうかと、よく伸びて三億程度になるんではないだろうかというふうに現在の段階では見ております。

それから、地区市民センター構想でございますが、この地区市民センター構想というのは、地域社会づくりの当面の施策といたしまして、まず、この要綱を策定する必要があろうかというふうに考えております。これは地域問題調査会の答申を受けて、地域社会づくりの構想といいますか、要綱といったものをまず策定する必要があろうかと思います。地区市民センターの構想というのは地域の環境整備、それから地域の振興、さらに地域の接点の役割、行政側と地域との接点というふうにも考えておるのでございますが、もう一つこの公民館の仕事と、それから出張所の仕事と一体化をする必要がある。こういうことを考えておるのでございまして、それにはやはりそれなりの人員配置も当然に必要でございます。公民館主事、あるいは社会教育主事の資格を持っておる人たちが、それぞれのセンターに配置をされることが一番必要でございますし、館長は、これらの人を総合的に把握のできるような人をそこへ配置をす

る必要があろうかというふうに思っております。さらに五十三年度におきましては、四カ所程度の地区を選定いたしまして施行をいたしたいというふうに思っておる次第でございますけれども、その施行に当たりましては、やはり職員の研修強化ということが必要ではないだろうかと思います。地区の状況等を見定めますとともに、業務量等を勘案して適正な人員配置を行ってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、ＹＫＫの問題で、これはずいぶん長い間の懸案事項となっておりますし、昨年の坂口議員のご質問であったかと記憶いたしておりますが、私がお答えをいたしまして、私みずからＹＫＫの社長と会って十分折衝をしてめどをつけたいということを申し上げて、その後私は二回私自身が社長にお目にかかってお話し合いをさせていただきました。その結果はっきりしてまいりましたことは、ＹＫＫとしては、あの土地はどうしても自分のとこの工場敷地として必要な土地であるということを強く言っておりまして、できれば早くあそこへ工場を立地いたしたいと、ただ残念ながら今日まで計画当初に約束をしてもらった条件全部が整備をされていない、特に四敦道路の整備ということを強く主張されておりました。四敦道路が現在計画をされておりますとおりに整備を終わるというのは、やはりこれは県の主要地方道でございますので、なかなか早期には困難ではないだろうかと思います。ただ今日の状況で言えば、必ずしも四敦道路が全面的に整備をされるというところまでいかなくても、あの土地の活用というものは十分考えられ得るというふうに思っておりましたし、私もそういうような話を社長ともいたして、その後事務的にひとつ話を詰めようじゃないかということになって開発申請を出す、どういう形で出すかというようなことについて協議が進められて検討をされておるというふうに聞いておるのでございます。ただ今日、サッシ業界というものが大変な不況の影響をこうむっておりまして、なかなかこの業界の中でも、大変緊急な事態の発生が予測をされておるが、そういう影響をＹＫＫ自身も強く受けております。しかし、それでも将来に備えて設備投資というものを続けておると、したがって地元との親愛感が確保され、条件が整備されれば進出はぜひしたいんだと、ただ今日の段階では熊本の工場の方に手をつけておるんで、それが先、終わってからにしてほしいと、それから、いきなり当初考えておったような規模での工場建設をいきなりやるということについては無理があるんではないだろうかと、しかしいずれにしても形を変えてでも何らかの進出はいたしたいので、条件整備について早く努力をしてほしいというような要請があったのでございます。私の方といたしましても、いつまでも放置をしておくというのは非常に不本意でありますので、できないならできないということで、こちらとしては対応をしなければならぬと思っておるという意思表示はいたしましたが、社長としては先ほど申しましたようなことを強く言っておりましたので、今後ともこの話についての詰めを十分行ってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それからその次に、中小企業の救済の問題でございますが、最近の経済情勢、もう私から申し上げるまでもなく大変な不況感が一般的に浸透をしております。国では公共事業をてこにしてひとつ景気浮揚を図ろうということで考えておるようですが、産業構造審議会の答申によりますと、業界の体質改善、独禁法に基づく生産調整カルテルなどを指導するほか、産業界全体として過剰設備を抱えてると、したがって、国の計画のもとにこれらの設備を処理するための構造不況法案が今日国会の方に提出をされておりますことはご承知のとおりだと推察を申し上げますが、一方で、円高対策法に基づいて為替変動対策緊急融資及び事業転換融資の貸付金利を引き下げるということのほか、税政面では繰り戻しによる還付制度について期間を前一年から前三年に拡大するなどの特別措置が講ぜられるというようなことで、いろいろな制度が制定をされております。市といたしましては、政府系の三公庫の緊急融資に対する活用をお願いし、さらに円高対策法に基づきましては、その利子補給についてもご提案を申し上げるというようなことにいたしておりますことは、先日補足説明の際にお話し申し上げたとおりでございまして、輸出関連中小企業の経営安定に

努めたいというふうに思っておる次第でございます。

さらに、税の問題に関連をいたしまして、経営難に立ち向かった中小企業者に対する納税の緩和策、あるいはその相談をどうするかというご提案があったわけでございますが、事業の休止等によりまして、税の納付が困難となった納税者に対しましては、地方税法第十五条の規定に該当すると認めましたときは、納付の猶予、または分割納付の措置をとってまいりました。最近の不況低迷、円の外国為替相場の急激な高騰、それからその他厳しい環境等で徴税面からもこれらの影響で納付困難に至った納税者に対する措置については、格段の配慮を要するものだというふうに考えておる次第でございます。本年二月一日に自治省の税務局長は、円高関連中小企業者に対して納税の猶予、延納等の緩和制度のあることを周知徹底せるとともに、その活用を図ることなどを主とした趣旨の最近の経済事情のもとにおける納税の猶予等の措置についてという通達を出しております。したがいまして、この趣旨に沿うよう、一律の取り扱いは避けまして、納税者の実情に即した措置をとってまいりたいと考えておる次第でございます。で、この周知徹底については国税、県税とも協力をいたしまして、各種会合の積極的な利用、市広報への登載などによりまして行ってまいり、中小企業者に十分活用されるように配慮をしていきたいと考えておる次第でございます。

なお、納税相談所の開設については、本庁の収税課の窓口において現在ではおおむねその目的を達しているというふうに判断をいたしておりますが、今後の推移によっては、別途に窓口を設けて相談に応ずることも検討をいたしたいと思っておる次第でございます。

それから、第八番目の市営住宅の問題でございますが、福祉住宅あるいは特目住宅等の建設を進めてまいることは、確かにご指摘のありましたとおりきわめて重要な問題であると思います。それから、現在あります住宅の配置についても、取り壊しを行っておるところをそのまま放置をしておくというわけにもまいりませんし、それらの有用な活用

を図ってまいるという意味から、新しい住宅の建設、建て直しということを考えてまいる必要があろうかと思います。

それから、ご指摘のありました、いろいろなその年代に応じて家族構成が変わってまいりますが、そういったものについての対応というご提案があったようでございますが、これは市営住宅、その市営住宅ということでの建設ということになりますと、建設省の方の指導もございますので、十分検討をさせていただきたいと思っておるのでございます。総合計画の中で五十三年度までの五カ年間に約五百戸を計画いたしましたが、当初計画の中では考えていなかった住環境整備のための集会場でございますとか、あるいは公園でございますとか、そういうものの増設を行った関係もございまして、戸数は六十戸ばかり減少をしておりますが、全体的にはおおむね計画どおり進捗をしておるものだというふうに考えております。

それから、家賃の値上げにつきましては、けさほど来ずっとご質問が出ておるわけでございます。若干この値上げについての時期の問題で万全であったかどうかということに対しましては、私も反省をいたしておるのでございますけれども、今日の経済情勢等を考えてやむを得ない対策ではなかろうかというふうに思っております。できるだけきめ細かい対応ということで、各団地につきまして説明会を行ってまいっておると、それぞれの団地におきまするご意見というものは詳細に私も聞いております。したがいまして、今議会を通じていろいろとご議論を賜ることであろうというふうに思いますので、よく考えてみたいと思っております。

それから最後に、サラリーマン金融の問題でございますが、サラリーマン金融を取り巻く環境というもの、あるいは非常に悲惨な問題が発生をしておるのは大変残念でございますが、このサラリーマン金融というのはきわめて簡単に開業、営業ができるという届け出制度になっておるのでございまして、こういったことから、現在全国で約十六万軒、三重県下では二千百五十七軒、四日市市内で四百六十六軒の業者が届け出をいたしております。無届の業者につ

いては非常に把握困難でございますけれども、大変多くの数の業者があるということでございまして、罰則の対象となります日歩三十銭以下の、日歩二十五銭から二十九銭の高利ということが通常のようでございます。利用者は身分証明書等で手軽に借り入れができることもあって、雪だるま式になっていって返済に困るというケースが大部分のようでございます。こういうような現状を踏まえまして、国の方では大蔵省、法務省、自治省等の関係省庁による連絡協議会を設けて行政指導のあり方、法改正の可否を内容といたしました対策の検討を行っておるのでございます。大蔵省は五十三年三月八日に、全国銀行協会、生命保険協会等金融機関の代表を呼びまして、高利の貸し付けや暴力的取り立てなど、社会的批判を受けているサラリーマン金融会社に対する融資は厳に自粛してほしいとの要請をいたしました。近く全国で十六万軒と言われるサラリーマン金融を含めました貸金業者の資金量、金利の現状など実態調査を実施する計画を進めておるようでございます。三重県の方では、庶民金融業協会会員数百四十六名との連絡を従来よりも密にしまして、相互のコミュニケーションを図る一方、サラリーマン金融利用者の相談を実施いたしておりますが、本市におきましても、無計画な借金というものは避けるよう、サラリーマン金融を利用されている方に対しまして、取り立て時の脅迫まがいの行為は警察へ連絡をする、あるいは家計の破綻した人は地方裁判所四日市支部へ調定手続の相談をするよう、機会あるごとに啓発を推し進めているほか、今後も一般消費者を対象にサラリーマン金融に関する講演会等を開催しまして、三重県のキャンペーンによるサラリーマン金融利用者の臨時相談所を開設する予定になっておるのでございますが、ご提案のありましたつなぎ融資制度については、よく実態も調べた上で検討をさしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君　私は公明党を代表いたしまして、通告のとおり順を追って質問いたします。

第一は、昭和五十三年度の当初予算についてお尋ねいたします。

不況対策として公共事業を大々的に国がふやす予算となろうかと思います。今回の公共事業の伸び率は三四・五％であります。公共事業の三〇％が国の直轄事業で、残りの七〇％が地方分担となっておるのであります。地方公共団体へのしわ寄せはそれがゆえに大きいのでありますが、この裏負担のうち、九五％は地方債で賄うという状態が多いのでございます。この点からも、大幅拡大が地方公共団体に寄せられ、財政負担などのしわ寄せは大きいのであります。そこで裏負担をどのように消化されるのか、あるいは政府資金なのか、金融公庫債なのか、民間資金なのか、いずれを選ばれたのか、五十三年度どうしていこうとされるのかお伺いしたいのであります。

それから、公共投資の大幅な増加はいま取り上げた裏負担に対しての消化能力があるかないかの問題のほかに、種々の工事上の問題で、たとえば工事量が工事能力の追いつかない状態になるおそれが出ていることであると、特に山間等においては工事の設計、竣工さえも支障を来すおそれがあるのではないかと心配されております。また、一方では建設資材の値上りが予想され、計画工事量を減少させなければならないというような問題が出てこないか、また、工事費の六〇％は土地代に取られ、または、用地取得費に加えるということもあって、景気の回復へは期待が持てないのではないかと思います。その点どのように理解されているのかお伺いしたいのであります。

次に、このような大量の公共事業の実施には、必ず住民とのトラブルが生じるおそれがあります。たとえば道路排水とか衛生施設を行う場合に、総論としては皆が必要を認めておりますが、各論としては自分の地域にはこのような

ものは要らないということで、工事の消化に支障を来しているのではないかと思います。いわゆる地区のエゴでございます。これは現実に起きております。このトラブルをどのように回復していくのか、これは大きな問題でありますので、その点対処の仕方をお伺いしたいと思います。たとえば雨池の都市下水の場合、第二幹線の進捗状態、これはなかなかいかないのもその点であります。それから、西浦地域における区画整理上においてもこの問題があると思うんです。

次に、人件費の問題でありますが、現在の地方公共団体の運営で、目立っているのは人件費の増高であります。予算中に占める人件費の率が大きく、そのため圧縮が要求されております。節減を要求されているのは人件費ばかりでなく、公債費、扶助費にも及んでおります。扶助費の増高に対して福祉の先取りをやめさせようという動きも出ております。極論すれば福祉国家の道を閉ざすことを警戒せねばならないと思います。そこで、この人件費の問題についてお尋ねいたしますが、次の四点をお願いいたします。

一つは、人件費についてどのように今後は考えておられるのか、これが第一点であります。二つ目は、欠員補充などの手は打っているのか、いないのか。三番目は、臨時職員の数が急増していないのか、いるのか。また四番目として、臨時職員を正規の職員にはしないのか、この四点をお尋ねいたします。

次に第二番目として、米の生産調整についてお伺いいたします。

十日の部長説明で詳しく承りましたが、概略を知ることができましたが、細部にわたってお尋ねいたします。

一つは、生産調整に対する総合対策本部を設けて、有機的に、機動的に対処できるよう体制は整っているのか、また農協や農業改良普及員等の連絡協力体制はどうなっているのか、この点部長の説明にもありましたが、再度お伺いいたします。

二つ目は、自治体の予算で、独自の転作対象作物を拡大してはどうか、それに対し奨励金の上のせをする必要はないのか、それは用意があるのか。

三つ目は、その他転作を円滑に進められるよう自治体独自で転作作物を考えてみたり、流通消費対策を講じてはどうかと思うのであります。

四番目としては、市街化区域の水田における稲作転換の推進でありますが、ここでレクリエーション農園について、老人の農園とか、福祉農園とかいう型で行うとか、小中学校、あるいは団地自治会へ貸し付ける方法などいろいろ工夫した型で具体的に推進してみてはどうかと思うのであります。これは、米の消費拡大はわが国の食糧政策の上からも、また生産調整数量を縮小する意味からも、きわめて重要なことでありますから申し上げるのであります。

五つ目に、米飯給食について教育長は月二回実施をするとありましたが、これは国の助成も受けまして、市においてまた一層助成をして、月に二回と言わず回数をもう少しふやしてはどうかと思うのであります。

六つ目は、米食の罪悪説、たとえば米を食えば頭が悪くなるとか、または太り過ぎるとか、要するに米食についての正しい理解を深めるために施策を講ずるとか、米をおいしく食べる料理を普及させる努力を進めるべきではないかと思います。また、すでに一部においてはライスワインとか、ライスジュース等として米の新規用途に関する研究開発が進んでおるようでありますが、市としてはこうした新規用途のための研究開発、その普及に努めてはどうかと思うのであります。また、この点をよろしくご答弁を願います。

次に三番目として、教育問題について、特に青少年の非行防止についてお尋ねいたします。

一番目は、昨年一年間における小中学生の万引きはどれほどあったのか。

二つ目は、その主なる原因はどこにあったのか、おのおのの状態に異なると思いますが、共通点でよろしいからお

聞かせを願いたい。

三番目に、今後の防止対策としてどのように考えておられるのかお願いいたします。

ここで、ある少年雑誌の調査によりますと、少年四人に一人が自殺を考えたと、こういうのです。Aとしては自殺を考えた、Bの人は自殺の方法を考えた、Cは自殺を準備したというような統計も出ております。この問題はどう考えてよいのか。すくすく成長してきた子供が、ある日突然みずからの命を断ってしまう。この悲しい出来事は最近ますます低齢化して、ついにはあどけない小学生までその波にのまれようとしているのであります。また、ある別の調査によれば中学生、高校生の五二・四%が家出を考えた。なぜこのような悲劇が続発するのだろうか、なくなった子供に問い詰める気持ちはないが、世の大人たちの合掌する心でこの問題を深く考えねばならないと思うのであります。その悲劇の根っこに少しでも光を当てて、その防止に力を注ぐべきであると思います。だから万引が序の口にエスカレートして、こういうような悲劇を起こすことにもなりかねないのでありますから、この万引きについて私は数を知りたいのであります。

次に、四番目に公害対策についてでございますが、特に公害対策協力財団についてお伺いいたします。

昨年の十二月の議会におきましては、三輪助役は、昭和四十八年九月四日に四日市市公害対策協力財団が成立されまして、給付事業を実施してきたと、四十九年の九月の公害健康被害補償法の施行と同時に、財団の寄付行為が一部変更されたと、この事業の実施時期については、昭和五十三年三月三十一日と定められております。事業の実施期間以後については、財団と認可の権限を持っている主務官庁である県当局と今後ともよく連絡を密にして、主として患者に対してそごを来さないように慎重に対処していきたいと言っております。また、市長の答弁では、三月以降患者対策にマイナスになることのないように、県の方と現在の段階で事務的に詰めておりますと、いましばらくどうするかということについては、具体的な答弁を保留さしていただきたいと答弁しておられます。先ほどの市長、助役の答弁もいろいろありましたが、あるいは一時金交渉とか、いろいろ新しい状態は聞かされたのでありますが、結局はもとの十二月の振り出しに戻っているという感じがするのであります。また、市長は患者の代表とも会っておられますし、ゆえに詳しくは質問いたしませんが、具体的に三月以降どのように対処されるのかお伺いしたいのであります。

前川議員への答弁にありましたが、もとの振り出しに戻ったんだから、市としては財団にかかわるようなものを設けるのか、それとも一時金でこの問題を解決したいのか、その点をお伺いしたいと思います。

次に、五つ目として公営住宅の家賃の値上げについてお尋ねいたします。

この問題は、市長の説明にも、使用料と手数料におきましてはこれからの負担の適正化を図るため市営住宅使用料等の改定をすることといたしたいとあります。これを実施するに当りまして、関係自治会には説明会と、夜間利用をされて詳しく説明に回られたことは、深く感謝いたします。その結果部長、課長が説明会に行かれて、その住民の状態は市長はよく知っておられます。また、自治会長、自治会の代表とも会われましてその空気は十分ご承知と思いますが、市営住宅の中には母子家庭が非常に多いのであります。いわゆる弱者でありますが、そういう点からも考えてみて、かって値上げしてこなかったのをいま一度に五六%という値上げをするのでございます。そこで、私は二、三年がかりでいまの計画の線まで持っていってはどうか、また、国の公団の住宅のように九月まで据え置くか、いろいろと条件はあると思いますが、市長としてはどのように感じておられるのか、再度お伺いしたいと思います。前川議員の答弁にもありましたが、市長は今後ともよく考えるとありました。私はいろいろと、市長は譲歩してもらえると信じております。もし、当初の予算どおり実行するとなれば、相当の大きな問題を起こすのではないかと思いますから、この点よろしくお願いいたします。

六つ目は、道路行政についてお伺いいたします。

これは西日野と室山八王子町の地域に、これは風致地区に指定されております。この中腹に比較的人家の少ないところに横断する道路をつけてはどうかと思うのであります。これは台風時の災害対策にも、また地震等においても、特に火災のときなど緊急のときなど消防車が入らないと大変だと思います。この問題は、三、四年前私が取り上げて横道をつけたらどうかと、その当時いまの産業部長が土木部長でありました。そのときには、あそこは風致地区だからつけられませんというような答弁を記憶しております。風致地区というのは、これは公園が多いのでございます。だから風致地区にふさわしい道路計画はあるのかないのかお伺いしたいと思います。

二つ目は、これは小さいことでありますが、小古曽の東の地点であります。ちょうど河原田の手前でありますが、あそこに旧街道があります。代表的なのは一志木材があそこにあります。東海道ですが、追分の方から入りまして一志木材の付近までは舗装してあるんです。その次の砂利屋の付近になっては道路が舗装してない、だから砂利屋は自分のかどのように使っております。これはまずいんじゃないかと思いますが、聞くところによりますと、それは松島さん舗装するように準備しとりますと言うたけども、これは早く舗装してもらいたい。あれまずいです。砂利屋さんに市の当局が譲歩したのかということになりますから、これは舗装していただきたい。特にあそこには水害もありまして、側溝の面もよく考えて舗装していただきたいと思います。

以上、六点についてお尋ねいたしますが、市長さんの要、略、広とのわきまえてご答弁をお願いいたします。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午後四時二十六分休憩

午後四時三十七分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　お答えをいたします。

まず最初に、地方債の関係について申し上げますと、国の地方財政計画及び地方債計画の方向を考慮しながら、各種事業のうち適債事業を選択いたしまして、総額五十二億三千八百六十万円を計上しておるのでございます。これは前年度当初に比較をいたしますと、四六・八％の増加ということになりまして、その増加額の主なものは、都市下水路の整備事業が十三億五千六百二十万円、教育施設関係の事業が二億四千百八十万円ということでありまして、今後年度中において増加見込みを加えました五十三年度の残高は約二百四十二億ということになる見込みでございまして、これら事業資金の充当率につきましては、公共事業は高率充当がなされる見込みでございます。都市計画事業はおおむね八〇％、その他の公共事業は九五％、また単独事業におきましては、臨時道路整備事業が一〇〇％、その他は事業によりまして違いますが、七〇から七五％を計上いたしておるのでございます。その資金区分につきましては、資金運用部資金、簡易保険積立金、年金積立金等の政府資金と銀行、各種共済組合、損害保険会社、関係企業等民間資金に分れておりまして、五十二年度末における構成比は政府資金が約七二％、民間資金が二八％となる見込みでございます。また、資金レートにつきましては、発行年度の金融情勢によって異なるわけですが、政府資金では六・三％から八％くらい、民間資金では五・七％から八、九％くらいというふうになっておるのでございます。

以上、地方債関係部分についてご答弁を申し上げました。

それから、五十三年度当初予算に関連をいたしまして工事の問題でございますが、建設省の五十三年度の使用建設資材の需要見通しによりますと、セメント、木材、砂利などは五十二年度需要見込みに対しまして、一〇ないし一五％増の伸びでございまして、過去最高でございました四十八年度の水準に回復する見込みでございます。鋼材は伸び率一二％を想定いたしておりますが、民間投資の低迷がございまして四十八年度の水準までには及ばないものだというふうに想定をいたしております。また、この需要量に対する供給につきましては、資材メーカーの生産能力から見まして相対的には供給不安はないというふうに考えておりますが、地域的、時期的に生産流通の両面でうまく合わない場合に逼迫をするという懸念が全くないわけではございませんので、その線についての監視を深めてまいりたいと存じます。さらに本市の材料費を含みました土木工事につきましては、国、県の基準指導を得て設計をしております。万一四十八年度のような全国的な資材不足、価格急騰が予想される事態が生じました場合には国、県から指示のあった、前回の場合は指示があったわけですが、今度の場合にもそういう指示があったときに他の公共団体の処理方法等も参考にいたしながら時宜に適した予算執行に留意をして、工事の円滑な完成に努めたいというふうに考えておるのでございます。建設省の方では、この資材不足や値上がり防止につきまして、地方公共工事施行対策協議会を設置しまして、資材自給対策に取り組む方針ということでございますけれども、本市におきましては絶えず動向に注意をしてまいりたいというふうに思います。

それから、用地取得については、道路その他公共施設の拡充に伴う用地取得費というのは、需用費の中で工事請負費とは区別をして別途に計上をいたしております。

買収単価については、国、県の需要費基準を見ながら工事価格あるいは不動産鑑定士の鑑定結果を参考にして決定をいたしております。

用地取得については、地価の問題もございます。それぞれ工事の重要性とその趣旨の説明を十分行って消費者のご理解を得ながら話し合いを進めて確定をいたしておる次第でございます。

それから、工事施行上のトラブル対策でございますけれども、着工前に十分地元の関係者の方々とのお話し合いをさしていただき、その趣旨や工法、工程等について事前にご理解とご協力を得るということがたてまえでございます。そういったことで事業を進めてまいらねばならないかと思いますけれども、国庫補助の関係等、国に申請を出すタイミングの問題もあって、そういうようなことがうまくかみ合ってない場合が全くないとは言えませんので、今後十分注意をして地元の方々との理解を得た上で事業の円滑な執行に当たりたいというふうに努力をしてまいる所存でございます。

次に、人件費についてでございますが、この人件費等義務的経費の総数が財政硬直化を招く原因となることのないようという配慮で、職員の効率的な配置及び能率、能力開発を軸とした行政水準の向上に努力をいたしておるのでございますが、まあ人件費の増高ということは、必要最小限度にとどめてまいりたいというふうに思っておる次第でございます。

それから、欠員補充についての考え方でございますが、職員の効率的配置の中で、必要な欠員補充については対応できるよう新年度において新規採用をいたしましたので、十分考えてまいりたいと思っております。さらに、臨時職員の数の増加でございますけれども、現在臨時職員を雇用しておりますのは、主として女子の産前産後の休暇、及び育児休業法に基づく休暇、それから長期にわたる病気療養にかかわる休暇、その他事業の実施に当たりまして一時的な必要が生じた場合に雇用をしているというのが実態でございます。時期によって多少の増減はございますが、特に最近増加しているというふうには考えておりません。やむを得ず必要なものについては臨時職員として雇用せざるを得ませんが、厳正にこれらの問

題については処理を、対応をしてまいりたいと思います。なお、正職員にする考えはないかということでございますが、現在の段階では全くそういう考えは持っておりませんのでご理解をいただきたいと思います。

次に、米の生産調整に関するご質問でございますが、四日市の配分の面積は三百三十ヘクタール、市内水田の約一〇%に当たるというわけでございます。米価を維持して、農家経済の安定を図るために転作の推進を図るということでございまして、この転作作物につきましては部長からご説明申し上げましたように、需要の動向に即した重点作物であります麦、大豆、主要作物を主体に行っておりますが、その他一般作物につきましては、植木あるいは花卉等の推進を図る、さらに北勢公設地方卸売市場の開設と関連をいたしまして、内部地区を中心に野菜の産地育成を図ってまいりたいというふうに考えておるのでございます。

それから、独自の奨励金の上積みについては考えておりませんが、推進対策費として百万円を計上いたしておるのでございます。

それから、市街化区域の貸し農園、レクリエーション農園は農地法上も認められておりますので、具体的に希望があれば相談に応じてまいりたいというふうに思っております。

米の消費拡大対策でございますけれども、米飯給食というものは、先ほど来お話のありましたように、五十三年度から実施の方針でございますし、米食推進を図るために県、市の主催によるお米の栄養と健康と題する講演会の開催を予定いたしております。なお、この転作の目標達成につきましては、農業委員会、農業協同組合役員より構成をいたしております農業生産推進協議会によりまして、現在未端農家に配分の作業を行ってもらっておるのでございます。

転作作物については、奨励金の高い先ほど申し上げましたようなものを重点に推進をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご協力のほどをお願いを申し上げたいと存じます。

教育問題で青少年の万引きについての実態でございますが、四日市南署の資料によりますと、五十年から五十二年までの各都市の補導少年の推移は、小学生が四十五名、三十八名、二十名と減少の傾向でございますけれども、中学生の方では百二十名、百三十名、百三十七名と増加をいたしております。五十二年の百三十七名には女子がそのうち四〇%、五十五名が含まれております。万引きの場所は百貨店あるいはセルフサービス方式のスーパー等が圧倒的に多く、これら少年のうち低学年には一部遊び型の犯行もあるようでございますけれども、大半はグループによる計画的な犯行でございまして、時間も下校時に多いことを指摘いたしております。これらの原因は個々によって違いますので、簡単に結論づけるわけにはまいりませんが、幼児から善悪のけじめを教育すべき家庭がその指導力を欠いていることも大きな原因の一つであるというふうに考えております。したがいまして非行化防止対策といたしましては、広い範囲で推進をする必要がありますので、行政面では学校における生活指導の徹底、家庭教育の振興を図りますとともに、家庭、地域との緊密な連絡を図りまして問題児童生徒の早期発見、指導に当たることも必要でございます。

学校教育においては、学習指導を強化して学業不振児をなくす一方、クラブ活動の中で若いエネルギーを発散させるという必要がありますし、そういうことを図りながら健全な青少年団体とも十分連絡をとって、その団体に児童生徒が参加するように指導をしてまいることも必要ではないかと思っております。いずれにいたしましても、この問題は市民の理解と協力に待つところが非常に大きいというふうに考えますし、関係団体との協調によりまして、全市的な運動が必要ではないかと思っておるのでございます。非行化防止というものは家庭、学校、地域、関係機関、関係団体が緊密に連携をいたしまして地域ぐるみで対処することが必要ではございます。私が地域社会づくりということを強調いたしておりますのも、こういった点に大きく関係があるところでございますので、ご理解とご支援等賜りたいというふうにお願いを申し上げておきます。

それから、公営住宅の問題については、先ほど来何遍もお答えを申し上げておりますので、省略をさしていただきます。

さらに、公害問題でございますけれども、これは別に十二月の時点に振り出しに戻ったわけではございません。患者の会と私との話し合いでは、私の方が最初提案をしたことよりもむしろ一時金によって解決をしたいという患者側の申し入れ、一時金による措置を財団に要請をしてほしいという患者側の申し出によりまして、財団に対しまして給付の継続にかわる適切なる救済方法となり、かつ一時金給付によって混乱を招くことのない諸条件が整うことを前提ということで、患者の会との話し合いを詰めて財団に対して行政指導をいたしたのでございます。財団はこれを受けて患者代表との交渉に入りまして、先ほど助役が詳しくご答弁を申し上げたとおりでございますが、九日に一時金として配分基準を定めて、個人口座に振り込むことを前提に五千万円を支払うということを財団が患者側に提示をいたしました。患者側から上積みの要求がございまして、十日に八千万円を支払うという回答をいたしました。患者の代表からこの回答案を患者全般に徹底したいので、十二日まで回答を保留したいという申し出があったのでございます。これを受けまして十二日に会合を持ったところ、一時金八千万円を個人ではなくて患者の会に欲しい、また額は三億五千万円にしてほしいと、健康回復事業の充実として保養所を建設してほしい、弔慰金の間差額の支給を継続してほしいという三点の要求が出されたのでございます。財団は患者の会への一時金支給及び弔慰金の間差支給の継続はできないということでこれを断わり、結局まあ交渉は成立しなかったのでございますが、このまま放置をいたしますと、財団はその寄付行為の規定によりまして、事業の実施期間を来る三月三十一日といたしておりますので、以降は休眠的な法人となるのでございます。財団法人は民法上自主解散もできるというふうになっておりますので、かかる事態になりますと患者に不利益をもたらすということになりますので、こういった情勢を踏まえまして、県とも十分協議

の上、対応してまいりたいというふうに存じておる次第でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

最後に、道路行政の問題でございますが、大変ご質問が具体的でありますので、むしろ土木部長からお答えを申し上げた方がよろしいかと思いますが、この東日野、西日野、室山八王子の旧市街地は、県道宮妻峡日永線が走っておりまして、これは唯一の幹線道路になっております。最近天白川の改修等に伴いまして道路拡幅がなされまして、しかし、町の中は大変人家が密集をいたしておりまして、狭隘な道路が非常に多いということで、必ずしも十分な整備がされた道路網であるとは言えないと思います。この解消のために背後丘陵地に幹線道路の新設計画はあるのかというご質問でございますが、現段階では具体的な構想計画は持っておりません。幹線道路だけでなくて、町内の支線道路と相まった整備が大切でございますけれども、この地域につきましてはああいう状況で家が建っておりますので、区画整理の事業を用いるということもひとつの手法ではないかと思います。ただ局部的には改良を行っておりますが、抜本的な解決ということになりますと大変むずかしい問題がありますので、なおよく研究をしてまいりたいと思っております。

それから、道路舗装について、先ほどご指摘のありました個所については、舗装することになっておるそうでございます。総合計画を基盤に市街化区域、調整区域内の人家連檐地区で市民からご要望の強い生活道路及び通学道路を重点に、地元自治会とご協議を申し上げまして実施をいたしておるのでございまして、先ほどご指摘のありました一部未舗装の個所がございますが、非常に重量物が通るということで、その工法については十分検討をして施行をする必要があるということでございます。

なお、同時に路面排水の側溝等についてもあわせてよく考えることにいたしたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　この際、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

加藤定男君。

〔加藤定男君登壇〕

○加藤定男君　私は、交友クラブを代表して、通告の順位に従い質問をいたします。

昨年三月、市長、就任第一回所信表明の中で、市政運営の基本的な姿勢と、具体的には人間尊重理念として対話と調和の地域社会づくり、五本の柱を打ち立てられました。基本構想総合計画の推進政策の代行として進めたいと市民にお約束いたされましたが、私は本議会で五十三年度の議案説明を承り、また予算におきましては、各担当のエリートの部長にご説明を承りました。補足説明を承りましたが、五十三年度に限られたる財源の中で探求をいたしました。目新しい施策もなく、画期的な施策も見当たりません。政策は単に五十二年度の政策をより一層充実を強く感じるとともに、時代に即応した物より心の豊さ、ぬくもりのある新しい地域社会づくりにむずかしい明日の課題に対処するとともに、市民の中に溶け込んで真に市民の声と未来を心に受けとめられて、その公約の行政に勇気を持って推進されることに当たりましては、私は高く評価をいたします。行政に対するその姿勢というものが、今後この推進するに当たり問題ではなかろうかと思いますので、通告に従って姿勢をただしてみたいと思います。

市長、あなたは昨年の政策の中で、私はヒットだろうと思います。市制八十周記念の事業の一環として総合文化会館の建設を打ち立てられ、文化不毛の四日市に市民に明るい心と喜び、長い念願をかなえていただきました。私は市民にかわり厚くお礼を申しますとともに、すばらしい会館が一日も早く着手されて、全市民の心待ちをかなえていただきたい。どうか市民に早期完成を一段とご配慮を賜りたいと思います。さらに、情勢として、新しい画期的な大事

業として昨年打ち立てられました湛水防除政策であります。この政策は、河川改修事業により三重、海蔵地区、両地区の広い区域におきまして排水事業が実施されるわけでございます。すでに両地区では負担金の話し合いも進んでいるということでございます。しかるに昨年、某氏と担当課の職員及び下水課の職員が地元に行って無責任な発言をいたしております。その言葉は海蔵地区の問題となり、連合自治会長は行政の不信を買い、大変お怒りであったということを聞いております。早速担当の課長が現地へ行き、理解を受けるまで努力をされたと聞いております。かかることは幾ら市長がいい政策を進めようとしても、やはり徹底しないことが不信を抱き事業を停滞し、今日皆さんからの非難があることが実を示しておると思います。したがって、湛水防除事業については、できれば今日までの調査の研究の過程をご説明いただきたいと思うわけでございます。

さらに、新しい行政として建築確認認可行政が建築指導課で発足し、行政の推進に努められておりますが、大きな問題でございますので十分お聞きとりを願いたいと思います。行政指導でできるかできないかということをお尋ねするので、私はぐずぐず申しません。単刀直入にお答えを願いたいと思います。内容については、第一種専用住宅の行政指導であります。この行政は境界を一メーター後退指導で、今日問題と申しますことは、昨年末県の指導課が調査した結果、違反建物が百件を上回り、ますますエスカレートしとる現状でございます。このようなことは高度成長なればいざしらず、現在の社会では通じないのではないかと私は思います。市長、政策にもありますとおり、環境のよい快適な市民生活を行うには、現行政指導でなければできないこともよくわかります。さて、現実低所得者の方々は若い世帯の理想な土地が手に入りましょうか、入ったところでこういう問題が起こっとることを認識していただきたいと思うわけでございます。そのことは、若い世帯の方々には子供さんができます、また学校へ行き入学すれば、親心、または社会の通念として勉強室が要るでしょう。その時に十平方メートル、すなわち三坪、室にして六畳、この

建物は何の法の規制もございませんし、自由に建つわけでございます。県の調査で百件以上の市長の行政指導ですべてを違反建築とするならば、市長、あなたの行政指導も自由に考えてするならば、全部取り壊しの命令をしなければなりません。だが、国の法論で考えれば、法は一メートルとおっしゃるが、民法は五十センチでございます。境界線から五十センチさがればこれは国の法律なんです。また、建築基準法に準じとるんです。そういうことで、私は社会的大きな問題になりつつあるんではないかと思います。低成長時代に理想と現実をどのように踏まえて行政指導管理者たる市長がです、指導いかんに私は大きな問題としてご意見を伺い、残念なことには再質問ができませんが、この問題六月にもさらに質問、答弁次第によってはさしていただきたいと思います。

次に、四日市都市計画用途指定地域でございます。これは議会を通じて設定されております。この行政は美しい住みよい町づくり、市民の生命と財産を守る政策であります。この種の行政はすでに設定した地区を把握して、社会の変化と相まってよりベターな政策が必要ではなかろうかと私は信ずるのでございます。行政指導をしないと市民が大変苦しみを受けるのと同時に、理想都市づくりにもつながらぬと私は信じます。その一、二点を申し上げご理解ご意見を賜りたいと思います。

皆さんもご存じのとおり、国鉄から近鉄までの市中心部には防火地区、防火指定地区でございます。さらにそれを分けて申しますれば、国道一号線より海寄りの地域を見るときに、防火指定地域である四日市一番のところに建物は古く、悪く、危険であり、その建物が多いことはこの屋上から下を見られてもわかることでなかろうかと思います。この中で銀行とか会社の建物は防火建築がなされていますが、個人住宅、店舗は経済的資金面で実現されない、さらには核家族の現象で、若い世帯の方は時代の洋式生活を求めて整理丘陵地に転出されるのが多うございます。地区には高齢家族が防火地域に残り、生活を営んでいる現状でございます。したがって、現在の防火地区で生命、財産を名

実ともに完全に守れるものか、守れないものかを私はお尋ねをしたいわけでございます。

仮に、裏通りで準防火にすれば、やはり住みよい現代的な住みよい家庭様式が営めるところがたくさんあるにもかかわらず、バカッと網をかけたままで西部の町、都市改造のみに走るということは、私は許されないと思う。ましてやこれが四日市の発展を、さらに発展を地域的に備えておるならばいざしらず、西へ西へと移行する四日市の趨勢をながめて、この問題を是か非かお考えをいただき、ご答弁をいただきたいと思います。

さらに、都市開発に伴い、社会にはいたるところに大きな変化が出ております。車が一日に通過交通一万台、五千台というところがございます。その一部が住居区域に、住宅区域に入っておるということでございます。また、周囲には既存の工場が中にはさかっておるという地域でございます。この指定地域の見直しというものは市長のおっしゃる町づくり、快適な町づくりにしようとするならば、やはり見直す時期というものを忘れられたら大変なことになるんではないかと思います。

以上でございますが、同時に消防長にもお尋ねいたします。私の意図あるところをご意見がありましたら遠慮なくひとつ聞かしていただきたい。

次に、新総合基本計画の見直しについてでございますが、各議員のご質問もあり、市長からも答弁がありましたので、私は私なりに角度を変えて二十一世紀を目指す構想探求する重要さを伺ってみたいと思います。

市長、高度経済成長は社会に何を残したでしょうか。市長のおっしゃるように物質的繁栄はあったが、大きく社会の人心にひずみをつくったこともこれ否めない事実と私は思います。また、手直しをしようとする時期すらなく、石油ショックという大きな痛手が来、経済がくずれ低成長時代になり、長い長いトンネルの中で日本経済を模索する時代になっております。模索しているうちにさらに追い打ちで円高、構造不況型企業の相続く倒産で、日本全土に大き

な変動期を迎えていることはご承知のとおりであります。私は、市政概要の五十一年度版に目を通しました。工業趨勢で従業者の指数を調べました。四十年度に一〇〇とするならば四十四年度には一〇六でございました。五十年度では九三という指数を指しております。さらに、五十三年度には、指数八〇を割るんではないかと私は信じます。今日課題として重要視しなければならない問題ではなかろうかと思うと同時に、工場と住民の共同体がこれからの日本経済の歴史の一ページでなければならないと私は考えます。新しい本市の基本構想総合計画を通じてこそ、本市の活力と魅力ある都市行政の推進であると考えるが、市長はいかにお考えくださるかお尋ねをいたします。

次には、関西線複線事業でございますが、過日大谷議長からご親切に、関係市町村議会議長会の促進協議会の資料をちょうだいいたしました。ありがとうございました。現時点の内容については知ることができ、大変うれしく思ってます。なぜならば私がここへ来て三年目になります。四日市の国鉄の現在のあり方と、今日まで四日市のこの発展に即応して国鉄がどういう位置づけされておるかということを聞いたことがございません。したがって、頭が痛くなりましてわざわざ岐阜の工事局で勉強させていただいてまいりました。ところが、議長にお聞きするとおりでありまして、今日では四日市の態度で進めることもできるというような態度、言葉に私は受けとめてまいりました。そういうことを踏まえて、私の議長の資料ちょうだいしたのと、私の勉強が理事者の考えと合うか合わないかわかりませんが、その努力の跡をはっきりとお示しを賜りたいと思います。

さらに、教育行政についてでございますが、昨年二月も青少年育成で教育問題をお尋ねいたしましたと思いますので、皆さんがお尋ねしていただくと思いましたので、教育をご遠慮させていただこうと思いますが、せっかく議長が時間延長までしていただきましたので、資料はありません、資料はありませんけども私なりにお尋ねをいたしたいと思います。

過去、私ども四期目でございますが、市長四代目でございます。私と同じでございます。その都度この壇上から同僚議員の皆さんが熱心に教育、文化不毛の地という汚名をなくするために、一生懸命に理事者なり社会に対応するために、ここで声をからして力説されたことを私は耳にしております。私は加藤市長に期待をしてこの問題を提起したんでございます。心据えてひとつ聞いていただきたいと思います。

ご承知のとおり、三重県の進学、大学進学生は一〇〇とするならば、八〇は県外へ出ております。名古屋へはそのうちの六〇％というような数字を私に貸していただきました。一〇〇のその生徒がよその県へ行ってお世話になるよりも、長い二十年近い間の四日市に教育、文化不毛の地では加藤市長もたえられぬでしょう。私も死んでも死にきれぬような思いでございます。したがって、どうか加藤市長で、これも総合会館、文化会館のように県事業はなくとも、五十五年までは私立大学の許可は文部省がとめております。しかし、五十六年になったときにチャンスをつかんでいただいて、そしてその方向に進んでいただきたいことを私はお願いするわけでございます。

四日市に大学を設置するその運動を展開するグループがあります。市長ご承知か存じませんが、その方々は非常に資料をようけつくって、何としても四日市は工業都市だから工業大学、そのものを目標にして努力してみえます。だからそういうこともよくご研究なさいまして、五十六年のその政府が法を解いたとき乗っかかっていただくような努力をいまからお願いをしときたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、交友クラブの代表質問を終わります。

○議長（大谷喜正君）　市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　お答えをいたします。

総合文化会館の建設でございますが、この点につきましては五十二年度の予算で、一千万円という調査費をお認めをいただきました。できるだけ五十二年度中にお認めをいただいた費用全部を使って事業の進捗を図りたいというふうに考えておったのでございますが、事務上の問題で、一部の使用ということで繰り越さざるを得ないというふうに考えております。この点は大変申しわけないと思っておりますが、いずれにいたしましても八十周年の記念行事としての総合文化会館でございますから、来年度中には実施設計まで終了させて次の年には着工ができるような方向で持っていきたいと、これには相当な努力が必要であるというふうに考えておりますが、私もそれなりに十分努力をしてそういう方向で実現をすることができるように持ってまいりたいと考えておりますので、皆様方のご援助をお願い申し上げる次第でございます。

それから、第二番目の海蔵地区の湛水防除事業でございますが、先ほどご指摘のありましたような行動が私の方の職員の間にあったということに対しましては、大変申しわけないことだというふうに思っております。すべて私の部下掌握上の問題ではなかろうかと思います。高いところからではございますが、この点深くおわびを申し上げたいと思いますが、海蔵地区のこの湛水防除は、五十二年度でコンサルタントに業務委託をいたしまして、事業計画書を作成して、新規事業として採択になるよう努力をいたしておる最中でございます。その計画の概要は、ご承知のとおり、この地区は海蔵川と三滝川にはさまれた水田地帯で、一部市街地を含む流域面積二百九十五ヘクタール、受益面積は百二十五ヘクタールでございまして、現況は中央部を貫流する野田川、北側の排水路によって排水をされているのでございますが、最近急速な地域開発等によりまして流出量が増大をいたしまして、外水位が上昇をするなど、各種の外的要因によりまして、低いところにございます耕地、宅地等が排水不良を招きまして、営農並びに生活環境に支障を生じている現況でございまして、したがって、これらの湛水被害を未然に防止をいたしますため、排水機口径千五

百ミリ一台、ディーゼルエンジン二百八十馬力一台を持って排水する計画でございまして、五十三年度の新規事業に採択されるよう国、県に対しまして陳情をいたしておるのでございます。

第三番目の第一種住居専用地域の外壁の問題でございます。四日市の都市計画によりますと、市内の第一種住居専用地域すべて外壁後退一メーターが四十八年用途地域の際に指定をされております。当該地区に建築をする場合には、境界線から外壁面までの距離を一メートル以上保って建てなければならないという建築基準法第五十四条に規定されておるのでございまして、この規定に反した場合には違反建築ということになるのでございます。もちろん小さな十平方メーター以下の建物は確認申請が不要でございますので、なかなかチェックがむずかしいということでございますが、違反建築ということになります。この種の問題については、早期に発見をする必要があろうかというふうに思いますが、これは先ほどご指摘のありましたように、必ずしも現在の用途地域の指定すべてが適切であるというわけでもまいりませんし、矛盾もございますので、五十四年度の見直しの段階においてもう少し改善をするように検討をしてみたいと、そう思っておるのでございます。ご理解をいただきたいと思います。

なお、その次の用途地域における用途地域の指定は、今日まで何回か変更をされてまいりました。現在は都市計画及び建築基準法の改正に従いまして四用途地域から八用途地域に変更をされ、それは四十八年十二月に決定をされておることはご承知のとおりでございます。

防火地域は三十七年二月に市の中心部四十八・一ヘクタールが指定されておりますが、都市防災対策として火災の発生や延焼の危険から守るために建築物を構造上から制限をするということで駅西を含めた市の中心部八十二・九ヘクタールに拡大をされております。なお、準防火地域や防火地域を除く商業地域全部の区域、及び防火地域の外周、近隣商業地域の一部を指定しております。

以上が今日に至りますまでの経過でございますが、今後の方針といたしましては社会情勢の変化等もございまして、先ほど申しましたように、現状にそぐわない用途地域もあるかと思われますので、住民の意見、市の諮問機関等の意見、また総合基本計画を参考にしながら見直しを五十四年度に検討してまいりたいと、そう考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、新総合計画の見直しに関連をいたしまして、最近の経済状況から四日市におきまする第二次産業あるいは第一次産業の活力源が次第に細まりつつあるんではないだろうかと、この点について一体市長はどう考えておるんだというご指摘がございました。特に四日市に立地をされております多くの企業と住民との関連の問題に関しまして、大変適切なご指摘をいただいたわけでございますが、私は何遍もここの席でいろいろな機会でご答弁申し上げておりますが、現在四日市に立地をされております企業というものは、それなりに今日まで四日市市の発展ときわめて深い関連を持っておるというふうに思っておりまして、企業は住民のことは一際知らぬと、自分たちは四日市へ来て経済行為だけしてればそれでいいんだということであってはならないというふうに私は考えておりますし。住民側も企業はすべてわれわれの敵であるというような考え方で対処すべきではないというふうに考えておるのでございます。法人市民なる言葉さえ生まれておる最近の実情でございます。したがいまして、現在四日市に立地されておる企業側と、それを取り巻く四日市市民との間のコミュニケーションが十分とれるようにリードをしてまいるのが私たちの役目ではないだろうかと、かように考えておるのでございます。そのためにはやはり、市民の側と企業側とがよく接触をして、話し合いを重ねるという努力が必要ではないだろうかと思いますし、いやしくも定められた公害対策というものは、厳正に実施をしてもらって、住民の上に健康被害をもたらさないという配慮が必要ではないだろうかと、私はそう考えておるのでございます。

一方、余裕がある限りにおいて、私はこれらの対策を十分講じながら、ともども本市の発展を図ってまいることが今日きわめて必要なことではないだろうかというふうに観念をいたしておりますので、今後何かとご指導を賜りたいことをお願い申し上げてご答弁にかえさしていただきます。

次に、関西線の複線化の問題でございますけれども、国鉄の方では、関西線の輸送力増強を図るために、四十四年からまず名古屋・四日市間三十七・二キロメーターの複線化工事に着手をいたしました。経費、総額で百二十億でございますが、そのうち八十億円は鉄道利用債で賄うということで、本市といたしましてはその十四億をお引き受けをいたしておるのでございます。現在の進捗状況を見ますと、長島・桑名間、朝日・富田間八・四五キロメータはすでに完成をしております。完成率二二・七%と、また佐屋・長島間、桑名・朝日間十一・〇三キロメーターが現在工事中でございます。完成部分、工事中の部分を合わせますと、全体区間の五二・三%の着手率となっております。

次に、未着手区間についてでございますけれども、名古屋・佐屋町間十二・二キロメーターは、名古屋市におきまする鉄道高架計画との関連で現在事業調査中でございます。また、富田・四日市間五・四六キロメーターにつきましては海蔵川・三滝川間の一部路盤工事に着手をしておりますものの、他の部分の工事は進んでおりません。これは富田貨物基地との問題に関連もございますので、現在この件につきましては国鉄の方と協議中でございます。この結論が出次第着手をされるということになっておるのでございます。

以上が、工事の進捗状況でございますが、当初計画でまいりますと、五十四年の三月完成ということでございますけれども、国鉄の財政事情、あるいは諸般の情勢によりまして二、三年おくれるのではないだろうかというふうに見込んでおるのでございます。

それから、富田浜の貨物基地に関しましては、国鉄の貨物輸送の近代化を図る、あるいは輸送力の増強を図るとい

うことで、四十三年に建設計画が示されました。四十七年の一月には国鉄の岐阜工事局が用地買収のため地元説明会を開催をいたしたのでございますけれども、環境対策、排水対策等の調整がつかず一時中断をしておったのでございます。四十九年の三月の市議会の交通対策特別委員会におきまして、いろいろ調査研究の結果、貨客分離は必要であり、その一環として貨物基地の建設はやむを得ないという結論が出されております。市といたしましても種々検討を進めてまいったのでありますが、その結果利用債の引き受けは非常にむずかしいと、それから第二番目に、関連公共事業の負担金というものについては市費で負担をするわけにはいかぬ、さらに環境対策としてグリーンベルトを設けてほしいということを国鉄に要請をいたしまして協議を続けてきたのでございます。その後、国鉄、県、市との三者でその打開策についていろいろ検討を加え、五十二年十一月九日の会議におきまして、国鉄側の方から富田浜ヤードは建設をすると、この場合市の負担が生じてまいります。それから、現四日市駅で貨物を吸収すると、この場合周辺用地の買収が必要となってまいります。それから、単純電化をすると、この場合は輸送力の増強は図れないと、こういうような三案のうちどれを選択をするかということについて、関係機関で協議したいという提案がなされました。この三案についての詳細につきましては、今年二月に提示される予定になっておりましたが、国鉄の事情によりまして、この三案についての詳細が未提示になっておりました。四月には提示されるというふうに聞いております。したがって、市といたしましては、この二月に国鉄側から提案をされました三つの案の詳細な説明がございました場合に、議会にもご相談を申し上げてこれに対処をしてまいりたいと思う次第でございます。

それから、関西本線名古屋・亀山間五九・九キロメートルの電化工事につきましては、経費四十六億円、財源全部を利用債で賄うということで、本市は四億六千九百二十万円を引き受ける予定で、昨年二月に工事に着手をいたしております。五十五年三月には完成する計画でございますけれども、国鉄の関西本線複線電化につきましては、早期に

完成するよう今後とも関係議長会と相携えまして国鉄側に対して働きかけてまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、最後に大学誘致の問題でございます。これは、いつの議会でございましたか、昨年私は議会の答弁として大学を誘致するなら公立といいますか、官立の大学、特にできれば三重大学の法文学部をつくるというときに四日市へ持ってきてもらうことが一番いいということを申し上げたのを記憶いたしておりますが、今日のその後私が文部省の局長、その他関係当局、あるいは国会の先生方との接触を通じて承知をいたしておりますのは、国立大学の学部分散ということは非常に困難であると、むしろ困難と言いますよりは、絶対それはだめだというふうに言われております。しからば、私立の大学をそれでは誘致をするかということに相なるのでございます。大学の中身をどうするかということは、まず来てもらう可能性のある大学と十分接触を保った上で考えてまいらねばならないかというふうに思っております。私も実は東京である国会議員の先生を通じまして一、二の大学と接触を保ってみました。可能性が全くないというわけではございません。ただ今日文部省の規定が大変むずかしくなりました。いままではある程度の自己資金と借入金とがあれば大学がすっとできるということでしたが、すべて自己資金によって賄えということになっておりますので、この辺に非常にむずかしい問題点があろうかというふうに思っております。しかし、お話にありましたように、その都市の風格という問題もございますし、大学があるとないとではやはりその文化性ということについても確かに受ける感じが違います。そういった面で、私はやはり四日市市に大学があってしかるべきだというふうに考えておりますので、これらの点を踏まえまして、運動を具体化していくための対策を、実はこの四月以降に立てたいというふうに考えておったのでございます。したがいまして、本議会が終わった後でじっくりこの問題については考えて議会側ともご相談を申し上げ、軌道に乗せてまいりたいというように考えておりますので、ご指導を賜り

たいことをお願いいたしまして答弁にかえさせていただきます。

○議長（大谷喜正君）　消防長。

〔消防長（松村佳美君）登壇〕

○消防長（松村佳美君）　ご指摘のございました防火地域、それから準防火地域内におきまして大変消防防災上危険といいますか、そういうふうな建物が非常に多いというふうなご指摘であったかと思うんでございますが、私どもが一番心配しとりますのは、こういう地域内におきまして大変古い戦後からのといいますか、防火対策上非常に構造的にも設備的にも問題のあるような建物がございますので、平素から私どもといたしましては、私どもの許す範囲内で十分な立入検査、あるいは平時の指導をただす等を行いまして防火、防災対策の完璧を期するように努力をいたしております。さらに、もう一つは、四十八年に消防用設備の遡及適用というふうな問題が出てまいりまして、この五十三年四月一日までに大半のそういった消防用設備等の完備を図らなければならないというふうな規定もございまして、私どもの現在掌握しておる範囲内では、五十三年四月一日までに行わなければならないものがほぼ達成を見たというふうな現況でございます。一部来年の四月一日までにやらなければならない消防用設備等も残っておりますけれども、これ等におきましても、現在十分に掌握しながら消防用設備の既存遡及の適用の完璧を図って、こういう問題に対して対処していきたいと。それからもう一つは、このような地域におきまして、特に火災の発生の危険に備えまして、過般も補足説明のところで説明したかと思うんでございますが、自主防災組織づくりといいますか、特にこういう業態におきますところの自主的な防災組織をつくりまして、平素から火を出さないと、火災を未然に防止していくという思想の宣伝啓蒙に努めておるというのが私どもの範囲内にとっておる行政対策でございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　本日は、この程度にとどめ、後の方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時五十一分散会

昭和五十三年三月十五日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

○議事日程　第四号

昭和五十三年三月十五日（水）　午前十時開議

第一　代表質問

第二　一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（四十一名）

青	天	小	伊	岩	宇	大	小	大	大	
山	春	井	藤	田	治田	谷	川	喜	森	
峯	文	道	信	久	良	喜	四	正	多喜三	
男	雄	夫	一	雄	市	郎				

加藤定男
金川洋二
喜多野等
訓覇也
粉川茂男
小林博次
後藤寛次
後藤長六
高井三夫
高木勲
田中基介
坪井妙子
出井信博
中村平蔵
生川貞平
野崎呂
野呂和

○欠席議員（三名）

橋本増蔵
長谷川鐸元
平野行信
福田香史
古市元一
堀新兵衛
前川辰男
増山英一
松島良一
森安吉
山口信生
山路剛一
山中忠一
山本勝
小林喜力
坂口正三
高橋次夫

○出席議事説明者

市長	加藤寛嗣	
助役	三輪喜代司	
助役	坂倉哲男	
収入役	平井清三	
市長公室長	阿南輝彦	
総務部長	斎藤久美	
財政部長	伊藤治郎	
市民部長	矢田三郎	
福祉部長	杉本芳治	
産業部長	杉谷文男	
環境部長	川合一郎	
都市計画部長	杉本義広	
建設部長	石井三夫	
下水道部長	奥村仁人	
副収入役	荒木三郎	
教育委員長	栗原弘	
教育長	山鹿静夫	
次長	六田猶裕	
病院事務長	藪田裕	
水道事業管理者	村山了	
技術部長	黒川薫	
消防長	松村佳美	
次長	岡本林衛	
代表監査委員	吉田耕吉	

○出席事務局職員

事務局長	佐々木晃精	
議事課長	小坂靖	
議事係長	板崎大之丞	
主事	山口克彦	

午前十時二分開議

○議長（大谷喜正君）　これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十四名であります。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第四号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一　代表質問

○議長（大谷喜正君）　日程第一、これより代表質問を昨日に引き続き行います。

後藤寛次君。

〔後藤寛次君登壇〕

○後藤寛次君　清風会を代表いたしまして質問を行います。

長く続いたこの不況の中で、二十五万の健康と生活を守っていくということは大変なことでございます。しかしながら、むずかしいことではございますけれども、これを守っていくということが市政の原点であり、出発点であると考えますので、市長は十二分の努力を払ってやってもらいたいと思います。

加藤市長が誕生いたしました五十一年十二月十九日、正直いって私どもは胸をなでおろしたのでございます。いやその反面一縷の不安もございました。ということは、好景気の時代、高度成長の時代に助役として、市政の一つの柱

を支えてこられました人が、きょうからは市長として、この不況と財政難にあえがなくてはならない市政を、果たしてうまく運営していけるかということでございます。

私たちはこの一年有余、市長の動きをじっと見守ってまいりました。幸いと申し上げますと非常に失礼ではございますけれども、行政経験のある市長でございますので、きわめてスムーズに堅実にしかもじみちに力強く行政を推し進めてこられたように思われます。しかも、初年度でありながら、意欲的にそして市民に密着した進歩的な考えも色濃く出ておるのでございます。今後の市行政に大きな期待が持てるのではなかろうかと判断いたしておるものでございます。

これから通告いたしました事項についてお尋ねいたしますが、きのうからの質問と重複するところもたくさんございます。市長の答弁は要点さえお答えいただければ結構でございます。

さて、市長は五十三年年度予算案の説明に際し、市政の方向について触れられておりますが、五十三年度は基本構想に基づく五カ年計画の最終年に当たりますので、したがって計画の推進は鋭意努力いたしますとともに、新たな決意を持って二十一世紀を志向する構想を探求すべき重要な年でありますので、当面する基本的な課題に考えを述べますということで、三つの課題を掲げておられます。一つには地域社会づくり、二つに新総合計画の策定、三つ目に財政運営の健全化施策について考えを述べられました。市長が二十一世紀に向かってと云々された言葉は初めてであるだけに、私たちは二十一世紀がどのような社会になるのか想像もできませんが、聞くところによりますと、私どもの想像もできない高度な社会生活が営まれるであろうと言われております。またこの時代になりますと、限りある地球での資源がどうなっているだろうと、次々と不安と好奇心が入りまじってまいります。

政治は現実でございますので、そうした想像を別にして、少なくとも現在を踏まえて市長の三つの課題の以前に、

港を中心とする四日市の商工都市づくりは、具体的には現在の産業形態のまま二十一世紀に向かうのか。それとも緑と太陽のある豊かな町づくりといった漠然とした都市づくりを進めていくのか。このあたりに視点を当てて、現状を展望すべきではなかろうかと考えますが、いかがでございましょうか。

次に、私たちはこの三つの課題に触れながら、あすの四日市を考えみたいと思い、これを模索する手がかりとして、五十二年度の行政から十項目をみんなで選びました。無差別に挙げて見ますと、一番、行財政調査会の答申に基づいて市行政機構の改革を行った。二番目に、五十一年九月、議会決議に基づいて、下水、排水に九十九億もの事業費を計上した。三番目に、農業共済事業を市の行政機構に編入した。四番目に、農村集落排水整備事業が初めて県地区で行われた。五番目に、公害規制が一つの基準を達成した。六番目、ことしも保々地区に出張所が改築され、公民館が併設されて竣工した。七番目に、南部ごみ処理場の工事が始まった。八番、霞ケ浦緑地にミニではございますが、フィールドアスレチックができた。九番、桜、大瀬古町にテニスコートができ、松原地区にある東紡富田工場の運動場を買収した。十番目に、総合計画に市民参加を求めた。この十項目の事業にどんな意味があり、どんな内容を持ち、どんな発展性があるのかという点を話し合いました。

まず、一番の機構改革から順を追って申しますと、五十二年度の市行政に対する反省でもあり、批判でもあります。役所と言えば、人ばかり多くて仕事の能率はさっぱり、とかく世間からこんな冷たい目で見られがちであります。この間も清風会が富田一色で市民の集いを開きましたところ、真っ先に出てきたのが、職員数と人件費の問題でございました。会派の伊藤議員もいつかここで取り上げたことがございます。福田首相も行政の機構改革に意欲を燃やしながらも、官僚の根強い抵抗に会って、思い切った改革もできそうにもないようでございます。むずかしい問題でございます。

市では行財政調査会の答申を受けて、七月、機構の改革を実施されました。部を減らすとか、課をなくするとか、もちろん合理化という名のもとに人員整理など考えていないから、きわめてスムースに行われたようでございます。この機構改革の中で一番目立ったのは、市民部を設け、地域振興課を設けたことであろうと思われます。

市長は立候補をしたときに、新しいふるさと四日市を育てようという呼びかけの中でこんなことを言われました。かつて日本の持っていた美しい家族主義を見直して、これを核とした地域の連帯感を深めていく道をみんなで考えようではないかと。この機構改革はいわば加藤市政の、市長の所信のあらわれであり実現でもありますと同時に、この心は市長の四日市市政に臨む原点だとも言えるのではなかろうかと考えます。私たちは早速、西村地域振興課長を呼んでいろいろ事情をただしてみたのでございますけれども、仕事はこれからというところで、新しい何ものもお聞きすることはできませんでした。しかしこの課の持っている意味、新しい方向については理解できたのであります。

機構改革の中で次に注目されるのは企画調整課を設けたことであります。新しい行政への模索の一つの手がかりとして、あるいは今日の行政欠陥の一つとして指摘されております縦割り行政への対応策として、きわめて関心の深い課であり、加藤市政の新鮮ささえ感じさせる課であります。しかし現実の課は開発残務処理課のようなもので、私たちの推測する新しさは何も見い出すことはできないのであります。ＹＫＫの問題、国鉄操車場の問題、国鉄複線電化の問題、平和町の問題などいろいろ雑用を抱えておるようでございます。この点について市長公室長は、これでもずいぶんと整理したのでございますがと言われたことを覚えております。現実はいま私が申し上げましたような状況であります。

この課は一般行政と違って、係制度ではなく、担当制として機動性を持ったきわめて斬新な課の内容であります。スタートしたばかりのこの課に批判を加えることは早計ではありますけれども、私たちはこの課にいろいろの期待を

かけておればこそ、黙ってはおれないのでございます。私たちはときどきこの課を訪れ、この課の仕事の内容をただそうと努力をいたしてまいりましたが、しかし雑用が多過ぎて、本来の仕事ができないという今日までの経過を踏まえて、私たちは一つの提案をいたします。

それは、企画を独立させるということでございます。課でも室でもよい。そして市長の直属とすること。企画ということよりも、これからの新しい行政の道を模索させるための研究室のようなものでもよいと思います。歴史的な転換を遂げつつある今日の経済を、あるいは中央行政を見きわめるには、万事事なかれ主義の役人の体質からは、新しい物を得ることはむずかしい。異質の人たちを集めて、新しい発想を求めて、ここから新しい道を見い出していく必要を感じるからでございます。市長がより新しさを望む、そしてそれが二十五万市民の幸せになり、四日市百年の大計を立てることになれば、結構なことではなかろうかと思います。何のブレーンも持たない市長として、市長の発想をまとめ、肉づけしてより豊かに確かなものにするブレーン的な存在としてのセクトをつくれということを要望いたしたのでございます。

次に、下水排水に九十九億という巨額の事業費を計上したという市長の態度と果断は、高く評価されてよかろうかと思われます。生活環境がいつも不安いっぱいでは市民も安心して生活できないばかりか、こんな不愉快なことはございません。ちょっと雨が降っても、すぐ床下、床上の浸水騒ぎを起こすような生活環境は一日も早く解消されたい問題であります。ところが、この下水排水事業には多額の資金がかかるので、早期解消ということは大変なことでございましたが、五十三年度も引き続き七十七億という大きな事業費が計上されております。この事業費によって朝明都市下水路の進捗率は百％で一応完了いたします。羽津都市下水路は四二％から五一％に、塩浜都市下水路の進捗率は四七％から七九％に、雨池都市下水路の進捗率は六〇％から七一％と大きく進捗いたしました。常時浸水地帯も漸

次解消されてまいりましょう。しかし、こんな巨額の事業費を消化する下水道部の職員は大変でございます。すでにこの事業費を消化するための人員配置は終わっておるかと考えられておるだろうと思いますが、この点について事情をご説明いただきたいと思います。

なお、昨年の機構改革の説明会で、災害やこうした臨時的人員増加を考えなくてはならぬので、職員の機動的配置を計画せよと、会派の伊藤議員が提案いたしましたことがございます。ミニ的ではありますが、企画調整課では考えられておるようでございますが、市全体の機構の中で、なわ張りにとらわれず一歩進んだ機動的な配置を考えていただくことができ得たらと思います。

農業共済の市行政機構へ編入したことを取り上げましたのは、四日市農政の一環として位置づけたところに意味があるという理由からでございます。論議されていた人員の問題は、今後の実務によって検討されることを要望しておきます。

次の農村集落排水環境整備事業は、同会派の高木議員が一般質問で発言いたしますので省略いたします。

次に、地区市民センターについてであります。皆さんもすでにご存じのように、五十二年度には保々地区では出張所が改築され、公民館が竣工に向かっております。地区市民センターづくりであります。五十三年には四郷、東橋北、羽津と一気に三地区でセンターづくりが始まろうとしております。市長の意欲を高く評価できる事業であります。これらは地域センターとして、行政、福祉、その他地域の人たちの親近感を深めたり、協力と信頼を高めたりすることのみならず、住みよいふるさとづくりに役立つものと考えられますが、これについて若干市長のお考えを伺っておきたいと思います。

一つ、このセンターに今後どんな権限を与えていこうと考えておられるのか。センターの活動が活発になってきま

すと、ある程度の予算配分も考えなくてはなりません。地域的な問題については許可権も与えなくてはならないだろうと思われますから、ただしているのであります。

次に、実験的にどこかの地区のセンターでやってみることは考えられませんか。また新設の四十九年度からではありますが、古い出張所にもこんな機能の果たせるところもあるように思われるので、それらを含めて各センターに一つのテーマを持たせ、実験、研究、調査をさせ、万全を期していく考えはないのか。また完成されたセンターにどんな人員を配置するのか。今後のセンターづくりの計画についてお伺いいたしたいと思います。

次に、南部ごみ処理場については、会派として環境づくりに関心を持っておりますので取り上げました。垂坂の二の舞をやらないというたてまえで配慮されておりますので、適切な処置がなされているものと思います。

霞ケ浦のオーストラリア館のそばに、ミニではございますが、フィールドアスレチックがつくられました。三浜小学校の校庭にも一基あります。会派の粉川議員が、桜財産区が松くい虫にやられて被害が大きいのと、維持管理がむずかしいので、ここを植物公園に改造していきたいと発想いたしました。私たちもこの発想に基づいて、岐阜県の山林公園を見学に行きました。しかし改造には財源が必要なので、その財源づくりにジャングルアスレチックつくって、ここの収益を充てることを考えました。

四日市には子供たちが喜んで活動する場が少ないので、せめてこのジャングルアスレチックぐらいは、どんな形にしろつくり上げてやりたいと考えておるのであります。市長の指導的なご発言をいただきたいのでございます。

次に、地域スポーツについてでございますけれども、五十二年に桜にテニスコートが二面つくられました。大瀬古にもソフトボール場がつくられました。松原の東紡富田工場の野球場も市が買収いたしました。ＹＫＫの敷地内に二つのグラウンドがつくられておるのも見てきました。これらの一つ一つが地域でぽつぽつつくられていく事実と、その流れを私たちは指摘しているのであります。スポーツは人々の親和と協力を深めます。市長の言う地域の連帯感を深めるためにも、市民の健康づくりに地域スポーツを盛んにすることは大切でございます。

一昨年私たちは都城へ行きました。この町は地域スポーツが盛んで、各地区に運動場と屋内体育場が完備いたしておりました。宮崎国体の影響ですか、ママさんバレーが全国の準優勝までいったということでございます。いろいろの意味で、地域スポーツは盛んにしていきたいものでございます。振興策について市長のお考えをお聞きいたしたい。

次は、総合計画についてであります。五十二年十二月の新聞に、五十四年から始まる第二次五カ年計画を立てるために、市政懇話会を設けることが書かれていました。五十三年一月四日の御用始めには、市民ホールで市長は、対話と協調を基調として、粘り強くやってほしいとあいさつされたという記事がありました。政治に市民の声を反映させ、それを行政に生かしていくということはきわめて大切でございます。市長が市民と絶えず対話を続けながら、粘り強くやってほしいという、その指導もきわめて適切であります。しかし市長がどんなに考えても、実際の仕事に当たる人は部下の人たちでございます。この市政懇話会さえも、記事として読む限りでは、いかにもユニークな、そして市政への市民参加という革新的な響きを持っておりますが、その懇話会に出席される人々の名前をながめましたとき、ああまたかか。役人というものはこんなに新しさを求めるのがきらいなのかと思いました。新しいことをやろうと考えても、やれない条件を並べられただけではどうにもならないと嘆かれた市長さんもあったと聞いております。

以上私たちは、加藤市長の実質的な初年度の行政について、率直な批判と反省を加えてまいりました。この反省から、一つ、市長が市民生活に密着した行政をやろうとしても、なぜそれが素直な形で実現できないだろうか。二つ、議員が絶えずいろいろの要求や要望を出しているにもかかわらず、どうしてそれが行政として生きてこないのだろうかといったような疑問が生じました。それはただ財源がないという一つの言葉だけでは済まされないことであります。

みんなでもう一度考えてみたいと思います。

次に、財政問題について。不況時には財政を拡大し、好況時には縮小する政策運営は理想的であると言われております。歳入歳出総額六百五十八億三千六百万という、こんな巨額な予算が編成できるということは、何よりも喜ばしいことであります。この財政の内容に二十三億八千万円の公債償還金と、さらに五十二億四千万円の借り入れを公債に頼らざるを得ないという借金色の濃い財政は、かつての豊かであったその当時の財政からながめますと、いささかさびしさを覚えるのでございます。

しかしそれよりも、この不況の中であっても、やらなければならぬことであれば、借金してでもやり抜くという市長の積極的な姿勢を、高く評価したいのであります。かつてのことでありますが、ある市長がこうしたことをやりたいがと某部長に話をしたら、財源がございませんと、にべもなくはねつけられたということを聞いたことがあります。これでは何のための市長かと言いたいのでございます。

話は横にそれましたが、四日市の財政も、このままではじり貧状態に陥るような気がいたしますので、財源の充実にあらゆる努力を講じなくてはならないと考えますが、市長はどんな方策を持っておられるのかお聞かせ願いたい。

昨年四日市は学者の先生方を交えて行財政の調査会を開いて、その結果をまとめられましたが、私たちも一つの提案をいたしたいと思います。

大阪市は四十七年に大気汚染による市民の家計被害調査をいたしました。それによりますと、年間の経済的損失は総額二百三十四億円で、一世帯当たり二万八千円に達しております。堺市泉北コンビナートの損益計算によりますと、コンビナートにかる社会的損失は、最低に見積もっても四十七年度で、年間二百四十億円であります。この額はコンビナートの付加価値額七百三十六億の三十三％。また付加価値から現金給与を差し引いた社会的剰余金五百三十七億

の四十五％にも達するのでございます。自然環境の喪失、公害患者の苦痛という非貨幣的損失を差し引きますと、コンビナートによる地域社会のバランスシートはゼロに近づくのではなかろうかと言われております。

四日市税務署は、五十一年度四日市地域から七百六十八億九千五百万の税金を徴収いたしてきました。三重県は百九億二千百万円、県税として徴収しました。しかし市税は百四十九億であります。四日市で生産される多くの物は、みんな上級団体へ吸い上げられてしまいます。

三重大の市岡教授は、変革する地方財政の中で、四日市の財政問題についてはこの点を指摘して、国は何らかの形で市へ還元すべきであることを強調しておられます。何らかの形ということは、たとえば公害による社会的損失などの数字を挙げて、特別交付税を受けようということでございます。

私たちは財政の問題になりますと、平凡な考え方でありますが、原油の輸入関税五十一年度で百二十六億、その何％かでも公害への見返しとし返してほしいものだと話し合っておるのですが、この関税は石炭産業のために使われると言って、一向にこの話には乗っていただけないようでございます。

四日市は港のある財政豊かな商工都市でありながら、どうして現実は貧しい町であるのかと、ふとこんなことを考えることもございます。どうして大学がないのか。建てる力がないのか。失礼だけれども桑名市では、小中学校の校舎は一〇〇％に近い鉄筋校舎であります。それに引きかえ四日市は、小学校八二・九％、中学校八七・二％。私どもの生活環境だって危険がいっぱい。そして不愉快で何一つ満足なものはないといった現状であります。大阪府堺市は、公害の社会的損失を計算し、その補償を求めているのであります。四日市でこの公害による社会的損失が計算されたことがありましょうか。市長の見解を求めたいと思います。

次に、学校教育についてであります。五十三年度の教育費は六十八億円であります。一般会計の構成率一八・四％

で、五十二年度と同比率であります。比率が高いからといって、教育の内容が充実しているとは思いませんが、四日市でも教育費は当初予算の二〇％欲しいということは、教育関係者の強い要望でありますが、この点ことしもだめかと言いたいところでございます。この六十八億の約五〇％の三十三億は学校施設整備費であります。経済の高度成長に伴う開発と、人口の移動によりまして、市内には数え切れぬほどの住宅団地ができました。これによって学校が昨年も二校、本年も二校、来年も二、三校ぐらい新設されなくてはならないのではなかろうかと思われますが、このように教育予算が学校建設に追われている実情では、子供たちのためにりっぱな教育をという願いは、いつ達成されるやらわかりません。ある校長がせめて一校分の経費を内容充実に回していただけたらと、嘆かせるほどの予算であります。五十三年度小中学校合わせて、内容充実の経費は五億二千六百万円程度であります。施設費が三十三億に比べて、いかに少ないかがわかります。

市長はこの点もっと理解すべきだと思う。市長というものは、施設が、設備ができないからできるまで待っておれと、待たせておけるものではありません。その成長と一緒に教育していかねば、待ったなしであります。このことがわからぬと、教育を受けなかった子供ができてしまいます。

たとえば、水泳の例を挙げて見ます。プールの早くできた学校の児童は、生徒は、十年も前から教育を受けておりますが、プールのない学校の子供はその教育を受ける機会がありません。いわゆる教育の機会均等の精神は、ここで踏みにじられておるのであります。五十一年の教育民生委員会では、五十三年までに全市小中学校のプールを完成させるようにと、期間を短く切ったのはその精神に沿うためでありました。加藤市長はこの精神がわかってか、わからなくてかは別として、このプールについては委員会の要望を無視したということを指摘しておきます。

私たちは九月議会で、教育問題に三人の質問者を立て、集中的な質問をしたり、要望を述べました。その内容はすべて教育内容の充実を図れということでありました。とかく教育施設整備に財源を使い過ぎて、児童生徒のための直接必要な特別教育の整備とか、その設備の充実とか、教育機器の整備が申しわけ程度であることに対しての反駁的な質問でございました。

英語教育に最も効果のあると言われているＬＬ教室については、私たちは計画的に拡充していくことを要望したにもかかわらず、これに対して何の反応もないということは、きわめて残念でございます。これでは教育研究所がＬＬというものはどんなものであるかを研究するために、一教室港中学校に設けたというに過ぎません。この教室の教育効果が高いということは、教育民生委員会も見学に行き、聴音器を耳にしたり、いろいろ熱意のあることを知っておるはずでございます。もっと努力すべきでありましょう。四日市周辺の中学校で、ＬＬのないのは四日市だけであるということを申し添えておきます。

私たちは一月二十九日、千葉県の館山市へ行きました。北条という小学校を見学いたしてまいりました。四日市市の二、三の教師が研修のため訪れた学校でありますので、議員さんもよい学校を見て、四日市の教育の参考にしてほしいという要望もあって、見学したのであります。一般の授業は月・火・水・木曜日に実施して、土曜日は運動、作業、見学等教科外活動を実験的にやっておる学校でございますが、私たちは指導内容には関係ありませんので、設備を見せていただきました。視聴覚教育の機器に一億円ぐらいかけておるという話がありました。一つ一つ説明をしていただいて、こんな機器を使って勉強をしたら、取りこぼしのない教育ができるだろうと感じました。四日市にこんなりっぱな設備をとまでは思いませんが、平均的なものぐらいは四日市も早く整備してやりたいと思います。視聴覚教育は戦後の新しい教育の一つでありますが、学校建設に教育費の多くがとられて、そこまで教育費が回らなくて、五十三年度の教育機器の購入予算はわずか一千四百万程度でありました。

この際、教育とは何か。教育にとって何が一番大切かという原点に戻って、新しく四日市の教育を反省していただきたいと思いますが、市長の所信をお伺いいたしたい。

次に今日の少年少女の非行増大であります。私たちの社会の若い芽をむしばむ重要な問題であります。滋賀県野洲町で起きました中学三年生のグループの殺傷事件や、東大阪の市立中学校での先生を殴る事件、近くは鈴鹿のグループリンチ事件などは、そのことを端的に示しております。

警視庁の調査によりますと、少年の非行増加の傾向は四十八年ごろから際立ち始め、四十九年から昨年までに検挙、補導された小年の数は年間十一万人台を超え続けておるということであります。人口千人当たりの比率で見ますと、成人の四倍にもなると言われております。こうした傾向の中で、非行の低年齢層への移行、粗暴化、集団化が進んでいるということであります。特に中学生の校内における暴力事件が急激に増加しておる点に注意しなくてはならないと思います。

少女の非行もふえております。刑法犯の約二〇%が女の子で、中でも売春などの性的非行が目立っております。過酷な進学競争率と詰め込み教育についていけず、進路に希望を失う生徒の増大が非行化への道をつくっておると言われております。この非行化への波を食いとめるために、有効な対策も実効を急がなくてはならぬことは、申し上げるまでもないことであります。

四日市では早くに青少年対策課を設置し、福祉部に所属しておりましたが、その効率が上らぬため、市長直属の指導を受けるためにというので、市長公室に所属しました。しかしそれもまた実効を得ることができず、教育委員会に所属したのでありますが、こんな市の態度だからこそ、少年の非行はいつまでたっても改まろうとしないのではないか。だれが責任を持ってその指導に当たろうとしているのか。この点市長の決意とその対策をお伺いいたしたい。

最後に懸案の問題について四点、市長の考えをお伺いいたしたいと思います。

その一つは、工業高校移転の問題であります。非常にむずかしい問題でありますが、粉川議員が指摘いたしましたように、移転の話が出てから新しい施設も設備もできず、ひいては生徒の教育にも支障が出ているのではなかろうかと思われます。大谷墓地の南に適当な土地があると聞いておりますが、この土地を開発して、もう一つ建てなくてはならぬ高等学校の敷地と同時に造成したらという話も出ているやに伺いますけれども、一日も早く移転できる方途を講じてほしいものであります。市長のお考えをお聞きいたします。

次に、北部墓地公園の問題であります。先日環境部長より補足説明がありましたが、申しわけ程度の話の進め方ではもう結構でございます。やるのか、やらぬのか。やるとすればいつか。やらぬのなら、発想を変えた形でやるとか、市長のご回答をお願いいたします。

次に、病院跡地の問題でございますけれども、病院事務長の説明では十月移転ということでございます。八月竣工とわれわれは承知いたしておりましたが、延びるのは仕方がないとして、跡地をどうするのかということでございます。

最後は、ＹＫＫの問題でございますが、これはきのうからの質問の中で何遍も市長も答弁されておりますので、これは省きます。

いずれの問題にしても、できない問題であれば早く区切りをつけるべきだと思います。一つの問題に十年もかかっているようでは、市の信用にもかかわりますのでお伺いいたします。以上で終わります。

○議長（大谷喜正君）　市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　大変貴重なご意見、あるいはご批判を賜りまして、今後これから私が行政を担当していく上において、十分ご意見を尊重しながら参考にさせていただきたいと思っております。時間がございませんので、簡単にお答えをさせていただきますことについて、ご了承をいただきたいと思います。

まず第一点の機構改革に関連をいたしまして、市民部と地域振興課のあり方、あるいは企画調整課のあり方についてご指摘を賜ったわけでございます。市民部の本来の仕事はやはり地区振興、それぞれの地区におけるコミュニティーづくりということを中心にやりたいというふうに私自身も考えておりますので、今後そういう方向で努力をしてまいりたいと思っております。

それから企画調整課でございますけれども、ご指摘のありましたように、企画調整部門というものの使い方、あるいはそこへ配置をされた人たちの心構え、さらには企画調整部門以外の各部門の企画調整課との連絡等の問題につきまして、出発以降まだ日が浅い面がございますので、どうしても本来的な機能発揮を十分しておるという点までいっていないと言わざるを得ないかと思います。ただ私はやはり将来の長い目で見た四日市の町づくりということを、この市役所の内部で考え、それを方向づけしていく組織というものがなければ、やはり将来の町づくりを計画的に進めてまいることができないというふうに考えております。従来のくせがございますので、多少残務整理的な問題がございますけれども、そういった具体的な問題の処理につきましては、逐次それらの担当部課に指示をいたしまして、そこで処理をさせるようにしてまいっておりますので、これからはだんだんに本来的な方向で機能をしていくものだというふうに私自身考えておりますし、そういう指導をしてまいりたい、そういうことでご理解を賜りたいと思います。

それから第二番目の下水道に対しまする予算づけというものが非常に大きくなっておると。これは先ほどご指摘のありましたように、常習浸水地域の解除ということが、市民福祉にとって今日最も急がれる課題であるというふうに考えておりますので、そういう方向で努力をいたしておるのでございますが、そのために下水道の人たちが非常に苦労をしておることも事実でございます。したがって新年度には新しい人を四人増員する予定で、人員配置を考えております。

なお、昨日もご答弁申し上げましたように、日本下水道事業団等との連携を十分とりまして、できるだけ市の職員の荷が過重負担にならないような配慮をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、農業共済についてご指摘がございました。実際農政の一貫性を保持しようと思えば、どうしても共済事業を市の手でやるという方がはるかにベターであろう、というふうに私は信じておりますので、今後さらに実務の上で十分検討を進めてまいりたいと思います。

それから、地区市民センターの問題でございますが、これは昨日もご答弁の中で申し上げました出張所業務と公民館業務に加えまして、さらにその地域におけるいろいろな課題に取り組んでもらうつもりでおります。お尋ねの権限等についてはは、市の事務専決規程に定める課長専決、あるいは教育委員会事務専決規程に定める公民館長の権限を付与してまいる。したがいまして、市民センターの館長の権限というものはかなり大きなものになろうかというふうに思っておる次第でございます。

それから、地区市民センターの指定、おおむね四地区程度を指定して施行をしたいと考えておるのでございますが、具体的にはセンター施設の新旧にこだわるということでなく、ご指摘のありましたように、古い出張所と申しますか、新しい建物がない場所もこの中に、できれば取り入れてまいりたいと思っております。したがいまして地区の選定につきましては、農業地区、既成市街地、大規模団地のある新市街地等、それぞれの特性を考慮して、指定をしてまいりたいと思っております。指定する地区につきましては、実態調査のもとに、それぞれの地区における課題を把握しまして、それらをテーマに住民の参加を得まして、地域社会づくりを推進してまいりたいと思います。まず、そのために必要な人員の配置ということにつきましては、昨日も申し上げましたように、社会教育実務経験者等を配置いたしまして、サービスの体制づくりに遺憾のないようにしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、南部のごみ処理センター。この問題で従来垂坂では、大変地区の方々にご迷惑をおかけいたしました。そういうことのないように、十分配慮をしてまいりたいと思っております。

それから、桜財産区の活用につきまして、これは昨年もご質問がありまして、財源づくりのために、フィールドアスレチックというご提案がございました。このご提案に関しましては、すでに当時前向きで検討さしていただきますというご答弁を申し上げております。全体的に大変大きな財産区でございますので、それの一体的な活用ということを考える必要もあろうかと思いますが、一部このフィールドアスレチックなどをこの中に取り入れてまいることは、決して悪いことではないというふうに考えておりますので、五十三年度中にひとつ計画の取りまとめをしてみたいというふうに思っておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

それから、スポーツの振興でございますが、私自身も非常にスポーツの振興ということに関しましては、かねてから関心のあるところでございまして、学校開放もその一つでございますし、さらに市が保有をしております遊休施設の活用ということを十分考えて、前へ進めてまいりたいというふうに思う次第でございます。

それから、総合計画に関しまして、いろいろご指摘をいただきました。昨日もご返事申し上げましたように、いろいろな方策、手段を講じまして、できるだけ市民の各層の方々のご意見が反映できるような配慮をしてまいりたいと思っております。

それから、市長の考え方と職員の考え方とのずれがあるじゃないかというご指摘、あるいは議員さんのご要望に対して、市役所の方は余り気にしていないんじゃないか、というようなご指摘をいただきました。これは大変私自身、不徳のいたすところだというふうに思っております。そういうことのないように、今後とも十分心がけてまいりたいと思います。

それから、財源の充実のための方策でございますが、すでに昨日も申し上げましたように、根本的には国、地方を通じます税制の改正ということを柱にしなければならないと思いますので、諸制度の改善を国に対して強く要望してまいりますとともに、現行制度下におきましても、その範囲内での財源拡充策に真剣に対処をしてまいりたい。

重油関税についても、これは私は、今日でもなおかつその希望を捨てておりません。過日も関税当局の会議で、重油関税の還元を強く主張をした次第でございますので、この運動は粘り強く続けてまいりたいというふうに考えております。あわせて、このほど五十三年度から交付されることが決定をいたしました石油税の一部の交付額を、今後さらに増額をさせるように、強力な運動を展開してまいりたい、というふうに考えておる次第でございます。

また一方でそういう措置を講じながら、歳出の方でのやはり節減努力あるいは合理化等の取り入れによりまして、経費を浮かせていくということも、きわめて重要なことではないかと思います。

それからなお、コンビナートのマイナス面の計算をしたことがあるかということでございますが、具体的にそういう数字で計算をしたことはございません。しかし何といっても、公害問題というものは大きな社会的な損失でございますので、その排除については今後とも十分努力をしてまいりたいというふうに考えておりますが、同時にやはり四日市の活力源というものの育成ということも、きわめて大切な問題ではなかろうかというふうに思っておる次第でございます。

その次に、学校教育の備品の問題でございますが、これはちょっと私ども余り詳細に知りませんが、一応教育委員会の方とも相談をいたしまして、できるだけご意見の反映には今後努めてまいりたいと思います。

それから、少年少女の非行の問題。これは私はやはり社会の全体の責任というものが、非常に大きいんじゃないだろうかと。特に子供たちの問題は大人の生きざまというのが大きく反映をしているんではないだろうか。高度成長時

代に、物質的な繁栄の追求ばかりをやっておったと。そのことのひずみが今日きておるんではないだろうか。したがって過日警官が少女を殺人をするというような事件さえ、起きたわけでございます。自分の欲しいものなら手段を選ばずに獲得をしたいというような気持が、大人の社会にあるということ。そのことに対する反省をしていかなければいけないんではないだろうか、というふうに私は考えております。今後そういった問題について、地域ぐるみでやはり防いでいくべきではなかろうか。私が地域社会づくりということを言っておりますのも、一つこういう点にあるということをご理解をいただきたいと思います。

それから、工業高校の移転の問題でございますが、これは現在学校側と十分折衝をとっておりまして、ある地区について、前回の候補地の周辺で、県の方で検討を進めていただいておるのでございます。いずれにしましても、西浦の土地区画整理業事も終わりを迎えておりますので、早い時期に結論を出すように、県の方と十分折衝を重ねてまいりたいと思っております。

北部墓地公園につきましては、ご指摘を賜りまして大変恐縮に存じておりますけれども、五十三年度内に候補地を選定いたしまして、次年度以降計画的な造成を行って、適正な墓地供給を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご支援とを賜りたいと思います。

最後に、病院跡地の問題でございます。現在新設中の病院用地は、土地開発公社に依頼をして立てかえ取得で確保をいたしております。その取得費が大体二十億でございます。これを償還して、そうして病院事業会計資産となるものでございますが、その財源が病院の経常収支から捻出をするということは不可能だと思います。一般会計が負担をするにいたしましても、今日の財政状況を見ますと、非常に困難だ。そこでやはりこれは売却をいたしまして、償還財源に充てる計画をなお今日変えておりませんで、それを進めたいというふうに思っております。この処分方法につ

きましては、慎重に検討を重ねまして決定したいと存じますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午前十一時四分休憩

午前十一時十四分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

山中忠一君。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君　昨日からわが同僚の会派代表の方が八名質問を続けられたわけでございますが、自由クラブが一番のしんがりで、私が本年はひとつ代表で何か議会で質問をしてこいということで、大体われわれといたしましては、平素、会派で話し合っておるようなことをまとめて質問をさしていただこうと思ったんですが、しんがりで、もうほとんど議長の采配によりまして議事の運営上大変スムーズにもいってもおりますし、市長もいろいろ答弁されておりますので、私としては余りもう尋ねるとこもないので、でき得る限り、私はひとつ簡単に質問をさせてもらって、私の、いままで市長説明において意に沿わないようなとこ、わからなかったというようなものを質問させていただきたいと思いますので、よろしくひとつご了承を願いたいと思います。

五十三年度の予算審議に当たりまして、第一問に財政について質問を申し上げますが、戦後わが国の経済というものは、幸いにして著しい成長を遂げて、経済大国というようなうれしい景気を続けてきたわけではございまするが、

石油ショック以来非常な不況に見舞われて、政府の小さいテコ入れはありましたが、そのテコ入れも何ら見るところはなかったということでございます。それに続いて、最近は円高だ、円高だというようなことで、これがたたってか次第に日本の生産力も低下をいたし、工業方面も幾つか不況に見舞われておるというようなことで、ここにおきまして貿易の不振とそのひずみを食ったか、倒産は相次ぐということでございます。一昨日の新聞でございましたか、失業者が、何と百万を突破したと。その中の失業者が背広の失業者というようなおもしろい記事が出ておりましたが、このごろの失業者は質がよくなったので、背広の失業者ではございますけれども、やはり余りうれしいニュースではないと私は思うのでございますが、これが今日の現状だと思います。昨日からの質問にありましたように、私が質問をする財政と行政というようなことで、宇治田議員と出井議員がいろいろ同じような質問をなされておるので、再々、市長の答弁で私も了解をしておるわけでございます。

私のお聞きしたいということは、簡単に申しますなれば、今後の財源と事業に関連してひとつお尋ねするということでございますが、四日市市も最近の税収入というものは非常に鈍化しておるということは現実でございます。この不況の中においてますますふえるものは、市民の要望が多いということ、市民要求が多いということは確かでもあるし、多様化もしておると。この不景気の中においてますます多様化するその案件を、要求を満たすべくは、私はむろん市長の役であろうかと思いまするが、その予算編成をなされるという、不景気のどん底の中でいろいろと苦心をされたと思いまするが、そのほどを察するときに、市長をはじめ理事者の一同に、大変ご苦労さんでございましたという感謝の言葉をひとつ申し上げたいと思います。

本年度の予算書を拝見させていただきましたが、一般会計は昨年よりも伸びておると、三百七十二億八千二百七十万という、特別会計を入れると、六百五十八億三千七百七十八万一千円というような膨大な数字が出たということは、

先ほども後藤議員が言われましたように、このような予算が編成できるという四日市市の強みは、大変私は心強いとは存じますが、しかし、予算書を見まするとと、その中に市債が五十二億三千八百五十万円と、いまだかってない借金金ができたということである。市長の説明では、この中には公共事業費を三七%も含んでおるんだと。やはり市の財政も国の財政も、それは歩調を合わさなきゃ、私はいけないと思うので、決してこの財源の捻出において、計画においては悪いとは申しませんが、少し心配があるということでございます。財政部長の補足説明も聞かせていただきました。説明によりますと、今後の返済額というようなもので聞いたんですが、五十四年度には二十八億、五十五年に三十四億六千万、五十六年には三十九億七千万、五十七年が最後のピークとして四十二億と、聞き誤りだったら訂正していただきたいが、聞かせていただきました。そうして、総務部長の説明には何と人件費は八十八億余円ぐらいになるのではないかとの、まあ三千名の上がおるという説明でありましたが、そういたしますと、いまから四年後に人件費は百億を超えていくだろうと、幾らしぼっておっても、そうして返す金が四十二億返さんならぬとさいが、今後の市の税収の伸びが果たしてこのように順調に続いていくのかと。いまのようなところで足踏みをしておったら一体どうなるんだろうと思うと、多少の心配があるわけでございます。ただし、今年度の予算でいきますと、昨年より二十一億二千万増しと、増収を見込んでございまするが、これはわたしはいくと思います。大なり小なり、政府のテコ入れがあるのでございますから、今年度は伸びてくると思いますが、しかし、この、いま政府がやっておる浮揚対策に対しましては、私に言わせますなれば、私は百姓をしておる経験上、これは化学肥料だと思います。有機肥料じゃない。何年かきいておらぬと思う。ことし一年、来年半ばまでぐらいまではそれはもとうと思いますけれども、世界情勢を考えてみますと長期には続いていかぬのやないかという心配もございますが、そのようなときに政府の方針に沿うて、市ものるかそるかの、私は日本経済の勝負どころであろうとは思いますので、市も地方自治体としては

やはり協力して、この勝負に私はかけをするのが本当であろうと思っておりますが、果たして、今後の財源というものを考えますと、恐らく私はこの政府の呼び出しの予算に地方自治体でついていけない市町村も出るかとは思います。そうすると、今後その割り当てはまだ当市にも配分があるのじゃないかと思いまするが、市長の昨日の説明では、もうあと財源としては三億ぐらいの伸びだろうかと、こういうことでございましたが、三億では私は手は振れぬと思います。何か市長のことだから、隠し財源も少々持っておられるのではなかろうかと、そういうことになれば、余りわたしは心配は要らぬと思いますが、もしも本当に財布の底をたたいても三億だということだと、私は相当きつい締め方をしていかんならぬと、こういうような考え方をしますので、今後そのような市の財源が、国の行政の施策についていけるかいけないかと。いけないときには市長はどういうふうに今後の対策を考えておられるだろうかと思いますので、そこのところを市長にひとつ覚悟のほどを一遍ありましたら、また対策のほどがございましたら、一言でよろしいから聞かせていただきたいことと存じます。

次に、教育問題についてお尋ねをいたすのでございまするが、先ほど来、教育問題についてもいろいろ論議をされ、答弁も出ておりますので、くどくは申しませんが、私も先ほど後藤議員が言われた質問と同じような内容なんです、私たちは戦後三十年、六三制ができてからたしか二十八年と思いまするが、そのようにして一生懸命にわれわれの子供こそは未来の宝であると、そうして世界を制する者は、日本としては、国破れて残ったものは山河だけだと。武器は捨ててしまったと。どうしたらもとの日本のように五大強国、三大強国という国になれるんだろうということを考えたわけでございます。そのときにはやはり日本人は、持って生まれた知能が高いんだと、これはやはり教育の程度を高めて、そうして世界をリードすべきだというような考え方で私たちは教育に一生懸命に力を入れてまいりましたが、今日の現状では少年の非行と、大学生は、いま日本にはオオカミはなくなりましたが、そのかわりを大学生が、

日本オオカミとなって世界を荒らし回ってしまって、一番世界でこわい国民は日本人だと。私はイタリーへ視察をさせてもらったとき、大変入国させてもらうのに厳しい検査を受けました。そうして飛行場では、ジェット機のエンジンをわたしらがおりた間近でかけられて、一遍に自動車のガラスが破れてしまった。その破片でわたしたち同僚はほとんど、軽いけがではございましたが、頭を切ったり顔を切ったりして、大変わたしたちも憤慨して交渉をしたのでございましたが、イタリーの入国のときに際して言われた言葉は、日本人はやはり一番こわいと、悪いことをするのは皆日本人だと、そうしておいてわたしの国へ来てすべての協議をやって、そうして荒らびるのはよそで荒らびると。それでわたしのとこは特に日本人の入国には気をつけなきゃならないんですと。あなた方そう言われますけれども、厳しいのがあたりまえだというようなことで、それでやはりそういうけがをしてみてもちょっと事務室へ呼んで、ちょいちょいと赤チンをつけていただいただけ、大変わたしたちは憤慨しまして、大使館を通じて抗議を申し込みましたが、何の返事もない、もうそのままだというように、欧州においても日本人というものは大変信用を失っておるというのが今日の大学生であろうかというようなことを、いろいろ等々を考えますと、教育というものは一体どんなものだろうと。戦前を考えまするなれば、別にＰＴＡもなかったと、別に教育委員会もなかったと、学務委員というのがおったぐらいなもの、国民総力を挙げて教育に邁進をしておると思いますけれども、反省すれば、わたしたち無学では教育にはどこまでタッチしていいのかわからないと。ただ、与えたものは物を与えたと、私はこう反省するんです。学校を建ててやったと。当時で言えば、大学でなければあいう鉄筋の美しい校舎はなかったと。それが、小学校もそうなってしまったというのは、確かにわたしたちは努力してきたと思いますけれども、結果が悪うては幾ら努力してもいかぬと。この原因が果たしてどこにあるんだろうかということなんですが、先ほど市長も仰せられました。われわれ戦後のあの状態はどうしても食べていかなきゃならないと。自分さえ先に立ってりゃいいんだという、

あのあさましい、私もいま反省をしますが、それが鏡に映って、子供に反映しておると、確かにこれはそのとおりだとは思います。当を得た答弁だと、私は反省しますが、しかし、教育者として教育長はどういう方面で、ひとつこの原因があるんだということをどうやって考えていただいておるだろうと。どうしてもこれだけは私は改正しなきゃならないと。教育の上においては絶対に世界に信頼される日本人になってほしいと思います。世界人どころか国内で子供さえも信用できないというのが現状だと思いますので、ここのところをどうか、ただ、教育は先生にかづけ、教育者、教育長おまえの責任だと私は言いませんが、ＰＴＡにあるのか親にあるのか、個人が悪いのか何か、その原因の究明を私はいまこそ日本国民が結集をしてつかむべきだと、こういうようなことを感じますので、教育長はやはりその道で生きておられる教育者でございますので、教育者の意見も一遍聞かせていただきたいと、かよう存じまして質問を申し上げました。

次に、農政で質問をさせてもらうわけですが、減反と農政ということでお願いしておりますが、今年度政府が実施する減反農政でございまするが、この遂行に当たりましては、いささか私も所見を交えて、愚見ながらもひとつ提訴かたがたお尋ねをいたしたいと存じます。

政府の要求どおりいきますとさいが、この三ヵ年に現在百姓がつくっておる、いま農民がつくっておるという面積の三割減反をしてくれと、せぬときにはいまの米は買い上げてやらぬのだということでございまするが、四日市には、幸いにして工業都市として、本当の専業農家はほとんどないということで、よほどその負担は軽いと言えますが、大きな百姓どころで新潟、長野と北海道というような、北陸方面では大変なことだろうと私は思う。このままもしも政府は強行をせられるなれば、私は百姓一揆が勃発するんではないだろうかと。私の言う意味は、百姓一揆と申しますのは、政治の上に一揆が起こるんじゃなかろうかと、これを一番心配するのです。こんなことを言うと、えらそうに、

おまえ代議士でもないのだからそんなことを言うてもあかぬと言われましょうが、その代議士はわれわれが選挙をしてあげておるのでございます。そのようなことを見ますとさいが、日本の将来に非常に私は怠慢な、悪い考え方がわいてくるのじゃないかということを考えるわけで、お尋ねするんでございまするが、いまや二十一世紀をむかえようとしております。あと二十二年でかわるわけです。ある学者に言わせますと、世界人口は、いまから二十二年、三年という年月には総人口が七十億になると騒ぐ学者がありますが、果たして七十億の人間がこの地球上に生存するときには、食糧問題が果たしてそれで解決がつくのかと言えば、これは絶対に解決がつかぬ。そうしまると、わずか二十年か三十年の先の見通しも考えずに、今日余るからやめておけと、その果たして余るという食糧がわれわれ農民に対しては非常に理解ができないと、農民は申します。なぜ政府は余剰物資を入れてくれるのだと、牛肉を入れてくれるんだと、こういうことなんです。それは政府は金をもうけるために買わざるを得ぬのだと。われわれも子供はほとんど工場に行っておるではないかと、いま、世界情勢、国内情勢を見るなれば忍ぶべきだというようなことで、わたしたちも減反問題には反対もなく、地区へ行ってぜひとも長い目で見てほしいとは申しまするが、農民からは本当に議論百出、反対運動が起こっております。このような中でどうしてもこれをやっていかなきゃならないということになりますと、大変な困難な問題がわたしたちの上に降りかかっておるのは現実なんです。そうして今日日本政府は、金もうけのために、輸出産業を伸ばすためということで、農民の減反を迫っておるというような、まあ解釈が悪いかしらぬけれども、農民はそう申しておりますが、私も余り詳しくは勉強もしていないので、果たしてその数字で日本の米が余ってくるんだとは申しませんが、しかしそのようにして、私の割り切れないところは、ひとつ金をもうけたと、もうけ過ぎてつい円高になってきたと、そうして世界各国からは経済の圧迫を受けておるというのが現状じゃなかろうかと、こういうような私は考え方をするのです。全くそういうところには無知な私には理解もできませんが、

そうして考えて見るなれば、この円高、ドル安というのがどこに原因があるのかと考えて見るなれば、余りにも情けないと私は存じます。ただ世界であの小国のスイスの銀行がドルを売ったり、円を買われると、一遍に円が二十円高くなったりドルが安くなったりする。このような現状で日本もアメリカもスイス銀行にくわえて振り回されておるんです、実際の話が。かたしはそう言わざるを得ぬ。そのようなさなかにおきまして、今日の日本の現状というものは、まあ日本にも古い言葉がございます。大きな飢饉が来たときにある金持ちの人が、いつもかもそうにして金をもうけておったので、飢饉でだれも物を売ってくれなかったと、小判をくわえて死んでおったと、このような伝説が残っておりますが、いままさに日本の運命が全くよく似ておるような、わたしは気がするのでございますが、同僚の議員連中いかがでございましょう。そのような思いで私は申し上げますが、そういうあほうな、長々と議案を外れた愚痴を申しておってもしようがございませんが、幸いにして四日市市は工業都市ということで、こちらがいかぬならこちらでもうけさせてもらうということで、安泰な日は送らしてもらえようとは思いまするけれども、しかし現状にもまだ四日市市には六千余町歩という農地が残っておるはずなんです。農民もこれまでの景気の中では休閑期を利用して工場に、また土木事業にといろいろ金もうけをさせてもらえたと。それでやはり農業でもうけて、食うだけはもうけておいて、小遣いはもうけてくるということでございましたが、現実においてはほとんどの農民は臨時雇いでもう行くことができません。そうして私は七十にもなりましたが、勤めておらぬので、首にはなりませんのでよろしいが、もうわたしの年代になると、ほとんど定年制をひかれて首になっております。それで、中に、努力家は、職業訓練所へ行きまして、そうして再出発だというような決意を持って、学業を出られた方、この人さえも今日就職が思うままにいかないというような現状の中で、もとより農民でございますので、うちに帰って百姓をすればいいわと、気張って百姓をやろうやないかという決意のときに、米をとったって買わぬぞと、麦をつくれと、豆をつくれと、しかし、幾ら豆をつくっても麦をつくっても米の収入には満たないと、それじゃ補助をやろうやないか

と言われます。土質においては代作がききません。机上論では、一反つくったらこれだけ出るだろうと思いますが、湿田のところで麦をつくってもつくれないというようなことでございまするが、それじゃ、市長もちょっと申されましたが、四日市市でも内部地区には野菜をとのようなことを言われました。野菜も結構でございまするが、一昨日の毎日新聞に、キャベツをトラクターで引き倒しておる写真が出ておりましたが、あのようにして多収穫目指して農民が励むが、需要者のないものは売れません。私の地区にもいま、あの大きな、私の頭のようなカブラをつくっておりますが、売れないので、そのままだ残して、このごろ牛の飼料として少し利用しておるようでございまするが、なかなか野菜をつくる、蔬菜園芸というけれども、むずかしいのです。そういうときに政府としても市としても、何をつくるかと、保証づきで、安定価額のある、これなら大丈夫だというような施策を打ち出したなれば、それは農民も納得します。しかし本当に、いろいろ減反問題で市からも援助に来てくれます、わたしたちに。それでも農民に突っ込まれると、断然これだったら保証しますというものは一つもありません。また、ありそうなわけがないんです、日々に変わるんですから。それで今日百姓がようようと不安に不安に駆られておるということは、やはり私は日本の国策からも、大変な損失を招くのではないだろうかと、こういうようなことを心配しますので、市長に、かわる、市政の上において一つの何か価額安定のできる、そうして収益のあるものをひとつ調査、研究をして、これなら四日市地方に向くんだと、これならこれぐらいの安定があるというようなものを早急にひとつ研究して、それを農民に示してもらって、そうしてこの減反問題を私はぜひともなし遂げていきたいと、このような念願を持っていますので、市長にそのような所見がございましたら、ひとつお聞かせを願いたいということでございます。

以上をもちまして私の質問は終わりでございまするが、市長が昨日から説明をされたところはもう聞かせていただかなくてもよろしいが、これだけはひとつ聞かせてやろうという部分がございましたらひとつご答弁をいただきたい

と思います。

○議長（大谷喜正君）　市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　お答えを申し上げますが、まず冒頭に大変大きな問題をご提出になられましたので、お答えになるかならないか多少不安でございますが、私の考えだけ申し上げてみたいと思います。

まず最初に、財源の問題でございます。

最近の景気情勢で、政府の三月の月例報告によりますと、民間需要は総じて盛り上がりが見られず、また雇用情勢も厳しく、景気局面に目立った変化は見られないと。そうしながらも、個人消費は依然盛り上がりを示さないが、建設資材を中心とした在庫調整の進展と商品市況の持ち直し傾向に加えて、電力、ホテルなど非製造業を中心に設備投資関連の受注が若干ふえてきたと。卸売物価は底がたい動きを続けているなど、前月より幾分明るさが増した面が見られるが、急激な円高の再燃による景気の先行が懸念されるというふうにいたしておりまして、私は、景気の動向そのものはまだまだ当分の間きわめて不況の時代が続くのではないだろうかというふうに想定をいたしております。そういった背景を踏まえて考えてみますと、五十三年度以降の四日市の財政力というものもどうしても景気の動向に大きく影響を受けざるを得ないというふうに考えますし、特に四日市市の場合は、同じような規模の他の都市と違いまして、非常に景気の動向に左右されやすい。特に国際経済の動向に左右されやすい企業が多く立地をされているからという理由で、きわめて、際立ってその影響を受けるように思う次第でございます。まずそういったような全体的な動向というものを踏まえて、五十三年度の市税収入を想定いたしてみますと、これは昨日も申し上げましたように、あと三億円程度しか増収が見込めないということは事実であろうかと思います。その他の財源でございますが、地方

交付税、繰越金さらには新設の石油貯蔵施設等立地対策交付金を含めまして、全体としての歳入の追加可能額は約八億円程度ではないかというふうに見込んでおるのでございまして、一方歳出面におきましては、給与改定それから扶助費の単価アップあるいは道路、河川の維持補修費等物件費、さらには県営事業費の負担金、それからその他特別会計等他企業への繰出金等を合わせますと、いまの段階で十億円程度の歳出の見込みが今後発生をする予定でございます。したがって、差し引き二億円程度の不足が見込まれるということでございますが、一方、当市の積立金、いわゆる財政調整基金でございますけれども、これが五十二年度末で大体十一億ぐらいになろうかというふうに思っております。そういったようなことを考えますと、どうしても五十三年度の財源のやりくりがつかない場合には、勢い財政調整基金に頼らざるを得ないかというふうに思う次第でございます。今日、他の市あるいは都道府県等においては当初予算からこの、いままで蓄積をしてまいった財政調整基金を取り崩して予算編成をするという一般的な傾向が見受けられるわけでございますが、本市の場合は当初からそうせずにまいりたいということで、ぎりぎりの予算編成をしたつもりでおります。したがいまして、私は、本年度の市税収入が予想より少しでも伸びてほしいなということで、まあ祈るような気持ちで景気の動向を見守っておるというのが私の心境でございます。

それから、景気浮揚策で政府が公共事業の上乗せによる浮揚策をさらに講ずる場合があるというふうに考えられますけれども、これに対応するその財源は、五十二年度と同様に国庫補助金と起債に寄らざるを得ないと。で、起債の発行額が今後財政負担というふうになろうかと思いますので、事業の内容につきましては厳正な態度で選択をして、必要なものに限るべきではなかろうかというふうに思うのでございます。そこで、五十二年度以降一体どの程度の公債費の支出になるだろうかということについては、昨日も申し上げましたが、毎年三十五億円一般会計で償還額があるものだというふうにして、それから特別、企業両会計ではゼロだというふうなことを条件として試算をいたしてみ

ますと、五十四年度は四十七億七千万、五十五年度が五十八億二百万、五十六年度が六十四億八千六百万、五十七年度が六十七億九千五百万というふうになるわけでございまして、さらに債務負担行為の残高が四十億円、これに加わることになると、こういうような状況でございますので、全くこの景気の動向あるいは起債の動向ということについては一時も目を離すことができないぐらい緊張をして見ておりませんと、四日市の財政が破綻をしてしまうということにもなりかねないというふうに思いますので、私は大変いま緊張をしてこの財政運営といいますか、財政危機の突破を議会の皆さん方と力を合わせて、対策を講じてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、教育の問題は教育長の方からお答えを申し上げることといたしまして、減反に絡みまして農政の問題がご提出になられたわけでございます。

まあ農政というのは、私は、なかなか一地方自治体でこれなら間違いございませんよというようなうまい対策というものはございません。先ほどもご指摘がありましたように、野菜がいいからといって野菜をつくると、野菜ができ過ぎると価格が直ちに暴落をしてしまうと。昨年はキャベツの主産地ではそれをトラクターで捨てなければならなかったというような事態がございますし、ことしは、先ほどご指摘のありましたように、大根を収穫もしないでほうっておかざるを得ないというようなことが出てくる。私は、やっぱり特色ある農業を進めていく以外にないのではないだろうかと。国の政策あるいは地方自治体の政策にもたれた農業経営を考えるということは、今日なかなかむずかしい時代ではないだろうかというふうに思うのでございます。やはりわれわれといたしましても、できるだけの配慮、それは価格安定に対する保障を行ってまいりますとか、あるいはまた基盤整備についての補助を行ってまいりますとか、あるいは農業生産構造政策を強化してまいりますとか、あるいは融資事業を充実してまいりますとか、そういった面でのご援助はできるわけでございますが、こういうものをおつくりになったらよろしゅうございますよと、必ず農業として経営できますようなうまい作物を見出すということは大変困難でございます。で、特色ある農業ということを私は申し上げておるのでございますが、過日ＮＨＫの教育テレビで全国の農業青少年大会をやっておりました。これを二時間ばかり実況放送、生放送をいたしておりましたのを拝見いたしておりましたが、やはり成功をされておられる方は、それぞれご自分で農業経営ということについて真剣にお考えになって、真剣に取り組まれておられます。世界競争の中で生き残っていくということであれば、私はやはり専門的に研究し、考えざるを得ないであろうというふうに思うのでございます。大変突っぱねたようなことを申し上げて恐縮でございますけれども、私は、安全度のある作物を農家の方に示せというご指示、ご指摘を賜ったわけでございますけれども、これならば安全でございますということを確信を持ってお答えできないのが大変申しわけないし、残念だと思っておりますけれども、私はやはり農業というもの、むしろ農業というものだけでなしに、産業そのものがそうではないだろうかというふうに考える次第でございます。

ただ私は、やはり食糧需給ということあるいは米の生産調整ということ、国の政策が大きく影響を与えているということを考えれば、地方自治体もその政策の補完的な役割は果たしてまいらねばならないというふうに考えておるのでございまして、どういう形で補完をしていくかということについては、農家の方々と十分お話し合いをさしていただいて、これ以上後退をすることのないようにさらに努力を重ねてまいりたいということを申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君）　お答えいたします。

学校教育のあり方について貴重なご示唆をいただいたわけでございますが、ご存じのとおり、戦後の日本の学校教育というのは、国民の熱意と努力によりまして急速に発展を遂げて、いま高等学校進学率は九三%を超えておりますし、大学進学率に至っては三八%に及ぶようになっておりますが、その内容について見ますと、小中学校におきましては、いまご指摘のございましたように、いろいろな問題を包蔵しております。たとえば、いわゆる落ちこぼれの問題であるとか、あるいは先ほどからたびたび話題になっております児童生徒の非行の問題等々あるわけでございます。で、いまこの学校教育で何が一番欠けているのかということを十分見きわめて、いまこそ教育の原点に立ち返って対処をすべきだと、そう考えておるわけでございます。

私の考え方を三点ばかり申し上げたいと思います。

まず一つは、いわゆる学校の授業内容についていけない児童生徒を一人でもなくしたい。新しい教育課程が、小学校におきましては昭和五十五年度から、中学校におきましては五十六年度から発足をいたします。またそのために来年度から移行期に入るわけでございますが、この新しい学習指導要領によりますというと、学習内容が約二〇%ないし三〇%削減をされますので、指導要領に示されましたとおり、基礎的な、基本的な事項を押さえまして、一人一人の子供にきちんと教育、学習内容を教え込むと、いわゆる落ちこぼれの児童生徒を一人でもなくしていきたい、これにひとつ重点を置きたいと考えております。

それから、第二番目といたしまして、人間性豊かな、たくましい子供を育てるという基本的な目標を掲げまして、特に道徳教育について、一層の進展を図りたい、そう考えております。楽しく学校へ行きまして、喜んで授業を受ける、こういう子供であってほしいと思いますが、一面、学校というところは、いわゆる適切な厳しさが必要でございます。またそれを支える権威も私は必要であろうかと考えます。したがいまして、楽しさの中に厳しさがあり、厳しさの中に楽しさのある学校にしていきたい。そういう意味合いから特に道徳教育については格段のひとつ振興をいたしたいと、そう考えております。

それから、三つ目としましては、やはり教育は人でございますので、先生方の資質の向上には留意いたしまして、本当に子供と心の触れ合った、子供から信頼される先生方になっていただきたい。この以上述べました三つの点に留意をしたい考えを持っております。

このことにつきましては、来年度の学校教育指導方針でも強調をしていきたいと考えておりますが、今日の教育の混迷は、これはたとえば劣悪な社会環境とか、あるいは大学入試制度のあり方とか、他に原因はあるといたしましても、わたしを含めまして教育委員会がまずその責任を負うべきであるという自覚、反省の上に立ちまして、教育の質的向上につきましては今後最大の努力を傾注する覚悟を申し上げますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　これをもって、代表質問を終了いたします。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時一分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二　一般質問

○議長（大谷喜正君）　次に、日程第二、一般質問を行います。

お手元に配布しました一般質問通告一覧表のとおり質問の通告がまいっております。

それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

森　安吉君。

〔森　安吉君登壇〕

○森　安吉君　昨日来から各代表の方々がいろいろとご質問されましたが、私は一般質問のトップバッターとして通告の順序に従い、質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

個室付浴場についてお尋ねしたいと思います。

質問の前に、私は決して個室付浴場の建設について賛成するものでないということを申し上げておきたいと思います。

四日市市の浜田町一五九一番地に個室付浴場が建設されようとしたとき、市民より強硬なる反対意見が表明されて不許可になったことは、すでに皆さま方ご存じのとおりと思います。現今の個室付浴場の実態を見るとき、その営業の内容が、社会の善良な風俗に反する事態を生じ、または生じやすい傾向にあることは事実であろうと思いますので、不許可になったことについて私は異議はありません。ただ、許可申請書を提出してから不許可になるまでの間に不明瞭なことがあったと聞いておりますが、いかがでしょうか。その経過を簡単に申し述べ、お尋ねしたいと思います。

昭和五十一年二月十七日、南警察署、四日市保健所、市の建築課と協議して、許可の内諾を与えている。特に建築課にては千五百分の一の図面まで作製しております。昭和五十一年九月九日、個室付浴場用地として初めに申し上げました浜田町一五九一番地の敷地が売買契約が締結されております。昭和五十一年九月十六日、三重県知事に対し土

地区画整理法第七十六条第一項の規定による建物新築許可申請書が提出され、約一ヵ月後の十月十七日に知事から許可されております。昭和五十一年十月十三日、市の都市計画課を通じ、建築確認申請書が提出されております。この申請書に対し、四日市消防本部、四日市の保健所、三重県北勢県民局、四日市土木事務所、その他関係官庁の承諾を得て、建築確認を受け得る状態になっております。特に建築確認申請調査書、意見書には係から当時の市長まで捺印、了承しております。許可になるのはもう時間の問題となっていたにもかかわらず、五十一年十一月四日、県の建築課長名にて、十二月定例県議会にて個室付浴場営業禁止区域に改正される予定だから建築確認できないという通知を申請者が受け取っております。以上が不許可になるまでの経過でありますが、その間に市のとった不明瞭な点についてお尋ねしたいと思います。

第一点、昭和五十一年十月二十二日、市は建築主に対し初めて建築中止を勧告したにもかかわらず、県に対しては、再三仲介者または建築主に中止を勧告しても聞き入れられないので、許可をしないよう陳情をしているが、理事者の良心はあるのかどうか、当時の関係部長にお尋ねします。

第二点、建築確認は、建築基準法上の建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定め、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としているゆえ、基準法が合致しておれば確認をおろさねばならないと思うが、どうか。

第三点、昭和五十一年十月十二日に土地区画整理法第七十六条第一項の規定による申請によって許可されたため、買い主は売り主に一千万の手付金を払っている。またその仲介者は両者の間に入って本当に困っている。市はどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

次に、緑地帯及び公園計画決定された土地についてお尋ねします。

この計画決定は、町づくりを行うため公園、下水施設、街路等都市施設をあらかじめ決定し、環境のよい町づくりをするのが目的と聞いております。それがためには都市部の歩道あるいは中央分離帯に樹木を植えたり、また近き将来に都市化されようとしている区域に計画決定されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。垂坂山、米洗川の両側等が計画決定されておりますが、どのようにして町づくりをするつもりかお尋ねします。

四日市全体の約四分の一がこの羽津地区で計画決定されております。この区域内には永久構造物及び地下構造物は建築できないため地価も約半額であるにもかかわらず、固定資産税、都市計画税も、決定されていない土地と同様に徴収されております。どのようにお考えか財政部長にお尋ねしたいと思います。

また、何ゆえ永久構造物及び地下構造物は建築できないのかお尋ねします。

以上にて第一回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　都市計画部長。

〔都市計画部長（杉本義広君）登壇〕

○都市計画部長（杉本義広君）　個室付浴場の問題につきましての経過をただいまご質問されたわけなんでございますんですが、そのうち確認申請に関係する分につきましてお答えをいたすわけでございます。

合法的な申請については、当然確認がされるわけなんでございますけれども、この場所につきましては、申請の出される前からかなり強い、住民の阻止運動がございまして、そういったような流れをくみまして四日市市長から、風俗営業取締法条例の区域指定に関係しての文書も提出をさしていただき、また県の行政指導といたしましても、四日市市都市計画復興事務所区域内でございますので、当時の復興事務所といたしましても、この場所にトルコぶろを建設することについては世論の非常に強い反対があるので、用途変更をしていただきたいということも申し述べ、また

土木事務所におきましてもそれと同等の指示を建築確認申請者に勧告してきたのでございます。そこで、ただいまもお話のございましたように、十月十三日に本市の建築担当のところに確認申請が出てまいったわけでございます。出てまいりまして、わたしの担当課といたしましては、青少年課と協議を重ねましてそれに対する個室付浴場取り扱いについての要請文書を添付して確認申請を土木事務所に送達してございます。それから県の方におきましては、そういったような、先ほど申し上げました阻止の流れがございますので、十分に検討をして、県の建築課長名によりまして申請人に対して行政指導と、行政指導といいますのは、ただいまの阻止の運動が、反対の世論が非常に強いので、控えてほしいという行政指導と、それから不適格通知書を発行して、それが県土木事務所経由で市都市計画課に流れてきたのでございます。それに対して市都市計画課といたしましては、業者に渡しておるのでございます。そこで、合法建築か非合法かということは、ここの、五十一年十一月四日の時点におきまして、県の方の処置によりまして非合法扱いということになったのでございます。以上の経過であるわけなんでございます。

そこで、後の処置につきましては、これはただいまそういったような県の扱い方について、確認申請者は特定行政庁である県の建築主事に対して申請却下処分についての行政不服審査請求を出され、また建設大臣にも再審査請求を提出され、その後、この仮処分取り消しの訴えを津地方裁判所の方に訴訟されておりまして、現在、係争中でございまして、そういったようなことでございますので、その結末については公判の結果を見て、県、市協議の上対処したいと私は思っております。

それから、公園につきましては、この問題につきましては昨年の三月議会におきましても街路の点につきましてご拝聴しているわけなんでございまして、公園につきましても、公園緑地につきましても、街路と同じように都市施設でございまして、制限がかけられているわけなんでございます。当市の公園の計画決定は百五ヵ所ありまして、四百

三十五ヘクタールございます。そのうち開設公園が七十三カ所、面積で百十五・六ヘクタールでございまして、進捗率が二七％という低い進捗であるわけなんでございますが、この中に、ご指摘いただきました垂坂山、それから米洗川の緑地も含まれているわけなんでございまして、こういった未整備個所については、今後重点的に整備の促進を図るのに努めたいと思っておるわけなんでございまして、これらの未整備の公園について長い期間の制限をかけていると。たとえば、家を建てる場合におきましては、この都市施設区域内に建築をする場合におきましては、知事の許可を必要とするとか、あるいは五十四条の許可ということで、建物を二階以下の建物に建てなきゃいかぬとか、地下室をつくってはいかぬとか、あるいは主要構造物が木造、鉄骨、コンクリートブロック程度のものしか建たないというような制限がかかっているわけなんでございます。こういう制限について法で定められておりまして、これらのことについては国の法律で定めたことでございますので、どうしてもいたし方がないというようなことでございまして、われわれといたしましては、今後できるだけ、計画で定められた公園緑地の事業化推進に努力をし、そうして関係者の皆さまのご理解とご協力をいただくように努めたいと思っております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　森議員の第一点のご質問の個室浴場についてと、このご質問に対して少し補足をさしていただきます。

経過等につきましては、おおむねただいま都市計画部長からご答弁申し上げましたとおりでございますが、このような結果になる、結論が出るまで、県において結論が出されるまでに市長から知事あての陳情あるいは各種いろいろな団体、たとえば四日市の青少年推進協議会あるいは三重県北勢地区青少年育成推進指導員連絡協議会等々の陳情もございます。それを受けて立って、最終的には四日市市議会からも知事あてに県条例の改正の意見書等のご提出も願っておるようなわけでございまして、その間私どもといたしましては、議会の委員会等にもご相談を申し上げておるという経過もございまして、不明朗なというふうなお言葉がございましたんでございますが、そういう点はございませんので、市といたしましては不明朗なことをやったということはございませんので、この点ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君）　緑地帯及び公園計画決定区域内の土地につきまして、地価がその他の区域の半額であるにもかかわらず、税の措置がなされていないと、こういうご質問につきましてお答えを申し上げます。

土地の評価に当たりましては、売買実例価格をもとにいたしまして、不正常要素等を除きまして、いわゆる適正価格で評価をすることが原則とされておるわけでございます。したがいまして、自治省の指導といたしましても、この売買価格にはその土地の形状、広過ぎるとか、あるいは狭い、あるいは奥行きが間口に比べて長過ぎるとか、あるいは道路に面しているとかいないとか、そういった、あるいはただいまご指摘がございましたような建築制限があるとか、こういった、地価にとりましてプラス、マイナスになります要素は、すでに売買価格の中に織り込まれておると、こういうふうに考えておるわけでございまして、これから、この売買実例価格から導かれます評価額並びにそこから算定されております税額につきましては、計画決定区域であるという理由で税の軽減は考慮しなくともよろしいと、こういう指導がなされておるわけでございます。

しかしながら、ただいまご指摘がございましたように、地価に格差があるのに市の評価額に差がないと、こういう

ことでございますが、具体的にどの地点か、調査を、ご指摘をいただきまして、さらに詳しいご指摘をいただいて調査をいたさなければ、明確には申し上げられないとは思いますが、先ほどのご質問にございました地域につきましては、ご指摘のような差はなかったように考えております。つまり、現在決められております評価額につきましては、ご承知のように五十一年度が評価基準年度でございまして、五十年度中にこの調査をしたわけでございますが、その調査時点におきましてはご指摘のような格差はございませんでしたわけでございます。この調査につきましては、かなり綿密に調査をしておるわけでございまして、全市的に地目を分けましてそれぞれ標準地を設定いたしまして、この標準地に対する売買実例価格の調査を、相当綿密な調査をやっておりますし、また評価協力員あるいは学識経験者等のご意見につきましても十分聴取いたしまして、調査をしておるわけでございますが、そういった調査の経過をとりまして、最終的に評価額が決定されるわけでございますが、そういった過程でも、ご指摘のような格差は認められなかったわけでございます。しかし、次の基準年度は五十四年度でございまして、これの準備を五十三年度中にすることになっておるわけでございますので、十分調査を、慎重に実情調査をいたしまして、実情に沿った評価をいたしたい、かように考えるわけでございますが、なお、つけ加えさしていただきますと、特に農地につきましては若干評価額の算定方法が他の地目、特に宅地あるいは雑種地とは異なっておるわけでございます。と申しますのは、農地につきましては、収益に着目した課税方法がとられておるわけでございまして、ご承知のように、地価対策と申しますか、政策的に低く抑えられておるわけでございまして、大体ご参考に申し上げますと、四日市市内の農地の税負担につきましては、一反当たり年間大体千八百円から二千円程度と、こういう税負担になっておるわけでございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　森　安吉君。

〔森　安吉君登壇〕

○森　安吉君　不明朗な点はなかったというご答弁をいただいたわけですけれども、五十一年の九月十六日に一番最初に書類が提出されておるわけです。それから十月十二日に許可されております。その後十月二十二日に初めて中止を勧告しているわけなんです。それまでの間約一カ月少々の間、県に対しては、再三中止を勧告しているんだけれども、受け入れてくれないで、許可するなということを言っているわけですね、そういうところをわたしは聞いているんです。何でそういうことをやらなければならないかと。実際に中止を勧告すればいいです。何にもせずにおいてそのようなことを言っているというのをわたしは不明朗と言っているんですから、その点詳しく一遍説明していただきたいと思います。

それから、税のあれですけれども、羽津中町の二丁目と別名五丁目、ここは公園の計画決定がされておるわけですけれども、保育所を市が買った場合、これは八万円です。道路一本隔てたところで十五万で山下医院が買っているんです。だから、わたしは約半額だと言っている。その点についてもう一回ご説明願いたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　ただいまの中止の勧告について、どうしてやらなかったかということでございますが、勧告ということになってまいりますと、これは四日市市長は当時、建築確認申請に対する許可権限は持っておりません。したがいまして、四日市市長といたしましては、知事あてに、この行政庁である、建築確認申請の許認可権を持っている行政庁、すなわち三重県知事あてに九月十七日並びに五十一年十月二日、これは、県議会議員を通じて文書で依頼をしております。それから十月十三日には、やはり市の方から業者に対して強い要望をいたしております。それと、

同じく十月十三日には知事あてに個室付、いわゆるトルコぶろ建設阻止の陳情を行っております、業界から陳情を行っております。それから十月十八日には、同じく今度は各種団体の方から三重県議会あてに請願書が出されております。そして十月二十日には市長より、トルコぶろ建築確認申請書の取り扱いについてということで文書をもって知事あてに出しております。さらに十月二十六日は、これは県の方でございますが、北勢県民局長からこれは中止勧告がなされております。そういたしまして、さらに十月二十七日には許認可権を持っておる知事に対しまして建設阻止の陳情を行っております。さらに十一月五日に、最終的でございますが、市議会で知事あてに県条例改正の意見書のご提出をいただいたと。こういうふうな経過でございまして、中止勧告ということは当時四日市市長には権限ございません。ただいまは建築基準法に基づきまして、二月一日から建築基準法による、いわゆる行政庁の権限を付与されておりますけれども、当時、残念ながら付与されておりませんでしたので、ただ、許認可権を持っておる知事に対して、三重県知事に対して、あるいは業者に対して陳情なり要請なり、あるいは議会の方から意見書なり、とれるだけの措置をとらしていただいたというようなことでございまして、私どもはこういう点をとらえまして、不明朗というようなことはしていないというふうに理解をいたしておりますので、ひとつその辺十分にごしんしゃくいただいて、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君）　ただいま実例を挙げていただきまして、ご指摘があったわけでございますが、八万円と十五万円、約倍の、確かにこの実例でございますとその格差があるわけでございますが、先ほど申し上げましたように売買実例をもとにして評価をいたすわけではございますが、先ほどは申し上げませんでしたが、売り急ぎあるいは

は買いたたきとか、いろいろ売買の中にはいろんな要素がございます。一々、一つ一つの実例につきまして、私どもはその経緯、どういう条件のもとにどういう場合の売買なのかということから調査をいたします。そういたしまして、いわゆるその中に含まれておりますいろいろな要素を除きまして、そして第三者が見て、ああなるほどという数字を導き出すわけでございます。そこからさらに全国的な水準、評価水準というものがあるわけでございますので、大体それは、ただいま申し上げました実例価格からいろんな、いわゆるその不正常要素を除いたものから、さらに四五ないし四〇％程度を除きます。これはいわゆる評価水準、全国的な水準から見た五十一年度の基準年度に対する評価水準と、こういうことになってまいるわけでございます。これは各基準年度ごとに自治省が全国的な立場から調査をした上で、本年度の評価水準につきましてはこれこれという指示があるわけでございます。まあそういったように、直ちに売買実例価格が税にストレートであらわれてくるというものでは決してないわけでございます。特にたんぼにつきましては、農地につきましては、先ほど申し上げましたように現在でもそうした措置があるわけでございますが、いわゆるA農地、B農地に対します特例がありますように、周辺の宅地との格差が非常に大きい農地につきましても、特例措置が、軽減措置があるわけでございます。そのように、農地につきましては政策的な面から非常に負担が低く抑えられておると、すなわち売買価格をそのまま農地の評価については持ってくるのではなくて、収益還元的な立場から評価をされ、税負担が、昭和三十八年度のベースで長く据え置かれてきたわけでございますが、五十一年度に至りまして若干の税負担調整がなされて今日に至っておると、こういう実情でございます。その辺をご理解いただきたいわけでございますが、ただいまご指摘の実例につきましては、五十四年度の基準年度の評価額を算定いたします際の有力な資料にさしていただきたいと考えておりますし、また有力な資料になろうかと存じます。で、先ほど申し上げましたように、そういった格差につきましては今後十分調査をいたしまして、五十四年度の評価に反映をさしてま

いりたい、かように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　森　安吉君。

〔森　安吉君登壇〕

○森　安吉君　土地区画整理法の第七十六条第一項の規定で許可されたために一千万の手付金を打っておりますが、その両者の間に入って仲介者が本当に困っているというのが実情ですので、この土地を市が買収して、商店街が要望している駐車場にしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、公園計画決定されている土地には永久構造物が建たないと、これは法で定められているという話ですけれども、それならば約四年ほど前に競輪場に、競輪場の事務所が鉄筋で、二階建てで建てられているわけなんです。これはどういうふうに法の裏をくぐって建てたのか、ひとつご説明願いたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　ただいまの森議員のご質問の第一点でございますが、区画整理事業の中で、当時その区画整理事業の自治体がこれを許可したということでございますが、これは私ども、当時はまだ戦災復興の県の事務所がございまして、そこで恐らく認可されたんではないかというふうに思っております。

なお、これをいま一千万で云々というお話がございましたんでございますが、先ほど来の、いわゆる財政問題等々からいたしまして、現在、市にはいまのところそれを買収して駐車場というふうな考え方は残念ながら持つことができませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　競輪場の中に鉄筋で事務所が建っているじゃないかと。あれは確かに公園敷地でございます。したがって、本来ならばああいう永久構造の建物は建たないのが都市計画法上のたてまえであることは間違いございません。ただ、あの場合には競輪という公の事業を実施するために、通産省の方としての強い行政指導がございました。したがいまして、このことにつきましては、県の方に十分その事情を説明し、特別の許可を得て建てておるものでございまして、一般的な都市計画街路あるいは都市計画決定をいたしました緑地帯に対する建物の建設の場合とはずいぶん事情が違うということについてご了承を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　森　安吉君。

〔森　安吉君登壇〕

○森　安吉君　買収して駐車場をつくる気はないと、財政上と言われましたんですけれども、それならば松本街道に三交不動産の所有地七百五十坪あったわけですけれども、これを約一億円で買収しております。しかも、この土地は七百五十坪のうちで約四百五十坪が道路になるわけなんです。道路になるんだったらもう少し安く買収したらどうかと思うんですが、その点いかがですか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　都市計画部長。

〔都市計画部長（杉本義広君）登壇〕

○都市計画部長（杉本義広君）　いまご質問いただいております三交不動産の土地の取得につきましては、施工中の千歳町小生線とそれから日永堀木線の交差点のところでございまして、富田山城線堀木橋の土地所有者の交換地の強い要求がございまして、替え地として西浦地域周辺にどうしてももらわなきゃ承諾しないと、こういったような要請が

ございまして、いろいろ事業進捗上物色していたところでございましたんですが、ちょうどそういった土地に出合いまして、本人さんの希望もちょうどその土地でかないますということでございますので、市といたしましては街路決定もしてございますので、道路用地については五十三年度事業化目標がおよそついておりますということも踏んまえまして、中については赤堀山城線の堀木橋の取りつけの代替用地に個人と三交不動産との交換ということにし、道路用地については公共事業で取得すると、こういったような段取りで取り進めさしていただいておるということでございます。

○議長（大谷喜正君）　山路　剛君。

〔山路　剛君登壇〕

○山路　剛君　通告に従いまして質問いたします。

昨日来より各会派の代表質問が行われておりまして、厳しい財政状況下の五十三年度予算にかける市長のご意欲が伺われるわけでございます。市政全般的な施策の概要等につきましても、各部長の補足説明によりまして理解することができるのでございます。そこで、地域的な問題ではございますが、次の三点について質問をいたします。

まず第一点に、近鉄四日市駅前七十メーター道路、歩道遮断の件でございますが、その後の経過についてお尋ねをいたします。

昨年、十二月議会におきまして質問いたしましたとき、市長は、交通安全を守るということはきわめて重要なことではございますが、同時に、地区住民の方々の生活の便宜を図ることも道路にとりましては大変重要な役割でございますので、現段階では、警察当局と市当局の話し合いはお互いに一致点が見出し得ない状況でございますので、今後住民の方々の意向を十分反映させながら警察との話し合いを詰めてまいりたいと思いますと。また陳情書の審査結果

といたしましては、その趣旨を了とし、理事者に善処されるよう要望する、となっておるのでございます。その後三カ月間、警察と市当局、または住民と警察、市と警察等、県会議員を交えまして再三会議を持たれておるやに聞いております。市当局としましては、警察の官権にはどうも乗らないのではないかというような感じも受けるわけでございます。先日も、渡辺南署長が、また担当の古川交通課長が、このような重要な案件を残しながらも解決もせずに転勤をされてしまったのであります。あの件につきましては大変ご迷惑をかけました。まことに申しわけございません。大変お世話になりましたが、十分申し送ってありますので、よろしくお願いしますというごあいさつがございました。地区の人は、署長や課長が転勤になった場合もうあけてもらえるものと首を長くして待っているのでございます。また、県議会の先生方話し合いされたその後の経過についてもお尋ねをいたしたいと思うのでございます。

次に、地区市民センターの構想についてお尋ねをいたします。

市長は議案説明の中にまず第一に新しい地域社会づくりを取り上げておられます。出張所と公民館を機能的に一本化し、地区市民センター構想を打ち出し、地域住民の連帯の場、地域行政の拠点として一部において施行、実施に入り、地域問題調査会の意向を十分踏まえ、逐次全市的に広げてまいりたい。そこで、中央地区について別途のセンター構想を進めてまいりたいというふうに書かれております。この中央地区とは、出張所のない浜田、共同、同和、中央、港と理解いたしますが、それでよろしいでしょうか。ご承知のように、ただいまの中央地区には本庁があるために出張所はありません。当然のことでございますが、また公民館はありましても、中部公民館があるのでございますが、地域とは全然密着はしておりません。市長の考えられる、また住民が大きな期待をかけている住民の連帯の場、コミュニティーの場は全然ないのでございます。また、旧庁舎の市民センターがありますが、全市的な行事等には利用されておりますが、また地域的に会場を持ちたい場合には間に合わない、もう先約がありますという状態でござい

ます。先般も地域問題についての議員研修会が催されました。私は、何かその場で一味違ったいいアイデアが出るんじゃないか、大きな期待をかけておりましたが、残念ながら見当たりませんでした。私はそこで、小学校区に一ヵ所の、いつでも自由に使える地区市民センターを設置していただきたい、先ほども市長の答弁の中で、社会教育にたけた公民館長級のような指導者を選任し、老人会から子供会まで各種団体が、また地区社協の拠点として幅広い活動ができるように要望をいたす次第でございます。

この中央地区の別途センター構想を考えておられるのは、どのようなことを考えておられるのか、また、別途考えるということは、後にしてやらないということではないかというような心配をするわけでございます。この点についてもお答えを願いたいと思います。

次に、と畜場食肉センター改築についてお尋ねをいたします。

と場食肉センターは、産業部長の補足説明がありましたように、二十年前設置されまして、老朽化し、能力も限界にきている。反面、食肉の需要はますます増大しておりますために、これに対処するためには二、三年前より整備、拡充するため候補地を選定、市内各地を探し求め、検討してまいりましたが、だれもがいやがると場の特殊性とか、または規模の問題で候補地はなく、また、あっても同意が得られず、現在に至っている状況でございます。それがために、現在地において特にコンパクトに整備、拡充をし、市民の食肉需要に対応したい。すでに厚生省、農林省においては事業の認可がされておるということで、地元の同意を得たいというので、市当局から申し込みがあり、自治会役員または地主、関係者多数参加の上説明会を催したのでございます。その結果は、大多数の方が絶対に反対であると。その理由としまして、二十年前開設されましたときのこのと場は、住民の皆さんには決してご迷惑をかけないと約束があったのでございます。

ところが、次のような問題が出ているのでございます。

と場食肉市場があるために地域の発展が大きく阻害されている。その周辺は土地の値上がりもなく、買い手がない。二つ目、今回改築した場合、終末処理場と同じく、どこにも受け手のない施設を改築すれば、また二十年も居座るのではないかと。この際、他に移転してほしい。汚物を焼却するために悪臭公害が出ておる。また、豚や牛の断末魔の泣き声の騒音等を聞くときにきぃきぃとうるさい。四番目、汚水が農業用水に流れ込み、時には真っ赤な水が流れた場合があった。臭くて水の中には入れない状態であると、五番目、以前には、血だらけになった豚がと場より逃げ出し、田の中を追い回していたこともある。トンビやカラスが肉片や骨の破片をくわえていっては田の中へ落としていく。大きなドブネズミが繁殖をしまして農作物を荒らす。外部より枝肉がぶら下がっているのが見え、裸で搬入搬出をするので、非常に環境が悪い。近くには文化的な総合庁舎、南警察署、中央緑地、体育館等のある場所でございますので、と場とは全くふさわしくない。他の方へ移転をしてほしい。以上のような問題が出ておりまして、なかなか同意は得られないような状況でございます。

そこへ、五十三年度の予算案としまして新聞紙上にと場の予算が計上されておりました。住民は、市役所の方は本当に住民の納得も得ずして事業を進めているのかと、このような声が出ているのでございます。先ほど来申し上げました幾つかの点におきましては、金さえ出せば解決できる点もたくさんあろうかと思います。特に最近では浄化槽の問題とか、または悪臭の出ない焼却炉とか、いろいろの問題で金さえ出せば相当に環境もよくなり、わたしどもも京都の方または先進地の視察も行いましたが、京都といたしましては、非常にりっぱな施設でございます。どこかのアパートかと思うぐらいきれいなアパートでございまして、道路側も植え込みになっておりまして、非常に環境もよくなっております。しかしながら、住民の方々に見ていただきました大垣、岐阜におきましては、非常にまだ臭みも残

っております。周辺から見ましても、こんなことではとても許可ができぬという状況でございます。

そこで、市長はどこまでこの地元の要求、ただいま申し上げました点を解決できるか、また施設を改善していく思い切った予算措置ができるかどうか、この点についてお答えをいただきたいと思うのでございます。

以上三点をもちまして、第一回の質問を終わらしていただきます。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午後一時五十七分休憩

午後二時八分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君）　近鉄駅前七十メートル道路遮断についてお答えいたします。

ただいま山路議員からご質問ございましたとおり、昨年末、関係市民の方からの要望、また市議会には陳情が出され、採択されたという経過を踏まえまして、市といたしましては基本的にはあけるという方向で警察当局に要請しておるところでございますが、交通事故防止の立場から大局的に見て、警察当局の要請によって閉鎖したという経緯もあるわけでございまして、これまで警察との話の中では非常に意向が強く、変更されていないという現状にあるわけでございます。これの解除に当たりましては、なお慎重を期する必要があると存じますが、特に解除後の交通事故対策と申しますと、施設整備等でございますが、これが前提でございまして、交通規制並びに指導にかかわる所管は警

察当局にあることから、いま一歩、警察当局のご理解とご協力が望まれるわけでございます。警察といたしましては、これまでいろいろ専門的に、信号機の取り付け、あるいは横断歩道の設置等検討されておりますが、現時点ではなお問題があるようで、さらに調査検討の上何らかの結論を得たいというようなのが現状でございます。以上、その後の経過につきましてご説明申し上げました。

○議長（大谷喜正君）　市民部長。

〔市民部長（矢田三郎君）登壇〕

○市民部長（矢田三郎君）　市民センター構想についてお答えをさしていただきたいと思います。

市民センター構想につきましては、市長の提案説明並びに補足説明の中で、その基本的な構想といいますか、考え方につきましては、ご説明申し上げましたとおりでございます。なお、ご質問にありました中央地区の範域の定義といったようなことでございますけれども、これは本庁管内ということを私どもとしては考えておりますので、さようご承知おきを願いたいと思います。

なお、集会所の場所がない、あるいは小学校区に一カ所の地区市民センターを設けたらどうだというようなことについてご指摘があったわけでございますが、このことにつきましては、一応地域問題調査会の答申を得まして、具体的な、いわゆる地域社会づくりの構想あるいは計画といったものを策定いたしたいと、このように考えておるわけです。したがって、新しい、この地域社会づくりをする場合に、それに対する市の立場なり、あるいは具体的な施策に対する基本的な内容をその構想あるいは計画の中に盛り込みたいと。特に答申でも出されると思いますが、この地域社会の範域ということにつきまして、ただいまもお話ございましたが、おおむねその通学区域程度を基準とするということも出されておるわけでございます。したがって、具体的な地域社会づくりの施策の対象といたしましては、こ

うした、おおむね小学校の通学区域というものが具体的に実施されることが望ましいじゃないかということを考えておるわけでございます。そういう意味で今後その範域の問題とそれらの中に整備するこの施設水準の基準的なものを構想なり、あるいは計画の中で設定をいたしたいと、このように考えております。

したがって、地区市民センターは、再三ご答弁の中で申し上げておりますとおりに、いわゆる一般行政の窓口という業務と地域振興業務、それから公民館活動といったその三つの機能を持たせるということを申し上げておるわけです。したがって、小学校区域につきましては、地域問題調査会の答申を得て、先ほどの構想なり基本計画の中で明らかにする必要があると思いますが、一応小学校区域では地区市民センターを設置しないというのがたてまえじゃないかと、このように考えております。したがって、コミュニティーセンターとして、つまり一般行政の窓口事務を除外し、あるいは市の責任に係る地域振興業務を除外した、主として住民の相互の接点の場としてのコミュニティーセンターというものが小学校区一カ所ぐらいに設定されるのが望ましいんじゃないかと、このように考えております。

したがって、ご指摘の中央地区につきましても、これらの構想計画を踏まえまして具体的な計画を策定いたしたいと、このように考えておりますので、よろしくご承知おき願いたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君）　第三点のと畜場食肉センターの改築につきまして、市長にかわりましてお答えを申し上げます。

なお、この問題に関しましては、山路議員さんには地元の議員としてご協力、ご指導を賜っていることを厚く御礼を申し上げます。

ご質問のありました、その整備の基本方針といたしましては、私ども、地域住民の方々の十分なるご意見を承りまして、環境面に重点を置いて現在地において整備を進めてまいりたいと思いまして、すでに昨年暮れ、昨年末以降数度にわたる地域の方々とのご説明なりご懇談の会を持っていただいておりますし、また他市場の施設の見学をしていただいて、よい点悪い点について率直なご意見を承っておる次第でございます。現在、昨年ご予算をいただいてコンサルタントに基本構想の設計をお願いいたしておりますが、この設計が近くでき上がりました上では、さらにこの基本構想に基づいて地元の方々との具体的な意見交換をして、さらに十分調整をしてまいりたいと考えております。

具体的に考えておりますのは、地域に調和した施設として前面の建物には保管流通管理施設を中心といたしまして、と畜場施設を遮蔽するというような計画で進めてまいりたいと存じております。汚水処理につきましては、五十三年度工事として現在、予算を計上しておりますが、一億円をもって一日六百トン処理ができるような最新式の浄化装置を設置して、水質汚濁法に適応した処理をいたしてまいりたいと思います。また、場内で発生します汚物については、外部に搬出することを前提といたしますが、どうしても搬出できない最少限度のものにつきましては、焼却をすることとさしていただいて、その焼却施設は高温無臭の焼却炉を設置してまいりたいと思います。また、枝肉の搬出につきましては、衛生上の問題もありますので、今後は保冷庫によるところの運搬を指示して完璧を期してまいりたいと思います。騒音につきましては、でき得る限り防音壁によりまして外部に騒音が漏れないような計画といたしますほか、生体の搬入につきましても時間制限等をもって考えていきたいと思います。なお、外周には常緑の高木の植樹を配置いたしまして、周囲の調和ある修景設備をしてまいりたいと思います。どうか今後ともよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（大谷喜正君）　山路　剛君。

〔山路　剛君登壇〕

○議長（大谷喜正君）　ご答弁をいただきましたのですが、もう一度質問をさせていただきます。

まず、七十メーター道路問題でございますが、ただいま石井建設部長から答弁をいただきましたが、これは十二月議会採択以前も同じような答弁じゃないかと思います。地元の方としましては本当に何もほかのことを考えず、ただその道路問題だけを考えておられる方がたくさんありまして、新聞紙上またいろんな点につきましても、まずこの七十メーターの問題を現況に復帰せよと、それからじゃなきゃほかの話もできないというような強い意見の持ち主がたくさんお見えになりますので、その点で実はきょうもたくさんの方が見える予定でございましたんですが、ちょっとわたしの番が早くなってまいりましたので、応援団が来ておりませんのが残念でございますが、ということでございます。

結局、住民の方々といたしましては、一体できるのかできないのかと。やるんだったらいつごろやってくれるんだと。やらないんだったら、もうやらぬでいいというような持ち主もございますので、その点ひとついつごろになったらめどがつくのか、いつごろになったらいろんな問題があろうとも解決はするというような、もう一つ積極的な、そういう簡単な、ノーかイエスのお答えをいただきたいと思います。

それから、地区市民センターでございますが、いまいろいろ市民センターの内容とか、または公民館等また出張所、窓口的な、事務的な点とかありましたんですが、わたしらは、部長が言われました後者の方の、やはりコミュニティーの問題で、話し合いの場と各団体の気楽に使える場ということで、組織はもう現在できております。場所がないために困っておるわけでございます。近鉄高架下におきましても、浜田地区、そしてから共同地区におきまして、二つのセンターができまして、これは近鉄の高架による、何か近鉄からいただいたとか、そういう事業からいただいたのでございますが、それももう満タンの状態でございます。いろいろ、婦人会または各団体が同志同好の集いをやっておりまして、何曜日は何々のクラブ、何曜日は何々といいますと、もうほとんどあいていない状態でございます。しかしながら、そのクラブ自体におきましても、高架下自体におきましても、地区的な重要な会議がある場合にはあけていただくという約束のもとにいまやっておりますので、どうぞその点もよくお考えいただきまして、そういう、部長の言われましたようなセンターで結構でございます。小学校区ぐらいにつくっていただきまして、本当にみんなが気楽にやっていただけるような、よってそれぞれのコミュニティーの場として、拠点となるような施設をぜひともお願いしたいと思います。すぐには確答ができないと思いますが、小学校区またはまずはじめにどこでもよろしいので、一カ所モデル的にもつくっていただきましたらどうかと思います。その点について簡単にご答弁願いたいと思います。

また、と場の問題でございますが、先ほどいろいろの問題を掲げまして、それが解決できればということを申し上げましたんですが、私も中に入りましていろいろ強い意見も聞いておりまして、こんなによく問題が出てくるものだなと思うほど問題が多いわけでございますが、特に先ほど申しましたこの食肉センターの問題につきましては、実際に現地の住民でなけりゃわからないような苦労が現実にあるわけでございます。そういう点で思い切ったひとつ処置をやっていただこうと、金さえ出せば、いろんな施設は、本当に最近はいろいろ技術的にも進んでおりますので、解決ができると思うんですが、どうぞその環境の問題またはその中でもう二つ三つ残して、あとは金さえかければ解決できる問題だと思いますもので、ひとつ住民の方々に現在の食肉の必要性とか、または食糧事情の、非常に肉食が多くなったという点をですね、必要性を説いていただきまして、ひとつ平身低頭、頭を下げていただきまして、どうしてもどこにも行き場所がないから頼みますと、簡単に、もう包み隠さずして、腹を割ってお願いをしていただき、そのかわり、住民から出ましたいろいろの問題については、また市の方も考えていただくというのが一番いい方策だと

思います。しかしながら、その点につきましても、コンサルタント等に指導をいただきながら、住民の要望が満たせるような方向にひとつぜひとも協力をいただきたい。そうしないと、また二十年後になりましてから、現在のと場におきましてもあんなものを持ってきたからといって、批判も出ておりますので、またこれ改装しますと、あと二十年間改装はないかと思います。その時分までには私ももう死んでおらぬかと思いますけれども、何とかして、あのときに山路さんが残してやったもんで、もう地元は困るんだということのないようにご協力のほどをお願いしたいと思います。

質問を終わらしていただきます。

○議長（大谷喜正君）　坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男）　ただいま七十メーター道路の件につきまして、明確な答弁をもらいたいというお話でございましたが、本件につきましては、あくまでも道交法に係る問題でございますので、警察と協議を重ねなければならない問題でございます。したがいまして、いつごろどうなるんだということはここで明確にすることはできませんが、今後、われわれもいままでの経過を踏まえまして、交通事故をなくすという立場のもとにあける工夫がなされれば、その方向に持っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　市民部長。

〔市民部長（矢田三郎君）登壇〕

○市民部長（矢田三郎君）　小学校区にモデル的でも、コミュニティーセンターの建設をやったらどうだというようなご意見であったと思うんですが、この地域社会づくりは、あくまで住民の手によると、そして住民の相互の連帯、

理解を深めるという、そうした新しい、人間性の回復ということが、今日、青少年問題も踏まえましていろいろと論議をされておるわけです。したがって、地域問題につきましては、あくまで地域住民の切実な課題として取り組んでいただくということが、まずたてまえだろうと思います。したがって、この出会いの場として集会所の設置と、そういう機能を持たせるためのコミュニティセンターあるいは集会所というものが必要じゃないかということを申し上げたわけでございます。

したがって、これらの資金の問題あるいは先ほどご指摘の用地の問題等が、問題になってこようかと思います。市が、現在計画をいたしており、具体的に実施をいたしております、いわゆる地区市民センターにつきましては、これはあくまで一般行政の窓口ということと、そして公民館活動というその二つの機能を持たしておる関係上、市費によって建設をいたしておるわけでございます。したがって、各地域における出会いの場としての集会所の建設につきましては、この基本的な計画あるいは構想の中で、市の負担区分等も具体的に明らかにする必要があろうと思いますが、今日の段階では集会所に対して一部補助を行っております。これが必ずしも、これでいいのか悪いのかという問題も論議の対象になるところでございますので、用地問題も含めまして、それらの資金援助の問題につきましても、今後具体的に検討をさしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　山路　剛君。

〔山路　剛君登壇〕

○山路　剛君　いま七十メーター道路問題につきまして助役の方から答弁をいただきましたんですが、非常にまあ、過激派と申しますか、それだけに関係しておる方がたくさんおいでございます。今度の予算の案におきましても、国道一号線の地下道問題が出て予算化されております。この問題等におきましても、この七十メーターの横断歩道の

問題が解決してないことには、その地区としてはなかなかむずかしい問題が出てくるんじゃないか。私は、やはりいろんな問題はさておきながら、よいことならどんどん進んでいこうということで、関連した問題につきましても、市当局の方からそれを別としてやってくれということを言っておりますけれども、やはり関係者としましてはもうこれ以上待っておれぬということで、われわれがどこかへ通告をして、罪にならぬのだったらあの辺へダンプカーを持っていって壊していこうという、非常に過激な方がおられます。または行監の方へやるとか、また市長の方へ公文書で返答をもらうとか、または市民税の不払い運動を起こすとか、いろいろそんな点まで波及しておろうと思います。そういう点で非常にこう行政不信というようなことが行なわれてはいかぬと思いますので、何とかひとつご尽力をいただきまして、早急にいいならいい、悪いなら悪いの早くひとつ対策を練っていただきたい。また、あのままでほうっておきますことは、交通安全上からいきましても本当に危のうございます。現在でもあの道を、バスからおりたら前まで行かずに、たくさん通っておるのを見受けるわけでございます。実際にいかぬものなら、早くもうあそこに低下を植えて芝を張り、そして通れないようにガードレールでも張ったら、もっと交通安全は守られると思うんです。あのままでほうっておかれてましたら、まだあそこは通ってもいいじゃないかということで、奥さん方が子供の手を引きながら、乳母車を引きながら上がりにくいあの中を上がって、砂のごそごそした中を引っ張って通っていかれる。いつ通っても二人や三人は、あの閉めた場所を通っております。市の広報に、この場所が遮断されたということが載ったときがあったんでございますが、そのときにも、よくめがねをはめてみますと五人ほどあの、現在遮断されたところを通っておる写真が載っておるわけでございます。以上のようにして、早く住民の要望におこたえをいただきたい。切にお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君）　大森多喜三君。

〔大森多喜三君登壇〕

○大森多喜三君　以下三項目につきましてお尋ねを申し上げたいのでございます。

まず第一は、今後の財政の展望並びに財源対策でございますが、景気浮揚を至上課題といたします国家予算に歩調を合わせまして、四日市市は四日市市なりに経済情勢の転換に寄与いたしますとともに、多種多様の市民要求を巧みに集約されました五十三年度の予算案に対しまして、私は高く評価をいたすのでございます。しかしながら、五十三年度は市長の勇断によりましてこうした大胆な予算編成がなされたのでございますが、さて五十四年度、五十五年度はどうなるんだと、こういうことを考えますときに、何か薄ら寒い先行き不安を感じるのでございます。こうした厳しい状況下に、ことしは新しい基本構想を練られ、そうしてそれに伴う五カ年計画が策定されるのでございますが、基本構想といい、あるいはまた五カ年構想と申しますが、まず財源の裏づけがなければならないと。また今後の財政展望の見通しがなければならないと、そうした見通し、展望の上に立って、はじめて基本構想が策定され、そうして五カ年計画ができるんじゃないかと、こういうことを思いまして、財政展望について市長にいろいろお尋ね申し上げたいと、こういうふうに思っておったんでございますが、きのうは宇治田議員から、それから出井議員、きょうは後藤議員と山中議員、こうした方々がご質問をされまして、それに対する市長のご答弁がありまして、もう私の中身は尽きたんでございます。宇治田さんで大分減り、出井さんで大分減り、後藤さんで減り、そうして山中さんでとどめを刺されたというのが実情でございまして、この問題については市長にお尋ねすることは割愛したいと思うんでございますが、ただし一般質問でございますので、ひとつ簡単な問題について財政部長にお尋ねを二、三申し上げたいと思うのでございます。

これまでの市長のご答弁あるいは財政部長のお話、補足説明あるいは政府の、いわゆる地方財政収支試算表、こうしたものを考えまして、こうしたものを参考にして、私は私なりに、単純計算ではありますが、一応の今後の見通しを立ててみたのでございますが、まず、財政規模を前年度比一五％の膨張といたしますると、五十四年度は四百二十七億億円、五十五年度は四百九十億円、五十六年度は五百六十億円、五十七年度は六百五十億円の予算規模となるのでございます。これに対しまして税収入は、前年度比一〇％の伸びと想定いたしまして、五十四年度は百八十九億円、予算規模に対します構成比率は四四％、五十五年度におきましては二百七億円、構成比率が四二％、それから五十六年度は二百二十八億円、構成比率が四〇％、五十七年度が二百五十億円でございまして、構成比率が三八％となるのでございます。また市債は、前年度比一四％の上昇と見まして、五十四年度が六十億円、五十五年度が六十九億円、五十六年度が七十九億円、五十七年度が九十一億円となるのでございます。公債費は、五十四年度が二十八億円、それから五十五年度が三十二億円、五十六年度が三十七億円、五十七年度が四十二億円となりまして、元本へ利息の関係を二対三と見ますと、五十七年度の市債累積残は三百三十三億となるのでございます。

それで、お伺いいたしたいのでございますが、想定ではございます、しかも、これは一般会計だけの想定でございますが、五十七年度の予算規模は六百五十億円、税収入が二百五十億円、市債が九十一億円、市債の累積残が三百三十億円、このような財政状況となるのでございます。また五十六年度は、予算規模が大体五百六十五億円、市税収入が二百二十八億円、市債が七十九億円、市債の累積残が三百七億円となる、五十五年度は、予算規模が四百九十億、市税収入が二百七億円、市債が六十九億円、市債の累積残が二百七十七億円と、こういう財政構成になるのでございますが、この五十五、五十六、五十七年の財政構成のうちでどの時点が、いわゆる地方交付税の交付団体に転落する時点になるのかと、これをひとつお聞かせ願いたい。エリート中のエリートでありまして、しかも財政の専門家であります財政部長の豊かな経験に基づく勘でよろしゅうございます。勘で結構でございますからひとつ教えてもらいたいと思うのでございます。

また、地方財政収支試算表で、現行税制のままで推移しますると、五十七年度には地方財政は七兆四千三百億円の財源不足になると、五十七年度には借金財政を脱却しようといたしますると、その間に四兆六千億円の地方税の増収をしなければならないと、こういっておるのでございます。また、市長の議案説明の中にも、財源対策としては超過課税、それから法定外普通税の、これを十分検討するということを申されておるのでございます。もし市民税の個人割を、現在、法人税割は超過課税でございますが、もし市民税の個人割を制限税率、いわゆる標準税率の一・五倍でございますが、この制限税率まで引き上げたら、概算どれぐらいの増収になるんだと。また、固定資産税を、現在一・四％でございますが、これを二・一の、いわゆる制限税率まで上げました場合、どれほどの増収になるのかと。これは五十三年度の時点でございますが、ひとつ教えてもらいたいと。私、決して増税論者ではございません。減税論者でございますが、しかし、いろいろこの問題やかましく言われますので、一応参考までに教えていただきたいのでございます。

いま一つは、法定外普通税の対象にはどういうものがあるのかと。どこの自治体でもこれを躍起に捜しております。名古屋市は入市税をとるとか、あるいはまた三浦市はヨット税をとるとか、いろいろ新聞で拝見したのでございますが、その後どうなったのかわかりません。いろいろ各自治体において捜しておりますが、なかなかないそうでございますが、当市におきましてはいい対象が見つかっておるのかどうかと。この、以上三点についてお尋ねを申し上げたいと思うのでございます。

その次には、工業高校の移転でございます。

これも、先ほど後藤議員の質問に対しまして市長から、現在、県が話し合いをしておるんだと、こういうご答弁がございまして、私、理解をしたのでございますが、現在、石原さんの社宅の跡地がどうのとか、あるいは米先川の付近がどうだとか、いろいろ巷間雑多なうわさが飛んでおりますので、もう一歩ひとつ掘り下げて聞かしていただけぬだろうかと。これはむしろ担当の、いわゆる杉本部長からお聞かせ願う方がいいかと思いますので、ひとつ差し支えのない程度でご説明をいただきたいと思うのでございます。

第三は、消防職員協議会の問題でございますが、私、新聞で消防職員が協議会をおつくりになったと、こういう記事を拝見しました。災害の修羅場に身を挺して活躍をせられるのでございます。そうした消防職員が協議会をおつくりになりまして互いの親睦を図られるのはまことに結構なことでございまして、喜んでおったんでございます。その後、職労のニュースその他を見ますと、「消防職員、当局の防害を排して百七十二名が協議会結成。明るい職場と権利の確立へ」と、こういうふうな大きな見出しで結成式の状況が報じてあったのでございます。また、宣言文の後段には、法規制や前近代的な消防制度や習慣の中で、加えて政府、消防長や消防当局のいわれない干渉や圧迫の中で私たちは沈黙と人間としての屈従を強いられる時代は終わりにしなければなりませんと、こういうふうな文字も見られたのでございます。私のような、現体制の保守を念願といたすものにとりましては、驚くような先鋭的な文字が羅列されておったのでございます。この協議会の性格はどういうものか、地公法の第五十二条に抵触するような組織ではないのかどうか、性格についてご説明を賜りたいのでございます。

次に、どうした経緯で結成されたのかと。結成までの経緯についてご説明をいただきたいと思うのでございます。

また、この協議会に対しまして、最高責任者はどういう方針で対処されますのか、以上三点についてお尋ねを申し上げたいのでございます。

以上をもちまして、私の第一次の質問は終わります。

○議長（大谷喜正君）　財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君）　お答えいたします。

大変むづかしいご質問をいただいたわけでございますので、さてどうお答えをいたしてよいものやらと考えておるわけでございますが、まず、ご質問の順序から申しますと逆になりますが、法定外普通税にはどんなものがあるのかというご質問からお答えをさしていただきたいと思います。

ご承知のように、法定外普通税につきましては、現行の地方税法におきましては、市町村税として課税できます法定された税目以外のものにつきまして、適当な財源を見つけて、各地方公共団体が自由に課税ができる。まあ自由と言うのは、いささか表現がまずうございますが、自治省の許可があれば課税できる。税率につきましても、これは税法上の制限も、標準もございません。そういった性格のものでございまして、昨今の地方自治体の財政窮乏に当たりましては、各地方団体はウの目タカの目で財源を調べておるわけでございますが、ご参考に申し上げますと、商品切手発行税、これが現在、若干資料は古うございますが、十七団体が実施をいたしております。最近では、長野市、堺市。これはこの名の示すとおり、商品切手を百貨店等で発行いたしておりますが、その際発行額の何％と、大体二％から六％程度でございますが、この税率でもって課税をすると、こういう性格の税でございます。それから砂利採取税、広告税、先ほどご指摘のありました別荘等所有税、これは熱海市だけでございます。それから入市税、ヨット・モーターボート税、このヨット・モーターボート税につきましては神奈川県の三浦市、これはかなり問題が残されておるようでございますが、それから観光税、こういったものもございます。私がいままでに調査いたしました法定外

通税としては、大体こういったところが現在課税をされておるわけでございます。

本市におきましても、私どもいろいろと四日市として法定外普通税を創設するとすればどういった財源があるのかという点につきましては、かねがね勉強もいたしてまいったわけでございますが、先ほどは大変おほめをいただいたわけでございますが、全くその逆でございまして、浅学非才のためもございまして、いまだ適当な税源を見つけるまでには至っておりませんが、今後も一生懸命研究はいたしてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

それから次に、市民税個人分を制限税率までいっぱい課税した場合、本市でどのくらいの増収になるのか、固定資産税についてはどうかというご質問でございます。

ご承知のとおり、この両税につきましても、標準税率と制限税率が定められておりまして、いまご指摘ございましたように、個人分につきましては累進税率となっておりますので、いまここで簡単に税率は幾らということは申し上げられないわけでございますが、二%から最高一四%までの間で標準税率が定められておるわけでございますが、制限税率といたしましては、これの一・五倍、つまり五割増しということになります。固定資産税につきましても、百分の一・四、これが百分の二・一まで、つまり五割増しまで制限税率は定められておるわけでございまして、端的に申し上げますと、ただいまのご質問はいずれも五割増しになるわけでございます。したがいまして、本年度の予算計上の額からまいりまして、個人の所得割につきましては四十三億二千九百十四万でございますので、この半分がふえると二十一億六千四百何がしになるわけでございます。それから固定資産税につきましては、制限税率いっぱいまでといたしました場合、現年度課税分といたしましては六十九億四千七百七十万円。したがいまして、これの五割が増収になると、こういうことでございます。

それから、最後の問題でございますが、こういった財政状態で推移するならば、いつの時点で交付団体に転落するのか、勘でよろしいから言えということでございますが、お示しいただきました数字で、いつの時点かというご質問のように承るわけでございますが、この数字を検討しておる時間的余裕もございませんので、昨日市長からお答えを申し上げました内容で、私もこの問題につきましてお答えをさしていただきたい、かように考えるわけでございます。

昨日、市長が宇治田議員のご質問に対しましてお答えをされたわけでございますが、数字は省略させていただきますけれども、大きな、これから市債の償還が予定されております。で、これを返していくわけでございますが、それの前提になります条件といたしまして、一般会計としては五十四年度以降につきましても毎年三十五億程度の新たな市債を発行すると、これが一つの条件でございます。それから、一方、歳入でございますが、この歳入につきましては、市税のみにつきまして申し上げ、市長からも申し上げたわけでございますが、この前提といたしまして、五十四年度では百九十億、五十五年度では二百八億、五十六年度で二百二十八億、五十七年度二百五十億程度の税収、これはもちろん現行の税制度のもとで試算をしたものでございますが、こういった程度の収入ということになってまいりますと、さらにもう一つ、先ほど申し上げました歳出の面でございますが、公債費に加えまして、投資的経費を除いた歳出予想額で収支を試算いたしますと、五十四年度で約七億円、五十五年度以降、五十六、五十七各年度につきまして約十億円程度の赤字、赤字と申しますのは、公共投資と申しますか、投資的経費に充当できる財源が不足をすると、こういう仮定をいたしまして、これでまいりますと五十六年度には交付団体に転落をするのではなかろうかという推測をいたしておるわけでございます。

お断りをさせていただきたいわけでございますが、以前にもこういったご質問をいただきまして、二、三年後に交付団体に転落をするのではないかという予測をお答えしたようでございますが、幸いにして今日まで交付団体にならずにがんばってまいったわけでございますので、今後これが五十六年には間違いなく転落するかどうかということに

つきましては、はなはだ明言はできないわけでございますが、いま申し上げましたような仮定で、条件で試算をいたしますと、五十六年度にはと、こういうことでございますので、そのようにひとつご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　都市計画部長。

〔都市計画部長（杉本義広君）登壇〕

○都市計画部長（杉本義広君）　工業高校移転問題につきましては、先ほど市長がご答弁申し上げましたとおりでございます。

その後、移転ということにつきまして、学校並びに県当局といろいろと折衝をしてまいったわけでございますが、学校側におきましては、茂福候補地を、移転という前提において意思決定をしていたんだということでございまして、ほか、われわれが机上的に提案申し上げました二、三カ所については非常に条件が悪いというようなことでございまして、あくまで前回候補地の周辺なれば、学校側としても前向きに検討をすると、こういうことでございまして、そういったことを前提におきまして、三重県教育委員会の方におきまして諸条件を整備していただいておると、また学校当局との調整も重ねていただいておるという段階でございまして、ただいまのところその返事も私の手元に届いていないという状態でございまして、前回候補地の周辺ということでご了承を賜りたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　消防職員協議会につきまして、基本的な考え方を私の方からご答弁申し上げ、なお補足する点がございましたら、消防長の方から補足させますので、よろしくお願いいたします。

ご承知のように、地方公務員法第五十二条第一項の規定によりまして、職員団体を組織する職員の範囲から警察職員並びに消防職員を除外するとともに、同法の第五項の規定によりまして、これらの職員は勤務条件の維持、改善を図ることを目的とし、かつ地方公共団体の当局と交渉する団体を結成すること、あるいはまたこれに加入することはできないものとされておるのでございます。これらの職員につきまして、あるいは団結権、団体交渉権及び争議権が禁止されておりまして、一般地方公務員よりも厳しい条件が課せられておりますのは、その職務と責任が直接、治安及び住民の財産の保護に当たるものであるというところからでございます。したがいまして、こういう職員団体以外の、いわゆる親睦的組織をつくりまして活動をすることは、法的には差し支えないことと解されるのでございます。新聞等の報道でもご存じのとおり、国内の各地で消防職員の協議会組織への結成の動きが見られております。また、その動きを拡大強化しようとする動きもあるのはご承知のとおりでございます。

本市におきましても、去る二月四日に消防職員協議会が結成されました。しかしながら、本市の協議会の規約は、おおむね親睦的あるいはまた研究的な内容を持ったものでございまして、また現在の活動状況から見ましても、違法な団体として判断することは、これは困難でございます。したがいまして、職員に対しましては、今後万一その行動が地方公務員法の規定に基づきまして違反な行動があったというようなことがある場合には、これは当然厳正な姿勢で対処するのはもちろんでございます。

しかしながら、一方、私どもといたしましては、職員の処遇等につきましては、今後とも十分配慮いたしまして、消防体制の強化を図るよう措置いたす所存でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　大森多喜三君。

〔大森多喜三君登壇〕

○大森多喜三君　第一の問題ありがとうございました。さすがに優等生の答弁でございました。いかにも市長答弁と合致しまして、まことに結構なことだと思います。どうかひとつ、市長はじめ皆さん方、こうした難局でございます。厳しい情勢下でございますが、今後とも財政運営に万全を期せられますように、ご精進なさるように、ひとつご要望申し上げましてこの項目は終わりたいと思います。

それから、第二の問題でございますが、これも理解をいたしたんでございます。

第三の問題でございますが、どうも消防職員の任命権、わたしは消防長にあるかと思っておったんですけれども、私、不明の点ざんきにたえないのでございます。

いろいろ助役からお話を受けまして、四日市の協議会はそうした先鋭的なものでもないんだと、非常におとなしい親睦的なものだと、こういう話を伺いまして、私も喜んでおるのでございます。しかし、一たん違法なことになったら、断固対処すると、こういう決意もまた承りまして、非常に喜んでおるのでございます。

ただし、私、消防職員というものは消防活動なり、あるいは防災活動の中核でございまして、これを取り巻く組織といたしましては、消防団があり、あるいはまた自衛消防団があるのでございますが、そうした消防団員あるいは自衛消防団員は、みずから進んでこうした犠牲多き職務に挺身しておるのでございます。こうした方々の批判を受けないように、またこうした方々の奉仕意欲を減退させないように十分、細心の注意を願いたいと思うのでございます。

また、この地方公務員の争議行為の禁止につきましては、その代償として人事院があると。団結権まで禁止されました消防職員に対しては、大幅な優遇措置が講ぜられなければならないと思うのでございます。これは当然じゃないかと思うのでございます。現在、給与がある程度高いとか、出動手当が出るとか、こうしたことでは、こうした微々たることでは団体権の禁止の代償としては余りにも惨めでなかろうかと思うのでございます。経済的にも心情的にも

より以上の優遇措置が必要になるのではないかと思うのでございます。協議会結成に至りましたその奥に、その底に流れています消防職員の声なき叫びを突きとめられまして、消防組織の生命といたします指揮命令権の確立と、市長のよくおっしゃいます人間尊重の調和を図っていただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（大谷喜正君）　野呂平和君。

〔野呂平和君登壇〕

○野呂平和君　通告に従い、質問させていただきます。

長引く不況、円高による為替差損、構造不況等の中で、三月一日には永大産業が子会社四社とともに負債額一千八百万円を抱え、倒産しました。そして二月の企業倒産は、負債総額四千億円を超え、月間としては昨年五月の三千五百三十億円を抜いて、史上最高を記録することが確実となり、期末を控え、企業倒産は三月も高水準に推移するのではないかと、三月危機スタートが報ぜられております。当市の新年度予算は、総額約六百五十八億円、不況の中で税収の伸び悩みが響いております。市税収入は、歳入全体の構成比で五〇％を割り、四六・一％、これに対し市債が四六・八％増の五十二億四千万円となり、構成比一四・一％、市債依存度は年々高まり、不況を反映して市も借金財政の色合いがますます濃くなっております。国の不況対策、住民の多種多様にわたる要望、そして市の重点施策を組み入れた予算編成に当たり、並み並みならぬ苦労を重ねられたことと推察いたします。しかし、苦しい財政であっても、市政は市民のためにあり、要望にこたえていかなければなりませんが、市当局のたゆまぬご努力をお願い申し上げます。

通告の第一に、四日市市総合計画についてお尋ねをいたします。

この総合計画は、市長が助役当時、総合計画策定委員会委員長として参画され、昭和四十九年度から昭和五十三年度の五カ年間で段階的に実施する計画の総量を示されたものでありまするが、それは従来の市行政を見直し、より一層総合的かつ計画的に施策を推進するために、一、計画の意義として社会情勢と市民意識を正しく把握して、人間尊重を基本理念とした福祉都市の建設。二、まとめ方として自治体の権限を最大限に駆使し、財源の有効適切な活用を図る。三、実施可能な内容として実現性に主眼を置き、市が責任を持って実施していく施策。以上の策定方針により、緑と太陽のある豊かな町づくりを基本として、一、高福祉社会の実現。二、教育文化の向上。三、住みよい都市の建設。四、産業の振興の四つの柱の実現を目標に実施され、ここに最終年度を迎えることになりました。

去る五十二年十二月定例議会においての市長のご答弁を要約いたしまするに、今日の総合計画基本構想の四つの柱をもとにし、人間尊重ということを基本理念として福祉都市の建設を目標とする、現行の基本構想の考え方そのものは将来とも受け継がれてしかるべき考えだというふうに思っております。しかしながら、今日の段階では入口のドーナツ化、農用地の減少、常時浸水地域の拡大等の都市問題が起きており、日本が直面している不況による経済見通し、また工場の新増設を抑制する考え方等により、当初の、総合計画をつくった当時と、今日的に基本的な理想像の達成する手段、方法は、これらの状況に対応できるよう変更をしていくというふうに考えておる次第です。総合計画の見直しの時期については、五十三年度が五カ年計画の最終年度に当たりますので、五十三年度中には次の計画を明解に打ち出すための対策として市政懇話会を来月早々には発足させながら、問題点を整理してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。具体的な事業を達成していくためにどれを取り上げていくかということが、確かな選択の時代になった問題で、仮に市政懇話会というものを設置いたしても、自由討議の中から私どもが考え得る、取り上

げるべきものを取り上げて、盛り込むようにしてまいり、その上に地域社会づくりという方向を確立しながら、総合計画を策定してまいりたいと、以上のようなご答弁を得ておりますが、そこで次のことをお尋ねいたします。

総合計画は、実施不可能のないよう実現性に主眼を置き、市が責任を持って実施していく施策ですが、一、最終年度を迎え、約二五%の未完了の事業があると聞いております。その事業内容と事業達成の見通しについて。二、進捗率の低い事業と五十三年度予算との関係について。三、新五カ年計画に関連した市政懇話会の状況について。四、行財政調査会、地域問題調査会答申の五カ年計画の位置づけについて。以上、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

通告の第二といたしまして、朝明川の改修についてお尋ねをいたします。

朝明川は、ご承知のとおり、鈴鹿山系から三重郡菰野町、四日市市、川越町を経て伊勢湾に流れます二級河川で、長さは延べ二十五・八キロに及びます。白い砂、白ハエで知られる美しい朝明川も、集中豪雨のたびに濁流渦巻き、周辺住民の生命、財産を奪う、すさまじく恐ろしい河川となりました。これを守るために流域住民は、身の危険を顧みず、総出で堤防を死守しておりますが、集中豪雨のたびに大きな被害を出しております。この流域住民から、水害はもう御免だ、われわれの生命を守れ、財産を守れ、そして生活を守れと、血の出るような声をお聞きでしょうか。いや聞いておられます。これが去る二月十五日の、富州原地区、富田、大矢知、八郷、下野、保々地区の住民からの陳情だったのです。陳情は数年来何回も続けられてきましたが、実績らしい実績としてはあらわれてまいりませんでした。今回の陳情は行政に対する住民の怒りが込められております。陳情書には、毎年の本市北部ブロック自治会長大会においてもこれを議題とし、朝明川の全面改修を悲願として訴えておりまするが、一向に意がかなえられない状態でありますとあり、さらに、朝明川流域住民の生命、財産を水害から守るために朝明川全面改修の悲願が達成され

るまで一致協力して目的完遂に邁進することを宣言すると、宣言文まで添えられております。

ここまで住民を追いやった原因はどこにあるのか。一、改修はほとんど手つかずの状態。二番、河川周辺の急激な開発でありますが、改修については、中小河川改修事業により昭和四十九年度から総事業費百五十七億円で全面改修がされることになっておりますが、四十九年度からやっと下流五・六キロの一部改修にかかり、また五十二年度は国道一号線と国道二十三号線の川越町側で七千三百万円の改修工事が行われておりますが、工事はスローテンポであります。四日市市内において早期改修が強く叫ばれておる危険個所は、保々地区五キロ、下野地区〇・九キロ、八郷地区二・五キロ、大矢知地区〇・五キロの総延長、計八・九キロであり、このような現況の改修工事が行われるならば、百五十年の歳月も要し、すでに計画という言葉は失われ、無計画な、住民感情を無視した暴挙であると断言せざるを得ません。

そこで、次のことをお尋ねいたします。

一番、市行政の基本対策。すなわち、四日市市の住みよい都市建設を図る、基本計画の河川改修対策について。二番、市民への対応として早期改修実現への具体化。すなわち「百年河清を俟つ」に等しい、現在の改修工事を十年以内に完了する具体策。三番、市民の生命と財産の安全確保。すなわち、あすにも起こる、河川未改修による入災で失われるかもしれぬ人命と財産についての責任。四番、昭和四十八年、隣接の各自治体へも呼びかけて結成されました朝明川河川改修促進期成同盟会について、これまでどのように事業を進められておられますか。また、調査研究をなされた内容と存在の意義をご説明願います。五番、二月十五日、四日市市北部ブロック自治会長大会より陳情を受け、一ヵ月経過した現在、どのように県、国に働きかけ、また市が市民に対応してきたかを説明願います。

以上五項目を関連してお答え願いますが、特に、百年河清を俟つに等しい、このことわざと市行政のあり方についてこれでよいのか、納得のいく説明をお願いいたしたいと思います。

なお、私はご答弁を願うに際し、お願いがございます。市民の命と財産が危険にさらされ、一日も放置しておくことのできない、市の行政の最重要問題でありますので、ご出席の市理事者よりご答弁並びにご意見を承りたいと考えますが、市長は二十五万市民より選ばれた行政の最高責任者として、また助役、収入役は市長に次ぐ責任者として、市長を補佐し、互譲の精神に徹し、活躍を期待しております。特に、坂倉助役におかれましては、長い間、県に籍を置かれ、前途有望な助役として、陳情を受けた際、一日も早く実現するよう国、県に働きかけたいと約束されましたが、約束とは、責任を持って実行することであると考えますので、第五項についてわかりやすくご説明をお願いします。また、各部長は、三千余名の職員から選ばれました最高クラスの有能な、今後の活躍が期待される職員の方々であります。私の担当である、担当でないということでなく、市の縦割り、横割り行政を脱して、市の全組織、全能力を挙げて、政治的にも取り組むべき問題としてご意見等をお願いいたします。

次に第三として、道路網の見直しについてであります。

近年、車はますます増加の一途をたどり、朝夕ともなれば、大型車両を含め、道路は車であふれ、道路の機能は限界に達しております。定期バスは、もはや発着の時刻表を必要としない不定時刻表発着バスとなりました。主要道路の車は、昼間はもとより深夜にも長距離大型貨物車が走り、沿道の住民はその騒音と排気ガスで苦しみ抜いております。市内を通ずる名四国道はスピード制限が実施されておりますが、住民に対する解決には何らなっておりません。

また、山間部には大型住宅団地の開発も進み、市内に通ずる道路もまた限界に達しております。参考までに、私は昭和五十二年度中の四日市市民の車両の保有台数を調べてみましたが、普通車約七万三千五百台、軽四約三万六千台で、合計十一万台でございます。増加率は毎年約四千五百台、軽四、二百五十台の増加となっております。これら

の現況から、直ちに道路の新設、拡充、整備は困難と思いますが、国、県にも強力に働きかけ、計画、実施、完成へと相当の決意を持って推し進められるよう、特にお願いをいたします。

さて、次のことについてお尋ねいたします。

一、富田山城線の完成時期について。東名阪の中村インターの新設が決定されましたが、富田山城線は、インター、国道一号線、名四国道へと通ずる重要道路で、市内交通緩和にも大きな役割を果すものと考えますが、完成の見通し等について、はっきりとお聞かせ願いたいと存じます。

二番、東名阪の利用と無料化について。現在の道路事情を考慮して、早急な解決策として考えてみましたのが、東名阪有料道路の利用でございます。亀山、桜、桑名間を無料開放し、車両の流れを変えることです。これにより市内の交通量は半減すると思われます。道路公団との折衝という大きな問題があることは十分承知をしておりまするが、これが政治ではないでしょうか。たとえば、四日市市が負担金を出すことによって了解を得ることになっても、市民の利益と行政の見地から十分検討に値するものと考えられます。実現するしないの議論を闘わすのではなく、四日市市として早急な解決策はこれ以外にないことを道路公団に理解を求めるよう努力をしてみる必要があるものと考えますが、いかがなものでしょうか。参考までに、亀山・天理間は建設当初より無料開放でございます。これは、いまは亡き河野一郎建設大臣の政治的配慮であったと、私は聞いております。

以上提案させていただき、第一回の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午後三時二十六分休憩

午後三時四十一分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

市長公室長。

〔市長公室長（阿南輝彦君）登壇〕

○市長公室長（阿南輝彦君）　最初に、総合計画に関連した問題につきまして市長にご質問がございましたけれども、かわりまして私からお答えを申し上げたいと思います。総合計画に関連する問題は、各議員のご質問等に、市長がいろいろお答えを申し上げておりますので、ほとんど申し上げることもないかと思いますが、いま最初に、最終年度を迎えて、二五％ぐらいの残りがあるという説明だったがというご指摘でございますが、市長がお答えを申し上げておりましたのは、四つの柱全体につきまして事業量でいきますとおおむね八八・五％、事業費でまいりますと九七・一％の達成を見ておりますというふうにお答えを申し上げておりますので、そのようにひとつご了承をいただきたいと思います。いずれにしろ、こういった一〇〇％になっていないものが幾つかあるわけでございますが、五十四年度以降の五カ年計画の中に、それらにつきましてはそれぞれ十分再検討をいたしまして、反映をさせていかなければならないと思っております。

さらに、行財政調査会あるいは地域問題調査会の結果等の位置づけについてのご指摘でございますが、行財政調査会につきましては、すでに機構改革等に反映をさせております し、さらにこの事務事業の範囲の問題、やる選択の問題、あるいは財政的な問題、これにつきましては、それぞれお世話になりました先生方にも、引き続きご厄介になっておりまして、これからの作業の中に生かしていきたいと思っております。また地域問題調査会は、近く答申をいただく運びになりますが、当然新しい五カ年の一つの柱になります地域社会づくり、あるいは地域行政の推進というこ

とにつきまして、十分に尊重をしていただく予定にいたしております。そのようにご了承いただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君）　ただいまのご質問のまず第一点、朝明川の改修について、ご説明申し上げたいと存じます。ただいま野呂議員から、五項目にわたるご質問でございましたが、一括してご説明申し上げたいと存じます。

朝明川につきましては、これは本来三重県の管理する二級河川でございますが、市の北部を、大部分を流域としておりますため、市も非常にその整備については大きな関心を持って、その促進に努力をしなければならないというふうに考えておるわけでございます。

ところで、本河川は従来は比較的安定した河川ということで、県自体も理解しておったわけでございますが、近年の流域内の開発に伴いまして、早期に改修が必要となってきたわけでございます。そういう事情で、昭和四十八年には本市をはじめといたしまして菰野、川越、朝日の各町からなる朝明川の河川改修期成同盟会を、議会の参加を得まして結成いたしました。期成同盟会によりまして、国、県へはその後たびたび強力な陳情を行ったわけでございますが、その結果昭和四十九年におきまして、大矢知地区の出来山井堰より河口までの五・六キロについて、中小河川改修事業の採択になったわけでございます。その後県におきまして、改修計画が進められておるわけでございますけれども、本計画は先ほどご指摘がありましたように五・六キロで、全体事業費としては百五十億余りという非常に膨大な数字で、文字どおりこの計画を実施するためには百年河清を俟たざるを得ないという状況であるわけでございますが、しかしながら、その方法でもって実施したのでは、住民の納得は得られないというふうに思うわけでございます。

いささか細部に入りますが、断面計画について申し上げますと、本計画は複断面の形式をとっておりまして、それ

によって流下能力を高めたいということで、工法が決定されておるわけでございます。そういたしますと、現在の堤防が高水護岸となりまして、その中の中央部を掘削いたしまして低水敷とするような設計になっておるわけでございます。

いま申しましたように、この断面を完成するためには百五十億の金がかかるわけでございます。さらに河川の改修は河口より整備するというのが原則でございますため、現在におきましては、本市の行政区域まで事業が伸びていない状況であるわけでございますが、本河川は在来の災害の発生状況にも見られますように、出来山井堰、すなわち本市の行政区域の大部分におきまして特に危険度が増しておるような状況でございまして、この対策につきましては、先般も関係地域より強い要望を受け、本市では去る二月二十二日に、朝明川流域の関係連合自治会長とともに、三重県に対しましてその対策を迫ったわけでございます。そういう経緯のもとに、県といたしましては現在の改修計画の事業の進捗を少しでも早めるために、いま申し上げましたような計画の中で、高水護岸を先行してなるべく延長増を図ろうというふうに、いま計画の見直しをしておる次第でございます。これによりますと、高水護岸のキロ当たり単価が約一億五千万円程度でございますので、出来山井堰まで両岸約十一キロと考えましても、二十億以内で出来山井堰まで整備ができるというふうに考えられるわけでございまして、これにより出来山井堰までの改修を急ぐことによって、上流部の、すなわち本市の区域の整備も本格的な改修計画が立てられるということになるわけでございます。

しかしながら、この五・六キロを整備するためにも、なお相当の年月がかかりますので、その間危険個所をなおざりにするわけにはいかないわけでございますが、これにつきましては、県の単独の河川改修費、あるいはいま国でも災害国庫負担法でもって、査定官が現地を査定するわけでございますが、非常に目を開いて現地を調査して、査定をしていただいているような状況でございます。そういうこと等を積極的に取り入れまして、今後危険個所の解消に努

めたいというふうに県の回答ももらっておりますので、今後危険個所につきましては、県、市あるいは地元ともども現地調査をしたいというふうに考えておるわけでございます。その節はどうか地元の先生方もよろしくご指導のほど、お願い申し上げたいと存じます。

それから、朝明川の改修期成同盟会の運動につきましても、従来にも増して強力な運動を展開していきたいと思いますが、細部は部長から説明をさせます。

次に、四日市地域内の道路の見直しということで、国県道あるいは市道等全般につきましてのご意見を賜ったと思うわけでございますが、ご承知のとおり道路につきましては、戦後道路資産がゼロというような状況から、現在まで公共事業の中では最優先に事業費が投入されて現在に至ったわけでございますけれども、しかしながらこれも自動車化社会の急速な伸びによりまして、常に道路行政は後追いだったということは否めない事実でございます。

本市におきましても、一号線の整備をはじめ名四国道、名阪国道等、通過交通に対処する幹線道路につきましては、国において整備がなされており、また地域的な幹線道路としての県道、幹線街路等につきましても、県、市により整備を進めておりますが、なお方々で交通渋滞あるいは交通公害等が起こっておる状況でございます。特に南北方向の交通量の増加は非常に激しいものがございまして、将来を予測いたしますと、どうしても新しい国道のバイパスが必要であるように思うわけでございます。

こういう事情でございますので、建設省の方でも現在ルートの調査を行っているところでございますが、本市を含めまして隣接の市町において、そのルートの選定に当たって、いろいろの情勢から非常に決定がしにくい情勢でございまして、現在まだバイパスのルートの決定には至ってないという状況でございます。

また納屋地区の名四国道の騒音問題でございますが、これにつきましては昨年来建設省におきまして沿道環境整備

事業、こういう事業が新しく指定され、本市におきましても当地域が計画の対象になっておるわけでございますが、現在計画を一応策定いたしまして、その効果等について検討しているところでございます。

それから、富田山城線の完成年次についてご質問がございましたが、これは昨年の十二月十二日に、インターの施工命令が建設省から公団の方に出されまして、現在県、市においてインターの用地買収をしておるわけでございますが、用地が買収されましたならばインターにつきましては本年の秋ごろから着工いたしまして、五十四年度中にはインターを完成したいというようなお話でございます。

また、県の道路公社で実施しております有料道路の富田山城線につきましても、これに時期を合わすべくいま実施中でございまして、そのほか県営で施工しております一号線までの街路につきましても、時期を合わせ五十四年度末には完成を目指して、各部門でいま努力をしてもらっておるような状況でございます。

それから、東名阪の無料化の問題につきましては、これは全国的に発展するような非常にむずかしい問題でございます。また現在ただいま申し上げましたように、四日市の北部インターは請願インターでございまして、特に四日市がお願いして有料でぜひやってもらいたいということで、今回採択になったものでございまして、この段階では無料化の問題を持ち出すのは、時期として不適当だろうというふうに私は判断をしておりますが、これも昨年の春には建設省の方へ、無料化の陳情をしたこともあったわけでございます。しかしながらやはり開放するに当たりましては、地元において損失分の負担をするというような話も起こっておりますし、それをはじいてみますと約一年に十七億円ほど負担しなければならぬというような条件もございますので、大変むずかしい問題かと思います。

それから、この無料化に伴いまして、亀山・天理間の無料は河野さんの力だというお話でございましたが、もう一つ理由がございまして、亀山・天理間には国道が未整備であったわけでございます。そういうふうに一次改築のでき

ていない区間については、有料道路にするのは非常にむずかしいわけでございまして、そむいう意味からも国道の一次改築に合わして、本区間をその当時自動車専用道路と言っておりましたが、無料で実施したような経緯があるわけでございます。

いずれにいたしましても、本市の幹線道路におきましては国、建設省にその実施について要望することが多いと思いますので、今後とも一層連絡を密にいたしまして、その整備促進に努力をしてまいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（大谷喜正君）　建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君）　ただいま助役からご説明がありました漏れておる部分につきまして、補足説明をさせていただきたいと存じます。ただいまの野呂議員のご質問の中に、朝明川改修促進期成同盟会の動きはどうであったかというご質問のようであったと存じます。先ほど助役からもご説明申し上げましたとおり、昭和四十八年、議会の参画もいただきましてこの会議が発足いたしまして、その後毎年会議を持ってまいったわけでございますが、その場には県河川課長、あるいは砂防課長、出先の四日市土木事務所長等ご出席いただきまして、その場で強く要望してまいったわけでございます。ところが昨年のこの期成同盟会の総会開催に当たりまして、各町からも強く促進について運動する必要があるんじゃないかというご意見が出まして、早速県に対しまして促進方を陳情するとともに、昨年の暮れ市長をはじめ菰野町、川越町、朝日町の助役さんにもお世話願いまして、建設省の河川局長あるいは治水課長をはじめ各関係課長に対し、強く改修促進について要望いたしてまいったわけでございますが、今後とも機会をとらえまして強力な運動を展開してまいりたいと存じますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（大谷喜正君）　野呂平和君。

〔野呂平和君登壇〕

○野呂平和君　二十五分という質問時間が制限されておりますので、朝明川の改修についてのみにしぼって再質問させていただき、道路網の見直しについては次の六月議会においてお願いしたいとかように思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの朝明川改修についてのご答弁まことにありがとうございました。もちろん朝明川の事業主体は県であることは、私も十分承知をしております。しかし、ここに生活しているのは四日市の市民なのです。百年河清を俟つに等しいとは中国のことわざで、中国の黄河の濁流が澄んで清くなることのないことをむなしく待つことで、すなわち望んでも実現しないとのたとえであります。朝明川河口から八郷地区まで五・六キロの改修すら百五十年かかるとするならば、この地区の市民はどうしたらよいのでしょうか。早期改修を悲願とする市民にとっても、むなしい言葉そのものでございます。

陳情をどう受けとめるか。この陳情は市民の悲願なのです。悲願とは悲壮な願いなのです。人命と財産にかかわる重要な問題でございますので、市の行政にとってもこれ以上の重要な問題があるでしょうか。住民の個々の力では何もできません。ただただ豪雨のたびに堤防を死守し、そして災害を受け命と財産を的にしているこれらの住民の身を守るため、あらゆる手段を尽くす義務と責任が、私は市にあると思います。治水は国、県、市を問わず政治の根本であり、抜本的な対策を確立しなければならず、陳情される以前の問題で、行政自身の大きな責任であると、私は固く信じております。にもかかわらず、市民の目に映る姿は、次の災害発生を待ちそして補助を受け、被害個所のみの改修工事を行い、抜本的改修には数百年を必要とする行政のあり方について、不信感がつのるばかりでございます。

四日市市の行政目標は緑と太陽のある豊かな町づくり、そして住みよい都市の建設を図る。この行政目標と実現の違いを、行政を執行する理事者の方々はどう考えておられますか。私は声を大にして訴えたい。まず政治力を発揮してください。解決への道はその一言に尽きると思います。

現在石油対策で国並びに地方自治体は景気刺激政策をとっております。これを背景として、国、県の関係機関、関係者等にあらゆる手段を尽くして働きかけることです。できる、できないことを論議する前に、行動する姿勢と努力と態度が必要でございます。また市民もこれを期待しております。きれいごとの計画も言葉も必要といたしません。何を置いても直ちに実行に移して下さい。

以上、私の願いを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大谷喜正君）　小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君　第一問の深刻な不況、円高から市民の生活と営業を守るために関連してお尋ねをしたいと思います。五十三年度の国家予算は景気浮揚のためと称しまして、十一兆円にも上る史上空前の国債発行を前提として、あの田中内閣当時の列島改造再来を思わせるような大企業本位の大型公共投資中心の超大型予算となっており、地方自治体にも同一基調が押しつけられております。その一方で、国民には増税、各種公共料金の値上げなどの負担増と福祉、教育などの切り詰めを強いております。このようなことでは日本経済と国民生活、そしてまた地方財政のかつてない深刻な危機を打開することはできないと思います。なぜなら、今日の日本経済の危機は構造的なものであり、その根本から国民本位に転換する以外に打開の道はないからであります。

この数日のうちにも円急騰が再燃し、七%の経済成長の基盤がスタートから揺らいでおり、政府みずから今後の対策に苦しんでいるといったありさまで、危機は一層深刻の度を加えております。

地方自治体がその予算と施策を決めるに当たっては、国のそれに大きな制約を受けることが避けられない面があるとしましても、あくまで地方自治の本旨にのっとり、不況に苦しむ市民の生活と営業を守る立場に立って、政府に真の打開策を求めるとともに、あらゆる努力を払って市独自にも積極的な対策をとることが今日ほど重要で、市民から切実に望まれているときはないと思います。しかるに今日提案されています五十三年度の市予算と施策は、そうした市民の期待に十分沿うものとなっていないと思うのであります。特に不況で最も大きな打撃を受ける社会的弱者をはじめとする市民の福祉施策、中小零細業対策はきわめて貧弱であると言わなければならないのであります。その中で寝たきり老人に対する入浴サービスの充実と訪問看護制度を設けられましたことは、その実施方法に問題はあるといたしましても、評価をするものでございますが、またこの不況時に、国保料金、市営住宅、下水道使用料などの公共的料金の値上げにより市民負担を増大しておられることは、まことに遺憾に思うのでございます。

福祉対策につきましては、四日市におきましては石油コンビナートなどの工場がくれば福祉が充実できるというのでございましたけれども、これはみごとに外れて、市の財政力等からしましても長年にわたって立ちおくれた状態にあり、最近に至ってようやく充実への努力が払われてきているわけでございます。しかしまだまだおくれているのでございます。私は先ごろ川口、浦和の両市について直接調査し、また他の幾つかの都市の状況を聞くにつけましても、その感を深くしているのでございます。不況から市民を守るために、もっと積極的な福祉施策を強く求めますとともに、四日市の福祉水準を大幅に引き上げる努力を求めるものでございます。

そこで、少なくとも次のような施策を今後において講じられることはできないか、お尋ねをするものでございます。

なおこれらの施策の大部分は、地方交付税の交付団体である都市におきましても実施しているものでございます。老人福祉、就労事業の創設。老人医療費の対象年齢を一歳でも引き下げるということ。国保の高額療養費の委任払い制の採用と、現在の貸付制度を限度額までの分の制度に切りかえる。現在の市福祉資金貸付制度の利用を、一般市民に広げるということ。現在のつなぎ資金貸付制度を、貸付限度額を十万円までとして返済期間を大幅に延長し、利用を広げるということ。重度心身障害者と介護人の通院、通学その他自家用車を含む交通機関利用についての交通費等を助成するということ。身体障害者等の雇用対策を踏まえ、福祉事業団の設置について検討するということ。労政課を設置し、雇用対策を市として真正面から取り組むほか、労働者福祉施策を充実するということ。特に川口市のように、市独自の中小企業従業員退職金等、福祉共済制度を設けることを検討するということ。現在の交通共済に学童共済をセットするほか、交通遺児給付など給付事業を多様化するということでございます。

市の公共的料金引き上げのうち、市営住宅使用料の問題について、次の諸点についてお尋ねをするものでございます。入居者には値上げに伴う増収見込額は七千七百三十万円と説明しておりますけれども、予算には六千二百万円計上しておりますが、これは余りにも差が大きいと思うのでございますが、昨日来の市長のご答弁と関連して、一定の手直しの余地を持つものであると理解していいかとお尋ねをします。

三番目は、道交法が十二月から大幅に改定され、車庫のないものについても行政処分の対象になるとしており、入居者の車庫証明発行の要求はきわめて切実なものでございますが、すでに実施しているところもあり、四日市もこの際発行するお考えはないか、お尋ねをします。

現在の修理費の入居者負担には不合理があるわけでございますが、見直しをして入居者の負担を軽減するお考えはないか、お尋ねします。

中小商工業者は不況打開のめどもつかない中で、市の現在の制度融資の利用もままならないという状態がかなりあるわけでございます。こうした中での中小商工業の振興策は、どのようなことを考えておられるか。せめて返済期間の大幅延長、利子の大幅補給、ひいては貸付限度額の引き上げをなさるお考えはないか、お尋ねします。

市財政をめぐる問題でございます。市長は本議会初日の所信表明におきまして、当面する基本的な課題についての考え方の一つとして、財政運営の健全化施策の推進を上げられました。しからば実際に、市独自にとられた目ぼしい措置としては、先ほども触れました市営住宅使用料と、受益者負担の名における市民負担の増大だけでございます。なぜ市における制度的財源対策、いわゆる市の課税自主権などを行使し、少なくとも大企業法人に対する市民税の法人税割、均等割を含めた不均一制限税率課税の実施を引き続き検討するだの、慎重に対処しなければならないとか言って、実施を拒まれるのか。あるいは大企業法人に対する事業所税的なものなどの法定外普通税の課税を図らないのか。さらには大企業の法人市民といいますかの受益者負担、もしくは原因者負担は公害対策費などの当然課すべきものについてまで、なぜ課さないのかという疑問があるわけでございます。三重県も隣の愛知県もすでに、大企業法人に対する県民税の法人税割の不均一制限税率課税をしております。恐らく市長は、所信表明からしますと、活力ある豊かな町づくりを推進するために、大企業の振興は基本的な要件というお考え、あるいは石油化学工業等も不況業種と密接な関連性を持っているので、生産額、雇用関係を縮小しており、地域経済を維持するためにも重大な関心を持って対処せねばならないというようなお考えからだろうと思います。

それならばなぜ国には租税特別措置法の縮小整理、電気税の非課税品目の廃止など、いずれも主として大企業に大幅な税負担を課すことになるこれら一連の制度改正の要求をされるのかわからなくなってくるわけでございます。

結局のところ、これらの国の制度改正はなかなかできないだろうし、仮に一部でも実現できてもずっと先のことで

あり、政府のすることであるし、それを掲げることでそれなりの政治効果もあるから要望するが、しかしみずからが課税自主権を行使し責めを受けたくないということかと勘ぐりたくなるわけでございます。

不況のあらしは一般市民に及んでいるのでありまして、一般市民には低所得層を含めてどんどん負担をふやすが、大企業法人市民には活力ある豊かな町づくりのために、その振興が基本要件だから余分な負担をかけないというふうな大企業寄りの姿勢で、市長が一般市民と大企業法人と共存共栄と説かれても、一般市民は納得しませんし、対話も協調も成りたたないと思います。

市長は本市の石油化学工業等も不況業種で、生産額、雇用関係を縮小し云々と、あるいはまた鹿島へ云々とか言われますけれども、それらの企業が世界的な公害を起こして、もうけるだけもうけて、要らなくなったらあとは知らないという姿勢であり、それに市長が迎合しておられるのだとするならばなお許されないと思います。

私は、四日市の財政が本当に苦しいというのであれば、少なくとも次のことを五十三年度から断行するよう改めて求めたいと思います。大企業法人に対する市民税の不均一制限税率課税の実施であります。なおその際に中小零細法人に対する市民税は標準税率に戻すことを望みます。大企業法人に対する事業所税的な法定外普通税の創設でございます。五十三年度予算における公害対策関係費の市一般財源持ち出しは、市債五百万を含めまして約一億六千万になります。このほかコンビナート防災対策への持ち出しも多額に上るわけですが、これらの原因者負担をいまこそ制度化をし、徴収をするように望みます。

三番目に、学業等からの落ちこぼれをなくし、非行を防ぐための対策強化についてでございます。私はここでは、四日市として少しでも落ちこぼれをなくし非行を防ぐ、この立場から、先ほど教育長がお答えになりました、市教育委員会がまず責任を負うべきと考え、教育課程の改変と関連づけて落ちこぼれをなくするようにする。道徳教育の徹

底、教師の資質の向上を図るようにすると答えられたことにつきまして、具体的にはどういう対策をとられるのか。次に私の提案を申し上げる中で、あわせてお考えを伺いたいと思います。

一つは、小中等教育においては基礎的な学力、体力、情操、市民道徳をしっかり身につけることを基本にする中で、学力の問題については五十三年度から教育課程の手直しが行われるようでございますけれども、その内容をさらに教師の協力を得て積極的にその意見を組み入れて、教育委員会の責任で精選をして、それを市全体として教えるようにすることでございます。教師の教育力量を高めるために、自主的、民主的な研究活動、さらにはいわゆる研修のための予算と時間を大幅にふやすこと。三番目は学力におくれを出している子供には教師の協力を得て、おくれを取り戻すための補習を実施すること。このために特別な予算と体制をとること。これはすでに各地で始まっております。これまで四日市の教育委員会は受験競争をあおることを理由に、補習事業をすべきでないとの方針をとってきたと聞きますけれども、落ちこぼれたまま送り出す結果となっているのでございます。

非行をなくすために、一つは市民道徳を身につける教育をより徹底するための対策を具体的にとるということでございます。二番目は教師と父母との話し合い、協力の場を広げる措置をとることでございます。三番目は父母の教育参加を促し、家庭教育指導を徹底するための措置をとるということでございます。四番目はそのためにもＰＴＡの民主的運営の徹底を基礎として、その運動強化を促すとともに、少なくとも各校にＰＴＡ専従者が配置される。そしてまたその活動費のために助成を大幅に、たとえば一億円ぐらいかけてやるということでございます。いま父兄が本当に教育に、先生たちと共同して一緒になって取り組んでいく、大きな運動にしていくということがどうしても必要でございます。さらに児童館の設置、学童保育の実施を全市的に拡充すること。以上についてお考えを伺いたいと思います。

四番目に、市民の健康づくり対策の問題でございます。いま治療の問題とともに、保健予防そしてさらに健康増進の総合的な対策強化が重要な課題となっております。時あたかも政府は国民の健康づくり対策を、五十三年度の国家予算における最重点の施策の一つとして打ち出してまいりました。その中には市町村保健センターを設置すること、国保保健婦を市町村保健婦として設置がえすることなどでございますが、これらの施策、たとえば保健センターが真に必要かつ十分な保健予防等の諸サービスができるように、保健婦だけでなく医師などの要員と施設、設備体制を整え、国の責任で設置、運営されるならば、住民の身近なところで行われるという面からもまことに結構なことであり、また国保保健婦の市町村保健婦としての配置がえにつきましても、保健婦を必要なだけ充足し、保健婦の任務に見合った業務が保障され、国保加入者だけでなく全市民に十分な保健サービスが行き届くようになるならば、国保財政上の見地からもこれまた結構なことでございます。しかし政府が今回打ち出しました施策には大きな問題があり、このまま実施されたならば、将来に重大な禍根を残すことになるのであります。

その問題点の一つは、現在の保健所を解体、再編成し、サービス部門を事実上切り捨て、管理中心の役所に変質させようとしていることであります。その二は保健センターには、事実上限られた保健婦しか配置されず、保健所の対人保健サービスの大部分を移して実施させるもので、きわめて不十分な保健サービスとならざるを得ないということでございます。その三は保健センター設置、その他の運営経費は市町村の負担であり、国はわずかな補助をするに過ぎません。したがって私は、四日市がこの問題に対処するにはこうした問題を十分踏まえてからかからなければならないと思います。保健センターの設置は、五十三年度におきましては三重県内で二カ所ほどということで、四日市はその中に名のりを上げておりませんですが、しかしだからと言ってこのまま傍観することは許されません。なぜならば、とりわけ四日市にとって、保健予防あるいは健康増進対策の強化は緊要の課題であるからでございます。

現に二十五万都市でありながら、しかも公害問題を抱えながら四日市保健所しかなく、きわめて不十分な活動しかできないような体制に置かれており、市民の保健サービスは全く貧弱な状態でしかございません。

私は、政府の施策の問題点の是正を迫りながら、県に対して保健所の抜本的充実を求めるとともに、二十五万都市にふさわしく市独自にも早急に保健所の補完的なものとして、必要にして十分な保健婦の配置はもとより、医師等の配置や施設、設備体制を整えた市の保健センターの設置をすべきであると考え、その実施を強く求めるものでございます。

市の基本構想においても、市保健センター一カ所の整地を整備目標に挙げているのでございますが、五年先まで待てない状態であるわけでございます。この保健センターの中に、現在の休日応急診療を包含し、さらに新しく夜間の応急診療も実施すべきであると考えるのですが、いかがでしょうか。なおまた現在の国保保健婦の市保健婦としての配置がえはいつ行い、その後の保健婦の充足と業務をどのようにするか、明らかにしていただきたいと思います。

最後に、消防長人事についてお尋ねをいたします。二十九年以来、歴代にわたりまして消防長は警察署長からの天下り人事が続いてきたわけでございますが、次期消防長人事についてはどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　市長はちょっと歯が抜けておりますので、言葉が漏れますので、私からかわりましてひとつお答えします。

深刻な不況、円高から市民の生活と営業を守るために市民福祉の充実でございますが、本年度の福祉の重点施策と

いたしましては、先般来市長の議案説明並びに担当部長からいろいろと申し上げておりますし、特に本年度はご承知のように、いわゆる大きな事業といたしましては心身障害児の福祉施設の移設、あるいはまた身体障害者の福祉施設のエビノ園等への援助等々ございまして、この辺は市長といたしましては精力的にこの予算に取り組まれたのでございます。しかしながらまだまだいろいろ福祉の問題は奥深いものがございますし、またこれにはやはり私は行き着くところ、終着駅はないんではないかというふうに考えておりますが、しかしながら財源あるいはその他から考えまして、やはり一定の限界というものは考えていかなければいけないと、このように考えております。

ところで小井議員からご質問のございましたまず第一のひとり暮らしあるいは寝たきり老人というようなことだと思いますが、こういう老人に対しましては入浴サービスの充実、あるいは訪問看護事業の新規実施、あるいは家庭奉仕員の増員、さらには福祉電話の増設等の施策を進めるとともに、特に地域福祉活動の推進の中で、住民がいわゆるボライン ティアとして温かい手を差し伸べて、社会づくりに全市民的な関心を喚起してまいるような施策をとってまいりたいと思います。その施策といたしましては、やはり社会福祉協議会の中で、地域社協の育成ということでございます。やはり福祉はボランティア的ないわゆる市民の方々一人一人が、同じような考え方で助け合うというお気持ちがないと、行政だけではどうにも細かいところまで手の行き届く福祉というものは実現できないと、私はこのように考えております。

それから、福祉資金の融資制度の問題がご質問の中にあったと思いますが、市独自で実施をしてまいっておりますところの生活保護世帯に対するつなぎ資金、あるいは国保の高額医療保養費の充当資金、あるいは母子福祉資金、あるいは身体障害者の事業資金の貸付制度等がございますが、こういうものをさらに充実させながら、この制度の中で対応をしてまいりたいと、このように考えております。特にそういうふうなこと等々でございまして、福祉につきましては、さらに重点的に、

選択的に、本当にかゆいところに手の届くようなところへ福祉の充実というものは持っていかなければならないと思いますし、そのような考え方のもとに、今後も福祉行政というものは先ほどの充実とともに、行政と社協とが一緒になってこの充実に努めてまいる、こういう所存でございますので、よろしくご援助のほどをお願い申し上げたいと思います。

次に、使用料及び手数料の中で、特に住宅使用料について大きくこれを変える必要があるんかというふうな、市長のいままでの答弁を聞いておると、これを大きく変えていくという気持ちがあるんかというようなことでございますが、市長のご答弁はお聞き及びのとおりでございまして、議会等の今後のご審議の中で考えるべき点は考えていきたいと、こういうことでございまして大きくとは申しておりませんので、そのようにご了承を賜りたいと思います。

次に、市財政をめぐる諸問題等でございますが、特に大企業法人に対する不均一課税のいわゆる法人市民税を課税してはどうだと、重課税をやったらどうだということでございます。私どもといたしましては、やはり最終的に財源は税に頼らなければいけないと思いますけれども、それまでの段階として税ではなくして、住民に対して市としてはいろいろな事業を行っておりますが、それに対してご負担をいただくべきものはご負担をいただく。しかも、それが全市的なものでない、たとえばごみのように全市的にわたって市が行っておりますような事業はまた別でございますが、特定の方々に対して特定の便益を与えているようなものに対しましては、これは当然私はそれぞれの立場においてご負担をいただけるものはご負担をいただく。なおかつその上でどうしても足らない場合には増税というところへ落ち着くんではないかと思います。

税は、ご承知のように法律によって定められており、条例を改正してまいりますれば、もちろん議会のご承認も要るわけでございますが、一番安易に私は増収を図られるものであろうかと考えておりますが、しかしながら、それは

翻って考えてみますと、何と言いますか、非常に全市民に対しまして何か大きな負担をかけるというようなことにもなってまいりますので、この増税ということにつきましてはやはり最終のときに考えるべきであろうと。ただ大企業とか、不均一重課税等につきましても、したがいまして、本年度はいわゆる法人に対しましては均等割等も国の方で上げてきております。こういうふうな諸般の諸情勢を見ながら慎重に検討すべきであろうと思いますし、事業所税につきましては、現在の制度では人口三十万人以上の都市でないと課税できないと、このようになっております。したがいまして、市といたしましてはこの制度を変えるように、市長の提案理由の説明の中にもございましたが、この制度を変えていくような方向で国の方へ運動を進めていきたいというふうに言っておりますし、また過去においても、この事業所税を人口二十五万まで下げろと、下げてくださいという要請をいたしておりますので、この要望は続けてまいりたいと思いますが、市独自でこれを下げるわけにはいかないとこのように考えております。

とにもかくにもやはり増税ということになりますと、一般市民に、非常に多くの方々に対しまして課税しなければなりません。それよりもやはり私どもといたしましては、特定の方々にご利用いただいておりますような、たとえば幼稚園なりあるいは保育所なりと、こういうようなものに対しての使用料を上げさせていただいて、一般市民の税の負担を軽減させていただくというのが公正な行政のあり方ではないかと思います。したがいまして健康保険料等についても、そういう意味から審議会にお諮りをいたしまして、引き上げをしていただいて、ご了承を得たというような次第でございます。この辺ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、市民の健康づくり対策でございますが、国は昭和五十三年度から国民の健康づくり対策を重点施策といたしまして、その一環として市町村の保健センターを、昭和五十三年度はとりあえずモデル的に設置するという計画がなされておりますが、ただいまご指摘のように、この保健センターに対しましては国費がどの程度導入されるかいまのところ未決定でございます。このような未解決の問題が相当ございます。したがいまして、私どもといたしましては、まず第一には、保健所の充実が第一義と考えております。このような観点から、四日市保健所の充実等、あるいはまた内容充実等、四日市保健所とも今後とも緊密な連絡をとりながら、国の施策との関連において検討の上、十分対処してまいりたいと思います。保健所はご承知のように市の保健所でございませんが、これを市の方へ引き継ぐということも、これこそ超過負担の大きな要素にもなってくると思いますので、現在の保健所の規模の拡充、内容充実というものに対しまして、県に今後とも議会のお力を得ながら強く要請をし、四日市の市民の健康を守るように努力を重ねてまいりたいと思います。

最後に、消防長の人事でございますが、消防行政、消防長の人事につきましては、いわゆる消防行政の実態を十分ながめながら、踏まえながら慎重に対処をしてまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大谷喜正君）　産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君）　第一問の三項の中小企業振興対策についてお答えをさしていただきます。

先日もご説明を申し上げましたように、五十三年度は市の融資制度の貸付金を昨年の二億一千八百万円の一二・九％増、すなわち三億五千九百万円を計上いたしまして、融資枠といたしましても十二億七千五百万円を確保することといたしております。また不況下でよく利用されます小規模事業資金と中小企業振興資金につきましては、引き続き保証料〇・七％を補給すべく予算を計上しておりますし、円高対策といたしましても、国、県の融資制度に対しまして五百万円を限度として一％の利子補給をすべく予算を計上いたしておるわけでございます。

ご質問のありましたごとく、利用の多いそういう制度資金につきましての利息軽減等のことでございますけれども、もちろんこの中には県、市協調の制度等もございますけれども、県、市十分検討をいたしまして、改善の方向に努力をしてまいっていきたいと考えております。

なお、ご提案のありました勤労者の福祉共済制度のことでございますけれども、このことにつきましてはさきの議会で、田中議員からも同様の趣旨のご提案がありましたので調査をいたしておりますが、大企業並みの福利厚生を目標ということで、市が中小企業にかわって各種の福利厚生事業を実施し、労働力の安定確保と企業の健全な発展を図ろうとするものでございますが、事業内容はそれぞれかわるところもございますけれども、慶弔があった場合の給付金の支給だとか、生活福祉資金の貸付、保養所、レジャー施設の設置の問題、物資のあっせん、教養文化講座の開設などでございますが、その事業主体は調査の中で、大体企業を含めた協議会に委託をするとか、あるいは個々の企業が互助会等の名称でもって実施している場合が多いような実態でございます。

四日市におきましても、ご承知のように雇用確保の一環といたしましては、勤労青少年ホームを設置いたしまして、勤労者のための福利厚生事業を進めておりまして、この中で中小企業の従業員の方々のための教養講座、あるいはスポーツ、文化活動あるいはその他いろいろの事業を実施して、従業員の方々の定着化、健全化について努力をいたしておりますし、本年もこれら体育施設としての予算も計上させていただいておるわけでございます。

また、中小零細企業の方々や個人商店で働く未組織労働者の方々のためにも、労働金庫から生活資金や住宅資金が借りれるようにしやすいということで、市といたしましてもこれら債務保証を行っておる財団法人三重県勤労者信用基金協会に対しまして四百万円の出捐をいたしておりますし、本年もさらに百万円を増額して五百万円の出捐をいたすこととなっておるわけでございます。また四十九年度からは三泗地区労働者福祉協議会等の労働者福祉事業団体にも助成等の措置を講じて、勤労者の方々の福祉の増進を図っているという現状でございますが、ご提案のありました勤労者福祉共済制度につきましては、今後とも調査、研究をすると同時に、市長の諮問機関でございます中小企業振興対策協議会等の意見も十分徴して、今後対応を検討してまいりたいと思いますので、ご了承賜りたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君）　使用料のうち、市営住宅の家賃のことについてご説明申し上げます。

まず第一点、入居者への増収額の説明と予算計上額に差があるではないかというご質問であったと存じますが、これは収納率、減免率等を考えまして計上いたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、車庫証明の件でございますが、車庫証明につきましては、自動車の保管義務はあくまでも所有者にあるわけでございまして、車庫証明を発行することは、車を持たない入居者あるいは団地間に、ひいては入居者以外の市民の方との間にも不公平が生ずることにもなろうかと考えられますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、修繕についてでございますが、修理、修繕につきましては緊急度の高いものから順次計画的に実施いたしたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（大谷喜正君）　教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君）　お答えいたします。

まず落ちこぼれ、これは落ちこぼしと言ってもいいかもわかりませんが、落ちこぼれの児童生徒に対して、具体的にどうするかというご質問だったと思うんですが、新しい学習指導要領によりますというと、現行と対比いたしまし

て内容的に約二〇ないし三〇％削減をされるわけでございます。たとえば算数あるいは数学におきましては、従来やややもすれば重複する点があったわけですが、その重複を避けますと同時に必要以上深入りをせずに、基礎的、基本的なことをじっくりと時間をかけて、一人一人に学力をつけると、こういうことでございます。それで分量的にそういうぐあいに削減されますので、その基準にのっとって現場の先生方は授業をしていただくということになるわけですが、そのためには先生方にいま以上に研修をしていただく。ことに指導方法については特別の研修、勉強が必要であろうかと考えますので、今後とも教師の研修面につきましては、予算面でもできるだけの配慮を尽くしていきたいと、そう考えております。

それから、先ほどもちょっと申し上げたかと思うんですが、週当たりの総授業時間数で言いますと、約一〇％程度いわゆる教科の時間数は削減されるわけでございます。たとえば中学校におきましては、一年から三年までの間に三時間ないし四時間、現行より削減いたします。この時間がいわゆる通常言っておりますゆとりの時間であり、学校裁量に任された時間でございます。このいわゆる学校裁量に任されました時間に、従来ありましたような受験の補習授業の形でなくて、学習に立ちおくれた子供の教育相談にこの時間を充てるというのは、一つ創意工夫として考えられますので、そういう面の指導はいまの落ちこぼれ対策の一つとして指導していきたいと考えております。

いずれにしましても、重要な今日的課題でございますので、先生方の創意工夫に待つところも大きいわけですが、委員会としましては現場への指導強化に今後大いに努めたいと考えております。と同時に、たとえば先ほど申し上げましたゆとりのある時間をいかにして指導するかという点につきましては、できれば委員会としてのひな型をつくりたいと、そういうふうに考えております。

それから、次に青少年非行の問題でございますが、この問題につきましては、まず何よりも家庭教育が必要なことは論をまたないところでございますが、先ほどおっしゃいました市民道徳の徹底などは大いに今後なすべきことだと思いますし、またＰＴＡ等のお話がございましたが、これは結局学校が家庭と緊密に連絡をとって、児童生徒の非行対策に当たるべきと、こういうお考えからのご発言だと解しまして、今後とも非行対策につきましては学校、家庭、関係団体、関係機関一致しまして、いわゆる地域ぐるみでこれに対処していきたいと考えております。

なお、学童保育については現在三ヵ所実施しておりますが、これは地域の実情また子供の実情もございますので、全市的にこれを広げるということは考えておりませんですが、地域の実態で必要な場会は委員会としましては助成をしていきたいと、そういう考えでおります。

若干ご質問の内容のうちで落ちこぼれておりました点がありましたら一つご容赦を願いたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午後四時五十二分休憩

午後五時三分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　私の福祉の答弁の中で、二つほど抜けていたそうでございます。答弁さしていただきます。

老人医療費の公費負担制度の年齢引き下げにつきましては、この問題はやはり老人医療問題懇談会等の答申によりま

して、老人の健康増進あるいは疾病予防、治療、リハビリテーションまでを対象とする総合的な保健医療対策を確立するための新たな医療制度のあり方が考えられておりますことと、国、県あるいは医療機関との関係など、協議検討を要する問題も多く、ことほどさようにむずかしい問題と考えておりますが、さらにそれに加えまして、財政等の問題もございますので、いま直ちにここで回答を申すわけにはいかないと思います。

それから次に、高額療養費の委任方式につきましては、医療機関の了解が得られように努力しておるのでございます。また県におきましても、医師会等と実施についての協力が得られるよう話を進めておるような現状でございますので、ご了承を賜りたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君　福祉施策の充実の問題ですが、大変通り一遍のお答えのようでございます。交付団体でも非常に福祉を重視して、いろいろ多面的なことをやっているところがあるわけです。たったいまお話にありました老人医療費の問題でも、五十二年度、愛知県下は六十八歳に引き下げて、特に愛知県はことしからまた所得制限を緩和する。岩倉市のごときは全面的に所得制限をなくしてしまうと、こういうこともあえてやっていますね。それからこの三重県を取り巻く近畿付近、東海を見ましても、三重県が一番おくれている。お隣の桑名でも六十五歳から医療無料をやってるわけです。コンビナートがくれば福祉が充実すると言って、ずいぶん宣伝してきた。しかし福祉は充実せぬ。いまなお今日、四日市の老人医療も不十分な状態にある。こういう点をもっと真剣に受けとめていただきたいと思います。

それから、老人福祉就労事業も、津や名古屋はもうやってるんです。四日市でもやれないことはないと思います。

それから、財源対策の問題ですけれども、私は市民一般に税金をかけよなんてこと、増税をしろということを申し上げたわけじゃないんです。なぜ大企業法人に対しての市民税を、制限税率いっぱいまでかけることをしないのか。三重県もやって、いま現実に税務課の職員は県民税を計算するときには、その不均一制限税率で計算しているじゃないですか。なぜ四日市の市長がそんなにこだわるのか。しかも市民にはどんどん負担を課している。

それからもう一つ、財源対策の面で、公害対策費五十三年予算に計上されているのは一億六千万ある。私はこれは原因者に負担させる制度をつくったらどうですかと申し上げておる。公害対策費、二十七人分の人件費、物件費一億六千万ですが、たとえばいま問題になっております公営住宅の使用料とのかかわりで見ますと、今度の予算に、住宅管理費が二億百八十一万円ばかり計上されておりますが、そのうちの一億六千八百万円は使用料で充当しているんですよ。しかも、この一般管理費の中には、二十三人の職員の人件費を含めているんです。しかも、特定目的住宅、同和住宅とか老人それから身障、この特定目的住宅の分にかかる分まで、いわゆる福祉施策の分まで、一般の入居者にかぶせているんですよ。少なくとも今度の五十三年度の予算書を見ましたら。こういうのを実際に数字で対比して見て、いまの助役のようなご答弁で納得できますか。なぜそんなに大企業を弁護する必要があるのか。愛知県の知事は自民党ですよ。法人県民税に不均一制限税率をかけているだけじゃなくて、事業所税まで、事業税まで不均一課税をやってるじゃないですか、愛知県は。本当に市が苦しいと言うんならば、市民に負担をまずかける前に、そういう点の不公正を正すためにまず手を打ってください。

それから、市の保健婦にそれじゃ何をさせるんですか。保健所の充実は結構です。大いにやっていただきたいと思います。しかし市の国保保健婦を市の保健婦に移管する。その人たちに、一体いつからどのような仕事をさせるのか。たった三人ですよ。それで文字どおり全市を対象にやらなきゃならない。一体保健婦さんの任務とどういう仕事をさせていくのか。その充足関係はどうしていくのか。こういう点を明らかにしていただきたいと思います。

話があちこちしまして申しわけありませんが、高額療養費の委任払いの問題も、もうあちこちで出てきておるんです。どうかして四日市の医師会の協力を仰いで、国保の被保険者の高額療養費の委任払い制度を実現できるように、骨を折りましょうというご答弁がなぜいただけないかということでございます。

車庫証明の問題についても、ああいういわばへんぴなところに住宅開発したという実態に踏まえて、市営住宅の車庫証明の問題も新しい時代に即応して、大変むずかしい問題を含んでおると思いますけれども、考えていただきたいと思います。

以上申し上げた点、改めてお答えをいただきまして終わりたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君）　お答えさしていただきます。

大法人になぜ不均一重課税をしないのか、こういうご質問でございますが、先ほど趣旨につきましては、考え方につきましては、助役からお答えを申し上げたとおりでございまして、現在税法では一二・一％の標準税率と一四・五％の制限税率が定められておるわけでございますが、本市は四十九年度からその中間の一三・三％の税率を適用して、法人税割をご負担いただいておるわけでございます。これをなぜ制限税率いっぱいに課税しないのかということでございますが、私といたしましては、やはり税というものは、税負担は低いに越したことがないというふうな考え方を持っておりますし、すでにいま申し上げましたように、制限税率いっぱいではございませんが、四日市市の法人につきましてはただいま申し上げましたような負担をお願いしておるわけでございまして、特にご指摘のございます大法人でございますが、長期化しております不況によりまして、中には数期欠損の企業もございます。これらの企業に対

しましては税率を上げましても、それだけの税は入らない、こういう結果でもございます。そういったことも考慮いたしまして、なおかつ先ほど助役から申し上げましたように、五十三年度も引き続きまして大法人の均等割につきましては、連続大幅な引き上げがなされる予定でございます。これにつきましては、ただいまの国会で法案を審議中でございますが、恐らく今月末には成立するものと考えております。

そういった関係で、当面大法人に対しますご指摘のような不均一重課税は、私といたしましてはするつもりはございません。

なお、事業所税的な法定外普通税ということでございますが、これにつきましても先ほど助役からお答え申し上げましたように、現在法定税として人口三十万以上の都市に課税権が与えられておるわけでございますので、本市ではその条件を満たさない。したがって、これを法定外普通税として課税するということは違法でございますので、できません。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　この際、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君　ご通告の順序に従いまして、ご質問いたします。

まずはじめに、ただいま問題になっております市営住宅家賃値上げについてお尋ねいたします。

昨日来から先輩の各議員の方々から、代表質問並びに一般質問を通してお話があり、また各社マスコミによる報道も再三再四にわたっている問題でございます。

四日市市営住宅居住者協議会会長真川勇氏ほか四千九百四十七名の署名をもって請願されております要望は、すでに市

長をはじめ皆々様方もご承知のとおりでございます。私はなるべく重複を避けますが、さらに居住者側の言い分と、管理者側の言い分を取り上げさしていただき、双方の方々がお互いに発想の転換をしていただき、コミュニケーションを深めてから実施に踏み切っていただきたいと切望するものの一人でございます。

市長の市政に対する所信の冒頭で、市民福祉の充実を基本理念として、対話と調和のある地域社会づくりを進めますと、確信あるお言葉がございました。また、昭和二十六年六月四日施行の法律第百九十三号、公営住宅法第一条には、この法律は国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を建設し、これを住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で貸借することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。

今回の事の起こりは、管理者側が公営住宅法第十三条の家賃の変更については、物価の上昇により値上げをしてもよいという条文を盾に、また不況による財源難を隠れみのにしておるように思われます。管理者側の言い分をまとめて申し上げますと、一つに、近年市営住宅の家賃は建設工事費等の高騰により、年々上昇を余儀なくされている反面、既設住宅の家賃は建設当時の昭和二十三年からの低額のまま据え置かれていることにより、第一種住宅については約四十倍、第二種住宅は約六十倍の差が生じてきておる。このことは住宅の規模及び新旧の差を越えたもので、市営住宅相互間に不均衡が生じている実情にある。二つに、最近の諸物価の高騰は維持管理を大幅に上昇させ、現行家賃では今後の適正な維持管理は困難である。また現在においても、一般財源から多額の市費を繰り入れている実情である。三つには、市営住宅の維持管理費については、その不足分については一般財源から繰り入れているので、入居者はもちろん入居資格を有しながら市営住宅に入居できずに、民間借家等で高額な家賃を支払っている低所得者、及び一般市民の税金から支出されている現状だから、社会的不公平是正の立場から、現在特定の市民の方にご利用いただいている市営住宅の家賃の変更を検討したと言っております。

今度は居住者側の方々の言い分を、幾つかにまとめて申し上げます。一つに、今回の問題の提起が一方的であり値上げ案についてては、入居契約した一方の当事者のわれわれに対して、意見を事前聞くことなく全く取り入れられていない。二つに、値上げが大幅である。五六%以上を越える大幅であり、場所によっては四倍を越えるところもある。ご存じのように、不況とインフレは長期化し、物価高の中で賃金は抑えられ、中小零細企業に働く者が多く、相次ぐ倒産に脅かされている上にボーナスももらえない者もたくさんいる。低所得者であるために、私たちの死活問題である。三つに、家賃の格差は認めるが、各々建築年度に対する歴史的経過や新旧や広い狭い等を考慮に入れれば、格差が出るのは当然である。これらの格差を二十年以上にわたって放置しておきながら、一気にこれを狭めようとするやり方は、管理者側である市が責任回避であり、ひきょうなやり方である。四には、補充入居者募集をして当選しても、古いところ、遠いところは入居希望者がなく空き家になっている。五つには、市営住宅の補修に対する要望にこたえてくれない。以上が大きな要点であります。

そこで、最初にも申し上げましたが、お互いが、その立場立場に立ち返ってものを考える発想の転換をしていただきたいのであります。したがって市長にお尋ねいたします。先ほどは三輪助役より、市長の答弁を踏まえて、考えるべきは考えるとのことでありましたが、議会で云々の論議がこれから委員会でお話しになると思いますが、もしその採決いかんによっては、四月一日の値上げを延期していただけますか。また個人として延期する意思はございますか、お尋ねいたします。また、時期をずらして話し合っていただいて、値上げ案の幅の調整に応じていただけるかどうかをお尋ねいたします。

市営住宅に入居の際には、市営住宅入居者選考委員会によって厳正、公平の上に、なお警察官立ち合いのもとでの

抽せんによって入居者を決められるほどの慎重なご配慮にしては、うらはらな入居後の現状ではないでしょうか。県においては、県営住宅の値上げにはその後県営住宅懇談会というものを設置されたと聞いております。私は、市長の諮問機関として、管理者側と入居者側、また学術及び各種団体の代表で、仮称市営住宅管理運営協議会を設置されてはいかがですか、お伺いいたします。

次に、福祉行政について、老後対策についてお尋ねをいたします。

福祉社会の推進、社会的弱者の救済との所信にふさわしい老人に、寝たきり老人に対する入浴サービスの充実、また日常生活上の看護等に関する専門的な援助や指導を行う訪問看護事業を、県下ではじめて実施されることは、市長はじめ理事者の勇断に深く敬意を表するものであります。ご老人の方々に対して、いろいろと施設もできてきましたが、大半の老人の方々は在宅のまま余生過ごすことを望んでいる現状でございます。いまやかって熱中した施設づくりの行政も、いまでは老人の在宅サービスに重点を置きかえざるを得ない時代になってきておると思うのであります。できれば自分の家でという考えは、人間としてあたりまえだし、その方がはるかに自然でもあるからです。ところが親のめんどうを見たがらない若夫婦が多く、どんどん核家族化でひとり暮らしがふえております。年とった親が一人さびしく暮らしている方や、年寄りのわがままから一人暮らしをしている家庭に対して、このたび東京の武蔵野市が、物はあるがお金がないひとり暮らしの老人の老後を市が見る方法について考え、土地家屋を供出することを条件に、老後のめんどうは一切見させていただきますという制度の検討を始めたと聞いておりますが、市長はご存じでしょうか。きわめてユニークな制度だと、民間の研究団体からの評判を受けているそうです。遺産相続をめぐって、身内同士の争いほど見苦しいものはありません。通夜の席で兄弟がつかみ合いや、忌明けの日に義理の母と子が言い争うという姿は見られたものではございません。それこそ亡くなられた仏が気の毒でならないと、はたの人たちが言うのも

あたりまえであると思います。年とった親を一人さびしく暮らさせておいて、亡くなるとその家屋敷の取り合いになる。それくらいなら、生きているうちに家も土地も役所に寄付してしまい、その見返りとして役所からひとり暮らしに十分なサービスを受けようというような考えが、老人の方々の間で話題に出てくるのも当然であると思います。

武蔵野市内ではいま約二百人のひとり暮らしの老人がおられ、その半数の百人の方が土地、家屋の資産をかなり持っておられるそうです。そのうち三十人の方々が、財産を提供してサービスを受けるこの制度に加入したいと希望しているということです。なまじっか資産があるために、行政の保護対象から外されてしまう人も多いようであります。

わが四日市市内においても約六百人のひとり暮らしの老人がおられるそうですので、市長にこのユニークな制度について検討していただきたいと思うが、いかがですか。まだまだ方法として難点はあるだろうと思いますが、その底には、老人問題をめぐるこの不自然さへの厳しい問題提起があると思うのであります。一生懸命働いて、金や財産をためて、一生金縛りにあいながら家庭を持って、その財産として最終的には頼むに足らぬというむなしさであってはならないと思うものの一人でございます。

次に、福祉行政の蔭の推進役の待遇はどうかであります。厚生大臣委嘱の民生委員兼児童委員、県知事委嘱の身体障害者相談員と同じく精神薄弱者相談員及び母子福祉協力員の方々の待遇についてであります。この方々はボランティア精神の発露から、福祉行政の蔭の推進役として、日夜がんばっておられるお姿には、感服の念でいっぱいでございます。私が議員にさせていただいて、市民相談を受けるたびにお世話になるのが生活保護、老人問題、児童相談と民生委員さんや相談委員の方々です。民間活動者こそ福祉行政の推進に当たって、行政の落ちこぼしを防ぐ上では絶対に欠かせない人たちであると思います。身を粉にして問題解決に東奔西走する活動者の待遇は相像以上に厳しいものであります。私は声を大にして改善をお願い申し上げます。名誉職とか、ボランティア精神という名のもとに隠され

て、本当の力が発揮されない事実を見て、非常に残念でならないのです。ちなみに四日市市内の民生委員兼児童委員の方々が人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じかつ社会福祉の増進に熱意あるものと民生委員法が定めております。名誉職的な色彩を強調しながら、一方ではその職務に生活保護法第二十二条、児童福祉法第十二条、身体障害者福祉法第十二条の二項、精神薄弱者福祉法第十五条、老人福祉法第九条及び母子福祉法第九条によって、責任を負い切れないほど盛りたくさんに民生委員の協力を義務づけておるのが現状の姿でございます。

当市の民生委員は現在三百三十名で、厚生大臣委嘱であるのに、国からは一銭の手当ても出なく、県から三万円、市から三万円の計六万円が月ではなく一年間の活動費です。月に割りますと五千円の活動費では、足代にもなりません。なお運営費についても、一人年額七千八百円、市から尊い市民の税金を持ち出す一般財源は一千二百四十七万四千円となります。

先日来より各議員の方よりのご質問を通しても、政府自民党は何もかも中央集権で、弱い立場の地方自治体にしわ寄せをしているのです。何もかも超過負担を強いられて泣いているのは、弱い立場の市民であり、地方自治体ではないでしょうか。公共事業に力を入れることが、景気浮揚であるという名のもとに、国の施策が県へ、市へと負担ばかりかけられて、実際に大衆の先端で働く職員の方々に全部重荷となり、この庁舎四階、五階のあたりはいままで以上に遅くまで明りがついているのが現状ではないでしょうか。

身体障害者相談員の方は五名です。精神薄弱者相談員の方は十名です。この方々は委託事業の受託者と指定されて、資格は身障者の中から、保護者の中から選んで委託されているのです。繁雑で困難を伴う活動面とはうらはらに、何と県より月額千円足らずで、年末謝礼金として、それもこの五十三年度の新年度よりはじめて二千四百円となったのが現状でございます。どうか市長、先日も中央に対して全国市長会を通して強く働きかけると申されていたように、

この点もあらゆる先生方を動員して見直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

皆様ご承知のとおり、私たち市会議員もいままでは名誉職の名のもとに、報酬は少なかったのでありますが、市民の皆々様方のご理解とご賛同によって、市民相談その他もろもろの活動が専門家となり、職業として活動する時代に入りましたからであると思います。市民の皆々様方には、この不況の中においてうらやむほどの報酬をいただくようになりました。厚くお礼を申し上げますとともに、一層の市民の皆々様方の手となり、足となってがんばることを、議員一同心新たに誓い合う仲間の一人でございます。

さらに、母子福祉協力委員の七十三名の方に至っては何にもない、無報酬であるのです。待遇以前の問題がまず論ぜられなければならないと思います。いずれにいたしましても、民間福祉活動者の存在なしに福祉の浸透はあり得ないだけに、国に対して市長は全国市長会に、また議長にも全国市議長会であらゆる手段をつくして、民間活動者の身分待遇を早期改善していただきたいと思います。全面的に国庫より手当て面を中心に、福祉行政の抜本的な改革に取り組むときにきていると思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、高額療養費資金貸付制度発足後の状況についてお尋ねいたします。先ほども小井議員からこの件に話がありましたが、県下各市に先駆けて特に市長は弱者の味方、福祉の重点に力を入れていただき、昨年の四月一日より実施に踏み切っていただきましたが、聞くところによりますと、この一年間に一件だけの利用者とのこと。制度の枠が狭過ぎるのか。アピールが足らないのか。いずれにしてもせっかくよい制度をつくっていただいたのですから、もっと生かしていただきたいのであります。

最後に、県四日市保健所跡地についてお尋ねいたします。皆様ご承知の市内の中心地、西新地の消防本部の隣にある旧四日市保健所跡地が、空き家のまま約五年間も放置されたままになっており、市民からは、いつになったら解決

するのか。このままでは青小年たちの非行の巣になりかねないなどと、批判の声が高まっております。その件について市長はご存じでしょうか。

去る昭和五十一年三月定例会で、前岩野市長に保健所跡地並びに法務局の移転後の問題について質問いたしましたところ、法務局の跡地の約三百坪は後日消防本部の拡充のためにしていただきましたが、保健所跡地の約五百坪の件につきましてはいまだに、土地の所有権の問題につきましては一応けりがつきながら、抵当権問題のみが残っているという理由で放置されているのが残念でならないのです。

従来から聞くところによりますと、四日市市の代々の市長は県に対して弱腰過ぎるとか、県より何も四日市に対して県単独の施設をつくってくれることはないとか、ところがつくってくれるならば土地の提供とか、県に関するあらゆる問題がおくれているのが現状と伺っております。加藤市長になって、近くでき上がる朝明高校の件でも、かなりがんばっていただいて変わりつつあるとお聞きいたしましたので、今回のこの件ももとはと言えば四日市市があっせんして、県へ無償で提供したのですから、市長のもとで責任を持って当事者に当たっていただき、市長の対話と調和をモットーにされる、対話とは何回か何回か重ねて調和にもっていくというご説明がありましたように、どうか一日も早く解決されることをお願いするとともに、市で活用するようお願いして、第一回の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君）　市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　ご質問の第一番の点については、私からお答えをする以外にございませんので、お答えをさしていただきます。

昨日来大勢の皆さんからご質問が出て、それに対してご答弁を申し上げております。よく考えてみたいと、そういうことでご了承を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　第二点の福祉行政についてからお答えさしていただきます。

一、老後の対策でございますが、老齢化に伴います心身機能の低下は必然的なものでございまして、すべての老人の老後対策は福祉サービス面で、また医療面で十分に検討されなければならないと存じております。特にひとり暮らしの老人は、核家族化の進行によりまして増加いたしております。本市の昨年十月における調査によりますと、六十五歳以上で六百九十三人を数えるに至っておるのでございます。これら老人は住み慣れた家での生活を望みながらも、将来の生活にいろいろな不安を抱いていることと思っております。

公的な福祉施策といたしましては、ご承知のように低所得層の老人を対象に、家庭奉仕員の派遣を軸といたしまして福祉電話、あるいは給食サービス等を行っておりますが、財産のある老人も福祉サービスを必要としているので、有料サービスが公的施策として取り上げられるべきではないかという気運が最近上がってきておるのでございます。

ただいまご指摘の武蔵野市における老後生活保障金基金制度は有産の、いわゆる財産を持ってみえるひとり暮らしの老人を対象にいたしましたもので、老人給食サービスを行う中で老人の悩みや要求を明らかにしたところ、資産を売却して遠い施設に入るというよりも、自分の住んだ、いわゆる住み慣れたところで余生を送りたいという声が多くございまして、これが検討されたものでございます。

その内容といたしましては、同市が高級住宅地であるので、住んでいる土地や家屋を抵当に出しまして、老人の生活に必要なあらゆるサービスを公的に提供いたしまして、死ぬまでの生活保障ができないかと、こういうものである

のはご承知のとおりでございます。その契約金額はおおむね三十万円を見込んでおりますが、同市が学識経験者らにいろいろと諮問いたしましたところ、その可能性ということは認められたのでございますけれども、経営主体、サービスの内容、法律上の問題等さらに検討を要する点が指摘され、また社会的にも金持ち優先であると、こういうような批判が出ておりまして、実施までまだ相当距離があるのではないかと、このように考えております。

本市といたしましても、こうした新しい考え方も参考にしながら、在宅老人の老後の不安をどのように解消し、老人の幸せを高めるか、これは総合的施策の大計の中で今後とも検討をしてまいりたいと思っております。

次に、福祉行政の蔭の推進役の待遇はどうかというのでございますが、これはただいまご指摘のように、民生委員あるいは児童委員の方には県から年間三万円、あるいは市から同額を支給さしておっていただいております。それから、活動費としては一人年間七千八百円。これはことしからこのように予算でお願いをしておるようなわけでございます。また県知事より委嘱の身体障害者相談員あるいは精神薄弱者相談員は障害者の身の上相談やあるいは家族の相談相手になる等の活動をなされておりますが、待遇は県から活動費として一万二千円と、年末にたしか約二千四百円が支給されているということでございます。また母子家庭の社会的経済的な自立更生の相談指導に当たっておられますところの母子福祉協力員は、県知事より委嘱されておりますが、名誉職となって、これは若干の活動費が支給されておる。このようなのが現状でございます。

これらの方々はいずれも民間のいわゆるボランティアとして委嘱されておるのでございまして、報酬はきわめて低額となっておるのでございます。したがいましてこの件につきましては、私ども今後も県に対しまして増額をされるように要望してまいりたいと思います。とにもかくにも、これらのボランティア活動をなさっておられる方々には、やはり名誉職というような関係から、それに伴いますところの市の方からの待遇に対する財政負担というものが、わ

れわれとしてはできる限りのことはさしておっていただいておると、こういうふうに考えておりますので、よろしくご了承を願いたいと思います。

次に、高額療養資金の貸付制度の現状でございますが、高額療養資金の貸付制度につきましては、五十二年四月に国保加入の低所得者の方々を対象といたしまして実施いたしてまいりましたが、現在までの利用者は少数でございます。このことは一部医療機関の好意的な取り扱いによりまして、高額医療の支払いを、被保険者から支給されてそれによって支払われるまで猶予願っていることもあると考えられますが、この制度の普及につきましては、さらに私どもといたしましては広報をしてまいりたいと思います。なお高額医療の支払い方法につきましても、県において直接保険者から医療機関に支払う委任払い方式を検討し、医師会及び療養取扱機関のご理解と協力が得られるよう、目下話し合いを進めているのは、ただいま小井議員にお答えをしたとおりでございますので、ご了承を賜りたいと思います。

次に、保健所の跡地でございますが、もと三重県四日市市の保健所の敷地約四百四十坪でございます。千四百五十四平米につきましては、昭和二十五年に本市において買収を行いまして、三重県に寄付をいたしましたが、いろいろこれにつきましては、戦後間もないころでもございまして問題がありました。登記未了のまま推移いたしておりましたところ、昭和四十四年ごろから三重県で所有者二名を相手として提訴がなされ、その後和解あるいは裁判の結果、昭和五十二年十一月二日までに共有地の全部につきまして、所有権の移転の登記が完了されたものでございますけれども、残るまだ未解決の問題がございます。こういうものにつきましても、現在も県と権利者で係争中でございます。

また、現存しておりますところの建物は老朽度がはなはだしく、災害時にあっては付近に影響の波及することのないように、早い時期に解体撤去される方針であるやに聞き及んでおります。したがいまして、さきに申し上げました

経緯あるいは現在なお係争中でございますので、今後その推移を見守っていくほか、いまのところございませんので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君　市営住宅家賃値上げについては、市長の前向きな言葉で、あとは議員の皆さん方お一人お一人がやはり入居者の側に立って、そうして最後の詰めを行っていただき、要望にこたえていきたい。またその協力を一層皆さん方にお願いいたしたいと思います。

きようも代表質問で前川議員からあって、市長の回答は撤回しませんと、この報道で一躍四日市市前田町の東部自治会が早速家賃を百万円郵便局に供託されました。そういうふうにやはり死活問題であるという入ってみえる方の心情は、本当に大変なんでございます。皆さん方、そういう点を踏まえて、よろしくお願いしたいと思います。

次に、最後の保健所跡地でございますが、伊勢新聞に二月二日、それから中部読売にもこの二、三日前に載っております。理由はそのように何もかもあります。また、その質問もいまからもあると思いますが、平山物産の件にしましても、高校移転の問題にしましても、あらゆる県にかかわる問題、聞けばそのとおりだと思いますけれども、この放置されたままというところが、せっかく市長が新しい市民部を設けた、また企画調整課を設けられたという、仕事がいっぱいあると思います。どうか一つでも早く解決して、市民に不安をかけないように、四日市市民は市のものと思っております、まして中央でございますので。そういうことでひとつどうか今後とも強力に、住みよい市内、心のぬくもりのある四日市の建設にがんばっていただくことをお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大谷喜正君）　本日は、この程度にとどめ、後の方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時四十八分散会

昭和五十三年三月十六日

四日市市議会定例会会議録（第五号）

四日市市議会

○議　事　日　程　第五号

昭和五十三年三月十六日（木）　午前十時開議

第　一　一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（四十名）

青	山	峯	男	天	春	文	雄		
小	井	道	夫	伊	藤	信	一		
岩	田	久	雄	宇	治	田	良	市	
小	川	四	郎	大	谷	喜	正		
大	森	多	喜	三					
加	藤	定	男						

| | | |

○出席議事説明者

市長	加藤	寛嗣
助役	三輪	喜代司
助役	坂倉	哲男
収入役	平井	清三
市長公室長	阿南	輝彦
総務部長	斎藤	久美
財政部長	伊藤	治郎
市民部長	矢田	三郎
福祉部長	杉本	治芳
産業部長	谷沢	文男
環境部長	川合	一郎
都市計画部長	杉本	義広
建設部長	石井	三夫
下水道部長	奥村	仁人
副収入役	荒木	三郎
教育委員長	栗原	弘

○出席事務局職員

事務局長	佐々木	晃精
議事課長	小坂	靖
議事係長	板崎	大之丞

教育委員長職務代理者	服部	昌弘
教育長	山鹿	静夫
次長	六田	猶裕
病院事務長	藪田	裕
水道事業管理者	村山	了
技術部長	黒川	薫
消防長	松村	佳美
次長	岡本	林衛
代表監査委員	吉田	耕吉

主　事　山　口　克　彦
主　事　金　森　伸　夫

午前十時二分開議

○**議長（大谷喜正君）**　これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十一名であります。

本日の議事は、お手元に配布いたしました議事日程第五号のとおり、一般質問であります。

日程第一　一般質問

○**議長（大谷喜正君）**　日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○**平野行信君**　おはようございます。それでは通告の順に従って、ご質問をいたします。

私の方は五つの問題についてご質問をするわけでございますが、一つは福祉家庭（寡婦福祉手当制度）づくりについて、そして二番目が住居表示と区域との食い違いを問う、三番目教育問題、四番目が泊山、日永にございますがこの終末処理場の増設に関する問題、五番目に平山物産の悪臭公害に関する経過と早期解決ということでございます。先日来から、たくさんの議員の方がご質問されておりまして、重複する点も出てくると思いますが、極力避けてご質問をいたしますのでよろしくお願いしたいと思います。

市長は、福祉に対して、先代の岩野市長以来、その意思というものを継がれまして力を入れていきたいというふうにいろいろと考え方を持っていらっしゃるように知りますけれども、先般、私の方から身障者に対するガソリンを無料にしたらどうかというような提案もいたしましたが、まだその結論的なものは検討されているんじゃないかというふうに理解しております。きょうは寡婦福祉手当ということについて提案かたがたお願いをしたいのでございます。

ご存じのように、日本国憲法の第二十五条に、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営むその権利を有する。国は、すべての生活部分について社会福祉、社会保障及び増進に努めなければならない云々とございます。この憲法第二十五条の条文から見れば、政治の目標はまず、国民生活を守り、国民福祉の充実を第一義とすべきであると考えます。また、現況の非常な不景気の中で景気を刺激し、そしてその中で福祉の重要な位置というものは認めざるを得ないのでありますけれども、賃金、福祉、減税というものが個人消費の拡大の柱であって、中でも減税の恩恵をこうむれない低所得者層にとって、福祉充実の持つ意味は大変大きいと考えられます。市民生活防衛と景気刺激に有効な福祉充実がいまほど望まれるときはないと考えるわけでございますけれども、現在、寡婦の方でこの手当制度に恩恵をこうむっておらない方がいらっしゃるのでございます。こういう人たちに対して、新しく寡婦福祉手当制度というものを実施してはどうかと考えるものでございます。

目的といたしましては、この条例は寡婦に対して寡婦福祉手当を支給することによって、寡婦家庭の福祉の増進を目的とするのでございます。現在、西尾市で実施をされておりますけれども、大変にすばらしい施策だと思いますので、この点どうお考えであるか、お答えをいただきたいのでございます。

定義づけといたしましては、この条例の寡婦というのは、配偶者と死別し、または離別した女子であって、現在婚姻をしていない者で十八歳未満の児童がない者を指すのでございます。要件といたしましては、四日市市の住民であ

るということ、また公的の年金給付を受けていない者、すなわち本人またはその者の扶養義務者で、主としてその者の生計を維持する者のいずれかが当該年度分の市民税所得割を課せられていない者というようなことでございますけれども、市長のお考えをいただきたいと思います。

次に、住居表示と行政との食い違いの問題でございますけれども、内容はですね、住居表示と行政との食い違いを問うのでございますが、タイトルにちょっと理解を非常にしにくいところがございますので、誤解を招かないために少し説明いたしますと、住居表示が間違っているということではないわけです。住居表示そのものはれっきとして存在するわけでございますが、その住居表示内の地域の中で日常生活上大変不便をしなければならない、感じざるを得ないという特定地域がいまだにあるということについて善処されたいと思いつつ、この質問に移ります。

昭和二十年以後米洗川が富田地区、羽津地区の境界となっているのは周知のとおりでございます。現在の富田浜と呼ばれる地域でございますけれども、当時、警察も富田署とか四日市署となっていたのです。国鉄も四日市駅管轄、また富田駅管轄となっておりました。電話の開設が進むにつれて、米洗川から北部が六五局で反対側の南部の方が三一局というようになっております。ガスも米洗川を中心にして都市ガスが四日市管轄となっていると、郵便については、米洗川北部は富田局であったわけです。現在の角忠という別館がございますが、この付近までが富田地区ということでございます。行政区域が羽津だから、そのほかは四日市管轄、大変混迷しているわけでございます。もし、富田から配達をするとするならば、富田局に人を増員しなければならないという理由で、そのような地元が便利上いろいろと要請をしたことに対して結論は出なかったのでございまして、地元の方々も不便の余りいろんなところへお願いに行ったという経緯がございました。そのような中で、学校区域は、最初のころはまだ家が少ない状態でありましたので、別に影響なかったわけですけれども、昭和二十年代半ばを過ぎると家も多く建ってきて、それに伴って学校

への通学の問題が出てまいりました。そこで、地元は教育委員会へも行って、米洗川までは富田区域ということだからそのような方向に学校の通学区域も決めてほしいということでございましたけれども、現在の状態では久志本組の事務所の周辺まで、その学校区域となっているように知っております。また昭和二十八年ごろより、中学校も米洗川までだったのですけれども、霞ケ浦、俗に言う別荘地まで中学校区域となっているというふうに聞いております。次、屎尿くみ取りも米洗川というものが中心となって、富田関係で、南部は泊清掃区というふうに非常にふくそうしております。したがって、水害等の緊急の場合で浸水をした、早くくみ取りをしていただきたい、こういう場合は、川を中心に北側の人たちは泊の方へ電話すればそちらは北部関係でございますとか、南側の住民の方は富田へ電話すればそちらは泊清掃区ですとか、大変その縦分けをしておかないとなかなか適切に用件が伝わらないというような現象が出ております。すなわち、住居場所が若干違うだけで、市民の方たちが大変に苦労をするというそういうような現実的な問題、さらに具体的に申し上げますと、米洗川を中心にして北側というのは当然、本来富田地区というようなイメージが強いわけでございまして、その川を中心にはっきりと行政的な問題も明確にされればいいわけでございますが、あの米洗川を中心に、いろいろと行政の区割りをされたり、また関西線を中心としてそのような問題がいまも残っているわけでございます。すなわち、川をはさんで北側の部分というのは当然富田の方へ通うのが一番妥当だと思うわけでございますけれども、川を中心にし線路の東側というのは富田関係、その西側は羽津関係の学校へ行くというような大変細かい区割りがありまして、一つの町でありながらあちらこちらへ分散しなければならないというような現実的な問題、こういう問題は大変住民が困っているわけでございます。また私たちも富田に住んで経験ございますけれども、富田浜海水浴場のあるころは、土左衛門が出れば、その土左衛門の落ち着いた場所、それが南関係か富田関係かということで、警察関係でもその調査の依頼をどこに最終的に持っていけばいいかという問題でもめたこと

もございますし、鉄道自殺なんかありまして、その死体がどちらにころがったかということで、そのような問題もそのたびに出てきたというのが現状でございます。また調査した結果、一部大矢知の十志町地区に富田と松原の境界がありまして、これも非常に不的確なようでございますので、この辺も改良をしなければならないんじゃないかというふうに思います。

いずれにいたしましても、この地域の人たちは新住所のある中で、現在まだまだ甲とか乙とか丙とかいうふうな住所でその生活の実態というものが動いているということでございまして、その生活の中で選挙の場合は羽津へ行かなければならない、印鑑証明が必要なれば羽津へ行かなければならないというような、そういう問題が毎日逃れるわけにはいかないような羽日に追い込まれておるわけでございます。そのような学校の行政区域の関係、そして電気、ガス、電話、屎尿、水道、郵便、ごみというようないろんな問題がなぜそのような明確な一つの行政の中で処理されていかないのか不思議でかないません。そういう意味について明確にしていただければ幸いだと思います。さらにご存じのように、富田山城線をつくるためにコンベアラインもできたわけでございますけれども、この問題で住民の方たちのいろんな折衝の場合においても、富田浜関係だということで行政上においてはばらばらであるけれども、この問題に関しては一町が一緒になって問題交渉に当たったというような経緯がございました。そういう意味から考えて、大変ふくそうした地域でございますが明確に行政上一線を引いたらどうかと、かように思いますのでその辺の考え方を伺いたいと思います。

次に、三番目の教育問題でございます。水沢の学校の跡地の問題につきまして、詳しくその経緯を教えていただきたいわけでございますけれども、特に市が買い上げる分、地主に戻す分ということが出てくると思います。しかし、地主に戻すという場合において、地主には小作人というものが本来戦後十数年間、そこで酪農を営んできたわけでございます。そういう場合の処置をする場合、小作人に対してはどういうメリットをつけるとお思いなのかお聞かせをいただきたいと思います。

さらに、幼児教育の問題でございますが、ことしも保育所、幼稚園の入園に対して、大変父兄の方は神経を使われたということは関係者の方はよくご存じだと思います。しかし、保育所というものは大変競争率が激しくて、なかなか入所できない方たちも多かった。逆に幼稚園の方は定員が足らないというような現象が出ております。これは年齢的な問題で制限されるということもございましょうし、いずれにいたしましても、もう少し行政的に四日市独自のカラーを出して、そういう幼稚園にもたくさん入れるような考慮をしていただきたいというふうに思うわけでございますが、この点について何回も過去から質問もあるわけでございます。二年保育の実現はなされましたけれども、全面的にはまだまだ地域に限られたそういう二年保育の実施ということでございまして、市全体的には入りたくてもなかなか入れないし困っているところがございます。また幼稚園の先生側から見れば、非常にいろんな制限があって、募集が目標までいかないということで、教育委員会の方からおしかりをこうむったとかいうふうないろんな問題を聞くわけでございますが、その点について今後どういうお考えがあるのかお聞かせをいただきたいわけでございます。

私も、先般の一般質問で新進気鋭の教育長がかわったわけでございますし、新しいプロセスというものが組まれると私は期待をしておるわけでございます。その点について夢のある回答をいただきたいと思います。さらに昭和五十一年度、私たちは教育民生委員会に所属していた当時、東京の方へ陳情に行ったわけでございます。そのときの十年間を五年間にという教育施設問題について陳情したわけでございますが、この辺についての具体的な立案ができていれば教えていただきたいと思うのでございます。

次に、四番目の終末処理増設に関する問題でございますが、総論的にいろいろとご検討なされているわけでござい

ますし、この問題については時世がらいろんな問題が多ございますでしょう。したがって、私も地元に住んでおりまして、いろんな問題を聞くわけでございますが、どうかこの問題については地元とよくお話をなさって、特段の神経を使いながらベターな方向に進んでいただけるように善処されることをお願いし、この問題については要望にとどめておきます。

五番目の平山物産悪臭公害に関する経過と早期解決についてでございます。

この問題についても、大変ご熱心に各議員の方から質問もされておりましたけれども、先般市長は、昭和五十四年をめどにして精力的に話し合いをしていくというふうな回答をなされておりますけれども、私はその昭和五十四年という目標に対して非常に甘いじゃないか、もっと具体的な計画をもって、もっと早くその解決をしなければならない問題ではないかと考えるわけでございます。私も地元でいろいろと住民の方とお話ししましたけれども、住民の方は悪臭にかなり免疫ができてきたように感ずるわけでございます。逆に、全く別の地域からあの悪臭地域に入ってきた場合、たとえば何かの仕事があって仕事で出てきた、そして一時間もしないうちに、あの臭いのために気分が悪くなって、施主の方が病院を紹介し一緒に送っていったというような事実もあるわけでございます。このような問題を思うときに、早く何らかの形を出さなければならないと考えるわけでございますけれども、その後の移転問題ないし、地元での交渉についてどのような経緯があったのか、さらに平山物産がプラント改造による悪臭対策に力を入れたということでございますが、その後悪臭防止対策上の測定結果というものが前進したのかしないのか、その点もあわせてお聞きしたいのでございます。これをもって、第一回の質問といたします。

○議長（大谷喜正君）　福祉部長。

〔福祉部長（杉本治芳君）登壇〕

○福祉部長（杉本治芳君）　まず第一点の寡婦福祉手当制度のご提言でございますが、ただいま母子あるいは寡婦世帯の福祉充実のために国民年金法の中でそれぞれ母子福祉年金、母子年金、寡婦年金という制度が設けられております。しかしながら、母子世帯、子供が十八歳未満を母子世帯というわけでございますが、それを大きくなりますと寡婦世帯ということに変えておりますが、十八歳以上になった場合、母親が六十歳になるまでの間は働けるというような観点から年金制度がないわけでございます。また六十歳になりますと寡婦年金が支給されるというような状況でございます。そこで寡婦の方たちの福祉政策といたしまして、ただいまのところは資金の貸付制度だけになっております。生活、住宅、療養あるいは事業資金というような貸付制度でやっておるわけでございます。それに対しまして、市独自で寡婦の福祉手当制度を設けたらどうかというご提言でございます。今後十分検討させていただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　第二番目の住居表示と行政との食い違い、並びに平山物産悪臭公害、この二点についてご答弁させていただきます。

住居表示と行政との食い違いを問うというご質問でございますが、その中にございましたように、ただいま住居表示は着々と実施をいたしております。出張所の所管区域は、ご承知のように市役所出張所設置条例に定めておりますが、合併をいたしました地域におきましては、大体旧村単位で行政区域を決めておるのが現状でございます。通学区におきましては、児童生徒の通学の利便を考慮し、また清掃業務につきましては、産業の効率化を図るため一部出張所の所管区域を越えましてそれぞれの区域を設定しているところもございます、ただいまご指摘がございました。ご

承知のとおり、最近公害地で住宅地の開発が進みまして居住分布が大きく変化をしている地区もございますので、行政区画につきましては、本市の地域問題調査会におきまして、基本的な方向づけが現在検討をされておりますが、非常にむずかしい問題でございますので、地元住民の方々のご意向を尊重し、あるいはまた関係者と十分協議をしながら対処をしてまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

それから、ご指摘の富田地区におきましては、四十年に羽津地区の米洗川北の関西線から近鉄線の間の部分につきましては、四十二年に住居表示を実施いたしましたのはご指摘のとおりでございますが、ただいまご質問のございましたような問題ございますけれども、各地域地域におきまして非常に歴史的な経過があるわけでございます。したがいまして、私どもといたしましては、そのような経過を踏まえながら、しかも市長の基本姿勢でございます地域のコミュニティーの問題、コミュニティーづくりの問題、あるいは住民との対話と調和の問題等も十分配慮して、その上で地元と協議を進めて、できる限り問題のないように善処してまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、平山物産の悪臭公害でございますが、平素の操業指導を現有の公害防止設備の保守管理の徹底と適正な処理場の確保に重点を置いて行ってきております。しかしながら、依然として悪臭の発生が続いておりますことは、付近住民の方々にご迷惑をおかけしておりまして、非常に遺憾に存ずる次第でございます。一方、この基本問題でございますところの適地への移転と無公害工場の建設につきましても、愛知県下で閉鎖されました二つの化成場の新合併工場の建設問題、あるいは静岡県内にある先進工場での悪臭発生状況について確認調査を実施する一方、無公害化成場の建設費とその経営収支に関する試算、あるいはまた平山物産と関係がございます魚市場との関係等々ございます。したがって、これにつきましても十分協議をしなければならないと思いますと同時に、この平山物産につきましては

広域的な問題でございますので、県当局ともたびたび協議をし、今後ともこれに対して指導を得ながら、この問題の解決に向かいまして私どもといたしましては、一層の努力をしてまいりたいと、このように考えておりますので、今後とも私ども県当局の指導を得ながら、問題解決に向かって進めていく所存でございます。どうかよろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君）　教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君）　まず幼児教育についてお答えいたします。四日市市としての幼稚園のあり方について、一定の方向を出せないかというご質問の趣旨のように承ったわけでございますが、幼稚園の問題につきましてはご指摘のとおり、確かに保育所が志願者が多いのに比べまして、幼稚園が若干の余裕がございます。また二年保育の問題も懸案の問題になっております。志願者の問題は、考えてみますと一面、この二年保育の実施ということにこれが係ってくるわけでございます。そういうわけでございますので、現在発足しております幼児問題研究会におきまして、こういった課題について現在研究を進めておりますので、四日市としての幼稚園はいかにあるかということにつきまして、一定の方向をこの研究会のご意見を十分くみ取って、五十三年度中にはその方向を打ち出したいと、そう考えております。

それから次の、昭和五十一年に国に陳情いたしました義務教育施設整備に関してのことでございますが、これは五十一年三月に、当時の岩野市長名で大蔵省及び自治省に対しまして、人口急増に伴う義務教育施設整備に係る起債枠の拡大について陳情をしておるわけでございますが、その後、国の方も地方財政における財源不足に対処しまして起債枠充当率の引き上げ措置がとられまして、義務教育施設整備事業に係る起債についての充当率が七五％から九五％

に引き上げられております。また市単の事業につきましても、不適格校舎の改築及び特別教室の不足に係る増築費の場合には、起債対象事業として扱われると、そういう措置が講ぜられております。さらに、用地取得事業につきましては、本市はもちろん急増指定都市でございますので、充当率が通常より五％高い九五％ということになっております。

それで、ご質問によりますと、その際に添付いたしました添付資料の事業計画がその後どういうぐあいに進捗しているかと、こういうお尋ねであったかと、こう思うんですが、実はこの陳情というのは、とにもかくにも起債枠を拡大するというのがこれが重点だと、こういうので急遽陳情書を作成しまして、将来に向かっての整備の資料を添付したわけではございますが、大まかに集計をしたものでございまして、したがいまして年次計画として策定した資料ではございません。それでご理解をいただきたいと思うわけでございます。それで、個々の事業につきましては、五十三年度中に新しい五カ年計画を策定して、校舎等の整備に努力していく所存でございますので、ご了解をいただきたいと思います。

それから、旧水沢中学校跡地の利用等の問題に関しましては、教育次長の方から答弁いたしますのでよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　教育次長。

〔教育次長（六田猶裕君）登壇〕

○教育次長（六田猶裕君）　お尋ねの水沢中学校跡地の整備の問題でございます。

前の議会におきましても、この水沢中学校の跡地の早期整備ということに関連してのご質問をいただきました。私担当いたしましてから地元の九名の方々、地主側とも相談いたしまして、また自治会とも相談してこのほどようやく

了解が得られたと、もともとこの跡地につきましては、全地域学校用地として考えていたわけでございますが、登記等の問題もございまして、そういう点の話し合いがなされたということでございます。したがいまして、お尋ねのような小作のような問題が提案されましたけれども、そういう点も含めまして地主側と円満に話を解決しておりますので、そういう点におきまして、五十三年度におきましては三鈴中学校の跡地と含めまして整備に当たりたいと、こういう考え方をしておりますのでよろしくご了解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君　寡婦福祉手当制度については検討するということでございますが、やる気でひとつ検討をしていただきたいと思いますので、やる気でひとつ検討を。

それから、この教育長の答弁で、幼児問題研究会というふうにおっしゃいましたけれども、大変結構でございますけれども、教育長としてのですね、考えはどうなのかということですね。任してあるから答えが出てくりゃそれをやるんだと、そういうことは私は聞いていないわけです。その辺、ちょっとご返答いただきたいと思います。

それから、平山物産の問題でございますが、技術的には十万分の一が、何か人間の鼻に感ずるというふうに説明聞いておりましたけれども、技術的には大変無理だと、だから移転先を考えるということでございます。特にこの問題については、苦情件数が公害というのは非常に多いわけでございますが、特に十社の中の一つとして、悪臭公害の発生源となっているわけでございます。魚を原料とした加工製造業種というものは、脱臭装置、汚水処理施設ともに、その機能の面でも効果の面でも不十分であるというふうに考えます。施設の適正管理はもとより、原料置場の構造改良もあわせて、今後とも強力な行政指導が必要であると考えますし、この種の業種は、立地条件に特に配慮が必要で

あると、また経営者自身にも地域住民に迷惑をかけないという、公害防止に対する積極的な姿勢が見られるのは、技術的にも限界であるからそういうふうに経営者がかけないでおこうとそのように思っても、なかなか技術的にはどうにもならないということでございますので、ひとつ移転先の問題については早急に解決しなければならないと思います。特に、この業種というのは、広域的な要素が多分にあるということ、また本市のみに問題がとどまらないということ、広域的な見地に立って対処すべき性格のものであると思います。県ないし関係市町村との連携を密にして、移転先あるいは以後の経営方法、環境対策について十分考慮していただきたいと思います。現状では、平山物産の悪臭対策としては、魚のあらの保存あるいは脱臭機器の維持管理に対する行政指導以外に、思い切った対策が講じられないと思います。悪臭に日々悩んでいられる地域住民の困惑している状況、またその住民の忍耐にも限界があると感じるわけでございますので、どうか五十三年内にひとつ結論が出せるよう精力的に検討をしていただきたいと思いますが、五十三年以内に大体の目安をつけて、五十四年に移転ができるのが理想ではないかとそのように考えますが、その点の考えをお聞かせいただいて私の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君）　市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　平山物産の問題について、お答えをいたしたいと思います。

この問題は、すでにかねてからこの議場でもずいぶん問題にされておりますし、私自身も市長に就任をいたしましてから、この問題と高等学校の問題をまず解決したいということで、精力的に動いたつもりでございますし、また地元の議員の皆さま方、あるいは県会議員の方々等々ご協力を申し上げながら、県の知事の方へ何遍も折衝を重ねてまいりました。私がここでお約束をいたしましたのは、五十三年度中にめどをつけたいということをかつて申し上げました。その方向で今日まで努力を続けておりまして、すでに知事との間において何とか五十三年度にめどをつけてほしいという要請を何遍も地元の議員さんもご同道いただいて努力をいたしておるところでございます。知事もだんだんその気になってきておるというふうに考えておりますので、今後も精力的にこの問題の解決に当たります。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君）　幼児問題は非常に重要な問題でございます。私個人の考え方は持っております。たとえば、幼稚園における二年保育は逐次実施をしたいと、そういう考えを持っておりますが、幼稚園、当然保育所が関連してまいります。また、公私立の問題もございます。したがいまして、四日市としての幼児教育、教育委員会としましては、幼稚園でございますが、どう方向づけるかという点は本当に重要な問題でございますので、幼児問題研究会のご意見もお聞きし、衆知を集めてその結論を出したいと、そう考えております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　金森　正君。

〔金森　正君登壇〕

○金森　正君　八点ほどございますが、簡潔にお尋ねをいたしまして、理事者の方から要領よいご答弁をお願い申し上げたいと思います。

第一点は、行政対応の基本についてであります。これまでの質疑経過から、新年度以降の諸行政に対応せられる市長の基本姿勢はよく理解をさしていただきました。欲を言えば切りがありませんが、真剣に取り組んでいられる市長

の姿勢がにじみ出た予算編成かと存じます。二年目を迎える加藤市政への期待が大きいだけに、当然のことと言えばそれまでございますが、先行き不安の中で示めされた積極姿勢を評価いたすものでございます。しかしながら、変遷著しい今日、よりユニークな行政対応の掘り起しに一層の努力が必要との感触を強くしたのも事実でございます。もはや多くを申し上げる必要もございませんが、なお一層親しみを覚え温かさを感じる政策を渇望する市民各層の要望にこたえるため、本市の特色づくりと生活環境基盤の整備、市民とのコミュニケーションづくりに創造の限りを尽くされんことを申し添えておきたいと思います。さらに、今後の行政対応の基本とも言える徹底した効率行政、選択行政を可能ならしめる新しい基本政策の策定に総力を注がれることをあわせ要望申し上げます。一層のご努力を期待し、政策の選択並びに合理性の追求にどのような観点で対処なされるのか、基本的な問題として市長の再度のご見解を伺っておきたいと思うわけでございます。

なお、いささか観点を異にいたしますが、膨大な公共事業消化の過程で、地元業者活用基調について改めて本席で伺っておきたいと思います。その他につきましては、これまでの質疑で言い尽くされておりますので、重複を避けて省略をさせていただきます。

大きく第二点目でございます。再び社会教育の問題について触れさせていただきます。これにかかわる点として、先日教育委員会の機構改革が明らかにされましたが、私はその中の一つ、社会教育の問題について、過ぐる十二月議会の経過を踏まえ再度お尋ねをしておきたいと思います。

私は、この問題について十二月議会で次のように指摘させていただきました。まず、社会教育の重要性にかんがみ、その体制づくりと機構整備の問題、活動面における行政サイドと市民サイドの結合と調和の問題、これが活動の地域への浸透問題、活動基盤の強化にかんがみ、質・量の両面から人の配置と補強の問題並びに拠点づくり、地域の受け

皿づくり、活動の平準化、青少年対策を含む学校教育と社会教育とのかかわり合いの問題、本市の社会教育の特色づくりなどについて伺ったのでございます。これに対し教育長は、地域事情に即した社会教育を基本理念として、それにふさわしい施設、人的、物的強化を図りつつ、新しく模索される地区市民センター構想の中に組み入れ、幅広い社会教育を考えていきたいとお答えいただきました。概念論としてはまことにそのとおりであります。しかし、私が指摘いたしました基本理念と実態との隔たり、地域への浸透、活動基盤の強化、質的強化、拠点づくり、地域の受け皿、本市の特色づくり等については、残念ながらその方向づけが不鮮明だったように思われます。今議会冒頭、市民部長の説明で、地区市民センター構想の中に位置づけられようとしている社会教育の側面を拝聴し、ますますその重要性をかんがみるとき、さきの指摘に的確にお答えをいただきたいのであります。

これと同時に、今回の機構改革では、当部門の位置づけが従来と変わらないようにお聞きするわけでございますが、実践面の強化についてどのような話し合いがなされ、これが充実にどのような構想をお持ちになったのか、体制強化、人的強化の面を含め明らかにしていただきたいと思います。

第三点目は、広告物条例についてであります。

今日、交通社会の発達が交通戦争をもたらし、これが対策と事故防止が広く問われております。本市もそのことの対応に、関係機関とともに取り組んでいただいておりますが、それらの取り組みを一層有効的かつ機能的なものとするため、広告物条例並びにその遵守に一考を賜りたいと思います。現条例は、県の条例として効力を持ち、各市町村はそれをもとに運営する形態がとられておりますが、その内容と規制が果たして今日の車社会の中で適切なものかどうか疑問を持つのでございます。元来、広告のはんらんは、少しでもよい場所を求める傾向に走り、交通標識の鮮明さによくない影響をもたらしております。なかんずく、交差点での見通しを大きく減退させるケースさえ少なくない

と思われます。広告そのものに異をはさむつもりは毛頭ありませんが、お互いの交通社会のための意識だけでなく、交通社会を取り巻く環境整備をも今日的に求められる一つとして大切にしていきたいと思うからでございます。守られる条例づくりに向けて、その実態把握としかるべき対応をお聞きする次第でございます。

第四番目は、教育振興公社または学校建設公社の設置についてであります。大変むずかしいこととは存じますが、厳しい局面を余儀なくされている本市の財政展望にかんがみ、素人考えとしてお尋ねするものでございます。

一般会計に占める教育関係予算は、年々増大を見ておりますが、それとて十分な対応とはなり得ていないのであります。ましてや、今後にあってもそれが占める事業総額は高まれど少なくなることは当面考えられないのであります。そうした中で、本市の教育、文化に資する施策を容易ならしめ、教育資質を含む教育行政全般の円滑な運営に貢献し得る学校建設促進のための教育振興公社、あるいは学校建設公社といったものを設置できないものでしょうか、お尋ねをいたします。現実には一部の学校建設の場合、現開発公社にゆだねられておりますが、何らかのメリットを出す方策として考えられないものかどうかお尋ねをいたします。

第五点目は、病院の跡地問題についてでありますが、昨日清風会より取り上げられておりますので、重複は避けたいと思います。説明によりますと、売却の方向とお聞きするわけでございますが、立地条件がよいだけに市民の一人として将来に資する施設候補地として残したい心境を申し添えておきたいと思います。

第六点目は、治水行政に関連する問題ですが、ことしも間もなく雨期シーズンがやってまいります。近年、治水対策には格別の配慮を賜っておりますが、過去の災害実例からは奇数年に大きな災害をこうむるケースが多いのでございます。だから本年がそうだというわけではありませんが、より万全を期する上で水防体制強化を含め、点検には十分意を用いられるようお願いをしておきたいと思います。中でも危険性が指摘される海蔵、三滝、両河川につきましては県へのアプローチを含め、しかるべき万全の対応を望んでやみません。できれば両河川の整備計画についても本席で言及いただければ幸いでございます。あわせて市内一円の中小河川に対する見直しも重要と考えます。手抜かりはないと存じますが、最近の下水並びに土木関係の繁忙を思うとき、見通しなきことを重ねて指摘しておきたいと思います。それと同時に、ちょっとした下水路にあっては、清掃など地域ぐるみの取り組みといった市民的協力を求める不断の対応が重要になってきたことを本席で指摘しておきたいと思います。

第七点目は、交通行政に関連してでございます。主として、道路整備促進の観点から指摘させていただきますが、かねがねお願いしておりますように、当面の課題は都市近郊に直結する準幹線道路網の整備を一刻も早く実現させることであります。幹線道路整備のおくれは、通学路等を幾ら規制しても車の進入を防止できず、危険の度合いをより増大させる結果となっております。これら都市近郊道路網の一日も早い整備のために、都市計画道路の整備促進に合わせ、その必要性に基づく整備計画を確立されるよう望みます。あわせて、市内三ツ谷地内における国道一号線緩和の一環として、三滝通りの北への延長計画の促進、さらには特に交通量の多い道路の歩道設置にも意を注がれるよう希望し、このことに対する見解を、また交通行政、都市整備に関連して近鉄第二期高架事業の促進とこれが現状報告並びに市内の鉄道沿線主要駅周辺の通勤通学用自転車置場確保について、行政の立場からの見解を、さらに暴走族対策等についてもどう対処されていくのかお尋ねしておきたいと思います。

第八点目は、平山物産の問題についてであります。つい先ほど平野議員からご指摘がございました。市長からも従来の経過を踏まえ前向きに取り組むとのご示唆がございました。当問題については私自身も本席で再三再四申し上げてまいりましたので、いささか恐縮には存じますが、いよいよ五十四年全面解決まで一年であります。私どもとしては、考えられるすべてを、そして同時にそれを県、市、両首脳に申し入れてまいりました。当問題の解決のすべては

知事、市長が、そして関係市町村のリーダーがこの問題をどう考え市民の期待にどうこたえるか、すべてはそこにかかっているというふうに思います。

いろいろお聞きしたいこともございますけれども、できますれば移転への詰め、県市の詰め、新年度における具体的対応の手順等についていま一歩お示しをいただきたいと思いますし、あわせて先刻私自身が市長にご提示申し上げました具体的対応策の方向づけの問題を含めてご見解を賜っておきたいと思います。同時に、この悪臭問題の解決の道しるべとして、できますれば本市に存在をいたしますこの種、業種の一定の統合といった方向を含めながら、今後の環境整備との絡みにおきまして、この問題をひとつ終息に向けて取り組んでいただくことをお願いしたいと思いますし、そのためにも議会サイドの全面的な協力が必要ではないだろうかと私自身そう思うわけでございます。新年度も始まりますし、できますれば先ほどお伝えした趣旨に沿いまして、当問題を行政のサイドで関連づけて、取り上げていただくための調査費ぐらいはほしかった、研究してほしかった、こういう考え方を申し添えまして、第一回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午前十時五十九分休憩

午前十一時十一分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　ご質問の第一点目と、一番最後の平山物産の点について、私からお答えを申し上げ、その他の点に関しましては関係部長からお答えを申し上げます。

まず第一点の、これからの行政対応の基本についてのご質問でございますが、私は現在の総合計画の中で述べられております四本の柱、この柱というものはそう簡単に変えるべきものでもないというふうに思っておりますし、いろいろな自治体でいろいろな計画をつくっておりますけれども、大方の自治体がとっております柱も大体この四つに限定をされるわけでございます。そこで、この四本の柱に従って、具体的な施策の内容の選択をしてまいらねばならないかと思いますが、その選択をする場合に何を基準にして考えるかということでございますが、この場合に一つ考えなければならない重要な問題点といたしましては、市の財政事態が将来にわたって大きく硬直化をしていかないような配慮をまずしていくべきではないだろうかと思うのでございます。そのためには、徹底した事務の合理化あるいは仕事の効率化というようなことがきわめて必要ではないだろうかということでございます。さらに昨年検討をしてもらいました行財政調査会、あるいはことし答申が出されるでありましょう地域問題調査会等の答申を尊重といいますか、きわめて適切なるご答申を得ておりますし、また得られるであろうというふうにも考えますので、これらの答申に書かれておりますことを十分参考にしながら、今後の総合計画の策定に当たってまいらねばならないというふうに思うのでございます。その場合に、やはり生活を守る義務的な、市の義務的な施策でございます。あるいは豊かにする施策あるいは選択の施策というようなことで、その緊急性、効率性、合理性を尊重しながら市民参加によって優先順位を策定してまいる、しかも長期的な観点に立ってこの優先順位を策定してまいることが必要なのではないだろうかというふうに考えておる次第でございます。合理化のあり方、あるいは優先順位のあり方、あるいはそれを実施に移してまいる、あるいは計画をするということについての市役所内部の事務局の対応の仕方等につきましても、十分

配慮をして進めてまいらねばならないかというふうに思っておるのでございますが、基本はやはり、私は地域社会づくりにおいて物事を進めてまいりたいというふうに思う次第でございます。

それから、最後のご質問でございますが、先ほど平野議員のご質問にお答えをしたとおりでございますが、もう少しちょっと詳しく申し上げてみますと、当然にこれは広域的な問題として私は知事の方に問題解決の主体性を持っていただく、県の方に主体性を持っていただくということで働きかけをいたしておるのでございまして、そのために私の方で調査費を計上するということはあえて避けたつもりでございます。知事との話の中では、今後のこういう魚のあら等の化成場の経営の問題、立地場の問題、それからその経営に絡みます各種の産業の問題等、そのための根回しを実は今後やらなければならない。大体、方式につきましてはほとんど知事と私との間で意見の一致を見ております。したがいまして、今後精力的にただいま申し上げたような問題点について解決を図っていくべく県の方と折衝を続けてまいりたいというふうに思う次第でございますので、ご指導あるいはご鞭撻をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（大谷喜正君）　教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君）　お答えいたします。

まず社会教育についてでございますが、地域における社会教育のあり方につきまして、特にその基本的な事項について種々ご意見をいただいたわけでございます。社会教育法の制定趣旨から申し上げますというと、公民館の目的につきましては、市町村その他一定の区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活、文化の振興、社会福祉の増進に寄与すると、

こういうぐあいになっております。少し振り返ってみますと、法が制定されました昭和二十四年当時から昭和二十年代の後半にかけまして、各地域におきまして公民館事業が非常に盛んになってまいりました。本市におきましても、各地に公民館建設が着手されたのであります。しかしながら、昭和三十年を境として、テレビが普及をいたしまして、住民の余暇というのは公民館から茶の間へ引き戻されるという、こういう傾向が出てまいりました。そのため、いわゆる公民館事業につきまして若干関心が薄れてくると、こういう現象が出てまいりましたので、本市ではいろいろと研究、討議を重ねまして、昭和三十五年ごろから公民館の拠点化、いわゆるブロック化を図った次第であります。この時期は全国的に経済の高度成長期に当たりますが、その結果、国民の余暇時間が増大してまいり、同時に都市化の現状があらわれてまいりました。そこで、四十年代の後半から各住民の生活の反省としてコミュニティーづくりから改めて公民館のあり方というものを、もう一度考え直すと、こういうふうになってきたわけでございます。これを受けまして、昭和五十一年度から地域問題調査会が発足いたしまして、いわゆる地域社会づくりの方向とそれに対応する行政のあり方というのが調査、検討が進められまして、近くその答申を受けるいきさつになっておるわけでございますが、これに即応しまして先ほどから種々話の出ております、いわゆる地区市民センター構想というのが、これが予定されてきたわけでございます。

それで、先ほどのご質問、ご意見に種々ございましたですが、社会教育の今後のあり方としましては、この、ある意味で画期的とも言えます一つの地区市民センターの構想の中で、特に地域住民に密着した幅広い社会教育を進めるためには、地域の課題が何であり、また地域住民の要望を各層、各年齢から吸い上げると、こういうために具体的な施策がなされねばならないと、そういうふうに考えております。たとえば、地区市民センターの運営をする場合に、必ずしも年輩の方ばかりでなく若い方々の意見も吸収をすると、こういうのを考える必要があろうかとそう考えてお

ります。と同時に、特にこういう新しい趣向でございますので人的配置にはもちろん意を尽くさなければなりませんが、特に、いかに組織をつくろうとも最後は人でございますので、その衝に当たる、社会教育の衝に当たる人がさらに研修を重ねて、幅広い社会教育をなしていくと、そういう点につきましては最大の努力をいたしたいと、そういうふうに考えておるわけでございます。

それから、教育公社の問題でございますが、学校建設公社ないし教育振興公社的なものはつくってはどうかと、こういうご意見であったかと思うんですが、ご存じのとおり、現在市の校舎におきまして、いわゆる五省協定、建設、大蔵、文部、厚生、自治でございますが、その五省協定によりまして校舎建設をいたしておる部分がございます。で、この事業は大規模な宅地開発または住宅の建設に伴う事業に限られておるわけでございます。また、この五省協定によりますと、地方公共団体の財政状況から見て、当該地方公共団体が適時にこれを行うことが困難な事業があるときは、施設の建設を行うことができると、そういうふうに規定されております。したがいまして、この規定以外の校舎建設につきまして、仮に教育公社的なものを設置いたしましても補助、起債等の優遇措置の適用が不可能でございますので、本市の財政状況あるいは人口動態等を考えあわせますと、現行の運用方法が現在としては妥当であろうかと、そういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　都市計画部長。

〔都市計画部長（杉本義広君）登壇〕

○都市計画部長（杉本義広君）　広告物条例につきましてお答えいたします。都市の美観風致を維持するために、市及び人口五千人以上の市街的町村の区域について、広告物等の制限をすることを目的といたしまして広告物法が設けられておるのでございます。それに沿って県におきまして県条例が制定されまして、県の中で取り扱いが行われております。四日市市内の規制の個所の状態といたしましては、名四国道中納屋から三重橋までを除く市内全線が幅百メートル両側規制路線になっておるのでございます。それから三〇六号につきましては、全線百メートル規制でございます。名阪につきましては、五百メートル両側全線規制ということでございます。また四日市土山線の大井手・高角間を除きまして全線規制ということでございます。国道一号線によりましては、采女寄り鈴鹿寄りとこの坂の上でございますんですが、道路につきましては、以上そういったようなそれぞれの個所が規制路線になってございます。鉄道につきましては、近鉄湯の山線松本から桜までが幅百メートル両側規制ということになってございます。それから三岐鉄道におきましては、大矢知以遠が幅百メートル両側規制といったようなことでございます。これら県において許可、取り締まりを行っておりますんですが、補助機関として県より市は事務の委託を受けて屋外広告物の取り締まりを行っているわけなんでございますが、業務の内容といたしましては、屋外広告条例の規定に基づく簡易広告物といいますのは、張り紙とかあるいは張り札等、簡単な広告物の違反物件を対象として扱っておるのでございます。市の窓口といたしましては、建設部それから都市計画部が一体となりまして、主に主要道路を対象といたしまして毎月二回程度の作業を行っております。今後、都市の美観風致を保つことと同時に、先ほどご指摘いただきました交差点の交通視界を妨げるような個所等に重点を置いて適切な行政指導を行うようにいたし、また県に対しましても強くそういった方向で要請を持ち込んでいきたいと思っております。

次に、交通行政に関係分につきましてお答えをいたします。本市の道路形態は、古くから旧市を中心としまして放射状に発達して、ほとんどが国道あるいは主要地方道でございます。従来から国、県におきましてかなり整備を進めていただいておるわけなんでございます。四日市にも市の発展に伴い、昭和三十七年に新しい都市計画の見直しにより住宅団地の進出に伴い、市中心部、臨海部と内陸部を結ぶ都市計画道路を指定し整備を進めてきております。中で

も子酉高花線、延長が五・八キロ幅十六ないし二十メートルの道路でございます。また、千歳町小生線千九百二十メートル幅二十二メートルの完成をすでに見ておりますが、さらに千歳町小生線の延長部分、松本川島線間で二千三百四十メートル幅十八メートルの用地先行を四十八年に行い、本年度末で松本地内の未整備の延長三百メートル幅十八メートルを目下工事中でございます。本事業の部分開通によりまして、県道四日市土山線の交通混雑を大幅に解消をできると思っております。都市へ行く道路といたしましては、千歳町小生線の先ほどご答弁申し上げました川島地内の継続、今年度主に用地の取得でございますが、これの進捗を図り、なお赤堀山城線の堀木橋の取り付け部分、新しく日永堀木線の用地取得と、こういったような個所に重点を置いて進める予定をしております。三滝川の三滝通りにつきましては、これは先刻の議会でもご質問をいただいておりますが、金場新正線と計画道路路線名はなっておりますが、三重橋垂坂線を起点といたしまして千歳町小生線まで延長約二・九八キロあります。計画道路付近は十六ないし五十メートルの道路でございます。本道路の中央部におきましては、戦災復興区域でございまして、すでに五十メートルの幅員で完成を見てございます。橋本病院から南につきましては、約九百メートル余りございますが、浜田第二区画整理事業区域内でございまして、浜田の区画整理事業で四十五年度着手したのでございます。それで今日まで計画道路の金場新正線を一日も早く完成させることを重点に置きまして、ただいままで進めてまいったのでございます。千歳町小生線、金場新正線の交差点より、延長三百五十メートルの区間はもうすでに五十二年度におきまして完成してございます。それから市役所寄りにつきましては、移転の方もかなり進みまして五十三年度におきましては砂利道ということで暫定的に交通を開始させるような予定で、ただいま鋭意移転交渉を進めておるのでございます。問題は午起末永線から以北についてでございますんですが、これにつきましてもその後関係の方面に出向きまして、いろいろ連合自治会の役員さま方等を含めまして事業の進渉等、進め方につきましていろいろとご意見を拝聴いたしてきたのでございますんですが、何分とも、先刻も申し上げましたように市街地密集地域を通るというような大事業でございまして、ただいまのところ具体的な手法もつかめないような状態であるわけなんでございますが、今後この事業の促進化について一層の努力をしたいと思っておるのでございます。

それから、高架二期の問題であるわけなんでございますが、これも五十二年の六月議会にご説明させていただいておりますんですが、末永一区地内に、事業に関連いたしまして、仮占用地あるいは側道用地の確保が必要となってまいりまして、これに伴いまして家屋移転を余儀なくされるのでございまして、沿線住民の一部の方々の強い反対がただいまでもあるわけなんでございまして、調査、測量にも入れないというような現況であるわけなんでございます。県市、その後の解決策といたしましては、その後の具体的取り決めは進められておりませんのですけれども、今後もなお一層関係者のご理解をいただけるように努力したいと思っておるのでございます。

それから、近鉄の主要駅付近に自転車置場をというご意見でございますが、近鉄四日市駅周辺の自転車置場につきましては昨年八月にすでに日本自転車普及協会の寄付によりまして、三百六十六台を収容する施設が完了しておるわけなんでございます。それに引き続きまして、七百六台収容できる施設の計画をただいま持っておるのでございます。その他の主要駅、たとえば塩浜とか、あるいは羽津、阿倉川、富田、富洲原と、そういった駅周辺における自転車置場につきましては、いろいろと鉄道事業者との調整と用地等の問題もございまして、今後そういった調整を重ね、十分前向きに検討させていただきたいと思っております。

なお、道路の歩道の整備でございますんですが、最近におきます主要道路の形態といたしましては、約二十メートル以上、二車線以上の道路につきましては歩車道を設置すると、こういうようなことで設計段階で取り組んでおるわけなんでございますが、その他の道路につきましては、建設部の道路関係部分につきましても交通安全対策の施設の

面において幅広く取り上げていただいており、また進めておられるということでございますのでご了承賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　この際、理事者各位にお願いいたします。質問時間並びに答弁時間を含めて、時間に制約がありますので、議員が質問したことのみについて簡潔、要領よくご答弁を願って、議事の運営にご協力を願いたいと思います。

建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君）　治水行政に関連してお答え申し上げます。

ただいま金森議員の質問の中にございましたとおり、昨年は比較的平穏に過ぎましたが、五十三年は荒れるんではないかというようなことが巷間でも言われておるわけでございますが、治水行政につきましては、市民生活の安全を守る見地から本市の最重点施策であろうかと存じます。中でも水害防止対策の一環といたしまして河川のネック個所の調査は重要な事項であります。本市におきましては、昭和四十九年の大災害を教訓といたしまして、国、県、市が一体となって河川の改修事業に取り組んでおりますが、これと並行いたしまして万一の水害発生に備え水防活動にも十分な配慮をいたしてまいっております。すなわち、毎年度市消防本部、水防組合からなる水防計画を策定いたしておりますが、この計画策定に際しましては、各河川において重要水防区域を指定して、降雨時には水位、堤防の状態等について特に注意し、十分な警戒をすることといたしております。この重要水防区域指定に当たりましては、毎年度当初、県市が合同で本市の全河川を調査いたしまして定めた個所に、さらに地元の要望個所を加えて指定することといたしております。これによりまして、要注意個所を定めるわけでございますが、何と申しましても平常業務の中

での点検ということが非常に大切であろうかと存じます。このようなことで、水害の防止に万全を期してまいる所存でございますのでご理解賜りたいと存じます。

なお、第二点目の三滝川、海蔵川の改修計画についてというご質問でございますが、三滝川につきましては、三滝川河口より上流へ四・七キロ、海蔵川につきましては同じく河口より七・七キロを改修区間といたしまして、昭和十六年から着工されておるわけでございますが、これにつきましては、昨日野呂議員から朝明川につきましてご質問ありましたとおり、非常に現在のペースではいつ完成するかわからないということで、昨年来、県に対しまして暫定的なことも考えてほしいということで、特に海蔵川につきましては坂部付近で非常にネック個所がございます。そのような個所から第二工区的なものを設定していただき、五十三年度から着工されるよう県におきましても前向きに検討されておるというのが現状でございます。どうかよろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（大谷喜正君）　市民部長。

〔市民部長（矢田三郎君）登壇〕

○市民部長（矢田三郎君）　暴走族のことについてご質問ございましたので、簡単にお答えさしていただきたいと思います。

四日市では現在、暴走族のグループは解散をいたしておりまして、現在のところ集団による暴走行為というものは見当たらないわけでございますが、今後これらの対策につきましては交通取り締まりの強化並びにグループの早期発見ということで解散指導を行い、警察と関係機関と協力して努力をしてまいりたいと思います。

なお、罰則規定等につきまして、新たに国の方で道交法の改正等が検討されておるように聞いております。本年の十二月を目標に実施されるということでございます。これら道交法の改正を受けましてですね、指導体制とも強化を

されるということでございますので、今後警察と一層協力をしながら万全を期したいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　金森　正君。

〔金森　正君登壇〕

○金森　正君　大変ご丁寧なご答弁ありがとうございました。私の質問がちょっと数が多かったということで大変ご迷惑をかけまして申しわけないと思います。いまお答えをいただいた趣旨にのっとりまして、二、三分で私の考え方をまとめてみたいと思います。

それでまず市長から、行政対応の基本についてご見解をいただきました。その目指すところはよく理解を私自身いたしておりますが、市長のお考えでいいんではなかろうかと思うんですけれども、ただ懸念をいたしますのは、本議会でも十分取り上げられましたように、財政の硬直という、いわゆる非常にせっぱ詰まった段階の中で調査会の意向を受けてその基調にのっとって、新しい方向を模索するといたしましても、現下の何と言いますか、地域事情からその精神基調を機械的に吸収するということはきわめてむずかしいんではないか、反面、市民要求が増大しておるこの相矛盾した二つのレールの中で、一体その一致点をどう取っていくんだろうか、市長の前向きな姿勢を是としながらも、大変厳しさという意味で不安を持つ、このことに根ざして私申し上げましたので、そのような見解を披瀝しておきたいと思います。

平山物産の問題については、かねがね努力をいただいております。もはや全市民的な問題として育ってきておりますし、十二、三年の経緯を踏まえましてどうしても解決をという気持ちをもう一度申し上げたいと思いますし、あわせてこの解決の手段の源が県の主体性だということで市長から伺いましたけれども、やはり私も県へたびたび行っておりますが、果たしてそうなんだろうかという疑問を卒直に抱きます。どうも市、県、関係市町村三者、さらに魚組

合、あるいは当該工場であります平山物産と、この五者がどうしても一つの一線に並んだ接点を求めないと、解決はむずかしいんではないかとこういう感じを持っております。

それから、教育の問題については、二回目の質問でございましたし、ある程度考えていただいているという意のあるところは理解をいたしますが、ただ、新年度を目前にいたしまして、たとえば社会教育を育てていくだけの人的配置ということが、どうも明確になっていないということに私一抹のさびしさを覚えます。昨日見せていただいた市職労のニュースの中にも、私のどうも考えているような一面がありありとうかがえます。いちいち読ませてはいただけませんが、勤務時間の問題あるいは公民館の本来の姿を追求するための手だてが本当に上層部で考えられているのかどうか、あるいは運営委員会の構成をどうしていくのか、果たして民主的になるのかならないのか、大変基本になるような問題の指摘が出ておりますんで、そのことに若干の心配を抱きながら質問させていただきました背景をご理解いただきたいと思うわけでございます。

それから、公社の問題はよくわかりました。ただ、私どもの言いたかった基調を、できますればいろいろの施策の中で生かしていただきたいとこう思います。

広告物条例につきましては、私はまあ一言でその内容に異をはさんでおりません。ただこれをどう守るのか、あるいは守られるような条件というものをどう育てていくのかということを日々の運動の中でどう創造していただけるかと、この点に視点を置いて申し上げたつもりでございます。町を走っておりますと、地上から二メートルのところ当たりに広告が散乱しておりますが、これでは交通障害になるのは当然でございます。そういった基調をひとつ生かしていただきたいと思います。

道路の問題、これも市内を一円、歩きますといろいろ突き当たるわけでございますが、幹線道路の中でも全部とい

うんじゃなくて、特にネックになっている所をどう対策するかという手だてを私は考えてほしい、こう申し上げたつもりでございます。

高架事業、暴走族対策、結構でございます。

自転車置場については、前向きにということでございました。了といたしますが、問題はその他の地域に参りますと、つい先ごろ議論されました減反政策とのからみも一部で考えられますが、そういう遊休地を利用するということも一面でできるのではなかろうか、もちろん都市に参りますと不可能でございますが、そういった意味も含めて今後に対処をお願いしたいと思います。

治水行政についても、結構でございます。

大変走りましたけれども、そういう感触を持たせていただいて、今後の善処をお願いしたいと思いますし、最後に、何でもかんでも市がやらなければいけないと、そういう基調が芽生えれば芽生えるほど将来に問題も出てくるのではないかと、ですから言うべきところは言うと、行政の姿勢というものをお願いして終わりたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時三分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩いたします。

午後一時四分休憩

午後一時四十七分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、教育委員長にかわって職務代理者の服部教育委員が出席いたしますので、ご了承願います。

橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君　例年春とは言えば、桃の花の便りも聞かるる多少なりとも心なごむ季節であります。しかし、昨今の経済情勢を見回すとき、まさに地獄とも思われるような状況に追い込まれ、足元から吸い込まれるような感じがしてなりません。この四年間の長期にわたる底なし不況で苦しんでいる時期に追い打ちをかけるように、日米経済戦争ともいうべき経済競争が始まり、ドル安、円高と黒字減らしのための攻撃を受ける一方、国内では円高不況が予想以上に深刻、悪化したのであります。政府はこれらの問題を解決すべく、非常事態とも言われる予算を組み、実行不可能とも言われる実質七％成長と、五十三年度十五カ月分の前年度当初比四三％増の史上最高の伸びを見た超大型予算による景気テコ入れを画策しているのであります。しかし、その内容を見まするると、七％実質成長を満たすために、全体比三二％という膨大な借金に依存しながら、景気回復の先兵として空前の公共事業費が見込まれており、まさに高度成長願望型予算なのであります。しかし、国民の中からは、財政インフレを懸念する声も聞かれるにもかかわらず、経済戦争とも言われるアメリカをはじめ欧州各国からの外圧を受ける一方、夢よもう一度と、高度経済成長時代の夢を追い続ける財界からの内圧を受け、両方からのはさみ打ちにされた状態で福田政権が、まさにやぶれかぶれ的に打

ち出した超大型予算なのであります。

さて、このような国の予算に歩調を合わせるがごとき市の予算案を目にするとき、市民税の余りにも大きな増収率に驚かされるのであります。そこで、当市予算収入のうち法人及び個人営業所得についてお伺いいたします。

つまり、全歳入の四六％を占める市民税のうち、法人税の収入を三六％アップの二十一億六千五百八十万円余りと見、個人税を約一九％アップの四十四億四千八百四万円余りと見越していることであります。個人税のうち給与税の増額は自然増としてわかりますが、個人営業である小売業者の税収入に関し、大幅な増加になっていることに対して大きな疑問を感じます。これらにつき国が、他市がその増加を横ばいと見ているにもかかわらず、本市がこのような増額を見込んだことは、市長が議案説明で言われたように、不況脱出を目指す国の方針を受けて、公共事業費には積極的な投資を図ったと言われましたが、これは収支のつじつまを合わせるための増収見込みかとも思われ、このことは非常に大きな危険をはらんでいるように思われてならないのであります。私は、ただいまから申し上げます四点を理由として、増収よりもむしろ昨年より下回るのではないかという心配をしておるのであります。市長は、それぞれに対しどのような考え方を持ち予算を編成されたのか、また、市が増税を見込んだ理由は何があるのか、ご説明をお願い申し上げます。

まず第一点、史上最高の倒産について、四カ年にわたる長期不況に余りにも急激な円高が加わり、五十二年一月から十二月までの企業倒産は一万八千六十四件であり、負債総額は二兆九千八十七億円と件数、負債額とも前年度を大きく上回り、これまでの最高水準を記録したのであります。これは景気回復の遅れを背景として繊維、造船、海運、砂糖などの構造不況業種を中心に倒産が多発し、夏以降は急激な円高で採算悪化のために行き詰まるという円高の倒産も加えたのであります。この傾向は五十三年に入っても続き、民間信用調査機関が発表したところによりますと、

二月の企業倒産は、二月二十日に合板プレハブ住宅の大手メーカー永大産業が、子会社四社とともに負債額を一千八百億円を抱えて倒産をしたほか、造船、海運、船舶、機械などの構造不況業種で、負債額百億円を超える大型倒産が相次ぎ、月間としては昨年の五月を抜いて史上最高を記録することは確実なのであります。このように最高記録は次々と書きたてられ、今月に入ってからもすでに一日に十四件の倒産が発生し、昨年末より叫ばれてきた三月、六月危機説が現実の問題となってきているのであります。対ドル二百三十円になった今日、円高の影響はいよいよ大きく表面化し、為替差損による累積赤字の増大、受注のキャンセル、成約ストップ等の円高倒産が続出するおそれも強いのであります。これは地元四日市においても例外ではなく、一月より三月期の各業種の生産出荷は前期よりも減ると見られておるのであります。つまり地場産業のうち、貿易により生計を立ててきた業種も多くあり、聞くところによりますと、対ドル二百四十円を割ると赤字貿易となり、ましてや二百三十円台になった今日、売り上げ利益率ともに大幅に減ることは火を見るよりも明らかであります。九日には対ドルの連日の、高値更新のために、日銀は二百三十五円の大台を有するため、ドル売りのほとんどを買い支えることに本格的に踏み切ったものの、猛烈なドル安の圧力に抗し切れず、大台防衛を断念し、ついに二百三十三円台となり、政府としては二百三十五円を割り込めば、景気回復に重大な影響を及ぼすことになり、さりとて即効性のある対策がなく、対処に苦慮しておると聞き及んでおるのであります。市も予算編成当時は対ドル二百四十円台であったと思いますが、言いかえすならば二百四十円の外堀りを埋められ、二百三十五円の内堀りもつぶされ、十四日には対ドル二百三十三円ちょうどの高利となり、このような経済情勢下において、経営難及び倒産企業の続出するおそれのある現状であります。この問題に関し、法人税の増収見込みとの関連で市長のご見解をお伺い申し上げます。

第二点、中小企業について、先ほど申し上げましたように、今日の経済情勢は目を覆うほどのものであり、まさに

どろ沼の様相を呈しております。欧米よりの円高攻撃は、いままでわが世の春を謳歌した日本経済が、全世界に向かって払う利息なのかもしれません。しかし、この円高の影響は長期にわたる不況により、担保能力が不足している中小企業がもろに受け、経営の苦しさから経営者が命をみずから断ち、また、一家心中及び蒸発するという悲惨なニュースもマスコミの紙面をにぎやかしているのです。これらの中小企業に対し政府は、一、為替変動対策緊急融資制度の金利を再引き下げる。二、中小企業信用保険制度による保証に別枠を設ける。三、円高により、欠損に応じて税金を還付する等の金融信用保証措置を骨子としたところの中小企業円高緊急対策を発表したのであります。これは、輸出依存型中小企業の大半が、だれもが想像だにしなかった大幅な円高により受注残が激減し、中には産地ごと転廃業を検討するところが出てきているので、このための総合的な緊急対策を含めたものなのであります。ここで考えてみたいのは、まず信用保証額を倍にしたとしても、昨年当市の三重造船が倒産した折、その下請業者二十社にして融資のため、県市が保証協会、銀行等に対しあっせんしても担保力が問題となり、私も市長に対し個人ではすでに担保を銀行に提出してしまっており、どうしようもなく、そのため下請業者でつくっている協同組合に向けての融資をお願いしたのであります。しかし、その組合もまた協会共同仕入れ等行っていないこと等を理由として融資は無理だったのであります。市長が議案説明及び十四日よりの各議員からの中小企業対策に関しての市長がご答弁されておられましたように、この対策を実施すべく貸付原資の増額、融資枠の拡大、保証料の補給延長、利子補給、その他の問題に対処するときめ細かく手を打ち、ご返事をされておりますが、現在まだ続いている円高高騰を考えあわせ、またいかに保証額をふやそうとも現在のように不況が長引いている今日、すでに出す担保もなく、これでは私が当時申し上げましたように、絵にかいたもちとなってしまうのではないか、また税金還付につきましても、税制面で過去三年間に納めた税金の中から、円高により生じた欠損に応じての税金を還付すると言いながらも、それほど簡単に、また早急

に実現できるものかという素朴な疑問を感じ、それゆえ金額が少な過ぎるのではないかとも思うのであります。また、中小企業の融資及び担保問題を再検討し、倒産危険性を最小限度に食いとめるよう努力すべき今日の状況のもとで組まれた当市予算のうち、法人及び個人税の税収をどのように考えておられたのかお伺い申し上げます。

第三点、史上最高の暖冬について。昨年秋より年末にかけての気象台始まって以来の最高の暖冬は本年の正月にも食い込み、長引く不況下での消極的な消費、つまり強い不況と相まち、燃料、家電、衣料品関係等の季節商品店にダブルパンチともいうべき大きな打撃を与えました。聞きますに、バーゲンを展開しても値段が安いからといって飛びつかず、その理由を聞いたり慎重な消費者が多くなっており、予想以上の売り上げ減となり、言語に絶する苦しい内容は想像するにかたくありません。また、史上最高の暖冬を原因とするこのような季節商品店の予想以上の売り上げの落ち込みを、長引く消費不況に対し、当初どのようなご見解を持ってみえましたのかお伺いいたします。

また、一月初旬に中小企業金融公庫が発表したところの中小企業景況調査は、中小企業の売り上げは円高や暖冬等の影響で総じて横ばいないし減少となり、在庫の過剰感も強まっており、利益は悪化企業の割合が好転企業の割合を大幅に上回るなど、中小企業の景況は一段と悪化しておりますが、これから先、短期間でこの経済状態が好転するとも思われず、この点に関して法人及び個人税との関連において市長のお考えをお尋ねいたします。

第四点、農業問題について、昭和四十五年以来続けられてきた水田利用再編対策、つまり減反施策がここに来て大きくクローズアップされてきております。これはふえる米の生産に対してその消費が減り続け、百万トン単位の余り米が予想されるため、国民の米の消費を促す一方、生産面からも手を打ち、この状態を何とかしようという米減らしの施策であります。ところで、国から各都道府県に配布された転作目標は、前年の三倍に当たる九・四％という大幅な数字だと聞いております。しかし、この施策を実行に移そうとするとき、当局の指導により田の機械も皆稲作中心

にとどめてきたところへ米を減らせと言われても、かわりにその水田に何をつくればよいのか、また転作しても、労働力をつぎ込んでも、米作だけの収益が上がりそうになく、不安と指導を望む声が強いと聞いております。また麦をつくるにしても、海岸部へ近寄るだけ土質の関係で収益が悪くなり、野菜類に関しましても暖冬による高温が続いたため苗の発育が早く、例年に比べ大豊作となり、このため市場価格は暴落した実例が示すように、野菜類は出荷がふえればその割合の何倍かの価格が下がるとの俗説もあり、価格面での不安がついて回り、転作すれば奨励金をもらえると言いながらも米ほどの収益がなく、このような見通しから稲作への不安は大きいと聞き及びます。

本件に関しましては、市も単独振興策として、野菜価格安定事業及び菜園整備事業と、その他いろいろと手を打っておられますが、前期のように減反によって農家の収入が減ることは予想されます。そこで、この減反問題の個人税に与える影響に関しどのようにお考えなのか。

以上四点に関しそれぞれ市長のお考えをご説明願います。

次は、関連事業費について。

その一、総合計画についてでありますが、この問題に関しましては、十四日より多くの議員よりの質問と、私の質問内容が重複いたしましたので、質問を取り下げたいと思いますが、ただし、教育文化の向上、住みよい都市の建設、産業の振興等の各章ごとの実績をお聞きしましたが、市長の報告漏れか、私の聞き漏らしか、高福祉社会の実現に関しての記憶がありませんので、いずれにいたしましても、高福祉社会の実現を、実績をこの一点のみ改めてご答弁をお願いしたいと思います。

その二、公共事業費について、史上最高の伸びを示した国の五十三年度予算に見ますと、建設、土木を中心とした空前絶後の公共事業費を取り入れた予算の発示であろうと思います。大蔵省は建設省の概算要求を上回るようやく査

定を行いましたが、これは用地難を招くと同時に地方公共団体の協力が得られないと、消化不良を起こす心配もあると聞いております。しかしまた、各県市町村は五十三年度国家予算の大蔵原案内容を受けて、重要項目の復活に積極的な陳情を繰り広げ、非常な努力をしたと聞いております。例年ならば国に対し再三再四の陳情を繰り返して、やっとその何割かが認められるのが現状であるため、当市予算を組むに当たり、市長もこの公共事業費の伸びを取り入れるべく努力を重ねられたことと推察いたします。そこで、私が申し上げたいのは、国も先ほど申し上げましたような莫大な借金で取り組んだ予算であり、これほどの予算を組んだ後から来年度よりの税の引き上げの話題が出るということは、そのしわ寄せが思ったより早く近い将来に来るのではないかということであります。そして、昨年までのように、国に対しまた陳情に陳情を繰り返すのではなかろうかと思います。市長も理事者もこの点を推察された上での公共事業を中心とした本年度予算であろうと思いますが、借金をふやした今日ではありますが、まだまだやりたい、やらねばならない積み残されたものも多くあると思います。そこで、さらに思い切って借り入れをしてでも公共事業を取り入れる意思があるのかどうかお尋ねをいたしまして終わります。

○議長（大谷喜正君）　財政部長。

（財政部長（伊藤治郎君）登壇）

○財政部長（伊藤治郎君）　市長にかわりまして、お答えをさせていただきます。

五十三年度に計上いたしました市税のうち、個人市民税、法人市民税ともに非常に前年度比大きな伸びを見ているが大丈夫かと、その大幅増を見込んだ理由を聞くと、こういうふうに理解をいたしたわけでございますが、しかしまあ、本議会で市長からお答えを申し上げておりますように、五十三年度の市税の収納見込額につきましては、その伸びはきわめて少ないものと考えておるわけでございますが、このために積算いたしますに当たりまして、各税目別に

細かくいろいろな条件を想定いたしまして見込む作業をするわけでございますが、この際最大の数値を採用して、積極的にかつ強気に税収を見込んだのでございます。こうして積算いたしました税総額をさらにすべて申し述べましたように、総額におきましても今年度内に必要な歳出に備えるためには不安も残るわけでございますが、利用財源を極力圧縮いたしまして百七十二億を計上したのでございます。ご指摘のありましたように、市民税個人分につきましても、前年度の当初に比べましては約一二%の増、法人分につきましても三六%程度の増を見込んだわけでございますが、これにつきましては、ただいま申し上げましたような積極的かつ強気で見込んだわけでございますので、ご指摘のように私自身若干の不安も持っておりますが、しかしながらこの両税目につきましては、五十二年度の最終見込額から積算をいたしてもおりますし、それに当たりましては税務署、県税事務所とも情報交換に努めながら算定したものでございまして、今後異常な景気変動がない限り計上させていただきました額は確保できる見通しを持っておるわけでございますが、これを確保いたしますにつきましては、市民の皆さま方の納税に対する格別のご協力をお願いしなければならないものと考えておるわけでございます。

ご質問にありました四点につきましては、ご高説のとおりでございまして、四日市市民が直面しております非常に厳しい問題点であろうかと考えるわけでございますが、円高あるいは暖冬につきましては、一市の力でどうにもならないような不可抗力に近い問題ではなかろうかというふうに考えるわけでございますが、これらの影響を強く受けております多くの方がおられることもよく私といたしまして承知をしておるつもりでございますが、いずれの点につきましても、これらから派生いたします諸問題につきましては、本市といたしましても慎重に対処しなければならないと考えておるわけでございまして、市税につきましても、所得の調査をはじめといたしまして、収納事務につきましてもこれらの諸事情を十分にわきまえた上で対処をいたしたいと考えておりますし、税務職員につきましてもそのように指導に当たってまいるつもりでございます。

なお、つけ加えさせていただきますと、ただいまご指摘のございました暖冬による所得の減少、あるいは農業所得の豊作によるいろんな問題ございますが、所得税につきましては一月一日から十二月三十一日ということで、前年の所得を対象にいたしますという関係で、これらの点につきましては今後の調査等に、十分その辺を心して調査に当たりたいと、かように考えておるわけでございます。

それから、公共事業につきましてのご質問でございますが、大きな借金を抱えて、さらに国策に沿ってこれからもやる気があるのかというご質問でございますが、ご指摘のように国におきましては、景気浮揚を至上目標といたしまして、諸施策を推進しておるわけでございまして、特に公共事業の拡大をその主たる施策としておりますが、今後の景気の推移によりましては、さらにこの拡大推進を図るものと考えておるわけでございます。地方自治体がこれに対応する財源といたしましては、従来と同様に国庫補助金と起債によることが考えられます。したがいまして、ご指摘のとおり市債の発行につきましては、後年度の財政負担となるものではございますが、やはりなさねばならない事業につきましては、万難を排して推進をいたす所存でございますが、財政事情も十分考慮しながらこういった景気浮揚のための事業につきましては、内容を厳選して対応をいたしたいと、かように考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　総合計画の中で、高福祉社会の実現についての達成率でございますが、市長は福祉の柱につきましてはおおむね一〇〇%達成したと、こういうふうにご答弁申し上げておると思います。たしかこれは五十三

年度当初予算案と、本議会に追加提案をさしておっていただきますところの五十二年度補正予算を見込んだ概数でございまして、今後の精査により若干動くと思いますけれども、事業量ベースで一〇一・六%、それから事業費ベースで一〇一・三%となっておりますので、ご承知いただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君　ご説明ありがとうございました。

税収の問題はとかく景気と企業動向が作用するもので、これだと決めつけるものではなかろうと思います。ご説明のようになることを望むものであります。

円高の一段の進展により対ドル二百三十五円の壁が破られた今日、大幅な増収をもくろんだために予算の組みかえを余儀なくされるのではないかと思うのであります。変動する経済情勢によく注意されるよう要望いたしまして終わります。ありがとうございました。

○議長（大谷喜正君）　後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君　前もってお断り申し上げておきますのは、かぜ気味でございますのと、上下入れ歯でございますので、大変お聞きとりにくいと思いますが、悪しからずお許しをいただきたいと思います。

私はいつも思うんですが、一般質問は作文発表会でもなければ批判演説会でもなく、かっこいい人気取りでもないと思います。もちろん言い回しの上手、下手は別といたしましても、市の将来についてともに考え、ともに論じ合う

愛市精神から出た実のあるものとして市当局は十分おくみ取りいただき、生かしていただきたいと思います。

本題に入らしていただきます。通告の順に従いご質問させていただきます。

まず、予算執行を妨げる行政不信と住民のエゴ及びその対策といったテーマで質問をさせていただきます。いささか大みえを切った感じでございますが、私はむしろ内心はこの問題の反対であってほしいと願う者ですが、どうかあえてこの問題を提起する私の心中をお察しいただければ幸いであります。

先日来、五十三年度当初予算について、先輩議員諸氏の活発なるご論議をいただいておりますが、私は角度を変えて、予算上、表にあらわれない問題について考えてみたいと思います。

予算が円滑にまた効果的に執行できるかどうかは、年度末の決算書を見ればすぐわかることでありますが、毎年かなりの不用額が見受けられるのはそれぞれの理由があるにいたしましても、先ほど私がテーマとして掲げております住民の皆さまの協力が得られなかったものに起因する場合が多いようでございます。また、複雑な市民感情になってまいりました今日にあってみれば、その傾向がますます強くなってくるのも当然と考えられます。数字にあらわれているものは氷山の一角であり、そのような障害がなければもっと効果的に予算がしぼれるものと考え、こう思うわけでございます。最近行政不信という言葉が今日ほど聞かれることはございません。それはそれなりにいろいろな原因があろうかと考えられますし、また、その根差すものもかなり深いものがあると思われます。残念ながら過去における積年の行政の信用失墜がこのような形であらわれているものと思われます。私ども行政に携わる者として、いま一度振り返ってみるのも無益ではなかろうかと考える次第でございます。市民の目に映る大きなものとしては市の窓口であり、受付の不親切な職員の態度、あるいは年中行事のように行われるストの張り紙は、見られた市民の方々のその人その人によって多少の違いはあろうかと存じますが、市民サービスとはおよそかけ離れたものではなかろうかと

思われます。また新聞をにぎわす汚職の問題でありますが、必ずと言っていいほど大なり小なり各市町村にあり、またその後を断ちません。選挙違反もこれに加わりますが、市民の信用を落とすことについては最たるものであります。それに恵まれた公務員の給与の値上げも、市民の方からはこの不況の中で苦々しく白い眼で見られているのではなかろうかと存じます。数え挙げればきりはございませんが、最近は公僕としての立場を忘れた態度、振る舞いが多いように見受けられます。私は心すべきことであり、謙虚に反省する必要があると思われます。

次に、住民のエゴの問題でありますが、よく聞かれる言葉にごね得という言葉がございますが、それを代表しているようなものです。戦後の非常な経済的な発展は、精神的な物欲の汚点を残しました。もちろん動機としては、動乱の戦中戦後を通じて必死の自己の生命、財産を守るための精いっぱいの抵抗であったかもしれません。しかし最近は、連帯感の希薄による原因が多いと言われますが、これまた行政の課題でもあるわけであります。いずれにいたしましても行政に携わる者として、その姿勢は今後厳しく問われることは自明の理でありますが、それにもまして予算を見守る立場として、目に見えない障害について厳しく追及し解明するとともに、その障害を除去する努力を続けなければならないと存じます。言は易く行うは難し、工業高校の移転問題は、その最たるものであり、いまだに解決道遠しの感じで、私のテーマであります行政不信と住民のエゴに起因することにほかありません。私は、理事者がこの問題についてどうお考えになり、またこれにどう対処される方法についてお尋ねをいたしたいと思います。

次いで、北勢沿岸流域下水道南部処理区についてのその進捗状況と展望についてお尋ねをいたしたいと思います。

私は、北勢沿岸流域下水道の計画が発表されて以来、国、県がこの問題について本腰を入れられたことについて、大いなる期待と希望を持ったのでありますが、その後かなりの日月を経た今日、具体的に計画の糸口すら伺えないことについて、このところ一抹の不安を感じているものであります。この事業計画の主管は県当局と聞いており、亀山、鈴鹿

を入れた広範囲の事業区域であり、この施行に当たっては膨大な予算と、長期にわたる日月を要することについては十分承知をいたしておりますが、それに反し、北部処理区については同時に発足されながら、事業をかなり進捗していると聞き及んでおりますが、南部処理区については何か問題でも起きたのか、あるいは計画が変更されたものか、まずお尋ねをいたしたいと思います。

何を言いましても、市民要求の中で第一次需要が下水問題で、下水の進捗度はその都市の生活文化のバロメーターとさえ言われておる重要な事業でもあります。幸いに、市の担当部課の努力により、着々と常時浸水地域の解消をはじめ、目に見えない困難な事業の推進を図られていることはきわめて心うれしいことであります。しかしながら、最近は下水に対する需要度も急激に高まり、浄化槽の処理不完全放流問題とあわせ、地域紛争の原因になっていることも確かであります。特に人口密集地域については、夏季における衛生問題については憂慮すべき現状であり、これが放置することは政治問題化するほどの極限に来ていると申し上げても過言ではないと存じます。また、民間で開発されたそれぞれの団地におきましても、処理施設が老朽化し、先ほど申し上げたとおり不完全放流が続いているのが現状で、救いようのない状態かと存じます。したがって、このような深刻な問題が年々エスカレートする地域問題について、一日も早い下水道の整備が待たれるわけであります。

流域下水道は、聞くところによりますと、三滝川を境としたものと聞き及んでおりますが、三滝川以南の下水状況を見ましてもばらつきがあり、基本構想といったものが見受けられず、むしろ場当たり的な事業の進め方のようにも見受けられますが、その点いかがでありましょうか。この際、ぜひともマスタープランをお立ていただき、線引きを早くしていただくことが地域住民の不安を解消するに役立つのではなかろうかと愚考いたす次第でございます。特に最近過密化している日永、四郷地区については、早急な対策が望まれるわけでありますが、いずれにいたしましても

基本構想をお立てになることが先決で、効率的なしかも周到な計画によって進められることは申すまでもありませんが、流域下水道計画とのかかわり合いもあろうかと存じますが、その点いかがなものでございましょうか、計画があれば教えていただきたいと思います。

もう一点、高花平終末処理場のつけかえ工事についての進捗状況についても、差しさわりのない限り実情を教えていただきたいと思います。質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君）　市民部長。

〔市民部長（矢田三郎君）登壇〕

○市民部長（矢田三郎君）　住民エゴとその対策ということでございますが、特に行政の姿勢、あるいはその障害を取り除くための努力といいますか、そういうことについてご質問があったと思いますが、住民エゴの問題につきましては今日ご指摘のように、行政が予算に基づきまして執行する場合に、その事業等の進捗率が住民エゴによっていろいろと障害を受けておるということがあるわけでございます。特に今日、計画行政ということが強く叫ばれておるわけでございますが、この計画行政の前提となりますのは、いわゆる市民参加といいますか、そういうものを前提としまして計画行政が適切に行われていくということが必要だろうと、このように考えております。したがって、先ほどもご指摘がございましたように、今日そうした住民エゴの背景と言いますのは、高度成長政策の推進ということによって、住民の孤立、分散化したということ、これは市長説明に対する補足説明の中でも申しましたが、こうしたその住民の孤立、分散化ということが、いわゆる住民要求のエゴ的な性格を高めているんじゃなかろうかと、このように理解をいたしております。同時に、この高度成長の結果によりまして、住民の行政に対する依存心というものが非常に強くなったと、地方財政もかなり豊かであったわけでございまして、したがって、かなり住民の要求に対応できるような予算編成がかってできたということでございます。今日の低成長下にあっては、このことが大きく反省をされておるんやないかと、このように理解をいたしております。

行政の姿勢あるいは対応でございますけれども、やはりこの住民エゴの問題につきましては、今日提起をいたしておりますいわゆる新しい地域社会づくり、この中で市民の連帯感を養うということでございます。市民としての権利主張もするが、同時に義務を履行するというそういうこの創造的な地域集団といいますか、市民集団というものをやはり育成する必要があるんじゃないかと、この権利と義務の問題が地域社会づくりの中で、住民参加によって培われていくんじゃないかと、したがって、市長が政策として、第一の政策として今日出されております新しい地域社会づくりというものは、現在問題になっております住民エゴに対する一つの解決の方策、行政の対応の姿勢だろうと、このように考えておるわけでございます。特に具体的な問題としまして、公共事業の内容の中には、この全市域的なあるいは広域的な事業というものがございます。同時に、この狭い範囲の一つの地域というものを対象にした事業というものがあるわけですが、これらの事業はそれぞれ住民とのかかわり合いというものが違っております。狭い範囲の地域に関する事業につきましては、その地域に焦点を当てた住民との合意というものが非常に必要であろうと思いますし、広域的なあるいは全市的な事業につきましては、その効果なり影響がその地域によって異なってきます。たとえば廃棄物の処理事業にしましても、その施設を建設する地域の問題と、それに関係する下流地域の問題とはおのずと影響が異なってきます。したがって、行政がそうした事業を始める場合の対応の仕方としましては、いわゆる建設地の住民に対する対応の仕方と、その下流地域における住民の対応の仕方とおのずから違ってくるんじゃないかと思います。したがって、その利害の評価、影響の調査、アセスメント等がですね、重要な問題になってくるんじゃないかと思います。そういう調査手続を前提としまして、住民のコンセンサスをやる必要があろうかと考えております。

したがって、市におきましても、特に五十二年度からはこうした事業に対するアセスメントの問題については重要視をしまして、事前調査等を厳密に行った形での住民対応をいたしておる次第でございます。

そのほか、住民参加という問題については、公聴会なりあるいは審議会なり、あるいは縦覧というような形で、いろいろ合法的な形があるわけでございますけれども、今日ご指摘になっておる住民エゴにつきましては、基本的な問題として、そうした手続でなくて真に住民に行政が接近をして、いわゆる住民参加を求めながら事業の合意を得てくということが重要だろうと思います。

大変抽象的で失礼でございましたけれども、以上で答弁にかえさせていただきます。

○議長（大谷喜正君）　都市計画部長。

〔都市計画部長（杉本義広君）登壇〕

○都市計画部長（杉本義広君）　住民エゴと行政不信について、工業高校の移転にも関係するというようなご指摘でございますけども、工業高校移転問題につきましては、いままで再三ご報告させていただいておりますように、茂福候補地におきましては、具体的な問題で話が決まらなかったという経過でございまして、われわれはそういった行政的不信を買うような態度で決して臨んだわけじゃございませんし、最終的にああいったような結果になったわけでございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君）　北勢沿岸流域下水道南部処理区の事業計画でございますが、ご指摘のように県営事業でございまして、現在県の方におきましてその計画を検討している段階でございますが、この事業のかなめとなります処理場の位置が未定のために具体案が作成できないことがまず第一点、それから、関係市町の協議調整がまだ完全に終わっていないということ、さらには県及び関係の市、町の財政事情を考慮しなければならないことなどによりまして、現在まだ実施計画、着手時期など打ち出されていないのが実情でございます。

昨年でございましたが、南部処理区の事業を推進させますために、北勢沿岸流域下水道事業南部処理区連絡協議会の設立に関する打ち合わせ会が、五十一年六月に県及び関係市町、ご指摘の四日市市の半分と、鈴鹿市、亀山市、楠町、関町の三市二町でございますが、これで開かれましたが、まだ協議会の発足をみるには至っていない次第でございます。このような状況でございますので、本市としましても、とにかく早期整備の必要性、また地形的な関係などから言いまして、市単独公共下水道で将来とも施行する日永処理場の関係であるとか、あるいは流域下水道計画の区域に含まれていない高花平、笹川団地などを除きます県の当初案でありますところの鹿化川以南地域、これにつきましてその変更を国や県と協議をいたしました結果、内部川流域界以北は市単独の公共下水道として整備するのがよろしいんではないかというような国の指導もございまして、県とのその後の調整を進めておるところでございます。また一方、お隣の鈴鹿市でございますが、全域がこの南部処理区に包含されます関係上、早く関連公共下水道にも着手したいというわけで、この流域下水道事業には特段に力を入れていただいておりまして、鈴鹿市ともども本市の場合も、国、県の指導に基づきまして、今後とも南部地域の下水道整備マスタープランを早急に樹立いたしまして、住民の方々のご理解とご協力を得ながら、環境整備のために、また水質保全のために、住みよい都市建設には欠くことのできない下水道施設の整備に向かって努力をいたす所存でございます。

最後に、あの高花平処理場の高級処理改良に伴います泊山処理場の増設につきましてのご指摘がございましたんですが、これにつきましては、昨年来地元の自治会に対しましてたびたびご協議、ご説明申し上げているのであります

が、残念ながら現在のところまだご了解を得られる状態には至っておりませんので、今後とも引き続きまして地元の方々とご協議、ご説明の場を重ねながらご了解を得るように努力を続けてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大谷喜正君）　後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君　先ほど下水道部長から詳しいお話がございまして、その中で特に、高花平の終末処理場の問題が出ましたけれども、その問題について、私が先ほどテーマで申し上げました住民のエゴ、あるいは相手から見れば行政不信かもしれませんけれども、そういったものがやはりこういう形であらわれている一つの証拠でございます。こういった問題を一日でも早く解決をして、市民全般の迷惑をなくして、こういうふうに心がけていただきたいと思います。

それから、幸いと言いますか、タイミングと言いますか、行政不信をやわらぐためのコミュニティーづくりが地域問題調査会の答申も近づいておるかのように聞き及んでおりますんで、その時期と合わして前向きにひとつ取り組んでいただけばなお効果的ではなかろうかと思いますので、よろしくお願いをし要望にとどめたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午後二時四十七分休憩

午後二時五十九分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君　最初の質問は、塩浜駅周辺整備問題に関連してでございます。

近く塩浜駅前の歩道新設工事が着工の運びとなります。塩浜駅周辺は、やはり塩浜の一つの顔でございます。塩浜の人たちはこの付近の美化でありますとか、整備に常に大きな期待を持ち、関心を寄せております。それだけに今度の歩道は交通安全のことを含めまして、大変に喜ばれているところでございます。

塩浜駅あるいはその周辺整備についても一つの大きな項目は、依然として駅西口改札の問題でございます。私も何度か議会でこの問題を取り上げてまいりましたが、松島、宇治田両議員も大変ご熱心にこの問題を取り上げてまいりました。しかし、返ってくるご答弁は尋ねるこちらが恥ずかしくなるほど近鉄当局と云々、そういった判で押したようなご答弁ばかりでございます。それがやっと昨年九月の宇治田議員のご質問に、都市計画的な仕事として取り組みたいと、そういうご答弁になって返ってまいりました。私は四十九年六月の議会でこの問題を取り上げましたとき、七ツ屋大池線の跨線橋で車の流れも大きく変わるはずであり、その辺のことを頭に入れながら問題に取り組むべきだ、そういった旨のことを申し上げております。また、昨年九月の市長ご答弁も同様趣旨で、跨線橋のことに触れられておりますが、その七ツ屋大池線も去る二月開通し、現実のものとなります。いまなら本問題のための一つの区切りでもあり、新しい出発点とも言えるそんな条件が出そろった時期が来たと言えるかと思うのでございます。さらに強力なご推進を図っていただきたいと思います。

ところで、言うところの都市計画的な作業が進められまして、駅の東西に広場をつくり、西口を改設し、踏切を閉鎖し、駅構内下に地下道を新設するという一つのマスタープランができあがったようでございます。駅周辺の整備案につきましては、見るべきものがあるといった評価もできるかと思いますが、事西口につきましては、昔からありま

したいろいろの考え方を取り合わせたに過ぎない。多少変わったとすれば、以前にあった踏切下に地下道をという考え方が北に移り、駅の構内下を通過する設計になったという変更だけでございます。もっともこの地下道に車いすが通れるような側道をつくることを検討せよ、そういう市長からのご指示があった様子でございます。これは、単純な階段式地下道であった以前の考え方よりは大きく一歩前進したものでございますが、しかし全体としては、ただいま申し上げたようにしか評価できないと思うのでございます。そこをお伺いたいと思います。

以前から私どもが言ってきたこと、そして市が近鉄とかけ合ってきたことも基本は踏切は残し、西口を改設するということでございます。それから見ればあるいはまだ事務レベルでの案かもしれませんが、たとえ事務レベルでの案であるにせよ、以前からの経過から見れば、ここでは一歩後退の感じをぬぐえないのでございますが、何か一歩後退せざるを得ないような具体的な判断材料があったのかどうか、それともう仕方がないという見通しに立っての判断なのか、そういった事情を明らかにしていただきたいと思います。

また、地下道を市道の下を通らないで駅構内の下をくぐる計画のメリットは何なのでございましょうか。人の流れぐあいを勘案しての技術的な結論なのか、それとも市の費用持ち出し分が少なくなるとかいったためどとか背景とか、感触があってのことなのか、根拠を明らかにしていただきたいと思います。たとえ事務段階の上であったとしても、この辺のことは基本的な条件にかかわることでございます。お尋ねした次第です。

次に、この問題には交渉相手といいますか同意を求める先が地元と近鉄二つあるわけでございます。早急に両者の合意を取りつけることが必要であると思います。ご如才なくお取り進めになっておられると思いますが、その辺の基準でありますとか、スケジュールとかどのようにお考えでございましょうか。

次に、いま塩浜駅周辺の問題として、あるいは塩浜全体の問題といたしまして一番地域の人々の間でクローズアッ

プされております ことは、石原産業の中里社宅のことでございます。三月いっぱいで全部空き家になり、二万坪ともあるいは実質的には二万五千坪とも言われる広大な地域が人のいない場所になってしまうわけでございますが、市当局はこのことをどのようにお考えになっておられるのでございましょうか。単純に一法人の資産処分の問題として静観するつもりなのでございましょうか、それとも地域の人々は、あるいは高校誘致だとか、あるいは新しい住宅地域だとか、あるいはコミュニティーセンターだとか、さらには下層部にコミュニティーセンターを持ち、上層部は住宅の用に供する高層建築を考えたらどうかとか、あるいは塩浜都市改造の代替地にとか、あるいはショッピングセンターにとかなどほかにもたくさんあるかもしれませんが、人により立場により幾通りかの意見が取りざたされております。こういった意見はまだ集約されていないとはいうものの、いずれも市が乗り出すことを期待し、あるいは前提としての発言でございます。いま、そしてこれからも市街地にこれだけの土地はまずほかになかなか求められない貴重なものであることを念頭に置かれまして、この際前向きの姿勢、積極的な姿勢で対処していただきたいと思いますが、ただいま現在の考え方を率直にお示し願いたいと思います。

二番目の質問タイトルは、図書館についてでございます。

私、図書館問題につきましては、全くの素人でございます。ただ、ここ二、三度図書館を訪ねる機会がございまして、問題意識を持ったに過ぎません。したがいまして、あるいはこれから申し上げること教育民生委員会あたりでは何ども議論されたことかもしれませんし、あるいは素人のとっぴな意見が飛び出すかもしれませんがあらかじめおことわりしておきたいと思います。

四日市の市立図書館、他都市に比べましても遜色のない威容を誇っとります。また、地区巡回車とか貸出図書とか、レファレンスだとか、その利用が増加傾向にありますことはご同慶の至りでございます。かって図書館は、生徒、学

生とか一部研究家のための施設と定義されてもよかったような認識の時代がございました。その価値測定には施設のできばえや大小に大部分の尺度が求められております。しかし最近は、住民意思による自己教育の場とか、あらゆる情報をあらゆる人に公開する場として図書館は位置づけられるようになってまいりました。そして、その施設よりも組織が問われる時代になっております。そういった意味からもおくればせではございますが、移動図書館一台増車の予算案が組まれましたことは大変結構なことだと、私は評価しておるのでございます。やっと移動図書館が増車されそうだというときに、こういったことはあるいは性急に過ぎるかもしれませんが、分館の設置についてどんな構想をお持ちなのかお聞きしたいのでございます。本館、分館、移動図書館といった連携が今日的で常識的な図書館組織であるとされているようでございます。地区市民センターの構想が、具体的に進められております。考え方によっては、多少ともそれとかかわり合いのあることでもございます。分館構想を詰めるいわゆるひとつの機会でもあろうかと思い、お尋ねした次第でございます。

次に、図書館の二つの大きな業務は、貸し出しと、何と訳すのか知りませんが、参考とでも訳すのかしれませんが、専門的にはレファレンスと言われてる業務、この二つの業務に集約されていると思います。それぞれの業務にはいろいろ固有の専門的な問題が多々あるようでございますが、そえはそれといたしまして、これはただ図書館全体の業務を活発にすること、裏を返せばサービスを盛んにするということでございますが、そのためのPRがいささか不足の感じがしてならない、そういうことを申し上げたのでございます。いま行われていますPRは、わずかに広報に載せられている移動図書館の巡回紹介ぐらいでございます。もちろん、毎月千冊ずつもふえ続ける図書を紹介するといったことはむずかしいといたしましても、PRについて何か手はないのか、たとえば図書館だよりみたいな、年に二、三回程度のものでいいと思っておりますが、そんなものがあってもいいんじゃないかと思っております。これは一つ

の思いつきにすぎませんが、PR不足についてどのようにお考えでございましょうか。

三つ目は、図書館の開閉時刻の問題でございます。四日市には、会社とか工場に勤める人が大変多うございます。そして、週休二日制が大分浸透してきているとはいうものの、休日はどうしても家庭サービスでありますとか、若い人はレジャーに費しがちでございます。しかも図書館は、九時開館の五時閉館ということになっております。こうなると、勤労者と図書館のなじみはどうしても薄いものとならざるを得ません。一方図書館の方は、土曜、日曜連日開館であり、職員はそれに応じた変則勤務に従わねばならず、大変なご苦労をおかけしておるわけでございますが、しかし他方、一人でも多くの市民に図書館利用の可能性をふやすという立場に立てば、開館をおくらせても閉館の方を午後六時ごろにできないものかと、そんなことを考えたくなる一面もあろうかと思います。事実何人かの人からそういうご意見をちょうだいしておりますし、また、幾つかの図書館に関する本を読んで見ましたが、午前中から生徒、学生が試験の勉強室として図書館を利用しているが、あれは本来の図書館利用の姿ではない。そうして日曜を休館日にしてでも、閉館時間を遅らせる方向に進むべきだという主張に接しております。もっとも日曜休館は、具体的には県立図書館と市立図書館の機能分担でありますとか、さまざまな問題が検討されなければならないことでございます。現状ではいささか大胆に過ぎるかと思いますが、図書館の開閉時刻についてのご見解をお聞かせ願いたいと思います。

次は、細部にわたる事務的な事柄で恐縮でございますが、図書館と会計規則とのかかわり合いの問題でございます。図書館の図書は会計規則上、物品の取り扱いになっていると承知しております。ただ、私の認識が誤っているとしたらご了承願いたと思いますが、会計事務処理の立場もあろうかと思いますが、図書館の図書を物品として取り扱って妥当なものかどうか、多分に疑問を持つのですが、いかがなものでございましょうか。

いまや図書館の運営は、貸し出し重点に認識が変更されております。しかも図書は、職員のためのものではござい

ません。不特定多数の市民が利用するものであり、一日千冊以上の本が貸し出され、利用されております。資料は貸し出されれば当然のことながら、若干亡失され、消耗されるものでございます。そういった性質のものを他の物品と同様な視点に立って処理するというのは、どうも実際的でないような気がいたしますし、またそういった管理手続きは、わずかばかりの図書の亡失を恐れて図書館、そして図書館の職員を図書の番人的な立場に追いやる道に通じているような気がしてならないのでございます。図書館本来の業務なり使命が、事務処理的なものによって阻害され、図書館への市民のなじみを薄くしてしまうことにはならないか、危惧であれば幸いでございますが、こんな心配がございます。素人で、技術的なことはよくわかりませんが、私の認識を前提とした場合、亡失図書に対して何らかの会計上の便宜的な対策があってしかるべきかと思うのでございますが、ご見解に接したいと思います。

図書館について最後のこと、ちょっと施設的なことを一つ申し上げておきたいと思います。

身障者対策につきましては、大変きめ細かに配慮が払われております。高く評価したいと思いますが、しかしなお、そう数は要らないと思うのでございますが、車いす用の机でありますとか、拡大読書機の備えつけとか、まだ検討する余地があるようにお見受けしたのでございますが、身障者へのこれからのサービス向上対策についても、余地あるいはそのお考えに接したいと思います。

三番目の質問は、新総合計画策定に関連してございます。

新総合計画策定のために、各界各層の人を煩わしまして、四日市市政懇話会を発足せしめましたいち早い対処の仕方につきましては敬意を表するものでございます。この際、新総合計画だけのものでなく、民間の人たちから絶えず知恵なり意見を聞く機会をより多く持ち、場合によっては民間の人から市長のブレーンをつくったら、そういったことを個人的なアドバイスして、まずもって申し上げておきたいと思います。りっぱな専門家ブレーンは、庁内にたくさんいらっしゃいますが、多様化する市民需要の把握には、特に専門家以外の素人の洞察と感覚とを必要とするのでございます。これは参考までに聞いておいていただけば結構でございます。

ところで、この懇話会人事につきましては、一昨日来いろいろな感想が出されております。それと同じかどうかはともかくといたしまして、今度の懇話会の人選、余りにもオールオーバー的であり過ぎといった感じを禁じ得ないのでございます。あるいは、人事とはこういうものかもしれませんが、どうもそんな感じがしてなりません。運営が大変だと思います。事務当局もその点いろいろとご配慮されているようでございます。とにかく市民の実体的な感覚なり意見は、各委員から出されなければならないはずでございます。ところが、各委員一人一人はどなたもすぐれたご造詣と、ご見識とをお持ちの方々ばかりのようでございますが、たとえばそのキャリアから見ましても、うかがえますことは、市政全体についてはもちろんのこと、担当分科会の受け持つ領域につきまして、それぞれ問題意識の方向も違えば濃淡もあるのではないかと思うのでございます。しかも、懇話会には当然時間的制約もあることであり、よほど効率的に事を運ぶ必要があるようでございます。そこで、委員の意識の水準化を図ったり、効率化のために、たとえばただいまの総合計画について市当局が持っている反省点なり、問題意識を投げかけたら、そんなことを思っているのでございます。もっともそれはそれで、市長の願う事務の発想を阻害するといった別の問題も出るかと思います。いずれにせよこういったことは、懇話会運営のテクニックの問題でございます。ここでとやかく言う筋合いのものでないかもしれませんが、単なるヒントとして聞いておいてもらえば結構でございますが、しかし、その結論はいずれ議会のテーマになることでございます。この際、いま申し上げましたただいまの総合計画について、市当局が持っている反省点であるとか問題意識、そしていつごろ計画をまとめ上げ、議会に提示されるご予定かお聞かせ願いたいと思います。

次に、総合計画の推進を支えるものは、当然財政事情にあるわけでございますが、今後ますます逼迫が予見されるそのことにつきまして、市長は税体系そのものにまで触れて、打開のための意欲的な姿勢をお示しになっとります。もう一つの柱は、四日市の産業を維持し、育成することであると思います。そのうちの商工関係につきまして、市長は所信表明の中で、構造的不況業種はもちろんのこと、石油化学工業もそれと密接な関連性を持ち、生産額、雇用関係を縮小する現実が表面に達しており、地域経済を維持するにも重大な関心を持って対処しなければならないと考えると申されております。正確な現状分析であり、同時に市長の言う活力のある四日市づくりへの意欲の一面であるとうなづけるのでございますが、しかし実際には大変むずかしいことだと思うのでございます。長期的には、将来における四日市の産業構造のあり方にも及びますし、短期的には、ただいま現在進行形の形で四日市の産業にのしかかっておる今日的問題に、焦点を合わせる必要もあるでございましょうし、そしてそのいずれにせよ、一都市の行政権限をはるかに越える領域の事柄を多々書かれた問題でございます。しかし、活力ある町四日市づくりは、市長を先頭としてどうしても取り組んでもらわなければならないことだと思っとります。そのためには、国や県に働きかけ、国会議員の諸先生の力もちょうだいしなければならないと思うのでございますが、単に観念的、抽象的な構想や威勢のいい号令や、かっこのいい作文だけではなく、産業構造の設計であるとか構築について、市自身が具体的で現実的なマスタープランを持ち、地道な努力がまず必要だと思うのでございますが、そういった計画づくりをどのようにお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

以上で、第一回目の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君）　坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君）　ただいまご質問の塩浜駅周辺の整備に関連しての中の二点について、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、塩浜駅の周辺の整備計画でございますが、この計画につきましては、三十年代よりいろいろと経過があったわけでございますが、いずれにいたしましても、現在までは近鉄西駅を開けるということを第一義として議論が進められてきたというふうに理解をしておるわけでございます。しかしながら、今回は、塩浜地区の将来の発展を踏まえまして、この問題に対処していきたいというふうに考えますが、問題を純粋に都市計画、あるいは道路の技術的な見地から検討しているところでございます。したがいまして、この計画で地元のご了承が得られれば、今後国の補助事業といたしまして採択されるように国へ折衝してまいりたいというふうに、基本的に考えておるわけでございます。それで、今回の計画案につきましては、三十七年に計画決定されております塩浜駅の東西の駅前広場と、これを連絡する道路を基本といたしまして、総合的に配置計画を立てたものであります。それで、地元のご要望であります楠七号踏切をそのまま残し、平面交差で計画するということは、駅前広場の南端に道路が残るというような状況で、施設の利用あるいは交通の面でも問題が残るんではないかというふうに考えますので、今後とも慎重に検討したいというふうに思います。

また、いまの地区を平面交差から立体交差に変えることにつきましては、当地域でオーバーブリッヂあるいはアンダーパスにするにいたしましても、道路の勾配の関係から東西に相当アプローチが伸びますので、駅前広場との連絡する道路とならないというような状況でございまして、駅前付近の住民の方々あるいは近鉄の利用者の立場から申し上げましても、駅前広場との連結が取れず、その機能は十分に果たせないものというふうに考えるものであります。

次に、現在の踏切の場所での歩行者用の地下道を通すことにつきましては、付近には人家が密集しており、非常に

取りつけ部分についての工法に問題があるわけでございます。したがいまして、これにかわるべき歩行者用の道路といたしまして、東西の広場の連結を北へ持ってまいりまして駅舎と連絡するという計画でございます。この計画によりまして、近鉄の乗降用通路と兼用として使うことになりますので、したがいまして、近鉄との費用配分によりまして公共事業費の軽減も図られるというメリットもあるわけでございますが、まず地元の皆様方のご理解、ご了解を得ることが第一だというふうに考えております。それとともに近鉄の現駅舎、その他の施設等を全面的に利用することになりますので、当然近鉄との協議が必要かというふうに思います。その了解が得られた段階で、また近鉄との協議の段階と合わせて、国との協議も重ねていき、これが都市計画事業として成立するよう努力していきたいというふうに考えておりますので、ご了承のほどをお願い申し上げたいと存じます。

次に、中里住宅の跡地利用についてでございますけれども、これは率直に申し上げまして、当該土地の活用については私たち新しい問題を提起されたものとして、ご意見を申し上げたいと存じます。当住宅跡地は、非常に大きな面積でありまして、当然公共自治体が利用するにいたしましても、民間が利用するにいたしましても、これを活用することは当然のことでありまして、この活用方法が地域発展の重要なかぎを握っているということは、私が言うまでもないわけでございます。利用方法といたしましてはいろいろ考えられるわけでございます。たとえば学校用地、あるいはショッピングセンター、また住宅地、あるいは地域の方が望めば、都市改造の減歩緩和用地あるいは公園等、いろいろ考えられるわけでございます。いずれにいたしましても、当塩浜地域全体の将来の発展につながるような方向で慎重に検討してまいりたいと存じますので、今後皆様方のご指導をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　小川議員の新総合計画の策定に関連してということについてご答弁申し上げます。

いまご質問の内容等につきましては、市長より今後の課題等につきまして、代表質問の中で、いずれも本市の将来方向を大きく示唆されたし、特に産業の問題につきましては、市長も基本的に受けとめておるということを表明されております。そういうふうな観点に立ちまして、市民の今後の問題といたしましては、市民のコンセンサスをいただきながら、四日市の恵まれた自然環境と、しかもその中には港もございますので、その立地条件を生かしまして四日市の将来図、あるいは産業構造を描いていきたい旨のことは、ただいま申し上げましたようにいろいろの機会で表明をされております。しかし、言われるとおり、それがただ観念的、抽象的なものであってはなりません。具体的な四日市のテーマとして取り組まれなければならない課題であると認識をいたしております。しかし何分にも、現在の景気の冷え込みは、確かに四日市の産業構造からいきまして、四日市に大きくのしかかってきておりますことは事実でございますが、それはやはり日本的あるいは世界的の規模での圧力でございます。その動向を見定める必要がありますので、この問題につきましては慎重に対処をしてまいる所存でございます。

それから、この基本構想の策定スケジュールでございますが、最終的には総合計画調整会議の、五十三年三月この結論を出すつもりでおります。失礼しました、五十四年の三月でございます。それから、その間たびたび申し上げておりますような地区懇談会あるいはモニター会議、あるいはアンケート、論文等々を参考にいたしまして、さらに議会のご意見等も十分拝聴しながら、今後の四日市の姿勢を誤まらないような基本的なものを作成してまいる所存でございますので、議会の皆様方におかれましてもご指導とご援助を賜りますことを切にお願い申し上げる次第でございます。

○議長（大谷喜正君）　教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君）　図書館につきまして、大変ご理解のあるご質問をいただいたわけでございますが、まず第一点の分館の設置についてでございますが、この点につきましては、もちろん考え方としましては、市内全域にサービス網を張りめぐらすということは、当然望ましいことであるわけでございますが、一つの方法としましては、地区市民センター構想の中で、いわゆる図書館の分室的な、地区市民センターの中で分室的な規模で、主として貸し出しを主体にしたものということで一度検討を進めたいと、そういうふうに考えておるわけでございます。

それから第二番目の、効果ある図書館のＰＲという問題でございますが、過去におきまして市の広報や新聞等を利用いたしましてＰＲに努めたことがございますが、効果的な方法となるとなかなかむずかしい問題がございますが、とりあえずは新着図書の案内、あるいは図書館サービスの内容等についてのことにつきましては、本館を利用される方、あるいは自動車文庫を利用される方を通じて配布するということなどを考えたいと思っております。そのほかの効果的な方法については検討をいたしたいと、そう考えております。

第三番目の、開閉時間の延長の問題でございますが、お勤めになっておられる方の帰宅時間のことを考えて開館を遅らし、閉館を延長すると、こういうお考えでございまして、この問題につきましては、この図書館の現在の位置という問題、そういう立地条件、それから職員の勤務条件等も考えなければならない問題がございますので、検討すべき問題も多うございますので、これは今後の課題として研究してまいりたいと、そう考えております。

それから第四番目の、図書の取り扱いの問題でございますが、図書は消耗品と備品に分かれておるんですが、扱いとしては物品扱いになっておるわけでございます。ご承知のとおり現在の図書館というのはむしろ貸し出しが中心であり、また、いわゆる利用者が直接手に取って選ぶことができるという開架式にもちろんなっておるわけでございます。したがいまして、今後この図書の扱いにつきましては、会計規則とのかかわりもございますので、関係課とも十分調整しながら検討をしたいと考えております。

それから最後の、身障者の対策の問題でございますが、現在視覚障害者については、ご存じのとおりのことをしておるわけでございますが、いまお話に出ました車いす用の机であるとか、あるいは拡大鏡などにつきましては、利用の実態と合わせまして整備を図っていくという考え方で、今後進めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君　どうもありがとうございました。

塩浜駅周辺の問題でございますが、これは参考までにお聞きしておきたいんですが、車いすが通れるような側道をつけようという市長発想でございますが、まことに結構な着眼だと思うんですが、勾配の取り方でありますとか、駅前広場のスペースとか技術的にむずかしい計算が必要かと思いますが、物理的に可能なものかどうかということ、あるいはまた、そこを自転車だとか乳母車だとか、そういったものも通行は可能になるのかどうか、素人の私イメージとして何にも浮かんでこないのでございますが、簡単にその辺お答え願います。

それからもう一つ、仮に本案でいく場合、駅の南側の踏切、これは完全に閉鎖されてしまうのかどうか、そしていまある市道は行きどまりになってしまうのかどうか、それとも何か大きな事故があったような場合には、通行できるような機能をもったスペースとして残すことが可能なものかどうか、そういったとこまで検討が願えるのかどうかお

尋ねしたいと思います。

それから、中里社宅跡地問題につきまして要望しておきます。慎重に考えたいということでございます。それはそれで結構でございますが、ただでさえ遅い遅いと言われておる役所の仕事でございます。慎重にというとどのくらいかかるのかわかりませんので、勇猛果敢にそういうことも一つ忘れないでやっていただきたいと思います。

それから、図書館につきましても、ちょっと要望さしていただきたいと思いますが、移動図書館一台増車ができた場合に、それを発注してから入るまでに時間があると思うんですが、これに必要な乗員の確保といいますか、こういった人たちは図書館を代表して、利用大衆と接触する方々になるわけでございます。その評価が図書館としてのはね返ってくるわけでございますから、配車以前に周到な研修であるとか、訓練が必要だと思います。万全な措置がとられるよう念のため申し添えておきます。

それから、総合計画に関連して、これも一言要望しておきたいと思います。

マスタープランづくりに深甚な関心のあることを示唆されましたが、この策定は広範で奥深い作業が必要でございます。なかんずく相当に専門的な素養が求められるはずでございますが、二次産業だけでなく、広く四日市の産業界の各方面の人たちとの接触を深めまして、一方では行政の事情を理解してもらい、他方ではレクチャーを受けるような、そういった機会を多く持っていただくことが必要かと思います。その点のご配慮を要望をいたしまして、質問を終わります。

○議長（大谷喜正君）　坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君）　ただいまの、まず障害者用道路の緩勾配の歩道の計画についてスペースがとれるかというようなご質問でございましたが、これについてお答え申し上げます。

今回の広場計画では、東広場が約千平米、西広場が千七百平米というような形で、広場を計画してございますが、この中で、約地上から四メーター程度地下へ入るわけでございますが、これに要するその延長は、約その勾配を十分の一といたしましても四十メーターぐらいでございますが、広場計画の中で配置できるというふうに考えております。

それからもう一点の、現在の道路が閉鎖された場合の有事の際のオープンスペースは取っておけないのかということでございますが、これを閉鎖した場合は、鉄道の構造上有事の際でも開放は不可能というふうに判断いたしますけれども、先ほどから申し上げておるように、地下の横断通路、これは階段式とスロープ式と両方をつくるわけでございますので、これを利用して有事の際の避難に当てていただけるというふうに判断をしておるわけでございます。

○議長（大谷喜正君）　古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君　当初予定しました質問は、二問でございまするが、最初の質問は、昨日野呂議員が活発な質問の中に要請をいたしておりますし、また、答弁に立ちました坂倉助役のですね、技術者特有の素直さという答弁を信用いたし、また生来私は、余りくどいことを好みませんので、この際質問は取り下げさせていただきますが、二問だけ要望をさしていただきます。

その要望の一つはですね、この問題も市の担当部局と、それから朝明川の改修促進期成同盟会に対してでございます。

市長がおっしゃってみえまする市政の根源の一つの住民との対話ということがございまするが、この対話の方法はいろいろあろうと思います。したがって、市の行政の実績なり、あるいは計画を克明にかつ迅速に住民に周知徹底す

るということも、対話の一方法であろうと思います。幸い市の機関紙である広報四日市も充実をいたしております。したがって、このような機関紙を利用されまして、この朝明川の改修の議題が過去の議会に、あるいは過去の会議にいろいろ出されますと、必ず出てくるのがこの期成同盟会の話でございます。ところが市民は、この期成同盟会の動きに対しましては、何も知らないというのが事実でございます。したがって、方法はいろいろとありますするが、この機関紙を利用して、朝明川沿岸の住民の皆さんよ、北部の皆さんよと、皆さんが心配をしてみえる朝明川の改修に対しては、現在市はこのようにやっています。あるいは期成同盟会はこのような動きをやっておりますけれども、いま実質にこういう問題が障害になっておるんだとかいうようなことでございまするので、いましばらくその時間なり期間をかしてもらえぬだろうかというような徹底方をしてもらいたいと思います。そういうことによって、仮に答えが同じような結果になろうとも、住民が受ける感情というものは、私は大分変わってくるんではなかろうかと、このように思いますので、よろしくご要望を申し上げておきます。

いま一つの要望はですね、朝明川改修期成同盟会に対しまして、市から補助金が交付されております。五十三年度の予算内容を見ましても、五万八千円、わずかな金額でございますが計上されております。活発な動きをしてるように、きのうの答弁ではお聞きしておりますので、この活発な動きをしてる同盟会に、果たしてこの交付金が妥当なものであるかどうかと、もっと活発な動きに対しては増額しようということになればそれでも結構でございまするので、この検討を、担当の建設委員会の方で、よろしくご検討願うことを要望申し上げておきます。

以上は、二点要望でございますので、答弁は当然要りません。

次にですね、北部の埋立地跡地の利用と、これに通ずる進入道路についてでございまするが、これは答弁をひとつお願いいたします。

北部の埋立跡地利用につきましては、過去の議会におきまして、他の議員より質問をされております。その答弁は、地区民の意思を十分取り入れて検討したいと、記憶をいたしております。また、スポーツの関係者より、この跡地をスポーツの広場として利用するよう陳情がされ、議会は採択をいたしております。その後期日も大分経過いたしておりますので、次の点についてお尋ねをいたします。

この跡地利用については、いろいろと取りざたをされております。例をとるならば、北部墓地が来るんだとか、あるいは老人の憩いの場をつくるんだとか、あるいは先ほど申しましたように、スポーツの振興の運動場をつくるんだとかいうような問題が出ておりまするが、市長といたしましては、一体この跡地をどのように利用しようというお考えであるかをお聞きしたいと思います。

それから、地元の意思と申しますと、垂坂町を中心としました住民であろうと思いまするけれども、この住民の方々の意思の把握というものをどのような方法でなされておるのか、その点も加えてご説明を願いたいと思います。

次に、進入道路についてでございまするが、埋立の跡地がどのように利用されましょうとも、清掃工場はいまのところ永久に残ります。また、小山田の埋立開始までの暫定の措置といたしまして、同所に拡張されようとされております。したがって、清掃工場なり跡地への車の出入りは、私は現在より少なくなるようなことは絶対ないと、このように考えます。

そこで、以前から問題になっておりますところの進入道路について、次の点をお尋ねいたします。

まず一点はですね、現在清掃工場への主要道路である県道環状線ですか、この西の方いわゆる坂部団地山之一色を経て入る道の拡幅が、これは本当に徐々と申しますか、スローテンポで開始されておりますが、この拡幅の現況と、一体いつになると拡幅完了になるのか、この点の説明をお願いいたします。

次に、過去の議会でも私要請をいたしましたけれども、大矢知なりあるいは八郷、いわゆる北の方から入る進入道路は全くございません。したがって、現在清掃工場へ行くのには、先ほど申しましたように西の方から入るか、あるいは東の方の南垂坂町を経て、石原産業の社宅予定地の跡を通って入るよりほかないわけでございます。幸い現在、富田山城線も地元の協力を得まして着工の運びになっております。したがって、この富田山城線に対する南北との連絡道路とも考え合わせて、どのように市の方は、この北からの進入道路を考えてお見えになるのか、その点の考え方をひとつご説明願いたいと思います。

それから、非常に簡単な問題でございまするが解決されてないというのが、東からの、先ほど申しました進入道路のうちの、南垂坂町を経て、石原産業社宅建築の予定地を経てから約七十メーターほど、これは道路整備がなされておりません。それで、地元の方あるいは清掃関係に働く職員の方々からも、数年来にわたって何とかこの道路を整備しようと、雨が降れば当然のこと、雨が降ってから二、三日間は、非常に車の通行に不便を感じております。ところが、この七十メーターばかりの整備がなされてない原因は、民地と公地の境界の問題がすっきりしないとかいうようなことを聞いておりますけれども、あれだけの幅のある道路でございますので、境界が仮にすっきりしなかった場合は、真ん中だけでも完全に、もう公地である道路の真ん中だけでも舗装してあげれば、通行に非常に皆さんが便利になるんじゃないかと思います。もうやれるだろう、もうやれるだろうと思って待っておったんですが、数年来関係の方々の強い要請があっても、そのことはなされておりませんので、現在一体どのようになっておるのか、やる気があるのかないのかという点をお尋ねしたいと思います。

以上で、一回目の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　私からまず、垂坂の埋立地の跡地の利用についてご答弁さしていただきたいと思います。

さきの議会で、スポーツ施設の設置につきましての陳情もすでにご採択をいただいております。また、このただいまご指摘の、塵埃の処理工場等の設置等この清掃事業に積極的にご協力をいただいております地元の皆様方のご意見も尊重しながら、有効に活用できるよう配慮してまいる所存でございまして、その利用方法等につきましては、現在具体化していないのが実情でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君）　北部埋立地跡地の問題に関連しまして、進入路の問題についてご説明申し上げたいと存じます。

まず第一点、山之一色から清掃工場に至る道路までの現在の改修はどうなっておるのかというご質問かと存じます。この道路は、県道四日市環状線でございます。現在約三・五メートル程度の幅員の道路でございますが、そういうことから十分な機能を有していないという現状であります。こういうことから、県に対しまして道路改良について強く要望してまいったところでございますが、昭和五十一年度より道路改良事業として取り組みを始めていただいております。その計画といたしましては、部田川から約三百八十七メートルほどの区間を、幅員八・二五メートル、事業費九千万ということで現在進めていただいております。そのうち五十二年度までに約二千百万が投入されておりまして、この部分の完了見込みにつきましては、昭和五十五年を予定されております。しかし、これは清掃道路の進入道路に至りますまでには、まだ五百メートル余を残しておりますので、引き続き改良事業として採択いただくように現在強

く要望しておるものでございます。

五十三年度におきましては、用地取得並びに一部、でき得れば、移転家屋のお話も進めたいという予定でございます。

もう一つ、北部からの進入道路の問題でございますが、将来富田山城線の完成を見ますと、距離的にも、効用的にも山城線からの進入路、またさらに、富田山城線と県道員弁四日市線との連絡も合わせまして、幹線市道の整備面からも重要なものであろうかと存じます。また、この道路につきましては、富田山城線用地買収の際に、関係地区からも強く要望されておるものでございます。今後関係地区のご意見をお聞きするとともに、道路公社等とも十分協議を行いながら検討してまいる所存でございますので、よろしくお願いいたしたいと存じます。

さらに最後の一点、清掃工場への進入路未舗装部分約七十メートルの問題でございます。ただいまご指摘のとおり、民地問題ございまして、まだ未舗装でありますが、この部分につきましては、名古屋の方がお二人で所有なさっておりまして、道路面全部が民地というかっこうでございます。しかしながら、いままで話し合いを進めてまいっておりますが、ご両人とも道路には協力するという基本線は崩してお見えになりません。ただ民地境界と、あるいは自分が実測したのと残地との間に差があるというようなことで、まだ寄付いただく、認可がいただけないわけでございますけれども、最近に至りまして、若干その残地の少なくなった部分については妥協を見なければならないというふうな空気も出てまいっておりますので、でき得ればその問題も詰めながら、まずは基本的に道路として提供をご承諾いただいておるということから、舗装だけでも先行さしていただきたいというようなことで交渉を詰めて、早い機会に舗装を進めたいと存じておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大谷喜正君）　古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君　跡地利用については全然具体化してないと、こういうご答弁でございまするが、こういう公式の場で発表する具体化がされてないのか、それとも市長も助役も理事者も全然何にも考えてないのか、その点いま一度ご答弁願いたいと思います。と申しますのは、この前ですね、これは中村議員だと思いますけれども、こういう問題を質問いたしておりますそのときに、十分検討しますということを言っておるんであって、あれからもう大分日がたつのに全然具体化してないのでは、これはもうどうにもならぬと思いますので、やはりある程度皆さんの頭の中には、丸か三角か四角か知らないけれども、書いてなければ私はうそだと思います。したがって、丸でも三角でも四角でもいいですから、あるいは丸になりかけでもよろしいですから、その辺のひとつお考えを示してもらいたいと、このように思います。

それから次に、進入道路の西寄りの県道環状線の山之一色からの進入道路でございまするが、五十五年になって、さらに五百メーターほど残ると、このように言われておりますが、そうすると、大体建設部長お考えの上で、昭和八十年ごろまでかかるのか、どの辺までかかるのか、まああなたがここにおるかあるいはどうかわかりませんけれども、一応その辺の見通しをお聞かせ願えませんか。

それからもう一つ、北からの進入道路も重要であるので検討いたしますと、こういうご答弁ですが、二年前にちょうど私が議員に当選しまして一番最初のこの演壇で質問したのがこの問題なんです。そのときも、重要でございますので検討しますと、二年間も検討してさらに検討しなきゃならぬほど道路幅も広くもないと思うし、距離もですね、大矢知のバイパスから垂坂の清掃工場までですから、一歳の子がはってってでももう到着しとると思うんですわ。したがって、そういう答弁じゃなくして、こういう重要な道路だから、大体国の方へ補助をとるなりあるいは県の補助

をとるなりというふうに考えておると、したがって、これも大体目安としてはどれくらいにやりたいと、こういうようなひとつ前向きのご答弁をお願いいたしたいと思います。

それから一番最後の、真ん中だけでも舗装にならないかという質問を私したんですが、真ん中も地主の了解がなければ舗装ができないということになると、地主の了解なしにいま道通っとるんですか、あの道は、私は両側だけが民地と公地の境がむずかしいから全体に整備はできないと、こういうふうに解釈しておったわけですが、だから両側はさておいても、真ん中だけ舗装したれば対向車ぐらいは通れると思うんです、大分広いから。ところが、真ん中も民地と公地の境界がはっきりしないと舗装できないということになると、いま無断でよその土地を通っておるわけですか。その点も考えあわせて、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　具体化してないというのは、構想の段階であるということでございますので申し上げませんでしたですが、考え方といたしまして、ここで、議会でご陳情をご採択いただいておりますこのスポーツ施設、こういうものを中心といたしまして、公園的なもので、しかも地元はもちろん市民の方々にも広く利用していただきながら、ここでさらに、この清掃事業の終末処理、いわゆるここに工場と清掃工場持っておりますので、こういうものもごらんいただいて、清掃事業に対するＰＲをしていきたいというふうな構想は持っておりますが、これについて具体的なものを持ち合わせていないというのでご理解いただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君）　山之一色側からの進入路でございますが、残事業と進行の大よそのめどはというご質問かと存じます。現在やっております第一期工事九千万のうち、建物移転が主でございます。約六千九百万程度が移転用地ということでございます。したがいまして、工事そのものは比較的簡単でございますが、一応五十五年というめどです。それから後の残りにつきましては、障害物の非常に少ない所でございますので、工事費も案外かからないということから、これは私確定的なことは申し上げかねますけども、五十六年ごろから始めて、五十八、九年には完了されるのではなかろうかと、これも全くの勘でございます。

それから、北側からの進入路でございます。これにつきましては、私ども都市計画道路を幹線といたしまして、その間にやはり生活道路的なもの、あるいは部落と部落とを結ぶ道路とか、そういう面から非常に重要な路線になってくるという理解をいたしております。そういうことから今後、国庫補助に乗せて施行すべく検討いたしてまいりたいと存じます。この国庫補助事業につきましても、三重県で年間に採択されますのが二路線とか、三路線とか、非常に厳しいものがあるわけでございますけども、重要性等十分話しながら進めてまいりたいと存じます。

それから、最後の舗装の問題でございます。これは二筆だけ全部民有地でございます。ただし、この方は名古屋の方がお求めになった際に、これは道路に提供するんだということでお求めになってみえます。したがいまして、現在の通行につきましても、これはお認めいただいております。そういうことから、道路としては認めておるんだけども、民地と民地との境界に疑問があるというふうなことからご調印いただけないということで、基本的には道路をお認めいただいておりますので、この建設当時垂坂町の方で建設もされましたので、今後とも私ども垂坂町の役員さん方とともども話し合いを進めて、早く舗装を進めてまいりたいと存じておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午後四時六分休憩

午後四時二十二分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

山本　勝君。

〔山本　勝君登壇〕

○山本　勝君　まず通告の第一番、傾斜地における土砂採取の現状と対策について、お尋ねをいたします。

傾斜地における土木工事の規制に関する指導要綱、いわゆる土取り規制が、指導要綱が四十七年四月告示されてから六年を経過しようとしておりますが、最近の土取り状況を見ますと、目に余るものがありますので、次の点について質問をいたします。

その第一は、土砂の採取方法と跡地の保全であります。最近、三重地区内の土取りの現場を見ますと、工事途中とは言え、指導要綱第八項に規定する工事の基準に全く合わないものが多くあり、あ然とするほかありません。このような現場は、単に三重地区内だけの問題ではなく、四日市市内多くにあると思いますが、この土取りの状況について、市の方はどのように指導、監督をしているのかお尋ねをいたします。

また、土取り採取の跡地保全の問題でありますが、その多くは埋め戻し方法がとられ、何らかの廃棄物が埋設されております。先日も、この埋め戻し用廃棄物に疑義があるとして自治会より申し出があり、公害対策課で分析した結果、幸いにして良好との答えを得たのでありますが、このような廃棄物の埋設についても、自治会より通告があってはじめて知るという状態でいいのだろうか、万一だれも知らない間に危険なものが埋設されていたとしたらどうなるかと考えるだけでも恐しいことでありますが、市はどのように監督、検査をしているのかお尋ねをいたします。

その第二は、土砂の搬送先と採取用地の問題であります。

三重地区内から搬送されている土砂の多くは、四日市の管理組合関係、すなわち霞の埋立地と聞いておりますが、市内全体から判断すれば、単に公共事業だけということは言えないにしましても、とにもかくにもその多くは、公共事業用の土砂と言ってよいのではないかと思います。とすれば、一つの提案でありますが、今後の土砂採取用地は市と言いますか、公共事業体自身が確保し、工事請負業者にはその用地から土砂を採取させ、運搬させるという方法であります。もちろんこのためには、地主との折衝、あるいは業者の思惑などいろんな困難な問題があろうかと思いますが、現状から見たとき、思い切ってこのような方法をとらない限り、土砂採取現場の安全、あるいは埋め戻しの問題、跡地の安全と利用問題さらには採取地から搬送先までの交通安全、あるいは土砂の道路へのこぼすことなど、そういう問題は解決しないと考えるものでありますが、市としましてどのように考えますかお尋ねをしたいと思います。

その第三は、指導要綱実施前、すなわち昭和四十七年四月以前、指導要綱を告示しなければならない直接の原因をつくった採取跡の問題であります。その当時にも私は強く指摘をし、適切な措置を望んだのでありますが、いまだに放置されたままであります。そのため市道の位置を変更しなければならなくなり、自治会が負担をして、市道の拡幅用地代及び登記料のめんどうまで、また一方では、のり面の補修などがなされないため、せっかく舗装された市道であっても通行不能、こういう個所があります。このような個所を、当時の原因者に改良するよう申し入れるとしましても、当時は指導要綱がなかったということから、適切な改良申し入れができなくなっておるわけでありますが、そのような個所について改めて点検をし、市道を守るという立場で、市の責任で改良するよう私は強く申し入れるものでありますが、明らかにしていただきたいと思います。

次に、通告第二の農業を守る立場での排水問題について、お尋ねをいたします。

従来から、農業用排水路への下水流入問題については土木、下水、耕地の三課と言いますか、三部でその分担を明らかにし、対策を進めるよう強く要望されておりましたが、ようやくにして三部の分担が明らかにされたようであります。その内容について、苦言を呈してから改めて明らかにしていただきたいと思います。もともとこの下水排水問題の解決を望む声が強く出された経過は、ブロック自治会長会議などで農家の側から、化学洗剤あるいは個人浄化槽などの排水などを農家負担で管理をしている農業用水路に放流をし、稲作などに影響を与えることはけしからぬ、こういうのが大きな原因であったはずであります。いままで農家を中心に出されていた排水対策の声を、いま一度じっくりと考えてもらいたいと思います。表向きは農業用水と下水との分離を望んでいたことは確かながらも、その根底は、化学洗剤の化学変化による皮膚などの人体への影響、稲作などへの悪影響、こういう被害を与える下水を、何ゆえに自分たちが四割も負担をし、管理をする水路へ流すのか、下水を流す水路なら、地元負担のない下水、または土木課で維持管理をし、農業水路と区別せよということであります。このような内容については、多くの機会に提言されていたことを思い出していただきたいと思います。にもかかわらず、今回の調整したという内容は、坂倉助役が三部のまとめ役となってできたものと聞きますが、五十三年度当初予算の編成に当たり、このまとめたという内容をなぜ議会に説明をしなかったのか、また、まとめる前になぜ改めて意見を聞かなかったのか、このことについてお尋ねをいたします。

以上、苦言を呈しましたが、以下具体的に質問をいたしたいと思います。

その第一は、調整されたという三部の分担は、市街化区域は都市下水、それから農用地地域が耕地課、その中間地域は土木課という色分けにされたと聞いておりますが、水は高い所から低い所へ流れるものでありまして、市街化地域と農地地域が、必ずしもこの水の流れと同じような形で形成されているのとは考えられません。上流部が市街化、または中間地域であって、下流が農用地域である場合、上流からの下水は相も変わらず地元負担のかかっている農業用水路に放流されてきますが、このような場合、都市下水及び土木事業同様地元負担のかからないようになるのか、また、その範囲の決定はだれがするのか、お尋ねをいたしたいと思います。

その第二は、市街化区域とか農用地域とかの色分けもさることながら、最近のように旧農村地区においても、農家と非農家の混住が激しくなっておる状態では、完全に農業用水路専用とわかるもの以外はすべて下水路として、地元負担をなくすることが農家を守ることになるものと思われますが、今回の調整によってどう解決されていくのか、この点についてもお尋ねをいたします。

第三は、かねてから主張してきましたが、農業用水路に対する地元負担の軽減措置についてお尋ねをいたします。

先ほどからも申し上げていましたように、最近の農業用水路は昔のように農業専用水路と判明するものは数少なくなってきている現状であります。その反面、農業用排水路はもちろん、用水路の多くが都市下水路化しているのが現状であります。このような農業用水路の補修、改良などに地元負担、いわゆる農家負担を四割もかけることは、現状にそぐわない措置であると言わざるを得ません。いま農家を中心に盛り上がっている声は、このような地元負担の解消を求めるものでありまして、米の生産調整とか、その他のいわゆる農家切り捨ての政策の中で苦しんでいる農家の立場に立って、この地元負担についてどう軽減措置を考えていくのかお尋ねをしておきたいと思います。

次に、通告第三の、三重用水事業の現況と農家の負担についてお尋ねいたします。

私は、五十一年三月すなわち三重用水事業の当初計画が変更されようとする一年前に、この本会議場で質問したのでありますが、その当時においてすら市の負担金額は、年額にして四千四百三十万から、二億三千九百六十万円に、

農家負担は十アール当たり一万三千九百四十三円から二万七百七十五円に、完成後においても年間維持費は、十アール当たり水田で千八百四十二円、畑地でも千四百七十三円、一トン当たりの水量にしますと、一円五十銭が三円になる、大変なことではないかと指摘をし、その改善のために工業用水が、年間千八百十七万四千トンから二百八十六万五千トンと大幅に減量された責任を含めて、国及び県営事業分の、国、県の負担割合の増額を要求したのでありますが、五十二年三月一日認可になった変更計画の総事業費三百九十四億円のうち、五十一年度までの延べ執行額は百九十億千八百二十三万円、また五十二年度執行額は六十六億円、五十三年度予算は八十億円となっており、五十三年度末延べ執行額は補正予算を除いて三百三十六億円余りとなり、五十三年度補正額を含めますと三百五十億円を軽く超える事業費の執行となります。変更計画総事業費の残額は、五十三年度末で計算をしますと、わずかに四十億円余り、こういう計算になります。そこで第一、私は最近三重用水事業に直接携わる方から聞いてまいりましたが、実際には五十二年度決算では計画を大幅に上回りまして、五十三年度末では多くの事業を残しながらも、計画予算をほとんど使い果たすような結果になるだろう、したがって、第三次の変更計画をお願いしなければならないのではないか、こういう話を聞いてまいりました。私の計算からまいりましても、確かにそのとおりであり、国営事業分が計画を大幅に上回ることは、すなわち県営事業分、さらにはそれに続く三重用水土地改良区事業の事業費にも大幅に変更せざるを得ないような状態が起こってくるのではないかと、したがって、市負担金額はもちろん、農家の負担金額はこれにつれて大きくなってくることは目に見えておりますが、農家負担金額を増額しないために、事業費の国、県、市、農家の負担割合などについてどのように対処されているのかお尋ねをいたします。

第二には、五十二年三月より実施されました変更計画では、工業用水が当初計画千八百十七万四千トンから二百八十六万五千トンと、千五百三十万九千トンも減量されましたが、その後この工業用水をめぐる問題についてどのように対処されたのか、あるいはどのように変化をしてきているのかお尋ねをいたします。

第三は、農業用用水の受益面積についてでありますが、計画変更により桑名市、多度町が加わり、三市八町七千七百七十六・五ヘクタールとなります。計画変更後、三重用水の受水を承諾した実際の受水面積はどれだけにいまなっているのか、お知らせをしていただきたいと思います。

第四は、国、県、市、農家の負担割合について、先ほど申し上げましたように、大変農家が苦しんでおるわけでありますが、その立場で、この負担割合の変更を要求することについてお尋ねをしたいと思います。

このことにつきましては、二年前にも指摘をしましたが、当初計画においては、受水量の割合は農業用水が三四・五%、上水道及び工業用水が六五%となっておりましたけれども、さらに事業費も、農業用水が五四・六%、上水道及び工業用水が四五・四%、こういう比率になっておったのでありますが、変更計画では工業用水の受水計画が大幅に減少したとして、受水量では農業用が五四・六%、上水及び工業用水が四五・四%、事業費では農業用が六九・八%、上水道及び工業用水関係が三〇・二%となり、工業用水が減量された分いわゆる千五百三十万トンに必要だった事業費のほとんどが農家用に覆いかぶさってきたと言っても過言ではない結果になっておりますが、これは明らかに、当初計画を立てた国、県及び市の責任であり、その責任を果たすためには、当初計画の負担割合をそのまま変更計画に適用していることを改め、農業負担軽減の方向にこの負担割合を変更しなければならないと、私は考えますが、今後実行しなければならない土地改良区事業費の増高とも絡んで、この農家負担金額の軽減のためにどのように取り組んでおられるのかお尋ねをいたします。

○議長（大谷喜正君）　坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君）　ただいまのご質問のうち、傾斜地における土砂採取の現状と対策についてのご意見に対しましてお答え申し上げます。

まず第一点、現状の土砂の採取方法と土地の保持についての不十分な点についてのご指摘でございました。

また二点目は、採取地を今後県、市で確保したらというようなことでございました。

また三番目には指導要綱以前の運搬路等の被害、その他については市の責任でやるべきだというようなご意見だと思います。これについて、まとめてお答え申し上げたいと思います。

近年、開発事業が非常に多くなりまして、それに伴いまして、土の採取が激増しておることはご承知のとおりでございます。これに伴いまして県は、土の採取規制条例を四十九年の六月に施行しております。また、本市につきましては、先ほどお話がありましたように、指導要綱を四十七年の四月に施行しておるわけでございますが、これの分担区分につきましては、面積五百平米以上、土量にして三万立方米以上については、県の条例に従いまして県が管理、指導を行っているところでございます。それ以下の部分につきましては、市の要綱に基づいて指導を行っておるわけでございます。指導要綱の中に、土取りの採取については、排水、法面、跡地整備等十分にやるよう技術の指導が行われるようになっておりますが、先ほどご指摘のありましたように、現場の不備な点等がございましたが、これにつきましては、今後十分に指導を強化して、そういうことのないようにしていきたいというふうに思うわけでございます。

また最近、土取りの採取跡地に、一部産業廃棄物と思われるようなものが投棄されたという通報がありましたので、調査をいたしましたところ、河川のしゅんせつ土でございまして特に問題はないという回答を得ておりますが、今後はこのようなことが発生しないように、十分厳重な指導あるいはパトロール等も強化してまいりたいというふうに思うわけでございます。

また、土取り個所の増加に伴いまして、乱開発が起こるわけでございますが、これを防止するために県あるいは市などで、採取用地の確保について考えたらどうかというご意見でございますが、これは本来なら適切なご意見ということで配慮をしてまいりたいわけでございますが、用地取得あるいは運搬地が一定せず方々に散らばっているため、地理的な条件等もありまして、場所を決定するのが非常に問題がありますが、さらに今後検討課題の一つとしていろいろ考えてみたいと思います。

それから、指導要綱前における土取りの被害の措置については、本来ならば採取業者あるいは土地所有者等で、原因者負担の原則に基づいて処理をしてもらうのが当然であります。県の場合は、条例以前の問題につきましても、条例告示後直ちに、それ以前の問題、土取りの地域について調査いたしまして、条例に従って措置をさしておるわけでございますが、本市の場合、個所が非常にふくそうしておりまして、現時点におきましては、状況の把握が困難でございますが、できましたら原因者に施行させ、なお、いまもお話のありました市道等につきましては、当然市の道路の管理者として責務もございますので、これについては一度検討してみたいと思います。

それから次の、農業を守る立場での排水対策についてでございますが、まずおことわり申し上げておきますが、本件について委員会に説明をしなかったということについてでございますが、この問題につきましては、従来から議会筋からたくさんのご意見をいただいております。あるいは要望等もいただいておりますので、それを尊重して、本計画を排水対策の要領をつくったわけでございますので、どうか了承のほどをお願い申し上げたいと存じます。

それから、この問題の発生が、農家側から汚水が用排水路に入ることから問題になったということでございますが、私どももそういうことを旨といたしまして、本要領を作成したわけでございます。

以下、いろいろのご質問に対しまして、一括ご説明を申し上げたいと存じます。

今回、排水路対策として検討いたしましたのは、農業用排水路をその土地利用計画に基づいてどこに立地するかについて、その所掌と費用負担の面について検討したわけでございます。

戦前は農用地、農耕地等は非常に安定した農地として、長く地形的な変化あるいは社会的な変化もなく、そのような状態であったわけですが、戦後急速な人口の伸び等によりまして、農耕地あるいは山林等が住宅地等といたしまして、非常な速さで開発されてまいったわけでございます。これに伴いまして、農業用排水路として受益者の管理にゆだねられてまいりましたものが、一般の雑排水あるいは雨水排水路として、不特定多数の利用による公共的な性格が強められてきたわけでございます。こういう条件でございますので、特定受益者だけの負担でこれを整備し、あるいは維持管理することが現実にそぐわないものというふうになってきたわけでございます。このような現状と将来の動向を踏まえまして、本市全域にわたりまして、総合的な土地利用計画、これは都市計画の市街化区域、あるいは調整区域、農業振興地域等でございますが、その土地利用計画に基づきまして、効率的かつ迅速な事業の執行を行うために、建設、下水道、産業各部の所掌区分を明らかにしたわけでございます。それとともに、公費あるいは受益者負担等の区分についても明確にするために三部の調整を行いまして、その所掌区分といたしまして、面的には、市街化区域は下水道部でございます。ただし、この場合農業用排水路については、排水を目的とする場合についてでございます。次に、農用地につきましては産業部ということにいたしまして、この場合当然河川とか、道路に付随する側溝等は除くわけでございます。

次に、調整区域で農用地区域を除いた区域は、建設部ということになっておるわけでございますが、この場合も農業用排水路につきましては、排水を目的とする場合に限るわけでございます。こういう形で、三部を窓口として処理

をすることにしたわけでございます。なお、地形その他千差万別でございますので、具体的には四日市排水対策協議会というものを常設しておりまして、この中で基本的な、ただいま申し上げました区分に従いまして、各事例ごとに関係部課の間で十分検討と調整を行いまして、円滑な排水事業の進捗を図ってまいりたいというふうに考えております。

そこで、もう少し説明を申し上げますと、基本的な考え方といたしましては、都市化が進みまして、農業排水路に都市排水が日常混入する場合は、排水を目的とした改良、清掃、しゅんせつは市街化区域については公費で、農用地区域及び農用地区域を除く調整区域では、農業用排水路の排水面積のうち市街化区域及び集落等の面積が二分の一以上あるものについての改良工事は公費で、また農業用取水口であっても、排水対策上重大な影響のある取水口については、別途個所を指定いたしまして、受益者負担金、現在では四〇％ないし三五％でございますが、これを軽減していきたいというふうに考えております。

以上、二点についてご説明申し上げました。

○議長（大谷喜正君）　産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君）　第三点の、三重用水の事業の現況と農家負担というご質問に対して、お答えをさしていただきます。

本事業の変更につきましては、ただいまお話もありましたように、山本議員が五十一年三月の議会でご質問をされまして、前部長が詳細にお答えを申し上げておるところでございます。

いまもお話がありましたように、当初計画百二億の事業費が三百九十四億ということにかわりまして、今日までの

予算の執行については、先ほどご説明のとおりでございます。なお、現在五十三年度事業計画等については、先日の補足説明で申し上げたとおりでございまして、一応五十四年には県地域への給水が開始されるという計画でございます。

なお次に、現時点での事業費及び計画水量等の問題でございますが、先ほどの数字については私どもの承知いたしておりますのは、総事業費の三百九十四億円のうち、農水分については六七・七%、大体二百六十六億八千四百万円で、うち四日市分については百五億八千六百三万円、上水分につきましては二五・八%、工水分については六・四七と承知いたしております。なお、全体の補給水の計画でございますが、約五千六百万トンのうち、農水につきましては五二・四九、約三千万トンでございます。四日市分につきましては千百三十九万トン、上水につきましては三九・五六%、工水については七・九五%と承知いたしております。

次に、受益面積でございますが、計画につきましては、当初七千三百六十四ヘクタールが現計画におきましては七千六百八十五ヘクタールでございまして、水田について五千六百九十一ヘクタール、畑については千九百九十四ヘクタールでございます。四日市は田が千三百三十一ヘクタール、畑七百三十八ヘクタールで、四日市分は二千六十ヘクタールでございます。なお、四日市の受益者は二千六百二十六人が現状でございます。なお、受水面積と現在の計画受水面積の全体でございますが、先ほど申し上げましたような面積でございまして、組合員についても全体で一万一千三百二十七人、調印をいただいておるのが一万百九十一名で、約九〇%でございます。したがいまして、残り一〇%の方々についても本事業の重要性をご説明しながらご協力を得て、全員同意を運んでまいりたいと思います。

次に、事業の負担でございますが、ご承知のように国営分は現段階では国が五八%、県が二二%、市が二〇%で、農家負担はございません。県営分につきましては国が五〇%、県二五%、市が一二・五、農家が一二・五、これについては現段階での話でございますのでご理解を賜りたいと思います。なお、工業用水、農業用水あるいは上水の負担割合等の考え方につきましても現段階での議論でございますが、水源施設は年間の水量割りということで、農水については五二・四九%、上水については三九・五六%、工水については七・九五%でありまして、協同施設分の負担割合については、現段階ではいろいろの角度で検討が進められておりますのでご了承を賜りたいと思います。この事業の、ご指摘のありましたように、市及び農家の負担というものについてはきわめて大きいということがだれしも想像され、大変な問題であろうと思います。したがって、いままでご説明しましたような段階で計算いたしますと、市につきましては国営分、県営分を合わせますと、大体二十億一千百万程度になろうかと思います。それから、地元につきましては一億七千六百十三万程度になろうかと思いますが、これについての償還ですが、建設中は国の補助金と財政投融資、公団債で建設資金が賄われております。したがって、事業完了後二年据え置き十五年で元利均等償還として考えてまいりますと、四日市分については約年間二億三千九百万、農家については十アール当たり年間千三百八十五円というように計算されますが、ご指摘のありましたように、この点については国、県の補助率アップ、また農家等の負担軽減についてあらゆる角度から陳情を通して努力をしてまいりたいと思いますので、ご了承を賜りたいと思います。以上です。

○議長（大谷喜正君）　山本　勝君。

〔山本　勝君登壇〕

○山本　勝君　第一番目の土取り問題の関係でありますが、答弁されました内容で大体はわかるわけでありますけども、ここで再度要請をいたしておきますが、県の担当とか市の担当いろいろあると思いますけれども、問題は四日市市内で起こっておる問題であります。したがいまして、県、市とも十分に連絡をとりながら、特にこの埋め戻し用の

使う廃棄物ですね、廃棄物ばかりとは限りませんけれども、業者に十分に連絡をしながら、指導をしながら、埋め戻し用に他から持ってくるものについては、届け出制などを採用する、そういうことにしていただきたい。もちろんそういうことをすると同時に、指導要綱の完全実施、監督、監督ということになりますと、現在の体制で果たして四日市市内土取り現場をそれぞれ見て回るということが不可能に私は思います。建設部で持っておる道路パトロールカーが連絡用に使われておりまして、本来の目的を達していない、こういうことも含めましてそれに伴う体制を確立していただきたい。

それから、実施以前の危険個所の問題でありますが、私はこの指導要綱が実施をされる前、あるいは直後についても強くそういう個所についての復元を要望したのであります。したがいまして、それ以来すでに六年余りを経過しておる今日からいきますと、当時の原因者に果たしてその復元の責任を持たすことができるのかということについて、私は非常に疑問を持っております。私が指摘をした当時ならば原因者に復元を要求してもいいと思いますけれども、いまの時点となっては、私はこれはやっぱり市の責任でやってもらわなきゃしょうがない、こういうふうに考えておりますので、特にその点について要望しておきたいと思います。

なお、ちょっとさかのぼりますが、埋め戻し用の廃棄物の問題でありますけれども、これは常時、二十四時間そこに張りついておるわけにまいりませんが、十分に注意をしておりませんと、大体午前中から午後全体にかけて埋め戻し用の物を持ってきて、夕方には埋めてしまう、埋めてしまうというその跡は一体何を埋め戻しに使われたのかわからないという状態でありますので、そのこともつけ加えておきたいと思います。

それから、排水問題でありますが、四日市排水対策協議会というのができておると聞きましたが、この構成あるいは目的などについて改めて説明をしていただきたいと思います。

さらに、私が申し上げましたのは、これ産業部長と、私の委員会ですから、再度委員会の中でも細かくやりたいと思いますが、産業部の担当と下水道あるいは建設部の担当とは質的に違うわけであります。先ほども答弁の中にありましたように、産業部ではいわゆる地元負担、農家負担というのは絡んでいるわけであります。もし、産業部にも地元負担とかそういうのが全くなくって、建設とか下水道とか、同じように全部公費でやってくれるんなら私はあえてここでこの排水問題をとりあげません。しかし、農家負担というものがある以上、あるいは農家から排水問題について強い要求があった以上、なぜ事前にその意見を聞かなかったのかということです。私は産業部長にも通じて説明するように、事前に申し入れました、なぜやらなかったかということです。その責任を、私は感じてもらわなきゃならぬと思いますし、詳細については、また委員会の方にしたいと思います。

それから、三重用水の関係でありますが、答弁漏れがありますが、工業用水が減量されます、このことについてその後どういうふうになってきたかということについて説明がございませんでしたので、この点について説明をしておいていただきたいと思いますし、受益面積についてもすでに九〇％完成、残っておるのは一〇％程度だと、こういうことだということですが、この一〇％というのが問題になるのだと思います。計画どおり一〇〇％受水面積が確保できるのならまだいいと、確実にできるという見通しがあるなら私は申し上げませんが、一〇％といいましても相当の水田面積になります。万が一この残りの一〇％が達成できないとき、できないというよりも達成されなかったとき、その分の費用は賛成をしていただいた農家のところに振りかかっていくわけであります。したがいまして、負担割合はともかくとして、農家の負担する金額がふえるということです。私はだから、負担金額のふえることについて問題にしておりまして、負担割合は当初計画と変更計画とは変わってませんね、そのことについて私は二年前に、何とか農家負担を軽減するような負担割合にするように、ここで要望したわけです。その後どうなっているかということを

したわけですから、そういう精神で今後の対処をお願いをしたいと、このように考えるわけであります。

以上、一、二だけ答弁が漏れておりましたので、答弁を求めたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君）　助役のご答弁のことに関しましての再質問でございますので、かわりましてお答えをいたします。

四日市排水対策協議会ですが、会長が助役でございまして、委員には公室長、それからその関係の担当参事、それから市民部長、産業部長、都計部長、それから建設部長、下水道部長及びこれに関連する関係課長でございます。

次に、この説明をなぜしなかったかということでございますが、要綱が最終的にまとまりましたのがきわめて時期がおくれまして、当然この問題については産業公営企業委員会もございますけれども、建設委員会との関係もありまして、同時に開催して、同時にご協議をいただくべきではないかという調整をしているうちに時期を逸しましたのでまことに失礼をいたしましたが、おわびを申し上げたいと思います。

それから第三番目の、大変答弁を落としまして申しわけありません。

工業用水の減少した主な理由につきましては、さきの議会でも前部長がお答え申し上げてるとおりでありまして、当初通産の考え方の中には、工場立地適地調査という形で推進されてまいったわけです。その中には、四日市の小山田工業団地だとか、鈴鹿市の鈴鹿川沿岸の内陸工業という計画がございましたが、これが計画がなくなって、対象除外となったというのが現状でございまして、その考え方はいまも変わっておりません。

それから最後に、現在の計画面積に対する農家の方々の数及び変更同意についての実態をご報告いたしましたが、

われわれとしては何とかこの計画受水面積と、実受水面積ということで、本計画が進められることのための努力をということでございます。なお、この事業費変更に伴う農家の方々の負担の計算を、先ほどご説明いたしましたが、あくまでも先ほどご説明しました前提での算術計算でございます。子細には、今後この受水計画に対する農家負担の軽減ということで、当然このためにわれわれも努力をしてまいりますし、当然国にも十分その辺の理解を賜りたいし、また議会の皆さんのご協力も得たいと、こういう意味でご答弁申し上げましたのでご了承願いたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　山本　勝君。

〔山本　勝君登壇〕

○山本　勝君　三重用水関係について、今後も農家負担の割合について改善するように、国の方へも働きかける、こういう言葉が出ましたので、その言葉を私は信用をして、農家負担の軽減になるように努めてもらいたい。

それからもう一つだけ、ちょっと苦言だけ呈しておきますが、排水問題の中で、四日市排水対策協議会、いま聞いてみますと執行者ばかりじゃないですか、これは。なぜ他の意見も聞こうとする協議会をつくらないのかということだけですね、意見を聞く機会をつくるようなそういう措置を望んでおきたい、こういうことだけ申し上げて終わります。

○議長（大谷喜正君）　本日は、この程度にとどめ、後の方は明日お願いすることにいたします。この際、坂倉助役から発言を求められておりますので、これを許します。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君）　本日新聞をにぎわしております伊坂ダムの漏水に関する件についてご報告を申し上げます。

伊坂ダムにつきましては、三重県企業庁の管理する工業用の貯水池でございまして、昭和四十一年十月から供用を

開始しております。それで、日量約十八万トンの工業用水を供給して今日に至っておるような状況でございますが、今回の問題でございますけれども、企業庁で詳細に調査したところ、形態につきましては、日常ダム管理基準に基づきまして漏水量、地下水の高さ、土圧、水圧、地震計、貯水量等の定期的計測を行っておりまして、この資料を解析して常に安全確保のため作業に当たっておりまして、この結果全く不安はないということでございます。

なお、今回問題になっておりますのは、ダムサイドの導水管でございますが、これは口径千七百八十ミリで、延長が約二百六十メーターのものでございます。構造は鉄筋コンクリートの構造物で、これは地山の、強固な地盤に位置して築造されておるわけでございますが、これも十分安全なものでございます。

なお、数年前から導水路が設置されております右岸の地山から漏水が見られ始めましたので、水量、水温、水質等について特に入念に調査をしてきましたが、その結果、原因として地山からの自然湧水もしくはトンネル下流部付近の施行ジョイントからの漏水が考えられたわけでございますが、水量的にも水質的にも何ら危険を伴う徴候が見受けられなかったものでございますので、今日までこれの解明ができなかったわけでございます。昨秋、これに隣接しまして山村ダムが満水になりまして、排水上伊坂ダムの水量を落としても余裕ができてまいりましたので、この機会に、本年二月一日よりダムを落水し、トンネル、先ほどの導水トンネルでございますが、トンネルの点検を三月の十一日から実施いたしました結果、導水トンネルの最下流部付近の施行ジョイントより漏水があったと思われる個所を発見したわけでございます。これにつきましては、漏水防止対策を講ずることになっておりますので、企業庁としても、市民の方に安心してもらいたいということでございます。なお、本市としましても、今後十分企業庁と連絡をとりまして、地元の方々へのご説明を含めて万全を期してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって、散会いたします。

午後五時十七分散会

昭和五十三年三月十七日

四日市市議会定例会会議録（第六号）

四日市市議会

○議　事　日　程　第六号

昭和五十三年三月十七日（金）　　午前十時開議

第　一　一般質問

第　二　議案第　三号　昭和五十三年度四日市市一般会計予算……議案質疑：委員会付託

第　三　議案第　四号　昭和五十三年度四日市市競輪事業特別会計予算　〃

第　四　議案第　五号　昭和五十三年度四日市市国民健康保険特別会計予算　〃

第　五　議案第　六号　昭和五十三年度四日市市と畜場食肉市場特別会計予算　〃

第　六　議案第　七号　昭和五十三年度四日市市営魚市場特別会計予算　〃

第　七　議案第　八号　昭和五十三年度四日市市公共下水道特別会計予算　〃

第　八　議案第　九号　昭和五十三年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算　〃

第　九　議案第一〇号　昭和五十三年度四日市市交通災害共済事業特別会計予算　〃

第一〇　議案第一一号　昭和五十三年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算　〃

第一一　議案第一二号　昭和五十三年度四日市市営駐車場特別会計予算　〃

第一二　議案第一三号　昭和五十三年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計予算　〃

第一三　議案第一四号　昭和五十三年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算　〃

第一四　議案第一五号　昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業会計予算　〃

第一五　議案第一六号　昭和五十三年度四日市市水道事業会計予算　〃

第一六　議案第一七号　昭和五十三年度四日市市農業共済事業会計予算　〃

第一七　議案第一八号　昭和五十三年度四日市市桜財産区予算……議案質疑：委員会付託
第一八　議案第一九号　四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……〃
第一九　議案第二〇号　四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……〃
第二〇　議案第二一号　四日市市職員定数条例の一部改正について……〃
第二一　議案第二二号　四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……〃
第二二　議案第二三号　四日市市職員給与条例の一部改正について……〃
第二三　議案第二四号　育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正について……〃
第二四　議案第二五号　四日市市税条例の一部改正について……〃
第二五　議案第二六号　四日市市立保育所条例の一部改正について……〃
第二六　議案第二七号　四日市市立養護施設条例の一部改正について……〃
第二七　議案第二八号　四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正について……〃
第二八　議案第二九号　四日市市営宮妻峡ヒュッテの設置及び管理に関する条例の制定について……〃
第二九　議案第三〇号　四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について……〃
第三〇　議案第三一号　四日市市霊園条例の一部改正について……〃
第三一　議案第三二号　四日市市斎場条例の一部改正について……〃

第三二　議案第三三号　四日市市農業共済条例の一部改正について……議案質疑：委員会付託
第三三　議案第三四号　四日市市公共下水道条例の一部改正について……〃
第三四　議案第三五号　四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について……〃
第三五　議案第三六号　四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正について……〃
第三六　議案第三七号　四日市市立幼稚園条例の一部改正について……〃
第三七　議案第三八号　四日市市立公民館条例の一部改正について……〃
第三八　議案第三九号　四日市市消防賞じゅつ金条例の一部改正について……〃
第三九　議案第四〇号　四日市市簡易水道条例の一部改正について……〃
第四〇　議案第四一号　農業共済事業事務費の賦課について……〃
第四一　議案第四二号　市道路線の認定について……〃
第四二　議案第四三号　市道路線の一部廃止について……〃
第四三　議案第四四号　住居表示に関する法律第三条第一項の規定により当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について……〃
第四四　議案第四五号　町の区域の変更について……〃
第四五　議案第四六号　字の区域の変更について……〃
第四六　議案第四七号　小学校施設の譲り受けについて……〃
第四七　議案第四八号　小学校施設の譲り受けについて……〃
第四八　議案第四九号　小学校施設の譲り受けについて……〃

第四九　議案第五〇号　小学校施設の譲り受けについて……議案質疑：委員会付託
第五〇　議案第五一号　中学校施設の譲り受けについて……〃
第五一　議案第五二号　中学校施設の譲り受けについて……〃
第五二　議案第五三号　昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算（第五号）……議案説明：質疑：委員会付託
第五三　議案第五四号　昭和五十二年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第四号）……〃
第五四　議案第五五号　昭和五十二年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第三号）……〃
第五五　議案第五六号　昭和五十二年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第二号）……〃
第五六　議案第五七号　昭和五十二年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第二号）……〃
第五七　議案第五八号　昭和五十二年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算……〃
第五八　議案第五九号　昭和五十二年度四日市市水道事業会計第二回補正予算……〃
第五九　議案第六〇号　四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について……〃
第六〇　議案第六一号　土地の取得について……〃
第六一　議案第六二号　土地の取得について……〃
第六二　議案第六三号　土地の取得について……〃
第六三　議案第六四号　土地の取得について……議案説明：質疑：委員会付託

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員（四十二名）

青山峯男	天春文雄	小井道夫	伊藤信一
岩田久雄	宇治田良市	小川四郎	大谷喜正
大森多喜三	加藤定男	金森正二	川口洋

喜多野等也	平野信行
訓覇茂男	福田香史
粉川次博	古市元一
小林次寛	堀川新兵衛
後藤長六	前川辰男
後藤寛次	増山英一
坂口正夫	松島良一
高井三次	森安吉一
高木勲介	山口信生
田中基	山路剛一
坪井妙子	山中忠一
出井博夫	山本勝三
中村信芳	小林喜夫
生川平蔵	高橋力三
野崎貞和	
野呂平元	
橋本増蔵	
長谷川鐸	

○欠席議員（二名）

○出席議事説明者

市長	加藤寛嗣

助役　三輪喜代司
助役　坂倉哲男
収入役　井平清三
市長公室長　阿南輝彦
総務部長　斎藤久美
財政部長　伊藤治郎
市民部長　矢田三郎
福祉部長　杉本芳治
産業部長　谷沢文男
環境部長　川合一郎
都市計画部長　杉本義広
建設部長　石井三夫
下水道部長　奥村仁人
副収入役　荒木三郎
教育委員長職務代理者　服部昌弘
教育長　山鹿静夫
次長　六田猶裕

病院事務長　薮田裕
水道事業管理者　村山了
技術部長　黒川薫

消防長　松村佳美
次長　岡本林衛

代表監査委員　吉田耕吉

○出席事務局職員

事務局長　佐々木晃精
議事課長　小坂靖
議事係長　板崎大之丞
主事　山口克彦
主事　金森伸夫

午前十時二分開議

○副議長（長谷川鐸元君）　これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十八名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第六号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

なお、教育委員長にかわって職務代理者の服部教育委員が出席いたしますので、ご了承願います。

日程第一　一般質問

○副議長（長谷川鐸元君）　日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

高木　勲君。

〔高木　勲君登壇〕

○高木　勲君　おはようございます。農村議員として、当面する課題を前提にいたしまして、農政について通告いたしました順に質問いたします。

人口と食糧問題についてでございますが、飢餓の時代がやってくるといわれております。有限の地球上に限りなく人口がふえ続けているからでございます。食糧自給率が世界の最低だといわれている日本の将来は、これでいいだろうかと疑問を抱かざるを得ないのであります。地球の上で毎秒四人の赤ちゃんが生まれておりますので、世界の人口は四十二億を突破いたしました。五十二年十二月二十九日国連統計局が発表いたしましたので、皆さんがご記憶にも残っていることと存じます。この計算でいきますと、世界の人口は毎年八千三百万人ふえるというのでありますが、この人口はベルギー、オランダ、スイスの全人口を合わせた人口に相応いたします。三十七年後には世界の人口は現在

の二倍、八十四億になり、二十五年以内には食糧生産を二倍にしない限り地球上では安心して暮らしていけないだろうと言われておるのであります。こうした人口の増加を考えてみますと、たとえどんな平和な国際協調時代になりましても、日本の食糧状態が今日のような状態であってよいかどうかははなはだ疑問であります。

振り返って四日市の実情をながめましたときに、四日市は商工業を中心としてまいりました都市でございますから、四日市にりっぱな農業政策があるとは思いませんが、このままであってよいとはだれしも考えていないのでありましょう。今国会でも、皆さんもご存知の米作転換問題を中心にいろいろ農政が論議され、国民からは国に一貫した農政のないことが指摘されております。四日市に一貫した農政のないのも当然であります。外形的な四日市の農業の移り変わりを簡単に申し上げますと、耕地は四十年に六千三百五十九ヘクタールありましたが、四十五年に五千九百十六ヘクタール、五十年に五千八十ヘクタールと減りました。またこの仕事に携わっている人にも四十年には九千二百戸ありましたのが四十五年には八千七百戸、五十年には七千九百戸になりました。専業農家も四十年には千百十戸ありましたのが四十五年には四百五十七戸、五十年には三百八十戸とわずかな数になってしまいました。金にならない農業から人々はどんどん離れていきます。離れていくというよりも離れざるを得ないのであります。私は、こうした現実を背景にしながら、四日市の農業がどうあるべきかということについて、若干お尋ねしたいのであります。

三重用水について、昨日山本議員から詳しい質問がありましたけれども、この用水事業は市にも大きな負担になり、農家にも担い切れない負担を生ずるおそれがありますので、重複する点もあるかもわかりませんが、視点を変えてお尋ねいたしたいと思います。

この用水は、昭和二十六年ごろから調査が始まったのでございますが、二十七年間たったいまでもまだもたもたした状況であります。私たちは会派で四日市の農政について勉強いたしましたところ、この農業の基本となる三重用水

が問題の焦点となりました。そして、二月六日現地視察や事務所を訪れて説明を聞きました。県地区の工事現場を見ましたが、そのとき埋設した水管が一メートル六万円かかると言っておりました。この用水を設け、関係者に説明し、協力を求めていたころは総事業費百二億円に計算されておりましたが、物価の上昇につれ、現在では三百九十四億円かかるということでありました。この用水もトン三円になるということで、この用水の導入を反対する声もだんだん大きく出てまいります。農業のかんがい用の専用として初めは計画されたのでありますが、長い年月の間に経済事情もすっかり変わり、この用水も今日では農業用、工業用、上水用とその使用目的も多目的にならざるを得なかったのであります。しかし、どんなに多目的になりましても、今日の工業事情はこの用水を導入するほどの経済状況でもありません。上水道用として使用することになりますと、トン五百円以上になりかねない高価な水ではとても使用できないでしょう。農業用水として反対があり、工業用としても使用できず、上水としてもなおさらということになりますとこの三重用水を生かす道は全くございません。市長は、三重用水土地改良区の理事長という役職を持っていらっしゃるのですが、こんな状態をどう切り開いていかれるお考えでしょうか、道があったらお聞かせ願いたいと思います。

私が、改めて申し上げるまでもなく、この三重用水は農業政策を遂行しその経営を安定させるためのものでありまして、農政を離れて成立するものではございません。したがって四日市におきましても、四日市の農業がどうあるべきかを論じ、その後で農業用水が必要となり、三重用水の問題に入るべきが筋であったのが、いつの間にか農政がメロン、トマトの後からついていくという結果になった四日市の農政の実情がどうだろうかと思われます。水資源公団事務所で聞いた三重用水事業における昭和五十三年度までの事業進歩率は約四〇％でございます。事業費は、昨日も部長からご説明がありましたが、八〇％を超えると説明を受け、あと五、六年では完成できない感じを受けました。

総事業費は現在のところ三百九十四億円でございますが、農水三市八町のうち四日市の負担分は明確ではございませんが、国営分、県営分の負担割りは昨日部長の説明を受けたとおりでございます。事業の完成後二年据え置き、十五カ年償還というその支払い方法を受けておりますが、国債六・五％の利子負担と年々の単価増を考えますれば、この額は先日来代表者また一般質問の中で問題になっております起債総額に匹敵する額でございます。三重用水事業を農政の柱とするために、農林省に自主方針変更する等陳情される考えがあるかお尋ねいたしたいと思います。小中都市の近郊農業のむずかしさはよくわかりますが、むずかしいといって成り行きに任せるべきものでもございません。幸い昨年十月市長の諮問機関として、地域農政推進委員会が結成されたということを聞きましたが、おくればせでございますが大変いいことだと思って期待しているのでございます。結成の趣旨、内容、行政面での位置づけなどについてご説明いただければありがたいと思います。

次に農村総合整備計画についてお伺いいたします。

五十二年度事業として県地区に四日市市として画期的な農村集落排水環境整備事業が行われております。簡単に申し上げますと、汚水処理で市街地の公共下水道にかわるべきものでございます。この事業が県地区の江村、北野、黒田の三地区で行われますが、総工費一億九千百万円であります。加藤市政のすぐれた一つとして高く評価され、関係者から大きく関心の持たれている事業であります。しかし、今回のこの事業は農村総合整備計画のほんの一部でありまして、私は議員当選以来、この計画に基づく四日市の政策を立案して農林省の総合モデル事業としての指定をしてほしいということを要請してまいりました。岩野前市長にこの説明をし、三雲村の話をいたしましたら、そんな計画は初めてだという回答が返ったのも記憶に新しいのでございます。この指定を受けますと七〇％は国の補助でいろいろな施設もできるというものであります。すでに四十九年度は桑名郡木曽岬村が、五十年度には鈴鹿市が指定を受け

ております。菰野町では五十二年度を初年度といたしまして総事業費十二億五千万円、この事業によって菰野町は八カ所に農村公園、農道、集落道の拡幅や雨水を主とした排水路などが整備されております。この制度は必ずしも満足すべき制度ではございません。しかし、第一期昭和五十一年までに全国四百三十カ所、第二期昭和五十二年から五カ年計画四百五十市町村に引き続き実施されることになっております。農村に生き、農村の生活を楽しみそして農産に精いっぱい努力を続けている農村の人たちのための基盤づくりであり、この事業を支える一つの柱ともなるのではなかろうかと、私は大きく期待しているからであります。市長のお考えをお伺いいたします。

第三番目に生産と学校教育についてお伺いいたしたいと思います。

金にならない農業に魅力がないので、どの家庭でも後継者がなくなってしまいます。初めにも申し上げましたように、四十年代に千百十戸あったものが五十年には三百八十戸と三分の一になってしまいました。それには日本の農業のあり方を大きく転換しなくてはならぬのでしょうが、日本の教育にも一つの責任があるからでなかろうかと思われます。四日市の常磐中学で昨年の秋、大根を育てその収獲があったことが新聞に出ておりました。この中学は理科教育に熱心で、いろいろな活動をしているということを聞いております。戦前はどの学校にも実習田や畑があって、稲を植えたり刈り取ったり、イモをさしたり取ったりいたしましたが、子供たちははだしでたんぼに入ったり畑をいじったりいたしました。ところが、今日ではどの子供も運動ぐつをはいておりますので、土に触れ合う機会もございません。自然を愛するということはまず土いじりからでございます。いまはどの学校を見ましても土いじりする場所もございません。それほど余裕のない学校づくりでございます。土に触れる機会も少ないので精神異常に近い子供がどんどんふえてきます。自然愛好の心を養うためにも、そして植物を育てて大切にすることを知るためにも、今日の教育の中にそれを取り入れることを考える余地はないものだろうかと思うのであります。農協と協力して学校の教育の一環として、また教育者はもっと積極的に働きかけてもよいのではなかろうかと考えるのであります。稲作転換の指示のある今日、教育としても、農業後継者づくりとしてもお考えいただきたいと思いますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、水田利用再編対策についてお伺いいたしたいと思います。

米の消費は減少し、生産は機械化と技術向上によって収量はだんだん増加しております。米の過剰は五十二年度三百六十万トンとなり、稲作転換対策として集落ぐるみの計画的な生産抑制のため実施されます。この対策に対して、行政指導の名のもとに地方自治体に転嫁された苦しい現状でございます。転作目標面積の確保と政府買い入れ限度数量の割り当てと、両者相反する農政に加えて転作面積の未達成分は翌年に上積みする罰則に対し、近郊農業育成とともに四日市市としてどのように指導していかれるのかお伺いいたしたいと思います。

米の買い入れ食管制度のときは、農協組織の協力を得て実施されてきました。米の売渡限度数量の決定と転作指導の減反は、地方自治体・四日市市でございますが、推進母体を組織しなければならない現状であります。食管制度が過去のものかそれは別といたしましても、転作が行政指導で成し遂げなければならない大事業であります。そこで、麦の転作加算についてお伺いします。麦のみなし転作の場合、急を要して県の指導のときは集団化が指導されず播種時期の関係もございました。計画的に集団化されておりません。そこで、この対策において麦の計画加算に転作対策として妥当であると市町村長が認定し、定着が期待できるものは計画加算される要件とうたわれておりますが、四日市市として計画加算の方法についてお伺いいたしたいと思います。また四日市の五十二年度、五十三年度における作物別奨励金は、どれほどになるのかお伺いをいたします。

水田利用再編対策について、農政の柱となるような事業または構想が計画されるのかお尋ねいたしたいと思います。

生産調整は、昭和四十四年から稲作転換対策、五十一年度から水田総合利用対策と続けられ、それでも達成されなかったので五十二年度から水田利用再編対策と、三年間に計画目標を達成すべき米減らし行政指導、すなわち米志向から地域中心の複合経営志向への徹底した政策と、管理転作によって米減らしをしなければなりません。食管制度も疑わしい現状ではありますが、政府の行政指導の基本政策を完遂できるよう努力されております事業として何が適当かは別といたしまして、二、三例を挙げたいと思います。

ある県では友補償して、自衛手段により転作を図っており、四日市の一部でも農業を育てていくために町単位にて友補償をして麦みなし転作などをやっております。集団転作の有効利用、産地づくり等行政指導も多岐にわたりまして困難でございます。指針も農家の自覚に頼らざるを得ないでしょうが、特に北勢公設地方卸売市場の供給にあわせる蔬菜の産地づくり、冷凍倉庫、また転作での麦の共同乾燥施設、また花卉の団地づくり、特に三重サッキ等県が五百町歩の計画を持っております。こういうものを実現していただきたいと思いますが、次期総合計画の五カ年計画と第三次構造改善事業等審議されまして、転作の指針となるよう要望したいと思います。

第一回の質問を終わりたいと思います。

○副議長（長谷川鐸元君）　産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君）　ただいまの高木議員のご質問に市長あるいは改良区の理事長というご指定でございましたが、かわりまして答弁させていただきますのでご了承賜りたいと思います。

まず第一点の三重用水事業につきましては、昨日山本議員にお答え申し上げましたとおりでございまして、またご指摘のとおり農業生産の安定成長を図ることは農政の重要な課題になっておりまして、このためにも生産基盤の整備は必要欠くことができないものであります。これがため、ご存じのように本市の農業地帯の水田というのは既存の河川、ため池等の水資源に依存しておりますが、事干ばつになりますといずれも水量が乏しく、恒久的に安定した水資源の確保は強く望まれるところでありまして、この重要な使命を持ちます三重用水事業につきましては、一日も早くその完成が望まれるところでございます。しかし、なにぶんにもご指摘のとおり建設費がかさみます。この点につきましても、昨日もお答え申し上げましたように、現在の試算でいきましても市は約年間二億三千万円以上を負担しなければなりませんし、農家の方々も十アール当たり年間で千三百八十五円の負担ということで、市及び農家の負担というものはきわめて高額になってまいりますので、一日も早く所期の目的を達成することはもちろんでございますけれども、ご指摘のように国営及び県営事業の国、県の負担については高率補助をお願いいたしまして、地元の負担の軽減に努力してまいりたいと存じております。

次に、ご質問の地域農政推進委員会でございますが、これは市長の諮問機関ではなくして、ご存じのように五十二年度から国の目玉商品として全国の二千五百の市町村の農業振興地域を対象に、三カ年継続事業で進められます地域農政特別対策事業の推進を図る機関でございます。この事業は農業に取り組む方々の創意と自主性とによって地域農政を振興することで、具体的には農用地などの確保と有効利用、あるいは担い手の育成確保ということを図ろうとするものであります。したがって本事業の円滑な推進を図るために昨年の十月七日に四日市市地域農政推進協議会を設けまして、その下部組織として市内二十の各地域に地域農政推進委員会を設置していただいたわけでございます。その構成メンバーでございますが、関係地区の農業委員の方々あるいは農業役員、集落の農家代表の方々でございまし

て、集落内で現在問題となっております事項を検討いたしまして、地域農政特別対策事業の推進を図ってまいるための組織でございますので、ご了承賜りたいと思います。

次にご質問の農村総合整備計画、通称総合モデル事業と言っておりますが、ご承知のようにこの事業は農村の生産基盤と生活環境を一体的総合的に整備する事業でございまして、実施の手順といたしましては国土庁が実施市町村を指定いたしまして、農村総合整備計画の作成を指導いたします。なお、農林省がこれについて事業を進めることになります。この事業は、ご指摘のように道路、河川、上下水道、公園、その他公共施設などの公共的投資とも密接な関係を持っておりまして、その地域における生活環境の総合的な整備計画との調整が必要となってまいります。本事業はきわめて有効な事業と考えますし、したがって市といたしましては本趣旨に近い事業といたしまして、昨年五十二年度から集落排水処理事業、ミニ総パと言っておりますが、に着手しておる次第でございますので、まず現在実施中のこの事業の完成に努力してまいりたいと存じますのでご了解を賜りたいと存じます。

次に水田利用の再編成、すなわち減反についてでございますけれども、このご質問に対しましては先日来、市長が各議員のご質問にお答え申し上げておるとおりでございまして、現状の農業を取り巻く現況はきわめて厳しいものがございます。しかし、食管会計を維持して米価の安定を図ることによって、農家経済の安定と国民の総合的食糧確保を踏まえるという国の線に沿いまして、自治体としても補完的な役割を果たす必要があろうかと考えております。転作につきましては円滑な転作と定着化を図るために地域ぐるみの計画転作を積極的に推進することによって、地域ごとに水田利用再編成計画を樹立しまして、計画転作を進めてまいりたいと存じます。したがいまして本市におきましても、需要の動向に即した重点作物であります麦、大豆、飼料作物を主体に推進してまいりますが、そのほかご指摘のように植木、花卉の推進を図るほか、内部地域を中心とした野菜の産地育成を図ってまいりたいと考えておりますし、

また四日市農業の再編成を進めるためにも市農業委員会あるいは農協等関係機関で構成しております四日市市農業生産推進協議会を中心に対策を進めてまいりたいと存じますので、ご了承賜りたいと思います。

次にご質問の麦の転作加算でございますが、この転作加算につきましては、その地域ごとに水田利用の再編成計画を樹立しまして、市長の認定を受け、これに従って計画転作をした場合に奨励金が交付されることになっておるわけでございます。その地域全体としての計画転作面積が配分された目標面積をまず下回らないこと、また転作面積の二分の一以上が地縁的な団地に集団化して、さらにその一団地の大きさは一ヘクタール以上となっていることが条件になりますが、市といたしましても今後できるだけこういう計画転作を進めてまいりたいと思いますのでご協力を賜りたいと思います。

次に、四日市市における奨励金のご質問でございますが、これは農業共済の基準収量によって県が指示するものでございます。五十三年度分についてはまだ現在は未定でございますが、五十二年度については作物別にそれぞれ全国平均の奨励金に比べて、四日市は十アール当たり約六千円程度低い金額となっております。このことは、基準となっております十アール当たりの収量、これが全国平均では大体四百五十キログラムでございますが、本市の場合は三百六十キログラムとこういうことで基準収量によって決められるということでございますので、ご了承賜りたいと思います。以上でございます。

○副議長（長谷川鐸元君）　教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君）　農政の立場から、学校教育に土に親しみます勤労教育をもっと大幅に取り入れてはどうかというご意見でございますが、これにつきましては勤労教育の非常に重要なことは今さら言うまでもないことでござ

いまして、現在の小中学校の学校教育の中でも強調されております。しかし、現実は現在の子どもたちが体を動かして働くというのは、まあ花壇づくりその他はございますが、少ないのがこれが現実の姿でございます。今度改定されました学習指導要領によりますというと、いわゆるゆとりの時間、学校の裁量に任された時間に、特に勤労にかかわります体験的な学習を大いにやりなさいということが強調してございます。たとえばクラブ活動として生産的な活動に従事するとか、あるいは勤労生産的な行事にその時間を使うことが望ましいということが強調されております。ご指摘のとおり確かに児童・生徒が土に親しみ額に汗して働くということは、これは教室ではとうてい得られない大きなものが学び取られるわけでございますので、地域や学校の状態に応じまして、できればご指摘のような土に親しみます勤労教育を広げていくという点については私も同感でございますので、そういう面を踏まえて今後指導をしていきたいとそう考えております。以上でございます。

○副議長（長谷川鐸元君）　市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　第一点の食糧問題についてお答えを申し上げます。

現在、日本の農業の現状というのは、農地法なり食管法なりというような法律によって規制をされる面が非常にたくさんございますので、国全体の農政というものから四日市市自体が飛び離れて何か特別な農業政策を持つということは、非常に困難ではないだろうかというふうに思っておりますが、しかし長い目で見まして、四日市の町づくりの上で農業主体というものがどうなきゃいかぬかと、あるいは農家人口がどうあるべきかというようなことについては、やはり一つの目標を持って進めてまいらねばならないかというふうに思いますので、次期総合計画の中で十分この点を関係者の方々のご意見をちょうだいしながら確立をしてまいらねばならないかというふうに考えておる次第でござ

います。特に、先ほどご指摘のありましたようにメロンやトマトの後を、四日市の農政がついていくということでございますが、私は、やはり農家の方々の創意をできるだけ開発をしていただくと、そして主産地を創設してそれを育成していくということが、一番地方自治体にあった農業政策のあり方ではないかというふうに考えておりますし、そのことによって特色のある農業というものをつくり上げていくことができるんではないだろうかというふうに考えておる次第でございます。全体から申せば、四日市の人口と四日市で生産をされる食糧等では、人口全体を賄うだけの食糧が今日の四日市では生産できないという実態でございますが、そういった中でも農家の方々が農家所得によって生活を確立していくことができるような方向で努力をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございますので、総合計画を編成する際にもいろいろとご意見をちょうだいいたしたいというふうに思う次第でございます。以上です。

○副議長（長谷川鐸元君）　高木　勲君。

〔高木　勲君登壇〕

○高木　勲君　答弁ありがとうございました。

まず三重用水事業について再質問したいと思いますが、三重用水事業は、国営土地改良事業として水資源公団が実施し、施行しております。国営か公団かは別といたしましても、ここで公団は農家より負担金を徴集することに注目したいと思います。そこで第一点、中里ダムほか調整池、幹線水路等公団施行分は国費負担としていただきたい、また第二点県営分支線用水路等についても農家負担に限度がありますので、県にて受水分の助成をされるよう、以上二点について関係当局に要望すべきであります。宮川用水についても県費について農家負担が一定限度までと認められまして、適切な措置がとられております。四日市市の負担増は市民の負担になり、また農家負担も莫大なものになります。また員弁の中里ダム、福王山の宮川調整池、菰野の調整池、鈴鹿には加佐登調整池等記念すべき施設がござい

ます。多目的とはいえ農水七〇％の利用を考えるときに、四日市市として事業にふさわしい施設なり、市民につながりのある公園施設も考えていただきたいと思います。農林省に自主方針変更を要請するし、農業振興につながる施設も四日市市につくっていただきたいと思います。市長の答弁をお願いいたしたいと思います。

次に、農村総合整備計画の四日市は何年にしていただくのか、これにつきまして水戸市においても遊休農地流動化対策事業とか、農業集会所を年々一千万円、二千万円をもって各農村集落に実施しております。また、地域センターを各地で農村部つくられる場合に、こういう計画をされましたら七〇％、またそれに一五％の県費がつくと思いますので、市民部長あるいは企画調整課もよく調整されまして、この地区指定をぜひ何年度にやっていただくかご返答をお願いしたいと思います。

関連といたしまして、県地区にて三月四日清風会全員参加していただきまして、地区の方々と懇談会をもちましたが、その中で農政についていろいろ質問がありました。特に後継者の意見を承って、幅広い活動の現況を耳にし、渡米された研修生あるいは四日市農業高校の卒業生等、全国的に幅広い活動をされておりますが、せめて要望の一つとして研修所の場所を考えてほしいと、そのことにつきまして第二次構造改善事業に取り上げていただいております農業研究指導所について、後継者の育成の上でも十分農業者の団体の意思を尊重し、また後継者育成のためにも農政指導のできる施設としていただくよう産業部長のお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（長谷川鐸元君）　市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　経費負担の件につきまして、水源施設あるいは幹線水路等についての負担割合、この点につきましては、土地改良組合の理事長といたしまして組合の方々ともご相談申し上げまして、強力に国の方に働きかけ

をしてまいりたいと思います。それから県営分については同じことでございますが、同時に県の方に陳情をいたしたいというふうに思っております。それからさらに渓流取水に関しまして、ファームポンド予定しておりますので、関係者のご協力を得ながら周辺を公園化する等につきましても、国、県に対しまして強力に働きかけてまいりたいと思っております。

○副議長（長谷川鐸元君）　産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君）　まず第一点の農業研究所の施設整備にお答えをさしていただきます。

農業研究指導所の施設につきましては、ご承知のように五十一年に四日市の農政審議会に諮問をいたしまして、そのご答申として農業振興のための施設であり、農業者の指導と後継者育成を基本とし、一方、一般市民の利用参加を図る意図のもとに整備拡充すべきであるというご答申、ご意見を賜っております。したがいまして、近代的な活力のある農業振興の指導と研修の場といたしまして整備を進めてまいる所存でございますが、現段階におきましては植木生産組合の方々とか、温室組合の方々、青少年クラブ、青年農業経営者の方々等、始終ご意見を賜りながら調整をしておる次第でございまして、できれば現在進行中の第二次構造改善事業の中で国の補助を得まして、建設をする方向で考えてまいりたいと存じておりますのでご理解を賜りたいと思います。

なお、モデル事業につきましては、先ほどご答弁を申し上げましたごとく、現在のミニ総パ事業を一日も早く完成をしてまいりたいと、これに全力を尽くしてまいりますのでご理解を賜りたいと思います。以上です。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○副議長（長谷川鐸元君）　粉川　茂君。

〔粉川　茂君登壇〕

○粉川　茂君　高木議員の質問に関連して、三重用水問題についてお尋ねいたします。

昨日の山本議員の質問、またただいまの高木議員の質問に答えて谷沢部長は、三重用水事業完成後二年おいて現在の計算で二億三千万円ずつ毎年市が負担していかねばならぬというご答弁がありました。しかし、高木議員の質問を聞いておりますと、三重用水事業は市の考えているような安易なことでは済まされないような気がいたします。したがいまして、市の財政が年々硬直化しておる中で、こんな大きな事業費を市が負担できるであろうかという不安を感じるのでございます。この点について財政部長か三輪助役のご見解をお伺いいたします。

○副議長（長谷川鐸元君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　財政問題につきましては、本議会におきまして市長あるいは財政部長よりいろいろとご答弁申し上げておりますとおり、これから先の見通しというものは非常にむずかしい時代に到来してくると思います。したがいまして、私どもといたしましては、二億五千万というものを負担していかなければならないということはこれは非常に困難な問題だと、だからいま市長が申し上げましたように、県並びに国にも陳情するとおっしゃってみえますので、そういう中で負担の軽減をしてもらいながら四日市市の今後の財政力に耐え得るような方向づけをしてまいりたい、その中で負担をしていくということでございまして、その点ご理解いただきたい。

○副議長（長谷川鐸元君）　暫時休憩いたします。

午前十時五十二分休憩

午前十一時三分再開

○副議長（長谷川鐸元君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君　通告に従いまして質問いたします。

第一に、総合計画の進捗度につきましては、前日までに各議員諸氏への答弁の中から十分理解をさせていただきましたし、残務につきましては新総合計画に組み入れていかれるとのことですので、了とさせていただきます。その中でただ教育文化の面で、総合文化会館、青少年野外活動の屋内運動場、武道館建設について取り残されておるわけなんですが、中でも武道館についてちょっとお尋ねしたいと思います。県が主体性を持って建設されることになっておりました武道館について、四日市、伊勢、津の各市が誘致すべく立候補したのでありますが、その時点において津市に決定をみたのであります。その後津市においては県、津、財団法人船舶振興会、その他武道諸団体の寄付をもって財団法人を設立し、建設しようとしたのであります。しかしお聞きするところによりますと、昨年十二月船舶振興会の法律改正が行われまして、開催地への補助ができなくなりその財団構想が暗礁に乗り上げているようにお聞きするのであります。今後、津市の出方が注目されるところでありますが、白紙に戻すということにでもなればもう一度四日市市として、県の方へ積極的に働きかけていかれるということはないものかどうかお尋ねしておきたいと思います。現在、中学校の間で剣道部がなくなってきたり、柔道部がなくなってくるという、武道が数少なくなってきております。そして四日市市内において少年剣士が早くも五百名というたくさんの剣士がふえてまいりました。また市教育委員会におきましても、六月十一日に第一回の四日市少年剣道大会を開こうじゃないかという機運もまいっており

ます。そんな中でモラル不足の問われている今日こそこういった武道の見直しということもあって、ぜひ実現していただきたい計画であり、積極的に乗り出していただきたいと思うものであります。

さて、新総合計画につきましてもたくさんの質問がありましたが、計画策定に当たっての態度づくりと申しましょうか、基本的なことについてお尋ねさせていただきます。

先日来、理事者側の答弁には住民参加、市民参加についてよくお言葉が出てくるわけでございますが、果たして皆さん方は住民参加とか市民参加というものについて、どのように考えておられるのかをもう一度ここでただしておきたいと思います。市長自身は対話と調和という非常に音調の語音のいい言葉で述べられておられますけれども、その辺がまだまだ代表質問、一般質問を通じて、私ども理解しにくいような点がある、そういう気がするのでございます。

その次に市政懇話会についてでございますが、この懇話会につきましても、前川議員から始まってきのうの小川議員に至るまで、たくさんの方が批判と言われるような言葉でもって理事者側に当たっておられます。しかし、十分い団体なんだからと確信を持って答弁されておられます。その団体は団体として、皆さん方が認めておられる懇話会でありますし、いいといたしましてもほかにもう少しレベルを違った意味から模索されて、市民段階いわゆるたくさんお座りいただいているような市営住宅関係の団体の方から出ていただくとか、また民謡を習っている人たちの中から出ていただくとかいう、自分らの地域について本当に自分らの幸せについて考えているような団体の人たちから選出していくということが、もうひとつ考えてしかるべき、ぼくは市民会議のような市民委員会のようなものをつくっていただくということができないものだろうかという気がするわけでございます。あのメンバーの中にたくさんの委員会に入っておられる方がありまして、市政の将来について基本計画だけを考えているような人たちというのは少ないと思います。仕事が忙しい人もいるだろうし、四日市の審議会にたくさん入りきっているという方もあります。ま

た四日市在住でない方も入っておられる。そういう個々のメンバーについてとやかく申しにくい段階でございますけれども、ご検討いただきたいと考えるわけでございます。やはり、新しい長期計画をたてて四日市をよくしていこうとするからには、計画をする人たちがその熱意を持ってやるのが十分考えられるわけですけれども、そのリーダーとして考えられるべき、まあ企画調整を行っていくヘッドであります公室長にいたしましても市外の方でございますし、また、われわれ若い議員の子供たちを将来豊かに育てていく子供の教育を担当する教育長も市外の人であります。そういったことを考えますとやはり四日市の人が四日市を考え、四日市をつくっていくために熱意あるそういう委員会なり各種審議会に入っていくのが非常に望ましいんじゃないかと考えるわけでございます。あのメンバーを総括いたしますと、いままでの古い四日市を語り合う会というような、茶飲み会議のような気がしてならないというのが私の考えでございます。ご同席いただいている議員の中にも、そういう感を免れないと感じられておられる方も多いと思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

それから公室長の答弁の中で、市政懇話会をやりそういったことで計画を立てていく金額が五百七十万円ということでご提示いただいておりますが、その中身というものをもう一度ご説明をいただきたいと思います。なおかつ、企画調整課という目新しい課をつくられたわけですけれども、やはりもう少し大きく四日市の将来を考えていくならば、企画局か企画部ぐらいにしていただいて、もう少しいい人材を登用し、積極的な市政、将来ある四日市をつくっていただくということは考えられないだろうかということも感じるわけでございます。

それから理事者の答弁の中に、もう一つ将来の基本計画を進めていく中にボランティアというものを非常に大きく重視されている。それから老人福祉の問題につきましても、いろんな面でボランティアというのが脚光を浴びているわけなんですが、いま津市におきまして、昭和五十一年八月一日子供会がハイキングを実施した際に、昼食後の水遊

びということで一人の子が亡くなりました。そしてその付き添いであった育成者の方が、そのお子様の両親の皆さんから訴訟をされているということが起こっております。われわれもカンパ活動をやっているわけなんですが、これはボランティアという非常にいい音調に聞こえる言葉でありますけれども、子供会をはじめこの子供の将来、総合計画の中に入っていくでありましょう福祉とかいろんな面において出てくるボランティアの実施計画上において、非常に大きな問題となってくるわけなんですが、こういう点についてどういうふうにお考えになっているかお尋ねしておきたいと思います。

続きまして工業高校の移転に関して質問させていただきます。

先般、県議会がございまして、その中で県会の答弁の中で羽津地区であるということで答弁をされておられるんですが、その羽津地区に答弁をされるからには県としてのかなりの話し合いがあったんではないかという気がするわけでございます。しかし、いままでの都市計画部長の答弁をお聞きしている限りそういうものはないんだと、やはり茂福付近で用意してほしいという学校側の要求があるということであります。しかしあいった、県会で羽津地区ということが出る限りには前々回の議会それから前回の議会にも出ておりますように、この工業高校の問題が非常に大きな問題になって、われわれが質問するときに議会とかそういう皆さんのご意見を問うてというご答弁をいただいていながら、あっちではぱんと羽津地区というのが挙がってくるというところを思いますと、意思の疎通というのが全くないんではないかという気がするわけであります。そうしますと、きのうまでお聞きしております工業高校の答弁についてかなりわれわれは不信の念を抱かざるを得ないという気がするわけであります。その辺についてもう少し詳しくお聞きしたいと思います。それから二、三カ所提示したけれども、たとえば石原産業、東洋紡のあの塩浜の方でございますけれども、そういったところの二、三カ所がなぜ条件として悪いんだというとこら辺の具体的なものを少

少お聞きしたいと思います。それからもしいま県で出ているような羽津地区というように、軽はずみに出た言葉としてあるならば、茂福の土地がものすごく値上がりしているんですね。前回茂福に決めたということで茂福に買いに入ったもんですから、あの辺の土地が値上がりしているということですので、そういったことでまた羽津が値上がりすると、だから羽津から茂福にかけては全然開発されていかないと、値が高く高くなりすぎてということがありますので、その辺を十分気をつけて意思の疎通をはっきりさせながら進めていっていただかなければならないという気がするわけであります。

たくさんの皆さんが、私が通告をいたしましたことについて、ご質問されておられますので、最後にこれだけは絶対皆さん方に質問ないだろうということで予定させていただきました中国の都市提携について、質問させていただきます。

日中国交回復後五周年が過ぎ、幸いに今日日中平和友好条約の締結の兆しが見えてまいりました。市長も前回の議会におきまして、後藤議員の質問に非常に前向きに、貿易を通じて、港を通じて中国とのいろいろな交渉が進むならばいいことだというふうに述べておられますし、今回の議会におきましてもそういった貿易面を通じて、港を通じてということが強調されておられるような気がいたします。しかし、いま申しました日中平和友交条約が見えておりますけれども、私ども市民にとっても、議会にとっても、また四日市にとってもそういった平和条約を早急に進めていくために、相互理解を深めていったらもっと深められるだろうという気がいたします。四日市の青年会議所が十月に日中友好ということで、中国へ行かれるということもお聞きしております。青年の経済界からも中国へ行こうという機運、そしてご承知のとおり三重県におきましては亡くなられました川崎秀二さんを筆頭として、三重県は日本の中で非常に先行した中国との関係を持っている県だということも理解できるわけでありますし、なおかつ日中友好議連

ということは日本中の都市の中で、県の中でそういうものを結んでいるのも三重県だけだということを私も理解しております。なおかつ、私ども政策研究会の三人中二人のメンバーが、新しい中国を見て学んできてすばらしいと、また訓覇議員にありましては十年前に行かれ、今度の中国を見られて十分理解されている段階であります。ですから通告いたしましたように中国との都市提携、そこでもう一度出てまいります公室長の大連なんかは候補として挙げさしていただきたいと思いますんですがいかがでしょうか。

第一回の質問を終わります。

○副議長（長谷川鐸元君）　市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　お答えをいたします。私の答えから漏れた点は、それぞれ担当の方からお答えをさしていただきますが、まず総合計画の進め方の問題でございます。

新たに市民会議というご提案があったわけでございますが、ただこういう会議会議が非常にたくさん重なってしまうと、議論が多くて船が山へ登ってしまうようなことになったんでは大変困るというふうに思っております。ただ、私は市民の方々のご意見を吸収させていただく方法は、いろいろな方法があるんだというふうに思っております。したがって、市政懇話会では各界各層の代表の方々にご参加をいただいて、そこで将来の四日市の町づくりについての自由な発想によるご討議をお願いいたし、その中から私ども理事者の方が責任を持って総合計画の素案をまとめていこうといたしておるわけでございますが、元来、市政を進めていく上において私どものあり方というのはいまさら申し上げるまでもないわけでございますが、市民の方々のご意見を十分そしゃくするという必要があろうかと思います。ただ生のまま吸収するだけでは消化不良を起こす、私はそしゃくをする必要がある。そこで市政モニターの方々のご

意見なりあるいは若い方々の論文なり、あるいは私どもがそれぞれの地域社会に出て、そこで地域社会の方々とお話し合いをさせていただく、その中からいろいろな市政に関するご意見をちょうだいいたしまして、それをそしゃくして一つのものにまとめあげていくのが私どもの仕事ではないかというふうに考えておりますので、ただ市政懇話会だけが私はこの総合計画をまとめる上においての市民の参加の場であるというふうには考えてないんでございまして、あらゆる機会を通じましてそういう努力をしてまいるということを申し上げておきたいと思います。

それから現在の企画、市長公室のあり方についてのご意見が出ておりますけれども、私は、現在企画調整課に配属をされております方々はそれぞれ市役所の職員として、私は一人前の方々ばかりだというふうに考えて、信頼をいたしておりますので、その点どうぞまたご支援を賜りたいというふうに思う次第でございます。

それから最後の中国問題でございますが、私はどういう形で都市提携を進めていったらよろしいかということについて詳細承知をいたしておりません。確かに中国との間の貿易を盛んにする、四日市をその窓口にしてほしいという申し入れを国貿促を通じて中国の方にいたしておりますことはご承知のとおりでございますので、今後、港湾都市提携を図ってまいるとか、そういうような努力を国貿促を通じてさしていただきたいというふうに思っておる次第でございますので、皆さんのご支援をいただきたいというふうに思う次第でございます。以上でございます。

○副議長（長谷川鐸元君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　第一点の武道館の問題、市長の答弁に補足してお答えさしていただきます。

武道館につきましては、総合計画の中に入れてございましたが、種々の事情でこれがまだ未着手でございます。ただいまご質問の中にもございましたように、津市でのそのような問題があるかどうか、われわれまだ調査いたしてお

りませんので、これにつきましては十分調査いたしまして、四日市市へ持ってくることができればこれは幸いでございます。したがいましてその方向で進めさせていただくようにいたしたいと思います。

次にボランティアの問題でございますが、これは現在検察庁の方で起訴をされておるということは私ども新聞紙上で承知しておるのでございます。非常に遺憾であろうかと思いますが、ただ捜査あるいはもうすでに裁判所の方にいっております。非常に遺憾ではございますが、この問題につきましてわれわれ行政の立場でいろいろと意見を申し述べることだけは差し控えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（長谷川鐸元君）　都市計画部長。

〔都市計画部長（杉本義広君）登壇〕

○都市計画部長（杉本義広君）　工業高校につきましてお答えいたします。

いままで二、三カ所の候補地を机上的に検討いたしまして、県に持ち込んでいたわけなんでございますが、いずれも定時制の高校を抱えておるということでございまして、通学距離、時間の問題、それから学校の環境の問題というようなことで、結果的にはだめだということでございました。それから県教育長が議会の方で羽津地区という答弁をしておるということであるわけなんでございますが、移転先につきまして県、市はその後かなり回数をもって接触をしてきたということは事実でございます。いずれにしましても学校当局は前回の候補地の周辺という意志が固うございまして、前回候補地の周辺となりますと場所は非常に限られてくるわけなんでございまして、周辺地域といたしましては富田地区、それから羽津地区米洗川から以北といったような地域に限られるわけなんでございまして、ただいまのところ現況といたしましては農耕地でございまして、そういった地域であるわけなんでございまして、先ほどもご指摘ございましたようにいたずらに候補地を具体化していないのに発表するとかということになりますと、地価の

値上がりといったようなことにつながっていくわけなんでございまして、私どもはそういったことも慎重に期しまして、県との話し合いにおきましては、その学校側の希望している周辺地についての建設規模とか、あるいは用地買収についての考え方を十分県の方でご検討いただいて、県の方で意思決定されたら市にご連絡いただきたいということになっておるわけなんでございまして、いまの段階におきまして議会の方にもお諮りするといったような事態でございませんので、ただいまご遠慮さしていただいたというようなことでございます。前回の買収交渉のテクニックといいますか、非常にわれわれといたしまして慎重に取り組み過ぎた感じを抱いておりまして、それがためにいたずらに期日が経過したというふうに思っているわけなんでございまして、これからやることになりますれば前回の体験を生かしまして慎重に取り組みたい。そういうことから周辺地価の高騰等もできるだけしないような方法で取り組んでいきたいと、かように思っておりますのでよろしくご了解いただきたいと思います。

○副議長（長谷川鐸元君）　川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君　市長の過保護を受けてりっぱな職員がおられるようでございますけれども（笑声）、助役よく聞いてください。ただあの裁判の問題についてお尋ねしているんじゃないんですよ。入浴サービスとかいろんなことをこれからやられますね。そのときに、もしそんなような事故でも起きたらこういう時代ですから、またまた訴訟されるというような問題も起こってくるわけですね。そのときに市としてはどうするんだという、だから起こってから心配すればいいんじゃないかという単純なものでいいんですか。それをちょっとお尋ねしたいんですよ。だから、質問の内容について的確にお答えをいただければいいと思いますけれども。

それから都市計画部長の方にお尋ねしたいんですが、そうやってぐずぐずぐずぐず杉本さんは慎重に慎重にやって

おられるのを見た目、聞いた耳でよくわかりますけれども、市の慎重さをほっておいて県は羽津だと言ったんですよね。その辺について双方が慎重にやるならいいんですが、市だけ慎重になって、向こうはいいところだけ取っていってしまうんだというような、こんなようなちぐはぐなことでは困るわけなんです。だから羽津が実際に決まるんだという確実性がないにしても向こうが発言してしまっているわけですから、その辺について市の慎重もいいけれども、もう少し向こうとの意思の疎通をはっきりやっていただかない限り、羽津の人もびっくりするだろうし、茂福の人で売ろうと思って決めておる人もまたびっくりするだろうと思います。その辺についてやっぱり市民の気持ちにもなってあげなければ大変なことになるんじゃないかと。しかし、この工業高校を本当に移転する気があるのかということで、市民の皆さん方がご心配をされておるわけなんですが、茂福にいたしましてもあと二、三軒でしょう。もう少し頭を下げて何とか説得して、杉本さんのその姿勢をなおかつ二重にも三重にも折ってやっていただければ、かわいい顔をされているわけですから十分いけると思うんですよ。（笑声）そういう意味で熱意ある説得という、総合計画を立てるにしてもやっぱり感情をきちんと入れて、いい町をつくるんだという計画を立てなきゃならないと同じように、一つの物事に当たるのに事務的にすべてを片づけていったっていきっこないんですよ。その辺を少々感じられるという気がするんですね。

だから、あと残っているのは助役のその答弁だけひとつお願いしたいと思います。

○副議長（長谷川鐸元君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　ただいまの入浴サービスあるいは等々によりますところの事故等は、これはまあ公的な活動として行っておるのでございますので、これに対する責任は市の方にございます。しかしながら問題は子供会活動とかあるいはその他のいわゆる民間のボランティア活動の中で起きた事故に対して、どのように考えているんだと、その責任者に対する今回の津市におけるような問題が起きたとき、市はどのように対策を立てるんだということでございますが、だから私ただいま非常に遺憾であるという言葉で申し上げたんでございます。だからこういうボランティア活動の中でのいわゆる責任者の責任がどこまであるかというような問題も、これは考えていかなければならぬと思います。しかしながら、そういう中で余りこれを何といいますか、強くこれらの人たちに対し責任を持たすということになってまいりますと、ボランティア活動いわゆる子供会なんかの育成運動というものが後退していくようにも感じております。だからこれは非常にむずかしい問題でございまして、ケースによっておのおの違うと思いますが、私は、やはり子供会活動なりあるいはその他のいわゆるボランティアの方々がご活動いただいて、いろいろとご協力をいただいておることにつきましてはこれは何といいますか、この人たちのいわゆる刑事責任の問題でございますが、一言でこれを申し上げるわけにはまいらないと思いますけれども、しかしこういう人たちに対しましての刑事責任を余り厳しくこれに当たってまいりますと、ボランティア活動というものは低下していくんではないか、非常に危険を感じてくるのではないかと思います。だから、それに対して市はどうするんだと。こういうことでございますが、（笑声）ちょっとむずかしい問題で、ここでこうだという定義づけはできないというふうに私思います。たとえば自動車に乗せていらっしゃいまして、その自動車がぶつかってけがをしたと、これはボランティア活動であるからそれじゃ刑事責任はないんかとこうなってまいりますと、やっぱりこれはあると思います。ですからこれをここでどうだというふうに結論づけろと言われることは、非常に私はケースバイケースでございます。ただこういう問題が起きてくることによって、ボランティア活動をしていただいておる協力者の方々が勇気を失われてこれは困ると、ここまでやるとまたこうなるんじゃないかということのないように、私どもは育成と指導というとあれでございますが、そういう

方向で進めてまいりたい、こう思っております。

〔「「関連」と呼ぶ者あり」〕

○副議長（長谷川錥元君）　訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君　中国との都市提携について関連してお尋ねしたいと思いますが、市長の答弁で国貿促つまり国際貿易促進協議会を通じてということでございましたので、その辺が少し気にかかるわけですが、二人会派から行ったから思いついてやったわけではないので、もう少し現状の認識をしていただいて具体策を講じていただきたい。今度行きました中に五人の議員が一つの市から行きまして、その市の歴史やら資料を持って向こうへ行ったわけです。そう急には姉妹都市というわけにはいかないけれども、向こうの省の革命委員の人たちと懇談をして、これも例のないことだそうでございますが、懇談をして中小都市との姉妹都市提携というのをこれから大いにやりたいんだと、こういうふうなことを言っておったようでございます。私の調べたところによりますと、上海が横浜と大阪、西安が京都と奈良ということだそうでございますが、それを踏まえて中小都市と大いにやりたいということはなるほどと私も思いました。これから港を改修したいというしかも二十五万都市で連雲港というところがありますが、そういうことなども候補だなあと、革命委員会の人と話した人の中では言っておりました。中国の規模が二十五万で四日市の二十五万とは違いますから、そうは適当とは思いませんけれども、そのように県内でも具体化させようとしているわけでございます。したがって、先ほど川口議員が言いましたように、大変特色ある三重県は活動をしておりますし、四日市におきましても二十五年前に前の市長もいち早く行っておるわけでございます。そういった実績がございますし、川崎代議士の話が出て、おまえのところは川崎代議士の選挙区かという話までありましたが、亡くなられたときには人民日

報に出ました。そのくらい非常に関心が強いし、それだけに三重県については十分向こうも認識しておるわけでございますからおくれずにやられることが必要ではないかと思うわけです。

そこで貿易港ということだけでの、これは大変利益のあることでございますが、それだけでは少し次元が低いんではないか、そんならなぜロングビーチとしたのかとこういうことでございますが、そういうことではなくてもう少し高い次元で私は近い隣と言いますが、近い隣の親せきという意味でも文化交流することが私は意味があることだと思います。社会主義体制の国と資本主義体制の国と、つまり異質の体制の国が交流することについては相互に大変勉強になることではないかというふうに思うわけでございます。かねてからそういうことを考えておりましたが、いまや時期がきたのではないか、それはこの間第五期の人民代表大会が開かれて華国鋒体制が決まったと、大きな国ですからなかなかでしょうけれども、とにかく決まった。その中で四つの近代化、農業、工業、それから軍事、科学技術というそれを図るということも決まりました。さらに近い利益のことで言うならば、国民生活の水準を上げるということを約束しております。そうなりますと八億の人間がおりますから相当な生活消費物資の必要が出てきて、私は近い利益におきましても有効ではないかと思うわけでございます。まあ、いずれ近い隣でございますし、そうならざるを得ない必然性があるわけでございますが、四、五年前に言いました三つの世界という中国の考え方が、たとえば一つの世界が米ソであると、これが覇権国ということでございますし、第三番目がアジア、アフリカ等ラテンアメリカなど途上国です。中国みずから途上国と言っておるわけですが、その間の日本とドイツなどが中間にあって超大国から圧迫され、あるいは逆に途上国を圧迫していると、だからどうしても中国は日本と提携しなければならぬ。そしてアジア、アフリカとも提携しなければならぬと、そして超大国にいくんだと、こういう考え方でございますからこれは必然的にということにかかわらず、私は進ませていくべきものであろうと思います。そういった意味におきましても、

いち早く私は、都市提携を進める国際親善協会も四日市にございますが、もう少し具体的な手順についての進めたいという決意をお聞きしたいと思います。

○副議長（長谷川鐸元君）　市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　お答えをいたします。

私は、元来、中国という国と日本という国とは非常に接近をして、隣同士でございますから国の政治の体制はともあれ、民間の私ども市民と中国の市民の方々が交流を深めるということは、何よりも必要だというふうに考えておりまして、そういった意味では早く日中の国交回復の条約を結ばれることを願っておる一人でございます。そういった意味で中国といろいろな面で提携をしていくというのは、きわめて双方の市民にとって有益なことではないかというふうに考えておるのでございます。ただ、提携の手法というものについて、今日、私は先ほどお断り申し上げましたように詳しく知らないということでございます。一番私どもがよく接触をいたしておりますのは国貿促でございますので、国貿促を通じてということを申し上げたのでございまして、別段貿易がどうだこうだというふうに思っておるのでございます。四日市港としては中国貿易のファーストポートにしてほしいということを、中国の方にお願いをいたしておりますので、これが一番取りつきやすい窓口ではないかと、私がそう思ったからそうご返事申し上げたわけでございまして、よく研究をして対処してまいりたいと思います。以上でございます。

○副議長（長谷川鐸元君）　暫時休憩いたします。

午前十一時四十四分休憩

午後一時一分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君　いつもながら私は言葉が荒っぽいのと気が荒い性質もあらわしておりますので、冒頭よりお断りして質問に入りたいと思います。

まず、通告の第一点目の就学前教育について二、三点お尋ねしたいと思います。二年幼稚園についてはかねがね教育民生委員会の中でも要望し、保々で初めて五十一年度に試験的に実施するということで実施していただいて園からもいろいろ報告もあり、その結果非常によいということから前年度に中部幼稚園、今年度から泊山幼稚園ということで三園の園が二年幼稚園になるわけなんですが、それについて教育委員会としては、校舎があいているから二年幼稚園にするというような考え方をお聞きしておるわけなんですが、今年度において一園でも二園でも校舎拡張して二年幼稚園とする意向があるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。なお、幼稚園問題について今年度特に障害児がたくさん入園しておるわけなんです。聞くところによると二十二名入園しているということなんですが、そうした園に対して多い園には三名ないし四名いるということなんです。一人の先生が四十名の子供を持ちながら、その子供たちにどう対処していけるのか、それとも推進員の先生なり、あるいは巡回員なりを考えていられるのかどうか、その辺についてもお聞かせ願いたいと思います。なお、以前から要求もしております同和地区の幼稚園、あるいは保育所に対して推進員の先生を置いてくれということも強く要望してあるにもかかわらず、いまだ置こうとしない、その面についてもご答弁のほどをお願いしたいと思います。

なお、二点目の同和対策についてなんですが、前年度において百二十万の予算を組み、県の技術センターへ依頼して赤堀、日永の地区の図面を引き、地区改良に持っていきたいというようなことを聞いておったわけなんですが、その図面をつくられてその計画がなされたのかどうか、今年度の予算を見ても、地区改良というものが載ってないわけなんです。去年に予算を組み早急にすると、特別措置法が五十四年で切れようとしているわけなんです。しかし、国会の方ではそれを延長するとは言っておりますが、五十四年という年限にあるにもかかわらず、今年度に予算に組もうとしない、その辺についてもお答え願いたいと思います。

なお、三点目について、公害対策についてのお尋ねをしたいと思います。公害対策協力財団の問題につきましては十四日より質問の中で答弁されていますが、重複は避けてお尋ねしたいと思います。

一時金を中心に患者側の要求はのめないとして、交渉は決断されたと報告されましたが、この一時金による解決の案は財団の側からの非公式に患者の会に根回しがされたと聞いているのですが、財団側から誘い水を出しておきながら、金額的に一致しなかったからといって交渉を打ち切るという行為は許せない行為だと思いますが、市もこのような応対に一枚かんでいたのではないかご答弁をいただきたいと思います。

次に、財団の解散まであときょう入れて十五日しかありません。市としてはどんな応対をされるのかお尋ねいたしたいと思います。

四点目の、市営住宅の家賃についてお尋ねしたいと思います。この件につきましては十四日以来同じような質問が繰り返されていますが、なるだけ重複は避けてお尋ねしたいと思います。

請願の審議ということで建設委員会で審査され、やがて議会としての結論が出されますが、市長は市営住宅入居者の団体と話し合いをもって、話し合いによる解決を考えていないのかどうかお尋ねしたいと思います。

次に、私はもう一番最後の質問者ということで、すでに皆さんにとられて質問ができぬのじゃないかということで、これだけは坂口議員じゃないと、だれも質問しないだろうということで最後に残した名古屋オリンピック。これはもうけた外れの質問だとお笑いになるかもしれませんが、八十八年オリンピックの名古屋誘致の運動が始っていますが、名古屋の本山市長は六月の市議会で名古屋の誘致を正式に表明すると言っておりますが、四日市としても名古屋オリンピックの際に何かの競技が出されますよういまから対応すべきではないかと思いますが、何か市長の方でお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。これをもって第一回の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君）　教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君）　お尋ねの就学前教育について、特に二年保育の問題についてでございますが、二年保育が幼児教育上非常に重要な問題であり、また、非常に大切であると、そういうふうに認識をしております。ただ、いまお話にありましたとおり本市におきましては、この五十三年度で三園の予定で公立幼稚園二十三のうちわずか三園ということで、数は確かに少のうございます。これにつきましてはいままでの経緯というものもございますが、一つは私立幼稚園ないし私立保育所との関係の調整の問題も現実問題として確かにございます。それから、施設、設備等の問題もあるわけでございますが、幼児問題研究会での討議内容も十分考慮しながら、条件を整備しつつ今後逐次その実現に努力をしていきたいと、そう考えております。

それから、二番目の幼稚園における障害児保育の問題でございますが、これにつきましては何よりも個々のケースを重視いたしまして専門家の意見も入れて、教育的に見てどういう方法が一番よろしいか、個々のケースで判断したい、こういう基本的な考えをまず持っております。したがいまして、一般的に申し上げますと、こういう義務教育就

学以前のいわゆる中度ないし重度の障害を持つ幼児につきましては、これはどちらかといえば保護者の手厚い保護のもとで、たとえば具体的な生活習慣を習得するとか、あるいは肢体等の機能回復をその間に図るとか、そういう点にむしろ重点を置くべきではなかろうかと、そういうふうに考えております。遠く親御さんのもとをむしろ離すよりも、この時期に親御さんのもとでできる限りのいま申し上げたようなことを習得いたしてから義務教育学校に進むと、こういうことが私はいいんではないかと、そう考えております。ただし入園前の検診であるとか、あるいは児童家庭相談室等の診断結果の資料から総合的に判断いたしまして、幼稚園の中へ入れていわゆる統合教育をした方がいい、あるいは、そういう集団教育の中で耐えていくことができると、そういう障害児につきましては、これはまた個々のケースに応じまして実態に即しまして、たとえばその園児については保育時間を短縮する場合もあろうと思いますし、場合によってはお母さん方の介助をお願いすることもあろうかと思いますが、できるだけ公立幼稚園で受け入れるという基本的な考えで進んでいきたいと、そう思っております。いまお話もありましたとおり、確かに来年度入園する幼児のうち約二十二名の障害児の子供さんを受け入れる予定をしております。それで、先ほどお話がありました、たとえば巡回員を置くという問題などにつきましては、この前の議会でございましたかその前の議会でございましたか、たしか幼稚園における特殊学級の設置については国も現在討議の段階であるということを申し上げたかと思うんですが、こういった巡回員ないし介助員の問題もあろうかと思います。それから、特殊学級の問題なんかにつきましては、今後の重要な課題として私の方は研究、勉強をさせていただきたいと、そう考えております。いずれにしましても繰り返すようでございますが、個々のケースを取り上げて教育的にこの子供はどういう統合教育がいいのか、そうでないのがいまとしてはベターであるのかというのを把握して対処していきたいと思います。

それから、幼稚園における障害児保育につきましては、特に今後学級定数をそういう場合にどうするかという問題

についてひとつ検討したいと考えております。それから、特に来年度は障害児に対する指導の方法を十分幼稚園の先生方に会得してもらいます。いわゆる研修を強化したいと、そう考えておりますのでご理解をいただきたいと、こう思います。

それから、幼稚園に対して同和加配の先生方を配置できないかというお尋ねでございますが、ご承知のとおり小・中学校につきましては、同和加配の先生方が配置されておりまして、非常によく指導をしていただいておるわけでございますが、小・中学校の同和加配の先生方というのは、これは目的が主として学力補充を中心にして設置されたものでございます。それじゃ幼稚園に同和加配の先生を設置する問題につきましては、これはそれじゃどういう職務をしていただくかといういろいろな点がございます。多少、小中学校と違うわけでございますので、今後重要な課題として私の方は検討をさせていただきたいと、そう考えております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　ただいまのご質問に対しまして市長にかわりましてご答弁を申し上げます。

まず第一点の同和対策事業でございますが、ご指摘の赤堀、寺方両地区の環境改善事業につきましては、五十二年度当初予算におきまして、調査委託料をお認めいただき、現在三重県の建設技術センターに基本計画等について委託する一方、内部におきましては関係部課長によりましてプロジェクトチームを編成いたしまして、具体化について作業を進めておるのでございます。基本的な計画が現在ではほぼまとまる段階になっておりますので、近くこれはご提示を申し上げたいと考えております。しかしながら、これらの事業はやはり地域住民の方々のご理解とご協力がないと実施できないような事業でもございますので、今後とも自治会を中心にしながらこの事業の推進を図ってまいりた

いと思っております。また、私ども心配しておりました同対法の期限延長等につきましても議会等から意見書等も出され、先般の国会におきましても総理府総務長官が、これが延長についての示唆を与えていただいておりますので、これは延長になるものというふうな考え方でこの事業も進めてまいりたいと思いますので、今後ともご指導、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、公害対策の問題でございます。ただいまのご質問の中で一時金の問題について財団が根回ししたのかどうかというようなことでございますが、私どもそのようなことは聞いておりません。またなお、市が一時金問題について提案はいたしておりません。これは去る二月二日の患者の会と、それから県、市との交渉の段階で私どもが提案をいたしました弔慰金及び児童手当の間差額につきましては、公益信託制度等の第三者機関における給付が実施されるまでの間現在の財団を改組して給付を行いたい。健康回復事業については、補償法に基づく保険福祉事業の一環として法の実施主体である県、または市でこれを行っていく、それから市単患者については、市と財団で協議いたしまして適切な措置を実施すると、こういう提案をいたしてこれを受けるように交渉をいたしておったんでございますけれども、患者の会の代表の方々の中から、そういうことではいけない、われわれはその点に改組継続というものに対して一抹の不安がある。それよりも一時金でこれを解決してもらいたいという要請がございまして、私ども県、市は休憩をとって協議いたしまして、強い要請でもございましたので、これを受けて立って財団の方へ強力に要請をして交渉に入って、患者の会と財団とが交渉に入った、こういうふうな経過でございまして、決して市のほうからこのようなものをこういう一時金解決というものを提案したことはございません。

それから、今後の対策でございますが、私どもといたしましては、非常に日時が切迫しておる状態を踏まえまして、県とも協議をいたしまして、できる限りの措置を講ずるように最善の努力をいたしたい、このように考えております

ので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、住宅の家賃の問題でございますが、これにつきましてはたびたび市長からご答弁申し上げておるとおりでございますが、現在は議案としてこれをお願い申しておりますので、原案どおりご了承を賜りたい、このように思っております。しかしながら、委員会でのご意見もよくお伺いをいたしたいと思っておりますので、よろしくご了承のほどをお願いいたしたいと思います。

次に、名古屋オリンピックの大きな課題を私からご答弁申し上げるのは非常に心苦しいとは存じますけれども、この名古屋オリンピックは結論から申し上げますと、まだ構想の段階でございます。一九八〇年にはモスクワで開催されます。一九八四年には第二十三回ロサンゼルスで開催されますので、この大会までの開催地はすでに決定をされておりまして、一九八八年の開催地についてはベルギー、シドニー、メルボルン、名古屋の四都市が候補地として名乗りを上げておるのでございます。第二十四回からは従来のその国の首都中心から副都心的規模の都市中心へと考え方を変えようという動きがあるようでございます。名古屋市が候補としてこれを受け入れるかどうかも実際には世論調査等をして検討しておる状況だと私ども聞いております。この構想の発端は、五十二年十二月一日の中部九県一市の知事・市長座談会において話題にされまして、このとき五十三年一月に中部九県の体育協会の事務局長会議の議題に挙げるよう提案されました。この事務局長会議においては前述の二十二回の開催地、二十三回の開催地、二十四回の候補地までの経過が述べられただけで具体的な取り組み方等につきましては何ら触れていないと思っております。それで、名古屋オリンピックについては受け入れ側の中心である愛知県、あるいは名古屋市の態度決定と日本体育協会の態度決定が前提でありまして、本年五月にアテネで開催されるオリンピック実行委員会において候補地が正式に挙げられて、その決定の会議はまた別に開催されるようでございます。したがいまして、ご質問に対する今後の取り組

み方といたしましては、四日市市といたしましては開催地の決定後まだあと十年ございます。この間に開催までの計画がなされる中で市の取り組み方も具体化されるものと考えております。いずれにいたしましても国体開催とは規模が違いまして非常に大きな規模になってまいりますので、今後の課題として本市の方針を考えてまいりたいと、このように考えておりますから、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君　第一点目の件なんですが、教育長の答弁があいまいで、私の尋ねておるのは二年保育に対して今年度一園でも二園でも拡張し実施していくのかどうかということを尋ねておるわけなんです。そのよいということはわかっておるんだがということで、実際取り組もうという姿勢がないということなんです。そのことを再度ご答弁願いたいと思うんですが、一体二年幼稚園を実施するのには何年までにやるんだということをはっきりしていただきたいと思います。これが教育長が答弁できなければ市長の方ではっきりしていただきたい。よいことはわかっておるんだが、やるんだやるんだといつでも口ぐせにしながら、実際しようとしないというその姿勢が私ははっきりしなきゃならないと思うんです。計画性をもって方々で試験的にやりながら三年間において三園、二十三園だったら二十三年になるわけなんです。今年度たとえば泊山幼稚園の子供が入園して二年で保育にかかって一番最後に一年に一園できるとしたら、一番最後の子供は幾つになるんですか。そのときは行政の方も、あるいはこの議員さんもこの世にはいないんじゃないか、そんなころに実施したんでは仕方がないでしょう。だから、何年度までにするんだということをはっきりしていただきたいと思います。

それから、障害児が二十二名入るということはわかっておるんだと、先生に指導の研修してもらうんだと。四十四

名の子供を抱えながら研修する時間がとれるのかどうかということなんです。先生に何でも押しつけるんだというんじゃなくして、やはりその子供たちも同じ子供として扱うためには、推進員の先生なりを増員してやるんだというような考え方をはっきりしていただきたいと思うんです。わかっておるが何とか検討してやるんだというこれになれば、今年度すでに四月から入園するわけなんですが、今年度は一体どうするんですか。とりあえず今年度の場合どうするんかということを再度お答え願いたいと思います。

それから、同和加配についても今年度県においては小・中学校の加配を十七、八名ふやすということも言うておるわけなんです。年々十四、五名ふやしてきておるんですが、結果的に同和教育を進めるについては、やはり推進員の先生をふやしてやらなければならないということで、県自体が積極的に取り組みながら文部省の割り当て人員以上県が持ってやっておるというにもかかわらず、四日市市が保育園にしても幼稚園にしても全然考えようとしない。それはやはり四日市の同和地区の子供たちをどう取り扱っていくんだということをもう少しはっきりと考えて子供たちのために取り組んでいただきたい。その面についても先ほど保育園の方もお願いしたわけなんですが、その答弁もありませんので、それも再度答弁していただきたいと思います。

それから、三点目の公害対策についてですが、助役は市の方からそういう呼びかけはないということですが、私はある筋からちょっと聞いたことを申したまでで、これもはっきりしてませんので、あえて追及はしませんが、財団は今後そのまま残す意向がないのかどうかということを再度お尋ねしたいと思います。

なお、四点目の市営住宅の家賃についてなんですが、この家賃が値上げするということで六千二百万円ですかの収入を見込んでおるわけなんですが、聞くところによると朝明団地に二年以上もそのままでほってある団地があるわけですね。ところにおいては一年以上そのまま空き家なりにほってある。こうした家賃を取られたらこの値上げをしな

くても済むわけなんです。入居したいという希望者もたくさんおる中で空き家にして、空き家募集に希望者がなかったとかどうとかいうような返答はいままでもいただいておるわけなんですが、空き家募集のときでも相当の希望者があるわけなんです。抽せんに外れて入れなかったというのがたくさんあるにもかかわらず、そうした空き家をほっていくということで、空き家さえ全部詰めれば家賃の値上げはしなくても済むんじゃないかというような気もしますので、この空き家についても再度はっきりしていただきたいと思います。

それから、名古屋オリンピックなんですが、これはほど遠い話で十年ぐらいということなんですが、同和対策も特別措置法が制定されてからももうすでに十年を迎えようとしているわけなんです。それにもかかわらずまだいまの段階で検討していくんだということなんで、私は十年先でも早くないんじゃないか。いまから考えても早くないんじゃないか。そのときにおいて名古屋と同じように歩調を合わせながら国から予算ももらいながら体育施設の一つもつくったらどうだというような考え方でお尋ねしたわけなんですが、再度戻るわけなんですが、同和対策についての地区の改良なんですが、県の技術センターに依頼してあるということなんですが、去年依頼しながら今年度まだできないんですかどうか、その辺ももう一度お尋ねしたいと思います。

それと、これは議長にお尋ねになるかと思いますが、去年の五月各会派において同和対策特別委員会をつくったらどうだということで四つの会派から要望が出されたわけなんですが、そのときに私ども、いま会派は離れましたが、代表者の方から聞いておるのは、いまになって特別委員会をつくるよりも強烈な委員会をつくったらどうだということで代表者から申し込まれたと、そのことによって議長から市長に申し入れて、強烈な委員会をつくるということで回答を得たわけなんですが、いまだその委員会がどうされたのかどうか、そのことについて議長からこの辺はお答えをしていただきたいと思うんですが、この地区改良についても計画がなされておるということなんですが、いまも強

烈な委員会ができない。しかしながら、同和対策委員会というのがあるわけなんです。しかし、去年一年一度もその委員会が開かれなんだということなんですが、その辺についても再度お答え願いたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　二年保育の問題、市長へのご質問でございますが、私からお答えさせていただきます。

現在幼児問題研究会でいろいろ研究をしておっていただいておりますので、その研究結果等を参考にしながら総合計画策定の段階で考えてまいりたいと思っております。

それから、財団を残す気はあるかどうかと、こういう要請をする気はあるかどうかという再度のご質問でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように私どもは財団を改組して残すような方針で患者の会とも話し合いをしておったんでございますが、その中で一時金で解決してくれという強い要請がございました。それを受けて財団の方へこの一時金で解決するようにと、ただし、これにはいろいろ条件があるということも患者の会へはお伝えしてございます。そういうことでお答えをしております。たとえば財源の問題等もわれわれわかりませんが、限度があるというようなことまで申し上げておいたんでございます。そういうことで財団の方へ申し上げましたところ、財団の方でもこれについては相当内部で抵抗があったようでございます。それで市と県で理事会に説明に来てくれと、こういうことで私どもは理事会の方へ説明に行きましていろいろ説得して、やっと一時金で解決できるようなところまで持っていって現在のような形になったのでございます。したがいまして、私どもといたしましては今後ともこの財団を改組していくというようなことはできないと思いますし、期限も差し迫ってきておりますので、こういう時点をつかまえて、先ほど申し上げましたように県とも協議してできる限りの措置を講じていきたいと、こういう考えで

おりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　福祉部長。

〔福祉部長（杉本治芳君）登壇〕

○福祉部長（杉本治芳君）　私の方の関係二、三についてご答弁申し上げます。

まず、寺方、赤堀地区の改良事業でございますが、一年近くも経過したわけでございます。途中の段階におきまして一応の計画は出てまいりまして、私ども協議し、また、地元の代表の方にも話はおろしまして話し合いを持ったわけでございますけれども、その計画では最も地区に事業の内容が適するかどうかということ、あるいはそれが地元において最も早く受けられそうなものかどうかというようなこと、いろいろございまして煮詰まりませんでした。そのことから再度計画のやり直しというようなことも含めまして検討のし直しをしてもらっておるところでございます。いずれにいたしましても相当な期間が経過しておりますので、早く一本にまとめて地区の方々と話し合いを正式に始めたいと、かように考えておるわけでございます。

それから、保育所における保母の同和加配の問題でございます。保育所において行う段には私はさほどその必要性は、必要であるというようなことはどうだろうかと思うわけでございますが、それよりも保育所の外において、地域においてどのように進めていくかということだろうと思います。そのあたりのもの、あるいはそのやり方等につきまして、やはりもうしばらく検討させていただきたいと、かように考えておるわけでございます。

それから、同和対策委員会一年間開けませんでした。これはようご存じのように構成員の上から開催することはむずかしいというようなことでございます。これも一日も早く解決いたしまして再開のできるように持ってまいりたいとただいま話し合いを進めているところでございます。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　保育所の加配保護につきまして、福祉部長は検討するというふうにお答えいたしておりますが、前向きで検討するようにいたします。

○議長（大谷喜正君）　教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君）　まず幼稚園における二年保育の問題でございますが、これは幼児教育全体の中の重要な問題の一つでございます。したがいまして、幼稚園と保育所との関連の問題及び公私の問題、そういうものがございますので、やはり幼児問題研究会の研究の成果も十分取り入れながら、幼稚園における二年保育については実施をしていきたいと、そう考えております。

それから、幼稚園における障害児保育の問題でございますが、これは来年度二十二名先ほど申し上げましたとおり入園する予定でございますが、統合教育の実が上がるように先生方にも勉強していただいて最大の努力をいたしたいと、そう考えております。

それから、幼稚園における同和加配の問題につきましては、先ほど申し上げましたとおり重要な課題として検討させてもらいたいと、そう思います。

○議長（大谷喜正君）　建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君）　市営住宅の空き家の問題につきましてお答えさせていただきます。

現在本市におきましては、管理しておる戸数は三千百二戸あるわけでございますが、これらの住宅の適正な維持管理につきましては努力いたしておるところでございます。しかし、ご指摘のようなこともあるのは事実でございます。この空き家の中には、入居者が行方不明となって正式な返還手続がとられていないものもあり、このような場合行政実例では家財道具等の動産を撤去して退去した場合には、明け渡しがあったものと解釈されておりますが、動産がそのまま置かれている場合には保証人、あるいは親戚縁者を探し、残された動産の処置について協議いたしておりますが、この種の整理につきましては往々にして時間を要することもありますが、早期に処理をするよう今後とも十分努力いたしてまいりたいと存じます。また、中には補充入居者に再三紹介いたしましても辞退があり、補充できない場合もありますが、これらの住宅につきましては、ただいまご指摘がございましたあさけが丘、ここが実は一番空き家が多いわけですが、一つには一棟に風呂のスペースがないというようなことから、再三紹介いたしましてもなかなか入っていただけないというような事例もございます。団地を通じましてやはり風呂のスペースのないところにそういうことが目立つわけでございます。これらの住宅につきましては、生活の向上に伴う居住水準に満たないというような点もあろうかと存じますので、五十三年度に策定を予定しております既設公営住宅活用計画の中で十分検討を加えたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（大谷喜正君）　坂口議員から議長に対して答弁を求められておりますので、必要なことだけについてお答え申し上げます。

昨年五月十八日に皆さんからご推挙をいただいて議長に就任させていただいたわけです。いまご指摘されました同和対策特別委員会の設置についての問題は、私が議長に就任をさせていただく直前に皆さん方のご意思によって設置されないということが決まったわけです。しかしながら、議会の構成がいま五月にありましたときにその話題がかなり活発に出まして、そうして、議長に就任してからこういう経緯があるから善処するようにということは確かに承りました。議長としての処置は直後に担当の部課長と、さらには助役、市長にまで議会側のそうしたご要請について直ちに要求をいたしました。要求をいたしました結果、部課長を含めていろいろと協議をしたわけです。その協議の中に私の考え方、意見というものは議会側のご意図される方向へ極力発言をいたしておりました。ただ、その中で出てきました考え方としては、坂口議員もご承知のように、従来から同和対策の審議会ですか、協議会ですか、こうした委員会としての性格を持った組織が議会側以外の方も含めてあることはご承知のとおりであります。そうした関係の機関との兼ね合いが大変大きなネックとなりまして、せっかくと在来からあるその機関に、さらに一層の研さんといいますのか、努力をしてもらうような要求をして、新しく構成をしなかったと、こういうことが現状であります。自来私も約十カ月くらいの任期中に毎日のようにそうした問題を督促すれば、あるいは坂口議員からいまのようなご指摘もなかったかと思うんですが、この点は私も十カ月間に一、二度はそうしたことを思い出して要求したことはございますけれども、残念ながら今日に至っておるということは多少私の不注意ということも原因の中にあるやに考えられますので、大変遺憾に存じております。以上であります。

○議長（大谷喜正君）　坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君　どうも議長まで煩わしましてありがとうございます。ただ、私は対策委員会すらも一年間一度も開かれなんだということについて疑問を抱いているのでお尋ねしたまでございますので、今後ひとつそうした取り組みを十分していただきたいと思います。

一点目の二年保育について、私は何年度までにやるんだということをお尋ねしたわけなんですけれども、その辺の

ところが私が耳が遠いせいか聞こえなかったんですが、もう一度市長の方からこれははっきりしていただきたい。というのは、前向きに考えるというのはこれは通常の言葉です、私はいつも要望するたびに、あっ、それは十分わかっておるので前向きに考えるとか、前向きに検討するということに実施されたためしがまずないので、この辺でくどいようですけれどももう一度はっきりしていただきたい。

それから、障害児の推進員、あるいは同和加配についての問題も、これは十分わかっておるので前向きに考えるということで、保育については再度助役の方からご答弁していただいたんで、その辺は今年度につけるものと解釈したわけなんですが、教育長の答弁の中では、まだ幼稚園の方につけるというような考え方がなさそうに思いますので、子供たちは年々上へ上がっていくわけです。そのまま幼稚園で四年も五年もおれるんなら、私は検討してもらってもいいと思うんですが、そうもいきませんので、ひとつ今年度はぜひつけるというご回答をいただければ幸いだと思いますが、再度その辺もお願いしたいと思います。

それと、公害対策については私の要望なんで、この辺でとどめておきたいと思いますが、市営住宅については、きょうたくさん来てみえるので調子にのるわけではないんですが、やはりそうした空き家を詰めれば私は値上げをしなくても済むんじゃないかというような考え方も持っておりますので、そうした空き家を風呂がないのでという先ほどの部長のお答えなんですが、風呂のないものをなぜいままでほっておくんだ、もっと早く風呂をつけて入るようにしたら私は入居者はあると思うんです。それがそのまま二年も三年もほっておったら老朽化していくんじゃないか。そういうところへまた入れて、また高い家賃をとろうという考え方を持つんで、その辺もやはり空き家があいたならすぐに詰めると、しかし、入居者が出て行ってまだ荷物もほってあるのでという、そういうものもほりっぱなしになっているということも幾つかあるわけなんですが、そうした面も市の住宅ですので、もっとそういう面も委員会にかけてこういうように処置をするんだというふうな方法もきちっと決めながらやはりやっていただきたいと思います。

それから、何度言うてもなかなか当初よりこの住宅問題には何人かの方も質問してみえるので、回答はやや似た回答しかいただけぬですが、最後に、入居者とこの家賃については話し合いをしながら決めるかどうか、あるいは市側が強制的に決めていくんだということなのか、この辺をひとつはっきりとご答弁願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　二年保育の問題だけ私からお答えさせていただきます。

二年保育につきましては先ほどご答弁申し上げましたとおり、総合計画の中で年次計画も含めて考えてまいりたい、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大谷喜正君）　建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君）　市営住宅の家賃変更の件ですが、今後入居者と話し合いながら決めていくのかというご質問かと存じます。

ただいま三輪助役からもご説明ありましたとおり、本議会に議案として提案されておりますので、議会のご審議等の中で考え方を決めたいということでございます。考えてまいりたいということでございます。

○議長（大谷喜正君）　坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君　住宅の件について私がお尋ねしたのは、もちろん建設委員会か総務委員会かかかると思うんですが、その決まった後話をされるんかどうかということを尋ねておるんです。ただ、議会を無視してやれというのでは私はあとの議員さんから怒られると思うんで、そういうことは決して申しませんので、その辺も踏まえてもう一度ご答弁願いたいと思いますが、それと何か市長が歯痛いんですか、そのことを聞いておったら余り市長、市長と言わぬのだったけれども、歯の痛いのを無理に答弁せいと言うのも酷ですので助役で結構なんですけれども、やはり私何度も言っておるんですけれども、前向きに考えるというんじゃなくして、どうしたら一体やるんだということ。たとえば私がここまでやっておるのでせめて今年度に二年保育についても二園ないし三園を拡張してでもやるんだというようなご答弁がいただけぬもんですか。前向き前向きということで、きょうたくさん来てみんな帰ったら、四日市は前向き前向きだと言っておったけれども、一つも実施されるのはあらへんのやと言うのではないか。だから、私は何度も聞いておるんで、その辺をくどいようですけれども、もう一度お答え願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔傍聴席発言する者あり〕

○議長（大谷喜正君）　傍聴者の発言はご遠慮願います。

建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君）　先ほどの問題でございますが、家賃の決定につきましては公営住宅法に基づきまして、低廉な家賃で低所得の方々にお住いいただくということで決定されております。したがいまして、民間の家賃形態とは違いまして、民間の場合にはそういう法的に決められた家賃の決定方法がございませんので、借家人と協議しながらとなっておりますけれども、公営住宅法の場合は家賃そのものが法で限度額が定められておりますので、それに従ってまいりたいと存じます。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　市長にかわりまして答弁させていただきます。

やはり先ほどお答えいたしましたように二年保育というものにつきましては今後の総合計画、これは前々から今議会では何回もお答えしているこの総合計画策定の中におきまして、年次計画も含めて考えてまいりたいと、こういうことを申し上げておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君）　お答えいたします。先ほど申し上げたようなことと同じではなはだ失礼でございますが、まず、この特殊教育の面はこれは試行錯誤的な面がございます。ベストの方法はなかなかみつからないと、こういう現状でございますので、幼稚園における、たとえば巡回員的なものにつきましては、これは十分今後研究をさせていただきたいと、そう思っております。

それから、同和加配の問題につきましては先ほど申し上げましたとおり今後の重要な問題として検討させていただきたいと、そう思っております。

○議長（大谷喜正君）　これをもって一般質問を終了いたします。

日程第二　議案第三号　昭和五十三年度四日市市一般会計予算、ないし
日程第五一　議案第五二号　中学校施設の譲り受けについて

○議長（大谷喜正君）　次に、日程第二、議案第三号昭和五十三年度四日市市一般会計予算、ないし日程第五十一、議案第五十二号中学校施設の譲り受けについての五十件を一括議題といたします。

暫時休憩いたします。

午後一時五十六分休憩

午後二時八分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、傍聴の皆さまに再度申し上げます。傍聴人の発言は市議会傍聴規則により固く禁止されております。したがいまして、発言をされる場合には議長は退場を命ずることがありますのでご承知おきください。

これより質疑に入ります。お手元に配布しました質疑通告一覧表のとおり質疑の通告がまいっております。

それでは、一覧表記載の順序に従い順次発言を許します。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君　五十三年度の予算案につきましては市長の説明に続いて、各部長の皆さんから補足説明がございましたのでよく理解することができました。ありがとうございます。しかし、不明な点が若干残っていますので、通告いたしました点につきまして関係部長からご説明を求めます。

議案第三号、五十三年度一般会計総務費の企画費についてお尋ねいたします。需用費中に調査研究費として三百万円が計上され、総合文化会館、北部公共施設等と書かれております。この中の公共施設の調査について具体的にどんなことをどんな目的で、どれほどの経費をかけて調査するのかご説明をいただきたいと思います。なお、北部公共施設等と書かれておりますが、この等というのは何を意味するのか、ついでに伺っておきたいと思います。

次に、一般会計衛生費中の屎尿処理費についてお尋ねいたします。屎尿の海洋投棄は原始的でありますので、私はこれまでその方法、値段などについて発言をいたしてまいったのでございます。この海洋投棄委託料が五十三年度は一億七千七百九十四万六千円計上されております。いつの間にか約二億に近くなったのでございます。これに関連して次の点をお尋ねいたします。

一つ、この海洋投棄をいつまで続けていく考えであるのか。二つ目、楠町と共同で処理場をつくるという計画があったように聞いておりますが、それはどうなったのか。三番目、津、鈴鹿、松阪などの自治体で海洋投棄用の鉄鋼船をつくり四日市も出資したと聞いております。この船との関係はどうなっているのか、この船の投棄料と市が契約している現在の契約料の比較をしたことがあるのでしょうか。あれば教えていただきたい。

次に、議案第六号五十三年度と畜場食肉市場特別会計についてお尋ねいたします。この環境整備費五億五千百二十五万円が計上されております。この内容については谷沢部長の補足説明で詳しくいただいております。また、赤地場長に来ていただいて会派でもみんなで勉強いたしました。また、県の関係者につきましてもただしましたので、おおよそのことは理解いたしておりますが、なお、肝心のところではっきりしない点がありますのでお尋ねいたします。

一つの問題は、私がたびたび指摘いたしてきました県、市、業者などで公社をつくれということでございます。部長の説明では、その実現が見えてきたようでございますが、その実現が確かであるという判断のできるような具体的

な内容がないので、この点についてご説明をいただきたいと思うのでございます。確かでないとするならばこの五億何がしの予算を私は認めることができないということをはっきりここで申し上げておきます。

一つは、と殺場と食肉市場を別々に組織する方法と、これを一括した方法があるように聞いております。別々に組織した方が市にとって有利だということも聞いておりますが、いかがでございましょうか。

もう一つは、山路議員が昨日指摘いたしております、地元の同意が得られる見通しがあるのかどうか、この点についても伺っておきたいと思います。以上三点につきましてご説明をお願いいたします。

○議長（大谷喜正君）　市長公室長。

〔市長公室長（阿南輝彦君）登壇〕

○市長公室長（阿南輝彦君）　お尋ねの企画費につきまして、まず「など」という点のご指摘がございましたので、このことからご説明申し上げます。

予算書の中に全くないわけではございませんけれども、それは工事費負担金等に例がございまして、このような政策関係の予算には不適当な使い方であったかと思います。中身といたしましては総合文化会館、それから、北部公共施設調査研究、さらに行財政の調査研究、地域問題調査研究、これはいずれも調査会の答申を受けた後も引き続き先生方にいろいろお世話になっておりまして、これを五十三年度も続けたいということでございます。そのほかに治水計画の調査研究等も予定をいたしております。この北部公共施設のことでございますが、最初の市長説明の補足のときにも新総合計画策定の一環として若干触れたつもりでございますが、不十分でございましたので説明を申し上げます。

地区市民センターの考え方は、新年度から試行によってさらに問題点を詰めまして、新総合計画の第二次基本計画

の中に主要施策の一つとして本格的な方向を確定させなければならないのでございます。その際に一定の原則を固めることになりますが、すでに議会におかれましても、問題指摘のありましたように変則的な、あるいは応用ということを必要とされることが幾つかの地区に出てまいるわけでございまして、今後これらの詰めが必要となってまいります。その一つに北部の富田、富洲原地区に課題がございます。これに関連いたしまして三つの問題点があると考えております。

第一点は、歴史的な経過もございまして、現在の北部公民館がございますが、朝明川筋の大矢知以西の四地区にそれぞれ出張所と公民館を一体化した地区市民センターが施行された場合に、すでに建設以来二十三年の歳月を経ております、この北部公民館の今後のあり方をどうするのか。

第二点としましては、富田、富洲原の両地区市民センターの施設、機能をどうするのか。

さらに第三点としましては、市の公共施設が、たとえばホールとか、あるいは老人福祉センター、あるいは勤労青少年ホーム、そういったものが中心部から南部方面にかけて配置されている現状等を踏まえまして、この北部の公民館を中心としました問題点を詰めていきたい。これは市民部、あるいは教育委員会、福祉部、産業部などとともに総合的に検討いたしまして方向づけを、そして、施設計画を立てまして、新しい基本計画への位置づけを固めたいと考えております。そのためには議員各位並びに地区関係団体のご意向等もお伺いしながら専門学識経験者へマスタープランづくりを委託したいと予定いたしまして、その経費百万円を計上したものでございます。以上です。

○議長（大谷喜正君）　環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君）　屎尿処理費についてご説明させていただきます。ご質問の順序が若干逆になるかもわか

りませんが、ご了承願いたいと思います。

全部でいま屎尿処理の海洋投棄は、五万六千二百五キロリットルでございまして、そのうち本市分が五万二千百十二キロリットル、朝明衛生処理場の汚泥が四千九十三キロございます。そこで、委託料に計上してございます一億七千七百九十四万六千円のうち朝明衛生処理場の分が千二百九十五万八千円ございまして、これは実費弁償費として歳入に計上してございます。その一キロ当たりの単価にいたしますと三千百六十六円になるわけです。そこで、朝明衛生処理場で処理しております処理費を一キロ当たりの単価にいたしますと三千二百八十四円でございまして、大体ほぼ同じような金額になってまいりますが、これは施設の減価償却費を見込んでございませんので、実際には若干高くなるのではないかと思われます。そこで、楠町の共同処理場につきましては、楠町との土地の問題もございまして、これはいま現在計画は放棄してございます。

それから、第三点目の津、松阪でございますが、三重県廃棄物処理公社というのが、五十二年十二月に設立されております。これは三重県、津市、松阪市、鈴鹿市、四日市市、伊勢市ほか五町でございまして、四日市市は五十年度に百五十万円出資してございます。そこの単価は現在一キロリットル当たり四千六百八十円でございます。こういうことから見ますと、やはり陸上処理の方が高くなるのではないかということでございますが、海洋汚染防止法の観点から将来いつまで海洋投棄が続けられるかという問題と、屎尿処理の量が公共下水道の普及とともに若干ずつ減ってまいりますので、いましばらく海洋汚染防止法が適用されるまでは、海洋投棄で続けていきたいというふうに考えております。

○議長（大谷喜正君）　産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君）　五十三年度四日市市と畜場食肉市場特別会計のご質問にお答えさせていただきます。

まず、第一点の公社の内容でございますけれども、いま私どもが考えておりますのは、まず県の出資、市の出資、それから生産者団体の出資、食肉業界からの出資、家畜商の出資ということで約一億円という資本構成でもって考えてみたいということでございます。なお、県を除きましての各団体等については、おおむね全額を含めて了解をとっておるようなことでございます。なお、まだ現段階でですが県については二千五百万、市は二千五百万、生産団体二千万、食肉団体二千万、家畜商一千万ということを考えております。

次に、第二点の公社の運営の考え方でございますけれども、なるほど現在県との折衝の中では、県は現在の市場のようにと畜場については市でもって運営してくれと、それから市場については県がという議論が出ておりますけれども、私どもはかねがね申し上げておりますように、議会のご指摘、ご指導のようにあくまでも全体を一括する公社、もしくは会社で運営すべきものと考えて、ただいまご説明したような考え方に立っておるわけでございます。このことに関しましてはご存じのように現在のと場の運営が業務費がどんどん重なる一方、事業収益は上がらないと、こういう問題でございます。一点には業務費の重なる理由としては、現在施設の規模によって結局処理頭数が上がってこないという議論になろうかと思います。このことは冷蔵庫の使用料、あるいは市場の使用料、施設の使用料、こういうことにはね返ってくるわけですので、まず施設の規模拡大とこれが運営ということで考えたわけですが、この運営については企業努力及び使用料等の適正な運営ということは、やはり会社公社でされた方が適切に運営し、弾力的にできると考えたわけでございます。以上のようなことで私どもは今後は、さきにもご説明申し上げましたように土地及び建物を適正に賃貸しながら、会社経営でもって運営の適正化を図ってまいりたいと考えております。

第三点の地元の問題でございますけれども、先日山路議員のご質問にもお答えをさしていただいたように、昨年以

来数度にわたるご説明なり、ご懇談を申し上げておりまして、おおよそ地元の諸条件の要求が整っておりますので、私どもはこの条件に対して、十分こたえれる説明をいたしてまいるつもりでございますし、今後さらに若干残っております問題を詰めながらご同意が得られるものと確信をいたしておりますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君　お尋ねいたしました三つの点につきましては、それぞれ問題をもっておりますけれども、これらは常任委員会でご審査をいただくことでございますので、私はこれ以上ただすことをやめておきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大谷喜正君）　小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君　議案第三号の使用料を中心にいたしましてお尋ねをしたいと思います。

市営住宅使用料の関係でございますが、市費一般財源はどれだけ投入をされているかということ。それからまた、使用料はどう使われるのかと、こういう点を私なりに分析をしてみたわけですが、と申しますのも、今度の値上げの理由といたしまして不公正是正、その中には市営住宅入居者間の問題、あるいは民間との関係、そういう理由を挙げながら、そしてまた、財源対策の面からも公営住宅といえども特定のものの利用であり、これに無制限に市費投入はできないということが理由になっているからです。五十三年度のこの予算書を見てまいりますと、住宅管理費には一般財源は全く充当なしです。住宅建設費には八千十七万九千円の一般財源充当となっておりますが、このうち六千百五十八万九千円が老人、身障、同和、いわゆる福祉対策としての特定目的住宅の建設に充てられる一般財源投入分で

ございます。したがいまして、ことし建設されますところの残りの一般住宅への市費投入分は千八百五十九万円にすぎません。

その次に、公債費全体で五千八百九十四万円の一般財源投入ですが、さすがに過去の公営住宅の災害復旧債は全部一般財源でございますけれども、公営住宅債の元金返済には一般財源充当はありません。利子分のみです。この公債費の中に、後でも触れますけれども、これまでの建設した特定目的住宅の建設のための借金の返済分も含まれるわけです。公営住宅の建設がこのようにいま申し上げたように実際には一般財源の投入というのはほとんど行われていないわけです。つまり、家賃収入で全部投入してきてます。もちろん国庫補助は別の問題ですけれども。この点をよくわきまえてもらわなきゃならないと思うんです。現在現象的には安いとか高いとかいうことが問題にされてますけれども、安くて当然なんです。むしろいま最近建てる住宅が大変高くなっているところにこそ問題があるんです。それでは使用料はどう使われているか、今度の収入は二億四千三百九十万です。住宅管理費の七八・五％の一億二千二百万円余りが使用料収入で充ててます。この管理費の中には用途廃止地域に指定をした団地の取り壊し工事の費用まで含めてますね。これはおかしいという面があると思うんです。具体的な事実を挙げてお尋ねしますからね。で、高花平とかあさけが丘の空き家の問題がありましたけれども、これはいわゆる今度の家賃値上げによる増収分七千七百三十四万八千円に対して、実際に予算計上したのは六千二百万円だと言われますが、この差が余りにも大き過ぎやしないかと、この点についてもっと具体的なお答えをいただきたいと思うわけです。なぜかと言いますと、この管理適正をするのは当然ですけれども、いろいろな事情で損失が出ることもやむを得ない面があると思います。これまで一般の入居者にまでかぶせるというのは、商売と違うんですから妥当ではないんじゃないかと、この辺の疑問を一遍明らかにしていただきたいと思います。

時間の関係もありますから、以上で市営住宅関係の家賃の収入の面でのお尋ねを終わりますけれども、いまの疑問に対して具体的にお答えをいただきたいと思います。

次に、時間の制約もございますので、ここに通告いたしました事項について委員会審査の中でぜひご検討いただきたいという観点から要望を申し上げておきたいと思います。

議案第三号の四日市中央線横断地下歩道の整備事業につきましては、車いす使用者等身体的弱者にも十分使えるものかどうかの検討をお願いしたいと思います。

議案第三号の港湾費の関係ですが、負担金は五十一年度の約三倍、五十二年度の約二倍になってきておりますが、どういう理由なんだろうということで土木の方を通し資料をいろいろ教えていただこうと思いましたが、何にもわからない、答えられないと、こういうことでございます。これはおかしいと思うんです。なぜそういうことになるのかもよくただしていただきたいと思いますし、その負担金の使用の内容につきましてもずいぶん問題があると思いますので、詳細にひとつご検討をこの際いただきたいと思います。

議案第八号の関係ですが、下水道料金の値上げに関しまして大変値上げが重なっておるわけですけれども、公害等の影響等で人口のドーナッ現象が起こってますが、せっかく受益者負担を含めてたくさんの経費をかけて行った下水道施設が有効利用されていない、水洗化が進んでないという問題も含めて有効利用されてないと思います。これを現在の下水道使用者にかぶせている面がどれくらいあるのかと、こういう点を明らかにしていただきたいと思います。

それから、議案第十六号の北勢水道用水供給事業の関係ですけれども、給水開始のおくれ、水需要の減でほとんど北勢用水を使っておりませんが、これが今後基本料金、使用料へのはね返りという点で大変な問題になるだろうと思うんですが、この辺の解明をお願いしたいと思いますし、北勢用水、三重用水を含めまして県への対策、あるいは関

係機関への議会としての意見書提出等についてもご検討いただきたいと思います。

最後に、議案第二十八号についてですが、この制度の問題につきましてはずいぶん問題があると思います。この際こういう対象地区外の人にも広げるというにつきましては、市民一般にこの制度を他の福祉資金制度とともに適用拡大するという方向で検討されるべきじゃないかと、この辺のことは十分ご検討いただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君）　ただいまご質問がございました歳入の使用料及び手数料のうち、市費一般財源に幾らをつぎ込んだか。二つ目といたしまして、使用料はどう使用されているか、この二点につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

使用料につきましては、住宅使用料につきましては今回値上げをお願いしております部分も含めまして、五十三年度といたしましては二億四千三百九十万円を歳入に計上をいたしておるわけでございます。これの使い道でございますが、住宅管理費二億百八十一万一千円、このうちにただいま申し上げました使用料といたしまして一億二千百六十一万円を充当いたしております。

それから、先ほどご指摘がございました公債費につきまして、元利合計住宅分といたしましては一億七千六百五十九万六千円を計上いたしておりますが、これに対しましても一億二千百七十一万八千円を充当いたしております。

それから、総務費といたしまして、財産管理費、火災保険料でございますが、四百二十万一千円のうち五十七万二千円、合計歳入に計上いたしました同額の二億四千三百九十万円をここに充当を、いま申し上げました住宅管理費、公債費、総務費、これらに充当いたしておるわけでございます。

そこで、管理関係に対しまして一般財源の投入額は、ただいま申し上げました計算でまいりますと、五千四百八十七万八千円が一般財源として住宅管理費関係に投入されておるわけでございます。この中と申しますか、これから除外すべきものといたしまして、ただいまもご指摘のございました特定目的住宅家賃の減額をいたしました減免分に相当する額が二千百五十万六千円ございますので、これを差し引きまして一般財源として投入いたしておりますのは二千三百三十七万二千円で、ただいまご指摘のございました数字とはかなり差がございまして、ご指摘の数字よりも大きな額が一般財源として投入されておるわけでございます。

それから、ほかに五十三年度の住宅建設費として上げられておりますのが予算書にもございますが、建設費といたしましては五億九千七百十四万円ございます。この中にはただいま一般財源の八千何がしかご発言がございませんでしたが、地方債として将来の負担になってまいりますのが三億三百四十万計上いたしております。これを合計いたしますと五億九千七百十四万円のうち、市費持ち出し分といたしましては、市費に関係いたしますのが三億八千四百万円ございますので、つけ加えさせていただきました。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君　わずか三十分でございますので、深く解明できないと思うんですが、あと委員会でぜひお願いしたいと思います。

先ほど財政部長が起債を云々とおっしゃいましたけれども、これが実はですね、さっき公債費の具体的な例で申し上げましたように特定目的住宅なんかも含めてですよ、六七％は入居者の現在の使用料で負担していっているわけですよ。それから、ここに住宅管理費、確かに二億百八十万円の予算書が上がってます。しかし、そのうち四千六百万

はいわゆる開発公社に十一人職員を派遣していてそれの帰ってきている分じゃないですか。ですから、これは除外して、いわゆる一億五千五百万の住宅管理費として見て、そして、これに一億二千二百万ばかりの使用料を投入しているわけですから、七八・五％、それじゃあとの二一・五％はどこの金かといえば、国のいわゆる補助じゃないですか。ですから、いわゆる国の補助という面を除けば市費の投入は許されないという、この点はですね、この住宅管理費についてはは一切市費には入ってないんですよ、一般のいわゆる税金というやつは。市営住宅というものの趣旨から見て、借りたお金はほとんど大部分この使用料で充てていく。特定目的の分まで入居者の使用料で負担してやると、先ほど財政部長は若干使用料の減額の問題を出されましたけれども、あとの維持管理費や補修費や、そういうものをみんな入居者の使用料で負担していっていることになってますよ、これは。そういう点からしさいにご検討いただくならば、今度の値上げ問題というのは高いとか低いとかいう問題は別としても、現状で特に変えなきゃならない理由というのは何もない。もっと市費を投入して、むしろ最近値上げを、ずいぶん最近の市営住宅については高くなっていますが、これを抑えるという問題について、もっとそれこそ福祉住宅政策としての市の手当てがあってしかるべきだと思うんです。こういう点をよくご検討いただきますようお願いします。

○議長（大谷喜正君）　山本　勝君。

〔山本　勝君登壇〕

○山本　勝君　二点にわたって質問いたします。

まず第一点でありますが、土木費の住宅建設費で五十三年度の市営住宅の建設が提起をされておりますが、この内容でいきますと、三重団地に七十戸新しく建てることになっております。

そこで、昨年十二月、私は一般質問で三重団地をめぐる問題について提起をいたしましたが、そのことについてこ

こで考慮がされておるのかお尋ねをいたします。

さらに二点目でありますが、教育費の中で社会教育総務費中、御池沼沢植物群落地の整備工事につきまして九百八十九万円、その他ということで提示がされております。このことにつきましても昨年の十二月議会で二千二百二十万円余りの減額措置がされました。そのときに社会党の前川議員からも問題が提起されておりますが、具体的にそのときに提示をされました用地費が今度のこの九百八十九万円の中に含まれているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（大谷喜正君）　建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君）　五十三年度三重団地七十戸の新築をこの議案でお願いいたしておるわけでございますが、三重団地につきましては、造成に従いまして当初約五百戸という予定でまいったわけでございまして、その計画の中で五十三年度最終ということで七十戸を建設してまいりたいと存じます。

○議長（大谷喜正君）　教育次長。

〔教育次長（六田猶裕君）登壇〕

○教育次長（六田猶裕君）　ただいまの第二点目のご質問でございますが、御池沼沢植物群落の一千万円の経費の中に用地費の分が含まれているのかというご質疑でございますが、この点につきましては五十三年度におきまして、特に陸地化が顕著にあらわれております東部指定地につきましての対策といたしまして、給排水施設の設置と地盤整備事業の施行として予算化しているものでございます。お尋ねの東部指定地の中の民有地千三百十二平方メートルでございますが、この件につきましては環境整備事業の実施に際しまして、改めて国からの追加指定を得た上でできるだけ早期にこれの公有化を図りたいと、このように考えておりますので、現在県並びに国の関係当局の方に要請中でございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　山本　勝君。

〔山本　勝君登壇〕

○山本　勝君　あと問題提起だけをさせていただきまして、委員会の方でよろしくお願いをしたいと思います。まず第一点目の、三重団地に七十戸を建設するということでありますが、先ほど部長からの説明でいきますと最終と、こういうことでありますけれども、これは私は一言抜けているように思います。四丁目の用地で建てるのが最終段階で、これは議案説明の中でも部長が言いましたので、このことだけは確認をしておきたいと思います。あと三重団地の中で予定されておりますのが、九丁目の三百四十戸というのがまだ後に残るわけです。そこで問題提起をいたしますが、三重団地の当初計画でいきますと、土地分譲も含めて、いわゆる分譲と称しますのが九百二十三戸、市営住宅が四丁目、九丁目含めて九百六十七戸、計千八百九十戸というのが当初計画であります。そこで、十二月議会でも問題提起をいたしましたが、この千八百九十戸に見合う形で公共施設が計画されたものであります。ところが、その後隣接する地域でいわゆる美里ヶ丘の第一、第二が開発をされまして、合わせて四百二十九戸がこの千八百九十戸に加わってまいります。したがいまして、この加わってまいりますと三重団地内の公共施設に不十分な点、不足する点が出てくるんではないかということを私は指摘をいたしました。きょう現在三重団地及び美里ヶ丘ですでに入居されておる、あるいは土地区画をしまして、個人あてに分譲されようとしておりますのは合わせて一千九百二戸あるんです。この数字一千九百二戸すら当初の千八百九十戸を超えているわけです。しかも、五十三年度にこの七十戸を建設いたしますと、千九百七十二戸ということになりまして、公共施設を計画したときよりも八十戸程度オーバーします。加えて九丁目に残っております三百四十戸を今後建てるとしますと四百何戸が三重団地の公共施設に見合う計画よりオ

ーバーすることになりますので、十二月議会に提起をしたわけでありますが、いまの説明では三重団地の造成計画に合わせて建設をするんだということだけでございます。したがいまして、これは建設委員会になると思いますけれども、十分にそういう問題について審査をしていただきたい。私はこのままの形でいくとするなら、この七十戸の建設については反対せざるを得ないのではないか。ここまで私は考えておりますことを付言しておきたいと思います。

それから、御池沼沢植物群落の問題でありますが、いまちょっと説明を聞いておりますと、この九百八十九万円の中には、いわゆる用地費は入っていないと、こういうことでありますが、少し考えていただきたいと思います。いま国とか県に要請ということでありますから、その点はわからぬことでもないわけでありますが、過去の経過を踏まえてまいりますと、いまから十年ちょっと前になりますが、この用地といいますのはたしか水面の下になっておりますので、土地の形が現地では見ることができませんけれども民有地であります。当時教育委員会からですね、この土地を買収させてほしいと、こういう話がありまして、ところが、この水面下になっております民有地はいわゆる御館自治会の共有の土地であります。したがいまして、個人で売ってどうのこうのということになりませんし、自治会そのものがその当時この土地を売ってその金額を何かに使うという予定もなかったがために当時お断りをいたしました。ところが、その後いわゆる文化財保護ということも含めて御池の周辺にフェンスが張られました。そのフェンスを張られたときにこの約四百坪でありますが、民有地を取り囲んでフェンスを張ってしまったわけです。そのフェンスを張ってからかれこれ十年近くなるんですが、土地を買うということだけで事が済まぬような気もするわけですけれども、国、県にいま要請をしておるとするんなら、過去の経過も踏まえて、いままで十年近くもただで使ってきたわけですから、その点も踏まえて解決をしていただくように、これはいま非常に細かいことになりますけれども、御館自治会が公民館も建てまして借金をしながらいまその利息を払っているわけであります。そういう面からも大変細かくなりますが、一日も早い善処をいわゆる買収をしてやっていただくようにお願いをしたいと思いますし、担当の教育民生委員会の方でもその点ひとつお手を煩わしていただきたい。このように思いますので、よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（大谷喜正君）　福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君　通告いたしました順で質問したいと思いますが、市長の議案説明の中で、先ほどもちょっと川口議員が触れたんですけれども、青少年教育の関連している問題なんですけれど、私は四日市の青少年指導員というのが実際におるわけですけど、この人たちの状態が、実際に予算化の中では教育民生の関係に該当しておって、金額的にも相当な金額があるということでいろいろ市長にお願いをしておったわけですけれども、何年来変わってないというようなことで、実は各地区の会長さんの方からおしかりを受けたわけですけれども、この辺の予算については市長はどういうふうに受けとめておったんかなというような気がするんです。この点については私も非常に残念だなという気はしておったんです。この中で川口議員が、きょうも一般質問の中で出しておりますけれど、約五十人の体育指導員がおりまして、教育委員会の教育長が任命するようになっております。このようなかっこうの中で補助金等については、二百三十五万六千円を一応育成会の方に助成しておりますが、今年度予算の中ではそれが増額されてないというような問題、これはどういう理由でそうなってしまったんかなというようなことで、ちょっとお聞きしておきたかったんです。

議案の二十九号について、実は四日市の市営宮妻峡のヒュッテの設置及び管理に関する条例の制定でございますが、この使用料についての決定の基礎は何になったんか、この辺のところをお伺いしたいと思います。特に第一条の中で

は「本市は自然と親しむ健全な憩いの場を市民に提供することにより、市民の健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に寄与するため宮妻峡ヒュッテを設置する」とあるが、この使用料については市民に対しては無料に開放すべきだろうし、外部からの人の料金については全然触れてないのですけど、この点についてはどうなのかということ。

それから、議案第三十一号の四日市市霊園条例の一部改正について、別表の中で、塩浜霊園の項で新が二・二五平方メートル八万円、旧が一・八二平方メートル千円、平方メートルでは〇・四三広くなっておるわけですけれども、金額が七万九千円の差があるわけですけれど、この差についてはどうなってどういう計算でこうなってきたのか。

それから、議案三十四、あるいは三十六についても一連の公共料金の値上げということでわれわれは受けとめております。

三十六号について幼稚園保育料の教育委託料の値上げ、二千円を二千七百円、これは三五%ぐらいのアップですが、実質的には父兄負担というのは一万円以上あるということも聞いておりますし、この七百円のアップについてどういう根拠であるか。特にいままで一般質問、あるいは代表質問等で出てきております市営住宅の使用料についても五七%のアップであります。こういう点について当然委員会等において検討されると思いますが、ひとつよろしくお願いしたいということ。

それから、地区市民センターについてお伺いしたいと思います。四郷、羽津、あるいは橋北公民館の建設費二億一千二百三十六万計上されておりますが、この中で四郷が七百平方メートル、羽津が六百平方メートルですが、地区の人口の規模、あるいは地域的な問題もあると思いますが、この規模で対応できるのかどうか、将来をどう見通して計画されたんかなと、こういう気がいたします。特に三重地区がよい例ではないかと思うんです。もうすでに三重地区の公民館、支所等はパンクしてしまっていると、こういうことで今後三重地区の問題についてもどうするんかと。また、人員の配置についてはどう考えておって、人員の増員に伴う予算はどこに入っているのか、こういうこと。それから、予算の中で総務費と教育費にまたがっておりますが、この割り振り率の根拠はどのようにして決めたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　体育指導員に対する処遇の問題で市長にご質問がございましたが、需用費に被服費三十万とあります。これが体育指導員用の被服費でございます。これは本年度から新たに計上させていただいたものでございますので回答させていただきます。

○議長（大谷喜正君）　市民部長。

〔市民部長（矢田三郎君）登壇〕

○市民部長（矢田三郎君）　地区市民センターの建設費についてご質問がございましたのでお答えをさせていただきます。

センターの建設につきましては、予算で今回三地区をお願いしておるわけですが、特に公民館分につきましては、社会教育の施設整備費の補助金交付要綱に基づいて建設をするということになっております。したがって、これらの要綱の基準にのっとって建物の面積、あるいは部屋割り等を検討した上で予算に計上させていただいたわけです。なお、それぞれの地区市民センターの規模等につきましては、当然人口割合等、あるいは使用目的にのっとって設定をしておるわけですが、ご指摘の過去三重とか河原田、下野等におきましても建設をいたしましたが、これらの過去の建設実績から見ますと、狭いというご指摘もいただいておりますので、今回の計画に当たってはこれらのご指摘の分

も十分考慮した上で、面積をある程度ふやした形で設計をいたすことになっておるわけでございます。なお、公民館部分と出張所部分の点につきましては、この三地区とも厳密な意味では若干の差はございますが、おおむね三〇％が出張所部分、七〇％が公民館部分と、このようにして設計をいたしております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君）　議案第二十九号に関連して宮妻峡ヒュッテの使用料についてのご質問でございますが、これは先般の補足説明でも申し上げましたように、五十二年度において長年懸案でありました従来のヒュッテを新しく改築するということで、三千数百万円の予算でもって事実完成が近いことになっております。問題は使用料でございますけれども、そういうように施設が完備してまいりますので、他都市の幾つかの状況を判断いたしまして、今回ご提案申し上げているように一般の宿泊、小中学校の方々の宿泊、もちろんこれには中身で日本間とホールに分かれておりますので、設備上から判断して差をつけております。また、宿泊と休憩との関係でこれも差をつけてお願いを申し上げたわけでございます。また、毛布についても維持をしてまいりますための使用料として一枚百円ということでお願い申し上げたわけでございます。なお、本施設は四日市のきわめて観光資源として残されておるものでございますので、従来的であれば四日市市民の方々、他都市の方々という議論もありましょうけれども、あくまでも四日市の観光資源をということで、そういう差をつけておりませんのでご了承賜りたいと思います。なお、小中学校については、小学生、中学生の方々の利用の多いということから小・中学生用の料金を設定したわけでございます。以上です。

○議長（大谷喜正君）　環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君）　塩浜霊園の使用料につきましてお答えいたします。

去る十二月の議会でお認めいただきました土地購入費と用地造成費を二百四区画造成いたしますので、それを除しまして端数は整理をして八万円といたしました。なお、本年度は一応七十区画を売却できるものと見越しまして、本年度分だけ七十区画を予算化したわけでございます。

○議長（大谷喜正君）　教育次長。

〔教育次長（六田猶裕君）登壇〕

○教育次長（六田猶裕君）　保育料についてのお尋ねでございましたのでお答え申し上げたいと思います。

幼稚園の保育料につきましては、過去四十二年に月額九百円、それから、昭和五十一年度に現行の二千円と、このようにしたわけでございますが、幼児教育の要望も高まりまして、その必要経費は一人当たり充当額といたしまして、五十二年度の見込みによりますと月額一万二千二百六十四円と、この前補足説明で申し上げたわけでございます。現行幼稚園保育料を公立の保育園と比較してみますと、五十一年度の決算におきまして月額平均で保育園が六千六百四十一円とそうしまして幼稚園が二千円でございますので、月額において相当な開きがあるということでございます。その保育料は幼稚園で月額にいたしまして幼・保に共通する部分を抜粋いたしまして試算いたしますと、その保育料は幼稚園で月額二千七百九十七円と、こういう金額に相なるわけでございます。それから、もう一つといたしましては、他都市の状況でございますが、県下の十二市の状況を調べますと、五十三年度予定も含めまして三千円以上が五市ございます。その平均といたしましては二千五百七十五円と、このようになっております。地方行政調査会の資料によりますと、全国の類似都市の保育料は五十二年度で平均二千七百六円と、このように相なっております。国立幼

稚園の場合におきましては、入園料、保育料合わせまして月額二千八百円の予定になっていると、これは昭和五十三年でございますが、そういう点から種々勘案いたしまして、現在幼児問題研究会でも幼・保の適正配置と、また格差是正という点を検討することになっておりますので、とりあえず以上の点を勘案いたしまして現行の二千円を二千七百円にしたいと、こういうことでございます。ご了解賜りたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君　ご答弁をいただきましたんですが、余り細かくやっておりますと、担当委員会でやればいい問題までここでやる必要はないと思いますので、それぞれの担当委員会の中でやっていただきたいと思いますが、特に地区市民センターの関係につきましては、大丈夫だというようなことでございますけれども、将来やはり十年、十五年先の見通しがなければいかぬと思いますので、そういう点は十分にご検討いただきたいということ。それから、住宅関係あるいは宮妻峡の使用料、その他の関係等についても、この物価上昇時の生活不安定の時期でもございまして、十分に担当委員会等においてご検討されますよう要望しておきます。特に住宅関係は、二十年間も放置された現状でございますので、段階的なかっこうで改正するようなこともひとつご検討の中に入れていただきたいと、このように要望いたして終わります。

○議長（大谷喜正君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配布いたしました付託議案一覧表（一）のとおりであります。

暫時休憩いたします。

午後三時十二分休憩

午後三時二十九分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第五二　議案第五三号　昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算（第五号）、ないし
日程第六三　議案第六四号　土地の取得について

○議長（大谷喜正君）　次に、日程第五十二、議案第五十三号昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算（第五号）、ないし日程第六十三、議案第六十四号土地の取得についての十二件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

第五十三号は、本年度一般会計補正予算第五号案であります。

今回補正の主な内容は、国の景気浮揚策としての第二次補正予算に基づく公共事業費をはじめ国、県補助割り当ての決定によるもの、県営土木及び都市計画事業等に対する負担金、社会福祉関係扶助費、小中学校等公共施設用地並びに県立朝明高等学校新設用地の取得費、その他やむを得ないものの追加と、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正のほか、本年度事業のうち年度内に事業の完了しない見込みの南部塵芥埋立処分場建設事業のほか四事業費

を翌年度に繰り越して使用するための繰越明許費の補正でありまして、歳入歳出予算の追加額は十二億三千五百五万二千円となり、補正後の予算総額は三百六十億七千六百五十二万円と相なるのであります。

以下、歳出各款における補正の主なる内容を申し上げます。

第二款　総務費は、職員退職手当金の不足見込額、四郷出張所用地購入費並びに過年度国・県支出金返還金等を追加補正し、本議会に後日ご提案申し上げる予定にしております本市名誉市民の顕彰に要する経費を計上いたしました。

第三款　民生費は、県補助金の決定いたしました母親クラブ活動費、民間保育所における特別保母配置事業及び乳児保育対策強化事業等に対する補助金と羽津及び保々保育園用地の購入費を追加したほか、老人福祉施設及び児童福祉施設の措置費を所要見込みにより補正いたしました。

第四款　衛生費は、公害健康被害者医療費等の不足見込額及び国庫補助事業費の決定いたしました南部塵芥埋立処分場建設費を追加し、屎尿海洋投棄委託料並びに病院事業会計繰出金を減額補正いたしました。

第六款　農林水産業費のうち農業費は県支出金の決定に伴い水田総合利用対策費、麦作振興対策費等を追加補正し、また、農業構造改善事業につきましては、事業主体において用地の確保、生産組織の結成等条件整備が完了せず、事業着手に至らなかったため補助金を減額補正いたしました。畜産業費においても県支出金の決定により飼料作物生産振興対策事業及び小草地造成改良事業等に対する補助金を追加するほか、昭和五十一年九月の災害により被災した川島草地及びその隣接地の崩壊復旧に対する補償金を計上いたしました。農地費では、県営農道整備事業及び湛水防除事業に対する負担金を補正するとともに、新たに県補助金の決定いたしました桜町の水路改良事業費を計上いたしました。

第七款　商工費は、四日市特殊漁網協同組合及び富田米穀販売協同組合が行う共同施設建設費に対する補助金と小規模事業資金貸付事業に係る代位弁済金等を計上するものであります。

第八款　土木費は、土木関係における県営道路、橋梁、河川事業に対する負担金及び各種協会負担金を追加し、四日市港管理組合負担金を減額補正いたしました。都市計画費は、国庫補助事業費の増額決定に基づく赤堀山城線街路事業費及び南部丘陵公園整備事業費等を補正するとともに、県営街路事業に対する負担金を計上いたしました。都市下水路費においても国庫補助事業費が増額決定されましたので羽津、雨池、塩浜各基幹都市下水路事業費の組替え補正と、関連する債務負担行為を変更いたしました。

第九款　消防費は、危険物保安技術審査委託料及び上水道消火栓新設補修費の不足見込額を追加するものであります。

第十款　教育費は、職員退職手当金並びに日本住宅公団等に対する笹川西小学校ほか二校の土地建物譲受費及び県小学校ほかの学校、幼稚園用地購入費を追加補正するとともに、新たに桜地区に開園されます私立幼稚園の建設費に対する補助金と指定寄附のありました市立図書館図書の購入費を計上いたしました。また、四日市地域（三泗、員弁地区）における県立高校の新設につきまして、本年四月に朝明高等学校が開校されますことはまことに喜ばしいことと存じます。新設校の敷地につきましては、市土地開発公社を通じて取得並びに造成工事を進めておりますが、今回この経費のうち土地の取得費について予算化をお願いした次第であります。

第十一款　災害復旧費は、いずれも本年度国県補助割当の決定及び実施事業に合わせてそれぞれ所要の補正を行うものであります。

第十二款　公債費は、本年度市債の許可見込み並びに最近の金利情勢を勘案し、過年度発行縁故債のうち高利率のものについて今回その一部を繰上償還することにより、財政負担の軽減を図ろうとするものであります。

以上、歳出について概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては歳出各科目に関連の特定財源のほか、一般財源には市税、地方譲与税、自動車取得税交付金及び特別交付税（十二月交付分）を追加計上するとともに、当初予算において予定いたしました財政調整基金取り崩しによる繰入分を減額し、今後の財政運営に弾力性を持たせるよう図ったのであります。

議案第五十四号、公共下水道特別会計の補正は、業務費においては、電気使用料の不足見込額を追加し、建設改良費においては、国庫補助事業費の増額と事業実施に合わせて、常磐、橋北、南部及び富田、富洲原排水区の管渠工事費並びに日永終末処理場汚泥焼却設備工事費等を増額するとともに、泊山処理区の管渠工事費及び終末処理場拡張工事費を減額補正いたしました。歳入では、受益者負担金、使用料、国庫支出金及び市債の増額分を充当し、一般会計繰入金を減額補正いたしました。

議案第五十五号　土地区画整理事業特別会計の補正は、県営復興土地区画整理事業に対する負担金の追加及び浜田第二土地区画整理事業の国庫補助事業費の増額に伴い組替え補正を行うとともに、復興土地区画整理事業清算交付金を実績に基づき減額補正いたしました。歳入においては、国庫支出金、繰越金及び換地清算徴収金を追加し、保留地処分収入及び市債を減額補正いたしました。

議案第五十六号、福祉資金貸付事業特別会計並びに議案第五十七号、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正は、ともに国・県支出金の増額決定に伴い所要の財源更正を行うものであります。

議案第五十八号、市立四日市病院事業会計の補正は、収益勘定の収入におきまして、医療費の改定等に伴う診療収入の増収見込額を追加し、資本勘定におきましては、高等看護学院及び看護婦宿舎改築事業について国・県補助金、起債の決定と実施事業に合わせて本年度事業費並びに財源の補正を行いました。また、これに関連する債務負担行為及び企業債の変更をお願いしております。

議案第五十九号、水道事業会計の補正は、収益勘定におきまして、預金利息、雑収益等を収入見込みにより追加補正し、支出におきましては、北勢水道用水からの受水減に伴う各水源地の電力料、固定資産除却費及び雑支出を追加するほか、北勢水道用水受水費を減額補正いたしました。また、資本勘定の収入につきましては、消火栓設置費の実績による精算見込額を追加いたしました。

なお、員弁郡東員町地内における水源開発に伴う協力費について、引き続き三年間の契約を締結するため債務負担行為の補正をお願いしました。

議案第六十号、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正案は、消防団員が水火災、警戒及び訓練に出動する場合の費用弁償の額について、国の基準額等を考慮して増額しようとするものであります。

議案第六十一号から議案第六十四号までは、いずれも土地の取得案でありまして、三重北及び八郷西小学校用地、県立朝明高等学校用地並びに南部埋立処分場用地として四日市市土地開発公社から土地を取得しようとするもので、位置及び形状はお手元の図に示すとおりであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君）　提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君　議案第五十四号の中で、公債費の繰り上げ償還の提案がなされているわけですけれども、この関係に

ついて少し具体的に説明をしていただきたいと思います。

それから、県営事業負担金につきまして、この最終補正によって五十二年度の県営事業負担金はいかほどになるのかということ。そして、その明細等については後日資料をお願いしたいと思います。特に県は県営事業負担金、分担金に関しまして、五十三年度にはじめて条例を制定しているわけです。いままではいわば寄付金のはずでございます。しかも、この県営事業に対する市町村の負担金、分担金に関しましては、県が単に条例を定めるだけでなくて具体的に市町村の意見を聞いていくということが、この法律解釈等につきましても明確に出てますが、今度の県営事業負担金を見ましても、いささかもと言ってもいいくらい従来の負担率等の改善がなされておりませんが、この点について五十二年度計上されるに当たりまして県とどのような話し合いがなされてまいりましたか、どのような意見を出されてきたのか、その点について明らかにしていただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君）　ご質問のございました公債費の繰り上げ償還につきましてお答えを申し上げます。

市長説明にもございましたように、最近の金利情勢、つい最近も公定歩合が引き下げられたわけでございますが、継続して景気浮揚のために金利が下がってまいっております。かねがね申し上げておりますように、大きな借金を抱えておるわけでございますが、その中に幾つかと申しますよりも、金利の段階がいろいろあるわけでございますが、やはり高い金利の時代に借りました借金はできるだけ安いものに借りかえる、あるいは返すと、そういったことが必要であろうということで極力努力をいたしておるわけでございまして、今回計上いたしました額につきましても三つの銀行から借りております金利、借金につきまして、年利ちょっと正確な資料がございませんので申しわけございませんが、たしか八・四か八・七％の金利で借りております借金があるわけでございますが、これは証券発行で借りておる資金でございますが、現時点では非常にこの金利は高うございますので、これを返しまして、必要があれば安い金に借りかえるという、こういう考え方で償還をいたすものでございます。以上でございます。

大変失礼をいたしました。訂正をさせていただきます。

金利といたしましては八・九％でございます。借り入れの方法といたしましては証券発行でございまして、いずれも昭和五十年五月に借り入れたものでございます。これをただいま申し上げましたように現段階といたしましては非常に高い金利でございますので繰り上げ償還をいたしたい、こういう趣旨のものでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君）　県営事業の負担金問題についてご答弁申し上げます。

県営事業の負担金につきましては、五十二年度までは都市計画事業費のみについては負担金でございましたが、道路、河川、その他につきましてはいまお話のように寄付金でございました。これにつきましては、過去県議会におきましても各市町村からの要望を受けて引き下げにいろいろ県議会側からも意見がありまして、当時引き下げに努力し現在に至っておるわけでございますが、今回もいろいろ要望はいたしておりますが、県の財政難等もありまして、五十一年度以降そのまま据え置かれておるような状況でございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君　公債費の繰り上げ償還ですが、それの利率の引き下げという問題は、私は経済のことはわからぬですけれども、利率の引き下げということは問題にならぬのですか。それから、これだけ繰り上げ償還できるということは五十二年度の会計予算にかなりの余裕見込みが出てきたということなんでしょうか。金がなくて背に腹かえられなければ借りていくということにもなりましょうし、最近の金利情勢から見て現在まで借りておるものについての利率の引き下げという問題としての処理も交渉できる余地があるんじゃないかと思います。

それから、県営事業負担金ですが、今度わざわざ県がいままで寄付金ということで違法であったのを条例でわざわざ定めようとするわけですね。しかも、これまでは余りこの率も改善されなかった。今度わざわざ条例で定めようとするときに、具体的にどんな県との詰めをしたのか。今度具体的に補正予算に五十二年度の県営事業関係負担金を最終的に計上されてますが、これは具体的に県が仮に条例を定めましても、ただ条例を定めただけではだめだと、市町村の意見をよく聞くべきであると、こういうことになっているんですね。そこにどう反映してこれが出てきたものかということをもう少し教えていただきたいと思うわけです。この点伺って終わりたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君）　お答えいたします。利率の引き下げはできないのかというご質問でございますが、先ほど申し上げました繰り上げ償還分に対しましては、ご説明申し上げたように証券発行ということになっておりまして、利率の引き下げはできないと、繰り上げ償還はできるという約定になっておりますので、この際、非常に一番高いわけでございまして、現在お借りしております借金の利率といたしましては八・九％は一番高いわけでございますので、これをお返しいたしますと、そういうことでございます。

それから、余裕ができてきたのかということでございますが、率直に申し上げましてこの程度の余裕はやりくりをいたしましてどうにか余裕をつくりましたので、このまま保有をしておりますよりも、こういった高い借金につきましては返した方が有利であると、こういう考え方でございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　県の公共事業に対する負担金の問題でございます。ただいま坂倉助役からもお答えいたしましたが、過去からこれは市長会を通じまして強力に県に対して働きかけまして、除々にその率は下がってきてはおるんでございますが、残念ながらまだ本年度は昨年どおりの実績でおります。今後ともこの問題につきましては、四日市だけきばっておってもどうにもなりませんので、十三市の市長会でさらに協調いたしまして負担金を皆無にするように努力をしてまいりたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門はお手元に配布しました付託議案一覧表（二）のとおりであります。

次に、本日までに受理した請願及び陳情はお手元に配布の文書表のとおりであります。それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

なお、目下産業公営企業委員会で審査中の陳情第二十六号、生桑町地内大規模小売店舗進出反対についてはお手元

に配布しました文書と差しかえの申し出がありますので、ご了承を願います。
以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
次回は、来る三月二十八日午後二時から会議を開きます。
本日は、これをもって散会いたします。

午後四時　散会

昭和五十三年三月二十八日

四日市市議会定例会会議録（第七号）

四日市市議会

○議事日程第七号

昭和五十三年三月二十八日（火）　午後二時開議

第一	議案第	三号	昭和五十三年度四日市市一般会計予算……委員長報告…質疑、討論、議決
第二	議案第	四号	昭和五十三年度四日市市競輪事業特別会計予算……〃
第三	議案第	五号	昭和五十三年度四日市市国民健康保険特別会計予算……〃
第四	議案第	六号	昭和五十三年度四日市市と畜場食肉市場特別会計予算……〃
第五	議案第	七号	昭和五十三年度四日市市営魚市場特別会計予算……〃
第六	議案第	八号	昭和五十三年度四日市市公共下水道特別会計予算……〃
第七	議案第	九号	昭和五十三年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算……〃
第八	議案第一〇	号	昭和五十三年度四日市市交通災害共済事業特別会計予算……〃
第九	議案第一一	号	昭和五十三年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算……〃
第一〇	議案第一二	号	昭和五十三年度四日市市営駐車場特別会計予算……〃
第一一	議案第一三	号	昭和五十三年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計予算……〃
第一二	議案第一四	号	昭和五十三年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算……〃
第一三	議案第一五	号	昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業会計予算……〃
第一四	議案第一六	号	昭和五十三年度四日市市水道事業会計予算……〃
第一五	議案第一七	号	昭和五十三年度四日市市農業共済事業会計予算……〃
第一六	議案第一八	号	昭和五十三年度四日市市桜財産区予算……〃

第一七　議案第一九号　四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……委員長報告…質疑、討論、議決
第一八　議案第二〇号　四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……〃
第一九　議案第二一号　四日市市職員定数条例の一部改正について……〃
第二〇　議案第二二号　四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……〃
第二一　議案第二三号　四日市市職員給与条例の一部改正について……〃
第二二　議案第二四号　育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正について……〃
第二三　議案第二五号　四日市市税条例の一部改正について……〃
第二四　議案第二六号　四日市市立保育所条例の一部改正について……〃
第二五　議案第二七号　四日市市立養護施設条例の一部改正について……〃
第二六　議案第二八号　四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正について……〃
第二七　議案第二九号　四日市市営宮妻峡ヒュッテの設置及び管理に関する条例の制定について……〃
第二八　議案第三〇号　四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について……〃
第二九　議案第三一号　四日市市霊園条例の一部改正について……〃
第三〇　議案第三二号　四日市市斎場条例の一部改正について……〃
第三一　議案第三三号　四日市市農業共済条例の一部改正について……〃
第三二　議案第三四号　四日市市公共下水道条例の一部改正について……委員長報告…質疑、討論、議決
第三三　議案第三五号　四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について……〃
第三四　議案第三六号　四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正について……〃
第三五　議案第三七号　四日市市立幼稚園条例の一部改正について……〃
第三六　議案第三八号　四日市市立公民館条例の一部改正について……〃
第三七　議案第三九号　四日市市消防賞じゅつ金条例の一部改正について……〃
第三八　議案第四〇号　四日市市簡易水道条例の一部改正について……〃
第三九　議案第四一号　農業共済事業事務費の賦課について……〃
第四〇　議案第四二号　市道路線の認定について……〃
第四一　議案第四三号　市道路線の一部廃止について……〃
第四二　議案第四四号　住居表示に関する法律第三条第一項の規定により当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について……〃
第四三　議案第四五号　町の区域の変更について……〃
第四四　議案第四六号　字の区域の変更について……〃
第四五　議案第四七号　小学校施設の譲り受けについて……〃
第四六　議案第四八号　小学校施設の譲り受けについて……〃
第四七　議案第四九号　小学校施設の譲り受けについて……〃
第四八　議案第五〇号　小学校施設の譲り受けについて……〃

第四九　議案第五一号　中学校施設の譲り受けについて……委員長報告…質疑、討論、議決
第五〇　議案第五二号　中学校施設の譲り受けについて……〃
第五一　議案第五三号　昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算（第五号）……〃
第五二　議案第五四号　昭和五十二年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第四号）……〃
第五三　議案第五五号　昭和五十二年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第三号）……〃
第五四　議案第五六号　昭和五十二年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第二号）……〃
第五五　議案第五七号　昭和五十二年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第二号）……〃
第五六　議案第五八号　昭和五十二年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算……〃
第五七　議案第五九号　昭和五十二年度四日市市水道事業会計第二回補正予算……〃
第五八　議案第六〇号　四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について……〃
第五九　議案第六一号　土地の取得について……〃
第六〇　議案第六二号　土地の取得について……〃
第六一　議案第六三号　土地の取得について……〃
第六二　議案第六四号　土地の取得について……〃

第六三　報告第　五号　弾力条項の適用について
第六四　議案第六五号　名誉市民の推挙について……議案説明…質疑討論、議決
第六五　議案第六六号　固定資産評価審査委員会委員の選任について……〃
第六六　委員会報告第一号　総務委員会請願書等審査結果報告……採否決定
第六七　委員会報告第二号　教育民生委員会請願書等審査結果報告……〃
第六八　委員会報告第三号　産業公営企業委員会陳情書審査結果報告……〃
第六九　委員会報告第四号　建設委員会請願書等審査結果報告……〃
第七〇　委員会報告第五号　公災害対策特別委員会調査報告
第七一　委員会報告第六号　交通対策特別委員会調査報告
第七二　委員会報告第七号　都市再開発特別委員会調査報告
第七三　委員会報告第八号　地域対策特別委員会調査報告

○本日の会議に付した事件
一、議事日程のとおり
二、日程追加　緊急質問

○出席議員（四十二名）

青　山　峯　男

天野文雄
小井春雄
伊藤道夫
岩田信一
宇治田久雄
小川良市
大谷四郎
大森喜正
大喜多三
加藤定男
金森洋二
川口等
喜多野巌
訓覇也男
粉川茂次
小林博次
後藤寛次
後藤長六
坂口正次

高井三夫
高木勲
田中基介
坪井妙子
出井博
中村信夫
生川平蔵
野崎貞芳
野呂平和
橋本増蔵
長谷川鐸元
平野信行
福田香史
古市元一
堀新兵衛
前川辰男
増山英一
松島良一

○欠席議員（二名）

森	安
山	吉
口	信
路	生
山	剛
中	忠
山	一
本	勝
小	
林	喜
喜	夫
夫	
高	
橋	力
力	三
三	

○出席議事説明者

市長	加藤寛嗣
助役	三輪喜代司
助役	坂倉哲男
収入役	平井清三
市長公室長	阿南輝彦
総務部長	斎藤久美
財政部長	伊藤治郎
市民部長	矢田三郎
福祉部長	杉本治芳
産業部長	谷沢文男
環境部長	川合一郎
都市計画部長	杉本義広
建設部長	石井三夫
下水道部長	奥村仁人
副収入役	荒木三郎
教育委員長	栗原弘
教育長	山鹿静夫
次長	六田猶裕
病院事務長	藪田裕
水道事業管理者	村山了
技術部長	黒川薫
消防長	松村佳美

次　　長　岡本林衛

代表監査委員　吉田耕吉

○出席事務局職員

事務局長　佐々木晃精
議事課長　小坂靖
議事係長　板崎大之丞
主事　山口克彦
主事　金森伸夫

午後二時一分開議

○議長（大谷喜正君）　これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十二名であります。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第七号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一　議案第三号　昭和五十三年度四日市市一般会計予算、ないし

日程第六二　議案第六四号　土地の取得について

○議長（大谷喜正君）　日程第一、議案第三号昭和五十三年度四日市市一般会計予算、ないし日程第六十二、議案第六十四号土地の取得についての六十二件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

粉川　茂君。

〔総務委員長（粉川　茂君）登壇〕

○総務委員長（粉川　茂君）　ただいま議題となっております各議案のうち総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第三号昭和五十三年度四日市市一般会計予算の関係部分についてであります。

歳入につきましては、特に過日の本会議において多くの質疑、質問のありました市営住宅使用料の改定による収入見込額が計上されております第七款使用料及び手数料に関し、長時間論議がなされたのであります。各委員からは、市営住宅の管理、財源、建設等々に関し、さらには市営住宅に関する事項を担当する建設委員会での家賃改定に係る市長の意思表明について多くの質疑、意見が出され、活発な論議が交わされたのであります。論議の過程において当委員会は特に市長の出席を求め、家賃改定に対する市長の真意をただしましたところ、市長からは、家賃改定は四月に実施し、適用については延伸したいとの意思を確認いたしたのであります。これに関して委員から、家賃改定に係る特別の措置により市営住宅使用料の減収、ひいては収入予算において収入不足になることが明白であるにもかかわらず、不足分の減額措置を講ずることもなく提案することは違法ではないにしても、予算本来のあり方からして決し

て好ましいこととは言えないとの強い意見がありました。当委員会といたしましては歳入に責任をもつ立場から、家賃改定に当たって特別の措置を講ずることによって予算執行に万が一にも支障を来たすことのないよう万全を期することを強く要請いたしましたほか、今後、入居者との意思の疎通について十分配意されるよう要望いたしまして、これを了といたした次第であります。

また近年、市財政における財源構成の中で市債発行額が累増し、著しく財政の硬直化が進行しつつあり、今後の財政運営が懸念されることから、国、県等の関係機関に対し財源拡充の働きかけをより強力に行うとともに、借入金の金利の引き下げに配意するなど、財政状況の改善に格段の努力をはらうよう要望いたしました。

歳出につきましては、第二款総務費において、新しい地域社会づくりのため、地区市民センターとして三出張所の改築工事費が計上されているのでありますが、これが建設に当たっては、すでに建設された人口急増地域の現状等を勘案し、地区の将来の発展に対応できるよう、十二分の配意がなされるよう要望いたしました。

なお、この建設に当たり、一地区には財源として寄付金が予定されているのでありますが、これにつきまして理事者からは、地区市民センターの整備計画に従い改築するものであり、寄付を受けることによって特に施設の内容を考慮しない旨の説明がありました。

また、交通安全対策費における四日市中央線の交差点横断地下道の建設について、身体障害者対策も十分配慮すべきであるとの意見がありましたほか、庁舎総合管理の方法、住居表示整備事業未施行市街地の早期実施、新総合計画策定における市民の声の集約についても意見がありました。

なお、公会所建設費に対する助成金については、五十三年度より増額改定するため要綱を改正したいとの説明がありました。

第四款衛生費においては、南部塵芥処分場の進入路の整備に当たって、不法投棄防止対策にも十分意を用いるよう要望いたしました。

歳出第一款議会費、第五款第二項労働諸費、第九款消防費、第十二款公債費、第十三款予備費及び第二条債務負担行為、第三条地方債、第四条一時借入金並びに第五条歳出予算の流用については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第十号昭和五十三年度四日市市交通災害共済事業特別会計予算については、事業が順調に推移していることから、今後給付内容の改善について前向きに検討するよう要望いたしました。

次に、議案第十一号昭和五十三年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算及び議案第十八号四日市市桜財産区予算については、別段異議はありませんでしたが、桜財産区の管理運営方法について積極的に検討するよう意見がありました。

次に、議案第十九号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について、議案第二十号四日市市役所出張所設置条例の一部改正について、議案第二十一号四日市市職員定数条例の一部改正について、議案第二十二号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第二十三号四日市市職員給与条例の一部改正について、議案第二十四号育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正について、議案第二十五号四日市市税条例の一部改正について、以上の七議案につきましては、別段異議はありませんでした。

次に、議案第三十号四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、多量の一般及び産業廃棄物の処理手数料及び使用料を改定しようとするものでありますが、当委員会は廃棄物の埋め立て処理に係る経費の増高している現下の社会経済情勢を勘案し、改定もやむを得ないものとして承認いたしたのであります。

次に、議案第三十一号四日市市霊園条例の一部改正について、及び議案第三十二号四日市市斎場条例の一部改正については、別段異議はありませんでしたが、斎場条例に関連して、市営斎場の早期設置について重ねて強く要望いたしました。

次に、議案第三十九号四日市市消防賞じゅつ金条例の一部改正について、議案第四十四号住居表示に関する法律第三条第一項の規定により当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、議案第四十五号町の区域の変更について、及び議案第四十六号字の区域の変更についての四議案につきましては、別段異議はありませんでした。

次に、議案第五十三号昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算（第五号）の関係部分については、別段異議はなかったのでありますが、歳出第四款衛生費の北部墓地公園建設調査費の大半が繰り越されていることから、北部墓地公園建設の今後の方針について市長の出席を求めてただしましたところ、市長から、五十三年度中には用地交渉に着手するとの意思表明がありました。

次に、議案第六十号四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、及び議案第六十四号土地の取得についても、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたした次第であります。

簡単ではありますが、これをもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君）　次に、教育民生委員長にお願いいたします。

訓覇也男君。

〔教育民生委員長（訓覇也男君）登壇〕

○教育民生委員長（訓覇也男君）　ただいま議題となっております各議案のうち、教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会は、各議案の審査に当たっては前年度の委員長報告及び昭和五十一年度決算報告を踏まえ、三日間にわたり慎重に行ったのであります。

まず、議案第三号昭和五十三年度四日市市一般会計予算のうち関係部分でありますが、歳出第三款民生費については理事者より、住民のニードは在宅福祉にあると判断し、地域福祉の方針に発展させ、広く住民参加を求めるため対処したいとの説明がありました。

当委員会としては、市社会福祉協議会への補助金、交付金とも関連し、地区社会福祉協議会のあり方についてその機能、体制等について詳細にわたってただしたのであります。

地区社協の振興策については、どんな事業をなすべきかの理解を求め、推進する人の発掘、研修、地域の組織、運営等積極的に振興したいとの説明がありましたが、地区市民センターの発足等コミュニティー構想が具体化されることを考慮し、横割り行政の特色を遺憾なく発揮できるよう、適切な振興策を早急に樹立するよう強く要望いたしました。

また、市民総参加による福祉都市建設のためにも、法人市民としての各民間企業がそれぞれの特色を生かし、各種ボランティア事業に積極的に参加することが望まれており、市においては、その体制づくりに努めるよう要望いたしました。なお、住民参加を求めるに当たって、ボランティア活動における事故等の対策については、検討課題とされるよう要望がありました。

社会福祉事業振興基金については、その積み立てが当初計画に比較してかなりおくれていることから、寄付者の市広報への氏名掲載を行い、そのPRを積極的に行うなど、基金の充実に特段の努力を払うよう要望いたしました。

老人福祉対策については、寝たきり老人から、就職のあっせんを要する老人まで、多様かつ変動が多いことから、その実態を把握するため調査を行うとともに、実情に見合った各種施策について整理し、体系的、計画的な実施を要望いたしました。

また、指摘されておりました老人の入浴サービスについては、四十人を対象とする計画であり、これを了といたしましたが、老人用バス回数券については鉄道等の利用もできるよう、その活用について意見がありましたほか、市の北西部への老人福祉センターの建設については、他の公共施設の整備を含めて五十三年度中に検討したいとの発言がありました。

このほか、障害児保育に当たる保育所保母、ホームヘルパーなど、嘱託職員の身分、待遇等の改善、及び身体障害者事業資金貸付制度の貸付条件の改善についての意見がありました。

なお、同和対策費補助金については反対意見があり、賛成多数により本件を承認いたしました。

次に、歳出第十款教育費については、小中学校の備品購入に関しまして教育内容の充実を図るため、教材機器の整備、充足に一層の努力を払うとともに、備品整備等における父兄負担については、昭和四十八年から五十三年までに一億八千万円余りの軽減額であるとの説明がありましたが、この軽減の方策について一層努力するよう強く要望いたしました。

また、教職員の研修費が予算計上されているものの必ずしも十分であるとは考えられないところから、この増額を図り、特に特殊教育に当たる教職員の研修には特段の配慮を行うなど、教職員の資質向上に万全を期するよう強く要

望いたしました。

青少年対策については、本年四月より市民の自主参加による四日市市青少年育成市民会議が結成されることになっておりますが、今日青少年の非行化がきわめて深刻かつ重大な問題となっていることから、青少年の健全育成については市行政が主体となり、その対策を講じるとともに、各民間の関係諸団体に対してコミュニティー構想とも関連し、その任務等について適切な指導、助言を行うよう要望いたしました。

幼稚園費については、長時間保育、給食などの検討課題について、社会的要請にこたえ教育委員会が速やかに対応すべきであり、また障害児教育は、新年度積極的に二十二名を収容する計画が示されておりますが、これがため、職員の定数、研修について万全を期するよう要望いたしました。

なお、幼稚園未設置地域を計画的に解消すること、また増改築に当たっては、将来二年保育の可能な規模を考慮すべきであるとの意見がありましたほか、市の就学前教育における著しい格差の是正のため、その方針を速やかに示すよう要望いたしました。

公民館費については、今回四郷公民館等の新築工事費が計上されておりますが、四郷地区の人口規模、及び将来地区市民センターとしての機能を勘案したとき、計画されている規模では今後増築の必要が生じるのではないか、また、最低必要量などの考え方を導入すべきではないかとの意見がありました。

このほか、地域スポーツの振興のためには、その社会教育としての性格を明らかにし、補助金のあり方についても再検討の上執行すること。同和教育推進のため、小中学校、幼稚園等に同和教育推進委員を適正配置すること。学校開放は、地域の実情に即して行うこと。青少年野外活動センターの施設の整備、拡充。市立図書館の周辺環境整備の促進、及び成人式のあり方を再検討すべきであるとの意見がありました。

なお、過日の本会議で質疑のありました御池沼沢植物群落地の東側部分、民有地の買収については、現在国、県と折衝中であり、本年秋ごろまでには解決したいとの、理事者よりの発言がありました。またこれに関連して、イヌナシ自生地についても、土地所有者に対して応分の措置を講じるべきであるとの意見があり、これに対して、検討したい旨の発言がありました。

次に、議案第五号昭和五十三年度四日市市国民健康保険特別会計予算については、保健婦設置費に関しまして、保健婦活動の拡充及びそのPRを講じるとともに、市民の健康を守るという見地から国の施策を待つまでもなく、積極的に市の保健行政のあり方について再検討するよう要望いたしました。なお、保険料の値上げは極力抑制すべきであるとの意見があり、本件を賛成多数により承認いたしました。

議案第十三号昭和五十三年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計予算、及び議案第十四号昭和五十三年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第二十六号四日市市立保育所条例の一部改正について、及び議案第二十七号四日市市立養護施設条例の一部改正については、保育所及び希望の家の収容定員を増減員しようとするものであり、議案第二十八号四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正については、国の制度改正に伴い条例を改正して貸付適用範囲を拡大しようとするものであり、また、議案第三十五号四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正については、新設校の位置を規定するものなどでありまして、以上四議案は別段異議はありませんでした。

議案第三十六号四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正については、幼稚園保育料を現行二千円から二千七百円に引き上げようとするものでありますが、保育料の引き上げは極力抑制すべきであるとの意見があり、本件は賛成多数により承認いたしました。

次に、議案第三十七号四日市市立幼稚園条例の一部改正について及び議案第三十八号四日市市立公民館条例の一部改正については、幼稚園、公民館の位置を変更しようとするものであり、また、議案第四十七号小学校施設の譲り受けについて、ないし議案第五十二号中学校施設の譲り受けについては、いずれも小学校等の施設を四日市市開発公社及び三重県住宅供給公社より譲り受けようとするものでありまして、以上八議案はいずれも別段異議はありませんでした。

次に、議案第五十三号昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算（第五号）のうち関係部分でありますが、歳出第三款民生費については、別段異議はありませんでした。

歳出第十款教育費については、保々地区に新設予定の高校の用地取得費が追加計上されておりますが、県に貸し付けるに当たっては、有償によりこれを行うべきであるとの強い意見がありました。

議案第五十六号昭和五十二年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第二号）及び議案第五十七号昭和五十二年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第二号）は、国、県支出金の増額決定に伴い所要の補正をするものでありまして、別段異議はありませんでした。

議案第六十一号ないし議案第六十三号土地の取得についての三議案は、いずれも小学校等の用地を四日市市土地開発公社から取得しようとするものでありまして、別段異議はありませんでした。

最後に、当委員会に付託されました関係議案の審査を終了するに当たり、特に市長をはじめ関係理事者の出席を求めたのであります。

まず、障害児教育については市長より、議会の意見を尊重しながら部内的に意見調整を行い、本年九月までにその結論を出したい旨の発言があり、当委員会はこれを了としたのであります。さらに、現実に即した対応のできるよう

に体系的な制度を打ち出すとともに、当面結論の出るまでの間の障害児教育についても万全を期するよう強く要望いたしました。

次に、地区市民センターについては、現在コミュニティーづくりをいかにして進めるかということは試行錯誤的なことが多く、地域の特性などその実態調査のため地理的条件等を勘案して、今回、小山田、河原田、下野、三重の四地区において試行し、その結果により反省を踏まえて全市的に設定していきたいとの発言がありました。これに対して当委員会では、地区市民センターとしての専門職員の任用配置、建物の規模、従来からの公民館活動との関係、青少年関係、地区社会福祉協議会との関係など、行政としての責任と展望をもってコミュニティーづくりに対処すべきであるとの意見がありました。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案はいずれも原案のとおり承認いたした次第であります。

これをもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君）　次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

山本　勝君。

〔産業公営企業委員長（山本　勝君）登壇〕

○産業公営企業委員長（山本　勝君）　ただいま議題となっております各議案のうち、産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第三号昭和五十三年度四日市市一般会計予算の関係部分についてであります。

歳出第六款農林水産業費については、米の生産調整に関連して、農家に対する指導、伝達の系統は自治会を頼るのではなく、混乱を生じないよう従来の例により行うとともに、水田再利用についても一環した転作指導が徹底されるよう要望いたしました。

なお、この三月に発表された四日市市排水対策実施要領について当委員会に説明がなされたのでありますが、これについては耕地への下水流入の解決及び農家負担の軽減などについて多くの意見が出され、当面の対策として排水対策の充実とともに地元負担の軽減を図ることを要望いたしました。

第七款商工費については、各種補助金が年々積み上げられてきていることから、補助金審査会の設置などにより、毎年その効果測定、見直しを行い、補助金の適正化に努められるよう要望いたしました。

なお、商工費の中で構造不況業種対策、雇用対策関係に対しては、所信表明で述べられているにもかかわらず予算計上が内容的に不十分であるとの意見がありました。

また、パビリオンの運営については、一刻も早く明るい見通しがつけられるよう努力すること。さらに、四日市万古、お茶、漁網など地場産業の製品宣伝についても、積極的に進めるよう要望いたしました。

第十一款第一項農林水産施設災害復旧費については、林地崩壊防止事業について国、県費のみでなく、市費による復旧及び事前の予防措置もあわせて検討するよう要望いたしました。

議案第四号昭和五十三年度四日市市競輪事業特別会計予算については、前年度の実績、今後の売上増進対策を考慮して積極的な予算計上がなされているのであり、異議はなかったのでありますが、交通緩和を図るための積極的な取り組みについて要望をいたしました。

議案第六号昭和五十三年度四日市市と畜場食肉市場特別会計予算については、施設の老朽化が著しく能力も限界に達していることから、新年度においては施設改築事業費が計上されているのでありますが、改築後の当市場の管理運

営、地元における問題等、先般の本会議においても質疑があり、これについては当委員会においても種々論議がなされたのであります。理事者からは、当市場の改築後の運営は県、市、業者等の共同出資により公社方式で行う。と畜場食肉市場の分離については、一体化の方向づけをしている。また、当市場の環境整備についても、地元の条件のすべてに対応できると考えており、早急に同意が得られるよう努力したいとの説明がなされたのでありまして、当委員会はこれを了としたのでありますが、さらに地元との問題については、円満に解決するよう要望いたしました。

議案第七号昭和五十三年度四日市市営魚市場特別会計予算については、別段異議はありませんでした。

議案第十五号昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業会計予算については、いよいよ本年十一月から新病院へ業務が移行されるのでありますが、当委員会においては今後の経営に関して財政の問題、医師等人員確保の問題、看護婦の勤務体制の問題、あるいは建物管理、光熱水費等経常的な経費の問題等種々論議がなされたのであります。その中で特に新年度においては、収益的収支に当初から欠損が見込まれているのでありますが、これについて質したところ理事者から、本予算については新病院開設に伴って予測がむずかしい面もあり、これまでの実績をもとに計上した結果であり、これについては今後三カ年くらいの計画で事業を軌道に乗せるとともに、欠損の解消に努めていきたいとの説明がなされ、これを了としたのであります。

議案第十六号昭和五十三年度四日市市水道事業会計予算については、今後の水源確保の計画等水道事業のあり方に関連して、北勢水道用水及び三重用水について種々論議がなされたのであります。理事者からは、現在の水道事業については伏流水に依存した形態となっているが、都市化の進行等から早急な見直しを迫られており、中でも北勢水道用水については将来の水需要との関係から十分考えていく必要がある。しかし、当面は水需要の伸び悩みから極力受水を抑えていく考えである。また、三重用水については、現段階では計画に組み入れることは、予想される高水価な

どからきわめて困難であるとの説明がなされたのであります。当委員会はこれを一応了としたのでありますが、北勢用水を全量受水する場合には相当経営が悪化することが予想されることから、現行水道料金の堅持、水源の確保にさらに一層の努力をするよう要望いたしました。

議案第十七号昭和五十三年度四日市市農業共済事業会計予算については、農業経営の安定と生産力の向上に資するため、新年度から市農政への一元化が図られるのでありますが、当委員会においては全面被害を受けた場合の給付金、被害が全くなかった場合のメリット、茶の共済等、今後の事業規模の拡大、運営の見通し等種々論議がなされました。その中で特に本共済事業の業務勘定において、建物共済からの繰り入れによって収支の均衡が図られていることについて質疑があり、理事者から、この繰り入れについては建物共済金額が現在より相当下回らない限り心配はない。また、農協の建物共済は長期共済であり、短期共済である推進協議会の建物共済との競合は考えられないが、将来における不測の事態も考慮し覚書を交わしているとの説明がなされたのであります。当委員会は、現段階では建物共済からの繰り入れはやむを得ないと考えるものの、今後のあり方については十分検討し健全運営に万全を期されるよう要望いたしました。

議案第二十九号四日市市営宮妻峡ヒュッテの設置及び管理に関する条例の制定については、竣工間近い宮妻峡ヒュッテの設置及び管理に関し必要な事項を規定するものであり、特に使用料については類似施設との比較について説明がなされたのでありまして、異議はなかったのでありますが、ヒュッテの管理運営については、利用者の安全確保及び衛生管理に十分留意し、万全の措置を講ぜられるよう要望いたしました。

議案第三十三号四日市市農業共済条例の一部改正については、果樹栽培農家の経営安定を図るため、共済対象範囲の拡大等所要の改正を行うものであり、別段異議はありませんでした。

議案第四十号四日市市簡易水道条例の一部改正については、野田簡易水道を水沢簡易水道へ統合するについて多額の経費を要したことから、料金改定を余儀なくされたものであり、異議はなかったのでありますが、今後の簡易水道の運営について日ごろからさらに適正な指導を行うよう要望いたしました。

議案第四十一号農業共済事業事務費の賦課については、五十三年度の共済事業事務費の賦課総額、賦課単価を定めるものであり、別段異議はありませんでした。

議案第五十三号昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算（第五号）の歳出第六款農林水産業費については、水田作地域施設設置事業等に対する補助金が大幅に減額されたことについて、当初の見通しが甘かったことを指摘し、今後の予算計上に際しては十分見通しをたて、みだりに減額を行わないよう留意することを要望いたしました。

また、川島草地隣接地崩壊復旧補償費については、原因が市側にあるとして補償費を支払うもので、今回はやむを得ない措置と認めるものの、係る補償については今後公私の区分を明確にされるよう強く要望いたしました。

第七款商工費については、別段異議はありませんでした。

議案第五十八号昭和五十二年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算については、医療費改定等に伴う診療収入の増収見込み額の追加と、看護学院及び看護婦宿舎改築事業費減額等が主な内容であり、異議はありませんでした。

議案第五十九号昭和五十二年度四日市市水道事業会計第二回補正予算については、北勢水道用水受水費減額及びこれに関連する各水源地電力料などの追加が主な内容であり、異議はなかったのでありますが、市内各所の水源地の防災も含めた管理体制の強化について重ねて要望がありました。

以上の経過により当委員会に付託されました関係議案については、いずれも原案のとおり承認いたした次第であります。

これをもちまして産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君）　次に、建設委員長にお願いいたします。

橋本増蔵君。

〔建設委員長（橋本増蔵君）登壇〕

○建設委員長（橋本増蔵君）　ただいま議題となっております各議案のうち、建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第三号昭和五十三年度四日市市一般会計予算のうち、関係部分から申し上げます。

歳出第八款土木費でありますが、住みよい都市の建設には、生活環境の整備を急ぐことがとりわけ急務であるとの観点から、道路橋梁費につきましては、補助事業枠の拡大に意を用いるとともに市道舗装の全面化を目指すなど、引き続き道路行政への一段の積極的な取り組みを要望し、これを了といたしました。

港湾費につきましては、四日市港管理組合に対する負担金の増額理由について理事者から、五十三年度は人件費、公債費等の経常的経費の増加と歳入における土地売り払い収入が、前年度に比較して大幅な減収となること等により、負担増になるものであるとの説明がなされ、これを了としたのであります。

都市計画費につきましては、都市計画街路事業の千歳町小生線改良工事が長引いており、かえって周辺交通の支障となっている現状にかんがみ、当該事業の早期完了について担当助役の出席を求めただしたところ、当該事業は用地買収もほとんど済んでおり、今後とも事業費への予算配分を検討し、早期完了に努力したいとの答弁がありましたので、当委員会は早期完了を強く要望し、これを了といたしたのであります。

住宅費につきましては、市営住宅に関する資料の提出を求め、公営住宅行政のあり方について長時間にわたり審査いたしました。

理事者からは、五十三年度において新総合計画とあわせ既設住宅活用計画の策定を行うとの表明があり、当委員会は住宅行政の一層の充実を目途として、空き家、老朽住宅の有効利用を検討すること、入居者の希望を把握して適切な修理を行うこと、不正入居への厳正な取り組みに努力することなどを要望したのであります。

また、三重団地における一般公営住宅建設について、当初より戸数が増加しており、公共施設、とりわけ学校教育施設が増加に対応できるかが危惧されることについて質したところ、今回七十戸の建設に当たっては理事者より、教育委員会との話し合いの結果、現施設で十分対応できるとの答弁があり、これを了としたのでありますが、今後の建設並びに民間開発の指導については、各種公共施設の整備、設置状況を十分勘案し、総合的な計画に立ち調整を図り推進するよう要望いたしました。

なお、歳出第五款第一項失業対策費、第八款の第一項土木管理費、第三項河川費、第六項公共下水道費、第七項都市下水路費、及び第十一款第二項の土木施設災害復旧費については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第八号昭和五十三年度四日市市公共下水道特別会計予算につきまして、別段異議はなかったのでありますが、処理施設設置地区周辺の住民の利用についても考慮し、地域の拡張に努力するよう要望いたしました。

次に、議案第九号昭和五十三年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算につきましては、西浦土地区画整理事業の遅延の主な原因のひとつであります県公共施設の工業高校移転問題について、担当助役の出席を求め質したところ、年内をめどとして最終的な決着をつけるべく最大の努力をいたしたいとの強い意思表明がありましたので、これを了といたした次第であります。

次に、議案第十二号昭和五十三年度四日市市営駐車場特別会計につきましては、別段異議はありませんでした。

次に、議案第三十四号四日市市公共下水道条例の一部改正については、下水道使用料を改定しようとするものであり、不況が長期化する中での、各家庭への影響等が懸念されることから、資料の提出を求め慎重に審査いたしたのであります。

改定に当たっては、実施が六月からであること、基本料金を三段階とするなど、一般家庭への影響についての配意がなされており、当委員会は処理施設の増設、処理区域の拡大による維持管理費の増大及び事業の円滑な運営という観点から、これをやむを得ないものとして了といたした次第であります。

次に、議案第四十二号市道路線の認定について、議案第四十三号市道路線の一部廃止について、議案第五十三号昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算（第五号）の関係部分、議案第五十四号昭和五十二年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第四号）、及び議案第五十五号昭和五十二年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第三号）の五議案につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により当委員会に付託されました各議案は、いずれも原案どおり承認いたした次第であります。

簡単ではございますが、これをもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君）　以上で、委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君　総務委員長にお尋ねをいたします。

歳入の中に市営住宅の家賃の値上げの問題があるわけでございますけれども、一般財源の投入ということに関しましてどのような審査検討がなされ、どのような見解に、あるいは方向づけがなされたかと、こういう点をひとつ明らかにしていただきたいと思います。議案質疑の段階でも申し上げましたように市営住宅の管理費、これには一般財源は全く投入されておりません。

それから、住宅建設費の方におきましても五十三年度の場合で見ますと、わずかに一般の公営住宅分は千百万ほどでございます。

それから公債費の関係につきましても、確かに形の上では五千八百九十万ほどの財源が投入されておりますけれども、これと特定目的住宅使用料の減額分を差し引きしますと三千七百九十万、しかもこの公債費の中には特定目的住宅、いわゆる老人向け、身障向け、同和住宅、こうした住宅の建設費のために充当した市債、あるいは市営住宅全体のその特定目的住宅も含めまして、市営住宅全体の土地の購入費のために充当した市債、こういうものもすべて含まれておりますし、中にはいわゆるコンビナートの立地とかかわりまして平和町の地区改良事業として登城山に市営住宅が建設されましたが、その建設費、用地費等の市債充当分等も入っているわけです。こういう点を差し引きしてまいりますと、市営住宅の公債費に対しても一般財源の投入というものは非常に少なくなってくると、きわめて少ないものになってくるんではないかと、この点についてどのような判断を検討されてなされたのかということでございます。

それから、使用料の値上げ額そのものの中に幾つかの矛盾があるわけですが、たとえば昭和四十六年に高花で建ちました一種中耐住宅、これが現行家賃七千八百円で今度一万四百円になりますけれども、ここでは将来的にはいわゆる法定限度額は一万二千九百八十一円というふうになります。そして、地代相当分はその中で二千五百七十四円だと

計算されております。一方坂部団地は、同じく四十六年の一種中耐住宅で現行家賃七千八百円、これが九千七百円になる。同じ住宅で高花平は一万四百円になりますし、

○議長（大谷喜正君）　小井議員に申し上げます。

要点のみ簡潔にご質疑を願います。

○小井道夫君　こうした現在実施されようとしてます値上げの案、そのものの中に多くの矛盾をたくさんもってます。こうした点についてどのようなご検討をいただき、そしてまた方向づけなされたかと、そして最後に、今後入居者との意思疎通について配慮されるよう要望されたということでございますけれども、この持つ意味といいますか、引き続き市長なんかと、こうした問題点あるとするならばよく話し合っていくことを議会としても要望されたというふうに理解をしてよろしいかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午後三時休憩

午後三時十二分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

総務委員長　粉川　茂君。

〔総務委員長（粉川　茂君）登壇〕

○総務委員長（粉川　茂君）　ただいまの小井議員のご質問にお答えいたします。

ただいまの小井議員のご質問は三点であったかと受けとめておるんでございますが、しかし、この住宅行政の技術

的な面におきましては、いまの小井議員のご質問は技術的な面が相当含んでおります。したがいまして、これは建設委員会の方で十分ご審査をされたようでございますので、ひとつその点ご理解をお願いしたいと、こういうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大谷喜正君）　小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君　大変技術的な面にわたりまして申しわけないと思いますが、しかし、今度の市営住宅使用料の値上げにつきましては、入居者間の不公正是正、あるいは入居者とそして民間の住宅利用者とこの不均衡是正、あるいは不公正是正ということと、それからさらには市財政対策上の見地から、公営住宅といえども特定の者の利益であり、それに無制限に市費を投入することはできないという形で値上げが説明されております。したがいまして、やはり現在までの住宅行政の中で一般管理費とか、住宅管理費とか、あるいは建設費、公債費、この三つの面にわたりましてどれほど市費、一般財源が投入されてきたか、あるいは使用料はどのように使われてきたかというものをおのずと見なければならないと思うわけです。そうしますと、ほとんど市財源は使われてこなかったと、こういう実態が浮き彫りになってくると私は確信をするわけです。で、確かにそういう点では、それじゃだれがめんどうを見てきたのかと言いますと、いわゆる個別原価主義方式によりまして、最近建てられる市営住宅の家賃というのが非常に高くなってます。そうした人たちの使用料というもので埋められているという矛盾は、私は一つは確かにあると思いますが、しかし、現在までの四日市の市営住宅の既設住宅の管理のあり方、実態、こういうものから見ますと、特に既設住宅の方々が今日までの家賃であっても、もともとは個別原価主義で計算されたものでありますから、それを特に修理を加えたとかいうことがなければ現状維持もあり得るというふうに考えるわけです。この辺の、ちょっと長くなりましたけ

れども、こういう立場から、大変申しわけないですけれどもお尋ねをしたわけでございますけれども、あと、この建設委員会の方でそういう点をよくご審査いただいたということでございますから、建設委員会の方でご検討いただきましたならばお答えをいただきたいと思いますし、もしいただかなかったと言うと失礼でございますけれども、その点の問題があるとするならば引き続き、せっかく総務委員長のご報告にございましたように、入居者と意思疎通を図るというふうに議会としての要望をなさったわけでございますし、こういう点で市長と入居者居住者協議会の皆さんとが引き続きその内容をよく検討しあい、理解と納得の上にたった解決をすると、こういうふうな努力を払っていただきたいというふうに思うわけでございます。建設委員長の方でご答弁いただけるようでしたらいただきまして、私はこの程度でとどめたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　建設委員長　橋本増蔵君。

〔建設委員長（橋本増蔵君）登壇〕

○建設委員長（橋本増蔵君）　小井議員の質問に一括いたしまして、ちょっと出るかもわかりませんけれども十分な報告をいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、財源問題でございますが、小井議員は市費を持ち出していないということでございますが、当委員会が審査いたしました結果におきましては、持ち出しておるわけでございます。その内容を申し上げます。

まず、市営管理費の収支一覧表を取り寄せまして調査をいたしました。

歳出面でおきまして小計が二億百八十一万一千円でございます。これは財源の別に見ますと、家賃が一億二千百六十一万円、国補三千三百四十二万五千円、土地使用料六十六万五千円、開発公社四千六百十一万一千円でございます。公営住宅債一億七千六百五十九万六千円、償還金元金四千五百三十一万四千円、利息一億三千百二十八万二千円、こ

れは家賃七千六百四十万四千円、市債が五千四百八十七万八千円、建物保険五十七万二千円、全額家賃収入でございます。以上合計合わせまして三億七千八百九十七万九千円でございます。

歳入の方を見ますると、小計が三億二千四百十万一千円、それに一般財源五千四百八十七万八千円。今回この変更をしなかった場合は一億一千七百三十七万八千円の一般財源持ち出しでございます。それに特定目的住宅家賃緩和措置分、これは老人、身体障害者、同和でございますが、これが一千七百十万円、改良住宅緩和措置、先ほど問題に出てきました登城山、茂福、これが四百六十万円、これを引きましても一般財源の持ち出しは三千三百十七万八千円、もし変更しなかったら九千五百六十七万八千円でございます。そこでこのどっから出ておりますかと申しますと、公債費の元金、償還金、利子及び割引というところまで、土木債償還金三億七千六百七十八万三千八百円のうち四千五百三十一万四千円、これが全金額家賃充当でございます。次に、同じく土木債同償還金六億三千七百六十四万六千円のうち一億三千百二十八万二千円、家賃充当といたしまして七千六百四十万四千円、一般財源充当五千四百八十七万八千円、その内訳を申し上げますと、家賃使用料二億四千三百九十万円の内訳は、住宅管理費充当一億二千百六十一万、公債費充当一億二千七百十八万、火災保険料充当五十七万二千円、一億七千六百五十九万六千円引く一億二千百七十一万八千円は五千四百八十七万八千円、これが一般財源でございます。それから、新築も言うんですか、新築どうするんですか。

〔私語する者あり〕

もうよろしいか、それでは先ほど小井議員が説明してみえました高花と坂部の問題を答弁いたします。

高花と坂部の差は便利性と申しまして、土地の価格と便利のいい悪いも含みまして、土地が高い安いがあるそうでございます。それが反映されておりまして、金額におきましては、小井議員が申されましたように高花が一万四百円、

法定限度額は一万二千九百八十一円、坂部が家賃が九千七百円、一万一千四百八十二円となっておるわけでございます。以上でございますが、不足の分がございましたらまた答弁いたしますで、もう一遍上がってきて、ひとつお願いいたします。以上でございます。

○議長（大谷喜正君）　山口信生君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君　私も過去四年間一遍たりとも質問に出たことございません。出たいことやまやまでございますけれども、議長をやった人間はあほなことをするなと、この一言につきますので四年間一遍もしゃべっておりません。まことに残念に思っております。ところが、はからずも機会ができましたので、皆さんに聞いていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。その前に議長にちょっとお尋ねいたしまするが、委員会付託事項の委員長報告に対しては、時間の制限がないように私は聞いておりますが、この点は間違いございませんですね。

○議長（大谷喜正君）　山口議員にお答えします。

委員長報告に対する質疑時間のことだと思いますが、これはもう私から申し上げなくても議長経験豊かな山口議員でありますから十分とご承知のはずでございますが、念のためにご協力を願いたいと思いますことは、議案質疑の答弁を含めた制限時間が三十分となっておりますことはご承知のとおりです。それを基準にしたお考え方でご質疑いただければ都合がいいと思いますので、よろしくお願いします。

○山口信生君　結構でございますで、ランプをつけぬようにお願いします。

私のお尋ねしたいことは、建設委員長でございます。同郷の橋本君にまことに相済まぬことやけれども、私の言いたいことは会議規則を追及したいと思いますので、その点だけをご了承願いたいと思います。いま一つは、きょうは

たくさん傍聴に来てお見えになりますけれども、決して私の言うことは皆さんの反対と違いますので、その点をご承知願いたいと思います。私は、会議規則を追及いたしますので、その点はあしからず。皆さんに来ていただいたんで、わたしは非常に元気づいております。これからもせいぜい来ていただくことをお願いいたします。

第一番に委員長にお尋ねすることは、

〔傍聴席から私語する者あり〕

○議長（大谷喜正君）　この際、傍聴の皆様に申し上げます。

傍聴人の拍手、発言は市議会傍聴規則によりかたく禁止されております。したがいまして、議長は傍聴人の方が拍手、発言をされましたときは、退場を命ずることがありますので、あらかじめご承知おきお願いいたします。以上です。

○山口信生君　本論に入ります。

先日議長より付託になった事項を見ますると、住宅問題に関しては、総務委員会は歳入、建設委員会は歳出と、こういうふうに私は受け取っております。総務委員会の会議の途中こういううわさが入っております。建設委員会で相当もんだと、もんだ理由は何かというと三カ月間たな上げと、延ばすということを市長が確約したという点でございます。私の考えからいきますると、延期ということは歳入欠陥でございます。建設委員会が歳入までもやってもいいのかどうかということをお尋ねするのが一点。

いま一つ、これは真偽のほどはわかりませんけれども、一時建設委員会の審査を中断して、一時間余りの休憩時間をもって市長を責めたと、市長は三役を集めて鳩首協議をやって三カ月延期と言ったと、この権限が建設委員会にあるのかないのかをひとつお尋ねするのが私の本心でございます。

いま一つ、今度は市長にお尋ねします。それで総務委員会といたしましては、市長を呼ばれというので市長の出席を求めまして、出席の結果私は質したのでございます、市長言うたのかどうかと。三カ月延期と言いましたと。どうするのか予算措置はと、歳入欠陥をどうするのかと私言いましたところ市長は、補正予算で直しますと、こういう答弁であります。冗談言うなとわたし言ったのでございます。歳入欠陥ということはどういうことか君知っておるのかと、私も長いこと議員をしておりますけれども、歳入欠陥を補正予算でやった例はございません。一議員からはいまさら遅いで、いま時分歳入欠陥を直しておったら時間がかかるで、こういうことを言っていましたのですが、決して時間はかかりません、何遍かこういうことでございました。一時間二時間でできます。片方の歳入を削って回せば、それでつけることでございます。それを補正予算で直すとは、何事か、君は。それで市長かとどなったのでございます。

（私語する者あり）何でもしゃべらんこと、皆さんに聞いてもらっとるんです。私が言うのは会議規則の追及をしておるんです。規則です。その点を市長は、いま一度ここでどういう返事をしていただくか、ひとつこの点を、歳入欠陥の補てんのことをお願いしたいと、まず第一番にこれだけを初めに要求します。あとは次の。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　喜多野　等君。

〔喜多野　等君登壇〕

○喜多野　等君　議事進行についての発言をさしていただきます。

いま山口議員からのご発言がございまして、会議規則に対する委員長に対する質問でございます。本件につきまして、本議会においては、議会運営委員会規程に基づいて議会運営委員会を開催いたしております。本件についての会議規則の問題につきましては、少なくとも私ども自体もそういう考え方を持ち、議会運営委員会でいろいろ協議をし

ていただきました。ですから、少なくとも本件については休憩をしていただいて、議会運営委員会を開いて、その結末の後に処置をお願いしたいと思います。

○議長（大谷喜正君）　暫時休憩いたします。

午後三時三十五分休憩

午後五時二十四分再開

○議長（大谷喜正君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

山口信生君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君　長時間にわたりまして、皆さんに非常にご心配をおかけしましたことを平におわびいたします。

私も、言いたいことは胸いっぱいでございます。けれども、先ほど議長が辞任するということを言いました。それには私は、もう返す言葉はございません。市民クラブから出しておる議長であり、また私が一番信頼しているのは大谷君です。その大谷議長から、もうやめるという言葉が出ますと、わたしは何をいわんやです。

これをもちまして、私の質問は打ち切ります。

○議長（大谷喜正君）　他に、ご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　他にご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君　最初に、議案第三号五十三年度一般会計予算について幾つかの問題点を挙げながら、反対意見としたいと思います。

第一に、市の五十三年度予算歳入の特徴とその問題点についてでございますけれども、一つは、その対前年度伸び率は、不況の影響による税の自然増収が期待できないことを理由に、国家予算案、地方財政計画より二・五％ないし一・八％、金額にして九億三千万円ないし六億七千万円余り下回ったものとなっていることについてであります。この中で市税収入は、五十三年度における税収の最終見込額に近いものを計上したということでございますが、それにもかかわらず対前年度伸び率は一四・一％で、五十二年度の一七・八％よりかなり低く、五十一年度の五・八％よりは高くなっております。確かに不況は長期化し、これに急激な円高が加わって一層深刻化しており、決して安易な税収の伸びが期待できるものでないことは十分に承知しております。しかし、過去の、少なくとも五十二年、五十一年両年度の場合、当初の市税収入額と最終補正後の額とではどのように変わったかということについて、いずれも対前年度当初と対比してみると、五十二年度の場合一七・八％が二九・六％、五十一年度の場合五・八％が一九・一％の伸び率となっており、これは市当局の財政運営のあり方に問題があるとして、私はこれまでたびたび指摘してきたところでございます。五十三年度はこうした点を踏まえても、なお税収が予算計上額以上には期待できないほど厳しいというのであれば、大企業法人に対する市民税の不均一制限税率課税の実施、五十三年度の公害対策への市費負担分

一億四千四百万円や、さらに多額の石油コンビナート防災対策費の市費負担分についての原因者負担など当然の負担を課して、歳入増を図るべきであると思います。しかし、市当局がこの点についてかたくなに拒否をしておられることは、まことに残念であります。

二つ目には、政府の国債、地方債の大増発による景気刺激策を市も受けて、五十三年度には市債が前年度比四六・八%増と、五十二年度の六八・四%増には及びませんが、歳入構成比では一四・一%と、五十二年度の一一・三%よりも高くなり、五十年度六・九%の倍以上となっておることでございます。この市債の増大については、歳出における公債費の増高とあわせて、今議会では特に多くの議論がなされましたが、これに対して市当局は、市債、公債費の中身や性質を抜きにしたまるごとの論議で、盛んに市の財政難を駆り立てる態度に終始したと思うのであります。だれが見ましても、市債、公債費は少ない方がよいに決まっていると思います。そして、確かに四日市の市債残高は多額に上り、なおふえ続けることは予想され、公債費もますます増大することは避けられないと思います。しかし、市債の中には政府が本来の地方財源対策をとらないで、オイルショック対策や景気浮揚策のために起債を全国的に地方自治体に押しつけてきたものがかなり含まれております。これは単に四日市市のみならず、全自治体が挙げて政府に民主的な解決策をとらせるべきであり、そのための対策や運動を強力に進めることにこそ努力すべきであると思います。また、四日市においては、一般会計の五十三年度末市債残高二百四十億の四一・七%の百億が土木債で、その六一・二%の六十一億二千万円が雨池、塩浜など都市下水路関係事業債であります。この市債を含めて、最近の市財政の相当部分を占める巨額の都市下水路事業をなぜ進めなければならなくなったのか。それは大企業等の長年にわたる地下水の大量のくみ上げあるいは法定ディベロッパーを中心とした無計画な乱開発などが要因であります。そのためにどれだけ市民の生命や財産が犠牲にされ、さらに他の必要な事業が犠牲にされたか、はかり知れないものがあると

思います。これらの市債の償還につきましては、改めてその原因に即して新たな方策をとるべきであると思います。こうした市債、公債費の内容、性質、負担のあり方、真の解消策を明らかにしないで、ただ市財政難をあおり、市民の切実な諸要求を抑えるような市当局の態度は容認できないと思います。

三つ目には、使用料、手数料が、市営住宅使用料の一方的な大幅値上げをはじめとする幾つかの市料金の値上げにより二八・六%の対前年度増となっていることでございます。特に市営住宅につきましては、さきにも触れましたように、いろいろな問題点があることは明らかであり、使用料の値上げではなく、最近建設の市営住宅使用料の引き下げや既存住宅の抜本補修、市営住宅の建設をふやすことこそ緊要であると思います。委員会の審査を通して、使用料値上げが時期を三カ月ずらす方向を出されたことに対して、私は関係者の皆さんに敬意を表するものでございます。しかし、値上げの中身そのものは、いろいろな問題点があるにもかかわらず少しも変わらないことはまことに遺憾であると思います。私は、引き続き市長が市営住宅居住者の皆さんとよく話し合って、理解と納得を得られるような解決を図るよう求めたいのであります。

第二に、五十三年度予算案の歳出と施策における特徴と問題点として、一つには、福祉予算が最もしわ寄せを受けていることであります。対前年度比ではわずかに伸びていますが、予算全体の伸び率には及ばないわけですし、歳出構成比は、五十一年、五十二年、五十三年と年々低下しております。一層きめ細かい福祉行政の推進、地域社会に密着した福祉に力を注ぐということでございますが、他都市よりもはるかに立ちおくれた四日市の福祉水準をもっと引き上げるということ、不況で最も大きな打撃を受ける社会的弱者に対する手厚い施策という点では中身の薄いものとなっております。私は四日市の福祉充実のために一般質問において、また党の地区委員長の名において幾つかの施策の実施を要望いたしましたが、改めてその実現を強く求めるものでございます。

なお、福祉基金についてでございますが、大企業はほとんど協力をせず、五十三年度には当初の目標を切り下げ、市費の持ち出しも少なくしていることは納得できません。市長は、代表質問か一般質問に対する答弁の中で、大企業法人との共存共栄あるいは大企業も法人市民ということを言われましたが、市長は責任を持って大企業に福祉基金の強化について協力、分担をさせるようにしてほしいものであると思います。また福祉予算の中で、五十三年度も解同、同和会に対する補助金を計上しておりますが、公正公平な同和行政を逸脱した不当なものであり、容認できません。同和行政につきましては、公正、公平、民主的で、国民融合を進める立場から推進を図るよう強く望むものであります。

福祉資金、住宅資金貸付制度は、一般市民にも適用を拡大すべきであると思います。

二つ目には、教育費とその施策において、特に今日の教育における最大の、そして一刻も猶予のならない問題であるところの学童の学力の落ちこぼれ、非行防止についての具体的な施策や予算がはなはだ乏しいことであります。市教育委員会がもっと積極的に取り組むよう強く望むものであります。

最後に問題にしたいのは、港管理組合負担金を、主として港湾費が前年度の倍近い大幅な増となっており、これは容認することができません。富州原水門建設など住民の治水対策事業などもありますけれども、基本的には、石油コンビナートをはじめ、その他の大企業の企業活動の根幹をなす施設であり、港湾設備の整備、維持管理については、受益企業と巨額の関税を取っている国を中心とし、これに県が加わった中で当たるべきであると思います。市はわずかに特別とん譲与税を五十三年度は二億三千万を計上しているにすぎません。また、港管理組合の運営経費である総務費の、実に九五・五%が県・市の負担金で賄われるという不合理なこともあります。この際、市の港負担金につきましては、管理運営のあり方を含めて抜本的に改善するよう強く望むものであります。さらに、八億五千万もの港負

担金予算の審議にもかかわらず、議員に何らの資料提供もしないということは議会制民主主義を踏みにじるものであり、許せないと思います。直ちに改めるよう求めるものでございます。

議案第五号の五十三年度国保特別会計予算についてでありますが、この国保制度発足以来四日市におきましては、国保料金が値上げされなかったことはないというぐらい、毎年のように値上げをされてまいりました。五十三年度も一人当たり二一・六%の値上げが行われることになっております。しかも、五十二年度の場合は途中で助産費の給付改善が行われましたが、五十三年度は全く何の給付改善も行われないのであります。値上げ幅の点では、当初、市長は二五%国保運協に諮問し、これが運協の協議を通じて、一般会計と国保会計の給付費支払準備金とから、合わせて新たに三千九百万円の繰り入れを加え、繰入金総額を三億二千三百万円とすることによって二一・六%にするという努力が払われたものではございますが、しかし、わたしは、これが国保加入者の置かれている現状や市民の三分の一を占める国保加入者の生命と健康にかかわる事業としての量的、質的重みという点や市の財政等々を考えて真にやむを得ないものとは思えないのでございます。

国保制度の内容が劣悪なことは申すまでもありません。その国保制度の劣悪な内容と国保財政の悪化につきましては、何といいましても、国に、民主的で抜本的な改善を実施させることが急務であり、そのためにもっと効果的な運動を一層強めるよう市当局にも望むところであります。それとともに、市としても国保事業をもっと重視し、一層の助成策を講じて国保料の値上げを抑え、給付の改善を図るべきであるし、市の財政を全般的に見ればそれはもっと可能であると考えるのでございます。現に四日市の、国保への一般会計繰入額は、五十三年度の場合一人当たりにして四千二百七十三円であるのに対し、津市が五千六百円、桑名市が五千三百七十三円となっており、四日市はなお少ないと言わねばなりません。こうした点を考え、国保料値上げを抑えるべく再検討を求めたいと思うのであります。あ

わせてこの機会に、国保料については条例で定めるように改め、国保運協の答申を得るとともに、市議会に図るようにすること、国保加入者の組織化を図り、その意見、要求を聞くようにすることを求めるものであります。

次に、議案第十六号五十三年度水道事業会計予算についてであります。

五十三年度の水道事業会計は、五十二年度比わずか二・八％増で、五十二年度の八・二％、五十一年度の二〇％の伸びと比べて一段と厳しい内容となっております。水需要が伸び悩んでいるということで、五十二年度比二・九％増を見込んでいるにすぎず、収益的収入では〇・八％増、その大宗をなす給水収益はさらに低く〇・四％の増と、あるかなしの状態となっております。一方、収益的支出は七・八％増であり、その中で職員給与費が一〇・二％増、北勢水道用水受水費は一二・五％増となっています。収入と支出の差は、五十二年度二億四百万円に対し五十三年度は六千百万円で、五十二年度の七割減となっております。五十二年度の場合、北勢水道用水受水費は用水自体の二ヵ月の給水開始のおくれと五十二年度当初に予定した九十三万四千トンの受水をしなかったことで、二回にわたる補正で基本料金のみ一億一千六百四十三万六千円の支出にとどまったわけでございますが、しかし、五十三年度の場合は五十二年度より九十円高い基本料金の満一年分はもとより、百十万二千トンの水を受水することになっており、その使用料金等を支払うことが、天候等にもよりましょうが、避けられないのではないかということでございます。そうなれば文字どおり、水道事業と財政は単に経費の節減と効率的な運用に一層努めるだけでは済まない重大な事態を迎えることになるのであります。私は、かねてから大企業等の大口需要者に対する契約水量制の導入など料金体系とともに、第三期拡張計画を、その財源負担のあり方を含めて、民主的に根本的に改めるよう主張してきたところでありますが、当局は、ただ業務予定量の数字の操作だけで経過してきたのであります。しかし当局も、五十三年度においてようやく拡張計画の見直しを行うということ、それに要する経費を計上されたわけでございますが、その見直しに当たりまして

は、あくまで市民本位で民主的な内容とするよう、その中身に私が一貫して主張してまいりましたところも十分組み入れていただき、市民の負担増となる水道料金値上げに導くことのないよう、あらかじめ強く要望しておきたいと思います。

ところで、五十三年度予算案の最大の問題は、北勢用水の受水の問題であります。これは今後の水道財政に重大な影響を与え、ひいては近い将来に水道料の大幅値上げの要因ともなりかねないのであります。これにもかかわらず当局の対応がきわめて不明瞭であり、このままでは五十三年度予算を認めることはできません。第一に、日量一万六千七百トンもの契約水量に応じて、五十二年度よりもさらに九十円も高い基本料金を取られることであります。その大幅値下げを県に認めさせるべきであります。第二に、果たして五十三年度には年間百十万二千トンの水を使うのかどうか。これはまさに天候等の条件により、だれも予測することはできないかもしれませんが、しかし、県が無理やり使うよう押しつけようとしていることは事実であり、当局もそれに従っているように思われてならないのであります。たとえば、この百十万二千トンの水は予算書にあるとおり、五十三年度の年間総配水量の二・八％に当たります。これは五十三年度の年間総配水量の五十二年度対比伸び率の二・九％より〇・一％少ないだけであります。この二・八％あるいは二・九％の数字に対して給水収益は、さきにも見ましたように五十二年度対比〇・四％増しか見込まれていません。つまり、県から高い水を買わされるが、実際には必要もなく売れもしない水だから、料金収入に結びつかないと見ていることになるのではないかと疑念も浮かぶのであります。第三に、北勢用水は給水開始が計画より一年以上もおくれ、しかも五十二年に実際に水を使ったのは、長島町などのごく一部の町水道だけであります。四日市でも当初は、五十一年度に年百九十四万一千八百トン、五十二年度に二百九十一万二千七百トン、五十三年度四百五万三千五百七トンを使うことになっておりましたが、実際には五十一年度も五十二年度もゼロ、五十三年度も当初の約

四分の一しか使わない予算となっております。この結果、県は大きな歳入欠陥を生じており、これを基本料金、使用料金、負担金の大幅値上げとして押しつけてこようとしているわけでございますが、これが、いまのような当局の対応では押しつけられかねないのであります。私は、これらの問題点についてどのような解決を図るのか、速やかに対処するよう求めてやみません。

次に、議案第三十四号公共下水道条例の一部改正と第三十六号幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正について反対の意見を申し上げたいと思います。

いずれの料金値上げもこの不況下に市民生活を圧迫することになるので、反対であります。この二つの料金の値上げのほか、五十三年度実施の他の料金値上げや、さらに最近の諸料金の値上げが、いずれも個々に特定の受益者だからということで押しつけられておりますが、個々には特定ではあっても、全体的には、市民は何らかの施策のあるいは施設の受益者となっているのであり、そのために税金を払っているわけであります。個々の施設、施策の受益者が特定ということで料金をどんどん値上げするのであれば、何のために税金を払っているのかわからなくなるのであります。いまこそ、政治の根本目的は民生安定にあるので、予算、財政の所得再配分の重要な機能を重視して、市民に負担増を強いるのでなく、大企業に対して、当然のそして必要な負担金と税を課し、不当な支出を抑えることをなすべきであると思います。

最後に、議案第五十三号五十二年度一般会計補正予算、第五回補正について反対するものであります。

第一の問題点についてでありますが、今日提案されております第五回の補正予算、つまりこれまでに五回の補正が行われてきたわけでございますけれども、市税収入は、五十二年度当初の計上より一〇%、前年度最終補正後の額より一五・一%、歳入全体では一四%と一二%も伸びましたし、二億円の財政調整基金の取り崩しによる繰り入れも、

今回の補正で全額減額し、さらに過年度発行縁故債の一部を繰り上げ償還するなど財政に余裕のあることを示す措置が講じられております。こうした経過を見るとき、五十二年度における市財政の運営について大きな疑念を持たざるを得ないのであります。五十二年度一般会計補正予算案の最終補正に当たり、この点を強く指摘し、批判するものであります。

第二の問題点は、県営事業に対する市の負担金の問題であります。その負担金の額は、今回の補正予算計上分が、議案第五十五号の五十二年度土地区画整理事業特別会計分と合わせて三億二千二百万円余り、既計上分を加えた総額では三億九千万円余りとなります。このほかに三億二千二百六十万円の県立高校用地購入費があるわけでございます。この県立高校用地は、市のものにして登記をするといたしましても、ほとんど永久的に転用できるわけでもなく、しかも無償貸し付けということであれば、実質、市の持ち出し勘定であり、これを加えると七億一千三百万余りとなるのであります。これに対して県からの補助金は三億四千七百万円と、市の三億二千二百六十万円の負担金よりわずか二千三百八十三万七千円多いだけであります。また、市の負担金と県立朝明高校用地購入費を加えた額と、県からの補助金と負担金の合計額との比較では、一億三千四百万の市の持ち出しとなっております。かねてから私は、県補助金の大幅増、補助対象の拡大、県営事業に対する市負担金の軽減を強く主張してきたところでありますが、全く改善されないまま、多額の市費負担を支出することは容認できないと思います。この県負担金の軽減等について引き続き市当局が積極的な努力をされるように強く望みたいと思いますし、朝明高校用地については、あくまで適正な有償貸し付けとするよう望むものであります。

大変長時間にわたりまして申しわけありません。終わります。

○議長（大谷喜正君）　これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

まず、議案第三号昭和五十三年度四日市市一般会計予算、議案第五号昭和五十三年度四日市市国民健康保険特別会計予算、議案第十六号昭和五十三年度四日市市水道事業会計予算、議案第三十四号四日市市公共下水道条例の一部改正について、議案第三十六号四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正について及び議案第五十三号昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算（第五号）の六件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大谷喜正君）　起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま採決をいたしました議案を除いた残り五十六議案について一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第六三　報告第五号　弾力条項の適用について

○議長（大谷喜正君）　次に、日程第六十三、報告第五号弾力条項の適用についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　ただいまご上程の報告第五号は、先般開催いたしました昭和五十二年度第七回市営競輪におきまして、車券の売り上げが予算を上回りました結果、これに伴う経費支出の予算が不足し、やむを得ず地方自治法第二百十八条第四項に規定する弾力条項を適用して経費の支出を行いましたので、ご報告申し上げるものであります。

○議長（大谷喜正君）　提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　別段ご質疑もありませんので、本件については、これをもって報告を終了いたします。

日程第六四　議案第六五号　名誉市民の推挙について

○議長（大谷喜正君）　次に、日程第六十四、議案第六十五号名誉市民の推挙についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　ただいまご上程の議案第六十五号は、去る三月六日に四日市市名誉市民推薦審議会の答申を得ましたので、名誉市民として丹羽文雄氏を推挙しようとするものであります。

氏は、お手元の経歴書のとおり、市内浜田町に生まれ、市立第二尋常高等小学校（現浜田小学校）と県立富田中学

校（現四日市高等学校）に学び、早稲田大学を卒業されました。昭和七年に「鮎」を発表し、本格的な文筆活動に入られてより数多くのすぐれた作品を発表され、第二回中央公論賞をはじめ数々の文学賞を受けられ、わが国の代表的な作家でありますことは、ご承知のとおりであります。

また、昭和三十一年から日本文芸家協会理事長を、昭和四十一年から昭和四十七年まで同協会会長を務めるとともに、多年にわたり文芸同人誌「文学者」を主宰し、後進の育成に尽くされるなどわが国の文学界の進展に寄与された功績はまことに顕著であり、昨年十一月には文化勲章を受章されました。同氏は、本市にとりましても誇るべき文化人であると考えます。よって、同氏の功績を末永く顕彰するため名誉市民に推挙いたしたいと存じ、ご提案申し上げるものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君）　提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　別段ご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については、委員会の付託を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第六五　議案第六六号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（大谷喜正君）　次に、日程第六十五、議案第六十六号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　ただいまご上程の議案第六十六号は、本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、長谷川一郎氏が昨日をもって任期満了となりましたので、後任の委員として河村孝一氏を選任したいと存じ、ご提案申し上げるものであります。

なお、同氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君）　提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　別段、ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第六六　委員会報告第一号　総務委員会請願書等審査結果報告、ないし

日程第六九　委員会報告第四号　建設委員会請願書等審査結果報告

○議長（大谷喜正君）　次に、日程第六十六、委員会報告第一号総務委員会請願書等審査結果報告、ないし日程第六十九、委員会報告第四号建設委員会請願書等審査結果報告の四件を一括議題といたします。

本件は総務、教育民生、産業公営企業、建設の各常任委員長からの請願、陳情に関する審査結果の報告であります。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより直ちに本件を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり決定されました。

○議長（大谷喜正君）　なお、総務、教育民生、建設の各常任委員長から目下委員会において審査中の事件について、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第七〇　委員会報告第五号　公災害対策特別委員会調査報告、ないし

日程第七三　委員会報告第八号　地域対策特別委員会調査報告

○議長（大谷喜正君）　次に、日程第七十、委員会報告第五号公災害対策特別委員会調査報告、ないし日程第七十三、委員会報告第八号地域対策特別委員会調査報告についてでありますが、本件は、公災害対策、交通対策、都市再開発、

地域対策の各特別委員長からの調査報告であります。

報告書をお手元に配布いたしておりますので、これによりご了承を願います。

なお、各特別委員会は、本日をもって消滅することになりますので、念のため申し上げておきます。

○議長（大谷喜正君）　この際、おはかりいたします。山本勝君から、小規模事業資金など融資制度の金利引き下げに関連して緊急質問の通告があります。山本勝君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君）　ご異議なしと認めます。よって、山本勝君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、発言を許すことに決しました。

山本勝君の発言を許します。

山本　勝君。

〔山本　勝君登壇〕

○山本　勝君　貴重な時間を割いていただいたわけでありますが、けさの新聞を見ていただきまして、不況対策に対する中小企業などにその融資制度の中で金利の引き下げの報道がなされております。このことにつきまして私はとやかく申す必要はないんでありますが、ここで私が考えましたのは、果たしてこのことだけでこの最近における、特に円高、ドル安の中で、四日市の中では特に四日市万古あるいは漁網関係などの輸出業者に対する援助措置というのがこれでいいんだろうかと、こういうことをつくづく考えました。委員会の開催中にこういうことが報道されておれば、

私はあえて緊急質問をしなくてよかったわけでありますが、この機会を逃しますと六月まで機会がなくなります。したがいまして、現在すでに為替レートは一ドル二百二十五円、まあ端数は切り捨てますけれども、わずか以前でありますが、一ドル二百三十円割ったら、日本における輸出企業はもう破綻をするんじゃないか、こういうふうに政府が言った時期もありますし、何かこう円高になってまいりますと、最近では、今度は二百二十円になったらまたおかしくなるんじゃないかと、こういうような声までささやかれております。何かこう為替レートの変動に伴って、政策があいまいもこになっておりますが、そういうことをやっておりますと、果たして業者が救われるのかどうか、業者の立場が一体どこへ行ってしまったんだろうかということを私は非常に危惧します。

そこで、この融資制度の利子引き下げと同様、円高に対する、輸出業者に対する援助措置というのをどう考えられておるのかですね、まずお答えを願いたい、このように思います。

○議長（大谷喜正君）　産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君）　お答えをいたします。

ただいまご質問もありまして、本日の新聞紙上でもご存じのように、市並びに県市の協調で実施しております制度金融につきましては、四月一日から〇・二ないし〇・五の引き下げをして対策をしていきたいということでございますし、もう一点は、すでにご報告、ご理解をいただいておりますように、昨年の、国の円高緊急対策あるいは県の制度に対応いたしまして、市もその一％の利子補給をするということで、まず金融面での対策を進めさしていただいております。そのほか、もちろん企業の構造上の問題あるいは技術上の問題あるいは販路等の問題、つまり各般にわたりまして、この点につきましては、本年度の当初予算ご審議の中においてもご答弁申し上げておりますし、実質、そ

のような方向で見本市その他も実施して、販路の拡張をいたしておるような次第でございます。

なお、今後もさらに具体的な問題として幾つか出てまいりますが、緊急に対応してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（大谷喜正君）　山本　勝君。

〔山本　勝君登壇〕

○山本　勝君　緊急な対策を講じるということでありますが、たとえば四日市万古の関係だけをとらまえて問題提起をしたいと思います。

いま、四日市市内にある万古業者のうち、輸出業者数は六十五社あります。この六十五社に与える円高影響というのは大変なものになると思うわけでありますが、万古業界における経費の必要パーセントといいますか、分割してまいりますと、これはあくまでも平均でありますが、総経費を一〇〇としまして、人件費が大体四〇％程度を占める、これは一位でありますが、それから二番目に多額の経費を要するというのが、いわゆる燃料ということになっております。緊急に調べたわけでありますけれども、約一〇％近くが燃料費と、こういうふうになされているわけであります。したがいまして、人件費を削減ということにはまいりませんけれども、たとえばこの燃料費について、四日市のコンビナートから出されてくるプロパンガス、こういうものが相当多く使用されているはずであります。それがコンビナートの、たとえば大協石油から原料が出される場合が、業者の手元に渡るときにはすでに十倍程度の価格になっているということをわたしたちは聞いているわけであります。その中間には商社等の、いわゆる中間マージンが搾取さえていることになりますけれども、大協ばかりにかかわらず、そういう燃料の原料になるブタンは、昭和四日市石油とかあるいは三菱油化、さらには合成ゴムというような、こういうところからも生産されるということになっておりますから、せめてこういう燃料費についても、市長ひとつ四日市市内ですから足を運んでいただいて、直接安く、こういう輸出生産業者にですね、いま申し上げたようなコンビナート企業から、何といいますか、配給といいますか、安く提供ができるような、そういう措置について研究をしてもらうようにひとつ働きかけをしていただきたい。そういうことが、先ほど申し上げました一〇％近くも経費にかけている燃料費の削減になり、ついては輸出生産業者の助けになるんじゃないか、こういうふうに読むわけです。幾らこう販路を進めてまいりましても、円高で日一日と、現在は一ドル二百二十五円でありますが、これはまたいつ二百二十円を割るということにもなりかねないと思います。安いものばかり向こうで買われておっても、これは生産が追いつきませんし、業者は苦しむばかりでありますから、やっぱりそういう内輪での援助措置というのも積極的にやっていただくように、この際問題提起をしながら強く要望しておきたいと、このように思います。

○議長（大谷喜正君）　これをもって、山本勝君の緊急質問を終了いたします。

○議長（大谷喜正君）　以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じることにいたします。

この際、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

〔市長（加藤寛嗣君）議場中央に進む〕

○市長（加藤寛嗣君）　一言御礼を申し上げたいと思います。

昭和五十三年度の当初予算のご審議に当たりましては、三月九日から本日まで大変長い期間ご審議を賜ったわけでございますが、一般会計、特別会計、企業会計等を合わせますと六百五十八億七千万という、きわめて膨大な予算に

なっておりますし、さらにそれに関連をいたしまする諸条例の改正等たくさんの議案につきまして熱心にご審議を賜り、原案どおりご可決いただきましたことは、大変ありがたい幸せでございます。ここに厚く御礼を申し上げたいと思います。

顧みますれば、今日の経済情勢きわめて厳しいものがございますし、これを受けまして当市の財政事情というものも大変むずかしい事態に差しかかっておるというふうに認識をいたしております。こういった時期に際しまして、予算の運営に当たりましては、議会の中で種々ご議論をいただき、議員の皆さま方からちょうだいいたしましたご高説等を十分心の中にとめまして、今後五十三年度の予算の執行に当たりましては、万遺憾なきを期しますとともに、効率的に予算運営をいたし、市行政の伸展に努めたいというふうに考えておりますので、どうかこの上とも皆さま方のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、御礼の言葉にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

（拍手）

○議長（大谷喜正君）　これをもちまして、昭和五十三年三月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりまして、ご審議大変ご苦労さまでございました。

午後六時十五分閉会

右、地方自治法第百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長　大谷喜正

四日市市議会副議長　長谷川鐸元

署名議員　加藤定男

署名議員　増山英一

代表質問通告一覧表

（昭和五十三年三月定例会）

第1日（3月14日）

発言順序	要旨	氏名
1	一、三全総と四日市 二、当面の諸問題 1. 公共料金について 2. 公共施設の活用について 3. 高校全入について 4. その他（公害問題）	日本社会党 前川辰男
2	一、昭和五十三年度予算執行にあたって 1. 財政について 2. 人事について 3. 福祉について	政策研究会 宇治田良市
3	一、総合基本計画について 二、石油新税について 三、地盤沈下対策について 四、産業振興について 五、四日市市の将来についての構想、都市規模並びに活力源等について 六、四日市港振興に関し、貿易額の拡大をどの方面に求めようとしているか	市民クラブ 生川平蔵

4	無所属クラブ 小林博次	一、都市化社会の中での四日市の将来方向について
5	革新クラブ 出井博	一、市長の所信を聞いて 1. 総合的な都市づくりについて 2. 諸施策の創造について 3. 今後の財政展望について 4. 第二次総合計画策定の基本について 5. 地区市民センター構想に関連して 6. ＹＫＫ問題に関連して 7. 中小企業救済に関連して 8. 住宅行政に関連して 9. サラ金問題に関連して
6	公明党 松島良一	一、昭和五十三年度当初予算について 二、米の新生産調整について 三、教育問題について （青少年非行防止について） 四、公害患者対策について 五、公営住宅の家賃値上げについて 六、道路行政について
7	交友クラブ 加藤定男	一、市長の議案説明について 行政姿勢について 二、総合基本計画の見直しについて 三、国鉄関西線の複線化について 四、教育行政について （大学誘致問題）
8	清風会 後藤寛次	一、五十二年度の反省から 三つの課題にふれて 二、財政問題について 公害から生じる社会的損失 三、学校教育について 四、青少年の非行化について 五、懸案の問題について 工業高校・ＹＫＫ・病院跡地・北部墓地公園
9	自由クラブ 山中忠一	一、財源と行政 今後の財源と見通しについて 各行政の進め方について 二、教育と福祉 教育指導と福祉行政の進め方について 三、農政 減反と今後の農政の指導方針について

第2日（3月15日）

発言順序	要旨	氏名
1	一、個室付浴場について 二、緑地帯及び公園計画決定について	市民クラブ 森　安吉
2	一、近鉄駅前七〇米道路遮断について （その後の経過について） 二、市民センター構想（中央地区中心部）について 三、と畜場食肉センター改築について	市民クラブ 山路　剛
3	一、市財政の今後（中期）の展望及び財源対策について 二、工業高校移転に関するその後の状況及び見通しについて 三、消防職員協議会について	市民クラブ 大森　多喜三
4	一、四日市市総合計画について 二、朝明川改修について 三、道路網の見直しについて	交友クラブ 野呂　平和

5	6	7
一、深刻な不況、円高から市民の生活と営業を守るために 1. 市民福祉の充実について 2. 使用料、手数料等市の公共的料金引上げ問題について 3. 中小商工業振興策等について 二、市財政をめぐる問題について 三、学業等からの落ちこぼれをなくし、非行を防ぐための対策強化について 四、市民の健康づくり対策ー県保健所の充実と市保健センターの設置等について 五、「市民参加」、「対話と調和」について 六、消防長人事等について	一、市営住宅家賃値上げについて 二、福祉行政について 1. 老後対策について 2. 福祉行政の蔭の推進役の待遇はどうか 3. 高額療養資金貸付制度の現状について 三、保健所跡地について	一、福祉家庭（寡婦福祉手当制度）作りについて 二、住居表示と行政とのくい違いを問う 三、教育問題について 四、日永終末処理場増設に関する問題 五、平山物産悪臭公害に関する経過と早期解決について
日本共産党 小井　道夫	公明党 田中　基介	公明党 平野　行信

8	革新クラブ 金森　正	一、今後の行政対応の基本について 二、社会教育について 三、広告物条例について 四、教育公社について 五、市立病院跡地問題について 六、治水行政に関連して 七、交通行政に関連して 八、悪臭対策について
9	自由クラブ 橋本増蔵	一、予算編成について 1. 歳入について イ 史上最高の倒産について ロ 中小企業について ハ 史上最高の暖冬について ニ 農業問題について 2. 関連事業費について イ 総合計画について ロ 公共事業について
10	自由クラブ 後藤長六	一、予算執行を妨げる行政不信と住民のエゴ及びその対策について 二、北勢沿岸流域下水道南部処理区の進捗状況とその展望について

11	自由クラブ 小川四郎	一、塩浜駅周辺整備に関連して 二、図書館について 三、新総合計画策定に関連して
12	日本社会党 古市元一	一、朝明川の改修について 二、北部埋立地跡地利用と進入道路について
13	日本社会党 山本　勝	一、傾斜地における土砂採取の現状と対策について 二、農業（農家）を守る立場での排水対策について 三、三重用水事業の現況と農家の負担について
14	清風会 高木　勲	一、四日市市の農政について 1. 人口増と食糧問題 2. 三重用水事業 3. 農村総合整備モデル事業 4. 生産と学校教育 5. 水田利用再編成対策
15	政策研究会 川口洋二	一、総合計画の進捗状況と新総合計画の進め方等について 二、工業高校移転問題について 三、中国との都市提携について

16	一、就学前教育について 二、同和対策について 三、公害対策について （財団のその後について） 四、市営住宅の家賃について 五、名古屋オリンピックについて （今後の取り組みについて）	無所属クラブ 坂口正次

議案質疑通告一覧表

（昭和五十三年三月定例会）

発言順序	要旨	氏名
1	一、議案第三号　昭和五十三年度四日市市一般会計予算 1. 総務費の企画費について 2. 衛生費の尿尿処理費について 二、議案第六号　昭和五十三年度四日市市と畜場食肉市場特別会計予算	清風会 伊藤信一
2	一、議案第三号　昭和五十三年度四日市市一般会計予算 1. 歳入の使用料及び手数料について 2. 総務費の総務管理費について 3. 土木費の港湾費及び住宅費について	日本共産党 小井道夫

	二、議案第八号　昭和五十三年度四日市市公共下水道特別会計予算 三、議案第一六号　昭和五十三年度四日市市水道事業会計予算 四、議案第二八号　四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正について	
3	一、議案第三号　昭和五十三年度四日市市一般会計予算 1. 土木費の住宅建設費について 2. 教育費の社会教育総務費について	日本社会党 山本勝
4	一、議案第三号　昭和五十三年度四日市市一般会計予算 1. 歳入の使用料及び手数料について 2. 地区市民センター公民館建設費について	日本社会党 福田香史

付託議案一覧表（一）

（昭和五十三年三月定例会）

○総務委員会

議案第三号　昭和五十三年度四日市市一般会計予算

第一条　歳入全般

歳出第一款　議会費

第二款　総務費

第　四款　衛生費
第　五款第二項　労働諸費
第　九款　消防費
第一二款　公債費
第一三款　予備費
第二条　債務負担行為
第三条　地方債
第四条　一時借入金
第五条　歳出予算の流用
議案第一〇号　昭和五十三年度四日市市交通災害共済事業特別会計予算
議案第一一号　昭和五十三年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算
議案第一八号　昭和五十三年度四日市市桜財産区予算
議案第一九号　四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について
議案第二〇号　四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
議案第二一号　四日市市職員定数条例の一部改正について
議案第二二号　四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第二三号　四日市市職員給与条例の一部改正について

議案第二四号　育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正について
議案第二五号　四日市市税条例の一部改正について
議案第三〇号　四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議案第三一号　四日市市霊園条例の一部改正について
議案第三二号　四日市市斎場条例の一部改正について
議案第三九号　四日市市消防賞じゅつ金条例の一部改正について
議案第四四号　住居表示に関する法律第三条第一項の規定により当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
議案第四五号　町の区域の変更について
議案第四六号　字の区域の変更について

○教育民生委員会

議案第　三号　昭和五十三年度四日市市一般会計予算
第一条　歳出第　三款　民生費
第一〇款　教育費
議案第　五号　昭和五十三年度四日市市国民健康保険特別会計予算
議案第一三号　昭和五十三年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計予算
議案第一四号　昭和五十三年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第二六号　四日市市立保育所条例の一部改正について
議案第二七号　四日市市立養護施設条例の一部改正について
議案第二八号　四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正について
議案第三五号　四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
議案第三六号　四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正について
議案第三七号　四日市市立幼稚園条例の一部改正について
議案第三八号　四日市市立公民館条例の一部改正について
議案第四七号　小学校施設の譲り受けについて
議案第四八号　小学校施設の譲り受けについて
議案第四九号　小学校施設の譲り受けについて
議案第五〇号　小学校施設の譲り受けについて
議案第五一号　中学校施設の譲り受けについて
議案第五二号　中学校施設の譲り受けについて

○産業公営企業委員会

議案第　三号　昭和五十三年度四日市市一般会計予算
　第一条　歳出第　六款　農林水産業費
　　第　七款　商工費
　第一一款第一項　農林水産施設災害復旧費
議案第　四号　昭和五十三年度四日市市競輪事業特別会計予算
議案第　六号　昭和五十三年度四日市市と畜場食肉市場特別会計予算
議案第　七号　昭和五十三年度四日市市営魚市場特別会計予算
議案第一五号　昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業会計予算
議案第一六号　昭和五十三年度四日市市水道事業会計予算
議案第一七号　昭和五十三年度四日市市農業共済事業会計予算
議案第二九号　四日市市営宮妻峡ヒュッテの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第三三号　四日市市農業共済条例の一部改正について
議案第四〇号　四日市市簡易水道条例の一部改正について
議案第四一号　農業共済事業事務費の賦課について

○建設委員会

議案第　三号　昭和五十三年度四日市市一般会計予算
　第一条　歳出第　五款第一項　失業対策費
　　第　八款　土木費
　第一一款第二項　土木施設災害復旧費
議案第　八号　昭和五十三年度四日市市公共下水道特別会計予算

議案第　九号　昭和五十三年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算
議案第一二号　昭和五十三年度四日市市営駐車場特別会計予算
議案第三四号　四日市市公共下水道条例の一部改正について
議案第四二号　市道路線の認定について
議案第四三号　市道路線の一部廃止について

付託議案一覧表（二）（昭和五十三年三月定例会）

○総務委員会
議案第五三号　昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算（第五号）
第一条　歳入全般
歳出第　二款　総務費
第　四款　衛生費
第　九款　消防費
第一二款　公債費
第二条　繰越明許費
第三条　債務負担行為
第四条　地方債
議案第六〇号　四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

議案第六四号　土地の取得について

○教育民生委員会
議案第五三号　昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算（第五号）
第一条　歳出第　三款　民生費
第一〇款　教育費
議案第五六号　昭和五十二年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第二号）
議案第五七号　昭和五十二年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第二号）
議案第六一号　土地の取得について
議案第六二号　土地の取得について
議案第六三号　土地の取得について

○産業公営企業委員会
議案第五三号　昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算（第五号）
第一条　歳出第六款　農林水産業費
第七款　商工費
議案第五八号　昭和五十二年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算
議案第五九号　昭和五十二年度四日市市水道事業会計第二回補正予算

○建設委員会

議案第五三号　昭和五十二年度四日市市一般会計補正予算（第五号）

第一条　歳出第　八款　土木費

第一一款第二項　土木施設災害復旧費

議案第五四号　昭和五十二年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第四号）

議案第五五号　昭和五十二年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第三号）

請　願

受理番号	受理年月日	件　名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第一号	五三、三、九	橋北幼稚園の運動場拡張および園舎の改築について	四日市市新浜町一五ー一五 橋北幼稚園ＰＴＡ 会長　谷　川　治　美 ほか一三八名	大　森　多喜三	教育民生
第二号	五三、三、一〇	西橋北地区内滝川町所在子供広場の確保について	四日市市陶栄町三ー二二 西橋北地区連合自治会 会長　川　村　藤　郎 ほか五名	大　森　多喜三	〃
第三号	五三、三、一四	北西部老人福祉センター建設について	四日市市西坂部町四六八六の一〇 三重地区長寿会 会長　小　山　佐次郎	山　本　　勝	教育民生
第四号	〃	市営住宅家賃値上げについて	四日市市高花平四丁目一ー一 四七 市営住宅居住者協議会 会長　真　川　　勇 ほか四九四七名	前　川　辰　男 川　口　洋　二 田　中　基　介 小　井　道　夫 小　林　博　次	建設
第五号	〃	朝鮮の自主的平和統一運動の支援について	四日市市東阿倉川町 在日本朝鮮人総連合会 三重県四日市支部 委員長　許　　南　石	福　田　香　史	総務

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第一号	五三、三、九	朝明川の全面改修について	四日市市松寺二丁目一八ー一五 四日市市北部ブロック自治会長 代表　大矢知地区連合自治会長 寺尾　実 ほか五名	建設
第二号	〃	埋蔵文化財の保護について	四日市市西伊倉二ー八 三泗教育会館内 四日市文化財を守る会 代表委員　安田日出麿	教育民生
第三号	〃	日永前田町の宅地造成地における排水対策について	四日市市前田町一五ー一四 日永地区前田町中部自治会長 薮下次良 ほか一名	建設
第四号	〃	天カ須賀地先埋立計画事業の促進について	四日市市天カ須賀二丁目一六ー八 天カ須賀連合自治会長 古川守 ほか二名	〃
第五号	五三、三、一〇	精神障害回復者社会復帰施設の設置について	四日市市山分町一三二の一 四日市精神障害者を守るわかばの会 会長　村上金市	教育民生
第六号	五三、三、一一	総合福祉センターの建設について	四日市市栄町八ー三 社会福祉法人四日市社会福祉協議会 会長　竹内森太	〃

委員会報告第一号

総務委員会請願書等審査結果報告

総務委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十三年三月二十八日

総務委員会

委員長　粉川茂

四日市市議会

議長　大谷喜正　殿

請　願

受理番号	受理年月日	件　名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第五号	五三、三、一四	朝鮮の自主的平和統一運動の支援について	四日市市東阿倉川町 在日本朝鮮人総連合会 三重県四日市支部 委員長　許　南　石	福　田　香　史	願意に沿い難い。	不　採　択

陳　情

受理番号	受理年月日	件　名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第二八号	五二、一二、一五	浄化槽汚泥海洋投棄料金公費負担について	四日市市浜町五ー三五 四日市浄化槽維持管理協同組合　理事長　木　村　栄　三 ほか三名	その主旨を了とする。	採　択
第二九号	〃	し尿浄化槽維持管理の公費負担について	四日市市山之一色字大沢台一 〇三三ー一八〇 辻　誠　二 ほか八七二名	その主旨を了とする。	採　択

委員会報告第二号

教育民生委員会請願書等審査結果報告

教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十三年三月二十八日

教育民生委員会
委員長　訓　覇　也　男

四日市市議会
議長　大　谷　喜　正　殿

請　願

受理番号	受理年月日	件　名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第一号	五三、三、九	橋北幼稚園の運動場拡張および園舎の改築について	四日市市新浜町一五ー一五 橋北幼稚園ＰＴＡ会長 谷　川　治　美 ほか一三八名	大　森　多喜三	その主旨を了とする。	採　択

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第二号	五三、三、一〇	西橋北地区内滝川町所在子供広場の確保について	四日市市陶栄町三ー二二 西橋北地区連合自治会 会長　川村藤郎 ほか五名	大森多喜三	その主旨を了とする。関係機関に働きかけるなど積極的な努力を理事者に要望する。	採択
第三号	五三、三、一四	北西部老人福祉センター建設について	四日市市西坂部町四六八六の一〇 三重地区長寿会 会長　小山佐次郎	山本勝	その主旨を了とし、努力されるよう理事者に要望する。	採択
第二号	五三、三、九	埋蔵文化財の保護について	四日市市西伊倉二ー八 三泗教育会館内 四日市文化財を守る会 代表委員 安田日出麿	その主旨を了とする。	採択
第六号	五三、三、一一	総合福祉センターの建設について	四日市市栄町八ー三 社会福祉法人四日市社会福祉協議会 会長　竹内森太	その主旨を了とする。	採択

委員会報告第三号

産業公営企業委員会陳情書審査結果報告

産業公営企業委員会に付託の陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十三年三月二十八日

産業公営企業委員会
委員長　山本勝

四日市市議会
議長　大谷喜正　殿

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第二六号	五二、一二、九	生桑町地内大規模小売店舗進出反対について	四日市市曽井町四八七ー一 神前地区連合自治会 会長　坂倉万吉 ほか一一二〇名	理事者において願意を検討のうえ、善処されるよう要望する。	採択

委員会報告第四号

建設委員会請願書等審査結果報告

建設委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十三年三月二十八日

建設委員会
委員長　橋本増蔵

四日市市議会
議長　大谷喜正　殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第四号	五三、三、一四	市営住宅家賃値上げについて	四日市市高花平四丁目一ー一四七 市営住宅居住者協議会 会長　真川勇 ほか四九四七名	前川辰男 川口洋二 田中基介 小井道夫 小林博次	家賃改定にあたっては、諸般の事情を考慮されるよう理事者に要望する。	採択

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第一号	五三、三、九	朝明川の全面改修について	四日市市松寺二丁目一八ー一五 四日市市北部ブロック自治会長　代表　大矢知地区連合自治会長　寺尾実 ほか五名	その主旨を了とし、善処されるよう理事者に要望する。	採択

第三号	五三、三、九	日永前田町の宅地造成地における排水対策について	四日市市前田町一五ー一四 日永地区前田町中部自治会長 藪下次良 ほか一名	その主旨を了とし、善処されるよう理事者に要望する。	採択
第四号	〃	天カ須賀地先埋立計画事業の促進について	四日市市天カ須賀二丁目一六ー八 天カ須賀連合自治会長 古川守 ほか二名	その主旨を了とし、善処されるよう理事者に要望する。	採択

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事件

請願第二〇号　公共建造物の建設について

請願第二二号　元号法制化促進について

陳情第二四号　四日市公害対策協力財団存続延期について

二、理由

調査研究のため

昭和五十三年三月二十八日

総務委員会

委員長　粉川茂

四日市市議会

議長　大谷喜正殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情第五号　精神障害回復者社会復帰施設の設置について

二、理由

調査研究のため

昭和五十三年三月二十八日

教育民生委員会
委員長　訓　覇　也　男

四日市市議会
議長　大　谷　喜　正　殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事　件
　陳情第一六号　諏訪公園内駐車場の増設について
二、理　由
　調査研究のため
　昭和五十三年三月二十八日

建設委員会
委員長　橋　本　増　蔵

四日市市議会
議長　大　谷　喜　正　君

委員会報告第五号

公災害対策特別委員会調査報告

本委員会に付託の事件について、その調査結果を左記のとおり会議規則第九十八条の規定により報告します。

記

一、調査事件
　公害並びに災害の防止に関する調査研究
二、調査の経過及び結果
　報告書のとおり（別紙）
　昭和五十三年三月二十八日

公災害対策特別委員会
委員長　宇治田　良　市

四日市市議会
議長　大　谷　喜　正　殿

公災害対策特別委員会報告書

当委員会は付託された「公害並びに災害の防止に関する調査研究」のため昭和五十二年五月十八日に設置され、特に「中小企業の公害対策」と「地盤沈下問題」を研究項目として調査活動を実施してきましたので、その結果につい

て報告します。

(一) 中小企業の公害対策について

本市における公害問題は石油コンビナートによる産業公害としてとらえられ、通称〃四日市ぜんそく〃に代表される大気汚染がその全てかの印象を外部に与えております。しかし、コンビナート工場等から排出される汚染物質については、「大気汚染防止法」「三重県公害防止条例」等の法令による規制、テレメーターシステムによる監視体制、企業を含めた公害防止計画の推進等により二酸化硫黄については五十一年度に市内の全測定局で環境基準、並びに〇・〇一七ＰＰＭの年平均値濃度を達成し、硫黄酸化物による高濃度汚染地域の汚名を返上することができたこと、また、光化学スモッグの原因と考えられる窒素酸化物、炭化水素については今後の課題とされているものの行政側、企業側共その対応は一応、軌道に乗ったと判断できるのであります。

一方これまで石油コンビナート公害の〃カゲ〃にあって、あまり表面に現われなかった中小企業の公害問題が大きくクローズアップされてきております。このことは五十一年度における住民からの公害に対する苦情件数のうち、中小企業から排出される悪臭、騒音、ばいじん等によるものがその六四％を占めることからみても推測に難くないのであります。そこで当委員会としては、この「中小企業の公害問題」を研究課題といたしました。

当委員会はまず中小企業が発生源となっている公害の種類、内容、公害防止対策等を企業別に個々に検討を加え、その中から特に苦情件数の多い十社について、問題点の摘出を行い、概ね次の方向で指導を続けるべきとの結論を得たのであります。

(イ) 魚滓化製場関係については、脱臭装置、汚水処理施設ともその機能の面でも効果の面でも不十分であるので、施設の適正管理はもとより、原料置場の構造改良も併せて、今後とも強力な行政指導が必要であります。特に平

山問題に関連して当委員会は静岡市の平金産業、他一カ所の魚滓工場を視察いたしましたか、そこでは立地条件に特に配慮がなされていること、経営者自身にも地域住民に迷惑をかけないという公害防止に対する積極的な姿勢がみられるなど、付近住民から何等苦情は聞かれなかったのであります。

この業種については、公益的要素が多分にあること、また、本市のみの問題にとどまらず広域的見地に立って対処すべき性格のものであるので、県あるいは関係市町村との連けいを密にして移転先、あるいは以後の経営方法、環境対策等について十分に考慮し、指導する必要があると考えます。現状では平山物産の悪臭対策としては、魚アラの保存、あるいは脱臭機器の維持管理に対する行政指導以外に思い切った対策が講じられないのでありますが、この悪臭に日々悩まされ、困惑している地域住民の忍耐にも限界があることを思慮し、〃移転は五十四年度中に〃といった漠然とした目標でなく、綿密な計画をたて、それを具体化することによって、一日も早く平山問題に終止符を打てるよう特段の努力が必要であります。

(ロ) 鋳物製造業における悪臭、ばい煙等の公害については、いずれも設備が十分でなく、悪臭については原因となる鋳物砂を使用しないこと、ばい煙についてはキューポラからの排ガスをスクラバーにより洗浄すること等の行政指導の徹底が望まれるのであり、その他の企業についても施設の適正管理に十分な配慮がなされるよう今後も引続き指導を行う必要があります。

以上いずれにしても、中小企業の公害防止対策の遅れは経営者の公害に対する認識の如何は別にしても、公害防止機器が概して高価なため、資金調達あるいは企業経営上購入が困難なことが原因と考えられます。従って行政は「四日市市環境改善設備資金」、県の「公害防止施設整備資金」など産業公害防止貸付制度の紹介に努める一方、融資ワクの拡大、金利の引下げ、据置き期間の延長など優遇措置を講ずることにより制度を利用しやすくする等、企業が公害防止に積極的に取組める体制づくりの推進を強く要望する次第であります。

(二)　地盤沈下問題について

地盤沈下の原因と考えられる地下水位の低下は三十年代前半の石油コンビナート企業の進出など工場の立地が相ついだ時点でその兆しがみられ、昭和三十六年以降、地盤沈下が顕著となり、累積沈下量が一メートルをこえる地域が出るに至ったのでありますが、その対策としては地下水の過剰揚水を規制するため、昭和三十二年七月には「工業揚水法」により海蔵川南の海岸部が地域指定を受け、昭和五十年四月には「三重県公害防止条例」により地盤沈下地域での揚水設備の使用許可制をはじめとする規制措置が講じられてきております。昭和五十一年度における四日市市域における九〇測定点における状況調査では九測定点を除き沈下はとまり、沈下が続いている九測定点においても沈下の進行は著しく鈍化してきているのが現状であります。

しかし地盤沈下に付随して発生する災害を考えるとき、例えば累積沈下量が一・二七メートルの富田一色の遠洋漁業基地周辺は三十四年九月の伊勢湾台風災害のあと築造された三・六メートルの防潮堤も実質二・三メートルの高さしかないことになり、高潮に対する防災機能が著しく低下しております。従って、地域住民は台風時にはいつもかつての伊勢湾台風時の恐怖に曝されているわけであります。

当委員会は地盤沈下に対する市の取組みの弱さを指摘する一方、地盤対策事業の多くを国・県の諸事業にまたなければならないとしても、何等、防止する手段を講じることなく災害が発生すれば、それは人災となり、行政の怠慢に対して非難を受けることは明白であります。国・県の施策をまつばかりでなく、それを補う市の行政も必要であります。具体的に例をとれば、昭和四十六年に四日市港管理組合が策定した霞防波堤の二キロメートル延長計画が桑名漁連から潮流が変化することにより〃のり漁場〃に悪影響があるとの理由で反対の声があり、計画は全く進捗しておりませんが、この事業は単に港湾整備にとどまらず、地盤沈下による防潮堤の機能低下を補完するという

効果があります。幸い防波堤を延長しても潮流に変化をきたさない工法が開発された今日、地元漁連の説得に努め、一日も早い完成を望むものでありますが、市としてもその実現のため積極的に働きかける必要があります。なお当委員会としても、いかなる協力も惜しまない決意であります。

同時に市はそれと並行して臨海部の常時浸水地域に早急に排水ポンプを完備し、地域住民から水の不安を取り除くことが必要であり、即それが市の地盤沈下対策となることを指摘する次第であります。

委員会報告第六号

交通対策特別委員会調査報告

本委員会に付託の事件について、その調査結果を左記のとおり会議規則第九十八条の規定により報告します。

記

一、調査事件

今後の陸上交通体系に関する調査研究

二、調査の経過及び結果

報告書のとおり（別紙）

昭和五十三年三月二十八日

交通対策特別委員会

委員長　古　市　元　一

四日市市議会

議長　大　谷　喜　正　殿

交通対策特別委員会報告書

当委員会は、今後の陸上交通体系に関する調査研究のため、昨年五月に設置され、以来、各般にわたり調査活動を行ってきました。

本市全域にわたって均衡のある地域づくりを進めるには、その骨格としての幹線交通網の整備を図るとともに、市民の日常生活の足を確保するため、生活交通網を整備する必要があります。また、自動車の普及によって、交通の利便性は高まったものの、一方では、交通事故、交通渋滞、排気ガス、騒音などの交通公害が深刻な問題となり、自動車特に自家用乗用車を主体とした交通体系のあり方についての見直しが迫られている現状にあります。

当委員会は、かかる観点から、特に当面の問題として交通事故の防止、交通渋滞の解消を重点とし、さらに、今後の陸上交通における道路網の整備及び鉄道における諸問題について調査を進めたのであります。

一、交通事故の防止について

今日まで本問題の解決のため、各種の施策が講じられて来ているものの、依然として各地域における事故の現状は、なお増加の傾向を示しており、その発生原因をみると、わき見等前方不注視運転が約三〇%を占め、その他優先通行違反、徐行違反など運転者の交通モラルの欠除が最大の原因となっております。さらに、車の直前直後の横断、路上へのとび出し等歩行者の不注意による事故が多くみられることから、市民一人一人の交通安全に対する意識向上を図るため、市広報紙をはじめとして、あらゆる広報媒体を積極的に利用し、各家庭、地域社会、学校、職場等における安全教育を徹底的に実施すべきであります。特に、各種民間団体の協力活動等を通じての地域への浸透を図る必要があります。

また、信号機の不備等、交通施設面の整備の遅れからも事故が発生していることから、今後とも継続的に交通環境の整備改善を強力に推進するなど、交通事故の防止に最善の努力を払われるよう望むものであります。

二、交通渋滞の解消について

本市における交通渋滞は、県道四日市土山線、国道一号線をはじめとして、市内のほとんどの基幹道路において発生しており、特に朝夕の通勤通学時には甚だしいものがあります。

この原因としては、自動車特に自家用乗用車の激増と、道路など交通施設の整備の遅れが相関して生じているものと考えられるのであり、特に市中心部と市郊外地を結ぶ路線での渋滞は、団地造成等により、郊外地に移動した人口が通勤時には市中心部に向けて一時的に移動し、しかもそれらの大半が自家用乗用車を交通手段としているため道路が飽和状態になることが最大の原因となっていると考えられます。

従って、この対策としては、究極的には道路能力の増強のためその整備拡充が必要であると考えるのでありますが、同時に交通手段における市民の交通需要を自家用乗用車選好から大量輸送機関へ移行させることによって、自家用乗用車を抑制し、道路機能の回復を図ることが緊要であると思料されます。

この場合、市民が大量輸送機関を選択するためには、便益度、快適度等において自家用乗用車を上まわるものでなければならないのであり、自家用乗用車に替る大量輸送機関としてのバスの機能強化のため、路線網の整備充実運行回数の増便等を講じる必要があります。しかしながら本市の場合、バス事業が民間により運営されているところから、その強化には企業経営上、一定の制約を受けざるを得ないのであり、これがため行政としては、直接的あるい

は間接的な指導並びに援助を行う必要があります。また、パークアンドライド方式による自家用乗用車の市街地など一定地域への乗り入れ規制についても検討すべきものと思料されます。

なお、道路の整備、大量輸送機関の強化にはかなりの時日を要するものであり、即応的な対策としては、交通信号の自動感応化などその改善を図ること、迂回路の設定、またバス停留場における路外停車用地の確保などにより、道路の円滑な流れを図ることが考えられます。

三、今後の交通体系について

交通体系の確立は、人口の分布、産業構造など都市の基礎的諸条件を考察し、市民の日常生活への便益の供給、経済発展への誘導力として考えるべきものと思料されます。

まず、道路整備については、今日の交通手段の中心をなすものが自動車交通であり、しかもこの傾向が今後とも続くと考えられるところから、将来の交通量の需要を予測した道路網の整備促進を図る必要があります。特に、市の基幹道路である都市計画道路は、四十八路線が計画されているものの、延長百六十三・一キロメートルのうち、舗装率二十四・三%という整備状況であり、基幹道路としての機能を十分に果たしていないのが実情であります。かかる事業の遅れが財源問題を主因にしているとはいえ、計画路線の完成による交通渋滞の解消等その経済的効果には極めて高いものがあると考えられるところから、特に重要路線の緊急整備をはじめとして、計画路線の早期完遂に特段の努力を払われるよう強く望むものであり、加えて日常生活道路である支線市道と国道、県道など幹線道路との有機的な接続を図り、道路交通網を体系的に整備されるよう望むものであります。

なお、南北通過量の激増に対処するため、国道一号線、二十三号線（名四国道）の迂回路（バイパス）建設を計画すべきであります。

次に大量輸送機関としての鉄道のうち、国鉄関西線については、現在単線であること等から、時間当たりの運行列車数は、近鉄名古屋線と比較するとき極めて少なく、近年、人口の増加とともに、交通需要が高まっているにもかかわらず利用者数は低迷しており、貨物輸送においてもむしろ減少の傾向にあって、現行では地域社会の経済発展への貢献度は低く、必ずしも大量輸送機関としての機能を十分に果たしているとは考えられないのであります。しかしながら、現在計画されております同線の複線化及び電化によって、駅間所要時間の短縮等を通じて、その輸送力の増強を図れば、たとえ、自動車による輸送力が増大したとはいえ、大量輸送機関としての鉄道輸送の経済効果は極めて高いものがあることから、関係市町村との連携をより密にし、かかる計画事業の早期完成に努力されるより望むものであります。

また、近鉄名古屋線は第一期高架事業がすでに完成し、市街地分断が解消され、さらに踏切りの除去による交通の安全かつ円滑化等がはかられておりますが、引き続き計画されている第二期高架化事業はいまだ事業着手の目途さえたっていない現状にあることから、早急にこれが事業を実施すべく努力する必要があります。さらに将来の市の発展を展望し、道路の整備、市民の安全確保等を勘案し、近鉄名古屋線の全面高架化についても一つの将来構想として検討されるよう要望いたします。

最後に、本市の総合計画は昭和五十三年度をもって終了し、引き続き新総合計画が策定されるのでありますが、この計画において、前述の自家用乗用車と大量輸送機関との関連、道路交通網の整備、及び国鉄、近鉄など鉄道の諸問題等陸上交通における将来構想を樹立し、総合交通体系の確立を明示されることを強く望むものであります。

都市再開発特別委員会調査報告

本委員会に付託の事件について、その調査結果を左記のとおり会議規則第九十八条の規定により報告します。

記

一、調査事件

都市再開発に関する調査研究

二、調査の経過及び結果

報告書のとおり（別紙）

昭和五十三年三月二十八日

都市再開発特別委員会

委員長　小　林　博　次

四日市市議会

議長　大　谷　喜　正　殿

都市再開発特別委員会報告書

当委員会に付託された「都市再開発に関する調査研究」の結果をご報告いたします。

当委員会は本問題について調査研究するにあたり、専門家等から基本的な考え方を聴取し、現地視察による地域の実態把握、あるいは先進都市の視察等を通じて調査研究を進めてまいりました。

本市は戦後復興に立ちあがり、その後経済の高度成長を背景に産業基盤の整備、工場の誘致等により、工業都市として飛躍的な発展を遂げ、また一方、都市化の著しい進展をみてきました。しかし反面、市民所得の向上に伴い、より快適な居住環境を求める市民の指向や核家族化の進行などが相まって、西部丘陵地域の開発が一層促進され、文教施設や道路など新規の行政需要を著しく増加させたのであります。これに伴い旧市街地においては過疎化、旧態依然たる町並みの残存といった問題が顕著となってきたのであります。

当委員会はこのような中で都市化が従来郊外へと広がる傾向にあったのを見直し、中心部の再開発を行うことによって公共施設、設備の効率的な利用をはかり、新市街地開発といった二重投資を防止し、また、環境の整備改善を行うことが今後健全な都市化の進展をはかるうえで重要であるとの観点にたち、調査研究を進めることを決定したのであり、その対象地域として旧市街地すなわち海岸線に沿った北部（富田、富洲原地区）、中部（旧市域）、南部（塩浜地区）の三つの地域に限定したのであります。

本題に入る前にまず従来の再開発に対する取組み方については、一般的に言って事業実施が容易で採算のとれる地区（主に商業地）から手がけられ、住宅地等についてはなおざりにされてきたきらいがあります。

当委員会は以上のような状況から、今後再開発を進めるには、商業地における再開発を見直すとともに、全市的な視野に立った再開発計画を樹立する必要があると判断いたしました。

現在、市内には北から富田駅前地区、富洲原地区、西浦、浜田地区、塩浜地区等の人口集中地区があり、防災対策上、また都市機能の向上をはかるうえで整備が待ち望まれております。このうち現在再開発を実施しておりますのが、浜田、西浦の二地区でありますが、ともに公共施設の整備改善、宅地利用増進を主目的とした区画整理方式による面的な整備であり、その進捗状況も遅々として進まないのが実情であります。これは主として権利調整、資金調達の問題といったことに原因があると考えるのであり、これについては一刻も早く完了させるため住民に対する強力な説得、国等

の補助の拡大等により、一層の努力をする必要があります。

さらに当委員会は既成市街地の整備については、道路、下水道など公共施設の整備、改善に意を用い、土地利用の細分化を抑える一方、住宅等の不燃化、立体化を計画的に行ってある程度人口の増加を吸収していくことが肝要と考えます。その具体的な方策として例示すれば、住工混在地区が存在する橋北地区等は再開発地域に指定して公団住宅、公営住宅等の共同住宅を導入し、立体化をはかれば、水火災から市民を守る防災拠点となり、市街地における人口の増加に対応できるとともに、スプロール化によって利用度が低下した学校等の公共施設の活用がはかられ、また、これに伴う人口の集積によって付近の商業活動への刺激となり、あるいはまた、住工分離、駐車場、公園等の整備の一助にもなると思料するのであります。しかし、これには地域住民に共同住宅を受け入れる住居観を定着させることが必要であります。

また、商店街の再開発については、最近の経済情勢の変動などから、当面過大な商業投資は期待できない情勢にあるものの、再開発を進めるうえで果たす役割は大きく、今後も地域経済振興のうえでその一端を担っていくものと考えます。したがって、今後従来の商業施設だけの整備ではなく、住宅、業務施設、開発にマッチした公共施設等の整備といったことも加味していくことが必要と考えます。しかし、本市においては過去に再開発に対する理解が得られず実現しなかった経緯もあることから、今後、共同店舗化、不燃化、立体化等、再開発に対する意識の高揚をはかるとともに、これが実現のための条件整備を地元住民の参加のもとに行い、また周辺地区との調和をはかって整備を進める必要があると思料いたします。

なお、以上のような計画的な再開発のほか、民間資本による開発など法にとらわれない手法も積極的に取り入れる必要があります。

次に、臨海部の工場群については、過度に集中していることから、三全総の中においては、今後現状維持あるいは抑制の方向が打ち出されておりますが、日本の産業構造が大きな転換を迫られている現状に立って、今後の本市の工業都市としてのあり方について、地域と共存共栄の見地から慎重かつ早急に見直す必要を痛感いたします。しかし、少なくとも住工分離の促進、緑地その他のオープンスペースの確保をはかるなど環境の保全に努める必要があります。

なお、以上述べてきた住宅、商店街、工場等の開発整備については、それぞれ特色をもたせるとともに四日市港との関連を十分考慮する必要があります。すなわちそれは四日市港を商店街、工場等との接点として重視し、単に港として整備するだけでなく、緑地、憩いの場として整備することであり、さらに港と住宅、商店街、工場、あるいは農村等の市街地周辺部を有機的に結びつける道路を目的別に整備し、体系化をはかることが肝要であります。

最後に、本問題について当委員会は約一年間調査研究を重ねてきたのでありますが、極めて広範囲にわたることから十分な結論に達し得なかったのでありまして、今後さらに本市の工業都市のあり方、陸上交通体系のあり方等について、細部にわたって詳細な研究を重ねていくことが都市再開発を進めるうえで肝要と考えます。

委員会報告第八号

地域対策特別委員会調査報告

本委員会に付託の事件について、その調査結果を左記のとおり会議規則第九十八条の規定により報告します。

記

一、調査事件

地域社会の問題とそのあり方に関する調査研究

二、調査の経過及び結果

報告書のとおり（別紙）

昭和五十三年三月二十八日

地域対策特別委員会

委員長　後　藤　長　六

四日市市議会

議長　大　谷　喜　正　殿

地域対策特別委員会報告書

当委員会は、付託された「地域社会の問題とそのあり方」の調査研究に当たり、まず先進都市の視察を行うとともに、「四日市市地域問題調査会」の検討事項、資料を参考にするなど現下の社会情勢を踏まえ、今日の地域社会づくりに欠かし得ない対策を中心に鋭意調査を行い、とりわけ、昨年の地域対策特別委員会報告書の内容をより具現化するため、公共施設の整備、行政区域の調整、住民組織のあり方、地域特性と都市像との関係、住民の社会観、地域行政の拠点づくり等々に意を用いたのであります。

今日の地域社会は、全面的な都市化の進行によって、住民の生活の基盤も意識も以前とは大きく変化し、新たな地域社会問題を惹起しているのであります。

本市においても、地域の構造が急激に変化した結果、地区界、通学区域等において不合理な面が表面化するとともに、住民間の連帯意識が希薄化するなど放置できない現況にあります。

本来、地域社会は、住民の自発的な意識の盛り上がりによって地域連帯感が培われることにより自然に形成されるものでありますが、今日の地域社会の現況にあっては、住民の健全な生活と多様な地域活動を容易にし得る物的基盤を築くことが必要で、そのことは当然行政の義務範域の中で行われなければならないものであり、これがため出張所等の配置の現状を十分考察し、適切な区域設定を明示するとともに、それに基づく環境整備、条件整備を積極的に推進する必要があると思料いたします。

なかでも、連帯意識の高揚に大きく寄与し得る集会施設の整備が今日的課題として強く要請されるところであります。

この意味において、現在、本市が取り組んでいる地区市民センターの構想の中に十分生かし、これが全市域にわたって早期に実現されることが特に望まれるのであります。

と、同時に、住民生活に密着し、日常の交流の場として欠かすことのできない大きな役割を持つ広場・公会所施設の整備も併せて重要な課題と思料いたします。

とりわけ、新しい住宅団地、人口密集地域等における現況を鑑みるとき、これら地域に対する早急な整備が必要とされるのであります。

そのためには、行政の果たす役割、住民の果たす役割等各々の責任分担を明確にし、かつまた変化してきた地域の現状を正確に調査し、地域の特性を的確に把握するとともに地域の将来展望の下に計画化された適切な配備が望まれます。宅地開発にあっても、従前の経験を生かし開発行為時におけるこれら施設の整備に関する指導要綱をより拡充し、強力な指導が必要と考えます。

また、これら施設の確保と整備に対する助成については、管理体制の問題並びに用地対策を含め、現制度の抜本的

な改善を図り、また住民の広い交流を促進するため学校開放、民間施設の有効的活用が必要と思われます。

なお、今後の地域社会づくりの上で、住民の諸活動の育成促進は特に重視されねばならずそれを支える基盤として施設整備は不可欠であり、現下の情勢に見合う望ましい姿として少くとも小学校通学区域が基準とされなければならないと思料されます。

特に、広場・公会所施設の整備に関しては、地域社会の拠点として有効的かつ気軽に利用できるよう各々の地域の特性に応じたよりきめ細かな配備がとりわけ望まれるものと思料いたします。

以上、当委員会が指摘した諸点が早く実現されることが切に望まれる次第であります。